

【論文 26】

原始仏教時代の通商・遊行ルート

森 章司

金子芳夫

「原始仏教時代の通商・遊行ルート」目次

研究の目的と方法……	007
[1] 直接的目的と間接的目的……	007
[2] 本稿制作の方法と手順……	009
[3] 凡例……	012
[4] 本稿の執筆担当者……	013
【1】 通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定……	015
はじめに……	015
[1] アーラヴィー (Ālavī) ……	017
[2] アーパナ (Āpaṇa) ……	018
[3] バーラーナシー (Bārāṇasī) ……	018
[4] バッディヤ (Bhaddiya) ……	019
[5] バールカッチャ (Bhārukaccha) ……	020
[6] ボーガ城 (Bhoganagara) ……	021
[7] チャンパー (Campā) ……	021
[8] ダッキナーギリ (Dakkhiṇāgiri) ……	022
[9] デーヴァダハ (Devadaha) ……	023
[10] ガヤー (Gayā) ……	024
[11] ゴーダーヴァリー河 (Godhāvarī nadī) ……	025
[12] カジャンガラ (Kajāṅgala) ……	026
[13] カンナクヅジャ (Kaṇṇakujja) ……	027
[14] カピラヴァットゥ (Kapilavatthu) ……	027
[15] コーサンビー (Kosambī) ……	029
[16] クシナーラー (Kusinārā) ……	030
[17] ルンビニー (Lumbinī) ……	031
[18] マドゥラー (Madhurā) ……	031
[19] マーヒッサティ (Māhissati) ……	032
[20] マンクラ山 (Maṅkulapabbata) ……	033
[21] ミティラー (Mithilā) ……	034
[22] ナーランダ (Nālandā) ……	034
[23] パータリ村 (Pāṭaligāma) ……	035
[24] パティッターナ (Paṭiṭṭhāna) ……	035
[25] パーヴァ (Pāvā) ……	036
[26] パーヴァープリ (Pāvāpurī) ……	037
[27] パヤーガパティッターナ (Payāgapatiṭṭhāna) ……	037
[28] プンナヴァッダナ (Puṇṇavaddhana) ……	039
[29] ラージャガハ (Rājagaha) ……	040
[30] サーガラ (Sāgala) ……	041
[31] サーケータ (Sāketa) ……	042
[32] サンカッサ (Sāṅkassa) ……	043
[33] サーヴァッティ (Sāvattī) ……	044

[34]	スーパーラカ (Suppāraka) ……	045
[35]	タッカシラー (Takkasilā) ……	046
[36]	トゥーナ (Thūṇa) ……	047
[37]	ウッジェーニー (Ujjenī) ……	047
[38]	ウルヴェーラー (Uruvelā) ……	048
[39]	ヴェーディサ (Vedisa) ……	049
[40]	ヴェーランジャー (Verañjā) ……	050
[41]	ヴェーサーリー (Vesālī) ……	051
[42]	基準地点の分類……	052
【2】 原始仏教聖典に記された通商・遊行ルート「基礎データ」…… 055		
	はじめに……	055
[1]	基準地を1点しか含まない通商遊行ルート のデータ……	059
[2]	基準地を2点含む通商遊行ルート のデータ……	105
[3]	基準地を3点含む通商遊行ルート のデータ……	140
[4]	基準地を4点含む通商遊行ルート のデータ……	158
[5]	基準地を5点含む通商遊行ルート のデータ……	162
[6]	基準地を6点含む通商遊行ルート のデータ……	163
[7]	基準地を7点含む通商遊行ルート のデータ……	165
[8]	基準地を8点含む通商遊行ルート のデータ……	166
[9]	基準地を14点含む通商遊行ルート のデータ……	167
[10]	基準地を含まない通商遊行ルート のデータ……	167
【3】 基礎データをもとに加工した「直近2基準地点間」資料—【地図Ⅰ】と【地図Ⅱ】—…… 177		
	はじめに……	177
[1]	「直近2基準地点間」資料一覧……	179
[2]	【地図Ⅰ】と【地図Ⅱ】……	203
【4】 通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件…… 207		
[1]	本稿で取り上げるインド古代の文献……	207
[2]	交通手段……	208
[3]	幅員……	212
[4]	舗装……	215
[5]	環境……	216
[6]	付帯する設備……	218
[7]	通行の安全……	218
[8]	軍事的要素……	220
[9]	水上交通路……	221
	まとめ……	225
【5】 通商・遊行路を想定するにあたっての具体的要件…… 229		
[1]	地理的要件……	229
[2]	原始仏教時代の大都市……	231
[3]	道路と国境……	233
[4]	現代のルートを参照できるか……	234

[5] 都市の盛衰……	235
[6] 通商と遊行……	236
[7] 水上交通……	236
まとめ……	238
【6】 原始仏教聖典に記されたルート①—南道と北道—……	239
[1] ‘dakkhiṇāpatha’ と ‘uttarāpatha’ ……	239
[2] ‘dakkhiṇāpatha’ と ‘uttarāpatha’ の使用例……	240
[3] ‘dakkhiṇāpatha’ と ‘uttarāpatha’ が意味するもの……	246
[4] ‘dakkhiṇāpatha’ と ‘uttarāpatha’ が示す地域……	248
【7】 原始仏教聖典に記されたルート②—中国と辺国—……	251
[1] 「律蔵」に規定された中国と辺国……	251
[2] 中国と辺国をきめる中心点……	256
[3] 辺国の地点は現在のどこに比定されるか……	257
[4] 「経蔵」における中国と辺国……	262
【8】 インド古典に記されたルート……	269
[1] 『インド誌』の記すルート……	269
[2] 『実利論』の記すルート……	270
[3] 中国求法僧の旅ルート……	271
【9】 「原始仏教時代の通商・遊行ルート」地図の想定—【地図Ⅲ】—……	273
[1] Ganga 河の渡河地点……	273
[2] 【地図Ⅱ】の検討……	276
[3] 辺国のルート……	280
[4] 【地図Ⅲ】 ……	282
【10】 想定してみた通商・遊行ルート【地図Ⅲ】の検証—【完成地図】—……	283
[1] 仏教聖典を資料とすること……	283
[2] 通商路と遊行路……	286
[3] ルートの具体的検証……	287
[4] Sāvatti と Rājagaha を結ぶルート……	288
[5] 交通の要衝……	290
[6] Gandak 河上流左岸ルートはあったか—菩薩の出家ルート……	291
[7] Yamuna 河沿いのルート……	305
[8] 【完成地図】 ……	306
[9] 法顕・玄奘の求法の旅ルートによる検証……	307
まとめに代えて……	309
[1] 釈尊と仏弟子たちの活動範囲……	309
[2] 原始仏教時代のタイム・スパン……	313

裏表紙ポケット

【地図Ⅱ】-① 【地図Ⅱ】-② 【地図Ⅲ】-② 【完成地図】-① 【完成地図】-②

研究の目的と方法

本稿は原始仏教聖典に記されている記述を材料にして、釈尊や仏弟子たちがどのようなルートをとって遊行したか、あるいは商人たちはどのようなルートを通して通商したかということ調査し、その結果を地図上に描いてみようとするものである。

以下に、なぜこのような論文を書こうとしたかという目的と、これを明らかにしようとする方法と手順を記す。

[1] 直接的目的と間接的目的

[1-1] われわれ釈尊伝研究会が「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」を総合テーマとする研究を始めたのは平成4年のことであるから、この『モノグラフ』第20号が刊行されるころにはほぼ満24年を経過することになる。その間、至らない研究成果ではあるがこれを『モノグラフ』19冊に報告してきた。巻末に付したバックナンバーの一覧から知られるように、その大部分は基礎研究と銘打ったものであったし、本稿もまたその一環をなすものである。

「釈尊伝の研究」といいながら、なぜわれわれがインド古代の暦法、1由旬の長さ、janapadaとraṭṭha、古代インド人のライフステージ、螺髻梵志と林住者あるいはジャイナ教の修行者の生活法など、一見すれば釈尊の伝記とは関係がなさそうな事項や、釈尊と仏弟子たちの一日や一年の生活方法、あるいはサンガの運営方法などについての研究に力を注いできたかといえ、原始仏教聖典には釈尊の編年史的な記述は決定的に少ないけれども、何気ない記事の背後に釈尊の生涯に関する情報が隠されているにちがいない、それを読み取らぬかぎりは具体的な釈尊の伝記など書きうるはずはない、そのためにはこのような基礎的研究が欠かせないと考えたからである。

そのような意味では、仏教の修行者たちの遊行がどのようになされたかということも必須のアイテムであって、そのコースが遊行と密接に係わり合っていることはいうまでもない。

本稿の【2】「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの基礎データ」に示したように(pp.125~131)、例えば釈尊や仏弟子たちが王舎城から舎衛城へ、あるいは逆に舎衛城から王舎城へ遊行したという記事は、パ・漢の原始聖典の中に71例が見いだされる。ここにはもちろん、それらが成道何年のどの季節のことで、その遊行にはどれくらいの期間を要し、どこどこを経由したかというようなことは記されていない。

しかしながらわれわれは今までの基礎研究によって、仏弟子たちとは事情が異なるのであるが、釈尊に関してはその遊行できる時期は雨安居が終って次の雨安居が始まるまでの、古代中国暦でいえば9月16日ころから2月15日ころまでのおよそ3ヵ月間のことであって、しかも遊行は最長でも2ヵ月間ほどであったということがわかっている⁽¹⁾。また釈尊が1

日の遊行で歩かれる距離は平均すると 10km ぐらいであるということもわかっている。王舎城と舎衛城を結ぶ直線距離は 440km ほどであるから、したがって直線的に歩いたとしても 44 日間はかかることになる。

しかし 440km というのは直線距離であって、王舎城と舎衛城を結ぶルートには複数があったはずであり、そのいずれを選ぶかによって距離にも相違があり、所要日数も異なる。また釈尊の場合は出家修行者や在家信者の要請によって寄り道したり、途中で本道をそれて脇道に回り道したりしたから、そうするとそのルートによって寄り道し回り道する場所も異なってくることになる。だから釈尊の遊行は平均すると、1 日に進む距離が 10km という驚くほど短い距離になったのである。

しかも仏教の遊行は目的をもった旅であって旅そのものが目的ではなかったから⁽²⁾、目的地には少なくとも数日間は滞在したはずであって、このように考えると釈尊の場合は、1 年の間に王舎城と舎衛城を往復することはできないということになる。

【資料集 2】の「原始仏教聖典資料の仏在処・説処一覧」⁽³⁾において調査しているように、原始仏教聖典における釈尊の在処あるいは説処は、細大漏らさず上げると合計 342 箇所にも及び、このうちヴァジ国 (31 箇所)、アーラヴィー国 (3 箇所)、カーシ国 (10 箇所)、マッラ国 (24 箇所)、ヴィデーハ国 (2 箇所)、釈迦国 (30 箇所) などは王舎城と舎衛城を結ぶルートにおいて寄り道し、あるいは回り道した可能性がある場所である。したがって合計 342 箇所のうちの 100 箇所、すなわち 30% くらいは王舎城と舎衛城を往き来する間に立ち寄った可能性がある場所ということになる。

もちろんこれによってすぐさま当該の遊行が釈尊の生涯のいつのことかがわかるわけではないけれども、雨安居の場所や登場人物、あるいは説かれた教えなど様々な状況証拠によってそれが明らかになってくる場合があるわけである。

- (1) 『モノグラフ』第 6 号に掲載した【論文 4】「由旬 (yojana) の再検討」
- (2) 『モノグラフ』第 14 号に掲載した【論文 16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」を参照されたい。
- (3) 金子芳夫が担当し、『モノグラフ』第 2 号に「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧——マガダ国篇」、第 4 号に「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧——祇園精舎 (経蔵) 篇」、第 5 号に「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧——祇園精舎 (律蔵) 篇」、第 8 号に「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧——コーサラ国篇」、第 15 号に「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧——その他国篇」を掲載した。

[1-2] 上記は本稿制作の直接的な目的であるが、もちろん釈尊当時のインドにはどのような通商路があったかという、より一般的な関心もないわけではないことはもちろんである。

本文中で証明するように、釈尊や仏弟子たちの遊行はおそらく当時の通商路を通してなされたであろうから、これを探ることは原始仏教時代の通商路を知る手掛かりになるはずである。

原始仏教時代のインドには南道 (P.: dakkhiṇāpatha, Skt.: dakṣiṇāpatha) と「北道 (P., Skt.: uttarāpatha)」があったとされ、この道路はどの都市とどの都市を結んでいたのであろうか。またこのような幹線道路を中心に道路網はどのように広がっていたのであろうか。このようなことを明らかにすることは、原始仏教時代のインドの経済・文化状況や、中央と地方の関係などを知るよすがになるであろう。

[2] 本稿制作の方法と手順

[2-1] 繰り返すが、本稿は原始仏教時代にはどのような通商・遊行ルートがあったかということ、原始仏教聖典の記述から探ろうとしたものである。そのためには原始仏教聖典に記されているある地点からある地点に移動したという通商・遊行記事を細大漏らさず収集することが基礎作業になることはいうまでもない。その収集方針は、【2】「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの基礎データ」の凡例に記す。

[2-2] 本稿の最終目的は上記データをもとに、通商・遊行ルートを地図上に描くことである。この描かれたルートは当然、釈尊や仏弟子たちが活動した原始仏教時代の都市あるいは町・村落をつなぐものとなる。しかしながら原始仏教聖典に記されている仏在処や説処のすべてが、地図上のどの地点に比定されるか明らかになっているわけではない。そこで本作業はそれが明らかになっている地点を「基準地点」とし、収集されたデータをこれによって整理することにした。ここに「基準地点」としたのは以下のような地点である。

- ①古代の都市が現代まで存続していたり、遺跡などが発見されたりして、その地図上の位置が確定している地点
- ②遺跡は発見されていないが、状況的に紛れがないと考えられる地点
- ③この総合研究においてすでにその位置が想定されている地点
- ④本稿においてその位置が想定された地点

なお、実際に基準地点とした地点の中には、仏在処・説処ではない地点もいくつか含まれている。南道・北道や中国・辺国などの情報によって、通商・遊行ルートを想定するにあたっては欠かせないと考えられる地点も含めたからである。

それぞれの基準地点が、具体的にはどのような根拠によって特定の地点として設定されたかは、【1】「通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定」に記す。

[2-3] 収集されたデータをこの「基準地点」をもとに整理したのが「基礎データ」である。これは原始仏教聖典に記された生のデータであって、これを「基準地点」がいくつ含まれるかなどの視点から整理して、【2】「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの基礎データ」に示した。

例えば「釈尊は王舎城から舎衛城に遊行された」という記事があれば、王舎城も舎衛城も基準地点として設定されているから「基準地2点間通商・遊行ルート」基礎データということになり、もし「釈尊は王舎城からヴェーサーリーを経由して舎衛城に遊行された」という記事があれば、ヴェーサーリーも基準地点として設定されているから、これは「基準地3点間通商・遊行ルート」基礎データということになる。もちろん聖典自身には王舎城、ヴェーサーリー、舎衛城における様々な事績が記されているのであるが、今はそれを捨象してただその遊行の経路だけを拾い出したのである。

[2-4] このように聖典の通商・遊行データには、王舎城から舎衛城に行く記事にしても、例えば王舎城から舎衛城に直行するいわば「飛行機的なルート」や、時にはヴェーサーリーを経由する「特急列車的なルート」、さらにはナーランダ、パータリ村、パーヴァー、カ

ピラヴァットゥなどを経由するいわば「各駅停車的なルート」など様々な種類の記事が含まれる。

しかしながらルートというものは「飛行機的なルート」であれ、主要な都市のみに停車する「特急列車的なルート」であれ、地方都市にも停車する「各駅停車的なルート」が繋がっていくものであるから、次に上記の「基礎データ」のすべてを「直近2基準地点間資料」に分解した。

例えば基準地点のA、B、C、Dを結ぶ遊行データがあったとすると、これをA-B、B-C、C-Dに分解したのである。2地点間とすればA-CやA-DあるいはB-Dなどにも分解することができるが、そのような分解はしていない。なぜならせっかく「各駅停車的なルート」がありながら、これを「特急列車的なルート」や「飛行機的なルート」に戻す必要はないからである。これが「直近」の「2基準地点間」という意味である。そしてこれを示したのが【3】「基礎データをもとに加工した『直近2基準地点間』資料」である。これもデータには違いないのであるが、同じデータという言葉を用いると紛らわしいので、これについては「資料」という語を用いることにしたのである。

[2-5] 作業手順としては最初に、この「『直近2基準地点間』資料」をもとに、2地点間を結ぶルートを地図上に**直線**で引いてみた。道路というものは川や山などの地形、あるいは町や村落のある場所によって迂余曲折するものであるが、古代の道路を地形に合わせてリアルに想定することは土台むりな話であり、たとえわかったとしても小さな地図上にそれをリアルに表わすこともできないからである。

こうして作った地図を【**地図 I**】と呼ぶ。地図はインド半島全体を表わすものと、ガンガー河流域（仏教中国）を表わすものとの2つに分割した。前者を【**地図**]-①、後者を【**地図**]-②とする。【3】「基礎データをもとに加工した『直近2基準地点間』資料」に示したように、「直近2基準地点間資料」にはきわめて多数があり、ガンガー河流域を中心とした部分だけで畳1畳分に相当するような大きな地図に描いてみても線が折り重なるようになって、これをここに掲載できるほどに縮小すると、それこそ真っ黒になるだけであるから、この【**地図 I**】は省略してここには掲載しない。

またこれには前述したように王舎城から舎衛城に直行する「飛行機的なルート」や、ヴェーサーリーにしか寄り道しない「特急列車的なルート」などが含まれており、しかも基礎データには原始仏教聖典として信頼できる文献と、少し信頼度に欠ける『増一阿含』や『根本有部律』などがそのまま使われている。

そこでルートの種類や文献の種類別により厳密に検討するために、「『直近2基準地点間資料』にはそれが次のどれに分類されるかということを示しておいた。

- ①「飛行機資料」とは、直近2基準地点間の直線距離が150km以上のデータ
- ②「1件資料」とは1件しかないデータである。

ただしこの「1件」とは、事例が1件ということであって、例えば釈尊が初転法輪のためにウルヴェーラーからバーラーナシーに行かれ、また戻られたというようなケースは文献としてはいくつもあるが、事例としては1つであるので、このようなものを1件資料として処理したのである。

- ③「増根資料」とは、事例が2点以上あってもそのいずれもが『増一阿含』か『根本有

部律』である場合である。『増一阿含』と『根本有部律』は他の原始仏教聖典に比して成立が新しいとされ、またこの作業を通してわれわれが経験的に現実的ではない特殊なルートが記されている可能性が高いと考えたからである。

[2-6] 次の段階として、「**地図Ⅰ**」から機械的に上記「飛行機資料」「1件資料」「増根資料」を削除して【**地図Ⅱ**】-①、【**地図Ⅱ**】-②を作成した（裏表紙にポケットをつけ、その中に挿入した。その他の地図も同じ）。

ご覧のとおり今度は一転して空白が目立ち、繋がっていてこそ意味があるルートが各所で寸断され、孤立した地名がいくつも見いだされる。

[2-7] そこで次に、この【**地図Ⅰ**】と【**地図Ⅱ**】をもとにして合理的かつ現実的なルートを想定する作業を行った。しかしこの「想定」が恣意的なものとならないよう、次のような要件を建てた。

まず【4】「通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件」においては、陸上ならびに水上の交通路とはどういうものかという基礎的な要件を考えた。

【5】「通商・遊行路を想定するにあたっての具体的要件」においては、古代インドという地理・風土・文化を背景にした主に陸上交通路の具体的要件を考えた。

さらに【6】「原始仏教聖典に記されたルート①——南道と北道——」、【7】「原始仏教聖典に記されたルート②——中国と辺国——」、【8】「インド古典に記されたルート」においては、原始仏教聖典自身やインド古典に記されている主要幹線道についての情報などを調査した。

そしてこのような基礎的・具体的要件と、古代インドの陸上・水上交通路に関するいくつかの情報を総合的に勘案し、【**地図Ⅱ**】を【**地図Ⅰ**】と突き合わせながら、【**地図Ⅰ**】に描かれているルートのうち復活すべきものを復活し、修正すべきものを修正し、【**地図Ⅰ**】にも描かれていないけれども新設すべきルートを新設した。「修正」したというのは経由地をより合理的なものとしたのであり、「新設」したというのはそのルートがなければルートが繋がらず合理的ではないと判断したルートである。

この「復活」「修正」「新設」した経過と理由・根拠については、【9】「『原始仏教時代の通商・遊行ルート』地図の想定」に記した。

このようにして得られた結果を記入した地図が【**地図Ⅲ**】である。これは仏教中国内のルートを検討したものであるから、【**地図Ⅲ**】-②のみであって、【**地図Ⅲ**】-①はない。

[2-8] ただし【**地図Ⅲ**】は、筆者としては原始仏教聖典に記された通商・遊行に関する全データを、可能な限り客観的合理的に、かつ現実的に処理したつもりであるが、しかし原始仏教聖典といういわば特殊な文献を使ったものであり、所詮は仮説のようなものに止まるといわざるをえないので、そこで最後に、【10】「想定してみた通商・遊行ルート【**地図Ⅲ**】の検証」において、仏教文献によっていることによる偏りや、時代的な変遷、法顕・玄奘の求法僧がたどったルート、あるいは幹線道路や支線道路など様々な視点から検証して、結論としての【**完成地図**】-①、【**完成地図**】-②を作成した。

[3] 凡例

なお本稿執筆に際しての凡例を記しておく。

- (1) 先に述べた原始仏教時代の基準地点とした地名は、【1】「通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定」においてカタカナ表記を用いる以外は、すべてパーリ語のローマ字表記（大文字は **SuzEurU** あるいは **SuzBudCU** 体、小文字は **SuzBudRU** 体）を用いる。例えば舎衛城は **Sāvattihī**、王舎城は **Rājagaha** というように記すということである。ただしサンスクリット文献中に現われる地名についてはそのままサンスクリット語をつかっている。

なお基準地点以外の地名についてはパーリ語のローマ字表記の後に（ ）をつけてそのカタカナ表記を記入しておいた。例えば「**Anupiyā**（アヌピヤー）」「**Koṭigāma**（コーティ村）」などである。

- (2) 現代のインドの地名や河川名についても、インドの現代の地図に用いられているローマ字表記を用いる。ただし現代の名であることがわかるように、これは平成明朝体にした。例えばアッラーハーバードは Allahabad、アヨーディヤーは Ayodhya、ガンガー河は Ganga 河などである。

- (3) 本書でしばしば引用する書物については次のような略称を用いる。またページなどは以下に記した文献によって示す。

『赤沼』：赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』法蔵館、1967

『アショーカ王碑文』：塚本啓祥『アショーカ王碑文』レグルス文庫版 54、1976

『インド誌』：アッリアノス著、大牟田章訳『アレクサンドロス大王東征記 付インド誌（下）』岩波文庫、2001

なお必要に応じて『アレクサンドロス東征記およびインド誌 本文篇』東海大学出版会、1996、『同 註釈篇』1996 も用いている。

『西域記』：水谷真成訳注『大唐西域記 1』東洋文庫 653、『大唐西域記 2』東洋文庫 655、『大唐西域記 3』東洋文庫 657、平凡社、1999

『実利論』：カウティリヤ著、上村勝彦訳『実利論（上）』、『同（下）』岩波文庫、1984

原文は R. P. Kangle : *The Kauṭīliya Arthaśāstra, Part I, A Critical Edition with Glossary, Bombay, 1960 (2nd ed. 1969)*

『平岡』：平岡聡訳『ブッダが謎解く三世の物語（上）』、『同（下）』大蔵出版、2007

原文は E. B. Cowell and R. A. Neil : *Divyāvadāna, A Collection of Early Buddhist legends, Cambridge, 1886*

『法顕伝』：長沢和俊訳注『法顕伝・宋雲行紀』東洋文庫 194、平凡社、1971

なお必要に応じて長沢和俊『法顕伝 訳注・解説』雄山閣、平成 8 年も用いているが、その場合には略称でなく、フルネームで示してある。

『八尾』：八尾史〔訳注〕『根本説一切有部律薬事』連合出版、2013

Cunningham : Alexander Cunningham, *The Ancient Geography of India*, London,

1871 (インターネット上で使用させて頂いた : Open Library)
Footprints : On the Footprints of the Buddha--Identification of Controversial and Unknown Places, Tanushree Printig Press, Patna, 1966
Malalasekera : G. P. Malalasekera, Dictionary of Pāli Proper Names Vol. I , II, 1983, New Delhi

[4] 本稿の執筆担当者

本稿の執筆者は森章司と金子芳夫の2人であり、【1】【2】【3】は金子、その他は森が担当した。

といっても今までの「論文」「資料集」同様に、本稿も「はじめに」に記した釈尊伝研究会メンバー全体で取り組んだものであって、執筆者というのはこのテーマに関する主たる担当者のご理解いただいたほうがよいであろう。

われわれは月に一度ずつ研究会を行っており、その様子をホームページ (<http://www.sakya-muni.jp/>) 上の「研究ニュース」欄に報告しているが、このテーマについて最初の報告をしたのは2012年10月の定例研究会報告であった。ここには「『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧』を編集したときの資料をもとに2点間の移動記事をデータ処理ソフトに入力しており、その作業が8割方終わりました」と記している。この「仏在処・説処一覧」の担当者は金子で、したがって本稿の基礎データもすべて金子が収集したのであるが、この時点での目論見とは違って、金子は「仏在処・説処一覧」を材料とするだけでなくほぼ全原始仏教聖典を対象に、改めてデータを取り直すことになった。

しかしながらこのデータの取り方やデータ処理ソフトのフォーマットづくり、そして実際の処理方法、原稿作成などすべての過程において、ほとんど毎回の研究会において議論しつつ作業を積み重ねてきたのであって、2014年と2015年の5月の連休中にはこれだけを議題とした2泊3日の合宿研究会も行った。そしてこれを最終的にインド地図に書き込んで、これでよしという結論を得たのは2015年6月の研究会であって、この時の「研究ニュース」には、「この日の研究会の課題は、『原始仏教聖典の通商・遊行ルート』の最終結論を得ることでした」と報告している。

このようにまる3年余に及ぶ「通商・遊行ルート」研究の全過程において、研究会のメンバー全員の意見をいただきながら、ここにこうしてこの原稿が完成したのであって、したがってこの原稿の執筆者は釈尊伝研究会の全メンバーであるといって過言ではないことを付記しておきたい。

研究の目的と方法

【1】 通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定

はじめに

本稿は「研究の目的と方法」にも記したように、原始仏教聖典が記す誰それがどこからどこを經由してどこまで通商あるいは遊行したという記事を細大漏らさず収集し、それをもとに原始仏教時代の陸上交通ルートを地図上に描いてみようとするものである。

しかしながら原始仏教聖典が記す場所がインド地図上のどの地点にあったかということが明らかになっていなければ地図上にそのルートは描けない。そこで本稿では細大漏らさず収集した通商・遊行記事のなかでその場所が明らかにできる地点を「基準地点」と定めて、この基準地点を元に地図を作ってみることにした。

[1-1] われわれが「基準地点」とした指標には以下の4点がある。すなわち

- ①古代の都市が現代まで継承されていたり、遺跡などが発見されたりして、その地図上の位置が確定している地点
- ②遺跡は発見されていないが、状況的に紛れがないと考えられる地点
- ③この総合研究においてすでにその位置が想定されている地点
- ④本論文においてその位置が想定された地点

である。

といっても④については一言しておかなければならない。③についてはそこそこにきちんとした作業を行い、論文としてまとめてあるが、④は本稿が陸上交通路のルートを地図の上に描いてみるという要請に応じて、ほとんどがその大体の位置を想定しようとしたいわば仮説のようなものにすぎない。いわばルートを想定するうえで大過がないという程度の精度しかもたないものが多いということである。

このように「基準地点」は、その場所が地図上に確定ないしは想定できるということであって、必ずしもその場所が大都市であるとか、大きな遺跡が発見されている場所をさすものではない。原始仏教聖典の記述を材料にする以上、確かに釈尊がしばしば訪れられた場所が中心となり、それは確かに大都市であるとか、大きな遺跡が発見されている場所と重なる場合が多いが、一般にはほとんど知られていない場所も含まれていることをご承知おき願いたい。

また別の視点からいえば、この「基準地点」には次のような4種類の地名が含まれている。

- (1) われわれが今までに報告した【資料集2】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」において仏在処・仏説処として地名が挙げられている場所。資料集には以下の5点がある。

【資料集2-1】 「マガダ国篇」 (『モノグラフ』第2号 2000年7月)

【2-2-1】 「祇園精舎(経蔵)篇」 (『モノグラフ』第4号 2001年11月)

【2-2-2】 「祇園精舎(律蔵)篇」 (『モノグラフ』第5号 2002年5月)

【2-3】 「コーサラ国篇」 (『モノグラフ』第8号 2004年3月)

【2-4】「その他国篇」（『モノグラフ』第15号 2009年10月）

(2) 仏在処・仏説処にはなっていないが、釈尊が遊行の途中に通過した場所

(3) 仏在処・仏説処にはなっていないが、仏弟子が活動し遊行した場所

(4) 仏在処・仏説処でもなく、また仏弟子が遊行し活動したところでもないが、本論文において幹線道路が通過していたであろうと想定した場所

なおこの場合、(1)(2)(3)には必ず【2】「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの基礎データ」に紹介するデータが存するが、(4)についてはこのデータが存しないところもある。具体的にいえば、われわれは中国・辺国の境になる場所は、幹線道路上にある1地点と考えて基準地点に加えたが、ここを訪れたり通過したりするデータがないものがあるからである。

[1-2] 以下にはそれぞれの基準地点について、(1) 釈尊や原始仏教聖典に記される主な事績の簡単な解説、(2) それが現在の地名でいえばどこに比定されるか、(3) その場所に比定する根拠、(4) その場所は緯度・経度では何度何分になるか、(5) この方面では必ずしも専門家とはいえないわれわれが知りうる範囲での残された遺跡の状況、(6) そのほか『法顕伝』『西域記』の参考にすべき記事などについて記す。われわれがもっているその場所の写真も掲載したが、誰でも納得しうるような基準地、例えば *Bārāṇasī*、*Kusinārā*、*Vesālī* などの場合は出さず、一般に常識として認められてない地点の確定のため、「百分は一見に如かず」という意味で掲載した。

なお緯度・経度を細かく示したとしても、本稿に掲載する「地図帳」レベルの地図上に反映しえないことはいうまでもない。むしろ地図上に示した位置は大ざっぱなものというべきで、本来は *Gayā* と *Uruvelā* も重なって区別することができないが、地図上は無理に離して記載したという程度のものである。したがって一々緯度・経度を示したのは、われわれの作業段階ではガンジス河沿岸地帯が昼1 昼分もあるような大きな地図を用いたからであり、また確認されたい向きには確認していただきたいという意味からである。

ちなみに緯度1分の距離は1.8519kmに相当し、北緯25度のところの経度1分は1.6627kmに相当する。例えば初転法輪の地サールナート (*Sārnāth*) は北緯25° 22′、東経83° 01′であり、パーラーナシー (*Bārāṇasī*) の *Shri Kashi Vishwanath Temple* (俗にいうところの *Golden temple*) のところは北緯25° 18′、東経83° 00′であり、緯度だけをとらえてみればパーラーナシーと鹿野苑は4分違っているから7.4km離れていることになる。

[1-3] なお基準地点の紹介順序は、パーリ語表記のローマ字のアルファベット (abc) 順とする。

パーリ語ならパーリ語の母音・子音の配列 (a, ā, i, ī) 順序のほうがよさそうであるし、項目はパーリ語のカタカナ表記でたてたのであるから50音 (アイウエオ) 順にしたほうがよさそうであるのに、ガヤーよりもパーラーナシーの方が前に来るような不自然さを犯してまでなぜわざわざローマ字のアルファベット順にしたかといえば、はなはだ手前勝手な理由で申し訳ないのであるが、われわれがパソコン上に構築している「釈尊伝データ」が赤沼智善編の『印度仏教固有名詞辞典』⁽¹⁾の項目に番号をふってこれを利用していただいており、これがアルファベット順に配列されているからである。これによれば *Abala* が0001番であ

り、Yuvañjaya が 5389 番となる。

なぜこのようなことをしたのかといえば、漢訳の原始仏教聖典に用いられている人名・地名などの固有名詞はそれこそ多種多様に翻訳されて、そのまま用いると混乱を避けえないからであって、そこで人名・地名のそれぞれに番号をふって漢訳名が異なっても identify できるようにしたからである。だからパソコン上の「釈尊伝データ」を地名順にソートすると、このような順序で出てきてしまうのである。

なお本稿は「研究の目的と方法」の凡例にも記したように、基準地名をパーリ語（大文字は SuzEurU あるいは SuzBudCU 体、小文字は SuzBudRU 体）で表記するのを原則とするが、本節の項目にはパーリ語の音をカタカナにうつしたものを項目名として掲げた。【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの基礎データ、【3】基礎データをもとに加工した「直近 2 基準地点間」資料でも同じ原則をとっているのでご注意ください。

また基準地名にはサンスクリット（Skt.）と漢訳語を挙げておいたが、それは【2】の「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの基礎データ」に出るもののみで、データにサンスクリットや漢訳語がない場合には空欄とした。なお漢訳語については音写語を先とし、意識語を後とした。

- (1) この辞典は偉大な成果であり、われわれの研究はこの成果に全面的によらせていただいております、これを越えることができたのはごくわずかであると自覚している。

[1] アーラヴィー (Ālavī)

Skt. :

漢訳語：阿荼脾邑、阿荼鞞邑、阿臘脾邑、曠野城、曠野国、広野聚落、曠野処

[1-1] Ālavī は『モノグラフ』第 15 号【資料集 2-4】「原始仏教の仏在処・説処一覧—その他国篇—」（以下『その他国篇』という）の【補註 7】「Ālavī (アーラヴィー国)」(執筆者：岩井昌悟)に記したように、釈尊がアーラヴァカ夜叉を退治したところとして知られ、パーリの註釈書などに記される「雨安居地伝承」では、釈尊が成道後第 16 年に雨安居を過ごされた地とされる⁽¹⁾。漢訳が「曠野」「広野」とするのはパーリ語の Ālavī、サンスクリット語の Atāvī が「森」の意味を有するからである⁽²⁾。

- (1) 「モノグラフ」第 6 号に掲載した【論文 5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」p.071 を参照されたい。

- (2) 『その他国篇』【補註 7】p.629 左

[1-2] Ālavī という地名が国名なのか、それとも都市名なのかははっきりしないが、『その他国篇』では国として処理し、これを Varanasi からおよそ東に 130km、Patna から西におよそ 100km の Ganga 河左岸（北岸）にある Uttar Pradesh 州 Ballia district の都市 Ballia あたりに比定している⁽¹⁾。ただしこれは地図帳レベルのおおまかな地点として想定したものである。その緯度・経度を Ballia Railway Station の位置で示すとすれば、北緯 25° 45′、東経 84° 09′ となる。

- (1) 詳細は【補註 7】pp.632~3 を参照されたい。

[2] アーパナ (Āpaṇa)

Skt. :

漢訳：阿摩那城、阿摩那国、阿耆那、阿和那

[2-1] Āpaṇa はマガダ (Magadha) 国の属国であった Ganga 河下流域南岸にあるアンガ (Aṅga) 国とは反対に、Ganga 河北岸にあったアングッタラーパ (Aṅguttarāpa) 国の町で、そこに住むケーニヤ (Keṇiya) という螺髻梵志が釈尊と弟子たちを食事に招待し、セーラ (Sela) 婆羅門をしてビンビスーラ (Bimbisāra) 王とその軍隊を一緒に招待しているのかと驚かせたというエピソードで知られる町である。

アングッタラーパ国はパーリの註釈書では、ヒマラヤに水源をもつ現在の Koshi 河に比定できるであろう Mahāmahi 河の北にあった水郷であるといい、Āpaṇa には 2 万の商店 (āpaṇa) が軒を連ねていたという。

[2-2] 以上は『その他国篇』の【補註 6】「Aṅguttarāpa (アングッタラーパ国)」(執筆: 森章司) の解説⁽¹⁾を要約したのであるが、ここではルートを想定するという目的のもとでのだいたいの見当として、アンガ国の首都 Campā の北方で、Mahāmahi 河 (現在の Koshi 河) 沿いの河岸地域にあり、しかも市町村規模の地区といった諸条件を加味して Bihar 州 Madhepura district の Phulaut に比定しておきたい⁽²⁾。その地の緯度・経度を Phulaut Chowk Bus Stop の地点で示せば、北緯 25° 30′、東経 86° 56′ になる。

(1) p.626 左以下

(2) 活字にはなっていないがわれわれのホームページでは公開している、「インド調査旅行記録 (2011 年 2/18~3/14)」の 3 月 9 日の記録 (バーガルプル Bhagalpur にて) に、森章司は「市内のホテルで昼食。食後ガンジス河を見に行く。Mahiresi アシュラムと書かれた建物の脇を抜けたところがクーバガートで、ここで 1 人の老人が沐浴を終えたところで衣服を乾かしていた。この人に向こう岸はどこかと聞くとウッタラーアンガで、その先にはどのような町があるのかと聞くとミティラー (Mithilā) と答えた」と記している。この「ウッタラーアンガ」がここにいうアングッタラーパに相当するであろう。

[3] バーラーナシー (Bārāṇasī)

Skt. : Vārāṇasī

漢訳：婆羅痾斯城、波羅痾斯城、波羅奈城、婆羅捺城、波羅城、婆羅痾斯国、波羅捺国、波羅捺国、波羅脂国、波羅奈国、波羅国、波羅奈、波羅捺、波羅捺、婆羅痾斯、波羅痾斯

[3-1] Bārāṇasī はもちろんインド古代からの宗教都市として知られる Ganga 河中流域の北岸にある Uttar Pradesh 州の Varanasi district の都市 Varanasi、日本語でいうところのベナレスにあたる。原始仏教時代には十六大国の一つとして数え上げられる Kāsi 国 (迦尸国、荻苗国、迦尸) の首都で、パーリ文の『大般涅槃経』や『梵文涅槃経』では六大都市の一つとして数えられている。『西域記』によれば、その頃の Bārāṇasī は周囲 4 千余里で

西に Ganga 河を臨み、大都城の長さは 18、9 里、広さ 5、6 里⁽¹⁾で、伽藍が 30 余カ所あってそこには僧徒 3 千人が住んでおり、みな小乗の正量部を学んでいたとしている⁽²⁾。

寡聞にして現在の市内に仏教の遺跡があるかどうかを知らないが、市の東北の Lat Bhairon にかつてはアショーカ石柱法勅の断片があったが、1908 年の暴動で破壊されたとされている⁽³⁾。

Bārāṇasī を Shri Kashi Vishwanath Temple (俗にいうところの Golden temple) に代表させてその緯度・経度を示せば北緯 25° 18′、東経 83° 00′ となる。

(1) 玄奘時代の 1 里は 400~440m とされる。『西域記』1 p.265

(2) 『西域記』2 pp.327~8

(3) 同上書 p.330 の註 2

[3-2] ここから北東へ直線で 7km ほどの距離にある Sārnāth⁽¹⁾ は、仏教の四大聖地 (DN.016 Mahāparinibbāna-s.に巡礼地として、釈尊の生誕地ルンビニー、成道の地ブッダガヤー、初転法輪の地サールナート、入滅の地クシナーラーをあげる)⁽²⁾ の一つに数えられる仏の初転法輪の地で、パーリ語では Isipatana Migadāya といい、漢訳では仙人住处鹿野苑、仙人住处鹿野園、仙人堕处施鹿林、鹿野苑中仙人住处、仙人鹿野苑、古仙人住处鹿野苑、仙人鹿苑、鹿野苑、鹿野園などとされる場所である。

『法顕伝』と『西域記』はともに、ここに訪れたときには比丘が住んでいたとしている⁽³⁾。現在の Sarnath (Deer Park) は遺跡のみであり、アショーカ王の小石柱法勅 (破僧伽に関する法勅) も残されている⁽⁴⁾。またその遺物を収めた立派な博物館 (Archaeological Museum Sarnath) が建てられている。

(1) 中村氏によれば「サールナートという名は、この地が Śāraṅganātha という菩薩の名と結びつけて考えられたので、それが縮約して Sārnāth となったのである」と述べている。

中村元『ゴータマ・ブッダ I』(中村元選集 [決定版] 第 11 巻、春秋社、1992) p.527

(2) vol. II p.140

(3) 『法顕伝』p.123、『西域記』2 p.330

(4) 中村元『インド史 II』(中村元選集 [決定版] 第 6 巻、春秋社、1997) p.393

[4] バッディヤ (Bhaddiya)

Skt. :

漢訳：跋提城、跋提羅城、婆提城

[4-1] Bhaddiya は、穀倉が自然に満ちるという不思議な威徳を持っていたとされるメンダカ長者 (Meṇḍaka seṭṭhi) が住んでいたところで、その孫の、後に舍衛城の東門に東園鹿子母講堂 (Pubbārāma Migāramātupāsāda) を建てたとされているヴィサーカー・ミガラーマター (Visākhā Migāramātā) の出身地とされる都市 (nagara) である⁽¹⁾。

(1) 2 人の事績などについては『モノグラフ』第 12 号に掲載した岩井・本澤・カタブンニョー編【資料集 7】「Visākhā Migāramātā 関係資料」を参照されたい。

[4-2] この地の位置関係についてはすでに『その他国篇』の【補註 6】「Āṅguttarāpa (アングッターラーパ国)」において、先の Āpaṇa と関連させて「ガンジス河の北側にあり、ヴェーサーリーとアングッターラーパの間であって、アング国に属していたと考えるのが

妥当であろう」⁽¹⁾と推定してある。

しかし具体的な地図上の地点を定めるまでには至っていなかったため、今回ルートを想定するにあたって、Ganga 河の北側にあつて **Vesāli** とアングッタラーパ国の **Āpaṇa** との中間に位置する地点ということで、確かな根拠があるわけではないが音も近いので、現在の Bihar 州 Saharsa district にある Bhaddi という村に比定することにした。この村は北緯 25° 46′、東経 86° 49′ に位置する。

(1) p.627 右

[5] パールカッチャ (Bhārukaccha)

Skt. :

漢訳 :

[5-1] Bhārukaccha を仏在処・説処とする原始仏教聖典はなく、仏弟子の記事が存するのみである⁽¹⁾。

(1) 『その他国篇』 p.582

[5-2] Bhārukaccha についてはすでに『その他国篇』の【補註12】「Bhārukaccha (パールカッチャ)」(執筆者：金子芳夫)において論考しており⁽¹⁾、仏典からはここが国際的な港町であったことが知られる。

『西域記』の訳註者水谷真成氏は巻十一の「跋祿羯咄婆国」がこの Bhārukaccha に相当するとし、現在のインド半島の付け根部分のアラピヤ海に面した Gujarat 州 Bharuch district の都市 Bharuch に比定している⁽²⁾。われわれもこれを採用することにする。この地を駅名 Bharuch Railway Station の緯度・経度で示せば、北緯 21° 42′、東経 72° 59′ となる。

(1) p.650 左

(2) 『西域記』3 p.307 の註1

[5-3] 『西域記』はそこには僧伽藍が 10 余箇所あり、僧徒が 300 余人いて、大乘と小乗の上座部を学んでいたとしている⁽¹⁾。

また Bhārukaccha は、紀元後 1 世紀頃のギリシア文献である『エリュトウラー海案内記』第 48 節の中に「バリユガザ (Barygaza)」の名で登場し、オゼーネーからバリユガザに物資が運ばれてくるとか⁽²⁾、同第 51 節には「ダキナバデースにある商業地のうち最も著名なものが二つあり、バリユガザから二十日の道のりだけ南に距ったパイタナ(執筆者註: Pæthana、Patiṭṭhāna のこと)と、これから約十日の距離東にある別の非常に大きな市のタガラ(執筆者註: Tagara)とである」⁽³⁾とされている。

オゼーネー (Ozene) とは後述の基準地点 [37] 「ウッジェーニー (Ujjeni)」にあたり、パイタナ (Pæthana) というのは基準地点 [24] 「パティッターナ (Patiṭṭhāna)」に相当する。またダキナバデース (Dachinabades) とはダッキナーパタ (Dakkhināpatha) すなわち「南道」にあたる。南道については後節【6】「原始仏教聖典に記されたルート①—南道と北道—」において詳しくふれる。

すなわち紀元後 1 世紀頃には Bhārukaccha は内陸への物資の輸送基地であり、西方諸国と

の交易港として知られていたということがわかる⁽⁴⁾。おそらく原始仏教時代にも港町として栄えていたのであろう。

- (1) 『西域記』3 p.307
- (2) 村川堅太郎訳註『エリュトラー海案内記』（中公文庫、1993）p.132
- (3) 同上書 p.134、Wilfred H. Schoff, *The Periplus of the Erythraean Sea :Travel and Trade in the Indian Ocean by a merchant of the first century*, Longmans, Green. And Co., Fourth Avenus & 30Th Street, New York, London, Bombay and Calcutta, 1912（インターネット上で使用させて頂いた：University of Toronto-Robarts Library、以下 Schoff と略す）p.043
- (4) 長澤和俊著『海のシルクロード史』（中公新書 915、1989）p.030、定方晟「バルカッチャの船乗り——仏典とエリュトラ海案内記の接点——」『印度学仏教学研究』（第25巻第1号、1976）p.089

[6] ボーガ城 (Bhoganagara)

Skt. : Bhoganagaraka

漢訳 : 善伽城、負弥城、夫延城、夫延邑、受用城

[6-1] 「ボーガ城」としたのは、つねに Bhoganagara と表わされるからである。ボーガ城は『涅槃経』に描かれる釈尊最後の遊行では「四大教示（仏説であるかどうかを決める四つの基準）」を説かれた地である。

[6-2] Patna にある K. P. Jayaswal 研究所 (The K. P. Jayaswal Research Institute) の Jagdishwar Pandey 氏はこの Bhoganagara を現在の Bihar 州 Gopalganj district の Bhore に比定している⁽¹⁾。Bhore は古代の Vesāli からは Gandak 河を渡ってから西にかなりの距離を行ったところにある。すなわち Gandak 河の西岸（右岸）にあるわけである。

しかし Malalasekera と『赤沼』は Bhoganagara はヴァッジ (Vajji) 国の都市 (nagara) としている⁽²⁾。ヴァッジ国は Gandak 河の東岸（左岸）一帯にあったと考えられており、現在の Bhore はわれわれの感覚ではむしろマッラ国の領域にあったように思われる。

われわれは最後の旅において釈尊は Vesāli を出たところですぐに Gandak 河を渡られ、西北に進まれたと考えている⁽³⁾から、Pandey 氏が Bhoga-nagara を Bhore に比定するのは共感できる。ということで、ここでは同氏の比定を採用する。

Bhore Bus Stop をもってこの地を示せば、北緯 26° 27′、東経 84° 06′ となる。

- (1) *Footprints* pp.032~3、p.048
- (2) *Malalasekera II* p.393、『赤沼』p.097
- (3) 『モノグラフ』19号【研究ノート9】「『涅槃経』の遊行ルート」

[7] チャンパー (Campā)

Skt. : Campā

漢訳 : 占波城、瞻波城、瞻婆城、占波国、瞻波国、瞻婆国、瞻萄国

[7-1] Campā は、過度の経行によって足から出血し、釈尊に琴の絃の喩えをもって中道を諭されたとされるソーナ・コーリヴィサ (Soṇa-Koḷivisa) の出身地として知られ、また『律蔵』の1章を構成する「瞻波鞞度」(Campeyyakkhandhaka) の舞台となったところでもある。

Campā は十六大国の一つに数えられるアंगा (Aṅga) 国の首都であったが、釈尊時代にはそのアंगा国そのものもマガダ国の属国であった⁽¹⁾。

先に述べた Āpaṇa や Bhaddiya は Ganga 河下流域の北岸にあったが、ここは南の沿岸にある。

(1) 『モノグラフ』19号【研究ノート1】「釈尊のアंगा (Aṅga) 国訪問年の推定」

[7-2] Campā の故地は、Ganga 河沿岸にある現在の大都市 Bhagalpur の西約8 km のところにある現在の Champanagar という村に比定してよいであろう。

ここには現在 Campa と呼ばれる川が南の方から Ganga 河に流れ込んでおり、パトナ博物館の O. P. Pandey 氏によると、1970年にここをパトナ大学が発掘調査して、10個くらいの古代の建物跡が発見されたということである(その報告書は出されているのであるが、残念ながら出版されていないという)。

Champanagar は北緯 25° 14′、東経 86° 55′ に位置する。



Campā 川辺の Hindu 寺院



看板右下に Campā の文字

[7-3] 『法顕伝』はこの地には仏の精舎、経行処、四仏坐処があり、すべてに塔が建っていて、僧侶が住んでいると伝えている⁽¹⁾。

また『西域記』は、この国は周囲4千余里あり、北はガンジス河を背にし、国の大都城は周囲40余里あるといい、伽藍は数十カ所あるが損壊しているものが多く、僧徒は2百余人、小乗の教を学んでいると伝えている⁽²⁾。

(1) 『法顕伝』p.132

(2) 『西域記』3 p.202

[8] ダッキナーギリ (Dakkhiṇāgiri)

Skt. :

漢訳：南山国土、南山聚落、南山村、南山、南方

[8-1] Dakkhiṇāgiri は、釈尊入滅後にラージャガハ (Rājagaha) で行われた第一結集のとき、プラーナ (Purāṇa) 長老のグループがここに滞在していて出席しなかったところである⁽¹⁾。また舎利弗と目連を上首とする比丘サンガがアヴァンティ (Avanti) 国のヴェールカントカ (Veḷukaṅṭaka) へ遊行したときに、この地を経由していたと考えられるので⁽²⁾、ここはデカン高原に行くときの入口ルートとなっていたとも考えられる。

(1) 『パーリ律』「五百鞞度」(vol. II p.287)。これに相応する律の『五分律』「五百集法」

(大正 22 p.191 下) にも「時長老富蘭那在南方」とある。

- (2) AN.007-005-050 (vol.IV p.063) に「あるとき舍利弗と目連が大比丘サンガと共にダッキナーギリを遊行していた (Dakkhiṇāgirismiṃ cārikaṃ caranti) …ときに舍利弗と目連を上首とする比丘サンガが本来の朝食 [を摂るために]、ヴェールカンタカに入った (yena Veḷukaṇṭako tad avasari)」とある。註釈書 AN.A. (vol.III p.365) によれば「『[ナンダ母 Nandamātā の] ヴェールカンタキー』とはヴェールカンタカ城の住人である (Veḷukaṇṭakī ti Veḷukaṇṭaka-nagara-vāsini.)」とか、Suttanipāta-A. (vol. I p.370) では Veḷukaṇṭaka-nagare とか、あるいは Theragāthā-A. (vol. I p.370) では「アヴァンティ国のヴェールカンタカ城 (Avantiraṭṭhe Veḷukaṇṭaka-nagare)」(vol. I p.105) とある。

[8-2] 本稿では Dakkhiṇāgiri を地点のように扱っているが、そもそもこれはある広さを有する地域かもしれない⁽¹⁾。

確たる理由はなく、ただ Rājagaha よりも南で、デカン高原部に入る入り口あたりということで、Dakkhiṇāgiri を現在の Bihar 州 Nawada district の Ramdasi と想定しておく。

この Ramdasi は Rajgir の南東、直線で 19km ほどにある都市 Nawada から国道 31 号線を約 29km 南下すると Rajauli という町に至るが、その手前で Dhanarjay 川を渡り左岸 (西岸) に出、さらに Ranchi 方面へ向かう国道 33 号線に入り直線で約 3km ほど南下したところで、ちょうどデカン高原部に突き当たる手前となる。この地区の緯度・経度を示せば、北緯 24° 37′、東経 85° 30′ となる。

- (1) Samantapāsādikā (vol. I p.070) などに Dakkhiṇāgiri-janapada とあるので、ある広さを有する地域と見なせよう。Malalasekera I p.1049

[8-3] 『法顕伝』では、法顕自身は行っていないのであるが、伝聞でコーサンビー (Kosambī) から南 200 由旬に「達嚩」という国があるとしている。訳註者の長澤氏は、「Dakṣiṇa (Pāli : Dakkhiṇa) 現位置未詳。コーシャーンビー国の南 200 由延とあるから、南インドのデカン高原中の 1 国であろう」としている⁽¹⁾。『法顕伝』は、ここには大石山をくりぬいて作った過去仏の迦葉仏を祀った僧伽藍があり、「この土地は荒れ果てて人民は住んでいない」としている⁽²⁾。ひよっとするとこの Dakkhiṇāgiri にあたるのかもしれない。Ramdasi は大きな石がごろごろしている地形のところである。

- (1) 『法顕伝』p.127 の註 1

- (2) 同上書 pp.126~7

[9] デーヴァダハ (Devadaha)

Skt. :

漢訳：天示城、天指城、天現聚落、天邑、天示

[9-1] Devadaha はコーリヤ (Koliya) 国の首都に相当する都市で、ここに住む人びとはコーリヤ族と呼ばれるが、広い意味では Kapilavatthu の住民たちと同じ釈迦族に属していた⁽¹⁾。仏母マハーマーヤー (Mahāmāyā) 夫人の生まれ育ったところである。【論文 11】「提婆達多 (Devadatta) の研究」⁽²⁾ に書いたように、釈尊の家系ゴータマ家とマハーマーヤーの家系とは交差いここ婚をしていたとされる。

【1】通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定

- (1) 『その他国篇』【補註2】「Koliya (コーリヤ国)」(執筆: 本澤綱夫) p.618 右
(2) 『モノグラフ』第11号 p.007

[9-2] 現在のネパール連邦民主共和国 (Federal Democratic Republic of Nepal) の西



Devadaha 村入口アーチ

部地区 Rupandehi district の Bhawanipur (or Bhavanipur) 市にはその故地とされる村があり、その入り口にはここが Devadaha 村入口であるというアーチが懸けられ、村内には Mahadevi (Mahāmāyā の尊称) を名に掲げる高等学校や孤児院などがある。ただし古代遺跡のようなものは何も残されていない。



Mahamaya Bhawani 高等学校



Mahadevi 生家

Devadaha 村の入口の緯度・経度を示せば北緯 27° 36′、東経 83° 33′ である。

またこの近くにはマーヤーの生家とされる場所(北緯 27° 35′、東経 83° 34′)もあるが、これも確からしい証拠はない。

[10] ガヤー (Gayā)

Skt. :

漢訳: 伽耶城、伽耶

[10-1] Gayā は釈尊時代からの大きな町であったが、Gayā の町自体を仏在処・説処とするデータはない。むしろ現代では仏成道の地が Bodh Gaya という名でよばれるようになっているのでこれによって名が知られている。しかし仏典では仏成道の地は Uruvelā と呼ばれ、本稿でもこれを採用して、基準地点 [38] で取り上げる。

[10-2] 古代の Gayā が現代の Bihar 州 Gaya district にある Gaya にそのまま継承されていることは紛れもないが、仏典には Gayāsīsa という地名⁽¹⁾のほうがよく出てくる。ここ



Gayāsīsa (Brahmayoni Hill) 遠景

は Gaya の町から西南のほど近いところにある Brahmayoni 山と呼ばれる小高い山に比定されている。山頂に Brahmayoni Temple があり、この寺院の緯度・経度で示せば、北緯 24° 46′、東経 84° 59′ となる。

釈尊は初転法輪の後再び Uruvelā に帰られ、ウルヴェーラカッサパ (Uruvelakassapa)、ナディーカッサパ (Nadikassapa)、ガヤーカッサパ (Gayākasapa) の迦葉 3 兄弟との仲間たちを教化して、いっぺんに弟子たちが 1,000 人という大集団にふくれあがったので、Uruvelā という小村では生

活が成り立たなくなっていて、ガヤーという大都市のそばの Gayāsīsa に移られ、ここで6年間を過ごされた⁽²⁾。

本稿では Gayāsīsa を Gayā と読み替えてデータを採取した。Gayāsīsa の漢訳語には伽耶山、伽耶山頂、伽耶頂制底、象頭山、象頂山がある。



Brahmayoni 山の山頂のヒンドゥー教寺院

- (1) SN.A. (vol. II p359) には「‘ガヤーシーサに’とは、ガヤー村の近くにガヤーという一つの蓮池も、河もあった (Gayāsīse ti Gayāgāmassa

hi avidūre Gayāti ekā pok- kharanī pi atthi nadi pi) 。ガヤーシーサと名づける象の面瘤に似た頂の岩もあって (Gayāsīsanāmako hatthi-kum- bha-sadiso piṭṭhi-pāsāṇo pi) 、1,000 人の比丘たちの居場所があるようなところに世尊が住された (yattha bhikkhusahassassa pi okāso pahoti, bhagavā tattha viharati) 。それ故に‘ガヤーシーサに’と言われる (tena vuttaṃ "Gayāsīse" ti) 」とある。

- (2) 『モノグラフ』第18号【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」p.113

[10-3] 『西域記』は、伽耶山の山頂には高さ 100 余尺の石の傘堵波があり、無憂王が建てたものとしている⁽¹⁾。しかし現代の Brahmayoni 山の山頂にはヒンドゥー教のお寺はあるが、アショーカ王に関連するような遺跡はみつかっていない。

- (1) 『西域記』3 p.068

[11] ゴーダーヴァリー河 (Godhāvarī nadī)

Skt. :

漢訳 :

[11-1] Godhāvarī 河は、現代でも Godavari 河と呼ばれるデカン高原の西ガーツ (Western Ghats) 山脈に源を発し、北西から南東方向に横切って Andhra Pradesh 州においてベンガル湾へと流れ込む全長 1,465km に及ぶ大河である。したがってこれを1つの地点で示すことはできないのであるが、ルートを示すために仮に Maharashtra 州 Nanded district の都市 Nanded に比定してみた⁽¹⁾。この地点を Nanded Railway Station の位置で示すと、北緯 19° 09′、東経 77° 18′ になる。

- (1) 基準地点 [24] パティッターナ (Patiṭṭhāna) 、すなわち現在の Paithan から東方へ、Godavari 河の下流に位置する Nanded 辺りの川沿いまで、直線距離で約 204.99km ある。

[11-2] わざわざこのような無理を犯したのは、原始仏教聖典の中では屈指の遊行ルートデータといってよい *Suttanipāta* 005-001 (v.976-977) ⁽¹⁾ の記事があるからである。これは次節【2】に紹介する基礎データの [9-①] -01 にあたるが、ここにはバーヴァリン (Bāvarin) という婆羅門の弟子たち 16 人が Godhāvarī 河畔を出発して Ujjeni、Kosambi、Sāvattthī、Kapilavatthu、Vesāli などを経めぐって Rājagaha に到着したとされている。こ

のような貴重なデータを無駄にしたいくないためもあり、また【6】「原始仏教聖典に記されたルート①——南道と北道——」で考察する「南道」とも密接な関係がありそうなので、*Suttanipāta* 005-001 データ中に記されているデカン高原部の他の地名の位置も勘案して、仮に Nanded と比定してみたのである⁽²⁾。

(1) p.190

(2) 塚本啓祥氏によれば、西デカンには多数の仏教遺址（窟院）が散在しているが、それらは紀元前2世紀末ころから紀元後9世紀までの窟院遺址であるという。「南インドの仏教史の問題点」『印度学仏教学研究』（第22巻第2号、1974）

また中村元編著、奈良康明・佐藤良純著、丸山勇撮影『ブッダの世界』（学習研究社、2000）「デカン西部の仏教」によれば「現在のマハーラーシュトラ州を中心にした地域に、十数か所の窟院群遺跡があり、窟院の総数は約千を数える。インド全土の窟院寺院は約千二百というから、そのほとんどがこの西デカンに集中している。ヒンドゥー教やジャイナ教の窟院もあるが、千の窟院のうち約80%が仏教窟であり、比丘の住処たる精舎（ヴィハラー）窟と礼拝堂（チャイティヤ）窟から成り立っている。仏教徒は、おおよそ前2世紀末葉ないし前1世紀初頭から開窟をはじめ、途中で中断の時期はあったにせよ、西暦9世紀まで開窟の活動は続いた」（p.313）とする。

[12] カジャンガラ (Kajāṅgala)

Skt. :

漢訳：伽郎婆羅聚落

[12-1] *Kajāṅgala* は、【7】「原始仏教聖典に記されたルート②——中国と辺国——」において述べるように、『パーリ律』や『十誦律』では中国と東の辺国の境とされるところである。*MN.152 Indriyabhāvanā-s.*⁽¹⁾ や *AN.010-003-028*⁽²⁾、『雑阿含』282⁽³⁾ などでは釈尊もここに住されたことがあるとされている。

(1) vol.III p.298

(2) vol.V p.028

(3) 大正02 p.078上

[12-2] 『西域記』は、[7] に記したチャンパー（瞻波国）から東へ行くこと4百余里で、カジャンガラ（羯朱唵祇羅国）に至る。この国は周囲2千余里、伽藍は6、7カ所で、僧徒は3百余人であると伝えている。『西域記』の訳註では Cunningham 氏の説をとって、Jharkhand 州 Sahebganj district にある都市 Rajmahal に比定している⁽¹⁾。われわれもこれを採用しておく。

この Rajmahal は Ganga 河下流の南岸（右岸）にある町で、その位置を駅名 Rajmahal Railway Station の地点で示せば、北緯 25° 03′、東経 87° 50′ となる。

『西域記』の記述では、ここから東にガンジス河を渡って、その北岸を6百余里行けば、[28] に記すブンナヴァッタナ (*Puṇṇavaddhana*、奔那伐弾那国) に至るといふ⁽²⁾。そしてその後「東印度の境」に入る。まさしくここから東へ行くと辺国であって、【7】「原始仏教聖典に記されたルート②——中国と辺国——」に論じるように、仏教中国は時代が進むにしたがって広くなり、そこで東の中国と辺国の境は *Kajāṅgala* から *Puṇṇavaddhana* に移っ

たのである。

- (1) 『西域記』3 p.206 の註1
- (2) 同上 pp.204~6

[13] カンナクツジャ (Kaṇṇakujja)

Skt. :

漢訳：建拏城、拏鞠社城、伽那慰闍国、慰闍国、曲女城

[13-1] Kaṇṇakujja を仏在処・説処とする経典はない。しかるになぜ基準地としてあげたかと言えば、貴重な遊行データである『パーリ律』「波羅夷 001」⁽¹⁾ に、Verañjā から Vesāli に至る経由地の1つとしてあげられるからである。また『パーリ律』「七百犍度」⁽²⁾、『四分律』「七百集法毘尼」⁽³⁾ の遊行記事にも登場する。

- (1) vol.Ⅲ p.011、次節【2】基礎データ [6-5] -01 参照
- (2) vol.Ⅱ p.298、次節【2】基礎データ [3-65] -01 参照
- (3) 大正 22 p.969 中、次節【2】基礎データ [4-12] -01 参照

[13-2] Kaṇṇakujja (Skt. で Kanyakubja という。原始仏教聖典のサンスクリット対応経に現れないので上記ではこれを紹介していない) は、7世紀の初めに詩人としても名高い戒日王 (Harṣavardhana) が出て大いに栄えた。玄奘もこの王と会見している。その都城址が現在の Uttar Pradesh 州 Kannauj district の都市 Kannauj に残され、仏教碑銘も発見されている⁽¹⁾。

『法顕伝』はこの地には2つの僧伽藍があり、小乗学であったとし⁽²⁾、『西域記』は周囲4千余里、国の大都城は西はガンジス河に臨み、その長さ10余里、幅が4、5余里であるとし、そこには伽藍が1百余カ所、僧徒が1万余人がいて、大乘と小乗の二乗を兼ねて学習しているとしている⁽³⁾。

この地の緯度・経度を駅名 Kannauj City Railway Station で示せば、北緯 27° 02′、東経 79° 54′ となる。

- (1) 塚本啓祥『インド仏教碑銘の研究』Ⅰ (平楽寺書店、1996 以下『碑銘の研究』と略す) 「碑銘 Kanauj1」 p.612
- (2) 『法顕伝』 p.066
- (3) 『西域記』2 pp.183~4

[14] カピラヴァットウ (Kapilavatthu)

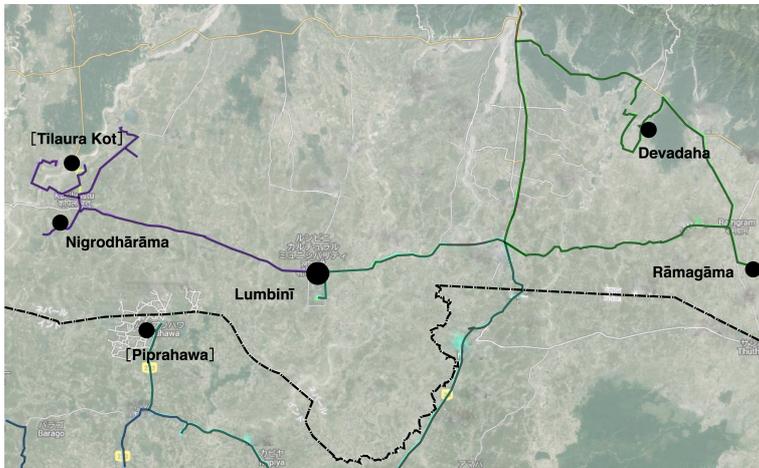
Skt. : Kapilavastu

漢訳：迦毘羅衛城、迦毘羅越城、迦維羅衛城、劫比羅城、迦維羅衛国、迦羅衛国、迦毘羅国、劫比羅国、迦毘羅婆国、迦維羅衛、加維羅衛、加鞞羅衛、迦毘羅越、迦毘羅衛、赤沢国

[14-1] Kapilavatthu はいうまでもなく釈迦族の首都であり、釈尊が幼・少・青年期を過ごされた故郷である。

【1】通商・遊行ルートをも想定するための基準地点とその位置確定

現在 **Kapilavatthu** の古城址の候補地としては **Tilaura Kot** (1) と **Piprahwa** があげられている。**Piprahwa** は仏塔から釈尊の遺骨が発見されたとされる場所である。



【釈迦国地図】 (石井照彦 作成)

釈尊の誕生地 **Lumbinī** は古代釈迦国の故地のなかで、唯一その地点が確定され疑いがもたれていない場所であるから、これを中心とした釈尊や原始仏教時代の故事に係わる地図を下に「釈迦国地図」として掲げておいた。**Nigrodhārāma** としては現在の **Kudan** 遺址である。これはわれわれがネパール・インドを訪れ、実際に

GPS で計測調査して作成したものであって、遺址と遺址をむすぶ線はわれわれのたどったルートの記録であり、破線はインドとネパールの国境を示す。また遺跡名に [] を付したのはパーリ語地名でなく現在の地名である。

釈尊は生母マハーマーヤーが **Kapilavatthu** からその郷里の **Devadaha** に里帰りの途中 **Lumbinī** に立ち寄り、そこで生まれたとされる。この地図で **Tilaura Kot**、**Piprahwa**、**Lumbini**、**Devadaha** の4者の関係を見ても、**Piprahwa** と **Lumbini** と **Devadaha** はほぼ直線上に並んでいるから、そういう意味では **Kapilavatthu** 城址は **Tilaura Kot** より **Piprahwa** であると考えの方が合理的である。里帰りの途中に **Lumbinī** があったとすると **Tilaura Kot** はすこし北にずれすぎている。また距離も **Piprahwa** は現在インド領にあるが、距離は **Tilaura Kot** よりも **Piprahwa** の方が **Lumbinī** に近い。



Tilaura Kot 遺址



Piprahwa 遺址

しかしながら **Piprahwa** は明らかに僧院址であって城跡ではない。このような意味では **Tilaura Kot** の方が城址らしく見える。

- (1) 中村瑞隆・久保常晴・坂詰秀一立正大学ネパール考古学調査団『ティラウラコット本文編』(雄山閣、2000.12) **TILAUURA KOT VOL. I**、第3章「ティラウラコット遺跡第Ⅶ号丘の調査」p.087 以下、ならびに第4章「ティラウラコット遺跡第Ⅱ号丘の調査」p.199 以下

を参照。

[14-2] 本稿にのせる地図程度では両者の位置をそれほど厳密に示す必要はないのであるが、とりあえずここでは **Kapilavatthu** の古城址は **Tilaura Kot** であったと考えておく。ここは **Lumbini** 州 **Taulihawa** にあり、その緯度・経度を示せば、北緯 27° 34′、東経 83° 03′ である。

[14-3] 『法顕伝』によれば、城中に王民なく荒れ果てて、僧徒がいて民家が数十軒あるだけとし、スッドーダナ (**Suddhodana**、白淨) 王の故宮には太子入胎の像、四門出遊に困んだ場所にある塔、太子の箭が東南方 30 里の所に入り泉水が吹き出した処、成道後に初めて父王と会われた処、釈尊の育て親のマハーパジャーパティイー・ゴータミー (**Mahāpajāpatī Gotamī**、大愛道) が僧伽梨を布施した処、ヴィドゥーダバ (**Viḍūḍabha**、瑠璃) 王による釈迦族の殺戮の場所等々のほか、城の東北数里の王田、すなわち太子が樹下で耕者を見た処について伝えている (1)。

『西域記』によれば、カピラヴァットゥは周囲 4 千余里で、王城は崩れてどの程度の範囲かも定かでなく、その中の宮城は周囲 14、5 里で、その基址がしっかりと残っていたという。また伽藍の跡も 1 千余カ所、宮城の側に伽藍が 1 つあり、僧徒が 3 千余人いて、小乗の正量部の教えを学んでいると伝えている (2)。

(1) 『法顕伝』 pp.079~080

(2) 『西域記』2 pp.266~7

[15] コーサンビー (Kosambī)

Skt. :

漢訳：橋閃毘城、橋賞弥城、拘舍弥城、拘深城、拘睺弥国、俱舍弥国、拘睺毘国、拘舍弥国、橋閃毘国、拘舍弥、橋賞弥、拘睺弥、拘舍弥、俱睺弥、俱舍弥、橋閃毘、拘深

[15-1] **Kosambī** は、釈尊時代には四大国の 1 つにも数えられることのある **Vaṃsa** 国の首都で、仏教史的には釈尊教団の中に初めて破僧事件が起こったところである。Yamuna 河のほとりに城址も残っており、そのほかこの地の長者であったゴーシタ (**Ghosita**) 長者が建てたゴーシタ園 (**Ghositārāma**、瞿師羅園) の僧院跡も残っていて、このなかにアショーカ王の石柱法勅がある。

コーサンビーの仏教史については『モノグラフ』第 14 号に掲載した【論文 19】「コーサンビーの仏教」を参照されたい。

[15-2] この地はいま **Kosam** と呼ばれており、Ganga 河と Yamuna 河の合流地点にある大都会 Allahabad の近くの Uttar Pradesh 州 Kaushmbi district にある。これを Ghositarama Monastery 遺跡のアショーカ石柱法勅がある場所で示せば、北緯 25° 20′、東経 81° 23′ となる。

[15-3] 『法顕伝』はむかしのゴーシタ園には今も多くの僧侶がいて、小乗を学ぶものが多いとしている (1)。

『西域記』は、その国は周囲 6 千余里、国の大都城は周囲 30 余里であり、また伽藍は 10 余カ所あるが崩れ倒れ荒れ果てているとし、僧徒は 3 百余人で小乗の教えを学んでいる、と

している。またゴーシタ (Ghosita、具史羅) 長者の旧宅やアショーカ王建立の高さ 2 百余尺のストゥーパなどのことも記している (2)。

- (1) 『法顕伝』 p.125
- (2) 『西域記』 2 p.229、pp.232~3

[16] クシナーラー (Kusinārā)

Skt. : Kuśinagarī

漢訳 : 拘夷那竭城、拘尸那竭城、鳩尸那城、拘尸那城、拘尸城、拘夷城、鳩夷那竭国、鳩尸那竭国、拘尸那竭国、拘尸那国、拘夷国、那竭国、拘夷邑、拘尸那竭、鳩尸那、拘尸那

[16-1] Kusinārā は、四大聖地の一つに数え上げられ、釈尊が入滅された地で、釈尊時代には十六大国の 1 つマッラ国内にある村であった。

この地は現在は Kasia とよばれ、Uttar Pradesh 州 Kushinagar district にある。

[16-2] ここには仏舎利を祀ったとされるストゥーパがあり、そのそばにビルマの僧侶が立てた Parinirvana Temple があり、今でもたくさんの参拝者が巡礼に訪れている。この場所を緯度・経度で示せば北緯 26° 44′、東経 83° 53′ となる。

この地にはほかに釈尊の遺体を荼毘に付した場所に ‘マクタバンダナ塔廟 (Makuṭabandhana cetiya, Skt. Makuṭabandhana caitya、天冠寺、天観寺、宝冠支提、繫冠制底、漚茶廟、漚茶神地、漚茶地、頂結支夷)’ とよばれるチエーティヤが建てられたとされ、その遺跡とされる Ramabhar Stupa も今に残されている。このそばを流れるのが『涅槃経』にも登場する Hiraññavatī (Skt. Hiraṇyavatī、希連禅河) 川である。

[16-3] 『法顕伝』は、クシナーラー城 (拘夷那竭城) の北、ヒラニヤヴァティー河の辺りにあるサーラ双樹、すなわち仏が般涅槃された処があり、釈尊最後の弟子スバッダ (Subhadda、須跋) が得道した処、入棺して 7 日間供養した処、仏舎利を八分した処など、すべてのところに塔が建てられ、僧伽藍があって今も現存しているとしている (1)。

『西域記』は、国の城郭は崩れ落ち、村里もさびれていて、古城の煉瓦の基址は周囲 10 余里であり、住民も少なく荒れ果てているとしている (2)。

このようにクシナーラーは、法顕が訪ねた西暦 404、5 年頃 (3) から玄奘が歴訪した 630 年前後頃 (4) までの間に荒廃が進んだのである。

- (1) 『法顕伝』 pp.086~8
- (2) 『西域記』 2 p.302
- (3) 長澤氏の法顕年表から推定し、法顕は 404 年 6 月 16 日~8 月 15 日の間、Saṅkassa で雨安居を過ごし、各地を巡歴し 405 年 (義熙元年) ~407 年 (義熙 3 年) の間 Pāṭaliputta に滞在するので、Kusinārā には恐らく 404 年後半~405 年前半の頃に訪問したのではなかろうかと考えられる。長澤和俊『法顕伝 訳注・解説』(雄山閣、平成 8 年) 「法顕が遊歴した諸国・年月一覧表」 p.191
- (4) 前嶋氏によれば、玄奘は Kasmira に 628 年 (貞観 2 年) 末~629 年の 2 年滞在し、再び旅路につき、Nālandā 寺院には 630 年 (貞観 4 年、29 歳) の初秋から 635 年 (貞観 9 年、34 歳) まで戒賢に就いて学ぶとするので、恐らく Kusinārā には 630 年頃に訪れたのでは

なかろうかと思われる。前嶋信次『玄奘三蔵』（岩波新書 105、1980）pp.046、093

[17] ルンビニー (Lumbinī)

Skt. :

漢訳：藍毘尼園、嵐毘尼園、藍毘尼林、隆頻林

[17-1] Lumbinī いうまでもなく釈尊降誕の地である。現在のネパール連邦民主共和国の南部タライ平原にある Lumbini Zone の Rupandehi district にある小さな村 Lumbini から、「天愛喜見王は、灌頂 [即位] 20 年に (Devānapiyena Piyadasina lājina vīsati-vasābhisitena) 自ら [ここに] 来て崇敬した。『ここで仏陀・釈迦牟尼が生誕された』と (hida Budhe jāte Sakyamunī [']ti) [伝えられる] 自然石を [保護する] 柵 (または壁) を伴った [建造物を] 設営せしめ、また石柱を建立せしめた。ここで世尊が生誕された故に、ルンビニー村は租税を免ぜられ、また [生産の] 1/8 を支払う (六分税から八分税への減税) ものとせられる (hida Bhagavaṃ jāte [']ti Luṃminigāme ubalike kaṭe aṭṭhabhāgiye ca) 」⁽¹⁾ と刻まれたアショーカ王の石柱法勅が発掘されたので、疑いもなくここが釈尊生誕の地であるということが確認される。

この南部タライ平原は、ヒマラヤ山脈の麓といっても海拔 100 メートル前後しかない低湿地であり、かつてはマラリヤが蔓延して人が住めないといわれた地方であった。現在この地方にはタルー人と呼ばれる民族が住んでいるが、彼らはマラリヤに免疫を持っているとされる。

この石柱の位置を緯度・経度で示せば、北緯 27° 28′、東経 83° 16′ であり、ちなみに海拔は 100 メートルである。その地理的位置関係は [14] カピラヴァットゥに掲げた釈迦国地図を参照されたい。

(1) 塚本啓祥「ルンミンデーイーのアショーカ石柱刻文再考：マヤ堂出土の『自然石』に関連して」(『法華文化研究』第 30 号、2004) p.024

[17-2] 『法顕伝』は、カピラヴァットゥ城の東 50 里の王園、すなわちルンビニー (論民) での釈尊降誕にまつわる聖処や洗浴の池水を飲む僧侶のしきたりを伝えるも、この国が非常に荒れ果て、人民も極めて少なく、道路には象や師子が出没して恐ろしく、みだりに行かないほうがよいと伝えている⁽¹⁾。

『西域記』は、そこには釈迦族の水浴池があり、その北 24、5 歩の所に、今は枯れてないが無憂花樹があつて菩薩の降誕された処であるとし、その近くにはアショーカ王の建てた石柱があり、上に馬の像が作つてあるがその柱は落雷で折れて、大地に倒れていると伝えている⁽²⁾。

(1) 『法顕伝』 pp.080~2

(2) 『西域記』 2 pp.287~291

[18] マドゥラー (Madhurā)

Skt. :

漢訳：摩都量城、摩偷羅城、摩偷羅国、末度羅国、摩偷羅、塵土羅

[18-1] *Madhurā* は *Mathurā* とともに表記されるが本稿では *Madhurā* を採用する。ここは釈尊時代から宗教都市として知られていたが、釈尊がこの地に足を踏み入れられたかどうかははっきりしない。これについては後述する。

[18-2] *Madhurā* は、現在も Uttar Pradesh 州の Mathura district にある Mathura として大いに栄え、Yamuna 河沿いの北には Delhi があり、南には Agra という大都市があってその中間に位置する。ここには付近の遺跡から発見された仏教やジャイナ教の数々の遺品を収容したマトゥラー歴史博物館 (Mathura Museum) があり、ここを緯度・経度で示せば、北緯 27° 29′、東経 77° 40′ となる。

[18-3] 『法顕伝』は、ヤムナー河 (遥捕那河) の左右には 20 の僧伽藍があり、僧侶は 3 千人もいて仏教が盛んであった、としている⁽¹⁾。また僧侶が住む処には舍利弗の塔、目連・阿難の塔、阿毘曇・律・経塔が建てられていて、比丘尼は阿難の塔を、沙弥はラーフラの塔を、阿毘曇の師は阿毘曇の塔を、律師は律の塔を供養し、また摩訶衍の人は般若波羅蜜、文殊師利、光世音 (観世音) などを供養していると伝えている⁽²⁾。

『西域記』は、この国は周囲 5 千余里、国の大都城は周囲は 20 余里である。ここでは伽藍が 20 余カ所で、僧徒は 2 千余人、大乘と小乗を兼学すると伝えている⁽³⁾。

(1) 長澤和俊『法顕伝 訳注・解説』(雄山閣、平成 8 年 9 月) p.044。なお『僧祇律』「尼薩耆波夜提 002」(大正 22 p.295 上)によれば、ヤムナー河の東に「仙人聚落精舎 (Skt. *Rṣigrāma vihāra*)」、西に「叢林精舎 (Skt. *Pinḍavana vihāra*)」があるという。『赤沼』*'Pinḍavana vihāra'* p.504b、*'Rṣigrāma vihāra'* p.550a 参照

(2) 長澤同上書 p.047

(3) 『西域記』2 pp.140~1

[19] マーヒッサティ (*Māhissati*)

Skt. :

漢訳 :

[19-1] *Māhissati* は、*Suttanipāta 005-001*⁽¹⁾ の *Godhāvarī* 河畔に住むパーヴァリンという婆羅門の弟子 16 人が釈尊に拝謁するために大旅行したルートの出発地点として登場する。また *DN.019 Mahāgovinda-s.* には「アヴァンティ人の *Māhissati* (*Māhissati Avantīnam*)」とある⁽²⁾ から、アヴァンティ国内の町であったことがわかる。

(1) p.190、次節【2】基礎データ [9-①] -01 参照

(2) vol. II p.235、『モノグラフ』第 13 号【論文 15】「パーリ仏典に見る *janapada* と *raṭṭha*」p.156 ならびに p.158 の註 (1)、*Malalasekera II* p.623 '*Māhissati*' 参照

[19-2] *Cunningham* 氏によれば、ここは現在の Madhya Pradesh 州 Khargone district の都市 Maheshwar に比定されている⁽¹⁾。デカン高原の北部にある [37] に記す *Ujjeni* (現在の *Ujjain*) から南に下ったところで、われわれもひとまずこれを採用する。その地を Maheshwar Bus Stand の位置で示せば北緯 22° 10′、東経 75° 35′ となる。

- (1) *Cunningham* pp.488~9. なお位置に関しては塚本氏が諸説を紹介している。『改訂増補・初期仏教団史の研究』（山喜房仏書林、昭和55年2月）p.595

[20] マンクラ山 (Maṅkulapabbata)

Skt. :

漢訳：慢求羅山、莫俱山

[20-1] Maṅkula (Makula) pabbata は、パーリの註釈書や『僧伽羅刹所集経』などが釈尊が成道第6年に雨安居を過ごされたとするところである⁽¹⁾。ただし原始仏教聖典にはここで釈尊が雨安居を過ごされたという記述はない。

またパーリ聖典にはこの地に言及するところはないが、漢訳『雑阿含』111~129⁽²⁾に「摩拘羅山」、『雑阿含』1320⁽³⁾に「摩鳩羅山」という地名がみられ、これが Maṅkula pabbata に相当するものと考えられる。

(1) 『モノグラフ』第5号【論文5】岩井昌悟「原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」p.071

(2) 大正02 pp.037下~041上

(3) 大正02 p.362上

[20-2] 本総合研究分担者の岩井昌悟は Maṅkulapabbata を現在の Bihar 州の Munger (Monghyr) 近郊に比定している⁽¹⁾。Munger は Ganga 河の Patna よりも下流の南岸にある都市であって、緯度・経度で示せば北緯 25° 22′、東経 86° 28′ となる。

ここはデカンの高原部が Ganga 河のそばまで出張しているところであり、もしマガダ国の首都 Rājagaha からその属国であったアング国の首都 Campā に直通する道があったとしたらここを迂回していたであろう。

また Ganga 河南岸に沿って Pāṭaligāma から Campā に通じている道もここを通っていたであろうと考えて基準地とした。

(1) 岩井昌悟「マンクラ山—釈尊の第6年雨安居伝承地—について」（『印度学仏教学研究』第53巻第1号、平成16年12月）、ならびに『西域記』3 p.201 註1

[20-3] 『西域記』のいう伊爛拏鉢伐多国（イーラナバルヴァタ国）は Munger にあてられるが、ここは北にガンジス河があって、周囲3千余里、大都城の周囲は20余里、伽藍は10余カ所、僧徒は4千余人、多くは小乗の正量部の法を学んでいると伝えている⁽¹⁾。さらに隣国の王がこの国の王を廃して王城を僧徒に開放し、2つの寺を建立し、それぞれ1千人ほどの僧侶がいて、小乗の説一切有部を学んでいると記している⁽²⁾。

なお前嶋氏によれば、玄奘はここで一年間滞在し、貞観10年に35歳の春を迎えたとしている⁽³⁾。玄奘はその後ガンジス河の南岸を300余里下ってチャンパー（瞻波国）へと向かっている。

(1) 『西域記』3 p.194

(2) 同上書 p.194

(3) 前掲書 p.095

[20-4] 紹介すべき仏教遺跡はないが、Munger やその近郊の Uren 出土の碑銘が発掘されている⁽¹⁾。

- (1) 『碑銘の研究』「碑銘 Mungel¹」 p.162、同「碑銘 Uren¹～3」 p. 216

[21] ミティラー (Mithilā)

Skt. :

漢訳：蜜締羅国、弥締羅城、弥替羅聚落、弥薩羅

[21-1] Mithilā はかつてはヴィデーハ (Videha) 国の首都であった。ヴィデーハ国は西の Gandak 河、東の Koshi 河、南の Ganga 河、北の Mahābhārat 山脈を境界とする広大な版図をもっており、ヴァッジ国の首都であった Vesālī の北部に位置していたが、釈尊の時代にはヴァッジ連合に取り込まれて弱小化していた⁽¹⁾。

この周辺には原始仏教聖典に記される目ぼしい地名はないが、かつては繁栄していたヴィデーハ国へ向けてのルートが存在したであろうと考えて、ここを基準地点の1つに加えた。

- (1) 『モノグラフ』第15号【補註1】「Videha (ヴィデーハ国)」(執筆：岩井昌悟) p.613

[21-2] インドの古典叙事詩『ラーマヤナ (Rāmāyaṇa)』によれば、ラーマ (Rāma) 王子の後シーター (Sītā) は Mithilā のジャナカ (Janaka) 王の娘とされており、この関係から古代の Mithilā は現代の Janakpur に比定される。Janakpur はネパール連邦民主共和国の東南部のインドとの国境付近にある Janakpur Zone の Dhanusa district にあり、その緯度・経度を駅名 Janakpur Railway Station の位置で示せば、北緯 26° 44′、東経 85° 56′ である。

[22] ナーランダ (Nālandā)

Skt. :

漢訳：那羅健陀城、那難陀、那爛陀、羅羅健陀

[22-1] Nālandā には紀元5世紀ころにグプタ王朝の保護を受けて大寺院が建設された。しかし法顕が旅行した410年ころにはまだ建設されておらず、単に舍利弗本生の村である那羅聚落に至ったとするのみである⁽¹⁾。しかしその200余年後に訪れた玄奘はそこには僧徒数千人が住んでいたとし、当時のインド仏教研究の一大拠点であったと伝えている⁽²⁾。なお玄奘はここに5年間滞在して唯識を学んでいる。

- (1) 『法顕伝』 p.102

- (2) 『慈恩伝』(大正50 p.237中～下)によれば、僧徒の主客1万人いて、大乘を学びつつ十八部を兼学し、寺内の講座が1百余カ所に及び、学徒が寸暇を惜しんで学び、国王をはじめとする多くの人々が彼らを支えていたという。

[22-2] 釈尊時代にはここには僧院が建てられていなかったようで、釈尊は Nālandā ではパーヴァーリカ長者 (Pāvārika seṭṭhin, Pāvāriya seṭṭhin, Dussapāvārika seṭṭhin) が仏教サンガに寄進したとされる園林 'Pāvārikambavana (波波利菴婆林)' に住するのを常とされていた。おそらくグプタ時代の Nālandā 寺院はここに建てられたものであろう。その

地は現在の Bihar 州 Nalanda district の Bargaon 村にあり、その地点は北緯 25° 08′、東経 85° 26′ である。

なおこの Nālandā 遺跡からは碑銘も数多く発掘されている (1)。

(1) 『碑銘の研究』 「碑銘 Nālandā1~45」 pp.194~207

[23] パータリ村 (Pāṭaligāma)

Skt. : Pāṭaligrāmaka

漢訳：波羅利子城、波吒離子城、巴連弗城、巴陵弗城、婆羅梨弗国、巴連弗邑、波吒離邑、巴隣聚、巴連弗、波羅利弗、波吒離

[23-1] Pāṭaligāma は、現在の Bihar 州の州都 Patna として大発展しているが、釈尊の晩年にはまだ「村」であって、そこにマガダ国王阿闍世 (Ajātasattu) によって城砦が建設されている途中であった。おそらくそのときに建設されていた大城砦がそのまま現在の Patna 市と重なるのではないかと思われる (1)。

(1) 『モノグラフ』第 19 号に掲載した【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート——特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について——」 p.201

[23-2] 後に詳述するように釈尊時代の Pāṭaligāma には未だ Ganga 河の渡し場としての港湾施設が出来ていなかったが、それは軍事上の要請によるものであって、実質的には陸上交通路としても、水上交通路としても幹線ルートの重要な位置にあったものと考えられる。

当時の Pāṭaligāma の比定場所を、マウリヤ王朝時代の宮城址とされる Kumhrar 遺跡公園 (Kumhrar Excavation Park) の地点で示せば北緯 25° 35′、東経 85° 11′ となる。

[23-3] 『法顕伝』によれば、アショーカ王の宮殿が残存し、アショーカ王塔の附近には大乘の僧伽藍が造られ、小乗の寺もあって 6、7 百人の僧侶がいたという (1)。

『西域記』は、パータリプトラ城 (Skt. Pāṭaliputra、波吒釐子城) はガンジス河の南にあり、周囲 70 余里の故城はすでに荒廃し、基礎を残しているだけと伝える (2)。そして故宮の北に最後の遊行のときに踏まれた仏足石と、その側に高さ 30 余尺のアショーカ王の石柱があって、そこには大略「アショーカ王は信心堅固で、三度瞻部州をば仏法僧に布施し、三度諸の珍宝をもって復び自分で買い戻した」と記されていた、と伝えている (3)。ただしこの石柱は現在は残されていない。

(1) 『法顕伝』 pp.096~7

(2) 『西域記』 3 p.022

(3) 同上書 pp.032~4、足立喜六『大唐西域記の研究 下』 (法蔵館、1943) pp.593~4

[24] パティッターナ (Patiṭṭhāna)

Skt. :

漢訳：

[24-1] Patiṭṭhāna は、Suttanipāṭa 005-001 (1) に記されるバーヴァリンという婆羅門

の16人の弟子たちが釈尊に会うために、はるばると旅をしたその中に現われる地名で、**Godhāvārī** 河畔を出発してこの地を經由し、ここから [19] に記した古都 **Māhissati** へと向かったとされている。ここではこの都市を「アラカ (**Aḷaka**) の **Paṭiṭṭhāna**」としているからアラカ国の首都であつたらしい (2)。

(1) p.190、次節【2】基礎データ [9-①] -01 参照

(2) *Malalasekera II* p.127、『赤沼』p.498b

[24-2] **Wilfred H. Schoff** によれば、**Paṭiṭṭhāna** は現在の西インドの Maharashtra 州 Aurangabad district にある都市 Paithan に比定されている (1)。われわれもひとまずこれを採用しておく。Paithan を公園名 Sant Dnyaneshwar Garden の位置で示せば北緯 19° 29′、東経 75° 22′ となる。

(1) 前掲書 *Schoff* p.195

[24-3] なお **Paṭiṭṭhāna** は、プトレマイオス (**Ptolemy**) の地理書にある **Baithana**、**Paitana** に比定されている (1)。また『エリュトウラー海案内記』第51節は「ダキナバデーヌにある商業地のうち最も著名なものが二つあり、バリユガザから二十日の道のりだけ南に距ったパイタンと、これから約十日の距離東にある別の非常に大きな市タガラとである」 (2) とあり、**Paṭiṭṭhāna** (**Paithan**) が「南道」にあって、バリユガザ (**Barygaza**) すなわちパールカッチャ (**Bhārukaccha**) から南方に20日の道のりにある著名な商業都市であったことを伝えている。

(1) 『赤沼』p.498b、*Malalasekera II* p.127

(2) p.134

[25] パーヴァー (**Pāvā**)

Skt. : **Pāpā**

漢訳：波婆城、波波城、波婆国、波波国、波旬国、波波聚落、波梨耶聚落、波波邑、波利邑、波旬邑、波旬、波婆、波利蛇迦 (**Pāveyyaka**)、彼城

[25-1] **Pāvā** は、古代インドの十六大国の一つに数えられるマッラ国 (**Pāli**, Skt. とともに **Malla**、末羅、摩羅、末牟、満羅、壯士、力士) にあつた町で、釈尊最後の遊行で鍛冶屋の息子 **チュンダ** (**Cunda**) から食事供養を受けられた処である。



Pawa Stupa 趾

[25-2] 現在の Uttar Pradesh 州 Kushinagar district にある Fazilnagar もしくは Pawanagar と呼ばれる地区には、釈尊の遺骨が8分され、その1つをマッラ族の人々が祀つたとされる仏塔 (**Pawa Stupa**) が残されている。またチュンダの屋敷跡とする場所もあり、そこにはインド考古局の立て看板も立てられている。

その仏塔 **Pawa Stupa** の地点は北緯 26° 41′、東経 84° 03′ となる。ただし *Footprints* は Bihar

州の Siwan district にある Papapur 村ではないかとしている (1)

(1) J. Pandey 氏前掲書 pp.049～050

[26] パーヴァープリー (Pāvāpurī)

Skt. :

漢訳：波波国、波和国、波和

[26-1] Pāvāpurīはジャイナ教のマハーヴィーラ (Mahāvira) の亡くなった地で、パーリの原始仏教聖典では前項と同じ綴りである‘Pāvā’と記されている。そのためしばしば前項のPāvāと混同される。



Jal Mandir Pawapuri

しかし『モノグラフ』第19号に掲載した【研究ノート6】「ニガンタ・ナータプッタ (Nigaṇṭha Nātaputta) 死亡年の推定」に記したように、マハーヴィーラの亡くなった地はNālandāの近くの現在Pavapuriと呼ばれているところに間違いがない⁽¹⁾から、そこで本稿ではこれら2つの地名を区別する

ためにこちらはPāvāpurīという地名を用いることにしたのである。

(1) p.140

[26-2] PavapuriはBihar州Nalanda districtにあり、Jal Mandir (The Nirvana place of Lord Mahavira)の位置で示せば北緯25°05′、東経82°32′となる。

現在ここにはマハーヴィーラのなくなった地であることを記念する上記のJal Mandirのほか、その近辺にはマハーヴィーラの遺骨を納めた2500年前のストゥーパなるものやDigambara (裸形)派やŚvetāmbara (白衣)派のいくつかの寺院が建てられている。

[27] パヤーガパティッターナ (Payāgapatiṭṭhāna)

Skt. :

漢訳：

[27-1] Payāgapatiṭṭhānaは仏在処・説処ではなく、『パーリ律』「波羅夷001」⁽¹⁾の、釈尊がVerañjāにおいて馬麦を食して雨安居を過ごされたのち、Soreyya、Saṅkassa、Kaṇṇakujjaを経てPayāgapatiṭṭhānaでGaṅgā河を渡り、さらにBārāṇasīを経由して、Vesālīまで遊行されたという記事に現われるのみである。

しかし後節【9】の「『原始仏教時代の通商・遊行ルート』地図の想定」に詳しく書くように、インド古代においては東西を結ぶ幹線道路と南北を結ぶ幹線道路があり、この2つの幹線道路はこの地で合わさって1つになっていたと考えられる重要な地点であるので、この地を基準地としたのである。

(1) vol.III p.011、次節【2】基礎データ [6-5] -01 参照

[27-2] 現在のインド北部 Uttar Pradesh 州 Allahabad district の都市 Allahabad は古代には *Payāga* (Skt. *Prayāga*) と呼ばれていた。Allahabad は Ganga 河と Yamuna 河に挟まれたところにあり、Ganga 河から見ればその南岸にあるが、ここにはさらに神話上の *Sarasvati* 河も合流するとされ、そこでこの地は Triveni Sangam (三河の合流地点) とよばれ、ヒンドゥー教における一大聖地とされている。そして Allahabad の対岸すなわち Ganga 河の北岸にある Jhansi は、古代には *Patiṭṭhāna* (Skt. *Pratiṣṭhāna*) と呼ばれていた。

パーリ律蔵の *Ṭikā* によれば、「パヤーガ・パティッターナとは、ガンガー河のひとつの勝れた渡し場の名でもあり、それに近接した村の名でもある (*Payāga-patiṭṭhānan ti Gaṅgāya ekassa tittha-visesassā pi, taṃ samīpe gāmassa pi nāmaṃ*)」⁽¹⁾ とあって、*Payāga* と *Patiṭṭhāna* が渡しによって繋がる一つの地域として認識されている⁽²⁾。つまり原始仏教時代には *Payāga* と *Patiṭṭhāna* は併せて1つの地名、すなわち村の名とともに渡し場の名としての '*Payāga-patiṭṭhāna*' として認識されていたということであろう。現在は Allahabad と Jhansi は別の都市になっているが、同じ Allahabad district にある。

先に述べたように、ここを仏在処・説処とするデータがないということは、原始仏教時代には *Payāga-patiṭṭhāna* は [23] に記した *Pāṭali* 村と同様に、主に渡し場の機能を発揮する幹線道路の主要結節地点ではあったが、大都市というわけではなかったのかもしれない。しかし釈尊当時の大都市であった [15] に記した *Kosambī* の玄関口にあたる場所に位置し、仏教中国から *Kosambī* に行くときには、ここを通らなければならなかったはずである。



Shastri Bridge

Payāga と *Patiṭṭhāna* を結ぶ渡し場を、現在の Ganga 河にかかる Shastri Bridge という橋の中央に仮定するとすれば、北緯 25° 26′、東経 81° 53′ である。

なお [24] に記したようにデカン高原にも *Patiṭṭhāna* と称する地名があったが、このことばは「確立する」「基礎を作る」という意の *patiṭṭhahati* という動詞からできた名詞であるから、普通名詞的な固有名詞として使われ、同じ地名をもつ異なる場所がありえたのであろう⁽³⁾。

- (1) *Vimativinodanī-ṭikā*, MYANMAR vol. I p.097. また *Sāratthadīpanī-ṭikā* (MYANMAR vol. I p.459) では「パヤーガ・パティッターナとは、村の同義語でもあり、渡し場の同義語でもある (*Payāga-patiṭṭhānan ti gāmassa pi adhivacanam titthassa pi*)」とある。ちなみに『マヌ法典』ではプラヤーガ (*Prayāga*) は西の外れと位置づけられている。渡瀬信之『マヌ法典』(中公文庫、1991) p.043
- (2) 『善見律婆沙論』(大正 27 p.710 下) には「直路而去到須離国 (*Soreyya*)。從須離去取波夜伽処 (*Payāgapatiṭṭhāna*)。到已即渡大江。渡已便向婆羅那私国 (*Bārāṇasī*)」とある。
- (3) 岩井昌悟「*Payāga-patiṭṭhāna* について」を参照。なお本論文は『東洋思想文化』(東洋大学文学部紀要 69 集、東洋思想文化学科篇第 3 号) 2016 年 3 月(刊行予定)に掲載。

[27-3] 玄奘は、アヤムカ (Skt. Ayamukha、阿耶穆佉国) から東南に行くこと7百余里で、ガンジス河 (殞伽河) を渡って南に向かい、ヤムナー河 (閻牟那河) の北にあるパヤーガ (Payāga、Skt. Prayāga、鉢羅伽耶国) に至ったとしている。

『西域記』によれば、この国は周囲5千余里、国の大都城はガンジス河とヤムナー河の合流地点にあり、周囲は20余里である。ここには伽藍が2カ所あり、僧徒も少なく、小乗の教えを学んでいると伝えている⁽¹⁾。この後、玄奘は西南に進み、猛獣や象の棲む大森林の中を5百余里を経て、コーサンビー (橋賞弥) へと向かっている⁽²⁾。PayāgapatiṭṭhānaはKosambīの玄関口にあたる場所であった。

『法顕伝』にはこの地についての記述はない。

(1) 『西域記』2 p.219

(2) 同上書 pp.227~8

[28] プンナヴァッダナ (Puṇṇavaddhana)

Skt. :

漢訳：富楼那跋陀那国、満富城

[28-1] Puṇṇavaddhanaは『増一阿含』030-003⁽¹⁾においては仏在処とされるが、対応関係にある『雑阿含』604⁽²⁾では話題のなかでこの地名が挙げられるのみである。『増一阿含』というやや遅くに成立したと考えられる文献のみにしか記されず、【7】の「原始仏教聖典に記されたルート②——中国と辺国——」に論じるように、釈尊時代にはこの地は仏教中国には含まれず東方の辺国にあったことになるから、釈尊はこの地には足を運んでおられないと思われる。

それにもかかわらずこの地を基準地としたのは、より新しい時代に成立した「律蔵」とその関連文献にはこの地が中国と辺国の東の境としてあげられ、この時代には東西を結ぶ幹線道路がここまで達していたと考えられるからである。

(1) 大正02 p.660上、次節【2】基礎データ [3-59] -01 参照

(2) 大正02 p.161中、次節【2】 [2-55] 【参考データ】 -01 参照

[28-2] 『西域記』の訳註によると、この地は現在のバングラデシュ人民共和国 (People's Republic of Bangladesh) 西部のRajshahi Division、Bogra districtのBograの8マイル北にあるMahāsthānに比定されているが⁽¹⁾、BograではPāṭaliputta、Campā、Kajāṅgalaさらにベンガル湾沿岸へと繋がる幹線ルートからはあまりに北にずれすぎているきらいがあるので、われわれはもう少しガンジス河沿いに近い、Padma河の北岸 (左岸) の都市Pabna (Pubnaとも) に比定しておきたい⁽²⁾。その地をPabna Old Bus Stationの地点で示せば北緯24° 00′、東経89° 14′である。

(1) 『西域記』3 p.208 註2

(2) 詳細は後節【7】を参照願いたい。

[28-3] 『西域記』ではこの国は奔那伐弾那国と表記されており、その国の周囲は4千余里、大都城は周囲30余里で、そこでは伽藍は20余カ所、僧徒は3千余人で大小の二乗を兼学している、と伝えている⁽¹⁾。『西域記』ではこの後の記述から印度を五つに分けた「東

インドの境」となる。まさしく玄奘時代にはこの地は中国と東の辺国の境界になっていたわけである。

(1) 『西域記』3 pp.207~8

[29] ラージャガハ (Rājagaha)

Skt. : Rājagṛha

漢訳：羅闍城、羅闍祇、王舎城、王舎大城、王城、王舎国、王舎

[29-1] Rājagaha は「王舎城」の名で親しまれている。釈尊時代の四大国の1つというよりも、コーサラ国とともに仏教中国を2分する二大国のその1つのマガダ国の首都である。ビンビサーラ (Bimbisāra、頻婆娑羅) 王が当時の国王であって、釈尊の晩年にはその息子アジャータサットゥ (Ajātasattu、阿闍世) 王に取って代わられた。ビンビサーラは釈尊の教えを真っ先に信じた代表的な優婆塞の1人であって、この帰信を受けたことにより仏教はインド社会に公認されたといつてよいであろう。

[29-2] 『法顕伝』と『西域記』によると、王舎城には旧城と新城があるとされ、旧城は釈尊在世時代にビンビサーラ王が住した城であり、新城はその息子のアジャータサットゥ王が作った城であるとされる⁽¹⁾。両方共に遺跡が残され、Archaeological Survey of India 発行の *Rajgir* という小冊子によれば、旧城の周囲にある五山といわれる山々を巡る外城壁は40kmから48kmにも及び⁽²⁾、これらの山に囲まれた中心の平地が内城であって、その周囲は7kmに近いとされている⁽³⁾。また新王舎城は旧城のすぐ北側にあつて、この周囲は約5kmとされている⁽⁴⁾。

この2つの城に挟まれたところに竹林精舎 (Kalandakanivāpa Veḷuvana、Skt. Veḷuvana、伽蘭陀竹林園精舎) の址がある。

この地はインド東部 Bihar 州の Nalanda district にあり、竹林精舎の位置は北緯 25° 01′、東経 85° 25′ である。

(1) 『法顕伝』p.102、『西域記』3 pp.123、152。『西域記』には新城建設について別の因縁譚も書かれている。

(2) p.034

(3) p.036

(4) p.008

[29-3] 『法顕伝』は、新王舎城には2つの僧伽藍、城の西門を出て3百歩のところ阿闍世王の建てた高大な仏舎利塔がある、とする。次いで新城を出て南へ4里行くと、五山の内に入る。五山の周囲は城郭のようになっており、それが旧王舎城であるが、その広さは東西5、6里、南北7、8里で荒れ果てて人は住んでいないと伝えている。先に記したのは五山を取り囲む外城の大きさであるが、これは内城をいったものであろう。

そのほか耆闍崛山の旧跡、現存するカラランダカ竹園精舎に僧侶がいて清掃していたこと、精舎の北2、3里のシータヴァナ (Sītavana)、ピッパラ窟 (Pipphaligūhā)、五百結集の行われた七葉窟 (Sattapaṇṇigūhā) などを伝えている⁽¹⁾。

『西域記』は、上茅宮城（旧王舎城）はマガダ国の真ん中にあり、高い山に四面を囲まれた自然の要塞で、西は溪谷沿いの道に通じ、北は山に向かって門が開かれ、東西は長く、南北は狭く、周囲は150余里で、内城の遺址は周囲30余里であった、とする⁽²⁾。一方、新王舎城は外側の城壁がすでに崩壊して跡形もなく、内城も壊れているが、基址だけが高く残っていて、周囲20余里で各面に一門があるとする。そしてアショーカ王の時になってパータリプッタに遷都し王舎城を婆羅門に施したので、今、城中には1千軒足らずの婆羅門が住み、宮城の西南の隅には小さな伽藍が2つあって、諸国の客僧が止宿していると伝えている⁽³⁾。

(1) 『法顕伝』 pp.102~5

(2) 『西域記』 3 p.123

(3) 同上書 p.152 ならびに p.157。なお『釈迦方志』巻下（大正51 p.964中）には「曷羅闍姑利呬（Skt. Rājagṛhi）城」を註釈して「即新王舎城。本寒林地。闍王（阿闍世王）移都所築。当茅城（旧王舎城）東北四里」とある。

[30] サーガラ (Sāgala)

Skt. :

漢訳：婆伽羅国

[30-1] Sāgala は、仏教中国から見れば西北インドのタッカシラー (Takkaṣilā) の少し手前にあった町で、『パーリ律』「波羅夷002」に「ダルヒカ (Daḥhika) という比丘の弟子が商人のターバンを盗んだ」⁽¹⁾ という記事があり、釈尊時代に仏教の教えがもっとも西北地方に及んでいた地域であることが知られる。この町のことについては『その他国篇』の【補註13】「Sāgala (サーガラ)」(執筆者：金子芳夫)を参照されたい⁽²⁾。

(1) vol.III p.067

(2) p.651 右。なお【補註13】に触れてないが、『雜阿含』641 (大正02 p.180上)に、婆伽羅 (Sāgala) 国という名が登場するので、付け加えておく。

[30-2] Cunningham 氏はこれを現在のパキスタン・イスラム共和国 (Islamic Republic of Pakistan) の Panjab 州 Sialkot district の県都 Śiālkoṭ に比定している⁽¹⁾。その緯度・経度を City Station Sialkot で示せば北緯 32° 29′、東経 74° 32′ である。

(1) Cunningham p.179, Malalasekera II p.1090, 『西域記』2 p.120 の註(1)

[30-3] 玄奘は、カシュミール (Kasmira, Skt. Kaśmīra, 迦湿弥羅) に滞在した後、諸都市を経てタッカ国 (Ṭakka, 磔迦国) に入り、サーガラ城址 (Sāgala, 奢羯羅故城) に至っている⁽¹⁾。『西域記』によればこの故城は周囲20余里でそこには1つの伽藍があり、僧徒が1百余人いて小乗の教えを学んでいたと伝えている⁽²⁾。

このあと玄奘は、いくつかの都市を経て、現在のバイラート (Bairāt, Virāt, 波理夜咀羅) から東へ5百余里のマドゥラー (秣菟羅国) へと向かっている⁽³⁾。

(1) 前嶋氏によれば、カシュミールには貞観2年末~翌3年の大部分、2カ年滞在。数え年27、28歳のときという。前掲書 pp.044~9

(2) 『西域記』2 p.119, pp.127~8

(3) 前嶋氏同書 pp.049~051

[31] サーケータ (Sāketa)

Skt. : Sāketa

漢訳：婆祇陀城、婆祇多城、婆伽陀城、娑羅多城、自来城、桑祇陀国、婆祇提国、婆岐陀国、沙祇国、婆祇国、娑竭陀邑、娑鞞陀邑、娑竭陀、娑羅帝、沙祇

[31-1] Sāketa は、コーサラ国にあった大都市であり、釈尊時代にはコーサラ国の首都は Sāvattihī (舎衛城) に遷都されていたが、それ以前はここが首都であったと考えられている。MN.024 *Ratha-vinīta-s.* (1) では緊急時に Sāketa と Sāvattihī を結ぶためにこの間に7つの駅をおき、馬を用意していたという。

(1) vol. I p.145、対応経『中阿含』009「七車経」(大正01 p.429下)

[31-2] その地点について、学界では古くから Ayodhyā と同じであるのか異なるのか

という議論がなされてきた。たとえば Cunningham 氏は Sāketa と Ayodhyā を同一視して『ラーマヤナ』の記述からここは Sarabhū (Skt. Sarayū、現在の Ghaghara) 河のほとりにあったとする (1)。また T. W. Rhys Davids 氏はこの2つの町はロンドンとウェストミンスターのように隣り合っていたと考えていた (2)。

われわれも仏蹟調査のついでに現在の Ayodhya を訪ねてみた。百聞は一見にしかずで、鉄道の Ayodhya 駅前にインドのツーリズムが経営しているホテルがあり、その名前は何と 'Hotel Saketa' であった。また市内には K. S. Saket PG College という学校もあり、これを見ても Ayodhya の人びとやインド政府は Ayodhya が原始仏教時代の Sāketa であると認識していることが知られる。われわれもこの認識に従いたい。

ただし原始仏教聖典には Ayodhyā (Pāli: Ayojjhā) という地名はほとんど現われず (3)、しかも Sāketa とはまったく異なる場所をさすようであるから、おそらく現代の Ayodhya と原始仏教聖典の Ayojjhā を identify することはできないであろう。

Sāketa を駅名 Ayodhya Railway Station の地点で示せば北緯 26° 47'、東経 82° 12' となる。

(1) Cunningham p.405

(2) 中村了昭訳『仏教時代のインド』p.028

(3) 全釈尊伝データ (12010 件) のうちで仏在処・説処を Ayojjhā とする聖典は4データで、SN.022-095 (vol. III p.140) と、その対応経『雑阿含』265 (大正02 p.068中)「阿毘陀処」と、さらに『雑阿含』1174 (大正02 p.314下)「阿毘闍」と『増一阿含』040-007 (大正02 p.741中)「阿踰闍」とであるが、『雑阿含』1174の対応経 SN.035-200 (vol. IV p.179) は Kosambī を仏在処・説処としている。そのほか Ayojjhā の地名をあげる聖典に『根本有部律』「葉事」(大正24 p.048下)「無能敵城」と『根本有部律』「破僧事」(大正24 p.101中)「無闍城」「無戦城」がある。したがってパリー文献と漢訳とが一致した情報をもつ資料はたった1データしかないことになり、われわれ



ホテル・サーケータ

【1】通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定

の原始仏教の聖典観からすれば、それだけ Ayojjhā に対する認識度が低いということになる。ちなみに Sāketa という地名を挙げる聖典は 68 データで、そのうち仏説処・在処とする聖典は 16 データある。

[31-2] 法顕は、カンナクツジャ (Kaṇṇakujja、罽饒夷城。今の Kanauj) から南へ 3 由延の呵梨 (Hāriti) という村を経て、東南へ行くこと 10 由延でサーケート (Sāketa、沙祇大国) に到り、そしてこの後舎衛城に至っているから (1)、まさしくサーケートは現在の Ayodhya に相当する。

しかしながら『西域記』はサーケートについては言及せず、その代わりにアヨーディヤー (阿踰陀国) について述べている (2)。しかしこのアヨーディヤーは法顕のいうサーケートの位置とは異なり、また現在のアヨーディヤーとも一致しないように見える。要するに古代のサーケートとも現代のアヨーディヤーとも違う場所をアヨーディヤーと呼んでいるように見えるのであるが、これらの旅行記のルートについては、後節【8】「インド古典に記されたルート」で検討する。

(1) 『法顕伝』 pp.066~8

(2) 『西域記』2 p.208

[32] サンカッサ (Sankassa)

Skt. :

漢訳：僧羯奢城、僧迦舎城、僧羯世城、僧迦奢国、僧迦尸国、僧迦賒国、僧迦尸、僧迦遮、僧伽舎

[32-1] Sankassa は釈尊が三十三天で雨安居を過ごされ、仏母マーヤー夫人に説法されたのちに降下されたという伝説の地である。

[32-2] この地は現在の Uttar Pradesh 州 Farrukhabad district にある Fatehgarh 近郊の村 Sankisa に比定されている。詳しいことは『その他国篇』の【補註 10】「Sankassa (サンカッサ)」(執筆者：森章司)を参照されたい (1)。ここで発見されたアショーカ石柱法勅 (2) のある場所を示せば、北緯 27° 20′、東経 79° 16′ となる。

(1) p.641 右

(2) 「碑銘 Sankisā1」 p.895、Harry Falk *Aśokan Sites and Artefacts*, 2006, Mainz am Rhein (以下 *Harry Falk* と略) p.206

[32-3] 『法顕伝』は、世尊が三十三天から下りてきたという階段の上に、後年アショーカ王が精舎を建て、その中階に一丈六尺の仏立像を作り、精舎の後ろには高さ 30 肘の石柱を立てた、としている。また世尊の沐浴された所に建てられた浴室が残っていて、優鉢羅比丘尼 (『増一阿含』036-005 に優鉢羅色比丘尼とある) (1) が初めて世尊を礼拝した処にも塔が立ち、仏在世時に髪や爪を切って塔を作った処など、すべて塔があって現存していると伝えている。また三十三天から下った場所にも塔が建ち、僧尼が 1 千人ほどおり、みな食事を一緒にし、大小乗を雑えて学んでいると記している (2)。

法顕は、元興 3 年 (西暦 404) にサンカッサの竜精舎で夏坐を過ごし、その後カンナクツジャ (Kaṇṇakujja、罽饒夷城。現在の Kanauj) へと向かっている (3)。

『大唐西域記』の巻第四のカピタカ国 (Skt. Kapitthikā, Kapitthika、劫比他国) は、旧名サンカッサ国 (Sankassa, Skt. Sāṃkāśya、僧迦舍。現在の Sankisa) のことである。その国は周囲 2 千余里、国の大都城は周囲 20 余里である、としている。そこには伽藍が 4 カ所あり、僧徒が 1 千余人いてみな小乗の正量部の教えを学んでいるとする。また城の東 20 余里に如来が三十三天から戻られた大伽藍があり、僧徒は数百人で正量部の教えを学び、数万人の淨人が寺の側に住んでおり、その傍らにアショーカ王の建てた高さ 70 余尺の師子頭の石柱があったという⁽⁴⁾。そのほか諸仏塔、あるいは如来降下の際の須菩提とウッパラヴァンナー (蓮華色、Uppalavaṇṇā) 比丘尼についても記されている。このあと玄奘は、東南に行くこと 2 百里足らずでカンナクッジャ (Kaṇṇakuja, Skt. Kānyakubja、羯若鞠闍国) へと向かっている⁽⁵⁾。

現在の Sankisa にはアショーカ石柱の柱頭 (師子ではなく象) があり、塔のあったらしいところにヒンドゥー教の小さな祠が建てられている。

- (1) 大正 02 p.703 中、次節【2】 [2-63] -03 参照
- (2) 『法顕伝』 pp.061~3
- (3) 同上 pp.066~7
- (4) 『西域記』 2 pp.176~8
- (5) 同上 p.181

[33] サーヴァッティ (Sāvattī)

Skt. : Śrāvastī

漢訳 : 舍衛城、室羅筏城、室羅伐城、舍衛国、舍衛、室羅伐、拘薩羅城、憍薩羅城

[33-1] Sāvattī は、コーサラ国王のパセーナディ (Pasenadi) の居城で、その近郊にはアナータピンディカ (Anāthapīṇḍika) 長者が寄進した祇園精舎がある。Sāvattī は【資料集 2】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」からわかるように、ここを舞台とする経や律は 4,797 点 (舍衛城 2,292、祇樹給孤独園 2,505) と一番多く、つぎに多い Rājagaha の 1,049 点 (王舎城 344、迦蘭陀竹園 490、耆闍崛山 107 ほか) を遥かに越えている⁽¹⁾。これを見ても釈尊の生涯における Sāvattī や祇園精舎の位置の大きさがわかる。

現在の Uttar Pradesh 州 Shravasti district にある Sahet、Mahet という 2 つの村のうち、前者が Jetavanavihāra (祇園精舎) の遺跡、後者が Sāvattī の遺跡である。

舍衛城を Kachchi kuti (スダッタ長者屋敷跡とされる) の位置で示せば北緯 27° 31′、東経 82° 03′ となる。

- (1) 森章司「コーサラ国波斯匿王と仏教——その仏教帰信年を中心に」(『印度哲学仏教学』第 21 号北海道印度哲学仏教学会 2006 年 10 月) p.348 にも同様の数字を示したが、これはその後の修正データにもとづいたものである。なおこの論文はわれわれのホームページ <http://www.google.co.jp/> にもアップさせていただいている。

[33-2] 舍衛城の南の城門から直線で約 600m のところには祇園精舎の址があり、ここには Gandhakuti (釈尊説法の香堂)、Ananda Bodhi Tree (釈尊が阿難のために祈った処) などとされる多数の遺跡が残っている。

また城の東には東園鹿子母講堂 (Pubbārāma Migāramātupāsāda) 址に建てられたとされる小さな僧院がある。ただし考古学的に確認されているわけではない。

[33-3] 『法顕伝』は、城内には2百あまりの家しかなく、人民も少なく、また城中にはマハーパジャーパティエー・ゴータミーの精舎、須達長者の井壁、アングリマーラの遺跡に後の人が建てた塔があった、としている。また城の南門を出て1,200歩で須達長者の建てた祇園精舎があり、東向きの門には左右の2つの石柱があり、左柱上には輪形を作り右柱上には牛形を作っている、と伝える⁽¹⁾。

『西域記』は、この国は周囲6千余里、宮城の建物の跡は周囲20余里で、荒廃しているけれども住民はいたとし、伽藍は数百あるが倒壊したものが多く、僧徒も少数で正量部を学んでいる、としている⁽²⁾。そして波斯匿王の宮城址、祇園精舎（東門の左右に高さ70余尺のアショーカ王の建てた石柱）をはじめとする聖址、あるいはヴィドゥダバ (Viḍḍabha, Virūḍaka, 毘瑠璃) 王が釈迦族を誅戮するために兵を起すも釈尊と出会うと帰城した処などを伝えている⁽³⁾。

(1) 『法顕伝』p.068

(2) 『西域記』2 pp.243~4

(3) 前嶋氏の前掲書 pp.062~6

[34] スーパーラカ (Suppāraka)

Skt. :

漢訳：輪波勒迦城、輪波羅迦城、蘇波羅城

[34-1] 原始仏教聖典にはSunāparanta (Skt. Śronāparāntaka, 西方輪盧那、輪那国土、輪那鉢羅得伽国) という地名も見えるが、これは国 (janapada) というべき広い地域をさし、Suppārakaが都市名である。パーリ聖典 *Udāna 001-010* では‘スーパーラカ海岸 (Suppāraka samuddatīra)’⁽¹⁾ とし、註釈書ではスナーパラタ国の「港町 (paṭṭana) 」⁽²⁾ としている。

Sunāparantaは危険な土地であるからという釈尊の制止を振り切ってブンナ (Puṇṇa) が布教した地として知られる⁽³⁾。

(1) p.006

(2) *Theragāthā. A.* (vol. I p.168) には「彼 (ブンナ) は功德の業によって天人中を輪廻して (so tena puññakammena devamanussesu saṃsaranto)、このブツダの誕生時に、スナーパラタ国のスーパーラカ港の居士の家に生まれた (imasmiṃ buddhuppāde Sunāparantajanapade Suppārakapaṭṭane gahapatikule nibbatti)」とある。この港町は西紀1、2世紀、プトレマイオスには‘Sūpara’ (VII 1. 6) と、またエリュトラ海案内記には‘Sūpara’ (L II) という名で、ギリシャ・ローマにも知られていた。定方晟「バルカッチャの船乗り——仏典とエリュトラ海案内記の接点——」(『印度学仏教学研究』第25巻第1号、1976) p.089

(3) 『モノグラフ』第19号【研究ノート4】「4人のブンナとそれぞれの事績年代の推定」p.099

[34-2] Suppārakaは、現在のMaharashtra州Mumbai Suburban district (旧Thane

district) の Sopara に比定されている。ここからアショーカ王の岩石詔勅 (14 章よりなる詔勅の断片) や仏教碑銘も発見されており⁽¹⁾、間違いのないであろう。その位置を遺跡のある Sopara Stupa Site で示せば、北緯 19° 24′、東経 72° 47′ となる。

なお紀元後 1 世紀頃の『エリュトウラー海案内記』第 52 節には、「[バリユガザから後の] 地方的な商業地としては次々にスーッパラ (筆者註: Suppara, Suppāraka のこと) とカルリエナ市 (筆者註: Calliena) で、後者は老サラガノスの時代に法律で定まった商業地となった」⁽²⁾とあって、商業地として‘スッパラーカ’の名前が登場している。

- (1) 中村元『インド史Ⅱ』(中村元選集 [決定版] 第 6 巻、春秋社、1997) pp.482~3、
「ソーパラー刻文」同書 p.540、『アショーカ碑文』p.015、*Harry Falk* pp.209~214
- (2) 村川氏前掲書 p.134、*Schoff* p.043

[35] タッカシラー (Takkasilā)

Skt. : Takṣaśilā

漢訳 : 得叉尸羅城、得叉城、得叉尸羅国、怛利尸羅国、得利尸邏国、徳叉尸羅

[35-1] Takkasilā は現在のパキスタン・イスラム共和国 (Islamic Republic of Pakistan) の Panjab 州 Rawalpindi district の都市 Taxila に相当する。ここには紀元前 6 世紀から紀元後 7 世紀までの都市遺跡が残され、Taxila 周辺には多数の仏教寺院址もあって⁽¹⁾、碑銘も発見されている⁽²⁾。

釈尊の時代よりも後のことであるが、ここにはアレキサンダー大王が東征の際に滞在したし、さらに後にはシルクロードのインドへの入り口ともなったから、古代から西欧世界に繋がる陸上交通路の要点であった⁽³⁾。

- (1) 『世界考古学事典』上「タキシラ」(p.662) の項
- (2) 『碑銘の研究』「碑銘 Taxila1~13」p.1006~p.1013、*Harry Falk* p.252 以下
- (3) 『インド誌』p.036

[35-2] 「ブッダを上首とするサンガ」の侍医となった名医ジューヴァカ童子 (Jivaka-Komārabhacca) がここに医学の勉強のために 7 年間の留学をしたのはその都市遺跡の初期の時であった⁽¹⁾。釈尊自身がここに直接足を踏み入れたことはなく、仏弟子がここに住したという記録もないが、この近くの [30] Sāgala には釈尊時代に仏教の比丘がいたとされるから、ここにも仏教が伝わっていたという可能性は十分にあるであろう。

Taxila を遺跡 Dharmarajika Stupa の位置で示せば、北緯 33° 44′、東経 72° 50′ となる。

- (1) 『モノグラフ』第 19 号【研究ノート 2】「ジューヴァカ (Jivaka) の諸事績年代の推定」p.054

[35-3] 『法顕伝』は、タッカシラー国 (竺刹尸羅) の国名の由来について、菩薩が頭を人に施したので、「截頭 (截: Skt. takṣa、頭: Skt. śiras)」の意からタキシラと名づけられたという説話 (月光本生譚) を記している⁽¹⁾。『西域記』は、この国は周囲 2 千余里、国の大都城は周囲 10 余里とする。また伽藍は多いがすでに荒廃し、僧徒は少なくみな大乘を

学んでいると伝えている⁽²⁾。

- (1) スハタ国（宿呵多国、現在のスワット Swat 地方）の割肉質鴿塔、ガンダーラ国の捨眼塔、タキシラ国の截頭施人塔、その東方の投身餓虎塔をいう。『法顕伝』p.037 註1、ならびに p.043 の註4
- (2) 『西域記』2 pp.058～9

[36] トゥーナ (Thūṇa)

Skt. :

漢訳 :

[36-1] Thūṇa は、「律蔵」によれば仏教中国からする西の辺国として位置づけられている⁽¹⁾。他の辺国の境界についても述べたように、ここには道路が通っていたものと考えられるので基準地とした。

- (1) 後節【7】の「原始仏教聖典に記されたルート②—中国と辺国—」において詳しくふれる。

[36-2] Bimala Churn Law と Cunningham の両氏は、Thūṇa を現在の Haryana 州 Kurukshetra district の Thanesar に比定している⁽¹⁾。現在インドの国道2号線がベンガル湾沿岸の Kolkata から Varanasi、Allahabad、Kanpur、Agra、New Delhi をへて、Kurukshetra、さらにパキスタン国内に入って Lahore から国道5号線に繋がり Rawalpindi、Peshawar に至っている⁽²⁾。Thanesar はこの幹線上の Kurukshetra にある歴史的な町でヒンドゥー教の重要な巡礼地である。その地を駅名 Thanesar City Railway Station の位置で示せば北緯 29° 58′、東経 76° 49′ となる。

- (1) Bimala Churn Law, *Geography of Early Buddhism*, Bhartiya Publishing House, Delhi, 1973, p.002, *Cunningham* p.328
- (2) 現在、アジアハイウェイ1号線 (AH1) とも呼ばれている。

[36-3] 『西域記』は、マドゥラー (Skt. Mathurā、秣菟羅国) から東北に行くこと5百余里で、スターネーシュヴァラ国 (Skt. Sthāneśvara、薩他泥湿伐羅国) に至るとし、註釈者はこれを現在の Thanesar に比定している⁽¹⁾。この国は周囲7千余里、国の大都城は周囲20余里で、伽藍が3カ所、僧徒は7百余人がいてみな小乗の教えを学んでいる、と伝えている⁽²⁾。

- (1) 前嶋氏の前掲書 p.051、『西域記』2 p.147 ならびに p.148 の註1
- (2) 『西域記』2 p.148

[37] ウッジェーニー (Ujjeni)

Skt. :

漢訳：禪尼城、唵逝尼城、優禪城、鬱闍尼国、唵逝尼国、優禪那国、尉禪国、慰禪国、鬱禪国、優善那邑

[37-1] Ujjeni は、釈尊時代の4大国⁽¹⁾に数えられるアヴァンティ (Avanti) 国の首都で、デカン高原部の最大の都市であった。

マガダ国のピンビサーラ王とも親交を結んでおり、アヴァンティ国王パッジョータ (Pajjota、即ち Caṇḍappajjota) 王の要請を受けて侍医ジーヴァカを派遣したとされる⁽²⁾。

(1) 『モノグラフ』第13号に掲載の【論文15】「パーリ仏典に見る janapada と raṭṭha」
p.195

(2) 『モノグラフ』第19号【研究ノート2】「ジーヴァカ (Jivaka) の諸事績年代の推定」
p.056

[37-2] 現在の Madhya Pradesh 州 Ujjain district にある都市 Ujjain にあたり⁽¹⁾、その地を駅名 Ujjain Junction Railway Station の場所で示せば、北緯 23° 10′、東経 75° 46′ となる。

(1) *Cunningham* p.489

[37-3] 『西域記』はウツジェーニー国 (Ujjeni、鄔闍衍那国) を、周囲 6 千余里で、国の大都城は周囲 30 余里である、としている。そこには伽藍は数十カ所で、倒壊しているものが多く、残っているのは3つか5つで、僧徒は3百余人、大乘・小乗の二乗を兼ねて学習していると伝えている⁽¹⁾。

(1) 『西域記』3 pp.327~8

[38] ウルヴェーラー (Uruvelā)

Skt. :

漢訳：鬱鞞羅婆界、優為界、優留毘村聚、優樓頻螺聚落、鬱鞞羅村、鬱鞞羅聚落、憂樓頻螺池、鬱毘羅、鬱鞞羅、烏留頻螺

[38-1] Uruvelā は仏成道の地であって現在は Bodh Gaya と呼ばれ、ここには成道を記念した大きな塔（現在の現地での呼称 Mahabodhi Temple）が建てられている。Bihar 州 Gaya district に所在する。

[38-2] 本来の Uruvelā は大塔のすぐ東を流れる Lilajan 川 (Nerañjarā、Skt. Nairañjanā、尼蓮禪河) と、さらにその東を流れる Mohana 川に挟まれた白砂の広大な土地に比定され（もともと Uruvelā は「広大な砂地」を意味する）、この2つの川は合流して Phalgu 川になる。その位置を現在 Sujata Temple と呼ばれる小さな寺院の位置で示せば北緯 24° 41′、東経 85° 00′ となる。

[38-3] 『法顕伝』は、そこには降魔成道された処があり、苦行の処から諸処に後人が塔や像を立てており、それらがすべて存在する、としている。そのほか梵天勸請の処、四天王が鉢を献じ商人が麩蜜を施した処、さらにベナレスでの初転法輪後、再びこの地を訪れて三迦葉兄弟を教化された処などにも塔が立ててあると伝えている。また得道の処には3つの僧伽藍があり僧侶が住んでいると記している⁽¹⁾。

『西域記』は、菩提樹の周りの垣根は東西に長く南北に狭く、周囲は5百余歩であり、正門は東に開いて尼連禪河に向かい、南門は大きな花の池に接し、西は険しい地でふさがれ、北門は大伽藍に通じていると記している⁽²⁾。さらに仏陀伽耶大塔の規模、成道後経行の処、仏陀観樹の処、魔王が菩薩を悩ませた処、梵天勸請処等々⁽³⁾、玄奘自らが「菩提樹の垣の

中の聖迹は鱗のように多く並び連なっていてとてもすべてを挙げ尽すことは難しい（〔菩提〕樹垣之内。聖迹鱗次。羌難遍挙）」⁽⁴⁾ とするように、垣の境内の諸聖処には巨細ともにストゥーパの数が頗る多くあったことを伝えている。そのほか牧女の奉糜、目支鄰陀竜王池、苦行林、尼連禪那河で沐浴された処、二商主から供養を受けられた処、四天王奉鉢の処、三迦葉を濟度された処などを記している⁽⁵⁾。

また菩提樹の北門の外には摩訶菩提僧伽藍（Mahābodhi-saṅghārāma）があつて、これは僧伽羅（Śihala。今日の Sri Lanka）国王の建立によるもので、庭や建物が6つの建造物よりなっており、三階の高殿があつたと伝え、そこに住する僧徒たちは1千人足らずで、大乘上座部の教えを学習し、威儀正しく過していたことを伝えている⁽⁶⁾。

Bodh Gaya には Mahabodhi Temple のほか⁽⁷⁾、アショーカ王の銘文や多数の仏教銘文が発掘されている⁽⁸⁾。

- (1) 『法顯伝』 pp.112～3
- (2) 『西域記』 3 p.073
- (3) 同上書 p.078 以降
- (4) 堀謙徳『解説西域記』（前川文栄閣、1912） p.632、足立喜六『大唐西域記の研究 下』 pp.659～660
- (5) 『西域記』 3 pp.091～8
- (6) 同上書 pp.101～2
- (7) Cunningham, *Mahābodhi, or the great Buddhist temple under the Bodhi tree at Buddha-Gaya* (London, 1892)
- (8) 中村元『インド史Ⅱ』（中村元選集 [決定版] 第6巻、春秋社、1997） pp.522～6、『碑銘の研究』「碑銘 Bodh-Gayā1～39」 pp.136～158、*Harry Falk* pp.228～9

[39] ヴェーディサ (Vedisa)

Skt. :

漢訳 :

[39-1] Vedisa は、*Suttanipāta 005-001* の vs.1011⁽¹⁾ のバーヴァリン婆羅門の弟子16人が世尊を拜謁するために通過したルート上に現われる地名である。それによればここは Ujjeni と Kosambī の中間にあることになる。またこの地はアショーカ王の妃の生地で、息子のマヒンダ (Mahinda) はセイロン島（現在の Democratic Socialist Republic of Sri Lanka）へ行く途中に、ここに立ち寄っている⁽²⁾。

- (1) p.190、次節【2】基礎データ [9-①] -01 参照
- (2) *Samantapāsādikā* (vol. I p.069-p.070)、『善見律毘婆沙』（大正24 p.686 中～下）。なお Vedisa は ‘Vedisa-nagara’ (p.070)、「有村名毘提写」(p.686 中)とある。

[39-2] この地は Geiger 氏により Gwalior 州 Bhopal から 26 マイル北東の Bhilsa に比定されており⁽¹⁾、われわれもこれを採用する。この地は現在の Madhya Pradesh 州 Vidisha district にある都市 Vidisha（英国統治時代の旧名は Bhilsa）であり、その位置を駅名 Vidisha Railway Station で示せば、北緯 23° 31′、東経 77° 48′ となる。

- (1) *Malalasekera II* p.922、『赤沼』 p.750

[39-3] Vidisha 周辺には5つの仏教遺跡、すなわち東南約18kmにAndher、南南東約10kmにBhojpur、南西約9kmにSanchi、そのさらに南西約10kmにSonari、西方約10kmにSatdharaがあり⁽¹⁾、これらの各地からは仏教碑銘も発見されている⁽²⁾。

- (1) Cunningham, *The Bhilsa Topes* (London, 1854)、中村元編著、奈良康明・佐藤良純著、丸山勇撮影『ブッダの世界』(学習研究社、2000)「西インドの仏教センター」p.308
- (2) 『碑銘の研究』「碑銘 Andher1~6」pp.544~5、同「碑銘 Bhojpur1~3」pp.608~.9、同「碑銘 Sāñcī1~920」pp.709~895、同「碑銘 Satdhāra1~2」pp.935~6、同「碑銘 Sonāri1~7」pp.938~940

[40] ヴェーランジャー (Verañjā)

Skt. :

漢訳：鞞闍底城、毘羅然国、毘蘭然国、毘蘭若邑、毘蘭若聚落、毘蘭若、耕田婆羅門聚落

[40-1] Verañjā は、釈尊が折からの飢饉によってやむなく雨安居を過ごされたところで、釈尊や弟子らは馬商人のキャラバンから馬麦をもらって飢えをしのいだとされている⁽¹⁾。

- (1) 『モノグラフ』第18号【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」p.211

[40-2] この Verañjā を『その他国篇』の【補註8】「Verañjā (ヴェーランジャー)」(執筆者：森章司)では、「ヴェーランジャーはスーラセーナ国に属し、現在に知られている地名をもとにして言えば、マトゥラーからサンカッサに至る道の途中に位置し、どちらかといえばマトゥラーに近い位置にあったことが推測される」⁽¹⁾とし、「現在はこの古のヴェーランジャーに比定されるべき土地は見いだされていない」⁽²⁾と記している。

一方、この補註では『西域記』の記す毘羅刪拏国について、「これはヴェーランジャーに相当するものと思われる」⁽³⁾とした。もしそれが正しいとすれば、毘羅刪拏国は玄奘が巡歴した7世紀初頭ころ⁽⁴⁾の Verañjā ということになる。この『西域記』の訳註者水谷真成氏は毘羅刪拏を *virasaṇa*、*bhiraṣaṇa*、*virāsāṇa*、*bhilasana* などと読み、今の Etah 県の *Bilsar* に比定する説を紹介している⁽⁵⁾。われわれは *Bilsar* を確認できていないが、Etah 県の周辺地域だとすると、Verañjā と *Sankassa* の間には *Soreyya* が挟まれているのであるから、少し東に偏りすぎ、また *Sankassa* (現在の *Sankisa* に比定) から北にずれすぎているので、今は採用しない。

現在は、Mathura から Yamuna 河を越えて東に行く道は国道 33 号線であって、Mathura から 38km ほど行くと Hathras という町がある。この町には南北を結ぶ 93 号線が交わっており、釈尊がここで雨安居したときには北の方から馬商人たちが雨期を過ごしていたという状況とも合致するので、古の Verañjā をとりあえず Hathras に比定しておきたい。この位置を駅名 Hathras City Railway Station で示すと北緯 27° 35′、東経 78° 03′ となる。

- (1) p.637 左
- (2) 同上 p.638 右
- (3) 同上 p.638 右
- (4) 貞観3年(西紀629)の暮、スターネーシュヴァラ国 (Skt. *Sthāneśvara*、薩他泥湿伐羅国)

【1】通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定

からスルグナ国 (Skt. Srughna、率禄勤那国) に来て 29 歳の春を迎え、次いでマティプラ (Skt. Matipura、秣底補羅国) に入って、晩春から夏にかけて滞在し、そこからブラフマプラ国 (Skt. Brahmapura、婆羅吸摩補羅国)、ゴーヴィシャナ国 (Skt. Govisana、瞿毘霜那国)、アヒチャトラ国 (Skt. Ahicchattra、悪醜掣咀邏国)、ヴィラシャーナ (毘羅刪拏国) に至っている。『西域記』2 p.152、前嶋氏の前掲書 p.051

(5) 『西域記』2 p.176 の註 1

[41] ヴェーサーリー (Vesāli)

Skt. : Vaiśālī

漢訳：毘舍離城、毘耶離城、維耶離城、薛舍離城、吠舍離城、毘舍離国、毘耶離国、鞞舍離国、維耶離国、維耶梨国、維耶国、毘舍離、毘耶離、維耶離、鞞舍離、毗耶離、薛舍離、広嚴城

[41-1] Vesāli は、原始仏教時代の四大国の 1 つであるヴァッジ (Vajji) 国の首都で、【資料集 2】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」から知られるように、釈尊の事績の多さでは Sāvattihī の 4,797 点 (舎衛城 2,292、祇樹給孤独園 2,505)、Rājagaha の 1,049 点 (王舎城 344、迦蘭陀竹園 490、耆闍崛山 107 ほか) に次ぐ 383 点 (ヴェーサーリー 173、大林重閣講堂 158 ほか) である。

[41-2] その故地は現在の Bihar 州 Vaishali district の Chak Ramdas にあり、ここには今も八分された仏舎利の 1 つが祀られた仏塔や重閣講堂址が残され、これらから発掘された遺物がヴァイシャーリー博物館 (Vaishali Museum) に収められている。この近郊にはかつては Ambapālī 園があったが、その故地と思われるところにはアンバパーリ小学校が建てられている。この地区を Vaishali Museum の位置で示せば北緯 25° 59′、東経 85° 06′ である。

[41-3] この地は Gandak 河の東岸 (左岸) にあり、釈尊は最後の旅で Vesāli を出られたときふり返られて、これが最後の Vesāli の眺めだどつぶやかれたのは、この河を渡ったところであったと思われる。河の向こう岸の遠くには重閣講堂 (Kūṭāgārasālā) が見えていたであろう。

この渡し場があったのがコーティ (Koṭi) 村で、われわれは Vesāli と Sāvattihī、あるいは Vesāli と Rājagaha を結ぶ道はここを通っていたと考えるので (1)、Koṭi 村は基準地にしていないが地図には記入した。Koṭigāma に () がしてあるのはそのような意味である。

(1) 『モノグラフ』第 19 号【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート」参照

[41-4] 『法顕伝』は、城北の大林重閣精舎、仏住処、阿難半身塔、城内にあるアンバパーリー女の家などを伝え、城南の 3 里、道の西に位置するアンバパーリー園、釈尊が最後の遊行のときに西門を出て、ヴェーサーリー城を振り返った処などを伝えている (1)。ただしここではヴェーサーリー城を振り返った場所を、Kusinārā 城から東南に 12 由旬行ったところとし、ここから東に 5 由旬行くと Vesāli 城に至るとするから、先に記したわれわれが想定する場所とはかなりの距離の隔たりがある。

『西域記』は、この国は周囲 5 千余里でヴェーサーリー城 (吠舍釐城) はすでに崩壊し、

【1】通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定

その基址は周囲6、70里、宮城の周囲は4、5里で、住民が少しだけいる。伽藍は数百あるが、ほとんど崩壊して3つか5つが残存し、僧徒もまれでわずかであり、宮城の西北5、6里にも僧伽藍があるが、僧徒も少なく正量部の教えを学んでいると伝えている⁽²⁾。

(1) 『法顯伝』 pp.089~090

(2) 『西域記』 2 pp.363~4

[42] 基準地点の分類

最後に上記の基準地点について、最初に掲げた4つの指標のどれにあたるか、仏在処・説処からみると4つの性格のどれにあたるか、通商遊行データとして挙げられているかどうかということを表にしておく。

- ①欄は現在地への比定の指標であって、
 確定しているものには◎、
 先学の学説にしたがったものには○、
 この総合研究ないしは本稿で推定したものには□、
 本稿で仮説（暫定的）的に推定したものには△をつける。
- ②欄は仏在処・説処があるか否かであって、
 あるものには○、
 ないものにはつけない。
- ③欄は（仏在処・説処はないが）遊行記事があるか否かであって、
 あるものには○、
 ないものにはつけない。
- ④欄は（仏在処・説処も遊行記事もないが）他の基準（例えば辺国）で設定したか否かであって、
 該当するものは○、
 該当しないものにはつけない。

	基準地	①	②	③	④
1	アーラヴィー国 (Ālavī)	△	○		
2	アーパナ (Āpaṇa)	△	○		
3	バーラーナシー (Bārāṇasī)	◎	○		
4	バッドィヤ (Bhaddiya)	△	○		
5	パールカッチャ (Bhārukaccha)	◎			○
6	ボーガ城 (Bhoganagara)	△	○		
7	チャンパー (Campā)	□	○		
8	ダッキナーギリ (Dakṣhiṇāgiri)	△	○		
9	デーヴァダハ (Devadaha)	□	○		

【1】通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定

10	ガヤー (Gayā)、ガヤーシーサ (Gayāsisa)	◎	○		
11	ゴードーヴァリー河 (Godhāvārī nadī)	△		○	
12	カジャンガラ (Kajāṅgala)	○	○		
13	カンナクツジャ (Kaṇṇakujja)	○		○	
14	カピラヴァットウ (Kapilavatthu)	○	○		
15	コーサンビー (Kosambī)	◎	○		
16	クシナーラー (Kusinārā)	◎	○		
17	ルンビニー (Lumbinī)	◎	○		
18	マドゥラー (Madhurā)	◎	○		
19	マーヒッサティ (Māhissati)	○		○	
20	マンクラ山 (Maṅkulapabbata)	□	○		
21	ミティラー (Mithilā)	△	○		
22	ナーランダール (Nālandā)	◎	○		
23	パータリ村 (Pāṭaligāma)	◎	○		
24	パティッターナ (Patiṭṭhāna)	○		○	
25	パーヴァー (Pāvā)	□	○		
26	パーヴァープリ (Pāvāpurī)	□		○	
27	パヤーガパティッターナ (Payāgapatiṭṭhāna)	□		○	
28	プンナヴァッダナ (Puṇṇavaddhana)	△	○		
29	ラージャガハ (Rājagaha)	◎	○		
30	サーガラ (Sāgala)	◎			
31	サーケート (Sāketa)	□	○		
32	サンカッサ (Saṅkassa)	○	○		
33	サーヴァッティ (Sāvattī)	◎	○		
34	スパーラカ (Suppāraka)	◎		○	
35	タッカシラー (Takkasilā)	◎		○	
36	トゥーナ (Thūṇa)	○			○
37	ウッジェーニー (Ujjeni)	◎	○		
38	ウルヴェーラー (Uruvelā)	◎	○		
39	ヴェーディサ (Vedisa)	○		○	
40	ヴェーランジャー (Verañjā)	△	○		
41	ヴェーサーリー (Vesālī)	◎	○		

【1】 通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

はじめに

本稿は原始仏教聖典に記された通商・遊行に関する記事から原始仏教時代の通商・遊行ルートを探ろうとしたものである。ここに「原始仏教聖典」というのはパーリの5つの *Nikāya* (経蔵) と *Vinaya* (律蔵)、ならびに漢訳の『別訳雜阿含經』を含む5つの阿含經と『四分律』など5つの「広律」であり、その他にサンスクリットや漢訳単行の「大般涅槃經」などである。

以下にデータ採取とデータの示し方などについての「凡例」を掲げる。なお以下の論考において「基礎データ」というのは、ここに紹介する1つ1つのデータをさす。

(1) 通商・遊行データ採取の範囲

ここに採取した通商・遊行記事とは、釈尊とその出家弟子（比丘、比丘尼など）、商人や隊商の代表である長者、婆羅門、あるいは為政者としての王・大臣などのほか、インド諸宗教・諸哲学学派の外道、一般庶民などの登場人物がリアルタイムで移動した記述である。

なお以下のようなものも採取したが、それは参考資料とした。

- ①リアルタイムでの移動であっても、神通力や天子など非人の移動の記述
- ②釈尊が語られた話題、回想、予言、古譚（ブラフマダッタ王物語など）をはじめ、仏弟子や長者など登場人物たちの会話中での記述
- ③仏舎利分配の伝承、あるいは動物や物品の贈答に関わる物流ルートと考えられる移動の記述
- ④羊毛の四大産地、四大蔵などの話題に上った地名と到着地などの物流ルートと考えられる移動の記述
- ⑤疾病の感染ルートに関する記述

(2) ルートの整理

採取したルートは基準地点がいくつ含まれるかによって整理した。[1]「基準地を1点しか含まない通商遊行ルートのデータ」というのは、例えば甲地点から乙地点への移動記事や、甲地点から乙地点を経由して丙地点への移動記事の場合、この中で甲しか基準地点として立てていない場合をいう。このルートの中に基準地点以外の地名が含まれていてもこれは点数の中に入れていないということである。このようにデータを基準地点によって整理した理由は、「研究の目的と方法」の[2-2]に記したのでご参照いただきたい。

同様に[10]「基準地を含まない通商遊行ルートのデータ」は、移動記事なのであるけれども、その中に基準地点が1つも含まれないというデータである。

データには以下の10種があり、データ紹介はこの順序にしたがう。「基準地を8

点含むデータ」から「基準地を 14 点含むデータ」に飛んでいるのは、9 点から 13 点までのデータがないからである。

- [1] 基準地を 1 点しか含まない通商遊行ルート of データ
- [2] 基準地を 2 点含む通商遊行ルート of データ
- [3] 基準地を 3 点含む通商遊行ルート of データ
- [4] 基準地を 4 点含む通商遊行ルート of データ
- [5] 基準地を 5 点含む通商遊行ルート of データ
- [6] 基準地を 6 点含む通商遊行ルート of データ
- [7] 基準地を 7 点含む通商遊行ルート of データ
- [8] 基準地を 8 点含む通商遊行ルート of データ
- [9] 基準地を 14 点含む通商遊行ルート of データ
- [10] 基準地を含まない通商遊行ルート of データ

なお A から B へ行って、また A に戻ったという A・B 間の往復の場合は、実際上は基準地点は 2 点しか含まれないが、これも基準地を 3 点含む通商遊行ルートとして扱った。同様に A-B-C-B-A のような場合も基準地を 5 点含む通商遊行ルートとして扱った。

1 つ 1 つのデータはこの大きな括りのもとに紹介した。上記の [] 内の数字がそのまま本節の項番号になっている。

(3) 基準地および地名の表記

地名は元の文献の表記のまま、すなわちパーリ聖典の場合はパーリ語の原語、漢訳聖典の場合は元の典籍に使われている漢語の地名を記した。なお基準地はゴシック体(太字)で表わし、基準地点以外の地名はローマン体や明朝体で示した。また漢訳の地名には、例えば「北の尸提和林」には *Siṃsapāvana* という対応するパーリ語を付しておいた。ただしこれはこの漢訳経に対応するパーリ経典があり、このなかにパーリの地名が記されているということの意味するのではないということをお断りしておく。漢訳の地名をわかりやすくするためにパーリ語を付したにすぎない場合が多い。

なお基準地点の地域内に含まれる細かな場所名は、基準地名の後にポイントを落として () を付し、そのなかに記入しておいた。例えば *Sāvattthī* (祇樹給孤獨園) などである。

() のなかにはさらに * をほどこして、移動の目的や結果・状況など、若干の説明を記入した。ただし釈尊の雨安居は該当する地名の後に (*雨安居) とのみ記入した。

また文献に記されている地名を読み替えないしは推定して基準地とした場合は、読み替えないしは推定するもとなった地名の前に () をほどこし、そのなかに示した。例えば文献中に寺院名や園名などしか示されていない(小概念)が、それが明らかに基準地(大概念)の施設であるような場合であって、(**Rājagaha**) *Gijjhakūṭa pabbata* とか、(舎衛城) 祇樹給孤獨園というように表記した。

なお文献には漠然とした大きな地域しか示されていないが、それが状況証拠によって特定の基準地を表わすと考えられるとき、例えばマガダ国を王舎城に読み替えた場合があるが、このときには該当箇所(1) (2) (3) などの番号を付して註記した。

(4) 項目

「基準地を 2 点含む通商遊行ルート of データ」の場合、始点であるか終点であるかには関係なく、2 基準地点のうちアルファベット (abc) 順の早いものを先にし、遅いものを後にして項目を立てた。例えば始点が Kosambi で終点が Āḷavi の場合でも項目は Āḷavi……Kosambi として立てたということである。ただし 1 つ 1 つのデータを紹介する際には文献のいうとおりの始点→終点の順序としている。

項目は上記のように立てられているが、さらに冒頭に立てた地名のアルファベット (abc) 順によって整理し、黒丸の白抜き数字の番号 (①②③) を付した。

「基準地を 3 点以上含む通商遊行ルート of データ」も同じような原則で整理したが、必ずしも原則どおりになっていない場合もある。基準地点が多くなるとこの原則をどのように適用するかが難しくなるからである。

(5) データの並べ順

同一項目、すなわち白抜き丸付き数字で示した番号が同じ場合の 1 つ 1 つのデータの紹介順序は、以下のような文献の順序にしたがった。そして 〈 〉 のなかに番号をふっておいた。

- ① 「経蔵」を先とし「律蔵」を後とする。
- ② 「経蔵」は *Dīgha Nikāya (DN.)*、『長阿含』、*Majjhima Nikāya (MN.)*、『中阿含』、*Saṃyutta Nikāya (SN.)*、『雑阿含』、『別訳雑阿含』、*Anguttara Nikāya (AN.)*、『増一阿含』、*Udāna, Suttanipāta, Theragāthā, Therīgāthā*、単訳経典（白法祖訳『仏般泥洹経』、失訳『般泥洹経』、法顕訳『大般涅槃経』）、サンスクリット経典の順とする。
- ③ 「律蔵」は『パーリ律』⁽¹⁾、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『僧祇律』、『根本有部律』、サンスクリット律蔵の順とする。

(1) *Vinaya* は例えば『パーリ律』と表記した。またその章節にあたるものは「南伝大蔵経」による漢訳語を用いた。ただし巻数・頁数は PTS 本の巻数・頁数である。例えば『パーリ律』「瞻波鞞度」(vol. I p.312) のようにした。以下の各節も同様である。

(6) データの示し方

1 つ 1 つのデータには①移動者、②移動、③その他の情報、を記入した。

①移動者

固有名詞としての人名のほか、比丘・比丘尼、商人、長者、婆羅門、王・大臣、外道、職業（医師、放牧人）、使者（王の使者）、少年、種族名（釈迦族など）、物流ルート等々とした。

人名は元文献の用語ではなく、釈尊、阿難、舍利弗、目連というようななじみのある名に統一した。ただしなじみのない人名はパーリはカタカナ表記、漢訳は元の文献のままとした。

人数は、比丘・比丘尼や商人、長者などに関しては、聖典の記述どおりに 500 人とあれば「阿難と 500 人の比丘」というように人数を記した。しかし釈尊の場合、例えば「1,250 人の比丘と共に～」とあっても、この数字は形式的なものと考えて一々人数を掲げなかった。

②移動

移動については A…B というように…で示した。また往復の場合は⇄で示した。A→B→A の場合は A⇌B、B→A→B の場合は矢印の向きを変えて A⇌B とした。

③その他の情報

通商・遊行がなされている国名をカッコ〔 〕内に示した。例えば A…〔摩竭〕…B とあれば、聖典に A と B の区間内が摩竭国（マガダ国）であると記されているということである。

文献では単に nadi、祇洹、竹林園などと記されフルネームでない場合には、イコール記号 = を付してフルネームを示した。例えば nadi (=Nerañjarā nadi)、祇洹 (=祇樹給孤独園)、給園 (=祇樹給孤独園)、竹林園=迦蘭陀竹園などである。もちろん「竹園」と称される園林は各地にあるから、それが迦蘭陀竹園であることが状況証拠によって確定しうる場合のみである。

(7) 参考資料

(1) に記したように、神通力による移動や天子など非人の移動は参考資料とした。この参考資料は当該項目の正式データの後に【参考資料】とし、かつポイントを落とすとして記した。

なお参考データの移動には、人物以外に物の移動が含まれるので、事柄等で示したことがある。例えば、四大蔵や仏歯や贈答物などは〔物流ルート〕と表記した。

また参考データのなかで、そのデータが回想、話題、予言、古譚である場合は、地名の前に【回想】【話題】【予言】【古譚】と付した。

(8) データの実例

以上を実例をもって説明する。例えば、

【2】「基準地を 2 点含む通商遊行ルート of データ」という項目のもとに、データが

② Āḷavi……Rājagaha

〈03〉『パーリ律』「僧残 006」(vol. III p.144) : [釈尊] Rājagaha (Kalandakanivāpa Veḷuvana *雨安居) …Āḷavi (Aggālava cetiya)

と示してあれば、② は「基準地を 2 点含む通商遊行ルート of データ」のなかの基準地がアルファベット (abc) 順でいうと第 2 番めのデータであって、これは Āḷavi と Rājagaha を始点ないしは終点とするデータであり、次の〈03〉という番号は、Āḷavi と Rājagaha を始点ないしは終点とするデータを文献順に整理した 3 番めのデータであるということを示す。

そしてこのデータを記す文献名とその巻・ページは『パーリ律』「僧残 006」(vol. III p.144) であって、[] のなかの釈尊はこの移動者を示し、Rājagaha…Āḷavi の順序は当該文献のデータが Rājagaha を始点とし Āḷavi を終点とすることを示す。そして Rājagaha の直後の () のなかの Kalandakanivāpa Veḷuvana は基準地点の地域内の細かな場所を示し、その後の * 雨安居は釈尊が Rājagaha で雨安居を過ごしたことを示す。すなわち釈尊は Rājagaha の Kalandakanivāpa Veḷuvana (迦蘭陀

竹園) で雨安居を過ごされた後、Āḷavi に遊行されたのである。

また [3] 「基準地を 3 点含む通商遊行ルート of データ」という項目のもとに、

⑬ Dakkhiṇāgiri……Rājagaha……Sāvattthī

- 〈01〉 『中阿含』 027 「梵志陀然經」 (大正 01 p.456 上) : [舍利弗] 舍衛国 (*雨安居を過ごした後、世尊のもとへ) …王舎城 (竹林加蘭哆園 *出家以前の友人である陀然を諫めた後、遊行に出かけて) ⇔ 南山村 (北の尸提和林 *Simsapāvana* *陀然の危篤を知り、見舞いのために戻る)

とあれば、このデータは「基準地を 3 点含む通商遊行ルート of データ」の第 13 番めのデータであって、Dakkhiṇāgiri を始点あるいは終点とし、Rājagaha を経由地として、Sāvattthī を始点あるいは終点とする 1 番めのデータで、文献 (所在) は『中阿含』 027 「梵志陀然經」 (大正 01 p.456 上) であって、移動者は [舍利弗]、このデータについては雨安居を過ごした後、舍衛国 から世尊に会うために王舎城へ行き、そこで以前の友人である陀然を諫めた後、南山村 へ往復したことを示す。

[1] 基準地を 1 点しか含まない通商遊行ルート of データ

① Āḷavi

- 〈01〉 『雜阿含』 1326 (大正 02 p.364 中) : [釈尊] 摩竭提国… (阿羅毘) 阿騰鬼の住処⁽¹⁾
 - (1) 対応經の *SN.010-012* (vol. I p.213) に「アーラヴァカ葉叉 (*Āḷavaka-yakkha*) の住処 (*bhavana*) 」とあるので、Āḷavi と推定。
- 〈02〉 『別訳雜阿含』 325 (大正 02 p.482 下) : [釈尊] 摩竭提国… (阿羅毘) 曠野夜叉所住之宮⁽¹⁾
 - (1) 上記 〈01〉 の註 (1) 参照。
- 〈03〉 『五分律』 「墮 011」 (大正 22 p.041 下) : [釈尊] 拘薩羅国…阿荼脾邑
- 〈04〉 『五分律』 「墮 059」 (大正 22 p.060 下) : [釈尊] 拘薩羅国…阿荼脾邑
- 〈05〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.883 下) : [隊商] 摩揭陀…大曠野処 (*摩竭提国と拘薩羅国の二国間に盜賊が出没し、商人たちが襲われるので、頻婆沙羅王の將軍が鎮圧して、阿羅毘城を建てる) …憍薩羅
- 〈06〉 『四分律』 「房舎捷度」 (大正 22 p.943 上) : [釈尊] 摩竭国…曠野城

② Āpaṇa

- 〈01〉 *MN.092 Sela-s.* (施羅經 vol. II p.146) : [釈尊] *Aṅguttarāpa*…Āpaṇa (青林の一带 *nilavanarāji*) …結髮行者 *Keniya* の *assama*
- 〈02〉 『中阿含』 081 「念身經」 (大正 01 p.554 下) : [釈尊] 鶉祇国 *Aṅga*…阿和那 (捷尼住処)
- 〈03〉 『中阿含』 192 「加楼烏陀夷經」 (大正 01 p.740 下) : [釈尊] 鶉伽国…阿和那 (捷若精舎)

〈04〉 *Suttanipāta 003-007* (p.102) : [釈尊] *Ānguttarāpa*…*Āpaṇa* (青林の一带) …結髮行者ケーニヤの庵

③ *Bārāṇasī*

〈01〉 『雑阿含』 054 (大正 02 p.013 上) : [婆羅門] 毘迦多魯迦聚落 (*世尊のもとへ向かい) …**波羅捺国** (仙人住処鹿野苑 *弟子の自慢をすると、世尊に諭される)

〈02〉 『根本有部律』 「薬事」 (大正 24 p.003 中) : [釈尊] 荻苗国 *Kāsi*…**波羅兜斯** (仙人墮処施鹿林 *雨安居)

〈03〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.109 下) : [那羅陀仙人] 萃陀山 (*師の阿私陀仙人を荼毘に付した後、波羅奈へ向けて) …**波羅兜斯城** (*迦旃延と称して住する)

〈04〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.352 中) : [北方の商人] **婆羅兜斯城** (*吉離舎瞿曇弥を見初めて娶り、本国へ帰るために) …道中 (*賊に遭遇して殺され、その賊が吉離舎瞿曇弥を妻とする) …北方 (1)

(1) 道中で殺害されたので、目的地である本国の北方には至っていない。

【参考データ】 *Bārāṇasī*

〈01〉 *MN.081 Ghaṭikāra-s.* (陶師経 vol. II p.045) : [カッサパ仏] 『古譚』 *Kosala*…道中 (*Vehaṅga*) …**Bārāṇasī** (*Isipatana Migadāya*) …*Vehaṅga* (*雨安居地) (1)

(1) 世尊が *Kosala* 国を遊行中、その道中で笑みを浮かべカッサパ仏の因縁譚を語られた所が昔の *Vehaṅga* 町があった場所で、ここにいたカッサパ仏が *Bārāṇasī* を往来された。したがって *Kosala* と *Vehaṅga* 町との間のルートはカッサパ仏の遊行ルートではないが、*Vehaṅga* 町の位置づけをするために、上記のようなルートを仮設した。

〈02〉 *MN.081 Ghaṭikāra-s.* (陶師経 vol. II p.045) : [カーシ王キキン (*Kikin*) の派遣者] 『古譚』 **Bārāṇasī** (*カッサパ仏を雨安居に招待したガティーカーラという陶工のもとへ、500 台の車に載せた米を送るために) …*Vehaṅga*

〈03〉 『中阿含』 063 「鞞婆陵耆経」 (大正 01 p.499 上) : [迦葉仏] 『古譚』 拘薩羅国…道中 (鞞婆陵耆村 *Vehaṅga*) …迦私・**波羅捺** (仙人処鹿野園) …鞞婆陵耆村 (*雨安居地) (1)

(1) 世尊が拘薩羅国を遊行し、その道中で迦葉仏の因縁譚を語られた場所が昔あった鞞婆陵耆村 (*Vehaṅga*) で、因縁譚で語られる迦葉仏の遊行ルートは鞞跋楞伽村と波羅奈との間であるが、鞞跋楞伽村の位置を詳らかにするために、拘薩羅国を出発地として上記のようなルートを設定した。したがって拘薩羅国と鞞跋楞伽村との間は仮設のルートである。

〈04〉 『中阿含』 063 「鞞婆陵耆経」 (大正 01 p.499 上) : [頬鞞王の侍者] 『古譚』 **波羅捺** (*迦葉仏を夏坐に招いた難提婆羅という陶師の家へ米を届けるために) …鞞婆陵耆村 (*難提婆羅は米を受け取らなかった)

〈05〉 『中阿含』 072 「長寿王本起経」 (大正 01 p.532 下) : [長寿王とその妃、長生王子] 『古譚』 拘娑羅国⇔加赦国・**波羅捺** (*拘薩羅国の長寿王と迦尸国王の梵施との争い)

〈06〉 『中阿含』 072 「長寿王本起経」 (大正 01 p.532 下) : [梵施王] 『古譚』 加赦国・**波羅捺**⇔拘娑羅国 (*迦尸国王の梵施と拘薩羅国の長寿王との争い)

〈07〉 *SN.055-053* (vol. V p.406) : [物流ルート] *Kāsi*…**Bārāṇasī** (*カーシ産の梅檀 *Kāsikacandana*)

〈08〉 『パーリ律』 「コーサンビー犍度」 (vol. I p.337) : [ディーギーティ王とその王妃、ディー

ガーヴ王子] 『古譚』 **Kosala** ⇔ **Kāsi**・**Bārāṇasī** (*コーサラ国のディーギーティ王とカーシ国のブラフマダッタ王との争い)

- 〈09〉 『パーリ律』 「コーサンビー韃度」 (vol. I p.337) : [ブラフマダッタ王] 『古譚』 **Kāsi**・**Bārāṇasī** ⇔ **Kosala** (*カーシ国のブラフマダッタ王とコーサラ国のディーギーティ王との争い)
- 〈10〉 『四分律』 「拘睺弥韃度」 (大正 22 p.879 中) : [長寿王と第一夫人、長生王子] 『古譚』 拘薩羅国⇔伽奢国・**波羅奈城** (*拘薩羅国王の長寿と迦尸国王の梵施との争い)
- 〈11〉 『四分律』 「拘睺弥韃度」 (大正 22 p.879 中) : [梵施王] 『古譚』 伽奢国・**波羅奈城** ⇔ 拘薩羅国 (*迦尸国王の梵施と拘薩羅国王の長寿との争い)
- 〈12〉 『五分律』 「羯磨法」 (大正 22 p.158 下) : [長寿王とその妃、長生王子] 『古譚』 拘薩羅⇔迦夷国・**波羅捺城** (*拘薩羅国王の長寿と迦尸国王の梵施との争い)
- 〈13〉 『五分律』 「羯磨法」 (大正 22 p.158 下) : [梵施王] 『古譚』 迦夷国・**波羅捺城** ⇔ 拘薩羅 (*迦尸国王の梵施と拘薩羅国王の長寿との争い)

④ Campā

- 〈01〉 *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.* (種徳経 vol. I p.111) : [釈尊] **Aṅga**…**Campā** (Gaggarā pokkharāṇī tīra)
- 〈02〉 『長阿含』 010 「十上経」 (大正 01 p.052 下) : [釈尊] 鸯伽国 **Aṅga**…**瞻婆城** (伽伽池側 Gaggarā pokkharāṇī tīra)
- 〈03〉 『長阿含』 022 「種徳経」 (大正 01 p.094 上) : [釈尊] 鸯伽国…**瞻婆城** (伽伽池側)
- 〈04〉 『別訳雑阿含』 265 (大正 02 p.466 下) : [浄天比丘] 央伽国 (*一人で遊行して)…**瞻波城** (健伽池辺り *乞食のために入城し)…城内 (本家 *生家で母のために偈を唱える)
- 〈05〉 『パーリ律』 「瞻波韃度」 (vol. I p.312) : [カッサパゴッタ比丘] **Kāsi** (Vāsabhagāma *不見罪挙羯磨の嫌疑をはらすため、世尊のもとへ)…**Campā** (Gaggarā pokkharāṇī tīra *世尊に無罪と判定されて戻る)
- 〈06〉 『パーリ律』 「瞻波韃度」 (vol. I p.312) : [客比丘] **Kāsi** (Vāsabhagāma *カッサパゴッタ比丘を不見罪挙羯磨にかけたのを後悔して、世尊のもとへ)…**Campā** (Gaggarā pokkharāṇī tīra)
- 〈07〉 『四分律』 「瞻波韃度」 (大正 22 p.885 上) : [旧比丘] 伽尸国・**婆娑婆聚落** Vāsabhagāma (*羯磨の嫌疑をはらすために、世尊のもとへ)…**瞻婆城** (*世尊に「羯磨不成立故に、戻るように」と判定が下される)
- 〈08〉 『四分律』 「瞻波韃度」 (大正 22 p.885 上) : [客比丘] 伽尸国 (*遊行して)…**婆娑婆聚落** (*旧比丘を挙罪にかけると、旧比丘が世尊のもとへ行っただので、彼を追いかけて)…**瞻婆城** (*世尊に呵責される)
- 〈09〉 『十誦律』 「瞻波法」 (大正 23 p.218 上) : [共金比丘] 阿葉摩伽国・**王薩婆聚落** ⁽¹⁾ (*六群比丘に不見擯の嫌疑をかけられ、世尊のもとへ)…**瞻波国** (*世尊が諸種の羯磨を制定される)
- (1) 本文中に「阿葉摩伽国聚落名王薩婆」(p.218 上)とあって、この阿葉摩伽国の王薩婆聚落に共金比丘がいたとするが、一方で共金比丘を羯磨にかけた六群比丘は、本文中に「六群比丘遊行迦尸国。向瞻波国到王薩婆聚落」(p.218 上)とあって、迦尸国から瞻波国に向かう方に位置する王薩婆聚落に至ったともある。なお『赤沼』p.740は、王薩婆聚落を Vāsavagrāma の音写とする。
- 〈10〉 『十誦律』 「瞻波法」 (大正 23 p.218 上) : [六群比丘] 迦尸国 (*瞻婆国へ向けて

遊行し) …阿葉摩伽国・王薩婆聚落⁽¹⁾ (*共金比丘に歓待されるも、数日後に供養されなくなると、彼を呼びだして不見擯とすると、彼が世尊のもとへ向かったのを聞いて) …瞻波国 (*世尊に呵責される)

(1) 上記〈09〉の註(1)参照。

⑤ Dakkhiṇāgiri

〈01〉 *AN.007-005-050* (vol.IV p.063) : [舍利弗と目連] **Dakkhiṇāgiri** (*大比丘サンガと共に) …**Veḷukaṇṭaka**⁽¹⁾ (*ナンダ母 *Nandamātā* のヴェールカクタキー優婆夷から食事供養を受ける)

(1) *Thera-g.A.* (クマープッタ長老の 36 偈) には、*Avantiraṭṭhe Veḷukaṇṭaka-nagare* (vol. I p.105) とあり、*Avanti* 国とする。

⑥ Devadaha

〈01〉 『中阿含』 019 「尼乾経」 (大正 01 p.442 中) : [釈尊] 釈羈瘦 *Sakkesu* …天邑

〈02〉 *SN.022-002* (vol.III p.005) : [比丘] **Sakkesu** ・ **Devadaha** (*西方の遠行比丘たちが世尊のもとにやって来て、「西方の地域に住したい」と願い出ると、世尊の許可が下りて) …エーラガラーの茂み *eḷagalā-gumba* (*舍利弗のもとを訪問し、挨拶をして) …西方の地域 *pacchābhūma janapada*⁽¹⁾

(1) 西方の地域へ至ったと推定。

〈03〉 『雑阿含』 108 (大正 02 p.033 中) : [比丘] 釈氏 ・ **天現聚落** (*西方へ帰って雨安居を過ごそうと、釈尊のもとを訪れ、許可を得て) …一堅固樹下 (*舍利弗に挨拶した後、西方へと去る) …西方

⑦ Gayā, Gayāsīsa

〈01〉 『雑阿含』 1324 (大正 02 p.363 中) : [釈尊] 摩竭提国… (**伽耶**) 針毛鬼 *Sūciloma* の住处⁽¹⁾

(1) 対応経 *SN.010-003* (vol. I p.207) により、ガヤー (*Gayā*) の「タンキタマンチャ (*Ṭaṅkitamañca*) 」と推定。

〈02〉 『別訳雑阿含』 323 (大正 02 p.481 下) : [釈尊] 摩竭提国… (**伽耶**) 箭毛夜叉宮⁽¹⁾

(1) 上記〈01〉の註(1)参照。

⑧ Kaṇṇakujja

〈01〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.305 中) : [音楽人] 南方… **伽那慰闍国** (*妙髪 of 髪を見て、父の婆羅門に「一千金銭の値段で売ってくれ」と頼むと、一度は断られるも、その父親の死後、妙髪本人が摩訶迦旃延らを食事供養するために「売る」というので、半額で買う)

⑨ Kapilavatthu

〈01〉 『中阿含』 100 「苦陰経」 (大正 01 p.586 中) : [釈尊] 釈羈瘦 *Sakkesu* … **加維羅衛** (尼拘類園 *Nigrodhārāma*)

〈02〉 『中阿含』 116 「瞿曇弥経」 (大正 01 p.605 上) : [釈尊] 釈羈瘦… **迦維羅衛** (尼拘類樹園 *雨安居) …那摩提 *Nādika* (捷尼精舍 *Giṇjakāvasatha*)

〈03〉 『中阿含』 116 「瞿曇弥経」 (大正 01 p.605 上) : [摩訶波闍波提、釈迦族の 500 人の女性] **迦維羅衛** [尼拘類樹園 *出家するために、世尊の後を追って) …那摩提 (捷尼精舍 *世尊が摩訶波闍波提等の女性の出家を許可される)

- 〈04〉 『中阿含』 180 「瞿曇弥経」 (大正 01 p.721 下) : [釈尊] 釈鞞瘦…**加鞞羅衛** (尼拘類樹園)
- 〈05〉 *AN.003-013-124* (vol.I p.276) : [釈尊] **Kosala**…**Kapilavatthu** (城内のバランドウカーラーマ *Bharaṇḍukālāma* の庵)
- 〈06〉 『増一阿含』 041-004 (大正 02 p.745 中) : [比丘] 釈翅・**迦毘羅越城** (尼拘婁園 *北方へ遊行に出かけるために) …釈翅・神寺 (*舍利弗の所在地に立ち寄り、舍利弗に挨拶して) …北方
- 〈07〉 『五分律』 「墮 062」 (大正 22 p.061 中) : [釈尊] 拘薩羅国…**迦維羅衛城** (*雨安居)
- 〈08〉 『根本有部律』 「波逸底迦 040」 (大正 23 p.827 中) : [釈尊] 釈迦住処…**劫比羅城** (多根樹園)
- 〈09〉 『根本有部律』 「皮革事」 (大正 23 p.1057 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (*琉璃太子の殺戮を逃れて) …泥婆羅 (1) (*阿難の親族たちの亡命先)
- (1) Naivāla. S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-vinayavastu vol. II*, BST No.16, 1970 (以下、*Bagchi II*と略す) p.178
- 〈10〉 『根本有部律』 「皮革事」 (大正 23 p.1057 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (*琉璃太子の殺戮を逃れて) …西 (1) (*釈迦族の亡命先)
- (1) 漢訳の「西」は、上記〈09〉註(1)の梵文によれば、北道(Uttarāpatha)とある。
- 〈11〉 『パーリ律』 「破僧健度」 (vol.II p.180) : [釈迦族の7人] (**Kapilavatthu**) (1) (*バディヤ王、阿那律、阿難、バグ、キンピラ、提婆達多、剃髪師ウパーリの7人が出家するために、世尊の滞在地アヌピヤへ向けて) …**Anupiyā** (*世尊のもとで出家し、この地で雨安居を過ごす)
- (1) 出発地を釈迦族の居城 **Kapilavatthu** と推定。
- 〈13〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.106 上) : [浄飯太子] **劫比羅城** (*反乱を鎮圧するために) …**般荼婆 Paṇḍava** (1)
- (1) 釈迦族領内の辺地。『赤沼』 p.481
- 〈14〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.109 下) : [阿私多仙人] **劫比羅城** (*浄飯王に太子の預言をなした後、自らの寿命を觀じ、菩薩の説法を聞くことが叶わないと知り、王に別れを告げて) …**萃陀山** (*命終する)
- 〈15〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.470 中) : [釈迦族] **迦維羅衛国** (*仏滅後、阿難と羅睺羅の対立で7年間布薩、自恣が滞ったので、優波離のもとへ) …**支提山** (1) (*優波離に仲裁を要請すると、了解する)
- (1) 支提山 (**Cetiyaḡiri?**) は、『僧祇律』 「單提 069」 (大正 22 p.381 下) に「塔山」とあり、これの音訳とみれば、舎衛城から1～2日程度の距離にある山と推定される。
- 〈16〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.470 中) : [優波離] **支提山** (1) (*仏滅後、阿難と羅睺羅の対立で7年間布薩、自恣が滞ったので、釈迦族の人々の要請に応じて、2人を和解させるために) …**迦維羅衛国**
- (1) 上記〈15〉の註(1)参照。
- 〈17〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.240 上) : [閃婆 (1)] 外邑 (2) (*釈迦族の立てた不殺傷の禁令を知らず、釈迦族滅亡を企む琉璃王の軍隊を襲撃した後、城内に入ろうとして) …

劫比羅国 (*制令を知って許しを乞うも、国外追放の身となり、世尊のもとへ行き、髪と爪を与えられた後に) …**婆具荼国** (*後に仏の髪爪を安置した閃婆率堵波を建立)

(1) 釈迦族の人。

(2) 外邑は、カピラヴァットゥ城外の村の意と解す。

〈18〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.241 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (*摩訶男が身体を池の中に沈めている間に、琉璃太子の殺戮を逃れて) …**末羅国 Malla** (*釈迦族の亡命先)

〈19〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.241 上) : [釈迦族] **劫比羅城** (*摩訶男が身体を池の中に沈めている間に、琉璃太子の殺戮を逃れて) …**泥波羅 Nepāla** (*釈迦族の亡命先)

〈20〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.350 中) : [釈尊] **劫比羅城** (多根樹園) …**販葦聚落** ⁽¹⁾ (相思林)

(1) 販葦聚落 (Nādika, Nātika) は跋耆 (Vajji) の村。『赤沼』p.433

〈21〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.350 中) : [摩訶波闍波提、釈迦族の 500 人の女性] **劫比羅城内** …**多根樹園** (*世尊に出家を願い出るも許可されず、その後を追って) …**販葦聚落** ⁽¹⁾ (相思林 *阿難の取り成しで、女性の出家を許可される。八尊敬法の制定)

(1) 上記〈20〉の註(1)参照。

〈22〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.298 上) : [阿私多仙人と弟子の那刺陀] 南方 (大山の石窟 *誕生された菩薩を礼拝するために) …**劫比羅城**

【参考データ】Kapilavatthu

〈01〉AN.003-004-038 (vol. I p.145) : [物流ルート] Kāsi…**Kapilavatthu** (*カーシ産の栴檀 Kāsika-candana、襯衣 Kāsika-veṭhana、被服 Kāsika-kañcuka、內衣 Kāsika-nivāsana、上衣 Kāsika-uttarāsaṅga)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼] **劫比羅城** (多根樹園 *世尊のもとを訪れた後、難陀、阿那律、羅睺羅、阿難などの上座の所で挨拶を交わして) …**寺** (*7 日の間、式叉摩那、沙弥尼、優婆夷の三衆に教えを説いて) …**空閑処** (*摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼たちが入滅する)

〈03〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [釈尊] **劫比羅城** (多根樹園) …**空閑処** ⁽¹⁾

(1) 摩訶波闍波提比丘尼と 500 人の比丘尼たちの終焉地を訪問される。

⑩ Kosambī

〈01〉MN.128 *Upakkilesa-s.* (随煩惱經 vol. III p.152) : [釈尊] **Kosambī** (Ghositārāma) …**Kosambī 城内**… (Vaṃsa 国・) **Bālakoṇakāragāma**… (Ceti 国・) **Pācīnavāṃsadāya**

〈02〉『中阿含』072「長寿王本起經」(大正 01 p.532 下) : [釈尊] **拘舍弥** (瞿師羅園) …**婆羅樓羅村 Bālakoṇakāragāma**… **護寺林 Rakkhitavanasaṅḍa**… **般那蔓闍寺林 Pācīnavāṃsadāya**

〈03〉SN.022-081 (vol. III p.094) : [釈尊] **Kosambī** (Ghositārāma) … (Ceti 国・) **Pārileyyaka** (bhaddasālamūla)

〈04〉SN.022-081 (vol. III p.094) : [阿難と比丘] **Kosambī** (Ghositārāma *世尊が従者に告げずして、遊行に出られたので、比丘たちと一緒に、世尊の後を追って) … (Ceti 国・) **Pārileyyaka** (bhaddasālamūla)

- 〈05〉 『増一阿含』 024-008 (大正 02 p.626 中) : [釈尊] **拘深城** (瞿師羅園) …跋耆国・師子園 Gosīṅga-sālvanaḍāya (1)
 (1) 師子園は大正藏經に「師子国」とあるが、「国」を「園」と改める。この園を Gosīṅga-sālvanaḍāya と推定。
- 〈06〉 *Udāna 004-005* (p.041) : [釈尊] **Kosambī** (Ghositārāma) … (Ceti 国・) **Pārileyyaka** (Rakkhitavanasaṅḍa の bhaddasālamūla)
- 〈07〉 『パーリ律』 「波逸提 051」 (vol.IV p.108) : [釈尊] Cetiya…Bhaddavatikā…**Kosambī** (ārāma=Ghositārāma)
- 〈08〉 『パーリ律』 「波逸提 051」 (vol.IV p.108) : [サーガタ] Cetiya…Ambatittha (結髮外道の庵 *毒蛇の怒りを終息させた後に) …Bhaddavatikā…**Kosambī** (ārāma=Ghositārāma) …**Kosambī** 城内 (*乞食中に、彼の評判を聞いた優婆塞たちが用意した酒を振る舞われて、城門で倒れる)
- 〈09〉 『四分律』 「単提 051」 (大正 22 p.671 中) : [釈尊] 支陀国…**拘睺弥国**
- 〈10〉 『四分律』 「単提 051」 (大正 22 p.671 中) : [娑竭陀] 支陀国…螺髻梵志の住处 (*夜に毒竜を退治して評判となって) …**拘睺弥国** (*食事に招待され、席上で黒酒を飲み、帰路で酔い潰れる)
- 〈11〉 『五分律』 「墮 057」 (大正 22 p.059 下) : [釈尊] **拘舍弥国** … (支提国・) 跋陀越邑 Bhaddavatikā…**拘舍弥**
- 〈12〉 『五分律』 「墮 057」 (大正 22 p.059 下) : [娑竭陀] **拘舍弥国** (*世尊と 1,250 人の比丘らと共に遊行して) … (支提国・) 跋陀越邑 (*世尊の命により、毒竜退治のために) …編髮梵志住处 (*毒竜退治を終え、世尊に報告した後、居士らの食事に招待され、酒や肉を食して) …**拘舍弥国** (*僧房外で泥酔し、世尊に呵責される)
- 〈13〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.886 上) : [摩捷提、妻の舍利、娘の無比] (拘楼国 Kuru・) 磨沙国 (Kammāsadhamma *世尊に娘を嫁がせようと、親子 3 人で世尊のもとへ) … (婆蹉国 Vamsā・) **橋閃毘** (*願いが叶わず、世尊のもとから立ち去る)
- 〈14〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.891 下) : [摩捷提、娘の無比] (拘楼国・) 磨沙国 (*優填王に嫁がせるために、娘の無比を連れて) … (婆蹉国・) **橋閃毘** (*王は無比を妙花楼に住まわせる)
- 〈15〉 『十誦律』 「般茶盧伽法」 (大正 23 p.225 中) : [闍陀比丘] **俱舍弥** (*悔過すべき罪を認めず、世尊に不見擯と判定されるも、承服せずして) …鸯伽国 Aṅga…摩竭国 Magadha…迦尸国 Kāsi…橋薩羅国 Kosala…鳩留国 Kuru…般闍羅国 Pañcāla…阿葉摩伽 Assaka…阿槃提国 Avanti…**俱舍弥国** (*どこでも歓迎されず、転々とした揚げ句に、戻ってきて滅罪を求める)
- 〈16〉 『パーリ律』 「七百犍度」 (vol.II p.294) : [ヤサの使者] **Kosambī** (*ヤサの命で、同調者の支援を得るために派遣されて) …Avanti・Dakkhiṇāpatha (*88 人のアヴァンティやダッキナーパタ在住の比丘たちと共に) …Ahogaṅgā pabbata (*60 人のパーヴァー在住の比丘たちと共に集会して) …Sahajāti (*長老比丘たちと出会う)
- 〈17〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.469 上) : [摩訶羅比丘] 迦尸・耆利大邑 Kitāgiri (*婦人を捨てて出家したため、婦人が追い回すので、怒って暴力を振るい、疑念を生じて) …耶舎の所 (*波羅夷と判定されるも、他の比丘の勧めで、樹提陀娑という持律比丘のもとへ向か

う) …**俱睺弥**…道中 (*売酪女の誘惑に乗って淫を行じ) …**枝提山** (1) (*樹提陀婆の判定を受ける)

(1) 枝提山 (Cetiyaḡiri, Cetiya-pabbata?) は、『僧祇律』「単提 069」(大正 22 p.381 下)に「塔山」とあり、これの音訳とみれば、舍衛城から 1~2 日程度の距離にある山と推定される。

【参考データ】Kosambī

〈01〉MN.085 Bodhirājakumāra-s. (菩提王子経 vol. II p.091) : [ボーディ王子の母] 【回想】 Bhagga・Sumsumāragiri (*ボーディ王子を懐妊中に、世尊を拝謁するために) …**Kosambī** (Ghositārāma)

〈02〉AN.004-008-080 (vol. II p.082) : [交易ルート] 【話題】**Kosambī** (Ghositārāma) …**Kamboja** (1) (*話題上の交易先)

(1) 阿難が世尊に「なぜ女性は **Kamboja** へ行かないのですか」という質問の中で、国名が出てくる。

⑪ Kusinārā

〈01〉『中阿含』068「大善見王経」(大正 01 p.515 中) : [釈尊] **拘尸城**…**毘跋单** Upavattana・力士の娑羅林…**双娑羅樹間**

〈02〉『雑阿含』727 (大正 02 p.195 中) : [釈尊] 末羅族の聚落…**希連河** Hirañnavatī nadi と**拘夷那竭城**の間

〈03〉『増一阿含』001 (大正 02 p.549 中) : [摩訶迦葉、阿難] **拘夷国** (*世尊の舍利を供養した後に) …**摩竭** (*正法の久住をはかるため、比丘らを集めて結集する)

〈04〉失訳『般泥洹経』(大正 01 p.190 上) : [阿闍世王] 摩竭提国⇔**拘夷城** (*仏舎利の分配を受けて、戻って塔を建立する)

〈05〉法顕訳『大般涅槃経』(大正 01 p.206 中) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] 鐸叉那耆利国 (*世尊の般涅槃を聞いて) …道中 (*城を去って遠くない樹下で、一人の外道に出会う) …**鳩尸那城** (宝冠支提)

〈06〉法顕訳『大般涅槃経』(大正 01 p.206 中) : [一人の外道] **鳩尸那城** (宝冠支提 *曼荼羅華を手にして) …道中 (*摩訶迦葉と 500 人の比丘たちと出会い、世尊が般涅槃して 7 日を経たことを告げて) …(鐸叉那耆利国) (1)

(1) 外道の到着地は不明であるが、摩訶迦葉の出発地である鐸叉那耆利国とは反対の方向からやって来たので、その方向を示すために、仮に鐸叉那耆利国とした。

【参考データ】Kusinārā

〈01〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [ブリ族] Allakappa ⇔ **Kusinārā** (*仏舎利の分配を受けて、戻って塔を建立する)

〈02〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [一人の婆羅門] Veṭṭhadīpa ⇔ **Kusinārā** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈03〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [ドーナ婆羅門] **Kusinārā**…(Droṇagrāmaka (1) *舍利を納めた瓶を受け取り、帰って瓶塔を建立する)

(1) 梵文により、到着地を Droṇagrāmaka と推定。

〈04〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.164) : [モーリヤ族] Pippalivana ⇔ **Kusinārā** (*荼毘後の灰を受け取り、帰って灰塔を建立する)

- 〈05〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol.II p.164) : [物流ルート] (**Kusinārā**) (1) …
Gandhārapura (*竜王によって、仏歯が供養される。第二の仏歯)
(1) Kusinārā を出発地と推定。
- 〈06〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol.II p.164) : [物流ルート (第三の仏歯)]
(**Kusinārā**) (1) …Kāliṅga-rañño vijita (*竜王によって、仏歯が供養される)
(1) 上記〈05〉註(1)と同じ。
- 〈07〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol.II p.164) : [物流ルート] (**Kusinārā**) (1) …
Rāmagāma (*竜王によって、仏歯が供養される。第四の仏歯)
(1) 上記〈05〉註(1)と同じ。
- 〈08〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [跋離族 **Buli**] 遮羅頗国⇔**拘尸那竭城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈09〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [婆羅門] 毘留堤国⇔**拘尸那竭城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈10〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [香姓婆羅門] **拘尸那竭城**…(Droṇagrāmaka (1) *舎利瓶を持ち帰り、塔を建立する。第九瓶塔)
(1) 上記〈03〉の註(1)と同じ。
- 〈11〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [畢鉢村の人] **拘尸那竭城**…畢鉢村(*荼毘後の灰を持ち帰り、塔を建立する。第十炭塔)
- 〈12〉 『中阿含』068「大善見王経」(大正01 p.518中) : [釈尊] 『回想』**拘尸城**…和跋単・力士の娑羅林…尼連禪河…求求河 **Kakutthā nadi**…天冠寺
- 〈13〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [満離 (1)] 有衡国 (2) ⇔**拘夷城** (*仏舎利の分配を受けて、戻って塔を建立する)
(1) 満離は **Buli** 族。中村元『遊行経(下)』(大蔵出版社、1985) p.781 の註6参照。
(2) 有衡は **Skt. Calakalpaka**。前掲 p.781 の註5参照。
- 〈14〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [梵志] 神州国⇔**拘夷城** (*仏舎利の分配を受けて、戻って塔を建立する)
- 〈15〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [毛蹶梵志] **拘夷城**…(Droṇagrāmaka (1) *甕に付いた舎利を受け取って、塔を建立する。第九甕塔)
(1) 上記〈03〉の註(1)と同じ。
- 〈16〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [温違] **拘夷城**…(畢鉢村 (1) *温違が荼毘後の灰を持ち帰り、塔を建立する。第十炭塔)
(1) 中村前掲書 p.807 の註1に「温違はモーリヤ族 **Moriya** に相当するか」とあり、そうであるとすれば、パーリ文の『大般涅槃経』のモーリヤ族がピッパリ林 (**Pippalivana**) に持ち帰ったのに相当するので、到着地を漢訳の畢鉢村と推定した。
- 〈17〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [異道士] **拘夷城**…有衡国(*地の灰を持ち帰り、塔を建立する。第十一灰塔)
- 〈18〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ブラ族 **Bula**] **Calakalpa** ⇔ **Kuśinagarī** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈19〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ヴィシヌ・ドヴィーバの婆羅門] **Viṣṇudvīpa** ⇔ **Kuśinagarī** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

- 〈20〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ドゥームラ姓の婆羅門 (Dhūmasagotra brāhmaṇa)]
Kuśinagarī…Droṇagrāmaka (*骨片を納めた瓶を受け取り、戻って瓶塔を建立する。第九瓶塔)
- 〈21〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ピッパラーヤナの青年婆羅門] **Kuśinagarī**…Pippalavati (*
 荼毘後の炭を持ち帰って、炭塔を建立する。第十炭塔)
- 〈22〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [物流ルート] (**Kuśinagarī**) ⁽¹⁾ …Gandhārapura (*竜王に
 よって、仏齒が供養される。第二の仏齒)
 (1) Kuśinagarī を出発地と推定。
- 〈23〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [物流ルート (第三の仏齒)] (**Kuśinagarī**) ⁽¹⁾ …
 Kalinga-rājño vijita (*竜王によって、仏齒が供養される)
 (1) 〈22〉 の註 (1) と同じ。
- 〈24〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [物流ルート] (**Kuśinagarī**) ⁽¹⁾ …Rāmagrāma (*竜王によっ
 て、仏遺骨が供養される)
 (1) 〈22〉 の註 (1) 同じ。
- 〈25〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [刹帝利姓の婆蹉婆羅] 遮勒国⇔
拘尸城 (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈26〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [婆羅門] 毘菟国⇔**拘尸城** (*仏
 舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈27〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [姓烟婆羅門] **拘尸城**…頭那羅聚
 落 (*舎利を盛った瓶を得て、聚落到瓶塔を建立する。第九瓶塔)
- 〈28〉 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 中) : [必波羅延那婆羅門居士] **拘尸城**
 …必波羅延那 (*炭を得て、塔を建立する。第十炭塔)
- 〈29〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [ブラ族 Bula ⁽¹⁾] 遮羅博邑 ⁽²⁾ ⇔**拘尸那城**
 (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
 (1) 上記 〈03〉 の註 (1) と同じ。
 (2) 梵語 Calakalpa の訳で、本文中には「遮洛迦邑」ともある。
- 〈30〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [婆羅門 ⁽¹⁾] 吠率奴邑 ⁽²⁾ ⇔**拘尸那城** (*仏
 舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
 (1) 上記 〈03〉 の註 (1) と同じ。
 (2) 梵語 Viṣṇudvīpa と推定。
- 〈31〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [突路拏婆羅門] **拘尸那城** … (Droṇagrāmaka ⁽¹⁾)
 *舎利を量った瓶を受け、塔を建立する。第九瓶塔)
 (1) 本文中に「本聚落」とあるので、梵文により Droṇagrāmaka と推定。
- 〈32〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [畢鉢羅婆羅門] **拘尸那城**…畢鉢羅処 (*炭燼
 を受け、塔を建立する。第十炭塔)
- 〈33〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [物流ルート] (**拘尸那城**) ⁽¹⁾ …健陀羅国
 (*四牙舎利の一)
 (1) 拘尸那城を出発地と推定。
- 〈34〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.401 下) : [物流ルート] **拘尸那城**…羯陵伽国 Kāliṅga
 (*四牙舎利の一)

〈35〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.401 下) : [物流ルート] (拘尸那竭) (1) …阿羅摩邑 (2) (海竜王宮 *四牙舍利の一)

(1) 拘尸那竭を出発地と推定。

(2) 『国訳一切経』律部 26 の訳者は、註 (7) 「阿羅摩邑」(p.358) を罽賓国に接する雪山辺りの邑ではないかとする。

12 Madhurā

【参考データ】 Madhurā

〈01〉『雜阿含』604 (大正 02 p.161 中) : [近密] 【予言】摩偷羅国…優留曼荼 (1) 山 (那荼婆低の阿練若 *耶舎は阿育王に「世尊が近密の弘法を予言した」と語る)

(1) 大正蔵経は「茶」とするが、宋・元・明の三本、聖本を採る。

〈02〉『雜阿含』640 (大正 02 p.177 中) : [近密] 【予言】摩偷羅国…優留曼荼 (1) 山 (那吒跋置迦の阿蘭若処 *世尊は阿難に「近密が仏滅 100 年後、教えを弘めるであろう」と予言する)

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註 (1) と同じ。

13 Mithilā

〈01〉 MN.091 *Brahmāyu-s.* (梵摩経 vol. II p.133) : [釈尊] Videha… Mithilā (Makhādevambavana)

〈02〉 MN.091 *Brahmāyu-s.* (梵摩経 vol. II p.133) : [ウッタラ青年婆羅門] Mithilā ⇔ Videha (*師であるブラフマーユ婆羅門の命により、7 ヶ月間世尊に随従した後、師のもとへ戻る)

〈03〉『中阿含』067 「大天椽林経」(大正 01 p.511 下) : [釈尊] 鞞陀提国 Videha… 弥薩羅 (大天椽林 Makhādevambavana)

〈04〉『中阿含』161 「梵摩経」卷一 (大正 01 p.685 上) : [優多羅青年婆羅門] 弥薩羅 (*師の梵摩喩の命で、世尊のもとへ)… 鞞陀提国 (*夏の4 ヶ月間、世尊に付き随った後、いったん師のもとへ)… 弥薩羅 (北方の大天椽林 *再び世尊のもとへ戻り、出家する)

〈05〉『雜阿含』099 (大正 02 p.027 中) : [浄天比丘] 鞞提訶国 (*人間を遊行して)… 弥絺羅城 (菴羅園 *乞食のため城内へ)… 城内の自家 (*生家の門前で老母のために教えを説く)

14 Pāṭaligāma

〈01〉 *Udāna 008-006* (p.085) : [釈尊] Magadha… Pāṭaligāma… 休息堂… 空屋… Sunīdha と Vassakāra の家… Gotama-dvāra… Gotama-tittha… Gaṅgā nadī の此岸… 彼岸

〈02〉『十誦律』「衣法」(大正 23 p.201 上) : [一人の比丘] 摩竭国 (一住処 *雨安居を過ごした後、僧伽で分つべき衣を携えて)… 巴連弗城 (鷄林精舎 Kukkuṭārāma *摩訶迦葉を首とする上座比丘らのもとを訪れる)

15 Pāvā

〈01〉 DN.033 *Saṅgīti-s.* (等誦経 vol. III p.207) : [釈尊] Malla… Pāvā (チュンダのアンバ園 Ambavana) … Ubbhaṭaka という新公会堂

〈02〉『長阿含』009 「衆集経」(大正 01 p.049 中) : [釈尊] 末羅 Malla… 波婆城 (闍頭 (1) 菴婆園)

(1) 闍頭は、Skt. Jalūkā の音訳と推定される。

【参考データ】 Pāvā

〈01〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.163 中) : [商人] 【話題】北方 (*1羽の雌鶏を連れて)
…**波旬国** (1)

(1) 昔、商人が北方より1羽の雌鶏をつれて波婆国にやって来たが、雄鶏がないので、鳥と交配させたという話。

16 Pāvāpurī

〈01〉 *DN.029 Pāsādika-s.* (清浄経 vol.III p.117) : [チュンダ沙弥] **Pāvāpurī** (1) (*雨安居を過ごした後、阿難にニガンタ・ナータプッタの件を告げるために) …**Sāmagāma** (*阿難に伝え、彼と共に世尊のもとへ) …**Sakyā・Vedhañña** (*Ambavana pāsāda* *世尊にニガンタ・ナータプッタの命終と、彼の死後ニガンタ派が2つに分裂したことを報告する)

(1) 本文中には Pāvā とあるが、そこはニガンタ・ナータプッタ (*Nigaṇṭha Nātaputta*) の入滅地で、現在の Bihar 州 Nalanda district の Pāvāpurī に比定される。【1】でも触れたように、マッラ族の Pāvā と紛らわしいので、Pāvāpurī と表記した。

〈02〉 *MN.104 Sāmagāma-s.* (舎弥村経 vol.II p.243) : [チュンダ沙弥] **Pāvāpurī** (1) (*雨安居を過ごした後、ニガンタ・ナータプッタの入滅で、ニガンタの徒が2派に分裂したことを、阿難に告げるために) …**Sakkesu・Sāmagāma** (*阿難にニガンタ・ナータプッタの件を伝え、阿難と共に世尊のもとへ行き、同様の趣旨を伝える)

(1) 上記〈01〉の註(1)参照。

〈03〉『中阿含』196「周那経」(大正 01 p.752 下) : [周那沙弥] **波和 Pāvāpurī** (1) (*雨安居を終えて、阿難に尼鞞若提子の件を報告するために) …**釈迦族・舎弥村 Sāmagāma** (北の尸提和林 *Siṃsapāvana* *阿難と共に世尊のもとを訪れ、一件を報告する)

(1) 波和は Pāvā の音写であるが、尼鞞若提子の入滅地であるので、現在の Bihar 州 Nalanda district の Pāvāpurī に比定される。

17 Rājagaha

〈01〉 *MN.140 Dhātuvibhaṅga-s.* (界分別経 vol.III p.237) : [釈尊] **Magadha** … **Rājagaha** (城内のバツガヴァ陶師の家)

〈02〉『中阿含』062「頻鞞娑邏王迎仏経」(大正 01 p.497 中) : [釈尊] 摩竭陀国…**王舎城** (城外の摩竭陀邑・善住尼拘類樹王 *Suppatitṭha-nigrodharājā*) (1)

(1) 頻鞞娑邏王が世尊を成道後初めて出迎えた場所。

〈03〉『中阿含』162「分別六界経」(大正 01 p.690 上) : [釈尊] 摩竭提国…**王舎城** (城内の陶家)

〈04〉 *SN.003-002-004* (vol.I p.082) : [阿闍世王] **Magadha** (*カーシ国に攻め入って) …**Kāsi** (*バセーナディ王を撃ち破って) … (**Rājagaha**) (1)

(1) Rājagaha に帰還したと推定。

〈05〉『雑阿含』638 (大正 02 p.176 中) : [摩訶周那沙弥] 摩竭提・那羅聚落 **Nālakagāmaka** (*舍利弗の遺骨と衣鉢を携えて) …**王舎城** (迦蘭陀竹園 *阿難に舍利弗の死を伝える)

〈06〉『雑阿含』959 (大正 02 p.244 下) : [筏蹉氏] **王舎城** (迦蘭陀竹園 *世尊に如来の死後について質問して、その後日に) …**那梨聚落 Nādika** (*真迦旃延比丘のもとを訪問し、世尊と同じ質問をすると、世尊と同じ答えを得、讚歎する)

〈07〉『雑阿含』1236 (大正 02 p.338 中) : [阿闍世王] 摩竭提国 (*拘薩羅国に攻め入っ

- て) …拘薩羅国 (*波斯匿王と戦い、敗走させて) (…**王舎城**) (1)
 (1) 王舎城に帰還したと推定。
- 〈08〉『別訳雑阿含』063 (大正02 p.395下) : [阿闍世王] 摩竭提国 (*軍隊を率いて) …
 (迦尸国) (1) (*波斯匿王と交戦し、撃ち破って) … (**王舎城**) (2)
 (1) 対応経 SN.003-002-004により、交戦地を迦尸国 (Kāsi) と推定。
 (2) 王舎城に帰還したと推定。
- 〈09〉AN.003-009-090 (vol. I p.236) : [釈尊] Kosala…Pañkadhā…**Rājagaha** (Gij-
 jhakūṭa pabbata)
- 〈10〉『増一阿含』026-009 (大正02 p.639上) : [摩訶周那沙弥] 摩瘦国 (1) (*舍利弗
 を看病し、亡くなると、帝釈が遺体を荼毘に付した後、舍利弗の遺骨と遺品を受け取り、それを携
 えて) …**羅闍城** (迦蘭陀竹園 *阿難に報告し、一緒に世尊のもとを訪れて報告する)
 (1) 本文中に舍利弗の「本生之處」が入滅地となっているので、本生地 of 摩瘦国で処理した。
- 〈11〉*Therīgāthā* (p.134) : [バツダー比丘尼] (**Rājagaha**) Gijjhakūṭa pabbata (*世
 尊と出会い、出家具足戒を受けて) …**Aṅga**…**Magadha**…**Vajji**…**Kāsi**…**Kosala** (*50年間遍
 歴する)
- 〈12〉『僧祇律』「波羅夷001」 (大正22 p.233上) : [比丘] 猿猴精舎 Makkarakāṣa
 ārāma (1) (*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …**王舎城**
 (1) 阿槃提国 (Avanti) の猿猴精舎と推定。
- 〈13〉『四分律』「捨墮026」 (大正22 p.627下) : [釈尊] 摩竭国界…**羅闍城**
- 〈14〉『パーリ律』「波逸提034」 (vol.IV p.078) : [隊商] **Rājagaha** (*乞食比丘が訪れ、
 餅を与えたのをきっかけに、多数の比丘が押し寄せたため、一人で遅れて出発し) …道中 (*賊に
 遭遇して) …**Paṭiyāloka** (1)
 (1) **Paṭiyāloka** まで到達していないが、当時の隊商ルートとして採録。
- 〈15〉『パーリ律』「波逸提066」 (vol.IV p.131) : [隊商] **Rājagaha**…道中 (*比丘と同
 道しながら税物隠遁の罪で、官人に逮捕される) …**Paṭiyāloka** (1)
 (1) 上記〈14〉の註(1)参照。
- 〈16〉『四分律』「単提032」 (大正22 p.655中) : [釈尊] **羅闍祇** (迦蘭陀竹園 *雨安
 居) … [摩竭国界] …阿那頻頭国 **Andhakavinda** (1) …**羅闍城**
 (1) *Malalasekera I* (p.106) によれば、アンダカヴィンダ (Andhakavinda) はマガダ国の
 村で、王舎城から3ガーヴタ (gāvuta) の距離にあるとする。
- 〈17〉『五分律』「墮040」 (大正22 p.054中) : [釈尊] **王舎城**… [摩竭国] …**安那頻
 頭邑**… (**王舎城**) (1)
 (1) 世尊が王舎城で制戒されたと推定。
- 〈18〉『根本有部律』「波逸底迦058」 (大正23 p.842下) : [南方の樂者] 南方 (*毎年
 2回開催される節会で、歌劇を演ずるために) …**王城** (*世尊の降誕、出門、6年の苦行、成道を
 歌劇で演ずる)
- 〈19〉『根本有部律』「波逸底迦082」 (大正23 p.873中) : [商人] **王舎大城**…**勝音城
 Roruka** (1) (*摩竭提国からやって来て、勝音城の仙道王に「東方に摩竭提国の王舎城があり、そ
 こに頻婆娑羅王がいて、この国のように繁栄している」と告げる)

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

- (1) 勝音 (Roruka) 城は、*DN.019 Mahā govinda-s.* (大典尊經 vol.II p.220) によれば、ソークヴィーラ (Sovira) 国の首府。
- 〈20〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [仙道王の使者] 勝音城 (*勝音城の仙道王の命により、贈り物の妙宝と書状を携え、使者として頻婆娑羅王のもとへ派遣されて) ⇨ **王舎城** (*王に手渡すと、大いに歓喜し、返礼として衣と手紙を預かって帰国する)
- 〈21〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [頻婆娑羅王の使者] **王舎城** ⇨ 勝音城 (*王の命により、贈り物の上質な衣と書状を携えて、勝音城の仙道王のもとへ派遣される)
- 〈22〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [仙道王の使者] 勝音城 (*仙道王の命により、贈り物として五徳の鎧と書状を携え、頻婆娑羅王のもとへ派遣されて) … **王舎城** (*王に手渡すと、本国では見かけない高価な品物であったので、頻婆娑羅王が返礼に苦慮し、世尊に相談する。後に仏像を描いて贈る)
- 〈23〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.873 中) : [仙道王] 勝音城 (*頂髻太子に王位を譲って) … **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園 *世尊のもとで出家し、雨安居の後に、頂髻王を諫めるため、勝音城へ向かって) … 道中 (*刺客の悪大臣に斬首される) … 勝音城
- 〈24〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.877 下) : [商人] 勝音城 ⇨ 摩揭陀国・**王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園 *勝音城から貨物を携え、仙道比丘のもとを訪れ、「王位継承者の頂髻が悪大臣を重用し、非法を以て治める」と告げた後、再び戻って、人々に「老王である仙道比丘が雨安居の後に、頂髻王を諫めに来る」と告げる)
- 〈25〉『根本有部律』「(比丘尼) 波羅市迦 001」(大正 23 p.908 中) : [妙賢] 劫比羅城 (*劫比羅大婆羅門の娘として生れ、後に摩訶迦葉に見初められて) … 南方にある摩揭陀国・尼拘律城 (*摩訶迦葉のもとへ嫁した後、12 年後に夫が出家し、多子制底に住したので、無衣外道のもとで出家し、富蘭那迦葉の所へ行く) … **王舎城** (*もと夫の摩訶迦葉に勧められ、摩訶波闍波提比丘尼のもとで比丘尼となる)
- 〈26〉『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 098」(大正 23 p.323 中) : [阿闍世王] **王舎城** ⇨ 摩竭提国界・小国 (*王が国界辺りの小国の反乱を平定して帰城するとき、跋耆国から王舎城に向かう比丘尼たちと遭遇する)
- 〈27〉『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 098」(大正 23 p.323 中) : [比丘尼] 跋耆国 (*王舎城に向かう道中で、阿闍世王の軍隊を見かけると、長老比丘尼の制止を聞かず、年少の比丘尼らが前進し、先攻の軍人によって掠奪の憂き目に遭う) … (**王舎城**) (1)
- (1) 王舎城に到着したと推定。
- 〈28〉『五分律』「受戒法」(大正 22 p.110 中) : [舍利弗] 那羅陀邑 Nālagāma ⇨ **羅闍祇** (*城内で乞食中に、阿説示と出会い、世尊の教えを聞くと、戻って目連に告げる)
- 〈29〉『五分律』「受戒法」(大正 22 p.110 中) : [舍利弗、目連、散若夷毘羅梨沸の弟子 250 人] 那羅陀邑 (*世尊に会うために) … **羅闍祇** (竹園精舎 *世尊のもとで、2 人が善来比丘戒で具足戒を受ける)
- 〈30〉『パーリ律』「布薩鞞度」(vol. I p.109) : [摩訶迦葉] **Andhakavindha** (1) (*布薩に参加するために) … 河 (*河を渡るときに流されそうになり、衣を濡らして) … **Rājagaha**
- (1) *Samantapāsādikā* (vol. V p.1049) によれば、アンダカヴィンダがラージャガハから 3

ガーヴタの距離にあり (*Andhakavindā ti Rājagahato gāvutattaye*)、*Petavatthu-aṭṭhakathā* (p.107) によれば、その規模を示す属性は「都市 (nagara)」としている。
Malalasekera I (p.106) 参照。

- 〈31〉『パーリ律』「布薩犍度」(vol. I p.115) : [釈尊] **Rājagaha** ⇔ **Codanāvattu**
- 〈32〉『十誦律』「安居法」(大正 23 p.173 下) : [憂田居士の使者] 迦夷国土・象力聚落 ⇔ **王舎城** (*居士の命により、王舎城へ派遣されて、雨安居に招待する旨を、比丘らに伝えると、戻って「雨安居中に遊行してはならないという制戒があるので、応じられない」との返事を伝える)
- 〈33〉『四分律』「皮革犍度」(大正 22 p.845 中) : [億耳] 阿盤提国 *Avanti*・拘留歡喜山曲 *Kuraraghara Papāta pabbata* (*世尊を拜謁するために) …**王舎城** (耆闍崛山 *5人の比丘で出家具足戒を授けられることなど、世尊に五事を願い出て、許可を得る)
- 〈34〉『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.212) : [比丘] **Kāsi** (*雨安居を過ごした後、世尊を拜謁するために) …**Rājagaha** (*Kalandakanivāpa Veḷuvana* *道中、果実嚼食を見つけたが、給与者がいないので、食べられず、世尊のもとへやって来る)
- 〈35〉『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.224) : [釈尊] **Andhakavinda**…道中…**Rājagaha** (*Kalandakanivāpa Veḷuvana*)
- 〈36〉『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.224) : [ベーラッタ・カッチャーナ] **Rājagaha** …道中 (*500の車に砂糖壺を載せて、王舎城からアンダカヴィンダへ向かっていると、世尊と1,250人の比丘らと出会い、砂糖を布施し、優婆塞となる) … (**Andhakavinda**) (1)
- (1) **Andhakavinda** に到着したと推定。
- 〈37〉『四分律』「菓犍度」(大正 22 p.870 中) : [釈尊] 摩竭提…**王舎城**
- 〈38〉『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.017 上) : [雨雹呪術の婆羅門] 南天竺国…**王舎城** (*雹を降らせる悪竜を阻止し、一度は財を得るも、その後に財を得られずして) …北天竺国 (波利迦城 *孫陀羅竜王の上妙の菓を携えて) …**王舎城**
- 〈39〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.135 上) : [頻婆娑羅王] **王舎城** (*世尊の一行を護衛するため、自ら四種兵を率いて) …恒水 (*世尊を見送った後、帰路につく)
- 〈40〉『十誦律』「雑法」(大正 23 p.268 下) : [賓頭盧] **王舎城** (*神通力を未受戒人の前で用い、世尊に擯出され、後に) …瞿耶尼 *Aparagoyāna* (*仏法を弘める)
- 〈41〉『十誦律』「調達事」(大正 23 p.258 中) : [目連] 支提国・迦陵伽盧谷 (*提婆達多が神通力を失ったことを弟子の迦俱陀天子に聞いて) …**王舎城** (*世尊に報告する)
- 〈42〉『四分律』「比丘尼犍度」(大正 22 p.930 上) : [阿難と500人の比丘] 摩竭提 (*500人の比丘らを連れて遊行し、60人の年少比丘が還俗しようとして) …**王舎城** (*到着すると、摩訶迦葉に「汝は年少にして足るを知らない」と呵責される)
- 〈43〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.237 上) : [釈尊] 釈種・吉祥聚落 *Medalūpa*…**王舎城**
- 〈44〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.288 下) : [舍利弗] **王舎城** (*侍者の摩訶周那沙弥を伴って) …摩揭陀国…那羅陀村 *Nālakagāma* (1) (北の升撰波林 *Siṃsapāvana* *諸親族を教化した後、入滅する)

(1) 那羅陀村は、本文中に割註「在那爛陀寺東南二十余里許」とある。

- 〈45〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.289 上）：[摩訶周那沙弥] **王舎城**…摩揭陀国（*舍利弗の侍者として遊行し）…那羅陀村（北の升提波林 *舍利弗が涅槃に入ると、その遺骨と衣鉢を携えて）…**王舎城**（*阿難のもとを訪れ、舍利弗の入滅を告げる）
- 〈46〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.289 中）：[目連] **王舎城**（*世尊に別れを告げ、礼拝合掌して）…林圀村（*親族を教化した後、夕刻に入滅する）
- 〈47〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.361 上）：[歡喜葉叉女] 北方・健陀羅国 Gandhāra（*半遮羅葉叉と王舎城の娑多葉叉との間で、子ども同士を結婚させるという約束で、半支迦のもとへ嫁ぐために）…摩揭陀国・**王舎城**（竹林園=迦蘭陀竹園 *500 人の子を産み、後に世尊に帰依する）
- 〈48〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.404 下）：[阿難] **王舎大城**（畢鉢羅巖 Pippaliguhā *結集の場所が畢鉢羅窟に決まり、摩訶迦葉に八悔過を呵責された後、結集での再会を約し、一団を去って）⇔増勝聚落（*一人の童子を侍者として夏安居を過ごし、阿羅漢果を得て、王舎城へ戻り、第一結集に加わる）
- 〈49〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.408 中）：[摩訶迦葉] **王舎大城**（畢鉢羅巖 *後雨安居に第一結集を終えた後、阿難に教法を付属して）…鷄足山 Kukkūṭapada-giri (1)（*入滅する。後に阿闍世王が阿難と共に訪れて、摩訶迦葉の塔を建立する）
- (1) 鷄足山は、ガヤーの東北東にある Kurkihār の 1 マイル北にある山。『西域記』3 p.114 の註 1 参照。
- 〈50〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.408 中）：[阿闍世王、阿難]（**王舎城**）竹林園（=迦蘭陀竹園 *阿闍世王が阿難を訪問した後に）…鷄足山（*王は阿難と共に摩訶迦葉入滅の地へ赴き、塔を建立する）
- 〈51〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.408 中）：[阿難、末田地 Majjhantika]（**王舎城**）竹林園（=迦蘭陀竹園 *阿闍世王と毘舍離城の離車族との和解を願って、入滅の地を目指して）…菴伽河 Gaṅgā nadi（の中間地点 *最後の弟子となった末田地に世尊の予言を伝えた後、般涅槃する）
- 〈52〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.411 上）：[末田地] **王舎城**（*世尊の予言に従い、世尊の般涅槃の後 100 年、忽弄という毒竜を降伏して仏教を弘めようと、カシミールへ）…迦濕弥羅国 Kasmīra（*忽弄を降伏した後に）…香醉山 Gandhamādana（*さらに竜を降伏した後、無余涅槃に入る）

【参考データ】 Rājagaha

- 〈01〉 MN.144 Channovāda-s.（教闍陀經 vol.III p.263）：[チャンナ比丘] 【話題】 **Rājagaha**（*村へ友人や知人を訪ねて）…Pubbajira gāma (1)
- (1) 舍利弗が世尊に告げた話題で、チャンナが自害した地は王舎城であるが、ヴァッジ族のプッパジラ (Pubbajira) 村は生前に彼が王舎城から行き来した村と推定。
- 〈02〉 SN.035-087 (vol.IV p.055)：[チャンナ比丘] 【話題】 **Rājagaha**（*村へ友人や知人を訪ねて）…Pubbajira gāma (1)
- (1) 上記〈01〉の註(1)参照。
- 〈03〉『五分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.004 上）：[孫陀羅難陀 (1)] 跋者の邑…**王舎城**（*悪事を行って再度出家を求めるが、僧伽を追放される）

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

(1) 孫陀羅難陀は「跋耆邑比丘。名孫陀羅難陀」とあるので、ヴァッジ族の村を出身地とする比丘と解した。

- 〈04〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.700 中）：[比丘] **王舎城**（羯蘭鐸迦池竹林 *飢饉で乞食が得難く、神通力を用いて）…東毘提訶 Pabbavideha (*食物を得る)
- 〈05〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.700 中）：[比丘] **王舎城**（羯蘭鐸迦池竹林 *飢饉で乞食が得難く、神通力を用いて）…西瞿陀尼 Aparagoyāna (*食物を得る)
- 〈06〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.700 中）：[比丘] **王舎城**（羯蘭鐸迦池竹林 *飢饉で乞食が得難く、神通力を用いて）…北俱盧洲 Uttarakuru (*食物を得る)
- 〈07〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.701 中）：[迦俱陀天子] **王舎城** (*提婆達多 が神通力を失うと、これを知って、目連のもとへ) …江狛山 **Suṃsumāragiri** (恐畏林 Bhesakalāvana *目連に告げる)
- 〈08〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙 010」（大正 23 p.701 中）：[目連] 江狛山 (恐畏林 *提婆達多 が神通力を失ったことを迦俱陀天子に聞くと、神通力にて、世尊のもとへ) …**王舎城** (竹林=羯蘭鐸迦池竹林 *世尊に提婆達多の件を告げる)
- 〈09〉『十誦律』「調達事」（大正 23 p.258 上）：[迦俱陀] (**王舎城**) (1) (*命終し、天子となつて、師の目連のもとへ) …梵世…支提国・迦陵伽盧谷 (*提婆達多 が神通を失ったことを目連に知らせる)

(1) 出発地を王舎城と推定。

- 〈10〉『十誦律』「調達事」（大正 23 p.258 上）：[目連] 支提国・迦陵伽盧谷 (*弟子の迦俱陀天子の知らせを聞いて、提婆達多の件を告げるため、神通力を用いて世尊のもとへ) …**王舎城** (*提婆達多 が神通を失ったことを世尊に告げる)
- 〈11〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.169 上）：[迦俱陀天子] **王舎城** (*天より没し、目連のもとへ) …揭伽国 **Bhagga**・膠魚山 **Suṃsumāragiri** (恐怖鹿林 *目連に提婆達多 が神通を失ったことを告げる)
- 〈12〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.169 上）：[目連] 揭伽国・膠魚山 (恐怖鹿林 *天より没して現れた迦俱陀天子から、提婆達多 が神通を失ったことを聞くと、没して世尊のもとへ) …**王舎城** (迦蘭鐸迦池竹林園 *世尊に提婆達多の件を知らせる)
- 〈13〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.286 上）：[物流ルート] 健陀羅 **Gandhāra**…**王舎城** (*北方の乾陀羅国王、即ち弗迦邏娑利 **Pukkusāti**? が頻婆娑羅王に毛綵を送る)
- 〈14〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.408 中）：[末田地] 【予言】 **王舎城**…迦湿弥羅国 **Kasmira**…香醉山 **Gandhamādana** (1) (*世尊が「涅槃後百年して、阿難の最後の弟子である末田地 が迦湿弥羅国に教えを弘める」と予言される)

(1) 香醉山は、末田地比丘が無余涅槃に入った地。

18 Sāketa

- 〈01〉『中阿含』077「娑鷄帝三族姓子経」（大正 01 p.544 中）：[釈尊] **娑鷄帝** **Sāketa** …青林 **palāsavana** (1)

(1) 対応経の *MN.068 Naḷakapāna-s.* (那羅伽波寧村経 vol. I p.462) の仏在処・説処は、「コーサラ国のナラカパーナにあるバラサ林 (*Kosalesu viharati Naḷakapāne palāsavane*)」とあるので、漢訳の「青林」を *Naḷakapāna* の *palāsavana* と推定した。なお *AN.010-007-067* (vol. V p.122) には、*Naḷakapāna* はコーサラ国の町 (*nigama*) とあ

る。

- 〈02〉『十誦律』「受具足戒法」（大正 23 p.152 下）：[賊] 僑薩羅国・薩羅林（*舎衛城へ向かう比丘尼らを襲い、そのうち 1 人の賊が逃亡して）…**婆岐陀国**（*出家して、雨安居を過ごす）

19 Saṅkassa

- 〈01〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：[悪生王（Dujjāta?）⁽¹⁾] 五都 Pañcāla（*切利天で雨安居を過ごされた世尊が僧迦尸に降下されると聞いて）…**僧迦尸国**（大池水側）

(1) 悪生王は『赤沼』p.175 参照。

20 Sāvattī

- 〈01〉MN.082 Raṭṭhapāla-s.（頼吒憇羅經 vol.II p.054）：[釈尊] Kuru…Thullakoṭṭhita nigama…**Sāvattī**（Jetavana Anāthapiṇḍikārāma）

- 〈02〉MN.082 Raṭṭhapāla-s.（頼吒憇羅經 vol.II p.054）：[ラッタパーラ比丘] Kuru・Thullakoṭṭhita nigama（*出家具足戒を受けた半月後、世尊は舎衛城へ向けて遊行に出られるが、同道せず不放逸に住し、阿羅漢となってから世尊のもとへ）…**Sāvattī**（Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊の許可を得た後に、再び両親のもとへ）…Kuru・Thullakoṭṭhita nigama（Koravya 王の Migācira）

- 〈03〉MN.089 Dhammacetiya-s.（法莊嚴經 vol.II p.118）：[パセーナディ王、ディーガ・カーラーヤナ大臣] **Sāvattī**（*ある所用で）…Sakkesu・Nagaraka⁽¹⁾（*世尊を拜謁するため、ナガラカから 3 由旬の距離にある町メーダルンパへ）…Sakkesu・Medaḷumpa nigama（*世尊のもとに到着すると、仏足頂礼をなし、「世尊も 80 歳となられ、私も 80 歳となった。私は世尊に最上の恭敬を示す」と語る）

(1) Nagaraka は、PTS テキストでは Naṅgaraka と校訂するも、同本脚註 3 の Nagaraka を採る。なおナーランダー版も Nagaraka と校訂。MN.A.（vol.III p.348）に「‘ナガラカ’とは、そのように名づけられた釈迦族の町（Nagarakan ti evaṃnāmakam Sakyānaṃ nigamaṃ.）」とあり、また MN.121 Cūṇasuññata-s.（空小経 vol.III p.104）にも「かつて世尊はナガラカという釈迦族の町に住された（bhagavā Sakkesu viharati Nāgarakaṃ nāma Sakyānaṃ nigamo）」とある。

- 〈04〉MN.090 Kaṇṇakatthala-s.（普棘刺林經 vol.II p.125）：[パセーナディ王、ヴィドゥーダバ將軍、サンジャヤ・アーカーサゴッタ婆羅門] (**Sāvattī**)⁽¹⁾（*ある所用で）…Ujuññā（*世尊を問訊礼拝するために）…Kaṇṇakatthala Migadāya（*世尊から四姓の清浄や諸天など、教えを聞く）

(1) パセーナディ王 やヴィドゥーダバ將軍たちがサーヴァッティ（Sāvattī）からウジュンニャー（Ujuññā）にやって来たと推定。MN.A.（vol.III p.356）によれば、「‘ウジュンニャー’とは、ウジュンニャーというその国でも、都市でもある名前、世尊はウジュンニャー都市に依止して住される（Uruññāyan ti Uruññā ti tassa raṭṭhassa pi nagarassa pi etadeva nāmaṃ, bhagavā Uruññānagaraṃ upanissāya viharati）」とあって、Ujuññā の規模を示す属性は「国（raṭṭha）」であって、しかも「都市（nagara）」である。

- 〈05〉『中阿含』132「頼吒憇羅經」卷一（大正 01 p.623 上）：[釈尊] 拘樓瘦 Kuru・罽盧吒村 Thullakoṭṭhita（北の尸提和園 Simsapāvana）…**舎衛国**（勝林給孤独園）

- 〈06〉 『中阿含』 132 「頼吒憍羅經」 卷一 (大正 01 p.623 上) : [頼吒憍羅比丘] 拘楼瘦・
 鍬蘆吒村 (*世尊のもとで出家し、阿羅漢を得て 9~10 年経過後、世尊のもとへ) …**舍衛国**
 (勝林給孤独園 *世尊の許可を得て、父母との再会の約束を果たすために) …拘楼瘦・鍬蘆吒
 村 (北の尸提和園 *再会の約束を果たし、父母と拘牟婆王を教化する)
- 〈07〉 『中阿含』 156 「梵波羅延經」 (大正 01 p.678 上) : [梵志] 拘娑羅国 (*問答しよ
 うと、大勢で世尊のもとへ) …**舍衛国** (勝林給孤独園 *世尊の教えを聞いて、優婆塞となる)
- 〈08〉 『中阿含』 212 「一切智經」 (大正 01 p.792 下) : [波斯匿王、琉璃大将、想年少
 吉祥子婆羅門] (**舍衛城**) ⁽¹⁾ (*世尊を問訊礼拝するために) …鬱頭随若 Ujuññā (普棘刺
 林 Kaṇṇakatthala *世尊から刹利、梵志、居士、工師という四種の差別、天の有無について、教
 えを受ける)
 (1) 波斯匿王たちが舍衛城から仏在処・説処の「鬱頭随若」を訪れたと推定。
- 〈09〉 『中阿含』 213 「法莊嚴經」 (大正 01 p.795 中) : [波斯匿王、長作大臣] **舍衛城**
 (*所為あって) …釈家・邑名城 Nagaraka (*世尊を拜謁するため、3 拘婁舎の距離にある都邑
 へ向けて) …弥婁離 Medaḷumpa (*世尊に最勝の挨拶をし、「私も国王、世尊も法王。私の年齢
 も 80、世尊も 80 歳である。世尊を生涯にわたり供養する」などと、恭敬の意を表す)
- 〈10〉 *SN.003-002-004* (vol. I p.082) : [パセーナディ王] **Sāvattihī** (*阿闍世王が攻め入っ
 たので) …**Kāsi** (*迎え撃つも、戦いに敗れて) …**Sāvattihī** (*帰還する)
- 〈11〉 *SN.003-002-005* (vol. I p.083) : [パセーナディ王] **Sāvattihī** (*阿闍世王が攻め入っ
 たので) …**Kāsi** (*戦いに勝利し、阿闍世王を生け捕りにして) …**Sāvattihī** (*自分の甥である
 の思いが生じ、阿闍世王を放免する)
- 〈12〉 *SN.047-013* (vol. V p.161) : [チュンダ沙弥 ⁽¹⁾] Magadha・Nāḷakagāma (*舍利
 弗の入滅後、彼の衣鉢を携えて、阿難のもとへ) …**Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *
 阿難に告げた後、2 人で世尊に報告する)
 (1) 舍利弗の侍者。
- 〈13〉 *SN.055-006* (vol. V p.348) : [釈尊] **Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *雨安
 居) …**Sādhuka** ⁽¹⁾
 (1) 註釈書 *SN.A.* (vol. III p.278) によれば、「‘サードゥカに住む’とは、サードゥカと
 名づける自己 (イシダッタとプラーナの 2 人の大工) が受用する村に住んでいた
 (Sādhuke paṭivasantī ti Sādhuka-nāmake attano bhoga-gāmake vasanti)」とある
 ので、その規模を示す属性は「小村 (gāmaka)」である。
- 〈14〉 『雑阿含』 057 (大正 02 p.013 下) : [釈尊] **舍衛国** (祇樹給孤独園) …西方国土の
 人間…半闍国 Pañcāla・波陀聚落 Pārileyyaka ⁽¹⁾ (跋陀薩羅樹下 bhaddasāla-mūla)
 (1) Pārileyyaka は、パーリ文献ではチエーティ国、漢訳ではパンチャーラ国とする。『モ
 ノグラフ』第 15 号「その他国篇」p.558 参照。
- 〈15〉 『雑阿含』 057 (大正 02 p.013 下) : [阿難と比丘] **舍衛国** (精舎=祇樹給孤独園 *
 侍者にも告げず、独りで遊行に出られた世尊の後を追って) …西方 (*到着後、人間を遊行して北
 へ) …半闍国・波陀聚落 (*世尊の教えを受ける)
- 〈16〉 『雑阿含』 092 (大正 02 p.023 下) : [釈尊] 拘薩羅…**舍衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈17〉 『雑阿含』 093 (大正 02 p.024 中) : [釈尊] 拘薩羅…**舍衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈18〉 『雑阿含』 830 (大正 02 p.213 上) : [釈尊] 崩伽闍 Paṅkadhā ⁽¹⁾ (崩伽耆の林) …

舎衛国 (祇樹給孤独園)

(1) Pañkadhā は、AN.003-009-090 (vol. I p.236) では「コーサラの町 (Pañkadhā nāma Kosalānaṃ nigamo)」とする。

- 〈19〉 『雑阿含』 860 (大正 02 p.218 下) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園 *雨安居) …鹿径沢 Sādhuka
- 〈20〉 『雑阿含』 991 (大正 02 p.258 上) : [比丘] **舎衛国** (祇樹給孤独園 *城内で乞食中に、鹿住優婆夷に答えた事柄を世尊に確認するため、雨安居を過ごした後、世尊のもとへ) …釈氏・弥城留利邑 Medaḷumpa (*世尊に鹿住優婆夷の件を報告すると、「人と人との間にある根の優劣は如来のみが知り得る」と答えられる)
- 〈21〉 『雑阿含』 1072 (大正 02 p.278 中) : [僧迦摩比丘] 拘薩羅 (*人間を遊行して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 *出家以前の妻が訪れ、子どもを養育するように要求される)
- 〈22〉 『雑阿含』 1236 (大正 02 p.338 中) : [波斯匿王] **舎衛城** (*阿闍世王が攻め入ったので、四軍を集めて) …拘薩羅国 (*阿闍世王を迎え撃つも、敗走して) …**舎衛城** (*帰還する)
- 〈23〉 『雑阿含』 1237 (大正 02 p.338 下) : [波斯匿王] **舎衛城** (*阿闍世王が攻め入ったため、四軍を率いて) …拘薩羅国 (*阿闍世王を迎え撃ち、戦勝して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 *阿闍世王を生け捕りにすると、世尊のもとを訪問する)
- 〈24〉 『雑阿含』 1155 (大正 02 p.307 下) : [釈尊] 拘薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈25〉 『雑阿含』 1226 (大正 02 p.334 下) : [釈尊] 拘薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈26〉 『別訳雑阿含』 011 (大正 02 p.376 中) : [僧迦摩比丘] 驕薩羅国 (*遊行して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 *元の妻が赤ん坊を連れて来ても、見向きもしなかったため、妻が引き取る)
- 〈27〉 『別訳雑阿含』 053 (大正 02 p.391 下) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛城** (祇樹給孤独園)
- 〈28〉 『別訳雑阿含』 063 (大正 02 p.395 下) : [波斯匿王] **舎衛国** (*阿闍世王が挙兵すると、応戦するために) …(迦尸国) (1) (*交戦するも、敗走して) …**舎衛国** (*逃げ帰る)
- (1) 対応経 SN.003-002-004 により交戦地をカーシ (Kāsi) 国と推定。
- 〈29〉 『別訳雑阿含』 064 (大正 02 p.395 下) : [波斯匿王] **舎衛国**…(迦尸国) (1) (*阿闍世王と戦い、戦勝して) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 *阿闍世王を捕らえ、一緒に世尊のもとを訪れる)
- (1) 上記 〈28〉 の註 (1) と同じ。
- 〈30〉 『別訳雑阿含』 078 (大正 02 p.401 上) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈31〉 『別訳雑阿含』 258 (大正 02 p.463 下) : [釈尊] 俱薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈32〉 『別訳雑阿含』 259 (大正 02 p.464 中) : [釈尊] 俱薩羅…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈33〉 『増一阿含』 024-002 (大正 02 p.615 中) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園) …雪山 Himavanta…拔祇城…**舎衛** (祇洹精舎)
- 〈34〉 『増一阿含』 033-001 (大正 02 p.681 下) : [悪生王 Dujjāta? (1)] 般闍羅国 Pañcāla…**舎衛国** (*五王 (2) が園観の一処に集合して、五欲についての議論も、主張が異なるために) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 *波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)
- (1) 悪生王 Dujjāta? は『赤沼』 p.175 参照
- (2) 五王については、『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) を参照した。

- 〈35〉 『増一阿含』 033-001 (大正 02 p.681 下) : [優陀延王 Udaya (1)] 南海…**舎衛国**
 (*五王が園觀の一処に集合して、五欲について議論も主張が異なるために) …祇樹給孤独園 (*
 波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)
 (1) 優陀延王 Udaya は『赤沼』 p.696 参照
- 〈36〉 『増一阿含』 038-010 (大正 02 p.724 中) : [波斯匿王、御者] **舎衛城** (*遊觀へ出
 かけるため、車にて) …園觀 (*世尊に会いたくなり、園觀から 3 由旬の距離にある鹿堂村へ向け
 て) …釈種・鹿堂村 Medaḷumpa (の講堂 *世尊から「延寿を願うならば、法を以て国を治めよ」
 との教えを受ける)
- 〈37〉 *Udāna* 002-005 (p.013) : [一人の優婆塞] **Ichchānaṅgala** (*ある所用で) …
Sāvattthī (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *所用を終えた後、世尊のもとで教えを受ける)
- 〈38〉 *Udāna* 005-006 (p.057) : [ソーナ・コーティカシナ] **Avanti・Kururaghara** の
Pavatta pabbata (*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、マハーカッチャーナの許可を
 得て) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊に出会い、法臘を尋ねられると、「1
 歳」と答え、出家が遅れた理由を告げる)
- 〈39〉 *Suttanipāta* 002-007 (p.050) : [大家産家の婆羅門] **Kosala** (*教えを聞くため、複
 数で世尊のもとを訪れて) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *教えを聞いて優婆塞と
 なる)
- 〈40〉 『僧祇律』 「波羅夷 001」 (大正 22 p.234 上) : [一人の比丘] 南方 (*南方より来
 て) …**舎衛城** (*身体が柔軟であったので、口で淫をなし、世尊に波羅夷と判定される)
- 〈41〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.643 下) : [60 人の比丘] ある聚落
 (*人間を遊行して到着すると、長者から税物の白晷を施されるも、可税物の制戒があるので、受
 け取らずして) …税関…**室羅伐** (*世尊に報告すると、「染めればよい」と制戒される)
- 〈42〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.644 中) : [六群比丘] **室羅伐城** (*
 北方の商人と同道して) …北方 (*やせた土地で、人柄も粗雑で、悪犬などもいたので、嫌気がさ
 して、中国へ) …中国 Majjhima-desa, Majjhima-janapada (*途中で、中国からの商人と出会い、
 その商人と同道して) …**室羅伐城** (*税を免れるため、商人に私路を教え、城内に導くと、税官
 に非難される)
- 〈43〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.648 中) : [南方の比丘尼] 南方 (*世
 尊を礼拝するために) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *世尊の教えを聞いた後、東方の比丘尼に
 声をかけたが、言葉が通じなかった)
- 〈44〉 『根本有部律』 「波羅市迦 002」 (大正 23 p.648 中) : [東方の比丘尼] 東方 (*世
 尊を問訊礼拝するために) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *世尊の教えを聞いた後、南方の比丘
 尼が声をかけたが、言葉が通じなかった)
- 〈45〉 『十誦律』 「波羅夷 003」 (大正 23 p.010 下) : [父子比丘] 僑薩羅国 (*父と子で
 遊行して) …嶮道 (*日没が迫り、子が父を急がせて死亡させる) …**舎衛城** (*子が世尊に報告
 すると、世尊は無犯と判定される)
- 〈46〉 『十誦律』 「波羅夷 003」 (大正 23 p.010 下) : [父子比丘] 僑薩羅国 (*舎衛城へ
 向けて共に遊行して) …ある聚落 (*夜になり、子の提言で、空地で宿泊し、父が虎に噛まれて死
 亡する) …**舎衛城** (*子が世尊に報告すると、世尊は無犯と判定される)

- 〈47〉 『根本有部律』 「波羅市迦 003」 (大正 23 p.664 下) : [琉璃太子] **室羅伐城** (*波斯匿王の命により、賊を捕らえるため、派遣されて) …国境 (*摩竭提国と拘薩羅国の境で、商人を襲った 60 人の賊を捕らえて) …**室羅伐城** (*屍林にて処罰する)
- 〈48〉 『十誦律』 「波羅夷 004」 (大正 23 p.012 中) : [比丘] 僑薩羅国・空閑処 (*別相観により定を得て) …**舍衛国** (*世尊のもとを訪れて「阿羅漢を得た」と語って) …聚落近くの僧房 (*しばしば女性を見て、貪欲や瞋恚を起こし、自らの罪を恥じる)
- 〈49〉 『根本有部律』 「波羅市迦 003」 (大正 23 p.664 下) : [摩竭提国の商人] 摩揭陀 …国境 (*摩竭提国と拘薩羅国の境界で、賊に襲われて) …**室羅伐城** (*波斯匿王に訴える)
- 〈50〉 『根本有部律』 「波羅市迦 003」 (大正 23 p.664 下) : [60 人の賊] 国境 (*摩竭提国と拘薩羅国の境に賊が住し、商人を襲っていたが、波斯匿王に派遣された琉璃太子に捕まって) …**室羅伐城** …屍林 (*手足を斬られる)
- 〈51〉 『パーリ律』 「僧残 013」 (vol.Ⅲ p.179) : [一人の比丘] **Kāsi** (*雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するために遊行して) …**Kiṭāgiri** (*この地でアッサジやプナッバスの行状を見て) …**Sāvattḥi** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊に 2 人の行状を報告する)
- 〈52〉 『パーリ律』 「僧残 013」 (vol.Ⅲ p.179) : [舍利弗、目連] **Sāvattḥi** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊の命により、アッサジとプナッバスのもとへ派遣されて) …**Kiṭāgiri** (*駆出羯磨をなそうとするも、2 人は罪を認めず、誹謗した揚げ句に、還俗してしまう)
- 〈53〉 『四分律』 「僧残 012」 (大正 22 p.596 下) : [比丘] 迦尸国 (*遊行して) …鞞連 **Kiṭāgiri** (*止宿し、翌朝に行乞したとき、馬師と満宿の悪行を知って) …**舍衛国** (祇樹給孤独園 *世尊に 2 人の悪行を報告する)
- 〈54〉 『四分律』 「僧残 012」 (大正 22 p.596 下) : [舍利弗と目連と 500 人の比丘] **舍衛国** (祇樹給孤独園 *世尊の命により、馬師と満宿の 2 人の比丘に、擯羯磨をなすために派遣されて) …迦尸国 (*遊行して) …鞞連 (*羯磨をなし終えた後に、再び世尊のもとへ) …**舍衛国** (祇樹給孤独園 *世尊に報告する)
- 〈55〉 『五分律』 「僧残 013」 (大正 22 p.021 下) : [舍利弗、目連] 迦夷…吉羅邑 **Kiṭāgiri** (*富闍と優樓伽という 2 人の優婆塞から、馬師と満宿の悪行を訴えられて) …**舍衛城** (*世尊に 2 人の悪行を報告する)
- 〈56〉 『五分律』 「僧残 013」 (大正 22 p.021 下) : [阿難と 500 人の比丘] **舍衛城** (*世尊の命により、馬師と満宿に駆出羯磨をなすため、500 人の比丘と共に派遣されて) …吉羅邑 (*2 人を諫めても、罪を認めなかった)
- 〈57〉 『十誦律』 「僧残 012」 (大正 23 p.026 中) : [阿難] 迦尸国 (*舍衛城へ向けて) …黒山邑 **Kiṭāgiri** (*優樓伽という賢者から馬師と満宿の悪事を聞いて) …**舍衛国** (*世尊に 2 人の悪事を報告する)
- 〈58〉 『十誦律』 「僧残 012」 (大正 23 p.026 中) : [阿難] **舍衛城** (*世尊の命により、馬師と満宿に駆出羯磨を与えるため、派遣されて) …黒山 (*駆出羯磨を与え終ると、2 人が不平を漏らす)
- 〈59〉 『僧祇律』 「僧残 013」 (大正 22 p.286 下) : [優婆塞] 迦尸・黒山聚落 **Kiṭāgiri** (*六群比丘の悪行を、世尊に訴えるために) …**舍衛城** (*世尊に会い、彼らの非法を告げる)
- 〈60〉 『僧祇律』 「僧残 013」 (大正 22 p.286 下) : [阿難と 30 人の比丘] **舍衛城** (*世

尊の命により、六群比丘を駆遣羯磨にかけるため、30人の比丘らと共に派遣されて) ⇨迦尸・黒山聚落 (*さらに30人の比丘が加わると、彼らは「総勢60人の比丘が来る」と聞き、恐れをなして懺悔する者や逃亡する者が出るも、阿難らは残りの者を羯磨にかけ、戻って世尊に報告する)

- 〈61〉『僧祇律』「僧残013」(大正22 p.286下) : [六群比丘] 黒山聚落 (*世尊に呼び出されて) …**舎衛城** (*世尊に呵責される)
- 〈62〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [阿難] 迦尸国 (*人間を遊行して) …**枳吒山 Kitāgiri** ⇨**枳吒山聚落** (*乞食中に、馬師と満宿と半豆盧呬得迦の悪行を聞いて) …**室羅伐城** (給園=祇樹給孤独園 *世尊に3人の悪行を報告する)
- 〈63〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [阿難と60人の比丘] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 *世尊の命により、駆遣羯磨をなすため、60人の比丘と共に派遣されて) ⇨**枳吒山聚落** (*駆遣羯磨を終えた後、戻って世尊に報告する)
- 〈64〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [半豆盧呬得迦] 枳吒山聚落 (*駆遣羯磨をかけられる前に、悪行を懺悔しようと、舎衛城へ向けて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *世尊を礼拝した後、比丘らのもとで説悔する)
- 〈65〉『根本有部律』「僧伽伐尸沙012」(大正23 p.705上) : [馬師] 枳吒山聚落 (*駆遣羯磨にかけられた後、世尊に許しを乞おうと、舎衛城へ向けて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *先に来た半豆盧呬得迦らが駆遣羯磨にもかけられず、説悔で出罪しているのを知ると、「同罪者同士にもかかわらず差別がある」と、不服を言う)
- 〈66〉『パーリ律』「捨墮016」(vol.Ⅲ p.233) : [一人の比丘] **Kosala** (*舎衛城へ向け、遊行して) …道中 (*羊毛を得ると、それを持ち3由旬の道りを経て) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *到着したとき、比丘らに「人々に嘲笑されながらやって来た」と、道中でのことを話す)
- 〈67〉『四分律』「捨墮006」(大正22 p.608下) : [比丘] 拘薩羅国 (*雨安居を終えた後、世尊を拝謁するために) …道中 (*賊に遭遇し、衣鉢を盗まれて) …**舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園 *到着すると、露形の尼犍子と間違えられる)
- 〈68〉『五分律』「捨墮006」(大正22 p.027下) : [比丘] 道中 (*商人と随行し、道に迷った揚げ句に、賊と遭遇し、身ぐるみを剥がされて) …**舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園 *裸のまままで到着する)
- 〈69〉『十誦律』「尼薩耆003」(大正23 p.041上) : [優波那先と500人の比丘] 僑薩羅 (*500人の比丘と共に遊行して) …**舎衛国** (祇桓=祇樹給孤独園 *世尊のもとを訪れると、そのとき4ヵ月間の燕坐中にもかかわらず、「頭陀行の比丘とは随意に会う」と、世尊から許可を得る)
- 〈70〉『十誦律』「尼薩耆006」(大正23 p.044下) : [波羅比丘] 僑薩羅国 (*舎衛国へ向け、遊行して) …道中 (*賊に遭遇して衣を奪われるも、制戒があって非親里から衣を乞えず、裸体のまままで) …**舎衛国** (祇桓=祇樹給孤独園 *六群比丘から衣を借り、世尊のもとを訪れて、道中での出来事を報告する)
- 〈71〉『十誦律』「尼薩耆016」(大正23 p.049下) : [比丘] 僑薩羅国 (*商人らと同道して) …**嶮道** (*羊毛を満載した車軸が折れ、商人から羊毛を布施され、それを携えて) …**舎衛国** (*世尊に道中での出来事を報告する)

- 〈72〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 006」(大正 22 p.302 上) : [60 人の比丘] 北方 (*舎衛城へ向けて、世尊を拝謁するために) …道中 (*賊に衣を奪われて) …**舎衛城** (祇桓精舎 *裸形のままで到着し、比丘らに衣を与えられ、世尊のもとを訪れる)
- 〈73〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 007」(大正 22 p.303 上) : [60 人の比丘] 北方 (*舎衛城へ向けて) …道中 (*賊に遭遇して、衣を奪われるも、梵行人から衣を得て) …**舎衛城** (祇桓精舎 *到着すると、失衣を知った跋難陀から「城内の居士から衣を乞えばよい」と、誘いをかけられる)
- 〈74〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 016」(大正 22 p.309 中) : [比丘] (**舎衛城**) (1) (*北方へ向けて) …北方 (*世尊や仏弟子たちを讃歎し、祇樹給孤独園や安陀林を讃歎する)
(1) 舎衛城を出発地と推定。
- 〈75〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 016」(大正 22 p.309 中) : [60 人の比丘] 北方 (*北方へ来た比丘らから、世尊や仏弟子、祇樹給孤独園などの諸施設を讃歎するのを聞き、礼拝しようと、贈り物の羊毛を各自携え、あちこちの村や町に立ち寄り、舎衛城へ向けて) …**舎衛城** (*世尊のもとを訪れ、道中での出来事を告げる)
- 〈76〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 022」(大正 22 p.315 上) : [60 人の比丘] 北方 (*世尊を拝謁するために) …道中 (*賊に遭遇し、鉢を奪われて) …**舎衛城** (祇洹精舎 *無鉢のままで到着し、梵行者から鉢を与えられ、世尊のもとを訪れる)
- 〈77〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 022」(大正 22 p.315 中) : [60 人の比丘] 北方 (*無鉢のまま、祇樹給孤独園へ向けて) …**舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園 *到着すると、失鉢を知った難陀と跋難陀から「城内の居士から鉢を乞えばよい」と声をかけられる)
- 〈78〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 015」(大正 23 p.737 上) : [北方の商人] 北方 (*「仏が世に出現された」と聞いて、交易利潤と三宝供養のため、500 人の商人らと共に、北方の貨物を携え、須達長者のもとへ向かう) …中国 Majjhima-desa, Majjhima-janapada…**室羅伐城** (祇樹給孤独園 *須達長者と共に、世尊のもとを訪問し、僧伽に敷具を布施する)
- 〈79〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 016」(大正 23 p.738 上) : [六群比丘] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 *あちこち遊行しようと相談し、泥波羅国 Skt. Nepāla へ向かう商人らと共に、遊行に出かけて) …泥波羅国 (*到着するも、日を経ずして、嫌気がさし、中国へ向かう商人らと共に、帰路に就く) …道中 (*商人の一台の車軸が折れたので、羊毛を担いで) …一聚落 (*盗賊と間違えられて) …税関 (*商人と間違えられて) …逝多門 (*運んできた羊毛を、寺の中に置き、山の如く積んでみせる)
- 〈80〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 016」(大正 23 p.738 上) : [商人] **室羅伐城** (*六群比丘と同道して、泥波羅国へ向かう) …泥波羅国 (*六群比丘が戻るために、同道できる商人を紹介する)
- 〈81〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 019」(大正 23 p.741 下) : [北方の商人] 北方 (*世尊の評判を耳にし、交易利潤と三宝供養のために、北方の貨物を携え、中国へ向けて) …中国…**室羅伐城** (*城内にいた一人の露形外道を、世尊と勘違いし、高価なものを施してしまう)
- 〈82〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 029」(大正 23 p.757 上) : [羅睺羅] 釈迦処・販葦人聚落⇔**室羅伐城** (*ある用事で舎衛城に出かけている間に、長者から施与された住処が僧伽に寄進されたしまったので、販葦人聚落に滞在中の世尊に質問すると、「むやみに廻施しては

ならない」という判定を受ける)

- 〈83〉 『パーリ律』 「波逸提 006」 (vol.IV p.017) : [阿那律] **Kosala** (*舎衛城へ行こうとして) …一村落の休息所 **āvasathāgāra** (*女性の旅人と同宿し、彼女を教化した後に) … **Sāvattihī** (*到着すると、比丘たちに道中でのことを告げる)
- 〈84〉 『パーリ律』 「波逸提 031」 (vol.IV p.070) : [舎利弗] **Kosala** (*舎衛城へ行こうとして) …ある施食処 **āvasatha** (*食後、激しい病に襲われ、その日のうちに立ち去ることが出来ず、翌日の食事を断って) (16) … **Sāvattihī** (*到着すると、比丘たちに告げる)
- (1) 翌日の食事を断ったのは「日々、施食処で食を受けてはならない」という制戒があるため、このことから「施食処」が舎衛城から1日ほどの距離にあったと推定される。
- 〈85〉 『パーリ律』 「波逸提 036」 (vol.IV p.083) : [2人の比丘] **Kosala** (*舎衛城へ向けて) …道中(*一人の比丘が非法を行じ、もう一人の比丘が注意すると、恨みを抱いたままで) … **Sāvattihī** (*到着すると、恨みを抱いた比丘が親里からもらった食を、注意した比丘に無理矢理食べさせ、「残食以外を食した」と非難する)
- 〈86〉 『パーリ律』 「波逸提 067」 (vol.IV p.132) : [一人の比丘] **Kosala** (*舎衛城へ向かって) …一村落(*村の門を通過したとき、夫婦喧嘩で家出した婦人と出会い、そのまま同道して) … **Sāvattihī** (*到着すると、比丘たちに道中での出来事を告げる)
- 〈87〉 『パーリ律』 「波逸提 084」 (vol.IV p.161) : [比丘] **Kāsi** (*多数の比丘たちが遊行して) …須達長者の農作村(*使用人が接待してくれたが、その人が指輪を外したままで農作業に出掛けてしまったので、戻ってくるのを待っていると、逆に誤解を受けて) … **Sāvattihī** (*到着して、そのときの出来事を他の比丘たちに告げる)
- 〈88〉 『パーリ律』 「波逸提 085」 (vol.IV p.165) : [比丘] **Kosala** (*多数の比丘たちが舎衛城へ向けて) …一村落(*夕刻に到着したため、制戒があつて村に入れず (1)、盗賊に略奪されて) … **Sāvattihī** (*到着して、世尊に告げる)
- (1) 村に入れなかったのは「非時に村に入ってはならない」という制戒があつたためである。
- 〈89〉 『パーリ律』 「波逸提 085」 (vol.IV p.165) : [一人の比丘] **Kosala** (*舎衛城へ向けて) …一村落(*夕刻に到着すると、村人は入るように勧めてくれたが、制戒があつて村に入れず、盗賊に身ぐるみを剥がされて) … (**Sāvattihī**) (1)
- (1) 到着地をサーヴァッティー (**Sāvattihī**) と推定。なお村に入れなかったのは「他の比丘に告げず、非時に村に入ってはならない」という制戒があつたためである。
- 〈90〉 『四分律』 「単提 004」 (大正 22 p.637 上) : [阿那律] **舎衛国** (*拘薩羅国へ向けて) …拘薩羅国…道中の一村(*宿泊する際に、姪女に誘惑されるも、教化して優婆夷にした後に、戻って) …僧伽藍 (1)
- (1) 舎衛国の祇樹給孤独園と推定される。
- 〈91〉 『四分律』 「単提 016」 (大正 22 p.645 上) : [六群比丘、十七群比丘] 拘薩羅国(*道路をいきつつ) …道中の聚落(*無比丘の聚落で、両グループが坐具をめぐるって揉めて) … **舎衛国** (祇樹給孤独園 *揉め事を聞いた少欲知足の比丘が世尊に報告する)
- 〈92〉 『四分律』 「単提 027」 (大正 22 p.652 上) : [六群比丘と六群比丘尼] 拘薩羅国(*両グループが一緒に遊行し、居士から非難の声が出て) … (**舎衛国**) (1) (*居士の非難を聞いた少欲知足の比丘が世尊に報告する)

- (1) 六群比丘と六群比丘尼が仏在処・説処の「舎衛国の祇樹給孤独園」に到着したと推定。
- 〈93〉『四分律』「单提 031」（大正 22 p.654 下）：[舍利弗] 拘薩羅国（*遊行して）…無住処村（*一食して病気になるが、制戒があるので、無理して立ち去ると、ますます病が重くなって）…（**舎衛国**）⁽¹⁾（*比丘が世尊に告げる）
- (1) 舍利弗は舎衛城に到着していないが、取りあえず仏在処・説処の「舎衛国の祇樹給孤独園」を目的地と推定。なお無理して去ったのは「一住処で一食（一宿）以上食してはならない」という制戒があったためである。
- 〈94〉『四分律』「单提 041」（大正 22 p.664 中）：[釈尊] 拘薩羅国…**舎衛国**
- 〈95〉『四分律』「单提 041」（大正 22 p.664 中）：[一人の梵志] **舎衛国**（*僧伽で残った餅を貰って食した後、拘薩羅国へ向かって）…拘薩羅国（*道すがら、一人の篤信の瞻相婆羅門と出会い、餅の件を告げる）
- 〈96〉『四分律』「单提 082」（大正 22 p.691 中）：[比丘] 拘薩羅国（*先をゆく外道弟子である居士の後を、多数の比丘らが歩んで）…道中（*置き忘れた居士の財布を見つけて預かると、忘れ物をとりに戻ってきた居士に言いがかりをつけられて）…**舎衛国**（祇樹給孤独園 *波斯匿王のもとで裁判となる）
- 〈97〉『四分律』「单提 082」（大正 22 p.691 中）：[比丘] 拘薩羅国（*多数の比丘らが歩んで）…ある無住処村（巧師の家 *宿泊することになるも、巧師が金や銀の細工物を置いたまま外出したので、夜、眠れずに）…**舎衛国**（祇樹給孤独園 *世尊に報告する）
- 〈98〉『五分律』「墮 077」（大正 22 p.068 上）：[比丘] 拘薩羅国（*外道と共に行き、賊に遭遇し、衣鉢を略奪されて）…ある要塞（*王兵が賊から衣を取り返すも、外道のものか比丘のものかわからず）…**舎衛城**（*世尊のもとへやって来て、世尊に報告する）
- 〈99〉『十誦律』「波夜提 001」（大正 23 p.063 中）：[論議師] 南天竺（*智慧で腹が裂けるのを恐れて、腹に銅板を巻き、闇を照らすために、頭にはたいまつをかかげて、舎衛国へ）…**舎衛国**（*訶咤比丘が対論相手となるも、彼は恐れをなし、王舎城へ逃亡してしまう）
- 〈100〉『十誦律』「波夜提 024」（大正 23 p.083 上）：[比丘と比丘尼] 憍薩羅国（*比丘尼らが舎衛国へ向け、遊行して）…険道（*比丘尼らは比丘が来るのを待ち構えるも、制戒があるので比丘と同道してもらえず、比丘らの後方を歩いていると、賊に遭遇し、衣類を奪われて）…**舎衛国**（*比丘らは到着すると、世尊に報告する）
- 〈101〉『十誦律』「波夜提 025」（大正 23 p.083 下）：[比丘と比丘尼] 憍薩羅国（*比丘尼らが舎衛城へ向け、遊行して）…河（*渡河のため、乗船するとき、比丘らが比丘尼らを押しつけ、制戒を理由に、彼女たちを乗船させなかったため、比丘尼らは岸辺で一夜を過ごすことになり、夜、賊に遭遇し、衣を奪われて）…**舎衛城**（*比丘らは到着すると、世尊に告げる）
- 〈102〉『十誦律』「波夜提 032」（大正 23 p.089 中）：[六群比丘] 憍薩羅国（*舎衛城へ向け、遊行して）…福德舎（*居士らが供養してくれるので、居座る）…**舎衛城**
- 〈103〉『十誦律』「波夜提 032」（大正 23 p.089 下）：[舍利弗] 憍薩羅国（*舎衛国へ向け、遊行して）…福德舎（*風病を患うも、宿泊すれば突吉羅となると考え、無理を押し世尊のもとへ）…**舎衛国**（*到着すると、世尊に報告する）
- 〈104〉『十誦律』「波夜提 036」（大正 23 p.094 中）：[比丘] 憍薩羅国（*舎衛国へ向け、船に乗って）…聚落（*着岸して乞食し、徒歩で船を追うも、獅子や虎に遭遇したり、棘などに阻

まれることもあるので、岸辺の居士らが食事に招待してくれたが、世尊の許可がないとの理由で断つて) …**舎衛国** (*世尊に報告する)

- 〈105〉『十誦律』「波夜提 059」(大正 23 p.109 上) : [比丘] 憍薩羅国 (*舎衛国へ向け、商人と同道して) …**險道** (*賊に遭遇し、衣を奪われるも、仏法に好意を寄せていたので、返されたが、所有者がわからずして) …**舎衛国** (*到着すると、世尊に報告する)
- 〈106〉『十誦律』「波夜提 060」(大正 23 p.110 中) : [比丘] 憍薩羅 (*舎衛国へ向けて遊行し、砂埃のため、身体が汚れて) …**舎衛国** (*世尊に告げる)
- 〈107〉『十誦律』「波夜提 065」(大正 23 p.112 下) : [阿那律] 憍薩羅 (*舎衛国へ向け、遊行して) …ある聚落 (*姪女の家で宿泊し、彼女を教化して) …**舎衛国** (*到着して、世尊に報告する)
- 〈108〉『僧祇律』「単提 028」(大正 22 p.349 中) : [一人の比丘] 南方 (*多くの衣鉢を携えて) …**舎衛城** (*比丘尼となった姉を訪問するため、阿難に比丘尼精舎へ案内されるも、古い衣を纏う姉に新衣を与えないでいると阿難が訝るので、「比丘尼に衣を与えてはならないという制戒があるから」と答えた。すると阿難は新衣を受け取り、世尊に許可を得ようと掛け合う)
- 〈109〉『僧祇律』「単提 041」(大正 22 p.363 中) : [釈尊] **舎衛城**…憍薩羅国…波利耶 Pārileyaka ⁽¹⁾ (婆羅林 sāla-vanasaṇḍa の賢樹下 bhaddasāla-mūla *3 カ月滞在)
 (1) Pārileyaka はパーリ文献ではチーティ国、漢訳ではパンチャーラ国とする。『モノグラフ』第 15 号「その他国篇」p.558 参照。
- 〈110〉『僧祇律』「単提 041」(大正 22 p.365 上) : [難提、金毘羅、跋陀羅] 塔山 ⁽¹⁾ (*雨安居を終えた後、雨浴衣を着て、世尊のもとへ) …**舎衛城** (*世尊が彼らの雨浴衣を見て質問される)
 (1) 塔山は『僧祇律』「単提 069」(大正 22 p.381 下) によれば、阿那律が塔山で夏安居を終え、舎衛城へ向かう途上、夕暮れとなってある聚落で宿泊し、翌日には世尊のもとにやって来るので、舎衛城から 1~2 日程度の距離にある山と推定される。
- 〈111〉『僧祇律』「単提 050」(大正 22 p.372 上) : [釈尊] **舎衛城** (*雨安居) …憍薩羅国
- 〈112〉『僧祇律』「単提 069」(大正 22 p.381 下) : [阿那律] 塔山 ⁽¹⁾ (*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …ある聚落 (*行路の途中で、母と娘だけの家で一泊すると、夜、娘が入室しそうになる) …**舎衛城** (*翌日、世尊のもとへやって来て報告する)
 (1) 上記〈110〉の註(1)参照。
- 〈113〉『根本有部律』「波逸底迦 001」(大正 23 p.761 中) : [一人の若い婆羅門] 中国 Majjhimesa, Majjhima-janapada (*勉強のために) …南方 (*婆羅門に弟子入りし、勉強した後に、師と他の弟子らと共に遊行して) …**室羅伐城** (*訶哆比丘と議論することになるも、対論を避けようとして、訶哆比丘に嘘をつかれる)
- 〈114〉『根本有部律』「波逸底迦 015」(大正 23 p.783 下) : [2 人の比丘] 南方 (*年老いた比丘と年少の比丘が、世尊を問訊礼拝するため、相伴って) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *2 人の比丘が去った後、世尊は精舎内を巡られる)
- 〈115〉『根本有部律』「波逸底迦 024」(大正 23 p.805 上) : [釈尊] **室羅伐城** (逝多林給孤独園) …摩揭陀国
- 〈116〉『根本有部律』「波逸底迦 032」(大正 23 p.816 上) : [鄢陀夷 ⁽¹⁾] 南方 (*議

論する相手を求めて) …**室羅伐城** (逝多林 *舎利弗に論破されて、彼の弟子となって具足戒を受ける)

(1) 鄢陀夷は順世外道 (Lokāyata) の論師。

- 〈117〉『根本有部律』「波逸底迦 033」(大正 23 p.819 中) : [北方の隊商] 北方…**室羅伐城** (*城外で宿泊し、後日、放牧のために、草の豊富な村へ移動して) …ある村
- 〈118〉『根本有部律』「波逸底迦 045」(大正 23 p.831 上) : [一人の大將とその軍隊] **室羅伐城** ⇨ 僑薩羅国・辺隅 (*波斯匿王の命令で、辺国の反乱を鎮圧するために出征するも、失敗して帰還する)
- 〈119〉『根本有部律』「波逸底迦 045」(大正 23 p.831 上) : [波斯匿王とその軍隊] **室羅伐城** … 僑薩羅国・辺隅 (*辺国の反乱を鎮圧するために、自ら出征する)
- 〈120〉『根本有部律』「波逸底迦 045」(大正 23 p.831 上) : [波斯匿王の使者] 僑薩羅国・辺隅 (*出征地にて、王の命により、使者として世尊のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *王の意向を伝え、世尊は了解される)
- 〈121〉『根本有部律』「波逸底迦 046」(大正 23 p.831 下) : [一人の大將とその軍隊] **室羅伐城** ⇨ 僑薩羅国・辺隅 (*波斯匿王の命令で、辺国の反乱を鎮圧するために出征するも、失敗して帰還する)
- 〈122〉『根本有部律』「波逸底迦 046」(大正 23 p.831 下) : [波斯匿王とその軍隊] **室羅伐城** … 僑薩羅国・辺隅 (*辺国の反乱を鎮圧するために、自ら出征する)
- 〈123〉『根本有部律』「波逸底迦 046」(大正 23 p.831 下) : [須達長者] **室羅伐城** (* 辺地にいた波斯匿王の招集命令に応じ、辺国の反乱を鎮圧するために) … 僑薩羅国・辺隅
- 〈124〉『根本有部律』「波逸底迦 046」(大正 23 p.831 下) : [波斯匿王の使者] 僑薩羅国・辺隅 (*出征地にて、王の命により、使者として世尊のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *王の意向を伝え、世尊は了解される)
- 〈125〉『根本有部律』「波逸底迦 047」(大正 23 p.832 中) : [一人の大將とその軍隊] **室羅伐城** ⇨ 僑薩羅国・辺隅 (*波斯匿王の命令で、辺国の反乱を鎮圧するために出征するも、失敗して帰還する)
- 〈126〉『根本有部律』「波逸底迦 047」(大正 23 p.832 中) : [波斯匿王とその軍隊] **室羅伐城** … 僑薩羅国・辺隅 (*辺国の反乱を鎮圧するために、自ら出征する)
- 〈127〉『根本有部律』「波逸底迦 047」(大正 23 p.832 中) : [須達長者] **室羅伐城** (* 辺地にいた波斯匿王の招集命令に応じ、辺国の反乱を鎮圧するために) … 僑薩羅国・辺隅
- 〈128〉『根本有部律』「波逸底迦 047」(大正 23 p.832 中) : [波斯匿王の使者] 僑薩羅国・辺隅 (*須達長者の要請を受けた王の命により、比丘を招来するため、使者として世尊のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *王の意向を伝え、世尊は了解される)
- 〈129〉『パーリ律』「(比丘尼) 僧残 006」(vol.IV p.228) : [比丘尼] **Kosala** (*多数の比丘尼たちが舎衛城へ向かって) …一村落 (*夕刻に到着し、面貌よき比丘尼が懸想人を避けるため、告げずに他家に宿泊して) …**Sāvattihī** (*比丘が事情を聞いて、世尊に報告する)
- 〈130〉『パーリ律』「(比丘尼) 僧残 006」(vol.IV p.228) : [比丘尼] **Kosala** (*多数の比丘尼たちが舎衛城へ向かって) …道中 (*一人の比丘尼が便意をもよおし、一団に遅れて辱めを受け) …**Sāvattihī** (*比丘が事情を聞いて、世尊に報告する)

- 〈131〉『十誦律』 「(比丘尼) 僧残 006」 (大正 23 p.308 下) : [修目佉比丘尼と他の比丘尼] 僑薩羅国 (*舎衛国へ向け、遊行して) …河の此岸…彼岸 (*ただ独り修目佉比丘尼が試しに渡るも、川底が深くて戻れず、夜、賊に遭遇し、衣を奪われて) …**舎衛国** (*少欲知足の比丘尼が事の次第を聞いて、世尊に報告する)
- 〈132〉『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 008」 (大正 22 p.519 下) : [末羅族の若い夫婦] 阿摩羅邑⁽¹⁾ (*夫が私通の妻を裁判官に訴えると、死刑を宣告されたので、妻が逃げ出して) …**舎衛城** (*夫が妻を追ってきたが、すでに比丘尼となっていた)
- (1) 阿摩羅邑は、対応する梵文に「マルラ族と称されるマルラカルヤという町 (Mallā nāma Mallakalyo nāma nigamo)」 (Gustav Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya*, Patna, 1970, p.138、以下 *Gustav Roth* と略す) とある。
- 〈133〉『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 008」 (大正 22 p.519 下) : [釈迦族の婦人] 釈迦・捷提邑⁽¹⁾ (*比丘尼になろうとして) …**舎衛城** (*許可されず、外道のもとで出家する)
- (1) 捷提邑は、前掲 *Gustav Roth* (p.139) に「釈迦族のシャークヤー・ヴァーナ (釈迦族の林) という町 (Śākyānāṃ Śākyā-vāno nāma nigamaḥ)」とある。
- 〈134〉『根本有部律』 「(比丘尼) 僧残 019」 (大正 23 p.940 下) : [比丘尼] 枳吒山 *Kiṭṭāgiri* (*嚙路迦という優婆塞から、十二衆比丘尼の悪行を聞いて) …僑薩羅 (*人間を遊行して) …**室羅伐城** (*世尊に報告する)
- 〈135〉『根本有部律』 「(比丘尼) 僧残 019」 (大正 23 p.940 下) : [摩訶波闍波提比丘尼と 500 人の比丘尼] **室羅伐城** (*世尊の命により、500 人の比丘尼と共に、驅出羯磨をなすために) ⇔枳吒山 (*鄔波難陀比丘尼と珠髻難陀比丘尼らを驅出し、戻って世尊に報告する)
- 〈136〉『根本有部律』 「(比丘尼) 僧残 019」 (大正 23 p.940 下) : [十二衆比丘尼] 枳吒山 (*跋陀羅比丘尼と蘇跋陀羅比丘尼らが罪を認め、世尊や摩訶波闍波提比丘尼らに懺悔するために) …**室羅伐城** (*「同じ罪を犯しているながら、対応が違う」と不満を漏らす)
- 〈137〉『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 017」 (vol.IV p.274) : [比丘尼] **Kosala** (*多数の比丘尼たちが舎衛城へ向けて) …一村落 (婆羅門の家 *夕刻に到着し、許可なく坐具を敷き、帰宅した主人に追い出されて) …**Sāvattihī** (*比丘たちが聞いて、世尊に報告する)
- 〈138〉『十誦律』 「(比丘尼) 波夜提 097」 (大正 23 p.323 上) : [波斯匿王とその軍隊] **舎衛国** (*小国の反乱を平定するため、四種兵を率いて) …道中 (*舎衛城へ向かう比丘尼と出会って) … (拘薩羅国内の小国)⁽¹⁾
- (1) 律制定の名称「国内疑畏処遊行戒」から、拘薩羅国内の小国と推定。
- 〈139〉『十誦律』 「(比丘尼) 波夜提 097」 (大正 23 p.323 上) : [比丘尼] 僑薩羅国 (*舎衛国へ向け、遊行して) …道中 (*波斯匿王の軍隊を見かけ、年少比丘尼が追い駆け、兵士に衣類を奪われ、王に訴えると、逆に諫められて) …**舎衛国** (*少欲知足の比丘尼が聞いて、世尊に報告する)
- 〈140〉『根本有部律』 「(比丘尼) 波逸提 062」 (大正 23 p.993 下) : [娑竭陀比丘] (婆祇国 *Bhagga*・) 江猪山 *Sumsumāragiri*… (支提国・) 菴婆 *Ambatittha*⁽¹⁾ (*毒竜を退治した後、婆羅門に招待され、その席で酒を飲んで失態を犯し、その不注意を反省して) … (**舎衛城**) 逝多林 (*世尊に付き従って、逝多林に到着する)
- (1) 菴婆は、チエーティ (*Ceti*) 国の *Ambatittha* の音写と推定。
- 〈141〉『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.148 下) : [優波斯那とその弟子] 僑薩羅

- 国・ある処（*雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するため、共に遊行して）…**舎衛国**（*到着して、世尊を問訊礼拝する）
- 〈142〉『十誦律』「受具足戒法」（大正 23 p.154 上）：[一人の賊] 薩羅国・薩羅林（*舎衛国へ向けて遊行中の比丘らを、仲間と一緒に殺害し、王に仲間が捕らえられるも、独りだけ逃走して）…**舎衛国**（祇洹林 *出家するも、仲間の処刑現場を見て卒倒する）
- 〈143〉『根本有部律』「出家事」（大正 23 p.1040 上）：[琉璃大将] **室羅伐城**（*波斯匿王の命により、盜賊を捕まえるため、派遣されて）⇔国境⁽¹⁾（*盜賊らを逮捕し、連れて戻る）
 (1) 僑薩羅国と摩揭陀国との両国間。
- 〈144〉『根本有部律』「出家事」（大正 23 p.1040 上）：[賊] 国境⁽¹⁾（*商人らと同道中の阿羅漢を、仲間と一緒に殺害し、逮捕されて）…僑薩羅国…**室羅伐城**（逝多林 *処刑直前に独り逃亡し、出家するも、仲間の処刑現場を見て、涙を流す）
 (1) 上記〈143〉の註(1)と同じ。
- 〈145〉『パーリ律』「入雨安居犍度」（vol. I p.139）：[ウデーナ優婆塞の使者] **Kosala**（*ウデーナが精舎を建設すると、比丘たちを招待するために、使者として派遣されて）…**Sāvattthī**（*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* *比丘たちにウデーナの意向を伝えるも、雨安居中の遊行に関する制戒があるとの理由で断られる）
- 〈146〉『根本有部律』「安居事」（大正 23 p.1042 上）：[憂陀延長者⁽¹⁾の使者] 象村⁽²⁾ ⇔ **室羅伐城**（*舎衛城の比丘たちを招待しようとするも、3由旬を越える距離にあったため、応じてもらえず、近郊の比丘に布施する）
 (1) 憂陀延長者は、*Bagchi II*「安居事」に「ウダヤナ居士（*Udayana-gṛha*）」（p.142）とある。
 (2) 象村は大正藏經に「衆村」とあるも訂正。比丘は象村の近郊にて雨安居中であつた。象村は前掲「安居事」（p.142）に「ハスティパーラ村（*Hastipāla-grāmaka*）」とある。
- 〈147〉『根本有部律』「安居事」（大正 23 p.1042 上）：[比丘] 象村⁽¹⁾（*憂陀延という居士に招待された舎衛城の比丘が応じられず、代わりに雨安居を過ごした後に）…**室羅伐城**（*比丘らに事の次第を告げる）
 (1) 上記〈146〉の註(2)参照。
- 〈148〉『パーリ律』「自恣犍度」（vol. I p.157）：[比丘] **Kosala**・ある住処（*無言のままに雨安居を過ごした後、世尊を問訊礼拝するために）…**Sāvattthī**（*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* *世尊に雨安居中でのことを告げる）
- 〈149〉『四分律』「自恣犍度」（大正 22 p.835 下）：[比丘] 拘薩羅国・ある住処（*沈黙を守って雨安居を終えた後、自恣をすませ、世尊のもとを訪れるために）…**舎衛国**（祇桓=祇樹給孤独園 *世尊に雨安居中の様子を報告する）
- 〈150〉『五分律』「自恣法」（大正 22 p.130 下）：[比丘] 一処（*言葉を交わさないという約束を守って、雨安居を終えると、世尊のもとへ）…**舎衛城**（*世尊に報告する）
- 〈151〉『十誦律』「自恣法」（大正 23 p.165 上）：[比丘] ある住処（*無言で過ごすことを定めて雨安居に入り、自恣と作衣を終えて、世尊を問訊礼拝するために）…**舎衛国**（*世尊に雨安居中の様子を報告する）
- 〈152〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.451 上）：[60人の比丘] 俱薩羅国（*国内

を遊行して) …渠磨帝河辺りの叢林 (*順次 60 人の比丘が「不語の制」を立て、雨安居に入ってから 3 ヶ月後、世尊のもとへ) …**舎衛城** (*世尊に「不語の制」について報告すると、「よろしくない」と判定される)

- 〈153〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.451 上) : [阿那律、金毘羅、跋陀羅] 塔山⁽¹⁾ (*雨安居を終えた後、世尊のもとへ) …**舎衛城** (*雨安居中、無言で過ごしたことを報告すると、世尊は「布薩日には互いに語り、問訊するように」と制戒される)

(1) 塔山は、舎衛城から 1~2 日程度の距離にある山と推定。なお上記〈110〉の註(1)参照。

- 〈154〉『パーリ律』「皮革鞣度」(vol. I p.194) : [ソーナ・コーティカンナ] *Avanti-dakkhiṇāpatha*・*Kuraraghara* (の *Papāta pabbata* *雨安居を終えた後、マハーカッチャーナの許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …**Sāvattī** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* *世尊に法臘を尋ねられて、「1 歳」と答え、出家が遅れた理由を告げる)

- 〈155〉『五分律』「皮革法」(大正 22 p.144 上) : [億耳] 阿湿波 *Assaka*・阿雲頭国 *Avanti* の波楼多山⁽¹⁾ (*沙弥となって 6 年を経過後、具足戒を受け、和尚の摩訶迦旃延に許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …**舎衛城** (*世尊に辺地での状況を告げ、五法を願い出ると、世尊は辺地での五法を制定される)

(1) 波楼多山は、クララガラ (*Kuraraghara*) の *Papāta pabbata* の音写語と推定。

- 〈156〉『五分律』「皮革法」(大正 22 p.146 下) : [離婆多] 陀婆国 (*人間を遊行し、降雪により足に凍傷を負って) …**舎衛城** (祇洹=祇樹給孤獨園 *世尊のもとへ来て告げる)

- 〈157〉『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.178 上) : [億耳] 阿湿摩伽・阿槃提国の王薩薄聚落 *Vāsabhagāma* (*500 人の商人を引き連れて、船で大海へ) …大海の宝渚…王薩薄聚落 (*帰宅前に摩訶迦旃延の説法を聞いて優婆塞となり、父母を供養すること 12 年を経て、摩訶迦旃延のもとで出家し) …阿湿摩伽・阿槃提地国土 (*雨安居を過ごした後、具足戒を受け、師の許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …東方国土…**舎衛国** (*世尊に師の伝言を告げる)

- 〈158〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1048 下) : [億耳 *Skt. Śroṇa-koṭīkarṇa*] 阿湿婆蘭德伽国の婆索迦聚落⁽¹⁾ (*雨安居を終えた後、十衆具足戒を受けて正式に比丘となり、師の摩訶迦旃延に許可を得て、世尊を問訊礼拝するために) …**室羅筏城** (逝多林給孤獨園 *世尊に師の伝言を告げる)

(1) 阿湿婆蘭德伽国の婆索迦聚落は *Bagchi II* 「皮革事」によれば、*Aśmakanagarāntake Vāsavagrāmake* (p.154) とか、あるいは *Aśmāparāntakeṣu janapadeṣu* (p.168) とある。

- 〈159〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1054 上) : [一人の比丘] 南方⁽¹⁾ (*身に三衣だけを纏い、世尊を礼拝するために) …**室羅筏城** (*世尊を頂礼すると、そこに居合わせた跋難陀 *Upananda* が皮敷具 *carmakāstarikā* に目が留まり、欲しがるとも与えず)

(1) 南方は *Bagchi II* 「皮革事」(p.172) によれば、*Dakṣiṇāpatha* とある。

- 〈160〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1057 上) : [舎衛城の商人] **室羅筏城** (*諸貨物を携えて) ⇔泥婆羅国⁽¹⁾ (*阿難の親族から伝言を預かると、舎衛城に戻ってから阿難に伝える)

(1) 前掲 *Bagchi II* 「皮革事」(p.178) に *Naivāla* とある。

- 〈161〉『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1057 上) : [阿難] **室羅筏城** (*泥婆羅国へ

行った舎衛城の商人から、自分の親族が助けを求めていることを聞き、自分自身で向かうも、途中で寒さのために引き返す) ⇔泥婆羅国 (1)

(1) 上記〈160〉の註(1)と同。

- 〈162〉『四分律』「葉捷度」(大正22 p.877中) : [比丘] 北方(*粥を得られず、雨安居を過ごした後、痩せ衰えたまま) …(舎衛城) 祇桓精舎(*世尊に雨安居中の状況を報告する)
- 〈163〉『根本有部律』「葉事」(大正24 p.053下) : [釈尊] 憍薩羅国…室羅伐城(逝多林給孤独園)
- 〈164〉『四分律』「迦絺那衣捷度」(大正22 p.877下) : [比丘] 拘薩羅国(*多数の比丘らが雨安居を過ごし、15日の自恣を終えて、世尊のもとを訪れるために) …舎衛国(祇桓精舎 *途上で雨に遭い、衣服が濡れて、僧伽梨が重く、疲労困憊して、世尊のもとにやって来る)
- 〈165〉『四分律』「迦絺那衣捷度」(大正22 p.877下) : [比丘] 寒雪国(*糞掃衣の比丘らが雨安居を終えた後、新旧の衣を携えて) …舎衛国(祇桓精舎 *途上で雨に遭い、衣服が濡れて、僧伽梨が重く、疲労困憊して、世尊のもとにやって来る)
- 〈166〉『パーリ律』「衣捷度」(vol.I p.303) : [2人の比丘] Kosala(*2人で遊行して) …道中のある住处(*一人の比丘が病に罹って亡くなり、もう一人の比丘が彼の衣鉢を携えて) …Sāvattihī(*世尊のもとを訪れる)
- 〈167〉『四分律』「衣捷度」(大正22 p.862上) : [一人の比丘] 拘薩羅国(*道路を行って) …一小住处(*住处にいた病比丘を看病するも、その甲斐なくして亡くなったので、彼の衣鉢を携えて) …舎衛国(祇桓精舎 *世尊のもとを訪れる)
- 〈168〉『五分律』「衣法」(大正22 p.140下) : [琉璃王] 舎衛城(*王位に就き、釈迦族に対する遺恨を晴らすため、兵を挙げて) …道中(*迦毘羅衛城に向かう道の側の舎夷樹下で、世尊と出会い、軍を撤退させ) …舎衛城
- 〈169〉『十誦律』「衣法」(大正23 p.202中) : [比丘] 憍薩羅・ある住处(*一人の比丘がいて、彼が死亡したので、比丘らが彼の衣鉢の処分について、世尊に尋ねるために) …舎衛国(*世尊のもとを訪れる)
- 〈170〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.009) : [一人の比丘] Kāsi(*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …Kitāgiri(*一人の優婆塞からアッサジヤブナッバスの非行を聞いて) …Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊のもとを訪れて、報告する)
- 〈171〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.009) : [舍利弗、目連] Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊の命により、駆出羯磨を行うために、比丘たちと共に派遣されて) …Kitāgiri(*到着して駆出羯磨をなすも、アッサジヤブナッバスが誹謗したり、還俗したので、比丘たちがその旨を世尊に報告する)
- 〈172〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.015) : [スダンマ比丘] Macchikāsaṇḍa(*チッタ長者と口論となり、世尊の判定を得るために) …Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊から下意羯磨と判定されると、マツチカーサンダに戻って) …Macchikāsaṇḍa(*長者に悔過できずして) …Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *再び随伴比丘と一緒に、マツチカーサンダへ向かう) …Macchikāsaṇḍa(*長者に悔過する)
- 〈173〉『パーリ律』「羯磨捷度」(vol.II p.015) : [比丘] Sāvattihī(Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊から下意羯磨と判定されたスダンマ比丘の随伴比丘として、マツチカー

サンダへ向かう) …**Macchikāsaṇḍa**

〈174〉『四分律』「呵責捷度」(大正 22 p.890 中) : [比丘] 伽尸国 (*多数の比丘らが人間を遊行して) …**羈離那国 Kitāgiri** (*城内で乞食中に、馬師と満宿の 2 人の比丘の悪行を聞いて) …**舎衛国** (*世尊のもとを訪れ、世尊に報告する)

〈175〉『四分律』「呵責捷度」(大正 22 p.892 上) : [善法比丘] (磨叉止陀聚落) **阿摩梨園 Ambālavana, Ambātakavana** (*質多居士に諫められて、世尊に訴えるために) …**舎衛国** (*阿難に付き添われ、質多居士に懺悔するために) …(磨叉止陀聚落) (*質多居士の家に至り、居士に懺悔する) (1)

(1) 質多羅居士の住所を磨叉止陀聚落 (**Macchikāsaṇḍa**) と推定。

〈176〉『四分律』「呵責捷度」(大正 22 p.892 上) : [阿難] **舎衛国** (*世尊の命により、善法比丘を伴って、遮不至白衣家羯磨なすために) …**質多羅居士の家** (1) (*居士の家に至り、遮不至白衣家羯磨を行う)

(1) 上記〈175〉の註(1)と同じ。

〈177〉『十誦律』「般茶盧伽法」(大正 23 p.224 中) : [鬱多羅比丘] 迦尸国・磨叉止陀聚落 (菴羅林の僧房 *質多居士に諫められ、世尊に訴えるために、舎衛国へ向けて) …**東方・舎衛国** (*世尊に下意羯磨と判定されると、一堪能比丘に伴われて) …**質多羅居士の所** (1) (*居士に懺悔する)

(1) 上記〈175〉の註(1)と同じ。

〈178〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.425 上) : [優婆塞] 迦尸・黒山聚落 **Kitāgiri** (*六群比丘の悪行を、世尊に訴えるために) …**舎衛城** (*世尊に会い、彼らの非法を告げる) (1)

(1) 本文中には「如上僧伽婆尸沙。黒山聚落中広説」とあって、『僧祇律』「僧残 013」(大正 22 p.286 下)と同じ。

〈179〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.425 上) : [阿難と 30 人の比丘] **舎衛城** (*世尊の命により、六群比丘を驅出羯磨にかけるため、30 人の比丘らと共に派遣されて) ⇔**迦尸・黒山聚落** (*さらに 30 人の比丘が加わり、「総勢 60 人の比丘が来る」と聞き、恐れをなして懺悔する者や逃亡する者が出るも、残りの者を羯磨にかけ、舎衛城に戻ると、世尊に報告する) (1)

(1) 上記〈178〉の註(1)と同じ。

〈180〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.425 上) : [六群比丘] 黒山聚落 (*世尊に呼び出されて) …**舎衛城** (*世尊に呵責される) (1)

(1) 上記〈178〉の註(1)と同じ。

〈181〉『パーリ律』「小事捷度」(vol.Ⅱ p.138) : [一人の比丘] **Kosala** (*舎衛城へ向かって) …道中 (*象に襲われ、樹下に逃れるも、木に登らずに避難して) …**Sāvattthī** (*到着後に比丘たちに告げると、世尊は「事あるときには、人の高さの木に登ることを許す」と制戒される)

〈182〉『十誦律』「雜法」(大正 23 p.273 上) : [2 人の比丘] 憍薩羅国・阿練児処 (*はじめて世尊を拝謁するために) …道中 (*水中に虫がいて、持戒比丘はその水を飲まずに亡くなるも、犯戒比丘はその水を飲んで) …**舎衛国** (*持戒比丘は死後天子となって、先に世尊のもとを訪れ、後から破戒比丘が訪れる。このとき世尊は「澆水囊を持たずに行ってはならない」と制戒される)

- 〈183〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.275 上) : [比丘] 憍薩羅国・辺聚落 (*舎衛国へ向け、瓦鉢と杖を携えて) …聚落 (*賊が出没するので、村人に賊と間違われて) …**舎衛国**
- 〈184〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.278 上) : [比丘] 憍薩羅国・阿練児処 (*火をおこす頗璃珠を所持していたために、賊に殺された比丘の遺体を、経行中の比丘らが発見し、どのように対処すればよいのかわからずして) …**舎衛国** (*比丘らが世尊に告げる)
- 〈185〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.278 下) : [比丘] 憍薩羅国 (*舎衛国へ向けて) …道中・流水渠 (*渠岸の辺りで革履を脱いで叩くと、埃が出たので、諸天神に呵責されるも、どのように対処すればよいのかわからずして) …**舎衛国** (*比丘らが世尊に告げる)
- 〈186〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.279 中) : [比丘] 憍薩羅国 (*舎衛国へ向け、商人らと同道して) …**険難処** (*油を載せた一台の車軸が折れると、取り残された一人の商人から油を施され、それを携えて行くと、擲擄されて) …**舎衛国** (*世尊に報告する)
- 〈187〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.283 上) : [外道、比丘] 憍薩羅国 (*舎衛国へ向けて遊行し) …**辺聚落** (*裸形外道らが道中の辺聚落で、比丘の捨て去った僧房に住みつくも、10年後に戻って来た比丘らが明け渡しを要求し) …**舎衛国** (*比丘らが波斯匿王に訴えると、王が使者を派遣して外道らを追い出す。このとき世尊は寺の管理法を制定される)
- 〈188〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.288 下) : [耶舎と 500 人の比丘] 憍薩羅 (*舎衛城で雨安居に入ろうとして) …**舎衛国** (*騒がしくすると、世尊に「去るように」と叱責されて) …**婆求摩河 Vaggumudā nadi 辺りの聚落** (*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …**舎衛国** (*世尊の禪定に入る姿を見て、自分たちも禪定に入ると、世尊にそれを認められる)
- 〈189〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.290 上) : [阿難] 伽尸国 (*舎衛城へ向けて) …**黒山邑 Kiṭāgiri** (*優楼伽という賢者に、馬師と満宿の悪行を聞いて) …**舎衛国** (*世尊のもとへやって来て、世尊に報告する)
- 〈190〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.224 下) : [2 人の比丘] 南方 (*世尊を問訊礼拝するために) …道中 (*池に辿り着いたとき、喉の渇きを癒すため、水を飲もうとするが、その水の中に虫がいたので、小比丘は生きて釈尊に会いたいと、その水を飲んだが、大比丘は戒律を護って、飲まずに死んだ) …**室羅伐城** (*大比丘は死んで天子となって、世尊のもとを訪れ、小比丘も漸く祇陀林に辿り着く。このとき世尊は「漉水囊を蓄えるべし」と制戒される)
- 〈191〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.246 上) : [比丘] (**舎衛国**) 祇洹 (=祇樹給孤独園 *雨安居する比丘が少なかったため、臥具数が比丘数より多い場合の処理を、世尊に尋ねるために) …**憍薩羅国の一住処** (*世尊の雨安居地を訪れて、世尊に告げる)
- 〈192〉 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正 22 p.444 中) : [上座比丘] 迦尸・耆梨大邑 **Kiṭāgiri** (*到着しても、迦露が房を与えようとせず、拒んだ上に、房を破壊したので) …**舎衛城** (*比丘らが世尊に報告する)
- 〈193〉 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.300 下) : [比丘] 憍薩羅国・阿練若処 (*阿練若での生活法を知らないという理由で、賊に殴られた比丘が、他の比丘らに告げて) …**舎衛国** (*比丘らが世尊に報告する)
- 〈194〉 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正 22 p.455 下) : [2 人の比丘] 南方 (*2 人で世尊を問訊礼拝するために) …道中 (*一人が病に罹るとも、もう一人が病比丘の癒えるのを待たずして) …**舎衛城** (*世尊のもとへやって来て、世尊に呵責される)

- 〈195〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.455 下) : [2人の比丘] 鉢羅真国 (*2人で世尊を問訊礼拝するために) …蜂聚落⁽¹⁾ (*一方の比丘が病に罹ったので、その比丘を質多居士に預けて) …**舎衛城** (*世尊のもとへやって来て、世尊に呵責される)
- (1) 蜂聚落は、質多 (Citta) 居士が登場するので、ミガパタカ (Migapathaka) 村に相当するかもしれない。SN.041-001 (vol.IV p.281) の註釈書 *Sārattha-pakāsini* (vol.III p.091) によれば「‘ミガパタカ’とは、そのように名づけられた (チッタ居士) 自身の享受村である (Migapathakan ti evaṃ nāmakam attano bhogagāmaṃ)。伝え聞くとところによると、それはアンバータカ精舎の後方の域にあった (so kira Ambāṭakārāmasa piṭṭhibhāge hoti)」とある。だとすれば、マツチカーサンダ (Macchikāsaṇḍa) の近くで、カーシ国内の村と推定される。
- 〈196〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.456 上) : [一人の比丘] 北方 (*世尊を問訊礼拝するために) …道中 (*病比丘がいると聞き、道を迂回して) …**舎衛城** (*世尊のもとへやって来て、世尊に呵責される)
- 〈197〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.457 中) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛城**
- 〈198〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.460 中) : [釈尊] 俱薩羅国…**舎衛城**
- 〈199〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.464 中) : [釈尊] 憍薩羅国…**舎衛城**
- 〈200〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.482 上) : [比丘] 南方 (*世尊を問訊礼拝するために) …道中 (*草履の底が破れ、足を引きずりながら) …**舎衛城** (*世尊に報告する)
- 〈201〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.488 上) : [阿那律、金毘羅] 塔山⁽¹⁾ (*乞食のとき傘蓋を持たず、雨に濡れて衣を汚した。雨安居を終えて) …**舎衛城** (*世尊に汚れた衣を指摘されると、「傘蓋の所持を許可されていないので」と答える。このとき世尊は傘蓋法を制定される)
- (1) 塔山は、舎衛城から1～2日程度の距離にある山と推定。なお上記〈110〉の註(1)参照。
- 〈202〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.488 下) : [商人] 南方国土・大林邑 (*八頭の牛を追いながら) …北方・俱咄国 (*竜を捕食する離車族と出くわし、八頭の牛と竜女を交換し、解放してやると、その竜女から報恩として得たお金を持参し) …南方国土・大林邑 (*父母にお金を渡し、出家を願ひ出るも、両親から許可を得られず) …**舎衛城** (祇樹給孤独園 *比丘のもとで出家する)
- 〈203〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.488 下) : [商人の父母] 南方国土・大林邑 (*出家を願う息子に許可を与えず、走り去るように家出する息子を追って) …**舎衛城** (祇洹精舎 *門までやって来て、比丘に尋ねるも「知らない」と言われ、しばらく待っていると、比丘となった息子の姿を発見する)
- 〈204〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.231 下) : [鄢陀夷] 南方 (*「後世はない」と主張する盧迦耶党 Lokāyata の遊行外道として、漸次に周旋して) …**室羅伐** (逝多林 *休憩のために入林し、憍陳如と論議しようとするも、断られる)
- 〈205〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.237 上) : [波斯匿王、長作大臣] **拘薩羅城**⁽¹⁾ …好蘭若処 (*世尊を拜謁するために、3 拘盧舎 kosa の距離にある吉祥聚落 Medaḷumpa へ向けて) …吉祥聚落 (*世尊のもとを訪れると、世尊に「我は 80 歳を過ぎたが、世尊も 80 歳を越えられた。私は灌頂を受けた王であり、世尊は無上の法王である」と告げる)

(1) 拘薩羅城は舍衛城と推定。

〈206〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.237 上) : [長行大臣] **拘薩羅城** ⁽¹⁾ (*波斯匿王と共に、諸の聚落に出かけ) …好蘭若処 (*王が「世尊に会いたくなつた」と言うので、一緒に 3 拘盧舍 kosa の距離にある吉祥聚落へ) …吉祥聚落 (*世尊と王の会見を見た後に、王の資具を棄て、車に飛び乗り、帰城の途につく) …**室羅伐城**

(1) 上記〈205〉の註(1)と同じ。

〈207〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.237 上) : [勝鬘夫人] **室羅伐城** (*長行大臣に宮廷を追い出され) …釈迦・妙光園 Medaḷumpa…中路 (*波斯匿王と出会い、帰城を勧められて) …**室羅伐城**

〈208〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.263 下) : [阿難の使者] **室羅伐城** (*世尊が婆求末河 Vaggumudā nadi の比丘らを讃歎すると、それを聞いた阿難に、呼び寄せるための使者として派遣されて) …勝慧河辺り (*河辺の比丘らに「来るように」と告げる)

〈209〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.263 下) : [比丘] 勝慧河辺り (*阿難の使者の呼びかけに応じ、世尊のもとへと、漸漸に遊行して) …**室羅伐** (*到着すると、旧住比丘らが出迎えて大騒ぎとなる)

〈210〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.267 下) : [駄索迦童子と波洛迦童子] 北方 (*北方の国王の命により、使者として波斯匿王のもとへ派遣されて) …**室羅伐城** (*波斯匿王の計らいで須達長者に預けられるも、これをきっかけに阿難と出会い、さらに世尊の教えを聞き、出家して阿羅漢となる)

【参考データ】 Sāvattī

〈01〉 MN.087 Piyajātika-s. (愛生經 vol. II p.106) : [物流ルート] Kāsi…**Sāvattī** (*カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

〈02〉 SN.003-002-001 (vol. I p.077) : [物流ルート] Kāsi…**Sāvattī** (*カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

〈03〉 SN.055-006 (vol. V p.348) : [イシダッタとプラーナ] 【話題】 **Sāvattī**…Kosala…Malla…Vajji…Kāsi…Magadha (*2人が語る世尊の遊行ルート)

〈04〉 SN.055-006 (vol. V p.348) : [イシダッタとプラーナ] 【話題】 Magadha…Kāsi…Vajji…Malla…Kosala…**Sāvattī** (*2人が語る世尊の遊行ルート)

〈05〉『雑阿含』535 (大正 02 p.139 上) : [目連] 跋祇聚落・失収摩羅山 Suṃsumāragiri (恐怖稠林 Bhesakalā) ⇔**舍衛城** (松林精舎 Salaḷāgāra *神通力により、舍衛城にいた阿那律のもとへ、四念処について尋ねるために往来する)

〈06〉 AN.002-004-006 (vol. I p.065) : [アーラーマダンダ婆羅門] Varaṇā (Kaddamadaha 河 *東方の地である舍衛城に向かい、仏法僧の三宝に帰依する旨を唱えて優婆塞となる) …**Sāvattī** ⁽¹⁾

(1) アーラーマダンダ (Ārāmaḍaṇḍa) 婆羅門はサーヴァッティ (Sāvattī) に至っては
いないが、世尊の所在地 Sāvattī を礼拝するため、東方を向いたという趣旨の経典である。
ここではヴァラナー (Varaṇā) の位置を示すために、上記のように記した。つまり
当該地 Varaṇā が Sāvattī より西方にあることを示すためである。

〈07〉『増一阿含』018-007 (大正 02 p.591 中) : [釈尊] **舍衛城** (祇樹給孤独園) ⇔香山 ⁽¹⁾

(1) 神通力により、難陀の手を携えて香山 (Gandhamādana) に赴き、難陀に片目の獼猴を見せて、教誡された後、再び戻られたというストーリーである。

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルート of 「基礎データ」

- 〈08〉『増一阿含』018-007 (大正 02 p.591 中) : [難陀] **舎衛国** (祇樹給孤独園 *世尊に手を携えられて) …香山 (*世尊に教誡されて) …安陀園 *Andhavana* (*世尊の教えを行じ、阿羅漢を得て) …**舎衛城** (祇樹給孤独園 *世尊のもとを訪れて報告する)
- 〈09〉『増一阿含』024-008 (大正 02 p.626 中) : [長寿王と第一夫人] 『古譚』**舎衛城** ⇨ 深山 (*長生太子を出産するために往来する)
- 〈10〉『増一阿含』036-005 (大正 02 p.703 中) : [目連] **舎衛国** (祇樹給孤独園 *竜王を教化するために) ⇨ 須弥山 (*竜王を連れて世尊のもとへ戻る。竜王は人の姿となって、世尊に帰依し、優婆塞となる)
- 〈11〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [釈尊] 阿耨達泉…**舎衛国** (祇樹給孤独園)
- 〈12〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [目連] 阿耨達泉 (*世尊の命により、舍利弗を呼びに) …**舎衛国** (祇洹精舎 *古い衣を修繕していた舍利弗に、世尊の命を告げる)
- 〈13〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [舍利弗] (**舎衛国**) 祇洹精舎 (*目連から世尊の命を聞き、神足三昧によって、世尊のもとへ) …阿耨達泉
- 〈14〉『増一阿含』037-002 (大正 02 p.708 下) : [目連] **舎衛国** (祇樹給孤独園) ⇨ 東方 (*神通力で東方七恒河沙の仏土へ行き、500 人の比丘を連れて祇樹給孤独園に戻る)
- 〈15〉『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 『話題』**舎衛国** (祇樹給孤独園 *乞食が得難かった) …摩竭国 (*乞食の得やすい所)
- 〈16〉『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 『話題』**舎衛国** (祇樹給孤独園 *乞食が得難かった) …拘留沙国土 *Kuru* (*乞食の得やすい所)
- 〈17〉『増一阿含』051-007 (大正 02 p.818 中) : [物流ルート] 乾陀衛 (*話題上の国。四大蔵 (1) の一つである伊羅鉢竜の大宝蔵) …**舎衛国**
 (1) 四大蔵とは、乾陀衛 (*Gandhāra*) 国の伊羅鉢竜の大宝蔵、蜜締羅 (*Mithilā*) 国の斑稠 (*Pāṇḍuka*) 大宝蔵、須頼吒 (*Surāṣṭra*) 国の賓伽羅 (*Piṅgala*) 大宝蔵、婆羅捺 (*Vārāṇasī*) 国の嚳佉 (*Śāṅkha*) 大宝蔵で、須達長者が弥勒仏の世で転輪聖王に献ずる 4 つの大宝蔵。『西域記』2 p.064 の註 2 参照。
- 〈18〉『増一阿含』051-007 (大正 02 p.818 中) : [物流ルート] 須頼吒国 (1) (*話題上の国。四大蔵 (2) の一つである賓伽羅大蔵) …**舎衛国**
 (1) *Suratṭha* の漢訳語、梵語 *Surāṣṭra*。上記 〈17〉 の註 (1) 参照。
 (2) 上記 〈17〉 の註 (1) 参照。
- 〈19〉 *Udāna* 003-002 (p.021) : [ナンダ] **Sāvattṭhī** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma*) (*還俗しようとする、世尊に連れられて) …切利天 (*天女を得るため、修行に励もうと喜んで) …*Jetavana* (*比丘らに蔑まれ、発奮して阿羅漢を得る)
- 〈20〉 *Udāna* 006-002 (p.064) : [物流ルート] *Kāsi*…**Sāvattṭhī** (*カーシ産の梅檀 *Kāsika-candana*)
- 〈21〉『四分律』「捨墮 021」 (大正 22 p.621 下) : [物流ルート] 蘇摩国…**舎衛国** (*蘇摩国産の鉢 (1))
 (1) 阿難が舎衛国で蘇摩国の高価な鉢を得る。『モノグラフ』第 15 号「その他国篇」【補註 11】「蘇摩国」p.646 参照。
- 〈22〉『五分律』「捨墮 013」 (大正 22 p.029 下) : [跋難陀、達摩] 『話題』**舎衛城** (*弟子の達摩を誘って遊行に出かけようとして) …拘薩羅国 (*寒冷地なので、衣が必要であった) (1)
 (1) 跋難陀が遊行を共にするという約束で、弟子の達摩に衣を与えたが、達摩が来なかった

ので、強引に衣を奪い取ったというストーリーである。したがって、実際には遊行して
いないので、話題として取り上げた。

- (23) 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 026」 (大正 23 p.750 下) : [北方の商人] 北方… (舎衛城)
近辺の聚落 (*村の出身の 2 人の老比丘が住む寺に、比丘らを雨安居に招待する) (1)
(58) 北方の商人が聚落の寺を見て、老比丘に「60 人の比丘たちを雨安居に供養したいので
呼んできて欲しい」と、十分な食料を備えて依頼すると、老比丘が舎衛城へ行って六群
比丘を呼んでくる。ところが彼らは 1 ヶ月ほどで食料が尽きてしまうと、舎衛城に戻っ
てしまう。3 ヶ月後、再び商人が戻って来て、その事実を知るというストーリーである。
商人の出発地を北方とするも、到着地の記述がないので、取りあえず北方と舎衛城間を
結ぶ交易ルート上での出来事、しかもその舞台は舎衛城近辺の聚落と推定した。
- (24) 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.866 下) : [比丘] 室羅伐城 (逝多林給孤独園
*不放逸の教えを聞いて) ⇔ 妙高山 Sumeru (*竜王の毒気によって、憔悴しきって戻って来る)
- (25) 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.866 下) : [目連] 室羅伐城 (*世尊の命を受け
て) … 妙高山 (*竜王を教化した後に) … (舎衛城) 逝多林 (*戻って、世尊に報告する)
- (26) 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.866 下) : [難陀竜王と優波難陀竜王] 妙高山
(*目連に教化されて) … 室羅伐城 (逝多林給孤独園 *布薩の時、長者と化して、世尊のもとを
訪ねる)
- (27) 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.872 下) : [末利夫人] 【話題】 憍薩羅国 (*生まれ
て、嫁いで) … 室羅伐城 (*波斯匿王の王妃となる) (1)
(1) 薩羅陀夫人に「拘薩羅国の生まれであり、迦留陀夷も同じ出身である」と、自分の出身
地を語る。
- (28) 『四分律』 「菓捷度」 (大正 22 p.867 中) : [目連] 東方・阿耨大池 ⇔ 舎衛国 (祇桓=祇樹給
孤独園 *舍利弗が風をわずらったので、神通力で出掛け、藕根を得て戻る)
- (29) 『パーリ律』 「比丘尼捷度」 (vol. II p.277) : [アッダカーシーの使者] (Kāsi) (1) (*娼婦
アッダカーシーが具足戒を受けようとするも、邪魔されたので、彼女の使者として、具足戒を受け
た旨を伝えるため、世尊のもとへ派遣されて) … Sāvattī
(1) アッダカーシーの出身地はカーシ (Kāsi) であるので、それを出发地と推定した。なお
彼女の出身地については *Therīgāthā* (p.126)、『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.295
中)、*Apadāna 004-004-037* (p.610) を参照。
- (30) 『パーリ律』 「比丘尼捷度」 (vol. II p.277) : [比丘尼] Sāvattī (*娼婦アッダカーシーに具
足戒を授けるため、派遣されて) … (Kāsi) (1)
(1) カーシ (Kāsi) を到着地と推定。
- (31) 『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.295 中) : [半迦尸] 【話題】 迦尸国 (*夫が亡くなり、出家
して比丘尼となるため、王園精舎へ向かおうとするも、賊に阻まれて) … (舎衛城) 王園 (1)
(1) 本文中に「王園」とだけあるが、制戒因縁の仏在処・説処が「舎衛城」であるので、舎
衛城の王園精舎と推定。
- (32) 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正 22 p.461 下) : [比丘] 優婆尸婆国土 (*国土の鉢を携えて)
… 舎衛城 (*使用の鉢を許可される) (1)
(1) 使用する鉢の是非に関する事柄であるので、物流ルートとも考えられる。
- (33) 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正 22 p.461 下) : [比丘] 迦絺耶国 (*国の鉢を携えて) … 舎
衛城 (*使用の鉢を許可される)

(1) 上記〈32〉の註(1)と同じ。

〈34〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正22 p.461下)：[比丘]北方(*赤い鉢を携えて)…**舍衛城**
(*使用の赤い鉢が不許可となる) (1)

(1) 上記〈32〉の註(1)と同じ。

〈35〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.263中)：[難陀] **室羅伐城**…香山…三十三天の善見城…
捺落迦 **Naraka**…逝多林(*世尊と共に香山、三十三天から捺落迦までを遍く観察して戻る)

㉑ Takkasilā

〈01〉『根本有部律』「波羅底提舍尼 001」(大正23 p.897上)：[一人の商人]未度城
…**得叉尸羅城**(*優鉢羅色の再婚者として結婚し、得叉尸羅へ商用で出かけると、一人の娘を嫁
として連れ帰る)

㉒ Ujjeni

〈01〉『四分律』「單提 034」(大正22 p.659上)：[伽若那]大村⇄**鬱禪国**(*結婚して
数ヵ月後に妊娠し、父母のもとに里帰りする)

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.309下)：[増養大臣] **嚧逝尼国**⇄渴沙国(*
波羅殊提王の命により、隣国の反乱を鎮圧するために出征し、反乱軍を破って凱旋する)

〈03〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.309下)：[星光]渴沙国(*波羅殊提王の大臣増
養に、渴沙国より連れられて)…**嚧逝尼国**(*大臣増養の養女となり、後に波羅殊提王の後宮に
入る)

〈04〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.311上)：[一人の商人 (1)]健陀羅国
Gandhāra(*貨物を携えて)…**嚧逝尼城**(*姪女に現を抜かして、財産を失う)

(1) 乾陀羅(Gandhāra)の商人。

〈05〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.314中)：[南方の機巧師]南方(*事業を成功
させようとして)…**嚧逝尼国**(*大臣の増養に依頼されて、木材でからくりの象を造る)

【参考データ】Ujjeni

〈01〉『パーリ律』「衣韃度」(vol. I p.276)：[物流ルート]Sivi…**Ujjeni**(*パッジョータ王がシ
ヴィ国産の一揃いの布を得る)

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.309下)：[少年]【話題】**嚧逝尼国**…**蛇蓋城** (1) (*少
年が挙げた美女のいる都城) (1)

(1) 蛇蓋は **Ahicchattra** の漢訳語。玄奘が訪問した罽醯掣呾邏国に相当し、その大都城は現
在の Bareilly 西方の Ramnagar に比定されている。『西域記』2 p.174 の註1 参照。

(2) 波羅殊提王が少年たちに「どこの都城に美女がいるか」と問い、彼らを取り上げた城名
である。

〈03〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.319中)：[勝方国王 (1)]勝方国(*大白綵を大王に獻
ずるために)…**嚧逝尼国**

(1) 勝方国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち白栴檀の
香泥で遍体に塗拭する夢は、勝方国王が大白綵を大王に獻ずるため、道半ばにして、7
日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈04〉『根本有部律』「雜事」(大正24 p.319中)：[健陀羅国王 (1)]健陀羅国(*赤毛宝綵を大
王に獻ずるために)…**嚧逝尼国**

(1) 健陀羅国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち赤栴檀

の香水で身に澆灑する夢は、健陀羅国王が赤毛宝綵を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈05〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[槃那国王 (1)] 槃那国 (*上金鬘を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 槃那国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち頭上に火がもえる夢は、槃那国王が上金鬘を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈06〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[支那国王 (1)] 支那国 (*二宝剣を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 支那国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち両腋の下に大毒蛇を垂れる夢は、支那国王が二宝剣を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈07〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[師子洲国王 (1)] 師子洲国 (*一双宝履を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 師子洲国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち二鯉魚の両足を舐める夢は、師子洲国王が一双宝履を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

〈08〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[吐火羅国王 (1)] 吐火羅国 (*二駿馬を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 吐火羅国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち二白鶴が飛んで来る夢は、吐火羅国王が二駿馬を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。なお吐火羅 (Tukhāra) は、『西域記』1 p.092「観貨邏」を参照。

〈09〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.319 中）：[羯陵伽国王 (1)] 羯陵伽国 (*大象王二頭を大王に献ずるために) …**嚩逝尼国**

(1) 羯陵伽 (Kaliṅga) 国王とは、波羅殊提王の夢に出てきた国王で、波羅殊提王の夢、すなわち大黒山が面に向かって来る夢は、羯陵伽国王が大象王二頭を大王に献ずるため、道半ばにして、7日後に到来することを予知する夢であると、摩訶迦旃延が解釈する。

23 Uruvelā

〈01〉『パーリ律』「大毘度」（vol. I p.003）：[タプッサ商人とパッリカ商人] Ukkalā …**Uruvelā** (Rājāyatanamūla *麦焦し mantha と蜜丸 madhu-piṇḍika を布施し、二帰依による最初の優婆塞となる)

24 Verañjā

〈01〉『パーリ律』「波羅夷 001」（vol. III p.006）：[馬商人] Uttarāpatha (*500 頭の馬を引き連れて) …**Verañjā** (*雨期を過ごす)

〈02〉『四分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.568 下）：[釈尊] 蘇羅婆国 Sūrasena…**毘蘭若** (那隣羅濱洲曼陀羅樹下 Naḷerupucimanda-mūla *雨安居)

〈03〉『四分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.568 下）：[販馬人] 波離国 (1) (*500 匹の馬を連れて) …**毘蘭若** (*世尊や比丘らに馬を布施する)

(1) 『赤沼』‘Parikhā’ p.486

〈04〉『五分律』「波羅夷 001」（大正 22 p.001 上）：[販馬師] 波利国 (1) (*500 匹の

馬を放牧するために) …毘蘭若邑 (*比丘らに馬麦を布施する)

(1) 上記〈3〉の註(1)参照。

〈05〉『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.100 上) : [阿耨達多婆羅門] 毘羅然国 (*世尊の後を追って) …越祇 (*8種の粥を供養する)

〈06〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.188 下) : [阿耨達多婆羅門] 毘羅然国 (*世尊が自恣を終えられると、跋耆国での2ヵ月間の遊行へ出られたので、その後を追って) …越祇国 (*食事供養をしようとする、跋耆国の人々に阻まれる)

〈07〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.045 上) : [舍利弗、目連] 鞞闍底城⁽¹⁾ (*舍利弗が風病を患っていたので、2人で三峯山へ) …三峯山⁽²⁾ (*雨安居を過ごす)

(1) Vairambhya. S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-vinayavastu vol. I*, BST No.16, 1967 (以下、*Bagchi I*と略す) p.025

(2) *Trisāṅku parvata*. 同上 p.025 参照。

〈08〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.045 上) : [隊商] 北方⁽¹⁾ (*馬を引き連れて) …鞞闍底城⁽²⁾ (*阿難から教えを聞いて、「もし馬麦を食するならば、毎日、釈尊に2升、比丘らに各1升を布施したい」と、阿難に告げる)

(1) *Uttarāpatha*. 前掲 *Bagchi I* p.025

(2) 上記〈07〉の註(1)と同じ。

㊦ Vesālī

〈01〉*DN.006 Mahāli-s.* (摩訶梨經 vol. I p.150) : [マガダの婆羅門使者 *Māgadhakā brāhmaṇa-dūta*] *Magadha* (*ある用事で) …**Vesālī** (*名声を聞いて、世尊を拝謁しようと訪れる)

〈02〉*DN.006 Mahāli-s.* (摩訶梨經 vol. I p.150) : [コーサラの婆羅門使者 *Kosalaka brāhmaṇa-dūta*] *Kosala* (*ある用事で) …**Vesālī** (*名声を聞いて、世尊を拝謁しようと訪れる)

〈03〉*SN.035-124* (vol. IV p.109) : [ウツガ長者] (*Vajji · Hatthigāma*)⁽¹⁾ (*世尊を拝謁するために) …**Vesālī** (*Mahāvāna Kūṭāgārasālā* *世尊のもとを訪れて、涅槃についての質問をする)

(1) *SN.035-125* (vol. IV p.109) によれば、ウツガ長者は *Vajji* 族のハッティ (*Hatthi*) 村の人であるから、出発地を *Hatthigāma* と推定。

〈04〉『雑阿含』237 (大正 02 p.057 中) : [郁伽長者] (象聚落 *Hatthigāma*)⁽¹⁾ (*世尊を拝謁するために) …**毘舍離** (彌猴池側の重閣講堂 *世尊のもとを訪れて、涅槃についての質問をする)

(1) 上記〈03〉の註(1)参照。

〈05〉『雑阿含』622 (大正 02 p.174 上) : [釈尊] 跋祇…**毘舍離国** (菴羅園)⁽¹⁾ …城内 (菴羅女の家)

(1) 本文中には菴羅女 (*Ambapālī*) が城内から車で菴羅園 (*Ambapālivana*) に居られる世尊のもとを訪れるとあって、菴羅園が城外にあったように伝えられているが、*MN.012 Mahāsīhānāda-s.* (師子吼大經 vol. I p.068) の註釈書 *Papañca-sūdanī* (vol. II p.021) では、アンバパーリ園 (*Ambapālivana*) は城内にあったとされる。

〈06〉『雑阿含』980 (大正 02 p.254 下) : [釈尊] 跋耆…**毘舍離国** (彌猴池側の重閣講堂)

〈07〉*AN.008-003-021* (vol. IV p.208) : [一人の比丘] **Vesālī** (*Mahāvāna Kūṭāgārasālā*)

*世尊の説法で、ウツガ長者が8つの未曾有法を具足すると聞いて、そのことを長者に訊ねるために) ⇔ (**Hatthigāma**) (1) (ウツガ長者の住居 *長者の答えた未曾有法を、再び戻って世尊に報告する)

(1) ウツガ長者の住居は、AN.008-003-022 (vol.IV p.212) によれば、Vajji 族のハッティ (**Hatthi**) 村とあるので、到着地ならびに出発地を **Hatthigāma** と推定。なお、比丘が早朝に居士の住居に出掛け、その日に戻るのであるから、Vesāli 付近にある村と推定される。

〈08〉『増一阿含』019-011 (大正 02 p.596 上) : [釈尊] 摩竭国界…**毘舍離城** (北の閻婆娑利園)

〈09〉『パーリ律』「波羅夷 001」 (vol.III p.011) : [スディンナ・カラダカプッタ] **Kalandagāma** (1) ⇔ **Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā *友人と共にある用事で訪れ、世尊と出会い、出家を願い出すが、父母の許可を必要とするため、帰村。両親の許可を得た後、世尊のもとで出家して) …**Vajjigāma** (*飢饉で食を得難かったため) …**Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …**Kalandagāma** (*旧妻と不浄をなし、波羅夷となる。波羅夷法第一の制戒因縁)

(1) カランダ (**Kalanda**) 村は、本文中に **Vesāliyā avidūre Kalandagāmo nāma hoti** (vol. III p.011) とあるので、ヴェーサーリー (**Vesāli**) 近辺の村である。

〈10〉『五分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.002 中) : [須提那長者子] 迦蘭陀邑⇔**毘舍離** (彌猴河辺りの重閣講堂 *世尊に出会って出家を決意し、両親の許可を得た後、再び世尊のもとへ来て、善来比丘戒により比丘となる)

〈11〉『十誦律』「波羅夷 001」 (大正 23 p.001 上) : [須提那加蘭陀子] **毘耶離国** (城の近くの一聚落 *出家して比丘となって) ⇔**憍薩羅国**の一処 (*雨安居を過ごした後、乞食が得難く、再び帰村する)

〈12〉『パーリ律』「波羅夷 004」 (vol.III p.087) : [比丘] **Vaggumudā nadī** (*雨安居に入るも、飢饉で乞食が得難かったので、お互いに讃歎し合って食を得、雨安居を終えると、世尊を拝謁するため、世尊のもとへ) …**Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā *世尊に問われて、乞食の件を告白する)

〈13〉『四分律』「波羅夷 004」 (大正 22 p.577 中) : [比丘] **毘舍離** (彌猴江辺りの高閣講堂 *飢饉で乞食が得難かったので、世尊の指示で、知人を頼って) ⇔**婆裘河 Vaggumudā nadī** 辺りの僧伽藍 (*雨安居を終えた後、世尊のもとへ戻る)

〈14〉『五分律』「波羅夷 004」 (大正 22 p.009 上) : [比丘] **毘舍離** (*飢饉であったので、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」との指示で) ⇔**摩竭国** (*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び世尊のもとへ戻る)

〈15〉『五分律』「波羅夷 004」 (大正 22 p.009 上) : [比丘] **毘舍離** (*飢饉であったので、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」との指示で) ⇔**婆求末河** 辺りの聚落 (*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び世尊のもとへ戻る)

〈16〉『十誦律』「波羅夷 004」 (大正 23 p.011 上) : [比丘] **維耶離国** (*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇔**憍薩羅国**の一処 (*雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)

〈17〉『十誦律』「波羅夷 004」 (大正 23 p.011 上) : [比丘] **維耶離国** (*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇔**婆求摩河** 辺りの聚落 (*

雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)

- 〈18〉 『根本有部律』 「波羅市迦 004」 (大正 23 p.668 下) : [釈尊] **広巖城** (獼猴池側の高閣堂) …勝慧河辺り…**薛舎離**…竹林聚落 *Beluva-gāmaka* (北の升楨波林 *Siṃsapāvana* *雨安居)
- 〈19〉 『根本有部律』 「波羅市迦 004」 (大正 23 p.677 下) : [離車族] **広巖城** (*「阿闍世王が攻めてくる」と跋耆国の人の知らせを聞き、四兵を整えて城外に出て) …**仏栗氏国** (*摩竭提国の軍隊を迎え撃って) …**殞伽河** (*一旦は阿闍世王を撃退するも、その後に敗走して) …**城(広巖城)** (1) (*城内に入り、門を堅く閉じる)
- (1) 城は広巖城と推定。
- 〈20〉 『パーリ律』 「波逸提 008」 (vol.IV p.023) : [比丘] **Vaggumudā nadī** (*飢饉にもかかわらず、雨安居中、お互いを讃え合って食を得、雨安居を終えた後、世尊を拜謁するため、世尊のもとへ) …**Vesālī** (*雨安居での乞食状況を、世尊に告げる)
- 〈21〉 『五分律』 「墮 008」 (大正 22 p.040 中) : [比丘] **毘舎離** (*飢饉で乞食し難かったので、世尊の指示で、知人を頼って) ⇨**婆求末河** (*雨安居を過ぎた後、再び世尊のもとへ戻る)
- 〈22〉 『十誦律』 「波夜提 007」 (大正 23 p.071 中) : [比丘] **維耶離国** (*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇨**婆求摩河辺り**の一聚落(*雨安居を過ぎた後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)
- 〈23〉 『十誦律』 「波夜提 007」 (大正 23 p.071 中) : [比丘] **維耶離国** (*飢饉であったため、世尊の「知人を頼って雨安居を過ごすように」という指示で) ⇨**僑薩羅国** (*雨安居を過ぎた後、世尊を問訊礼拝するため、再び戻る)
- 〈24〉 『十誦律』 「波夜提 070」 (大正 23 p.115 中) : [迦留羅提舎比丘] 跋耆国 (*毘舎離へ向けて遊行し) …織師の聚落 (*毘舎離城の近郊で、家出した織師の妻と同道し、その夫に殴られて) …**維耶離城** (*到着すると、比丘らに告げる)
- 〈25〉 『十誦律』 「波夜提 071」 (大正 23 p.116 上) : [比丘] 跋耆国 (*毘舎離へ向けて遊行し) …**薩羅樹林** (*道に迷って樹林に入り、賊と同道して) …**恒河** (*渡し場に寄らず、逮捕されるも、釈放されて) …**維耶離** (*到着すると、比丘らに告げる)
- 〈26〉 『根本有部律』 「波逸底迦 008」 (大正 23 p.773 下) : [釈尊] **広巖城** (獼猴池側の高閣堂) …勝慧河辺り…**毘舎離**…竹林聚落 (*雨安居)
- 〈27〉 『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦 001」 (大正 23 p.911 中) : [釈尊] **仏栗氏国**…**広巖城** (多子塔 *Bahuputta cetiya* 辺りの樹下)
- 〈28〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 捨墮 019」 (大正 22 p.526 中) : [北方の商人 (1)] 北方 (*商売のため、高価な欽婆羅衣 *kambala-ratana* を携えて) …**毘舎離** (*余りに高額なので、買い手がつかず、困り果てる)
- (1) 北方商人は、*Gustav Roth* (p.178) に *uttarāpathāto vāṇijako* とある。
- 〈29〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 捨墮 020」 (大正 22 p.526 下) : [南方の商人 (1)] 南方 (*商売のために、鵝相紋氎 *haṃsa-lakṣaṇa-paṭa* を携えて) …**毘舎離** (*余りに高額なので、買い手がつかず、困り果てる)
- (1) 南方商人は、同上書 (p.179) に *vāṇijako dakṣiṇapathāto āgato* とある。
- 〈30〉 『パーリ律』 「葉鞞度」 (vol. I p.230) : [アンバパーリー、リッチャヴィ族の人

たち] **Vesāli** (*アンバパーリーが車にて、世尊のもとへ) …**Koṭigāma** (*世尊のもとを訪問し、翌日の食事を招待し) …道中 (*アンバパーリーが帰路についたとき、道中にてリッチャヴィ族の人たちと出会う)

〈31〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [摩竭提国の人々] 摩竭国 (*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈32〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [鶡伽国の人々] 鶡伽国 **Aṅga** (*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈33〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [迦尸国の人々] 迦夷国 (*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈34〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [拘薩羅国の人々] 拘薩羅国 (*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈35〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [跋耆国の人々] 跋耆国 (*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈36〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [末羅国の人々] 満羅国 **Malla** (*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈37〉『五分律』「食法」(大正 22 p.149 下) : [蘇摩国の人々] 蘇摩国 (*仏陀が出現したと聞いて、飲食を供養するために) …**毘舍離城** (*大勢の人々が雲集したので、城内に入り切れず、城外に住す)

〈38〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.189 上) : [釈尊] 越祇国…阿那伽頻頭国 (1)
(城北の勝葉婆林 *雨安居) …**毘耶離城**

(9) 阿那伽頻頭国 (*Andhakavinda*) は、マガダ国の村で、王舎城から 3 ガーヴタ (*gāvuta*) の距離にある。 *Malalasekera I* p.106 参照。

〈39〉『パーリ律』「七百犍度」(vol. II p.294) : [サンブータ・サーナヴァーシー比丘] **Ahogaṅgā pabbata** (*自身の所在地。ヴェーサーリーでの結集に参加するために) …**Sahajāti** …**Vesāli**…**Vālikārāma** (*ヴェーサーリーの第二結集)

〈40〉『パーリ律』「七百犍度」(vol. II p.301) : [ヴェーサーリー在住のヴァツジ族出身の比丘] **Vesāli** (*レーヴァタ長老を仲間に引き入れるため、船で遡上して、長老のもとへ) …**Sahajāti**

〈41〉『四分律』「七百集法毘尼」(大正 22 p.968 下) : [長老比丘] (迦尸国・) 婆菟村 (1) (*結集に参加するために) …**毘舍離** (婆梨林 **Vālikārāma** *ヴェーサーリーの第二結集で、第四上座に就く)

(1) 婆菟村 (*Vāsabhagāma*) は、カーシ (*Kāsi*) 国の村。『パーリ律』「瞻波犍度」(vol. I p.312) に *Kāsisu janapadesu Vāsabhagāmo nāma hoti* とあり、『四分律』「瞻波

捷度」(大正 22 p.885 上)にも「伽尸国婆娑婆聚落」とある。

- 〈42〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正 23 p.450 上) : [毘舍離国の比丘] 僑薩羅国…**毘耶離国**(*大金鉢を持って、錢を乞うことをきっかけに、争議が起こり、多数派工作のために、長老比丘離婆多のもとへ)…薩寒若国 Sahajāti (*離婆多の説得に失敗して)…**毘耶離城**(沙樹林 *ヴェーサーリーの第二結集)
- 〈43〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正 23 p.452 上) : [離婆多比丘] 薩寒若国(*結集に参加するために)…**毘耶離城**(沙樹林 *ヴェーサーリーの第二結集)
- 〈44〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正 23 p.452 上) : [達嚩那国・阿槃提国の比丘] 達嚩那国 Dhakkhiṇāpatha・阿槃提国 Avanti (*結集に参加するために)…薩寒若国…**毘耶離城**(沙樹林 *ヴェーサーリーの第二結集)
- 〈45〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.493 上) : [迦陵国の比丘] 羯両耆⁽¹⁾(*毘舍離での結集に参加するために)…**毘舍離**(沙堆僧伽藍⁽²⁾*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) 羯両耆(Kāliṅga)は、大正藏經では「羯闍耆」と校訂するが、宋・元・明・宮本を採る。
(2) 沙堆僧伽藍は、Vālikārāma, Vālukārāma の漢訳語。Vlālikā, Vālukā は、砂=沙の意。
- 〈46〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.411 下) : [沙留比丘] 俱生城⁽¹⁾(*結集に加わるために、毘舍離へ向かう)…**広嚴城**(*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) Sahajāti。塚本啓祥『改訂増補・初期仏教教団史の研究』(山喜房仏書林、1980) p.215
- 〈47〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.411 下) : [離婆多比丘] 安住聚落⁽¹⁾(*結集に加わるため、毘舍離へ)…**広嚴城**(*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) Sukhavihāra。塚本上掲書 p.215
- 〈48〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.411 下) : [三浮陀比丘] 流轉城⁽¹⁾(*結集に加わるため、毘舍離へ)…**広嚴城**(*ヴェーサーリーの第二結集)
- (1) Śrughna。塚本上掲書 p.215。『西域記』2 p.152 の素魯揭群城(Śrughna)に「東はガンジス河に臨み、北は大山[ヒマラヤ]を背にしている。ヤムナー河が境域の中を流れている」とあり、同書註1には、今の Dehra Dun 地方の Kālsi に近い Sugh であるという。

【参考データ】Vesālī

- 〈01〉『別訳雜阿含』351(大正 02 p.489 中) : [比丘] 『話題』俱薩羅国⁽¹⁾(竹林 *雨安居を過ぎた後、比丘らが自恣を終えて、各地へ遊行に出かけようとする、天神が悲しんで、遊行先の地名を唱える)…**毘舍離国**⁽²⁾
- (1) 大正藏經は「俱薩羅園」とするが、「俱薩羅国」と訂正。
(2) 遊行へ出かける準備の段階で、目的地の毘舍離国には至っていない。
- 〈02〉AN.005-005-044 (vol.III p.049) : [物流ルート] Kāsi…**Vesālī** (Mahāvāna Kūṭāgārasālā *カーシ産の布 Kāsika-vattha)
- 〈03〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 011」(大正 22 p.306 下) : [物流ルート] 弗迦羅国⁽¹⁾(*羊毛産地の四大国⁽²⁾の一つで、話題上の国)…**毘舍離**
- (1) 弗迦羅(Skt. Puṣkalāvati)国はガンダーラの旧都で、今の Hashtnagar に推定されている。『西域記』1 p.240 の「布色羯邏伐底城」、長澤和俊『法顯伝 訳注・解説』(雄山閣、平成8年9月) p.031 の注釈1 参照。
(2) 羊毛の四大国産地に、毘舍離(Skt. Vaiśālī)国、弗迦羅国、得利尸邏(Skt. Takṣaśilā)

国、難提跋陀 (Skt. Nandavardhana) 国の名を挙げる。

〈04〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 011」(大正 22 p.306 下) : [物流ルート] 難提跋陀国 (1) (*羊毛産地の四大国 (2) の一つで、話題上の国) …毘舍離

(1) 難提跋陀国は、梵語 Nandavardhana の漢訳語。

(2) 上記〈03〉の註 (2) 参照。

〈05〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.410 中) : [離車族] (毘舍離城) (1) … 犍伽河 Gaṅgā nadi の中流 (*阿難が入滅を決意した中洲の地を訪れ、阿難の半身を得て) … 広巖城 (*阿難の遺骨塔を建立し、供養する)

(1) 出発地を毘舍離と推定。

〈06〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.411 下) : [善見比丘] 大恵城 Māhiṣmatī? (1) (*結集に加わるため、毘舍離へ) … 広巖城 (*ヴェーサーリーの第二結集)

(1) 大恵城が Skt. Māhiṣmatī の漢訳語だとすれば、パーリ語の Māhissati に相当し、基準地点となるが、とりあえずここでは基準地 1 点間データとして扱った。塚本上掲書 p.215 参照。

26 Videha

【参考データ】 Videha

〈01〉 MN.034 Cūḷagopālaka-s. (牧牛者小経 vol. I p.225) : [マガダ人の牧牛者] 【古譚】 Magadha (*牛の群れを追って対岸へ向かう) … Gaṅgā nadi (*不運に見舞われるも、対岸へ) … Suvidehā (1)

(1) 註釈書 Papanca-sūdanī (vol. II p.265) によれば、Suvidehā とはガンガー (Gaṅgā) 河を挟んでマガダ (Magadha) の対岸に位置したヴィデーハ (Videha) 族の地域を指す。

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [足飲食王子] 【古譚】 鞞提醯国 Videha (*父王の善生が異母弟の求王を太子としたので、居続ければ殺されると考え、国を去って) … 半遮羅国 Pañcāla (*パンチャーラ国王から領地が与えられ、結婚して、多足食王子が生まれ、成人に達すると、亡くなる)

〈03〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [多足食王子] 【古譚】 半遮羅国 (*大臣と再婚した母が夫の殺意を察し、「ヴィデーハ国へ向かうように」と勧めてくれて) … 鞞提醯国 (*ヴィデーハ国王の求王が病死すると、王の後継者となって、名を「重興」と改める)

〈04〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [重興王の使者] 【古譚】 鞞提醯国 ⇄ 満財城 (*王の命により、天神の予言を確かめるため、満財城主の円満のもとへ派遣され、予言を確認すると、再び戻って、王に報告する)

〈05〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.334 上) : [円満] 【古譚】 満財城 (*ヴィデーハ国王の重興に呼び出されて) … 鞞提醯国 (*国王から城が与えられ、城主となる)

〈06〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.339 下) : [大薬大臣 (1)] 【古譚】 鞞提醯城 (*ヴィデーハ国王の重興のもとを去り、結婚相手を求め、満財城へ向けて) … 道中 (*日暮れをむかえ、婆羅門の家で宿泊した後、翌日、その家を出立し、道中の麦畑で、麦踏みする毘舍佉に出会い) … 妙花城 (*毘舍佉との婚儀を取り付けて) … 鞞提醯 (*王に毘舍佉との件を告げ、王の了解を得ると、再び妙花城へ) … 妙花城 (婚儀を終えて、毘舍佉と共に) … 鞞提醯 (帰城して住する)

(1) 満財城主である円満の子。

〈07〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.339 下) : [毘舍佉] 【古譚】 妙花城 (*ヴィデーハ国の重

[2] 原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

- 臣である大葉に見初められ、大葉との婚儀を終えて) …**鞞提醯** (*大葉大臣と共に住する)
- 〈08〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.341 上) : [500 人の商人] 【古譚】北方 (*馬を販売するために) …**鞞提醯** (*城中の姪女のもとで財貨を使うも、一人の商人だけは行かず、姪女が押し掛ける)
- 〈09〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.341 中) : [商人] 【古譚】南国 (*梅檀杖を携えて) …**鞞提醯** (*杖の上下がわからず、毘舍佉の智慧をかりる)
- 〈10〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [重興王の使者] 【古譚】**鞞提醯城** ⇔ 半遮羅国 (*重興王の命により、パンチャラ国の王女である妙葉を娶るため、使者として派遣され、戻って王に、婚姻の日取りを伝える)
- 〈11〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [半遮羅王の使者] 【古譚】半遮羅国 (*王の命により、重興王を招くため、派遣されて) …**鞞提醯国** (*王妃の婚姻の準備が調い、重興王を招く旨を告げる)
- 〈12〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [半遮羅王] 【古譚】半遮羅国 (*重興王を招待するも、来ないので、四兵を率いて) ⇔ **鞞提醯国** (*城を取り囲むも、大葉の計略により、帰国する)
- 〈13〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [大葉大臣 (1)] 【古譚】**鞞提醯城** ⇔ 半遮羅国 (*パンチャラ国王がヴィデー八国へ向かうのを見計らい、宮中へ押し入って、王女の妙葉と珍宝をとらえ、パンチャラ王とは別のルートで帰城する)
- (1) 毘提訶国王である重興の重臣。
- 〈14〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.342 上) : [妙葉王女] 【古譚】半遮羅国 (*国王の出兵中に、ヴィデー八国の大葉大臣に、宮中から連れ去られて) …**鞞提醯国**

[2] 基準地を 2 点含む通商遊行ルートのデータ

① Āḷavi……Kosambī

- 〈01〉『パーリ律』「波逸提 005」(vol.IV p.015) : [釈尊] **Āḷavi** (Aggāḷava cetiya) … **Kosambī** (Badarikārāma)
- 〈02〉『五分律』「墮 007」(大正 22 p.040 上) : [釈尊] **阿茶脾邑** …**拘舍弥国** (瞿師羅園 Ghositārāma)

② Āḷavi……Rājagaha

- 〈01〉『雑阿含』1221 (大正 02 p.333 上) : [婆耆舍] **曠野** (禽獸之処 *尼瞿陀劫波の舍利を供養した後、王舎城へ向けて) …**王舎城** (迦蘭陀竹園)
- 〈02〉『別訳雑阿含』255 (大正 02 p.463 上) : [婆耆舍] **第一曠野林** (*病に倒れ、般涅槃した尼瞿陀劫波を供養した後、遊行して) …**王舎城** (迦蘭陀竹林)
- 〈03〉『パーリ律』「僧残 006」(vol.III p.144) : [釈尊] **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana *雨安居) …**Āḷavi** (Aggāḷava cetiya)
- 〈04〉『パーリ律』「僧残 006」(vol.III p.144) : [摩訶迦葉] **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana *雨安居を終えて) …**Āḷavi** (Aggāḷava cetiya *乞食に入ると、人々に避けら

れる)

〈05〉『四分律』「僧残 006」(大正 22 p.584 上) : [釈尊] **羅閼城** (耆闍崛山) …**曠野城**

〈06〉『四分律』「僧残 006」(大正 22 p.584 上) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] 摩竭国 (**王舎城**)⁽¹⁾ (*摩竭提国より、500 人の比丘らと共に) …**曠野城** (*乞食に入ると、人々が比丘の姿を見て避ける)

(1) 仏在処・説処が「羅閼祇耆闍崛山」とあるので、王舎城と推定。

〈07〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.883 下) : [豪傑] 南方…**王舎城** (*頻婆娑羅王のもとにやって来て、摩竭提国の将軍に登用されて) …**曠野城** (*摩竭提国と拘薩羅国との 2 国間にある大曠野処を平定し、城を築いて城主となる)

③ Ālavī……Sāvatti

〈01〉『別訳雑阿含』188 (大正 02 p.442 上) : [釈尊] **曠野国**⁽¹⁾ (第一林) … (**舎衛城**) 祇園 (=祇樹給孤独園)

(1) 曠野国は、大正藏経では「曠野園」とあるが、同脚註の三本、聖本の「国」を採る。なお本ストーリーは、世尊が曠野手という長者を見舞った後、長者が命終し、天子となって祇樹給孤独園に居られる世尊のもとに現われるというもので、世尊の遊行ルートとして、上記のように推定した。

〈02〉『五分律』「僧残 006」(大正 22 p.013 上) : [釈尊] **舎衛城** (祇桓=祇樹給孤独園) …**阿荼毘邑**

〈03〉『五分律』「墮 006」(大正 22 p.039 下) : [釈尊] **舎衛城**…**阿荼毘邑**

④ Ālavī……Vesālī

〈01〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 013」(大正 22 p.307 下) : [一人の比丘] **毘舎離** (大林重閣精舎 *羊毛の不足分を補うのに、絹糸を用いるように勧められると、それを手に入れるために) …**広野聚落** (*繭から絹糸を作る家で、煮立てた湯の釜の中に繭を入れる)

⑤ Bārāṇasī……Kapilavatthu

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.298 上) : [那剌陀 Nālaka] 南方・大山の石窟 (*阿私陀仙人のもとで出家し、誕生した菩薩を礼拝するため、師と共に) …**劫比羅城** (*師が命終すると、火葬に付した後に) …**婆羅痾斯** (*諸仙人と共に住す)

⑥ Bārāṇasī……Kosambī

〈01〉*SN.022-090* (vol. III p.132) : [チャンナ] **Bārāṇasī** (Isipatana Migadāya *長老比丘の教えに満足できず、阿難に教えを請うために) …**Kosambī** (Ghositārāma *阿難から世尊の教えを聞かせてもらう)

⑦ Bārāṇasī……Mithilā

〈01〉*Therīgāthā* (p.153) : [スジャータ婆羅門] **Bārāṇasī** (*自分の子を亡くすと、御者と共に、世尊の教えを聞くために) …**Mithilā nagara** (*四諦八正道の教えを聞き、世尊のもとで出家する)

⑧ Bārāṇasī……Pāṭaliputta

〈01〉*MN.094 Ghoṭamukha-s.* (瞿哆牟伽経 vol. II p.157) : [ゴータムカ婆羅門] **Bārāṇasī** (Khemiyambavana *仏滅後、ある所用で訪問し、ウデーナに教えを聞き、優婆塞となつ

て) …**Pāṭaliputta** (*Ghoṭamukhī と呼ばれる講堂を建設して、サンガに寄進する) (1)

- (1) ゴータムカ婆羅門は高額な金銭をウデーナ比丘に布施しようとしたが、戒律上の理由で受け取ってもらえず、パータリプッタ (**Pāṭaliputta**) に上記の **Ghoṭamukhī** 講堂を寄進したとあるので、この婆羅門の居住地を **Pāṭaliputta** と推定した。なおゴータムカ婆羅門は、*Malalasekera I* (p.827) ではパータリプッタの婆羅門とし、『赤沼』p.207 ではアンガ (Anḅga) 国の婆羅門とする。

9 Bārāṇasī……Rājagaha

- 〈01〉『パーリ律』「皮革鞞度」(vol. I p.189) : [釈尊] **Rājagaha**…**Bārāṇasī** (Isipatana Migadāya)
- 〈02〉『パーリ律』「葉鞞度」(vol. I p.216) : [釈尊] **Rājagaha**…**Bārāṇasī** (Isipatana Migadāya)
- 〈03〉『パーリ律』「葉鞞度」(vol. I p.220) : [釈尊] **Bārāṇasī**…**Andhakavindha**…**Rājagaha**

10 Bārāṇasī……Sāvattihī

- 〈01〉*Therīgāthā* (p.153) : [スンドラー比丘尼] **Bārāṇasī** (*父親のスジャータ婆羅門の出家を機に、自らも出家を決意して式叉摩那となり、その後に比丘尼となって、世尊を拝謁するために) …**Sāvattihī**
- 〈02〉『僧祇律』「単提 051」(大正 22 p.372 下) : [2 人の比丘] 南方・波羅脂国 (*世尊を問訊礼拝するために、同道して) …**舍衛**
- 〈03〉『四分律』「葉鞞度」(大正 22 p.877 中) : [市馬人] 波羅奈国…**舍衛国** (*僧伽のために、餅や豆麩や麩を作り、量麩器や塩などを施与する)
- 〈04〉『四分律』「衣鞞度」(大正 22 p.859 下) : [優波斯那と 60 人の比丘] 波羅国 (*阿練若に住し、乞食や糞掃衣で過ごした後、世尊を問訊礼拝するために) …**舍衛国** (祇桓精舍 *そのとき世尊は3ヵ月間の静坐思惟中に入っていた)
- 〈05〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.444 下) : [羅睺羅] 跋者国 (*遊行して) …**波羅奈** (林聚落 *一人の居士から房舎を寄進された。その後、遊行中に他の比丘に与えたので、世尊のもとへ) …**舍衛城** (1)

(1) 到着地を仏在処・説処の「舍衛城」と推定した。

- 〈06〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.166 下) : [釈尊] **室羅筏城**…**波羅城** (城外の婆羅門村)
- 〈07〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.352 中) : [吉離舍瞿曇弥] **婆羅脛斯城** (*長者の娘として生まれ、成長して許嫁と結婚するも、不慮の事故で死別。さらに再婚するも、夫の子殺しに愛想を尽かして城外へ) …北方 (*北方の商人と出会い転々とし、北方国主の大夫人となるも、王の崩御により逃げ出し、万里を経て) …**舍衛城** (逝多林 *世尊のもとで出家する)

【参考データ】 Bārāṇasī……Sāvattihī

- 〈01〉『増一阿含』001 (大正 02 p.549 中) : [阿難] 【回想】**波羅捺国** (*初転法輪) … [摩竭国] (*三迦葉の教化) …**舍衛** (*祇樹給孤独園の寄進) (1)
- (1) 阿難が偈で唱えた世尊の事績。
- 〈02〉『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 【話題】**舍衛国** (祇樹給孤独園 *乞食が得難かった) …**婆羅捺城** (*乞食の得やすい所)

〈03〉『増一阿含』051-007 (大正 02 p.818 中) : [物流ルート] **婆羅捺国** (*話題上の国。四大蔵 (1) の一つである蟻佉大蔵) …**舎衛国**

(1) 四大蔵とは、乾陀衛 (Gandhāra) 国の伊羅鉢竜の大宝蔵、蜜締羅 (Mithilā) 国の斑稠 (Pāṇḍuka) 大宝蔵、須頼吒国 (Surāṣṭra) の賓伽羅 (Piṅgala) 大宝蔵、婆羅捺 (Vārāṇasī) 国の蟻佉 (Śaṅkha) 大宝蔵で、須達長者が弥勒仏の世で転輪聖王に献ずる 4つの大宝蔵。

⑪ Bārāṇasī……Takkasilā

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.303 上) : [醫羅鉢竜王] **得叉尸羅国** (*多聞 葉叉天王が觀史天宮で見つけ、板に書きつけた問頌を解釈できる者を探し求めて) …**婆羅痾斯国** (*那羅陀と出会うと、彼が仙人墮処施鹿林で世尊に頌の解釈をしてもらい、7日後にそれを伝え 聞く)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.352 中) : [遊方] **得叉城** (*商主として 500 人の 商人と共に、財貨をもって交易のために) …中国 (*南方へ向けて中国 Majjhima-desa, Maj- jhima-janapada へ) …**婆羅痾斯**

⑫ Bārāṇasī……Uruvelā

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.156 下) : [釈尊] (**鬱毘羅**) 成無上覚… **波羅痾斯城**

[参考データ] Bārāṇasī……Uruvelā

〈01〉SN.004-001-005 (vol. I p.105) : [釈尊] 【話題】 **Bārāṇasī…Uruvelā** (Senā-nigama) (1)

(1) 世尊の伝導宣言。

〈02〉『雑阿含』1096 (大正 02 p.288 上) : [釈尊] 【話題】 **波羅捺国** (仙人住処鹿野苑) …**鬱鞞羅** (1)

(1) 上記〈01〉の註(1)と同じ。

⑬ Bārāṇasī……Verañjā

〈01〉『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中) : [牧馬人] **波羅奈国** (*水草を求め、 馬を連れて) …**毘羅然国** (*比丘らに馬麥を施す)

〈02〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中) : [放牧人] **波羅奈国** (*水草を求め、 500 頭の馬を連れて) …**毘羅然国** (*比丘らに馬麥を布施する)

⑭ Bhaddiya……Kapilavatthu

〈01〉『五分律』「僧残 010」(大正 22 p.016 下) : [阿那律、賢善、阿難、難陀、婆咎、 金毘羅、優波離] **迦維羅衛** (*出家するため、世尊のもとへ) …弥那邑 (1) の阿菟 Anupiyā (林下 *世尊のもとで出家した後、釈迦族の人たちが説得に来るかもしれないので、世尊と一緒に) …**跋提城** (網林樹下 *雨安居を過ごす)

(1) 弥那邑は、Maineya 族の邑という意。

⑮ Campā……Kapilavatthu

〈01〉『四分律』「僧残 010」(大正 22 p.590 中) : [阿那律、賢善、難提、金毘羅、難 陀、跋難陀、阿難、提婆達多、優波離] **迦毘羅衛城** (*世尊のもとで出家するために、出 城して) …弥尼搜国 (1) の阿奴夷界 Anupiyā (2) (*世尊のもとで出家した後、派遣されて) … **占波国**

(1) 上記⑭〈01〉の註(1)と同じ。

(2) 阿菟夷ともある。

⑩ Campā……Pāṭaliputta

【参考データ】 Campā……Pāṭaliputta

〈01〉『雑阿含』604（大正 02 p.161 中）：[阿育王の母] 【予言】 **瞻婆国**（*婆羅門の娘として、頻頭娑羅王の子である修師摩王子のもとへ嫁して）…**巴連弗呂**

⑪ Campā……Rājagaha

〈01〉『パーリ律』「皮革鞣度」（vol. I p.179）：[ソーナ・コーリヴィーサ] **Campā**（*ピンピサーラ王の支配下にある村長らの一人として、王に招集されて）…**Rājagaha**（Gijjhakūṭa pabbata *世尊のもとで出家した後に）…**Sitavana**

〈02〉『五分律』「羯磨法」（大正 22 p.161 上）：[比丘] **王舎城**（一住処 *迦葉氏の住処で、世話をしなくなった迦葉氏を不見罪拳羯磨にかけたが、彼が世尊のもとへ去ったので、雨安居後に、世尊のもとへ）…**瞻波国**（恒水辺り *世尊に呵責される）

〈03〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.213 下）：[瞻婆城の婆羅門、商人] **占波城**（*婆羅門が壘を携えて商人たちと一緒に、王舎城の市場へ）…**輸税処**（*両国の中間にある神堂葉叉税処で、税官とのやり取りがあったために、商人たちの後を一人で通過して）…**王舎城**（*城の大市場に至る）

【参考データ】 Campā……Rājagaha

〈01〉『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.183 上）：[守籠那] 【回想】 **瞻葡国**（*20 億金を棄て、200 の村を捨て、出家するために）…**王舎城** (1)

(1) 守籠那という長者子の出家時における出来事を、阿難が世尊に語る。

⑫ Campā……Vesālī

〈01〉『五分律』「衣法」（大正 22 p.137 中）：[比丘] **毘舍離城**（*住処に蚊や虻が多量に発生したため、住することができなくて）…**瞻波城**（*雨安居を過ごす）

⑬ Dakkhiṇāgiri……Rājagaha

〈01〉 *MN.097 Dhānañjāni-s.*（陀然経 vol. II p.184）：[舍利弗] **Dakkhiṇāgiri**（*乞食中に、王舎城で雨安居を過ごした一人の比丘から、「ダーナンジャーニ婆羅門が放逸である」との噂を聞いて）…**Rājagaha**（Kalandakanivāpa Veḷuvana *迦蘭陀竹園に戻ると、彼のもとを訪れて諫める）

〈02〉 *MN.097 Dhānañjāni-s.*（陀然経 vol. II p.184）：[一人の比丘] **Rājagaha**（*王舎城で雨安居を過ごした後に）…**Dakkhiṇāgiri**（*乞食中の舍利弗に、「ダーナンジャーニ婆羅門が放逸である」と告げる）

〈03〉『中阿含』027「梵志陀然経」（大正 01 p.456 上）：[一人の比丘] **王舎城**（*数日を経過した後、遊行に出かけて）…**南山村**（北の尸提和林 *Simsapāvana* *舍利弗を訪問して、陀然の危篤を知らせる）

〈04〉『パーリ律』「五百鞣度」（vol. II p.287）：[プラーナ比丘] **Dakkhiṇāgiri**（*長老比丘たちが王舎城で結集中に、随意の間、この地で 500 人の比丘たちと住した後、遊行して）…**Rājagaha**（Kalandakanivāpa Veḷuvana *長老比丘に「法と律の結集を承認するように」と言われるも、これに応じなかった）

〈05〉『五分律』「五百集法」（大正 22 p.191 下）：[富羅那比丘] **南方** (1)（*「世尊の入滅後、長老比丘らが王舎城で結集している」と聞いて、自らの眷族と共に摩訶迦葉のもとへ）…

王舎城 (*七条に関して異議を唱える)

(1) 南方は、Dakkhiṇāgiri の漢訳と推定。

20 Devadaha……Kapilavatthu

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.105 中) : [善悟王の長女] 天示城 (*浄飯太子のもとへ嫁ぐために) …劫比羅城 (*妃となって問もなく、師子頰王が崩御し、浄飯太子が父の位を継ぐ)

〈02〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.107 下) : [浄飯王の使者] 劫比羅城…(天邑) (1) (*摩耶夫人が藍毘尼園に滞在中である旨を告げるため、摩耶夫人の父である善悟王のもとへ使者を派遣する)

(1) 善悟王の所在地を天邑と推定。

【参考データ】 Devadaha……Kapilavatthu

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.109 下) : [釈迦族、拘梨族] 【話題】 劫比羅城…盧奚多 Rohiṇī 河…天示 (1)

(1) カピラヴァットゥとデーヴァダハの二城間にローヒニー (Rohiṇī) 河があり、その河岸に善堅樹が生じ、大木となって、釈迦族とコーリヤ族との間でトラブルとなったことを伝える記事である。

21 Devadaha……Lumbinī

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.107 下) : [善悟王の傭人] 天示城 (*摩耶夫人の「父王の園苑に止まりたい」という意向を知った王の命により、派遣されて) …藍毘尼園 (*園内に設備を調べ、掃いて水を撒き、受け入れの準備をする)

22 Gayā, Gayāsīsa……Rājagaha

〈01〉『パーリ律』「破僧毘度」(vol. II p.199) : [提婆達多] Rājagaha (Kalandakanivāpa Veḷuvana *ヴァッジ族出身の新参比丘 500 人を連れて) …Gayāsīsa (*比丘たちが戻ってしまったことを知り、口から熱血を吐く)

〈02〉『四分律』「破僧毘度」(大正 22 p.909 中) : [提婆達多] 王舎城 (*五事を提唱し、籌をとった新学無知な 500 人の比丘らと共に) …伽耶山 (*仏と僧伽を離れて、自ら羯磨説戒をおこなう)

〈03〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.442 下) : [提婆達多] 王舎城 (*伽耶へ向けて) …伽耶城 (*世尊の命で、阿難がやって来て「布薩羯磨を行うように」と説得されても、断り続ける)

〈04〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.442 下) : [釈尊] 王舎城…伽耶城

23 Godhāvarī……Sāvattihī

〈01〉 *Suttanipāta* 005-001 (p.190) : [バーヴァリン婆羅門] Kosala・Sāvattihī (*無所有の境地を得ようとして) …Dhakkhiṇāpatha…Assaka と Aḷaka の中間を流れる Godhāvarī (*河岸の近くの村に住し、後に弟子たちを世尊のもとへ派遣する)

24 Kaṇṇakujja……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.302 上) : [医童子] 曲女城 (*王舎城から来た耆婆医師に、波羅殊提王の酥嫌いを教え、耆婆を手助けするために、同行して) …嚙逝尼国 (*王から褒賞を受ける)

- 〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正24 p.306上) : [妙髪] **建拏城** (*波羅殊提王のもとに嫁ぐために) …**嚧逝尼国** (*城に入ると、疫病や災いが悉く消滅し、人々が安楽に暮らせるようになり、「安楽夫人」と呼ばれるようになる)

【参考データ】 **Kaṇṇakujja**……**Ujjeni**

- 〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正24 p.309下) : [少年] 【話題】 **嚧逝尼国**…**曲女城** (*美女のいる都城として挙げられた地名) (1)

(1) 波羅殊提王が少年たちに「どこの都城に美女がいるか」と問い、彼らが挙げた城名である。

25 **Kapilavatthu**……**Lumbinī**

- 〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正24 p.107下) : [摩耶夫人] **劫比羅城** (*侍従や采女を随えて) …**藍毘尼園** (無憂樹 *無憂樹のもとで、菩薩太子を生む)

- 〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正24 p.297下) : [菩薩] 觀史天宮…**藍毘尼林** (無憂樹枝) …**劫比羅城**

- 〈03〉『根本有部律』「雑事」(大正24 p.297下) : [摩耶夫人] (**迦毘羅衛城**) (*菩薩が胎内に宿って10ヵ月後に) …**藍毘尼林** (無憂樹 *菩薩の誕生地)

26 **Kapilavatthu**……**Pāvāpurī**

- 〈01〉『長阿含』017「清淨経」(大正01 p.072下) : [周那沙弥] **波波国** (1) (*雨安居の後、尼犍若提子の命終を告げるため、阿難のもとへ) …**迦維羅衛国** (緬祇 *Vedhañña* の優婆塞林 *到着すると、尼犍若提子が命終して間もなく、その弟子らが二分して争っている旨を、阿難と共に世尊に告げる)

(1) 波波国は尼犍若提子 (*Nigaṇṭha Nātaputta*) の入滅の地で、現在の Bihar 州 Nalanda district の *Pāvāpurī* に比定される。

27 **Kapilavatthu**……**Rājagaha**

- 〈01〉『増一阿含』049-009 (大正02 p.802中) : [釈尊] 釈翅・**迦毘羅越** (尼拘留園) …**羅閱城** (耆闍崛山の一小山側)

- 〈02〉『増一阿含』049-009 (大正02 p.802中) : [提婆達多] 釈翅・**迦毘羅越** (尼拘留園 *世尊のもとで、出家を願い出るも許されず、自ら鬚髪を剃り、袈裟を着ける) …(王舎城) …耆闍崛山 (*世尊を目掛けて大きな石を投げつける) …**羅閱城** (*世尊のもとで悔い改めようとするも、地獄に墮ちる) (1)

(1) 提婆達多の出家から入滅までを伝える。

- 〈03〉*Suttanipāta 003-001* (p.072) : [釈尊] ヒマーラヤ中腹・Kosalaの住民である釈迦族 (**Kapilavatthu**) (1) …**Rājagaha**…**Paṇḍava山**

(1) 釈尊の出身地 **Kapilavatthu** を出発地と推定。

- 〈04〉『根本有部律』「波逸底迦074」(大正23 p.854中) : [釈尊] 釈迦処…**劫比羅城** (多根樹園 *雨安居) …**王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園 *雨安居)

- 〈05〉『根本有部律』「(比丘尼)波逸提057」(大正23 p.992上) : [釈尊] **劫比羅城** (*雨安居) …**王舎城** (迦蘭陀竹園 *雨安居)

- 〈06〉『パーリ律』「破僧犍度」(vol. II p.180) : [提婆達多] (**Kapilavatthu**) …**Anupiyā** (*世尊のもとで出家し、雨安居を過ぎた後に) …**Rājagaha** (1)

(1) バッディヤ王、阿那律、阿難、バグ、キンピラ、ウパーリ剃髮師と一緒に、アヌピヤー

(Anupiyā) に居られた世尊のもとで出家し、雨安居を過ごすが、その後の仏在処・説処がラージャガハ (Rājagaha) のときに、提婆達多が登場するので、ラージャガハへ移動したと推定。

28 Kapilavatthu……Saṅkassa

〈01〉 『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) : [迦毘羅衛城の人々] **迦毘羅越城** (* 「世尊が切利天で雨安居を過ごされた後、僧迦尸に降下される」と聞いて) …**僧迦尸国** (の大池水側)

29 Kapilavatthu……Sāvattī

〈01〉 *MN.134 Lomasakaṅgiyabhaddekarata-s.* (盧夷強者一夜賢者経 vol.III p.199) : [ローマサ・カンギヤ比丘] **Kapilavatthu** (Nigrodhārāma * 「一夜賢者の教え (Bhaddekaratta) 」を受持するため、舎衛城へ向け、遊行に出かけて) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma * 世尊から「一夜賢者の教え」の解釈を授かる)

〈02〉 『中阿含』 166 「釈中禪室尊経」 (大正 01 p.698 下) : [盧夷強者比丘] 釈中 (**迦毘羅衛城**) (無事禪室 * 雨安居の後、天子の助言に従い、舎衛城へ向けて) …**舎衛国** (勝林給孤独園 * 世尊から「跋地羅帝偈」 (1) の解釈を授かる)

(1) 「一夜賢者の教え (Bhaddekaratta) 」のこと。

〈03〉 *SN.055-052* (vol.V p.405) : [一人の比丘] **Sāvattī** (* 雨安居の後、ある所用にて) …**Kapilavatthu** (* 釈迦族の人々から世尊や舎利弗、目連の安否を聞かれたり、雨安居中での世尊の教えを尋ねられる)

〈04〉 *AN.011-002-014* (vol.V p.334) : [釈尊] **Sakkesu・Kapilavatthu** (Nigrodhārāma) …**Sāvattī** (* 雨安居)

〈05〉 *AN.011-002-014* (vol.V p.334) : [釈迦族のナンディヤ] **Kapilavatthu** (世尊の近くで雨期を過ごすために) …**Sāvattī** (* 遊行の準備が始まった頃、世尊が遊行に出られた後に、自分たちがどのように過したらよいかを、世尊に直接指導を仰ぐ)

〈06〉 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」 (大正 23 p.717 上) : [波斯匿王の使者] **室羅伐城** (* 王の命により、世尊の消息を浄飯王に知らせるため、使者として派遣されて) …**劫比羅城** (* 波斯匿王の伝言を浄飯王に伝える)

〈07〉 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」 (大正 23 p.948 下) : [波斯匿王の使者] **室羅伐城** (* 王の命により、世尊の消息を浄飯王に知らせるため、使者として派遣されて) …**劫比羅城** (* 波斯匿王の伝言を浄飯王に伝える)

〈08〉 『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.151 中) : [琉璃王] (**舎衛城**) (1) (* 釈迦族を殺害するために) …**迦維羅衛国**

(1) 王の出発地を舎衛城と推定。

〈09〉 『根本有部律』 「皮革事」 (大正 23 p.1057 上) : [琉璃太子] **室羅筏城** (* 釈迦族を殺害するために) …**劫比羅城** (* 襲撃すると、釈迦族の人々が城外に逃亡する)

〈10〉 『四分律』 「衣捷度」 (大正 22 p.860 中) : [琉璃王] **舎衛城** (* 四種の兵を集めて、釈迦族を滅ぼすために) …**舎夷国…迦維羅衛城** (* 城を取り囲み、大象を城内に放って、踏み殺させる)

〈11〉 『五分律』 「衣法」 (大正 22 p.140 下) : [波斯匿王の使者] **舎衛城** (* 王の命によ

り、王が釈迦族の娘との結婚を求めている旨を伝えるため、使者として) …舎夷国 (迦毘羅衛城) (1) (*王の意向を伝えると、釈迦族の人々は一人の婢女を選び、嫁がせる)

(1) 使者の到着地を迦毘羅衛城と推定。

〈12〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.140 下) : [釈迦族の婢女] 舎夷国 (迦毘羅衛城) (1) (*波斯匿王のもとへ嫁ぐために) …舎衛城 (*琉璃太子を生む)

(1) 婢女の出発地を迦毘羅衛城と推定。

〈13〉『十誦律』「雑法」(大正 23 p.279 下) : [釈尊] 迦羅衛国…舎衛国

〈14〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.143 上) : [波斯匿王の使者] 室羅筏城 (*王の命により、世尊の状況を伝えるため、書状を携えて、浄飯王のもとへ) …劫比羅城 (*浄飯王に書状を手渡す)

〈15〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.143 上) : [釈尊] 室羅筏城 (逝多林給孤獨園) …盧醯多 Rohiṇī 河…尼拘陀園 Nigrodhārāma…劫比羅城 (1)

(1) 成道後、初めて帰郷される。

〈16〉『四分律』「比丘尼毘度」(大正 22 p.922 下) : [釈尊] 釈翅瘦 (迦毘羅衛城) (1) (尼拘律園) …拘薩羅国…舎衛国 (祇桓精舎)

(1) 本文中には「釈翅瘦尼拘律園」とあるので、迦毘羅衛城と推定。

〈17〉『四分律』「比丘尼毘度」(大正 22 p.922 下) : [摩訶波闍波提と 500 人の釈迦族の女性] 釈翅瘦 (迦毘羅衛城) (1) (尼拘律園 *女性の出家を世尊に許可してもらうために) …舎衛国 (祇桓精舎 *剃髪し袈裟を着て、祇樹給孤獨園の門前まで来ると、阿難のとりなしで、世尊が八不可過法を条件に、女性の出家を許可される)

(1) 上記〈16〉の註(1)と同じ。

〈18〉『五分律』「比丘尼法」(大正 22 p.185 下) : [釈尊] 迦維羅衛…舎衛城 (祇洹=祇樹給孤獨園)

〈19〉『五分律』「比丘尼法」(大正 22 p.185 下) : [摩訶波闍波提と 500 人の釈迦族の女性] 迦維羅衛 (*女性の出家を許可してもらうため、自ら剃髪し袈裟衣を着て、世尊の後を追って) …舎衛城 (祇洹の門 *阿難のとりなしで、世尊が八不可越法を条件に、許可される)

〈20〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.234 上) : [末利] 釈迦族のある村 (*摩訶男が所有する村の知事官の娘として誕生し、父親が亡くなると、摩訶男のもとに呼ばれて) …劫比羅国…摩訶男の所有園内 (1) (*狩猟中の波斯匿王と出会い、見初められて) …僑薩羅城 (2) (*第一王妃として、波斯匿王のもとへ嫁ぐ)

(1) 多根樹園と推定される。

(2) 舎衛城と推定。

〈21〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [波斯匿王、諸臣下] (舎衛城) (1) (*摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼の亡骸を荼毘供養するため、太子や諸臣及び諸眷属と共に) …劫比羅城 (多根樹園 Nigrodhārāma) …空闲処 (*荼毘に付した後、世尊の無常法を聞く)

(1) 舎衛城を出発地と推定。

〈22〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.248 上) : [長者] (舎衛城) (1) (*摩訶波闍波提と 500 人の比丘尼の亡骸を荼毘供養するため、須達長者、梨師達多長者、故旧長者、鹿子母毘舎佉らが諸眷属と共に) …劫比羅城 (多根樹園) …空闲処 (*荼毘に付した後、世尊の無常法を

聞く)

(1) 所在地である舎衛城を出発地と推定。

〈23〉 *Bhikṣuṇī-vinaya* (*Gustav Roth* p.002) : [釈尊] **Kapilavastu** (Niyagrodhārāma) …
Śrāvastī nagara (Jetavana Anāthapiṇḍadasyārāma) (1)

(1) 対応する律蔵の『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.471 上)では「『線經』の中に
広説するように」とあるだけなので、この箇所を梵文により補い通商・遊行ルートのデー
タに加えた。ただし *Bhikṣuṇī-vinaya* の採録データは、この〈23〉と下記の〈24〉のデー
タのみである。

〈24〉 *Bhikṣuṇī-vinaya* (*Gustav Roth* p.002) : [摩訶波闍波提と 500 人の釈迦族の女性]
Kapilavastu (Niyagrodhārāma *世尊の後を追って) …**Śrāvastī nagara** (Jetavana Anātha-
piṇḍadasyārāma *世尊に許可されて、比丘尼となる) (1)

(1) 上記〈23〉の註(1)と同じ。ただし *Bhikṣuṇī-vinaya* の採録データは、この〈24〉と
上記の〈23〉のデータのみである。

【参考データ】 **Kapilavatthu**……**Sāvattthi**

〈01〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [波斯匿王の大臣] 【回想】(舎衛城) (*王の
命により、釈迦族の女性を娶るために、使者として派遣されて) …**迦毘羅国** (*王の意向を釈迦族
の人々に告げる)

〈02〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [婢女] 【回想】**迦毘羅国** (*波斯匿王のもとへ
嫁ぐために) …**舎衛城** (*王の第一夫人となり、後に琉璃王子を生む)

〈03〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [琉璃王子] 【回想】(舎衛城) (*8歳の頃、
波斯匿王から「迦毘羅衛で弓術を学ぶように」と指示され、従者を随え、大象に乗って) …**迦毘羅
衛城** (*摩訶男のもとで弓術を学ぶも、新築の講堂をめぐって、辱めを受ける)

③⑩ **Kapilavatthu**……**Uruvelā**

【参考データ】 **Kapilavatthu**……**Uruvelā**

〈01〉 *MN.036 Mahāsaccaka-s.* (薩遮迦大経 vol. I p.237) : [釈尊] 【回想】(**Kapilavatthu**) …
Āḷāra Kālāma を訪問…**Uddaka-Rāmaputta** を訪問… [Magadha] …**Uruvelā** (Senānigama) …
nadi (=Nerañjarā nadi)

〈02〉 *MN.100 Saṅgārava-s.* (傷歌邏経 vol. II p.209) : [釈尊] 【回想】(**Kapilavatthu**) …Āḷāra
Kālāma を訪問…**Uddaka-Rāmaputta** を訪問… [Magadha] …**Uruvelā** (Senānigama) … nadi
(=Nerañjarā nadi)

③⑪ **Kapilavatthu**……**Vesālī**

〈01〉 *AN.008-006-051* (vol.IV p.274) : [釈尊] **Sakkesu**・**Kapilavatthu** (Nigrodhārāma)
…**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)

〈02〉 *AN.008-006-051* (vol.IV p.274) : [マハーパジャーパティ・ゴータミーと釈迦
族の女性] **Kapilavatthu** (*世尊に女性の出家を願い出るも、許可を得られず、許可を得るため
に、髪を除き、袈裟衣を着て、多くの釈迦族の女性と共に) …**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā
*門外に佇んでいると、阿難の取りなしで、世尊が八重法を守ることを条件に、女性の出家を許可
される)

〈03〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.137 中) : [比丘] **毘舍離城** (*住処に蚊や蛇が多量
に発生したため、住することができなくて) …**迦維羅衛城** (*雨安居を過ごす)

〈04〉 『パーリ律』 「比丘尼韃度」 (vol. II p.253) : [マハーパジャーパティー・ゴータミーと釈迦族の女性] **Kapilavatthu** (Nigrodhārāma *世尊に女性の出家を願い出るも、許可を得られず、許可を得るために、髪を除き、袈裟衣を着て、多くの釈迦族の女性と共に) … **Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā *門外に佇んでいると、阿難の取りなしで、世尊が八重法を守ることを条件に、女性の出家を許可され、阿難のもとで出家具足戒を受ける)

【参考データ】 **Kapilavatthu**……**Vesālī**

〈01〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.109 下) : [毘舍離城の人々] **毘舍離城** (*菩薩太子に象を贈る) … **劫比羅城** (*贈られた象を提婆達多王子が殺してしまう)

③② **Kosambī**……**Pāvā**

〈01〉 『パーリ律』 「七百韃度」 (vol. II p.294) : [ヤサの使者] **Kosambī** (*ヤサの命で、同調者の支援を得るために、派遣されて) … **Pāvā** (*60 人のパーヴァー在住の比丘たちと共に) … **Ahogaṅgā pabbata** (*88 人のアヴァンティやダッキナーパタ在住の比丘たちと集会して) … **Sahajāti** (*長老比丘たちと出会う)

③③ **Kosambī**……**Rājagaha**

〈01〉 『四分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.591 下) : [釈尊] **拘睺毘国**… (王舎城) (1)

(1) 提婆達多破僧の企てを知って、王舎城に赴かれたと推定。

〈02〉 『五分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.018 上) : [一人の比丘] **王舎城** (*雨安居を過ごした後、世尊のもとへ) … **拘舍弥国** (瞿師羅園 Ghositārāma *世尊に提婆達多の所業を告げる)

〈03〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.873 中) : [世羅比丘尼と 500 人の比丘尼、紺容] **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園 *仙道王の比丘尼派遣要請を受けて、世尊の命により、勝音城 (1) へ向けて) … **勝音城** (*王位を継承した頂髻王の非法で、国が衰退したので、除患大臣の娘である紺容を侍女とし、共に城を去って) … **橋閃毘城** (*瞿師羅長者に紺容を預け、養育してもらう)

(1) Skt. Rauruka nagara. *Divyāvadāna* p.551、『平岡』下 p.475

〈04〉 『四分律』 「衣韃度」 (大正 22 p.852 下) : [長者の使者] **拘睺弥国** (*橋賞弥国の長者の命により、長者の子の腸捻転を治療してもらうために、使者として) … **摩竭国** (**王舎城**) (1) (*摩竭提国の大臣を通じて、頻婆娑羅王に耆婆の派遣要請を行う)

(1) 王舎城と推定。

〈05〉 『四分律』 「衣韃度」 (大正 22 p.852 下) : [耆婆医師] **摩竭国** (**王舎城**) (1) (*頻婆娑羅王の命により、腸捻転を患う長者の子を治療するために、車で出発して) … **拘睺弥国** (*既に子の葬儀中にもかかわらず、機転を効かせて、開腹手術で子どもの一命を取り留める)

(1) 出発地を王舎城と推定。

〈06〉 『パーリ律』 「破僧韃度」 (vol. II p.180) : [釈尊] **Anupiyā** (*雨安居) … **Kosambī** (Ghositārāma) … **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)

〈07〉 『パーリ律』 「五百韃度」 (vol. II p.290) : [阿難と 500 人の比丘] **Rājagaha** (*チャンナに梵罰を科すため、船の航路で遡上して) … **Kosambī** (Ghositārāma *チャンナに梵罰を伝えると、彼は慚愧して精進し、阿羅漢の一人となる)

〈08〉 『五分律』 「五百集法」 (大正 22 p.192 上) : [一人の比丘] **拘舍弥** (*雨安居後、

闍陀の所行を摩訶迦葉に訴えるために) …**王舎城** (*闍陀の所行を告げると、摩訶迦葉は阿難を派遣し、「梵壇法によって罰するように」と、指示を出す)

- 〈09〉『五分律』「五百集法」(大正 22 p.192 上) : [阿難と 500 人の比丘] **王舎城** (*摩訶迦葉の命により、闍陀に梵壇法を与えるために派遣されて) …**拘舎弥** (*闍陀のために説法すると、闍陀が法眼浄を得る)

【参考データ】 Kosambī……Rājagaha

- 〈01〉『四分律』「僧残 010」(大正 22 p.591 下) : [迦俱陀天子] (**王舎城**) (1) (*命終後間もなく、天子となって、目連のもとへ) …**拘睺毘国** (*目連に提婆達多の破僧の企てを知らせる)

(1) 本文中に「彼国」とあるが、王舎城と推定。

- 〈02〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 中) : [優填王] (**橋賞弥**) (1) (*世尊の病氣見舞いのために) …**王舎城**

(1) 優填王は『四分律』「雜捷度」(大正 22 p.947 中) に準じて橋賞弥国王と見なし、とりあえず出発地を橋賞弥とした。

㉔ Kosambī……Sāvattihī

- 〈01〉『増一阿含』031-002(大正 02 p.667 上) : [一人の比丘] **舎衛城** (*世尊を久方ぶりに問訊礼拝するために) …**拘深** (瞿師園 *優填王が近づき、馬から下りて「私に説法せよ」と威嚇されるも、黙っていた。その後、世尊に王との一件を告げる)

- 〈02〉『増一阿含』033-001(大正 02 p.681 下) : [優填王] (**婆蹉国・橋賞弥城**) (1) …**舎衛国** (*五王 ㉔) が「園觀」の一処に集合して、五欲について議論するも主張が異なるために) …**祇樹給孤独園** (*波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)

(1) 優填(Udena)王は、拔蹉(Vaṃsa)国王と見なし、出発地を橋賞弥城にした。

(2) 五王については、『増一阿含』036-005(大正 02 p.703 中)を参照した。

- 〈03〉『僧祇律』「单提 004」(大正 22 p.327 中) : [比丘] **拘睺弥国** (*争いが收拾できず、世尊に調停してもらうために) …**舎衛城** (*世尊に調停依頼する。現前毘尼の制定)

- 〈04〉『僧祇律』「单提 004」(大正 22 p.333 下) : [比丘] **拘睺弥国** (*争いが收拾できず、世尊に調停してもらうために) …**舎衛城** (*世尊に調停依頼する。多覓毘尼と如草布地毘尼の制定)

- 〈05〉『僧祇律』「单提 017」(大正 22 p.344 上) : [釈尊] **拘睺弥…舎衛城**

- 〈06〉『根本有部律』「波逸底迦 053」(大正 23 p.837 下) : [闍陀] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 *年老いて、橋賞弥へ向けて) …**橋閃毘国** (*静縁にして住する)

- 〈07〉『根本有部律』「波逸底迦 076」(大正 23 p.855 下) : [闍陀] **室羅伐城** (逝多林給孤独園 *年老いて、橋賞弥へ向け) …**橋閃毘** (*縁を省いて坐す)

- 〈08〉『根本有部律』「波逸底迦 077」(大正 23 p.856 中) : [闍陀] **室羅伐** (逝多林給孤独園 *年老いて、橋賞弥へ向けて) …**橋閃毘** (*縁を省いて坐す)

- 〈09〉『根本有部律』「波逸底迦 079」(大正 23 p.857 上) : [浮図長者の娘] **橋閃毘** (失收摩羅山 (1) *舎衛城の須達長者の息子と結婚するために) …**室羅伐城**

(1) 失收摩羅山(Suṃsumāragiri)は、パーリ文献も他の漢訳聖典もバツガ(Bhagga、婆奇瘦、婆耆瘦、波伽国、跋祇聚落)とするが、取りあえず本文どおりに橋閃毘(Kosambī)とした。

- 〈10〉『根本有部律』「波逸底迦 079」(大正 23 p.857 上) : [娑竭陀] **橋閃毘** (失收摩

羅山 (1) *浮図長者の息子として生まれるも、家運が傾き、両親が亡くなると、物乞い生活をしつつ、生地を離れて) …**室羅伐城** (*世尊から半分の食事を分け与えられる。後に世尊のもとで、善来比丘戒により出家する)

(1) 上記〈09〉の註(1)参照。

〈11〉『根本有部律』「波逸底迦 079」(大正 23 p.858 中) : [波斯匿王の主象大臣] **室羅伐城** (*事に因みて) …山下 (**橋閃毘**) (失收摩羅山 (1) *娑竭陀の毒竜退治を知り、娑竭陀の父親と旧友であったので、食事に招待するも、彼が辞退するので、後日、舎衛城での予約を取り付ける)

(1) 上記〈09〉の註(1)参照。

〈12〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.882 上) : [南方の隱遁隱俗 500 人] 南方 (*橋賞弥国へ向けて) …**橋閃毘国** (義堂 *3 ヲ月の雨期を過ごした後、瞿師羅長者と一緒に須達長者のもとへ) …**室羅伐城**

〈13〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.882 上) : [摩訶周那] **室羅伐城** (*世尊に營事を任命されて、瞿師羅長者と同道し、精舎を建立するために) …**橋閃毘** (*瞿師羅園に精舎を建立する)

〈14〉『四分律』「説戒捷度」(大正 22 p.830 上) : [比丘] **拘睺弥** (*僧伽が分裂して二部となったので、和合をはかるため、世尊のもとへ) …**舎衛**

〈15〉『パーリ律』「コーサンビー捷度」(vol. I p.337) : [釈尊] (Vam̐sa 国・) **Kosambī**…**Bālakaloṇakāra-gāma**… (Ceti 国・) **Pācīnavam̐sadāya**…**Pārīleyyaka** (Rakkhita-vanaṣaṇḍa の Bhaddasāla-mūla) … (Kosala 国・) **Sāvattihī**

〈16〉『四分律』「拘睺弥捷度」(大正 22 p.879 中) : [釈尊] **拘睺弥**…**舎衛国**

〈17〉『四分律』「拘睺弥捷度」(大正 22 p.882 下) : [比丘] **拘睺弥** (*優婆塞らに見放され、世尊の後を追って) …**舎衛国** (*世尊のもとへやって来る)

〈18〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.158 下) : [釈尊] **拘舎弥城**…波羅聚落 **Pārīleyyaka** (跋陀婆羅樹下 Bhaddasāla-mūla) …**舎衛城** (祇洹精舎)

〈19〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.160 中) : [橋賞弥の比丘] **拘舎弥城** (*自分たちの罪を、世尊に悔過するために) …**舎衛城** (祇洹精舎 *世尊のもとで、不見罪拳羯磨にかけられた比丘が自らの罪を認める)

〈20〉『十誦律』「俱舎弥法」(大正 23 p.215 中) : [釈尊] **俱舎弥**…〔支提国〕…**舎衛国**

〈21〉『十誦律』「俱舎弥法」(大正 23 p.215 下) : [橋賞弥の比丘] **俱舎弥** (*世尊が去った後、人々が供養しなくなったので、世尊の後を追って) …**舎衛国**

〈22〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.218 中) : [牛臥比丘] **橋閃毘国** (水林山の出光王園内猪坎窟 *鬚髪をのばし、ぼろぼろの衣を着ていたため、鬼と間違えられ、王に成敗されそうになるが、天神に助けられ、難を逃れて) …**室羅伐城** (*世尊に呵責され、長髪禁の制定因縁となる)

〈23〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.221 中) : [善和比丘] **橋閃毘城** (*舍利弗のもとで出家し、侍者となって) … (**舎衛城**) 逝多林 (*世尊に「我が法中にいる声聞の中で音声美妙に関して第一」と称される。後日、逝多林の内で経を読誦すると、波斯匿王を乗せた白蓮花象が

その声に歩みを止める)

〈24〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 下) : [比丘] **橋閃毘国** (*波羅殊提王の娘・天授の策略で、優填王が殺害されると、城内が騒然となったので、難を逃れて) … **(舎衛城)** 給園 (=祇樹給孤独園)

【参考データ】 **Kosambī**……**Sāvattī**

〈01〉『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上) : [比丘] 【話題】 **舎衛国** (祇樹給孤独園 *乞食が得難かったので) … **拘深** (*乞食の得やすい所)

35 **Kosambī**……**Ujjeni**

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 上) : [優填王] **唼逝尼国** (*捕らわれの身の優填王が波羅殊提王の娘の天授を連れ去って) … **橋閃毘国** (*瑜健那大臣の策略で、追手の増養大臣を振り切って本国に戻る)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 上) : [天授王女] **唼逝尼国** (*捕らわれの身の優填王に連れ去られて) … **橋閃毘国** (*後に優填王の王妃となる)

36 **Kosambī**……**Vesālī**

〈01〉『五分律』「七百集法」(大正 22 p.193 上) : [離婆多] **拘舍弥城** (*毘舍離での結集に参加するために) … **毘舍離城** (毘羅耶女所施園 *ヴェーサーリーの第二結集)

〈02〉『五分律』「七百集法」(大正 22 p.193 上) : [三浮陀] 阿呼山 **Ahogaṅgā pabbata** (*耶舍陀迦蘭陀子に賛同し、毘舍離での結集に参加するために) … **拘舍弥城** ⁽¹⁾ … **毘舍離城** (毘羅耶女所施園 *ヴェーサーリーの第二結集)

(1) 三浮陀も耶舍陀迦蘭陀子と同道し、一緒に拘舍弥城の離婆多のもとを訪れたと推定。

37 **Kusinārā**……**Pāvā**

〈01〉 **DN.016 Mahāparinibbāna-s.** (大般涅槃經 vol. II p.128) : [ブクサ] **Kusinārā** (*パーヴァーへ向けて道を歩んで) …道中 (***Kakutthā nadi** の近くで、世尊と出会い、「師のアーラーラ・カーラーマは通過する 500 台の車に気づかないほどの禅定の境地に入った」と自慢話をすると、世尊から師を凌ぐ体験談を聞き、三宝に帰依して優婆塞となる) … **Pāvā**

〈02〉 **DN.016 Mahāparinibbāna-s.** (大般涅槃經 vol. II p.160) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **Pāvā** (*クシナーラーに至る大道を歩んで) …中間道 (*アーギーヴァカと出会い、世尊が般涅槃したことを聞いて) … **Kusinārā**

〈03〉 **DN.016 Mahāparinibbāna-s.** (大般涅槃經 vol. II p.160) : [アーギーヴァカ] **Kusinārā** (*パーヴァーに至る大道を歩んで) …中間道 (*摩訶迦葉と 500 人の比丘と出会い、世尊の般涅槃を告げて) … **Pāvā**

〈04〉『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.019 上) : [福貴] **拘夷那竭城** (*波婆城へ向かう道を歩んで) …道中 (*樹下で休息されている世尊と出会い、師の思い出を語る) … **波婆城**

〈05〉『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.020 上) : [一人の梵志] **拘尸城** (*波婆城へ行く道を進んで) …道中 (*拘尸城に向かう道中で、拘孫河で沐浴された世尊と出会うと、知人の近くの村で食事に招待したい旨を申し出るも、世尊に断られる) … **波婆城**

〈06〉『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.028 上) : [摩訶迦葉と 500 人の弟子] **波婆国** …道中 (*拘尸那竭からやって来た一人の尼健に会い、世尊の滅後 7 日経っていることを聞いて) … **拘尸城**

- 〈07〉 『長阿含』 002「遊行経」 (大正 01 p.028 上) : [一人の尼鞞] **拘尸城** (*文陀羅花を手に携えて) …道中 (*波婆城からやって来た摩訶迦葉と 500 人の弟子と出会い、世尊の入滅を伝える) …**波婆国**
- 〈08〉 『増一阿含』 042-003 (大正 02 p.748 下) : [須跋梵志] **波波国** ⁽¹⁾ (*拘尸那竭より来た 500 人の末羅族と出会うと、彼らから「世尊が入滅された」と聞き、世尊のもとへ) …**拘尸那竭国** (双樹間 *世尊の八正道の教えを聞いた後、無余涅槃界に滅度する)
 (1) 大正蔵経は「彼国」とするが、同脚註の宋・元・明の三本の「波波」を採る。
- 〈09〉 *Udāna 008-005* (p.081) : [釈尊] **Malla 国** の **Pāvā**…道中の一樹下…**Kakutthā nadī** (Ambavana) …**Kusinārā**
- 〈10〉 白法祖訳『仏般泥洹経』 (大正 01 p.173 上) : [摩訶迦葉と 2,000 人の比丘] (**波婆国**) ⁽¹⁾ …道中 (*拘尸那竭から来た邪命外道に出会い、世尊の入滅を知って) …**那竭国**
 (1) パーヴァーとクシナーラー間の道中と推定し、出発地を波婆国とした。
- 〈11〉 白法祖訳『仏般泥洹経』 (大正 01 p.173 上) : [邪命外道] **那竭国** (*曼陀勒という天華を携えて) …道中 (*摩訶迦葉と 2,000 人の比丘に出会い、「世尊が入滅して 7 日である」と伝える) … (**波婆国**) ⁽¹⁾
 (1) クシナーラーとパーヴァー間の道中と推定し、到着地を波婆国とした。
- 〈12〉 失訳『般泥洹経』 (大正 01 p.188 下) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **波旬**…道中 (*拘尸那竭から来た邪命外道と出会い、世尊が般涅槃して 7 日であることを聞いて) …**拘夷城** (漚荼神地)
- 〈13〉 失訳『般泥洹経』 (大正 01 p.188 下) : [邪命外道] **拘夷城** (*天曼那羅華を持って) …道中 (*摩訶迦葉と 500 人の比丘と出会い、世尊の般涅槃を伝える) … (**波婆**) ⁽¹⁾
 (1) クシナーラーとパーヴァー間の道中と推定して、到着地を波婆国とした。
- 〈14〉 法顕訳『大般涅槃経』 (大正 01 p.197 中) : [福貴] **鳩尸那** (*波婆城へ向けて) …道中 (*迦屈嗟河の近くの一樹下で、世尊の教えを聞いて、善来比丘戒にて出家して比丘となる) …**波波城**
- 〈15〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.408) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **Pāpā** (*クシナガリーへ向けて歩んでいると) …大道 (*一人のアージーヴィカ教徒に出会うと、「世尊が亡くなって 7 日を経ている」と聞いて) …**Kuśinagarī**
- 〈16〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.408) : [アージーヴィカ教徒] **Kuśinagarī** (*曼荼羅華を手に携え、パーバーへ向かって) …大道 (*パーバーからクシナガリーへ向かう摩訶迦葉と 500 人の比丘に出会い、世尊の入滅を告げる) …**Pāpā**
- 〈17〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.401 上) : [一人の外道梵志] **拘尸那** (娑羅林 *世尊の滅度を聞き、娑羅林を訪れた後に、華数茎を携え、波婆聚落に戻ろうとして) …道中 (*摩訶迦葉とその弟子 500 人と出会い、世尊の入滅を告げる) …**波波聚落**
- 〈18〉 『四分律』 「集法毘尼五百人」 (大正 22 p.966 上) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **波婆**…中間道 (*拘尸那竭城より来た尼鞞子と出会うと、「世尊が般涅槃されて 7 日である」と聞いて) …**拘尸城**
- 〈19〉 『四分律』 「集法毘尼五百人」 (大正 22 p.966 上) : [尼鞞の徒] **拘尸城** (*曼陀羅華を持って) …中間道 (*摩訶迦葉と 500 人の比丘と出会い、世尊の般涅槃を告げて) …**波婆**

〈20〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.445 下）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] **波婆城**（*拘尸那竭城へ向けて）…二城の中間（*一人の梵志と出会い、世尊が般涅槃して 7 日になることを聞いて）…**拘尸城**

〈21〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.445 下）：[一人の梵志] **拘尸城**（*天曼陀羅華を持ち、波婆城へ向けて）…二城の中間（*摩訶迦葉と 500 人の比丘に出会い、世尊の般涅槃を告げて）…**波婆城**

【参考データ】Kusinārā……Pāvā

〈01〉『パーリ律』「五百韃度」（vol. II p.284）：[一人の邪命外道] 【回想】**Kusinārā**（*曼陀羅華を携えて、パーヴァーへ向かう途上で）…道中（の一樹下 *一人の邪命外道に出会い、世尊の般涅槃を告げて）…**Pāvā**

〈02〉『パーリ律』「五百韃度」（vol. II p.284）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] 【回想】**Pāvā**（*クシナーラーに至る道を歩んで）…道中（の一樹下 *一人の邪命外道に出会い、世尊が 7 日前に般涅槃されたことを知って）…**Kusinārā**

〈03〉『五分律』「五百集法」（大正 22 p.190 中）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘、跋難陀] 【回想】**波旬国**（*波婆国から拘尸那竭城に向かって）…中間（*世尊が般涅槃されたことを聞いて）…**拘夷城**

〈04〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.447 上）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] 【話題】**波婆城**（*拘尸那竭城へ向けて）…二城（の中間 *一人の梵志と出会い、世尊が般涅槃したことを知って）…**拘尸城**

〈05〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.447 上）：[一人の梵志 (1)] 【話題】**拘尸城**（*天曼陀羅華を持って歩いて行くと）…二城（の中間 *摩訶迦葉と 500 人の比丘らと出会うと、大師の入涅槃を告げて）…**波婆城**

(1) 摩訶迦葉が比丘らに語った話題の中で登場する。

38 Kusinārā……Rājagaha

〈01〉法顕訳『大般涅槃經』（大正 01 p.207 上）：[摩訶迦葉、阿難] **鳩尸那城**（*三藏結集のため、王舎城へ）…**王舎城**（*摩訶迦葉と共に、阿難および比丘らが三藏を結集する）

〈02〉『パーリ律』「五百韃度」（vol. II p.284）：[摩訶迦葉、阿難] **Kusinārā**（*王舎城で雨安居を過ごし、結集を行うことを決して、阿難を含む 500 人の比丘と王舎城へ向けて）…**Rājagaha**（*第一結集を行う）

〈03〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.447 上）：[摩訶迦葉と 500 人の比丘] **拘尸城**（*結集のため、王舎城へ向けて）…**王舎城**（*雨安居中に第一結集を行う）

〈04〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.489 下）：[摩訶迦葉] **王舎城**（耆闍崛山の賓鉢羅山窟 Pippaliguhā *世尊の般涅槃を天眼で知って、遺体を礼拝するため、多くの長老比丘と共に）…一聚落（*一人の摩訶羅比丘の「世尊が入滅されて自在になれた」という発言を聞き、不快感を抱き、右指を弾いて火を出すと、その比丘は怖れて走り去る）…**拘尸那竭**（*世尊の遺体を礼拝し、茶毘に付す）

〈05〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.489 下）：[摩訶迦葉と 1,000 人の比丘] **拘尸那竭城**（*世尊の亡骸を茶毘に付した後、500 人による結集を王舎城で行う旨を決して、1,000 人の比丘と共に）…**王舎城**（刹帝山窟 Sattapaṇṇiguhā * 4 ヲ月の雨安居を準備した後、阿難も

加わって第一結集を行う)

- 〈06〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.402 下) : [摩訶迦葉と 500 人の比丘] **拘尸那城** (*阿闍世王のもとで結集することを決して) …**王舎大城** (畢鉢羅巖 *結集の場所として畢鉢羅窟を選び、後雨安居に結集することを決め、雨安居を過ごした後、阿羅漢となった阿難も加わって第一結集を行う)

39 Kusinārā……Sāvattihī

- 〈01〉 『増一阿含』 016-009 (大正 02 p.580 下) : [阿那律] **拘尸那竭国** (*舎衛国へ向け、人間を遊行して) …**舎衛国** (祇樹給孤獨園)

40 Kusinārā……Vesāli

- 〈01〉 『増一阿含』 042-003 (大正 02 p.748 下) : [釈尊] **毘舎離城** (棕祇園 Ambapāli-vana) …大坑の此岸…彼岸…**拘尸那竭国** (双樹間)
 〈02〉 『増一阿含』 042-003 (大正 02 p.748 下) : [君荼羅繫頭比丘尼] **毘舎離城** (*「世尊の入滅が間近だ」と聞いて) …**拘尸那竭国** (双樹間 *世尊の前で、十八神変を現じて、無余涅槃界に滅度する)

41 Madhurā……Pāṭaliputta

【参考データ】 Madhurā……Pāṭaliputta

- 〈01〉 『雑阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [優波崛] 【予言】 **摩偷羅** (*阿育王の要請を受けて、船に乗って巴連弗へ向かう) …水道…**巴連弗邑** …鷄雀精舎 (1)

(1) Skt. Kurkuṭārāma. なお本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.384、『平岡』下 p.112

42 Madhurā……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』 「薬事」 (大正 24 p.036 上) : [釈尊] **王舎城**…多根樹村…金毘羅聚落 (1) …一辺地聚落…**摩都量城**…俱魯城…大倉聚落…象城 (2) …大城…素魯揭群城 (3) …〔憍薩羅の人間〕…婆羅門聚落…迦羅城…盧醯德迦城 (4)

(1) 大正藏經には「重毘羅聚落」とあるが、『国訳一切經』律部 23 の註 51 (p.134) により「金毘羅聚落」と訂正。

(2) Skt. Hastināpura、『八尾』p.221。

(3) 素魯揭群城 (Skt. Śrughna) は、『西域記』2 p.152 に「東はガンジス河に臨み、北は大山〔ヒマラヤ〕を背にしている。ヤムナー河が境域の中を流れている」とあり、註 1 には、今の Dehra Dun 地方の Kālsi に近い Sugh であるという。

(4) Skt. Rohitaka. 本遊行ルートは『八尾』pp.203~227 参照。

【参考データ】 Madhurā……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.408 中) : [奢搦迦 (1)] 【予言】 **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹林) …**末度羅国** (牟論茶山 *阿難のもとで、出家具足戒を受け、阿難から教法の付属と「牟論茶山に住処を造るよう」と遺言され、世尊の予言を伝え聞く)

(1) 『赤沼』 ‘Sambhūta 2’ p.574 によれば、奢搦迦 (Skt. Śānakavāsī, Sāṇavāsī) はサンブータ (Sambhūta) 長老を指す。

43 Madhurā……Verañjā

- 〈01〉 AN.004-006-053 (vol.II p.057) : [釈尊] **Madhurā…Verañjā** (1)

(1) Madhurā, Verañjā は、PTS テキストでは Madhura, Verañji と校訂するが、同脚註の異本により Madhurā, Verañjā を採る。

44 Madhurā……Vesāli

〈01〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.493 上) : [摩偷羅国の比丘] **摩偷羅国**
(*毘舍離での結集に出席するために) …**毘舍離**(沙堆僧伽藍 *ヴェーサーリーの第二結集)

45 Maṅkula (Makula) ……Rājagaha

〈01〉『五分律』「布薩法」(大正 22 p.124 上) : [阿若橋陳如] **慢求羅山** ⁽¹⁾ (*虹を化作し、布薩に参加するために) …**王舎城**(竹園=迦蘭陀竹園)

(1) 大正蔵経は「楞求羅山」とするが、宋・元・明・宮本の「慢求羅山」を採る。『国訳一切経』律部 14 の註 57 (p.082)、並びに『国訳一切経』律部 13 の註 10 (p.129) 参照。

〈02〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.233 中) : [釈尊] 摩竭提国 (**王舎城**) ⁽¹⁾ …**莫俱山**(薄俱羅葉叉住殿)

(1) 本文中に「仏は摩竭提国に在りて遊行し…」とあるので、出発地を王舎城と推定した。

46 Mithilā……Sāvattihī

〈01〉『中阿含』161「梵摩経」卷一(大正 01 p.685 上) : [釈尊] 鞞陀提国 Videha…**弥薩羅**(北方の大天捺林) …**舎衛国**(勝林給孤独園)

【参考データ】 Mithilā……Sāvattihī

〈01〉『増一阿含』051-007(大正 02 p.818 中) : [物流ルート] **蜜締羅国** (*話題上の国。四大蔵 ⁽¹⁾ の一つである斑稠大蔵) …**舎衛国**

(1) 四大蔵とは、乾陀衛 (Gandhāra) 国の伊羅鉢竜の大宝蔵、蜜締羅 (Mithilā) 国の斑稠 (Pāṇḍuka) 大宝蔵、須頼吒国 (Surāṣṭra) の賓伽羅 (Piṅgala) 大宝蔵、婆羅捺 (Vārāṇasī) 国の蟻佉 (Śaṅkha) 大宝蔵で、須達長者が弥勒仏の世で転輪聖王に献ずる 4 つの大宝蔵。

47 Nālandā……Pāvāpurī

〈01〉『中阿含』133「優婆離経」(大正 01 p.628 上) : [長苦行] **那難陀**(波婆離捺林 Pāvārikambavana *世尊のもとを訪問すると、世尊から「意業が最も重い」と聞いて) …**波和国** ⁽¹⁾ (*尼鞞若提子のもとへ帰って報告すると、そこに居合わせた優婆離居士が世尊のもとへ出かける)

(1) 尼鞞若提子の所在地を波和国 (Pāvāpurī) と推定。ただし対応経の MN.056 *Upāli-s.* (優婆離経 vol. I p.371) では、ナーランダー内での出来事とする。なお波和国は、尼鞞若提子 (Nigaṇṭha Nātaputta) の入滅の地で、Bihar 州 Nalanda district の Pāvāpurī に比定される。

〈02〉『中阿含』133「優婆離経」(大正 01 p.628 上) : [優婆離居士] **波和国** (*長苦行から世尊の教えを聞き、世尊を論破しようとして) …**那難陀**(波婆離捺林 *世尊に教化され、ジャイナ教徒から改宗して優婆塞となって) …(**那爛陀**) 居士の家 ⁽¹⁾ (*尼鞞若提子が訪れると、改宗したことを告げる)

(1) 優婆離居士の家の所在地を那爛陀 (Nālandā) と推定。 *Malalasekera I* '4. Upāli' p.411、『赤沼』 'Upāli 3' p.710

48 Nālandā……Rājagaha

〈01〉 *DN.001 Brahmajāla-s.* (梵網経 vol. I p.001) : [釈尊] **Rājagaha**…大道…**Ambalaṭṭhikā**(王の住居) …**Nālandā** ⁽¹⁾

(1) ラージャガハ (Rājagaha) とナーランダー (Nālandā) 間の道を歩み、アンバラッティカー (Ambalaṭṭhikā) に泊まられたので、ナーランダーには到着されていないが、この

ような遊行ルートとして採録した。

【参考データ】 Nālandā……Rājagaha

〈01〉 *SN.016-011* (vol. II p.217) : [摩訶迦葉] 【回想】 **Rājagaha**…Bahuputta cetiya (*王舎城とナーランダールとの間で、世尊と出会い、弟子となる) …**Nālandā**

〈02〉 『雑阿含』1144 (大正 02 p.302 下) : [摩訶迦葉] 【回想】 **王舎城**…多子塔 (*王舎城と那羅聚落との間で、世尊の弟子となる) …**那羅聚落** (1)

(1) 那羅は、とりあえず対応経 *SN.016-011* の Nālandā の漢訳語と推定。

〈03〉 『別訳雑阿含』119 (大正 02 p.417 下) : [摩訶迦葉] 【回想】 **王舎大城**…多子塔 (*世尊と出会い、弟子となる) …**羅羅健陀** (1)

(1) 羅羅健陀は、対応経 *SN.016-011* の Nālandā の漢訳語と推定。

④9 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Rājagaha

〈01〉 『雑阿含』403 (大正 02 p.108 上) : [釈尊] 摩竭国…**王舎城**…竹林聚落 (福德舎) …**波羅利弗**

〈02〉 『雑阿含』404 (大正 02 p.108 上) : [釈尊] 摩竭国…**王舎城**…竹林聚落 (福德舎) …**波羅利弗**…申恕林 *Siṃsapāvana* (1)

(1) 申恕林は、対応経の *SN.056-031* (vol. V p.437) には、コーサンビー (Kosambī) のシンサパー林 (*Siṃsapāvana*) とあるが、ここではとりあえずパータリプッタ付近としておく。

〈03〉 『パーリ律』「衣韃度」 (vol. I p.299) : [3人の比丘] **Rājagaha** (*雨安居の後、僧伽に布施された衣に関して、ニラヴァーシン、サーナヴァーシン、ゴーパカ、バグ、パリカサンダーナ長老たちの見解を聞くために) …**Pāṭaliputta**

〈04〉 『根本有部律』「雑事」 (大正 24 p.410 中) : [阿闍世王] (**王舎城**) 竹林園 (*夢を見て、阿難の所在を尋ねた後に) …**彌伽河**の中流 (*阿難が入滅を決意した中洲を訪れ、阿難の双足を礼拝し、阿難の半身を得て) ……**波吒離** (*阿難の遺骨塔を建立し、供養する)

⑤0 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Takkasilā

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Takkasilā

〈01〉 『雑阿含』604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王子] 【予言】 **巴連弗邑** (*頻頭羅王 *Skt. Bindusāra* の命により、辺国の反乱を平定するために) …**徳叉尸羅**…佉沙国 (1)

(1) *Skt. Khaśa-rājya. Divyāvadāna* p.372 脚注 (2)、P. L. Vaidya, *Divyāvadāna* (BST No.20, 1959) p.234、『平岡』下 p.079

⑤1 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Vesālī

〈01〉 *MN.052 Aṭṭhakanāgara-s.* (アッタカ城人経 vol. I p.349) : [ダサマ長者] **Aṭṭhaka-nagara** (*ある用事で、パータリプッタへ) …**Pāṭaliputta**…**Kukkuṭārāma** (*阿難の所在を確かめた上で、自分の用事を済ませた後、阿難が滞在するベールヴァ村へと向けて) …**Vesālī** (*Beluvagāmaka*) (1)

(1) 註釈書 *MN.A.* (vol. III p.012) によると、「ヴェーサーリーの南側の近くにベールヴァ村という [村] がある (*Vesāliya dakkhiṇapasse avidūre Beluvagāmako nāma atthi*) 」とあるので、ベールヴァ村はヴェーサーリー城の南側、すなわちガンダク河東岸 (左岸) に位置しているとする。

〈02〉 『中阿含』217 「八城経」 (大正 01 p.802 上) : [陀施居士] 八城 (*商用で、巴連弗

へ) …**波羅利子城** …**鷄園** (=鷄林精舎 *Kukkuṭārāma* *商売で財を得ると、城外の鷄林精舎へ出掛け、阿難の所在地を知ると、彼のもとへ向かって) …**毘舍離** (彌猴江辺りの高樓台観)

〈03〉 *AN.011-002-017* (vol. V p.342) : [ダサマ長者] **Atthaka-nagara** (*ある用事で、パータリブッタへ) …**Pāṭaliputta**…**Kukkuṭārāma** (*クックタ精舎の比丘を訪問し、阿難がベールヴァ村にいることを聞いて) …**Vesālī** (*Beluvagāma*)

〈04〉 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」 (大正 23 p.452 下) : [級闍蘇彌羅比丘] **婆羅梨弗国** (*集会に出席するため、毘舍離へ向けて) …**毘耶離国** (沙樹林 *ヴェーサーリーの第二結集に参加する)

〈05〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.411 下) : [級闍蘇彌羅比丘] **波吒離子城** (*結集に加わるため、毘舍離へ) …**広嚴城** (*ヴェーサーリーの第二結集)

52 Pāvā……Rājagaha

〈01〉 *SN.015-013* (vol. II p.187) : [30 人のパーヴァー比丘 (1)] **Pāvā** (*世尊のもとを訪れるために) …**Rājagaha** (*Kalandakanivāpa Veḷuvana* *世尊の教え聞いて心解脱する)

(1) 註釈書 *SN. A.* (vol. II p.159) に「‘パーヴァー (比丘) たち’とは、パーヴァーに帰属する地域に住む、である (*Pāveyyakā ti Pāveyya-desa-vāsino*) 」とある。また『パーリ律』の註釈書 *Samantapāsādikā* (vol. V p.1105) にも「パーヴァーに帰属する国に住む (*Pāveyya-raṭṭha-vāsino*) 」とある。

〈02〉 『根本有部律』 「僧伽伐尸沙 008」 (大正 23 p.691 中) : [阿説示] **王舎城** (羯蘭鐸迦池竹林園 *世尊の命により派遣されて、陀驪摩羅子太子のもとへ) …**波波国** (水椽林 *太子に出家具足戒を与え、共に雨安居を過ごす)

〈03〉 『根本有部律』 「僧伽伐尸沙 008」 (大正 23 p.691 中) : [陀驪摩羅子太子] **波波国** (*阿説示のもとで出家し、共に雨安居を過ごした後、世尊のもとへ) …**王舎城** (羯蘭鐸迦池竹林園)

53 Pāvā……Sāvattihī

〈01〉 『五分律』 「捨墮 007」 (大正 22 p.027 下) : [比丘] **波利邑** (*世尊のもとへ向かって) …道中 (*賊に遭遇し、衣を奪われて) …**舎衛城**

54 Pāvā……Vesālī

〈01〉 『雜阿含』 937 (大正 02 p.240 中) : [40 人の比丘] **波梨耶聚落** (*40 人の比丘ら (1) が世尊のもとへ) …**毘舍離** (彌猴池側の重閣講堂 *世尊の教えを聞いて心解脱する)

(1) 対応経 *SN.015-013* (vol. II p.187) では *Pāveyyakā bhikkhū* とあるので、波梨耶を *Pāveyyaka* の音写と推定。ただし『赤沼』 ‘Pāvā’ p.499 では、*Pārileyya* の比丘とする。

〈02〉 『別訳雜阿含』 330 (大正 02 p.485 下) : [40 人の波婆比丘] **波利蛇迦** (*40 人の波婆 *Pāvā* の比丘ら (1) が世尊のもとへ) …**毘舍離** (彌猴彼岸の大講堂 *世尊の教えを聞いて心解脱する)

(1) 本文中には「波利蛇迦比丘」とあり、この対応経 *SN.015-013* (vol. II p.187) では *Pāveyyakā bhikkhū* とあるので、この音写と推定。したがってパーヴァー出身の比丘なので、出発地を *Pāvā* とした。

55 Puṇṇavaddhana……Sāvattihī

〈01〉 『増一阿含』 030-003 (大正 02 p.660 上) : [満財長者] **満富城** (1) (*婚姻関係を

結びたく、須達長者の家へ向けて) …**舎衛城** (*須達長者の娘である修摩提を「息子の嫁に欲しい」と願い出ると、一旦は断られるが、世尊の勧めで縁談が成立する) (2)

(1) 満富城については、上掲の水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」(『仏教研究』第7巻、第4号 大東出版社 1924) p.008 以降参照。

(2) 本文中に「是時満財長者。弁具所須乘宝羽之車。從八十由延内來。阿那邠邸長者。復莊嚴己女沐浴香熏。乘宝羽之車將此女往。迎満財長者男。中道相遇」とあり、満財長者と須達長者とが中間の距離で会った。このとき満財長者は80由旬を要しているの、舎衛城と満富城の距離は160由旬であったと推定される。

〈02〉『増一阿含』030-003(大正02 p.660上) : [修摩提] **舎衛城** (*満財長者の息子のもとへ嫁すために) …**満富城** (*嫁した後、満財長者の命で、世尊と比丘らを招待する)

【参考データ】Puṇṇavaddhana……Sāvattī

〈01〉『雑阿含』604(大正02 p.161中) : [釈尊] 【予言】**舎衛国** …**富樓那跋陀那国** (1)

(1) 釈尊の予言という形式で、阿育王が賓頭盧に「どこで世尊を拝謁したのか」という問いに、賓頭盧が4カ所あげる中の一つに、「世尊が舎衛国に居られたとき、たまたま須達長者の娘が富樓那跋陀那国にいて、仏と僧伽を招待したとき、私は神力で行き、世尊に呵責された」と語る。なお本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.402、『平岡』下 p.130

〈02〉『雑阿含』604(大正02 p.161中) : [賓頭盧] 【予言】**舎衛国** …**富樓那跋陀那国** (1)

(1) 上記〈01〉の註(1)と同じ。

〈03〉『雑阿含』860(大正02 p.218下) : [梨師達多長者、富蘭那長者] 【話題】**舎衛国** …拘薩羅 …伽尸 …摩羅 …摩竭陀 …殃伽 …修摩 …**分陀羅** (Puṇṇa, Puṇḍa, Puṇḍra) (1) …迦陵伽 (*梨師達多と富蘭那の兄弟が語る世尊の遊行ルート)

(1) 分陀羅については、水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」(『仏教研究』第7巻第4号 大東出版社 1924) p.008 以降を参照。

56 Rājagaha……Sāṅkassa

〈01〉『増一阿含』036-005(大正02 p.703中) : [頻婆娑羅王] 摩竭国・**羅閱城** (*切利天で雨安居を過ごされた世尊が僧迦尸に降下されると聞いて) …**僧迦尸国** (の大池水側)

57 Rājagaha……Sāvattī

〈01〉MN.024 *Rathavinīta-s.* (伝車経 vol. I p.145) : [釈尊] **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana *雨安居) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

〈02〉『中阿含』009「七車経」(大正01 p.429下) : [釈尊] **王舎城** (竹林精舎 *雨安居) …**舎衛国** (勝林給孤独園)

〈03〉『中阿含』027「梵志陀然経」(大正01 p.456上) : [一人の比丘] **王舎城** (*雨安居後、舎衛城で雨安居を過ごした舍利弗のもとへ) …**舎衛国** (勝林給孤独園 *舍利弗に、彼の出家前の友人である陀然の悪行を伝える)

〈04〉『中阿含』152「鸚鵡経」(大正01 p.666下) : [首迦都耶子] (**舎衛城**) (1) (*ある所用で) …**王舎城** (の居士家 *世尊が覚りを開かれたと聞き、世尊のもとへ) …竹林加蘭^𑖀𑖀園 (*世尊に初めて出会い、教を聞いて優婆塞となる)

(1) 首迦都耶は、『中阿含』170「鸚鵡経」(大正01 p.703下)によれば、舎衛城の梵志であるので、出発地を舎衛城と推定。

〈05〉SN.003-002-005 (vol. I p.083) : [阿闍世王] **Magadha** …**Kāsi** (*攻め入ったが、敗戦して) … (**Sāvattī**) (1) (*生け捕りにされ) … (**Rājagaha**) (2) (*波斯匿王にとって、

甥の関係にあるので、釈放される)

(1) 阿闍世王が生け捕りにされ、連行された地と推定。

(2) 釈放されて帰国した地と推定。

〈06〉 *SN.010-008* (vol. I p.210) : [須達長者] (**Sāvattī**) ⁽¹⁾ (*ある用事で) …

Rājagaha (*仏陀が出現したと聞いて) …**Sitavana** (*世尊と初めて出会う)

(1) 出身地を出発地と推定。

〈07〉 『雑阿含』 592 (大正 02 p.157 中) : [須達長者] **舎衛国** (*小因縁にて) …**王舎城**

(*王舎城の長者宅で、仏の出現を知って) …**寒林丘塚間** (*世尊に初めて出会い、優婆塞となつて、世尊を舎衛城に招待する)

〈08〉 『雑阿含』 1237 (大正 02 p.338 下) : [阿闍世王] 摩竭提国 (*攻め入って) …拘薩

羅国 (*波斯匿王に撃ち破られ、捕虜の身となつて) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 *波斯匿王に釈放されて) … (**王舎城**) ⁽¹⁾

(1) 居城を到着地と推定。

〈09〉 『別訳雑阿含』 064 (大正 02 p.395 下) : [阿闍世王] 摩竭提国… (迦尸国) ⁽¹⁾

(*波斯匿王の軍隊と交戦、敗退して、捕虜の身となつて) …**舎衛国** (祇樹給孤独園 *波斯匿王に釈放されて) … (**王舎城**) ⁽²⁾

(1) 対応経 *SN.003-002-005* により、交戦地をカーシ (Kāsi) と推定。

(2) 居城を到着地と推定。

〈10〉 『別訳雑阿含』 186 (大正 02 p.440 中) : [須達長者] **舎衛国** (*少因縁あって、舎衛

国より) …**王舎城** (護弥長者の家 *仏の出現を知って) …**迦蘭陀竹林** (*世尊に初めて出会い、世尊を舎衛国に招待する)

〈11〉 『増一阿含』 026-009 (大正 02 p.639 上) : [舍利弗] **舎衛国** (祇樹給孤独園 *世

尊と共に遊行して) …**羅閱城** (竹園=迦蘭陀竹林 *雨安居を過ぎて後、世尊の許しを得て、入滅のために) …**摩瘦国** (*生まれ故郷で病気となり、摩訶周那という沙弥に見取られて入滅する)

〈12〉 『増一阿含』 026-009 (大正 02 p.639 上) : [目連] **舎衛国** (祇樹給孤独園 *世尊と

共に遊行して) …**羅閱城** (精舎=迦蘭陀竹園 *雨安居の後、舍利弗の滅度を知り、世尊に滅度の許しを得た後、生まれ故郷へ向かつて) …**摩瘦村** (*この地で入滅する) …**那羅陀村 Nālaka-gāmaka** (*多数の比丘らが目連の遺体に散華する)

〈13〉 『増一阿含』 026-009 (大正 02 p.639 上) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園) …**羅閱**

城 (迦蘭陀竹園 *雨安居) …**那羅陀村**

〈14〉 『増一阿含』 033-001 (大正 02 p.681 下) : [頻婆娑羅王] (**王舎城**) ⁽¹⁾ …**舎衛**

国 (*五王 ⁽²⁾ が「園觀」の一処に集合して、五欲について議論も主張が異なるために) …**祇樹給孤独園** (*波斯匿王の主導で、世尊のもとを訪問する)

(1) 居城を出発地と推定。

(2) 五王については、『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) を参照した。

〈15〉 『増一阿含』 034-005 (大正 02 p.694 上) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園) …**羅閱**

城 (迦蘭陀竹園 *雨安居)

〈16〉 『増一阿含』 036-005 (大正 02 p.703 中) : [須菩提] **舎衛国** (祇樹給孤独園 *世

尊が切利天で母の摩耶夫人に説法される前に、移動して) …**羅閱城** (耆闍崛山 *「世尊が僧迦尸に降下される」と聞くも、とどまって衣を繕い続ける) ⁽¹⁾

(1) 舎衛城の祇樹給孤独園に滞在後、王舎城の靈鷲山で衣を繕い続けているので、この間を移動したと推定。

- 〈17〉『増一阿含』039-010 (大正02 p.733下) : [釈尊] **羅閱城** (迦蘭陀竹園 *雨安居)
…**舎衛城** (祇樹給孤独園)
- 〈18〉『根本有部律』「波羅市迦 002」 (大正23 p.641中) : [釈尊] (**王舎城**) (1) 杖林…**室羅伐城**
(1) 「杖林」とあるので、王舎城を補う。
- 〈19〉『根本有部律』「波羅市迦 002」 (大正23 p.644上) : [比丘] **王舎城** (*雨安居後、世尊を問訊礼拝するため、舎衛城へ向けて) …**税関** (*荷物の中に、壊色してない氈を入れたままて通過すると、それを見つけた税人に咎められて) …**室羅伐城**
- 〈20〉『根本有部律』「波羅市迦 003」 (大正23 p.654中) : [優波那先] **室羅伐城** (逝多林 *兄嫁と不義を犯し、出家して比丘となるも、兄の大軍を恐れて、師の友人を頼って王舎城へ) …**王舎城** (竹林=迦蘭陀竹園) …**寒林** (*勤修して阿羅漢果を得るも、兄の生まれ変りの毒蛇に嘯まれて死亡する)
- 〈21〉『根本有部律』「波羅市迦 003」 (大正23 p.654中) : [大軍長者] **室羅伐城** (*弟の優波那先が留守中に妻と不義を犯したことを知り、出家した弟を追って) …**王舎城** (竹林=迦蘭陀竹園) …**寒林** (*弟の殺害を依頼した狩猟者に、誤って殺される)
- 〈22〉『根本有部律』「波羅市迦 003」 (大正23 p.654中) : [舍利弗] **王舎城** (*比丘らと共に、優波那先比丘を荼毘に付した後、世尊のもとへ) …**室羅伐城** (給孤独園 *世尊に優波那先比丘の死を告げる)
- 〈23〉『パーリ律』「捨墮 005」 (vol.Ⅲ p.207) : [ウッパラヴァンナー比丘尼] **Sāvattī** (Andhavana *賊の盗み隠していた肉を見つけ、それを世尊に届けるため、虚空に昇って) …**Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana *あいにく世尊が乞食中だったので、留守番の迦留陀夷に託す)
- 〈24〉『パーリ律』「捨墮 023」 (vol.Ⅲ p.248) : [ピリンダヴァッチャ比丘の使者] **Rājagaha** (*ピリンダヴァッチャの命により、清掃人を用いる許可を得るため、舎衛城に滞在中の世尊のもとへ派遣されて) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊から許可を得る)
- 〈25〉『四分律』「捨墮 010」 (大正22 p.612中) : [大臣の使者] **羅閱城** (*舎衛城に滞在中の跋難陀のところに衣衾を届けるために、王舎城の大臣の使者として派遣されて) …**舎衛城** (僧伽藍=祇樹給孤独園 *跋難陀に会って用件を伝える)
- 〈26〉『十誦律』「尼薩耆 030」 (大正23 p.060下) : [一人の比丘] **王舎城** (*雨安居後、遊行して世尊のもとへ) …**舎衛国** (*王舎城にいる畢陵伽婆蹉が房舎に薬を蓄え、「壁を汚すなど不始末を仕出かした」と、世尊に報告する)
- 〈27〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 002」 (大正22 p.294上) : [釈尊] **舎衛城** (*雨安居) …**王舎城**
- 〈28〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 010」 (大正22 p.305中) : [須尼陀大臣と禹舎大臣の使者] **王舎城** (*2人の大臣の使者として、手紙とお金を託されて、難陀と跋難陀のもとへ届けるために派遣されて) …**舎衛城** (祇桓精舎 *難陀と跋難陀に会って用件を伝える)
- 〈29〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」 (大正23 p.720下) : [摩訶羅比丘] **室羅**

- 伐城 (逝多林 *雨安居を終えて、王舎城へ) …王城 (竹林精舎 *精舎の外の大道で、優陀夷と出会い、彼の元妻が舎衛城で出家したことを告げる)
- 〈30〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 005」(大正 23 p.722 中) : [優波斯那] 王舎城 (*雨安居を終えて、世尊を拝謁するために) …室羅伐城 (逝多林 *3 ヲ月間の沈黙中にもかかわらず、世尊を拝謁できる)
- 〈31〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 010」(大正 23 p.733 上) : [釈尊] 王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹園 *雨安居) …〔憍薩羅〕…室羅伐 (逝多林)
- 〈32〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 010」(大正 23 p.733 上) : [2 人の新來比丘] 室羅伐 (*世尊のもとへ) …王舎城 (竹林=迦蘭陀竹園 *到着すると、すでに世尊が出立されたことを聞いて落胆する)
- 〈33〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 010」(大正 23 p.733 上) : [商人] 王舎城 (*舎衛城へ帰ろうとすると、禹舎大臣に、跋難陀との約束の衣料を託されて) …室羅伐城
- 〈34〉『パーリ律』「波逸提 066」(vol.IV p.131) : [一人の比丘] Rājagaha…道中 (*税物隠匿の隊商と同道し、官人に逮捕されるが、釈放されて) …Paṭiyāloka…Sāvattī (*到着すると、比丘たちに道中での出来事を告げる)
- 〈35〉『五分律』「墮 066」(大正 22 p.063 中) : [比丘] 王舎城 (*雨安居後、世尊を問訊礼拝するために) …摩竭提国と拘薩羅国との国境 (*両国の覇権争いのため、道路が寸断されていたので、賊と共に通過すると、国境守備隊に捕まるも、釈放されて) …舎衛城
- 〈36〉『十誦律』「波夜提 001」(大正 23 p.063 中) : [訶哆釈子比丘] 舎衛国 (*南天竺の外道との論争に、恐れをなして) …王舎城
- 〈37〉『僧祇律』「単提 004」(大正 22 p.328 下) : [釈尊] 王舎城…五通居士聚落…舎衛城 (*雨安居)
- 〈38〉『根本有部律』「波逸底迦 021」(大正 23 p.801 中) : [釈尊] 室羅伐…王舎城 (羯蘭鐸迦竹林園)
- 〈39〉『根本有部律』「波逸底迦 026」(大正 23 p.806 上) : [比丘尼と比丘] 王舎城 (王園寺 *雨安居を過ぎた後、世尊を問訊礼拝するため、比丘尼らが比丘らの後方を行くと、賊に遭遇し、衣を奪われて) …室羅伐 (苾芻尼寺)
- 〈40〉『根本有部律』「波逸底迦 044」(大正 23 p.829 中) : [釈尊] 王舎城 (羯蘭鐸迦池竹林園 *雨安居) …〔憍薩羅国〕…室羅伐城
- 〈41〉『根本有部律』「波逸底迦 052」(大正 23 p.835 上) : [釈尊] 室羅伐城 (逝多林給孤独園 *雨安居) …〔摩揭陀〕…王舎城 (羯蘭鐸迦池竹林園)
- 〈42〉『根本有部律』「波逸底迦 070」(大正 23 p.852 中) : [舎衛城の織師の娘] 室羅伐城 (*王舎城の織師のもとへ嫁ぐために) …王舎城 (*城内に住むと、隣の老婆から夫の織師が乱暴者であると聞く)
- 〈43〉『根本有部律』「波逸底迦 070」(大正 23 p.852 中) : [一人の比丘] 王舎城 (*織師の妻と同道して) …ある村 (*待ち伏せていた織師の夫とその仲間らに殴られて) …室羅伐城 (*死ぬような思いをして辿り着く)
- 〈44〉『根本有部律』「波逸底迦 071」(大正 23 p.852 下) : [一人の比丘] 王舎城 (竹林=迦蘭陀竹園 *雨安居を過ぎた後、世尊を拝謁するために、商人らと同道して) …税関 (*税

を誤魔化そうとした商人らと共に逮捕されたが、知らなかったという理由で、釈放されて) …**室羅伐城** (給園=祇樹給孤独園)

- 〈45〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.873 中) : [摩訶迦旃延] **王舎城** (竹林園=迦蘭陀竹園) (*勝音城の仙道王から比丘の派遣要請を受け、世尊の命により、500 人の比丘らを率いて) …勝音城 (*童子の紺顔を侍者とし、難を逃れて) …大聚落 (*神女が村人に勧め、銅蓋制底を建立させて) …濫波⁽¹⁾ …一小国 (*この地の王が命終し、人々の要望で、侍者童子の紺顔が王となることを認可して) …歩迦拏国 (*母の再生地で、錫杖制底を造った後、中国に赴こうとして) …雪嶺 (*北市の諸神に布羅を与えると、諸神が布羅制底を建立して) …縛叉河 (*河を渡って) …布灑城 (*髮爪を切って与えると、人々が髮爪制底を造り、その後南行して) …**室羅伐城**⁽²⁾

(1) 『西域記』 1 p.202 によれば、濫波 (Lambakapāla) は今の Lamghān (or Laghmān) 地方に当てられている。『赤沼』 p.342b

(2) 本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.550、『平岡』 下 p.472 以下

- 〈46〉 『十誦律』 「滅諍 001」 (大正 23 p.141 中) : [客来比丘] **王舎城** (*六群比丘に不見擯をかけられ、追放されて世尊のもとへ) …**舎衛国** (*世尊に不見擯の件を訴える)
- 〈47〉 『十誦律』 「滅諍 002」 (大正 23 p.142 上) : [六群比丘] **王舎城** (*不見擯を与えた比丘が舎衛城で比丘らと共住していると聞いて) …**舎衛国** (祇洹=祇樹給孤独園 *門の空地で経行する比丘らに尋ねると、「すでに世尊が自言滅諍法で解決された」と答える)
- 〈48〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 22 p.519 中) : [須提那長者の未亡人] **王舎城** (*王舎城の長者である夫が亡くなり、出家するために、舎衛城へ向けて) …**舎衛城** (*迦梨比丘尼のもとで出家する)
- 〈49〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 22 p.519 中) : [須提那長者の弟] **王舎城** (*未亡人の兄嫁を慕って) …**舎衛城** (*比丘尼となった兄嫁を取り返そうとするも、迦梨比丘尼に追い返される)
- 〈50〉 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」 (大正 23 p.947 下) : [摩訶羅比丘] **室羅伐** (逝多林 *雨安居を終えた後、王舎城へ向けて) …**王城** (竹林精舎 *精舎の外の大道で、優陀夷と出会い、彼の元妻が舎衛城で出家したことを告げる)
- 〈51〉 『パーリ律』 「入雨安居犍度」 (vol. I p.139) : [釈尊] **Rājagaha** … **Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *雨安居)
- 〈52〉 『十誦律』 「安居法」 (大正 23 p.173 下) : [比丘] **王舎城** (*迦尸国の象力村の憂田居士からの雨安居要請を断り、王舎城での雨安居を終えた後、世尊を問訊礼拝するために) …**舎衛国** (*世尊に憂田居士の件を報告する)
- 〈53〉 『パーリ律』 「菓犍度」 (vol. I p.210) : [釈尊] **Sāvattihī** … **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)
- 〈54〉 『パーリ律』 「菓犍度」 (vol. I p.214) : [釈尊] **Rājagaha** … **Sāvattihī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)
- 〈55〉 『パーリ律』 「菓犍度」 (vol. I p.215) : [釈尊] **Sāvattihī** … **Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)
- 〈56〉 『根本有部律』 「菓事」 (大正 24 p.005 中) : [釈尊] 摩揭陀国 … **王舎城** (羯闍鐸

迦竹林園 *雨安居) …**室羅伐城** (給孤独園 *雨安居)

- 〈57〉 『根本有部律』 「藥事」 (大正 24 p.019 下) : [阿闍世王の使者] **王舎城** (*餓死や病死の続出により、世尊に「王舎城へ来て欲しい」と要請するため、王の命により派遣されて) …**室羅伐城** (逝多林給孤独園 *世尊から承諾を得る)
- 〈58〉 『根本有部律』 「藥事」 (大正 24 p.033 上) : [釈尊] 橋薩羅…増長聚落 (増長林) …葉聚落…日出聚落… [橋薩羅] …**室羅伐城**…婆羅羅聚落…勝土聚落…師子聚落…新聚落…城…**王舎城**…摩揭陀池辺り (1)
- (1) 本遊行ルートは、『八尾』 p.155 以下参照
- 〈59〉 『五分律』 「臥具法」 (大正 22 p.166 下) : [舍利弗] **王舎城** (*世尊の命により、祇園精舎建設のために派遣され、須達長者と同道して) …**舎衛城**
- 〈60〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.243 下) : [舍利弗] **王舎城** (*世尊の命により、僧坊師として祇樹給孤独園建設のため、派遣されて) …**舎衛国**
- 〈61〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.243 下) : [釈尊] **王舎城**…寒林…**舎衛国** (*雨安居)
- 〈62〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.415 上) : [舍利弗、目連] **王舎城** (*世尊の命により、祇園精舎建立のため、派遣されて) …**舎衛城**
- 〈63〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.138 中) : [舍利弗] **王舎城** (*祇園精舎造立のため、世尊の命により、須達長者と同道して) …**室羅筏城** (*寺の建設に反対する外道らを教化する)
- 〈64〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.141 下) : [須達長者の使者] **室羅筏城** (*須達長者の命により、世尊と比丘らを舎衛城に招待するため、使者として派遣されて) …**王舎城** (*世尊に須達長者の伝言を告げる)
- 〈65〉 『根本有部律』 「破僧事」 (大正 24 p.141 下) : [釈尊] **王舎城**…**室羅筏城**
- 〈66〉 『四分律』 「法捷度」 (大正 22 p.931 下) : [比丘] **舎衛** (*比丘が用便の際、利屢草を用いて傷を負い、臥具を汚したので、世尊に判定してもらうために) …**王舎城**
- 〈67〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.237 上) : [波斯匿王] **拘薩羅城** (1) (*長行大臣と共に諸聚落を巡りながら、静かな園林へ向かって) …**好蘭若処** (*世尊に会いたくなり、3 拘盧舎 kosa 離れた吉祥聚落へ赴いて) …**釈種**・吉祥聚落 **Medaḷumpa** (2) (*世尊と出会った後に) …**中路** (*長作大臣らに宮殿を追い出された勝鬘夫人、行雨夫人に出会い、勝鬘夫人を帰城させ、行雨夫人と共に) …**王舎城** (城外付近の一園林) …**蘿菴園** (*大根園で、餓死する) …**寒林** (*阿闍世王によって、鄭重に葬られる)
- (1) 拘薩羅城は舎衛城と推定。
(2) 『赤沼』 p.421
- 〈68〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.237 上) : [行雨夫人] (**舎衛城**) (*長作大臣らに宮殿を追い出されて) …**釈種**・妙光園 **Medaḷumpa**…**中路** (*波斯匿王と出会い、一緒に王舎城へ向かって) …**王舎城** (城外付近の一園林)
- 〈69〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.291 上) : [釈尊] **王舎城**… [橋薩羅国] …**室羅伐城** (給孤独園)
- 〈70〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.329 上) : [釈尊] **王舎城** (羯闍鐸迦池竹林園)

…**室羅伐**（給園=祇樹給孤独園）

〈71〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.363 中）：〔優鉢羅色〕**王舎城**（*城内の婬女であったが、目連のもとで出家し、比丘尼となって）…**室羅伐**（*慕ってやって来た婆羅門に、目をくり貫いて差し出す）

【参考データ】**Rājagaha**……**Sāvattihī**

〈01〉『四分律』「衣毘度」（大正 22 p.853 中）：〔波斯匿王、末利王妃〕（**舎衛城**）⁽¹⁾（*世尊の病氣見舞いのために）…**王舎城**

(1) 舎衛城を根拠地とする住人なので、舎衛城を出発地と推定。

〈02〉『四分律』「衣毘度」（大正 22 p.853 中）：〔富蘭那大臣、梨師達多大臣〕（**舎衛城**）⁽¹⁾（*世尊の病氣見舞いのために）…**王舎城**

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註(1)と同じ。

〈03〉『四分律』「衣毘度」（大正 22 p.853 中）：〔須達長者、鹿子母毘舍佉〕（**舎衛城**）⁽¹⁾（*世尊の病氣見舞いのために）…**王舎城**

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註(1)と同じ。

58 **Rājagaha**……**Takkasilā**

〈01〉『パーリ律』「衣毘度」（vol. I p.268）：〔ジーヴァカ童子〕**Rājagaha**（*医術を勉強するため、タッカシラーへ向けて）…**Takkasilā**（*名声を博する医者のもとで、7年間学ぶ）

〈02〉『四分律』「衣毘度」（大正 22 p.850 下）：〔耆婆〕**王舎城**（*医術を学ぶため、姓が「阿提梨」、字が「賓迦羅」という医者のもとを目指して）…**得叉尸羅国**（*師の阿提梨賓迦羅のもとで医術を学ぶ）

59 **Rājagaha**……**Ujjeni**

〈01〉『五分律』「墮 031」（大正 22 p.049 中）：〔500人の商人〕**優禪那国**…道中（*食料を切らせて3日を経過し、使者を早馬で王舎城へ派遣し、食料を調達して）…**王舎城**（*食料調達に貢献した貧人に謝礼をする）

〈02〉『パーリ律』「衣毘度」（vol. I p.276）：〔パツジョータ王の使者〕**Ujjeni**（*王の黄疸治療を施してもらうため、王命により使者として、ピンピサーラ王のもとへ派遣されて）…**Rājagaha**（*ピンピサーラ王にジーヴァカ医師の派遣を要請する）

〈03〉『パーリ律』「衣毘度」（vol. I p.276）：〔ジーヴァカ医師〕**Rājagaha**（*ピンピサーラ王の命により、パツジョータ王の黄疸治療のため、派遣されて）…**Ujjeni**（*治療のため、王に酥を飲ませる）

〈04〉『パーリ律』「衣毘度」（vol. I p.278）：〔パツジョータ王の使者〕**Ujjeni**（*王の使者として、ジーヴァカ医師のもとへ派遣されて）…**Rājagaha**（*ジーヴァカ医師に再訪を促すも、応諾を得られず）

〈05〉『四分律』「衣毘度」（大正 22 p.853 上）：〔波羅殊提王の使者〕**尉禪国**（*王の命により、頻婆娑羅王のもとへ派遣されて）…（**王舎城**）⁽¹⁾（*12年間悩まされていた王の頭痛を治療してもらうため、頻婆娑羅王に耆婆の派遣要請をする）

(1) 王舎城を到着地と推定。

〈06〉『四分律』「衣毘度」（大正 22 p.853 上）：〔耆婆医師〕（**王舎城**）⁽¹⁾（*頻婆娑羅王の命で、波羅殊提王の頭痛治療のために、派遣されて）…**尉禪国**（*酥を煮て薬を作り、王母

に託す)

(1) 所在地を出発地と推定。

- 〈07〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 上) : [耆婆医師] **尉禪国** (*波羅殊提王の治療薬を託した後、駝に乗って) …道中 (*50 由旬の地点で追手に追付かれるも、難を逃れて) …
(王舎城) (1) (*帰国後、波羅殊提王から高価な衣が贈られてくる)

(1) 所在地を到着地と推定。

- 〈08〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 中) : [波羅殊提王の使者] **尉禪国** (*王の命により、耆婆のもとへ派遣されて) …**(王舎城)** (1) («王が再訪を望んでいる」と伝えるも、耆婆の了解を得られなかった)

(1) 王舎城を到着地と推定。

- 〈09〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.301 下) : [耆婆医師] **嚙逝尼国** (*波羅殊提王の不眠治療のため、酥を施した後、象に乗って) …菴摩羅林 (*王の命令を受けた飛鳥に追い付かれるも、難を逃れて) …**王舎城** (*波羅殊提王から大氈が贈られてくる)

- 〈10〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.302 下) : [波羅殊提王の使者] **嚙逝尼国** (*王の命により、耆婆医師のもとに、謝礼の大氈を送り届けるため、派遣されて) …**王舎城**

【参考データ】 Rājagaha……Ujjeni

- 〈01〉『四分律』「衣捷度」(大正 22 p.853 中) : [波羅殊提王] (**鬱禪尼城**) (1) (*世尊の病氣見舞いのために) …**王舎城**

(1) 波羅殊提王は『四分律』「雑捷度」(大正 22 p.947 中) に準じ、鬱禪尼 (Ujjeni) の国王としたので、出発地を鬱禪尼城と推定。

60 Rājagaha……Vesāli

- 〈01〉『増一阿含』038-011 (大正 02 p.725 中) : [毘舍離の摩訶利長者] **毘舍離城** (*毘舍離で、鬼神の猛威により、多数の死亡者が出たので、世尊に雨安居を要請するために王舎城へ) …**羅閱城** (加蘭陀竹園 *阿闍世王の許可を得て、世尊の承諾を得る)

- 〈02〉『増一阿含』038-011 (大正 02 p.725 中) : [釈尊] **羅閱城** (加蘭陀竹園) …**毘舍離城** (彌猴池側 *雨安居)

- 〈03〉『根本有部律』「(比丘尼) 波羅市迦 001」(大正 23 p.908 中) : [摩訶迦葉] 摩揭陀国・尼拘律城 (*尼拘律婆羅門の子として誕生し) …劫比羅城 (後に劫比羅城へやって来て、妙賢を見初めて) …**尼拘律城** (*妙賢を嫁として連れ帰るも、12 年後に出家し、多子塔へ) …**広巖城** (多子塔 *この地に住み着き、後に世尊と初めて出会い、教化されて) …**王舎城** (阿練若小室 *城内で妙賢と再会し、比丘尼となることを勧める)

- 〈04〉『四分律』「(比丘尼) 僧残 005」(大正 22 p.719 中) : [賊女] **毘舍離** (*婦人の集団に紛れ込み、盗みをはたらくと、離車族の追手から逃れるために) …**王舎城** (比丘尼僧伽藍 *逃走した揚げ句に、具足戒を受けて比丘尼となる)

- 〈05〉『四分律』「(比丘尼) 僧残 005」(大正 22 p.719 中) : [頻婆娑羅王の使者] **王舎城** (*王の命により、比丘尼となった賊女を捕らえることができない旨を伝えるため、使者として離車族のもとへ派遣されて) …**毘舍離** (*伝えると、離車族の中に「比丘尼が賊女を出家させるとは」と、非難が起きる)

- 〈06〉『四分律』「葉捷度」(大正 22 p.871 上) : [釈尊] **王舎城**…[婆闍国] …**毘舍**

離

- 〈07〉『五分律』「食法」（大正 22 p.149 中）：[釈尊] **王舎城**…**毘舍離**（彌猴江辺りの重閣講堂）
- 〈08〉『五分律』「食法」（大正 22 p.149 中）：[王舎城の長者] **毘舍離**（*毘舍離を出立し、両国の中間で、世尊と比丘らに会い、石蜜を布施して）…**王舎城**
- 〈09〉『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.020 下）：[都末羅婆羅門] **薛舍離城**（*悪鬼が毘舍離に移り、疫病が蔓延し、多数の死亡者が出たので、毘舍離の人々に依頼されて、その疫病を除いてもらうために、世尊のもとへ）…**王舎城**（羯蘭鐸迦池竹園 *世尊に雨安居要請をすると、阿闍世王の了解を得ることを条件に了承されたので、阿闍世王にも了解を取り付ける）
- 〈10〉『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.020 下）：[都末羅婆羅門の使者] **王舎城**（*毘舍離での雨安居を、世尊と阿闍世王が承諾した旨を知らせるために、毘舍離の人々のもとへ）…**薛舍離城**（*雨安居の件を毘舍離の人々に伝える）
- 〈11〉『四分律』「衣捷度」（大正 22 p.855 下）：[釈尊] **王舎城**…恒水 Gaṅgā…[婆闍国]…**毘舍離**…庵婆羅園 Ambapālivaṇa…庵婆羅婆提の家…静処（*瞿曇支提あるいは遮婆羅塔）⁽¹⁾
- (1) 本文中に「爾時世尊在静処」とあるが、その「静処」を遮婆羅塔 (Cāpāla caitya) もしくは瞿曇支提 (Gotamaka cetiya) と推定。
- 〈12〉『五分律』「衣法」（大正 22 p.135 上）：[釈尊] **王舎城**…恒水…[跋耆国]…屈茶聚落 Koṭigāma…[跋耆国]…**毘舍離城**…阿范和利の園⁽¹⁾…鉢遮羅塔 Cāpāla caitya
- (1) 菴婆波利園 (Ambapālivaṇa)。
- 〈13〉『五分律』「衣法」（大正 22 p.137 中）：[比丘] **毘舍離城**（*住処に蚊や蛇が多量に発生したため、住することができず、移動して）…**王舎城**（*雨安居を過ごす）
- 〈14〉『パーリ律』「小事捷度」（vol. II p.117）：[釈尊] **Rājagaha**…**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)
- 〈15〉『パーリ律』「小事捷度」（vol. II p.119）：[ジーヴァカ医師] (**Rājagaha**)⁽¹⁾（*ある用事で、ヴェーサーリーへ向かって）…**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā *ヴェーサーリーの比丘たちの健康状態を気遣って、世尊のもとへ赴き、経行と浴室の利用を提案する)
- (1) 仏在処は不明であるが、**Vesālī** の Mahāvana Kūṭāgārasālā と推定し、ジーヴァカが **Rājagaha** からやって来たことと推定した。
- 〈16〉『五分律』「五百集法」（大正 22 p.190 中）：[摩訶迦葉、阿難、阿羅漢比丘] **毘舍離**（彌猴水辺りの重閣講堂 *世尊の入滅後、雨安居地を王舎城と定めて）…**王舎城**（*初めの月に房舎や臥具を修理し、2 ヶ月目に諸禪解脱に遊戯し、3 ヶ月後、一堂に会して結集を行う）
- 【参考データ】 **Rājagaha**…**Vesālī**
- 〈01〉 *MN.108 Gopakamoggallāna-s.*（瞿曇目犍連経 vol. III p.007）：[ヴァッサカーラ婆羅門] 【回想】 (**Rājagaha**) …**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)⁽¹⁾
- (1) ヴァッサカーラ婆羅門が過去の話として **Vesālī** で釈尊に出会ったことを阿難に語っているのであるが、この婆羅門はマガダ国の大臣であるので、何かの用事で **Vesālī** を訪れたときの話題と推定。
- 〈02〉『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 103」（大正 23 p.1003 下）：[比丘尼] **王舎城**⇔要路処⁽¹⁾（*賊に遭遇し、阿闍世王の軍隊に救助されて）…**広巖城**

- (1) 毘舍離は遊行の目的地であったが、途中で引き返したので、王舎城⇔要路処と示した。
また要路処は、律制定の名称から摩竭提国外、即ち跋耆国との国境付近と推定される。
- 〈03〉『根本有部律』 「(比丘尼) 波逸提 103」 (大正 23 p.1003 下) : [阿闍世王の軍隊] **王舎城**
⇔要路処 (1) (*毘舍離に向かう比丘尼らを賊難から救助して) …**広巖城**
- (1) 比丘尼が王舎城から毘舍離城へ向けて遊行中、賊に遭遇したので、阿闍世王の軍隊が救助したというもので、したがって軍隊は毘舍離城には行っていないが、要路処の位置関係を示すために、このように示した。なお要路処は、律制定の名称から摩竭提国外、即ち跋耆国との国境付近と推定される。
- 〈04〉『根本有部律』 「薬事」 (大正 24 p.020 下) : [鬼] **王舎城**…那地迦村 (1) …**広巖城** (*疫病の感染ルート)
- (1) Skt. Nāḍika. 『八尾』 p.086

㊦ Sāketa……Sāvattḥī

- 〈01〉 *SN.044-001* (vol.IV p.374) : [ケーマール比丘尼] **Sāvattḥī** (*コーサラを遊行して) …**Toraṇavatthu** (*サーヴァッティとサーケータとの間で雨安居に入ると、サーケータから来た波斯匿王と出会い、王から如来の死後について質問を受ける) …**Sāketa** (1)
- (1) ケーマール比丘尼は、目的地を **Sāketa** と定めてないが、本文中に「コーサラを遊行してサーヴァッティ (**Sāvattḥī**) とサーケータ (**Sāketa**) の中間にあるトーラナヴァットゥ (**Toraṇavatthu**) で雨安居した」とあるので、上記のようなルートとした。
- 〈02〉 *SN.044-001* (vol.IV p.374) : [パセーナディ王] **Sāketa**…**Toraṇavatthu** (*一夜の宿をとるために滞在し、ケーマール比丘尼を拝謁し、如来の死後について質問した後、立ち去って) …**Sāvattḥī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma (1) *世尊のもとで、同じ質問をすると、彼女と同様の答えを世尊から得る)
- (1) 到達地を仏在処・説処と推定。
- 〈03〉 『パーリ律』 「捨墮 006」 (vol.III p.210) : [比丘] **Sāketa** (*サーヴァッティへ向けて) …道中 (*盗賊に遭遇し、衣を奪われて) …**Sāvattḥī** (*「非親里の居士あるいは居士婦に衣を乞うてはならない」という制戒を守って、衣を乞わず、裸形の外道のような格好で到着した)
- 〈04〉 『五分律』 「捨墮 024」 (大正 22 p.035 中) : [一人の比丘] **舎衛城** (*舎衛城から沙祇へ向け、遊行しようとするも、臥具が重たくて、世尊のもとへ) …**娑竭陀邑** (1)
- (1) 釈尊による鬘衣白二羯磨の制戒後に、沙祇へ遊行に出かけたと推定。
- 〈05〉 『パーリ律』 「波逸提 027」 (vol.IV p.062) : [比丘と比丘尼] **Sāketa** (*比丘たちがサーヴァッティへ向かう道を歩んでいると、比丘尼たちがその後方を歩んで) …道中 (*比丘尼たちが賊に遭遇し、衣を奪われて) …**Sāvattḥī** (*到着すると、比丘尼が比丘に告げる)
- 〈06〉 『パーリ律』 「波逸提 028」 (vol.IV p.064) : [比丘と比丘尼] **Sāketa** (*比丘と比丘尼たちがサーヴァッティへ向かう道を歩んで) …河 (*比丘が船で渡った後、比丘尼が渡ると、賊に遭遇して) …**Sāvattḥī** (*到着すると、比丘尼が比丘に告げる)
- 〈07〉 『パーリ律』 「波逸提 058」 (vol.IV p.120) : [比丘と遊行者] **Sāketa** (*サーヴァッティへ向かう道を一緒に歩んで) …道中 (*賊に遭遇し、身ぐるみを剥がされたが、サーヴァッティの王兵が出勤し、賊を逮捕して) …**Sāvattḥī** (*奪われた持ち物を返されるも、所有者がわからず、混乱する)
- 〈08〉 『パーリ律』 「(比丘尼) 僧残 006」 (vol.IV p.228) : [2人の比丘尼] **Sāketa**

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

(*サーケートからサーヴァッティーへ向け、道を歩んで) …河 (*渡るとき、一人ずつ乗船し、辱めを受けて) …**Sāvattthī** (*到着すると、比丘尼が比丘に告げる)

〈09〉『十誦律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 23 p.309 上) : [比丘尼] 憍薩羅国 (*舎衛国へ向け、遊行して) …**婆祇陀城** (安闍那林 *Añjana-vana* の僧坊 *宿泊しようとする、亡くなった僧房主の子に追い出されて) … (**舎衛国**) (1)

(1) 仏在処・説処は「舎衛城」で、そこに到着したと推定。

〈10〉『十誦律』 「(比丘尼) 僧残 007」 (大正 23 p.309 上) : [少欲知足の比丘尼] **婆祇多城** (*比丘尼らが僧房主の子を裁判官に訴えると、手を切る刑に処せられたので、城内での評判となり、それを耳にして) …**舎衛国** (*世尊に沙祇城での悪評を報告する)

〈11〉『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 035」 (vol.IV p.292) : [バツダー・カーピラーニー比丘尼の使者] **Sāketa** (*バツダー・カーピラーニー比丘尼がサーケートで雨安居に入ると、彼女の使者としてトゥッラナンダー比丘尼のもとへ派遣されて) …**Sāvattthī** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* *トゥッラナンダー比丘尼に会って、バツダー・カーピラーニー比丘尼のサーヴァッティーでの住房の確約を取り付ける)

〈12〉『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 035」 (vol.IV p.292) : [バツダー・カーピラーニー比丘尼] **Sāketa** (*サーヴァッティーでの住房が確保されると、移動して) …**Sāvattthī** (*Jetavana Anāthapiṇḍikārāma* *人々から尊敬を受けたので、トゥッラナンダー比丘尼に住房から追い出される)

〈13〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol.I p.088) : [比丘] **Sāketa** (*サーヴァッティーへ向け、道を歩んで) …道中 (*盗賊に遭遇し、強奪されたり、殺害される) …**Sāvattthī**

〈14〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.088) : [盗賊] **Sāketa** (*サーヴァッティーの王兵に逮捕されるも、一部の者が逃走して) …**Sāvattthī** (*逃亡した盗賊が比丘となる)

〈15〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.089) : [比丘尼] **Sāketa** (*サーヴァッティーへ向け、道を歩んで) …道中 (*盗賊に遭遇し、強奪されたり、汚される) …**Sāvattthī**

〈16〉『パーリ律』 「大犍度」 (vol. I p.089) : [盗賊] **Sāketa** (*サーヴァッティーの王兵に逮捕されるも、一部の者が逃走して) …**Sāvattthī** (*出家して比丘となる)

〈17〉『十誦律』 「受具足戒法」 (大正 23 p.152 下) : [比丘] **婆祇国** (*雨安居を過ぎた後、世尊を問訊礼拝するため、舎衛国へ向けて遊行し) …道中の薩羅林 (*林を見て、「かつて比丘尼を襲った」と告白し) …**舎衛国** (*到達すると、比丘らが世尊に報告する)

〈18〉『十誦律』 「迦絺那衣法」 (大正 23 p.206 下) : [比丘] **桑祇陀国** (*雨安居を過ぎた後、世尊のもとへ) …**舎衛国** (*道中、雨で道が悪く、泥水や熱風に悩まされたことを、世尊に告げる)

〈19〉『根本有部律』 「羯恥那衣事」 (大正 24 p.097 中) : [比丘] **自来城** (*3カ月の雨安居を終えて、世尊のもとへ) …**室羅筏城** (逝多林給孤獨園 *途中で雨に遭ったり、熱暑に苦しみながらやって来たことを、世尊に告げる)

【参考データ】 **Sāketa**……**Sāvattthī**

〈01〉 *MN.024 Rathavinīta-s.* (伝車経 vol. I p.146) : [パセーナディ王] 【話題】 **Sāvattthī**…**Sāketa** (*コーサラ国王パセーナディが急用に際して、サーヴァッティーとサーケートとの間に七伝車を設置する)

- 〈02〉『中阿含』009「七車経」（大正 01 p.430 中）：[波斯匿王] 【話題】**舍衛国…婆羅帝**（*波斯匿王が舍衛城と沙祇との間を 1 日で行くために、七車を備える）
- 〈03〉『パーリ律』「捨墮 021」（vol.Ⅲ p.243）：[阿難] 【話題】**Sāvattī…Sāketa**（*阿難が長鉢を得たので、サーケータに滞在中の舍利弗に与えようとするも、阿難自身がそこから戻るのに 10 日を要することが判明する）

62 Sāketa……Vesāli

- 〈01〉『四分律』「雜犍度」（大正 22 p.961 上）：[毘舍離の比丘] **毘舍離**（*飼育中の熊が被害を及ぼすのを見て）…**婆祇提国**（*世尊に告げる）⁽¹⁾
 (1) 仏在処・説処は「沙祇」である。毘舍離の跋耆子の比丘が熊の子を飼育し、衣鉢や坐具や針筒を壊したり、比丘の身体に傷を負わせたので、これを見聞した比丘らが世尊に報告したと推定。
- 〈02〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.493 上）：[沙祇の比丘] **沙祇**（*毘舍離での結集に参加するために）…**毘舍離**（沙堆僧伽藍 *ヴェーサーリーの第二結集）

【参考データ】 Sāketa……Vesāli

- 〈01〉『パーリ律』「捨墮 001」（vol.Ⅲ p.195）：[阿難] 【話題】**Vesāli** (Gotamaka cetiya) …**Sāketa**（*阿難が長衣を得たので、サーケータに滞在中の舍利弗に与えようとするも、阿難自身が戻るのに 9 日か 10 日の日数を要することが判明する）
- 〈02〉『パーリ律』「衣犍度」（vol. I p.289）：[阿難] 【話題】**Vesāli** (Gotamaka cetiya) …**Sāketa**（*阿難が長衣を得たので、サーケータに滞在中の舍利弗に与えようとするも、阿難自身が戻るのに 9 日か 10 日の日数を要することが判明する）

63 Saṅkassa……Sāvattī

- 〈01〉『雜阿含』506（大正 02 p.134 上）：[目連] **舍衛国**（祇樹給孤独園 *雨安居中に没して、世尊のもとへ）…三十三天（*世尊から「七日後に、僧迦尸城に下る」と聞いて）…**僧迦舍城**（優曇鉢樹下）⁽¹⁾
 (1) 目連が三十三天から閻浮提に戻り、四衆に世尊の言葉を告げるが、目連自身が僧迦舍城の優曇鉢樹下に移動したかは定かでないが、移動したものと推定。
- 〈02〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：[釈尊] **舍衛国**（祇樹給孤独園）…三十三天（*3 ヲ月間）…**僧迦尸国**（の大池水側）
- 〈03〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：[優曇羅色比丘尼]（**舍衛国**）⁽¹⁾
 (*世尊が切利天で雨安居を過ごされた後、「僧迦尸に降下される」と聞いて）…**僧迦尸**（の池水側）
 (1) 優曇羅色比丘尼の出発地を仏在処・説処の「舍衛城」と推定。
- 〈04〉『増一阿含』036-005（大正 02 p.703 中）：[波斯匿王] **舍衛国**⁽¹⁾（*世尊が切利天で雨安居を過ごされた後、「僧迦尸に降下される」と聞いて）…**僧迦尸国**（の大池水側）
 (3) 本文中に「迦尸国王の波斯匿」とあるが、波斯匿王の出発地を舍衛城と推定。
- 〈05〉『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.346 上）：[釈尊] **舍衛城**…三十三天（玉石殿 *雨安居）…**僧羯奢城**（烏曇跋羅樹下）
- 〈06〉『根本有部律』「雜事」（大正 24 p.346 上）：[目連] **舍衛城**（逝多林 *雨安居を過ごし、世尊のもとへ）…三十三天（玉石殿 *世尊の「7 日後、僧羯奢城の烏曇跋羅樹の下に行く」との言葉を聞いて）…**僧羯奢城**（烏曇跋羅樹下）

〈07〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.346 上) : [須菩提] (舍衛城) ⁽¹⁾ …僧羯奢城 (烏曇跋羅樹下 *一樹下に居て、世尊の三十三天より降下されるのを見る)

(5) 出発地を舍衛城と推定。

〈08〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.346 上) : [優鉢羅色比丘尼] (舍衛城) ⁽¹⁾ …僧羯奢城 (烏曇跋羅樹下 *最初に世尊の足を礼拝しようとするも、「比丘尼が私の前に立つてはならない」と教誡される)

(1) 出発地を舍衛城と推定。

【参考データ】 Saṅkassa……Sāvattī

〈01〉 『雜阿含』 604 (大正 02 p.161 中) : [賓頭盧] 【予言】 舍衛国 (*如来が仏母のために、天上で説法された後、天上から降下されると聞いて) …僧迦奢国 (*降下された世尊を拝謁する)

64 Saṅkassa……Vesālī

〈01〉 『四分律』 「七百集法毘尼」 (大正 22 p.968 下) : [離婆多比丘] 僧迦毘尼…恒水 Gaṅgā nadi (*船に乗って、結集に参加するために) …毘舍離 (婆梨林 *ヴェーサーリーの第二結集で、第三上座に就く)

〈02〉 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」 (大正 23 p.452 上) : [三浮陀] 摩偷羅国・僧迦遮 ⁽¹⁾ (僧伽藍精舍・阿波大羅林中の烏頭婆羅樹下 *船に乗って) …薩寒若国 Sahajāti (*離婆多を訪問し、賛意を得て) …毘耶離城 (沙樹林 *ヴェーサーリーの第二結集に参加する)

(1) 本文中に「摩偷羅国僧迦遮」とあり、ここではとりあえず摩偷羅国 (Madhurā) を描いて、僧迦遮 (Saṅkassa) を採用。

〈03〉 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」 (大正 23 p.452 上) : [三浮陀の使者] 摩偷羅国・僧迦遮 ⁽¹⁾ (僧伽藍精舍・阿波大羅林中の烏頭婆羅樹下 *三浮陀の命により派遣されて、毘舍離での集会を呼びかけるために) …達覲那国 Dakkhiṇāpatha・阿槃提国 Avanti…薩寒若国…毘耶離城 (沙樹林 *ヴェーサーリーの第二結集に参加する)

(1) 上記 〈02〉 の註 (1) と同じ。

〈04〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.493 上) : [僧迦尸の比丘] 僧伽舍 (*毘舍離での結集に参加するため) …毘舍離 (沙堆僧伽藍 *ヴェーサーリーの第二結集)

〈05〉 『根本有部律』 「雑事」 (大正 24 p.411 下) : [婆蹉比丘] 僧羯世城 (*結集に加わるため、毘舍離へ) …広嚴城 (*ヴェーサーリーの第二結集)

65 Sāvattī……Sunāparanta, Suppāraka

〈01〉 MN.145 Puṇṇovāda-s. (教富樓那経 vol.III p.267) : [ブンナ] Sāvattī (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *世尊に許可を得て、故郷で布教するために) …Sunāparanta janapada (*雨安居中に 500 人の優婆塞を教化し、その後、この地で入滅する)

〈02〉 SN.035-088 (vol.IV p.060) : [ブンナ] Sāvattī (*世尊に許可を得て、故郷での布教を決意して) …Sunāparanta janapada (*雨安居中に 500 人の優婆塞を教化し、この地で入滅する)

〈03〉 『雜阿含』 311 (大正 02 p.089 中) : [富留那] 舍衛国 (祇樹給孤獨園 *故郷での布教を決意して) …西方輸盧那 (*雨安居中に 500 人の優婆塞を教化し、500 の僧伽藍を建立し、3 ヶ月後に入滅する)

〈04〉 Udāna 001-010 (p.006) : [バーヒヤ] Suppāraka samudda-tira (*兄弟の天子の勸

めで、世尊のもとを訪ねて) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *托鉢中の世尊に教えを受けた後、子牛を伴う牝牛に突かれて亡くなる)

〈05〉『根本有部律』「業事」(大正 24 p.007 下) : [舎衛城の商人] **室羅伐城** (*貨物を携えて、交易のために) …**輸波勒迦城** (*世尊の話題を富留那に告げる) (1)

(1) 本文中に舎衛城と輸波勒迦城との距離を「百余里」(大正 24 p.013 下)とあり、また *Divyāvadāna* でも「100 ヨーjanaを越える (sātirekaṃ yojanaśatam)」(p.044) とある。

〈06〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.415 下) : [富留那] **舎衛城** (*世尊の許可を得て、辺地での布教をするために) …**輸那国土** (*億耳を教化し、7年後に十衆による具足戒を授ける)

〈07〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.415 下) : [億耳] **輸那国土** (*富留那のもとで7年を経て、具足戒を受けた後、世尊を拜謁するために) …**舎衛城** (*師に託された五願を請うと、世尊から辺地での五願を許可される。五衆受具足戒制定) (1)

(1) 五衆受具足戒の因縁は、他律では摩訶迦旃延の弟子億耳で、アヴァンティ (Avanti) 国とする。

66 Sāvattthī……Ujjeni

〈01〉『僧祇律』「波羅夷 001」(大正 22 p.235 上) : [一人の比丘] **鬱闍尼国** (*私通により両手を切られた婦人と、淫を犯して) …**舎衛城** (*後悔して、世尊に告白する)

〈02〉『根本有部律』「波羅市迦 001」(大正 23 p.631 中) : [孫陀羅難陀という商人] **嚧逝尼城** (*500 人の商人と共に) …**室羅伐城** (*賢首という娼婦にお金を巻き上げられ、捨てられた後、出家して比丘となる)

67 Sāvattthī……Verañjā

〈01〉*MN.042 Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門經 vol. I p.290) : [ヴェーランジャーの婆羅門居士] **Verañjā** (*ある用事で) …**Sāvattthī**…**Jetavana Anāthapiṇḍikārāma** (*滞在中に世尊の噂を聞き、世尊のもとを訪れ、教えを聞いて優婆塞となる)

〈02〉『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中) : [舎利弗] **舎衛国** (*世尊と 500 人の比丘と共に) …**毘羅然国** (*信者も精舎もなく、乞食に苦勞したので、一人で) …**不空道山** (*天王釈夫人の阿須輪女の家で、天食を供養されて、4 ヲ月の雨安居を過ごす)

〈03〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中) : [釈尊] **舎衛国** (祇樹給孤独園) …**毘蘭然国** (勝葉波林 *雨安居) …**越祇国**

〈04〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中) : [舎利弗] **舎衛国** (*世尊と 500 人の比丘と共に) …**毘羅然国** (*乞食が得難かったので、一人で) …**阿牟迦未迦山** (*阿須羅女に天食を供養されて、4 ヲ月の雨安居を過ごす)

68 Sāvattthī……Vesālī

〈01〉*Udāna 003-003* (p.024) : [釈尊] **Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *雨安居) (1) …**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā)

(1) 舎衛城で世尊に呵責されたヤソージャ (Yasoja) と 500 人の比丘らがヴァグムダー河 (Vaggumudā nadi) で雨安居を過ごしたとあり、その後 **Vesālī** に移動された世尊がヤソージャたちを呼び出しているのが、世尊が雨安居を過ごされたという記述はないが、上の経緯からして **Sāvattthī** で雨安居を過ごされたと推定した。

- 〈02〉 *Udāna 003-003* (p.024) : [ヤソージャと 500 人の比丘] **Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *僧院で坐具や鉢や衣を整えるのに大きな音をたて、世尊に「去るように」と叱責されて) …**Vajji**…**Vaggumudā nadi** (*雨安居を過ぎた後、世尊に呼び出されて) …**Vesāli** (*世尊のもとへ来て、世尊の出定されるのを、不動三昧に入って待機する)
- 〈03〉 『四分律』 「単提 027」 (大正 22 p.652 上) : [比丘と比丘尼] **舍衛国** (*比丘らの後方を比丘尼らが遊行すると、比丘尼が賊に遭遇し、衣鉢を奪われて) …**毘舍離** (*比丘らが世尊に報告する)
- 〈04〉 『僧祇律』 「単提 026」 (大正 22 p.348 中) : [比丘と比丘尼] **毘舍離** (*雨安居後、世尊を問訊礼拝するため、舍衛城へ向けて同道するも、比丘尼が追い付かず、賊と遭遇し略奪されて) …**舍衛城** (祇洹=祇樹給孤独園 *比丘尼が一件を摩訶波闍波提比丘尼に告げる)
- 〈05〉 『僧祇律』 「単提 072」 (大正 22 p.383 下) : [賊] **毘舍離**…**舍衛** (*年々二国間で奪い合いがあって、このとき毘舍離の盜賊が舍衛城で人民の物を強奪し、波斯匿王に逮捕されるが、世尊に出会い改心し、出家する)
- 〈06〉 『パーリ律』 「(比丘尼) 僧残 005」 (vol.IV p.225) : [リッチャヴィ族の夫妻] **Vesāli** (*姦通罪を犯した妻が殺意をもつ夫から逃れるために、夫の財宝を持って逃げ、夫がその妻を追って) …**Sāvattī** (*夫が妻の出家を知って、出家させた比丘尼らを非難する)
- 〈07〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 118」 (大正 22 p.539 中) : [比丘と比丘尼] **毘舍離** (*雨安居を終え、世尊を問訊礼拝するため、比丘らを待ち受けるも、追い付かず、賊に遭遇して) …**舍衛城** (*摩訶波闍波提比丘尼に事の次第を告げると、彼女が釈尊に報告する)
- 〈08〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 135」 (大正 22 p.542 中) : [一人の比丘尼] **舍衛城** (*雨安居を過ぎた後、跋陀羅比丘尼の親里の家を訪問するために) …**比舍離** (跋陀羅比丘尼の親里の家 *その家の人から舍衛城での雨安居の様子を聞かれる)
- 〈09〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 135」 (大正 22 p.542 中) : [跋陀羅比丘尼] **比舍離** (*雨安居後も、遊行に出ないので、世尊に呼び出されて) …**舍衛城** (*世尊に呵責される)
- 〈10〉 『五分律』 「衣法」 (大正 22 p.137 中) : [比丘] **毘舍離城** (*住処に蚊や蛇が多量に発生したため、住することができずして) …**舍衛城** (*雨安居を過ごす)
- 〈11〉 『パーリ律』 「小事毘度」 (vol. II p.127) : [釈尊] **Vesāli**…**Bhagga**・**Sumsumāragiri** (Bhesakalāvana Migadāya) …**Kokanada pāsāda**… **Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)
- 〈12〉 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.493 上) : [舍衛城の比丘] **舍衛城** (*毘舍離での結集に出席するために) …**毘舍離** (沙堆僧伽藍 *ヴェーサーリーの第二結集)
- 【参考データ】 Sāvattī…Vesāli
- 〈01〉 *AN.005-005-044* (vol.III p.049) : [釈尊] **Vesāli** (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma) (1)
- (1) Vesāli のウツガ (Ugga) 長者の住居で供養を受けられ、その後に長者が命終し、ウツガ天子となって、世尊の滞在地である Sāvattī を訪問するというストーリーであるが、ここではとりあえず世尊が Vesāli から Sāvattī に移動されたと推定した。
- 〈02〉 『四分律』 「単提 030」 (大正 22 p.654 上) : [阿那律] **舍衛国** (*毘舍離へ向けて遊行に出ると、姑と喧嘩した長者の婦人と同道することになり、その夫に誤解され殴られて) …**毘舍離国**

(僧伽藍 *到着すると、比丘らに告げる) (1)

(1) 毘舍離に向かったのが、毘舍離の僧伽藍と推定した。ただし僧伽藍が祇樹給孤独園を指す可能性もある。その場合には、戻ったということになる。

〈03〉『四分律』「単提 067」(大正 22 p.681 中) : [比丘] **舍衛国**…税関 (*毘舍離へ行こうとして、拘薩羅国内で税を免れようとする商人と同道し、波斯匿王に逮捕され、呵責された後、放免されて) …**毘舍離** (1)

(1) 波斯匿王が放免したのであるから、舍衛城に戻ったとも推定できるが、取りあえず到着地を目的地の毘舍離とした。

〈04〉『四分律』「単提 067」(大正 22 p.681 中) : [商人] **舍衛国**…税関 (*毘舍離へ行こうとして、拘薩羅国内で王税を免れるため、比丘と同道し、波斯匿王に逮捕される) …**毘舍離** (1)

(1) 波斯匿王に逮捕されたのであるから、舍衛城に連行されたと推定できるが、とりあえず到着地を目的地の毘舍離とした。

〈05〉『僧祇律』「単提 072」(大正 22 p.383 下) : [比丘] **舍衛城**…道 (*雨安居を終えた後、毘舍離へ向かうも道に迷い、毘舍離の盗賊と同道して、波斯匿王の追手に捕まり、舍衛城に戻る) …**毘舍離** (1)

(1) 比丘らが毘舍離を目的地に遊行していたので、到着地を毘舍離としたが、実際は途中で舍衛城に戻ったことになっている。

69 Takkasīlā……Vesālī

【参考データ】 Takkasīlā……Vesālī

〈01〉『雜阿含』980 (大正 02 p.254 下) : [隊商] **毘舍離国** (*商用で得叉尸羅へ向けて出かけようとして、世尊を食事に招待する) …**恒利尸羅国** (1)

(1) 本文中には目的地に至ったという記述はないが、とりあえず到着地を目的地の得叉尸羅とした。

〈02〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 011」(大正 22 p.306 下) : [物流ルート] **得利尸邏国** (*羊毛産地の四大国 (1) の一つで、話題上の国) …**毘舍離**

(1) 羊毛の四大国産地に、毘舍離 (Skt. Vaiśālī) 国、弗迦羅 (Skt. Puṣkalāvati) 国、得利尸邏 (Skt. Takṣaśīlā) 国、難提跋陀 (Skt. Nandavardhana) 国の名を挙げる。

[3] 基準地を 3 点含む通商遊行ルート of データ

① Bārāṇasī……Bhaddiya……Sāvattthī

〈01〉『パーリ律』「皮革鞣度」(vol. I p.189) : [釈尊] **Bārāṇasī**…**Bhaddiya** (Jātiyāvāna) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

② Bārāṇasī……Gayā……Uruvelā

〈01〉『パーリ律』「大鞣度」(vol. I p.001) : [釈尊] **Uruvelā** (Nerañjarā tīra の Bodhirukkhamūla) … Ajapālanigrodhamūla … Mucalindamūla … Rājāyatanamūla … Ajapālanigrodhamūla…**Uruvelā**…**Gayā** と Bodhirukkhamūla の道中 (1) …**Bārāṇasī**

(1) ガヤー (Gayā) と菩提樹下 (Bodhirukkhamūla) との途上で、アーjeeヴィカ教徒のウパカ (Upaka) と出会う。

③ Bārāṇasī……Kaṇṇakujja……Ujjenī

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.305 中）：[摩訶迦旃延と 500 人の比丘] **波羅奈城**（仙人住処の鹿野苑 Isipatana Migadāya *世尊の命により、波羅殊提王の派遣要請に応じて）…**伽那慰闍国**（*知り合いの婆羅門の家で、その母と娘の妙髪に食事を招待されたとき、妙髪の予言をした後に）…**嚙逝尼国**（*到着すると、国の災患の半分がおさまる）

④ Bārāṇasī……Kosambī……Bārāṇasī

〈01〉『雑阿含』262（大正 02 p.066 中）：[闍陀] **波羅捺国**（仙人住処の鹿野苑）⇔**拘睺弥国**（瞿師羅園 Ghositārāma *仏が般涅槃して間もない頃、比丘の教えに納得できず、阿難に教えを請うために憍賞弥国へ行き、阿難の教えを聞いて、再びもとの住処に戻る）

⑤ Bārāṇasī……Mithilā……Bārāṇasī

〈01〉*Therīgāthā* (p.153)：[スジャータ婆羅門の御者] **Bārāṇasī**（*スジャータ婆羅門と同道して、世尊のもとへ）…**Mithilā nagara**（*婆羅門の出家後、再び一人で戻って）…**Bārāṇasī**（*婆羅門婦人に出家を伝えた後、自らも出家する）

⑥ Bārāṇasī……Rājagaha……Bārāṇasī

〈01〉『パーリ律』「衣韃度」（vol. I p.275）：[バーラーナシーの長者] **Bārāṇasī** ⇔ **Rājagaha**（*子どもが大小便の排出に支障をきたす病にかかり、ビンピサーラ王にジーヴァカ医師の派遣要請をするため）

⑦ Bārāṇasī……Sāvattihī……Bārāṇasī

【参考データ】 Bārāṇasī……Sāvattihī……Bārāṇasī

〈01〉『増一阿含』024-008（大正 02 p.626 中）：[迦尸王の梵施] 【古譚】迦尸・**波羅捺国** ⇔ **舍衛城**（*挙兵して拘薩羅国を占領し、長寿王とその夫人を殺害した。その後、長生太子に仇討ちをはかられるも、太子の回心により難を逃れ、和睦が成立する）

⑧ Bārāṇasī……Takkasilā……Bārāṇasī

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.352 中）：[波羅奈の瞿答摩長者] **婆羅痾斯城** ⇔ **得叉城**（名称長者の家 *財貨をもって交易のために出かけ、名称長者の家に逗留した後、新しい物を持ち帰る）

⑨ Bārāṇasī……Ujjenī……Bārāṇasī

〈01〉『四分律』「捨墮 004」（大正 22 p.605 下）：[波羅奈城の長者 (1)] **波羅捺城** ⇔ **鬱禅国**（*車上で見初めた優鉢羅色と結婚後、財宝を集めて鬱禅尼へ出かけ、優鉢羅色の最初の夫との間の娘を連れ帰る）

(1) 長者は優鉢羅色の再婚者。

〈02〉『五分律』「捨墮 004」（大正 22 p.025 上）：[波羅奈城の長者 (1)] **波羅奈** ⇔ **優善那邑**（*優鉢羅色と結婚して 8 年後、所用で鬱禅尼へ行った時、優鉢羅色の最初の夫との間に生まれた娘を見初めて連れ帰る）

(1) 長者は優鉢羅色の再婚者。

⑩ Bārāṇasī……Uruvelā……Kapilavatthu

〈01〉『増一阿含』024-005（大正 02 p.618 上）：[釈尊] 摩竭国・道場樹下 (1) …道中…**波羅捺国**（仙人鹿園）…**優留毘村聚**…連若河側 *Nerañjarā nadī*（石室）…摩竭国界・尼拘類樹下 (2) …**迦毘羅衛**（城北の薩盧園） (3)

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルート of 「基礎データ」

- (1) 道場樹下を Uruvelā とみなせば、〈基準地4点間〉通商・遊行ルート of データとなるが、とりあえず〈基準地3点間〉通商・遊行ルート of データとしてここに収めた。なお【3】の「基礎データをもとに加工した『直近2基準地点間』資料」では Uruvelā と見なし、コンピュータ処理されている。
- (2) 優陀耶が世尊の命で浄飯王のもとに派遣されたとき、王の質問に答えた中に「如来今在摩竭国界・尼拘類樹下」という一文により「摩竭国界・尼拘類樹下」を補い、Uruvelā を指すと推定する。
- (3) 本遊行ルートは [3-10]-03~07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-2]-01、[5-3]【参考データ】01 を参照。
- 〈02〉『増一阿含』024-005 (大正 02 p.618 上) : [優陀耶⁽¹⁾] 波羅奈 (仙人住処の鹿野苑 *阿羅漢となって、世尊より後に) …鬱毘羅 (尼連水側 *世尊が鬱鞞羅迦葉、那提迦葉、伽耶迦葉の三迦葉兄弟を教化された後に、五比丘の一人として到着すると、世尊の命を受けて使者として、浄飯王のもとへ派遣されて) …迦毘羅衛 (*浄飯王に、世尊が七日後に入城することを告げる)
- (1) 五比丘の一人。
- 〈03〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」 (大正 23 p.716 上) : [釈尊] 劫比羅城…六年苦行…勝軍聚落 (鬱毘羅) …菩提樹下 Bodhirukkhamūla…婆羅痾斯⁽¹⁾
- (1) 本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-04~07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-2]-01、[5-3]【参考データ】01 を参照。
- 〈04〉『根本有部律』「(比丘尼)波羅市迦 001」 (大正 23 p.911 上) : [釈尊] 城 (迦毘羅衛城) …勤苦林…菩提樹下の金剛座 (鬱毘羅) …婆羅痾斯国 (仙人墮処施鹿林中 Isipatana Migadāya)⁽¹⁾
- (1) 本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03、[3-10]-05~07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-2]-01、[5-3]【参考データ】01 を参照。
- 〈05〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」 (大正 23 p.947 下) : [釈尊] 劫比羅城…六年苦行…勝軍聚落 (鬱毘羅) …菩提樹下…婆羅痾斯⁽¹⁾
- (1) 本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03~04、[3-10]-06~07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-2]-01、[5-3]【参考データ】01 を参照。
- 〈06〉『根本有部律』「出家事」 (大正 23 p.1026 下) : [釈尊] 王宮 (迦毘羅衛城) …林藪⁽¹⁾ …軍營聚落 (鬱毘羅) …菩提樹下…波羅痾斯⁽²⁾
- (1) 六年間苦行された林。
- (2) 本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03~05、[3-10]-07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-2]-01、[5-3]【参考データ】01 を参照。
- 〈07〉『根本有部律』「雑事」 (大正 24 p.299 下) : [釈尊] 城 (迦毘羅衛城) …空林所…仙人に依止…曷羅摩子 Uddaka Rāmaputta の所…六年専修苦行… (鬱毘羅) 聚落⁽¹⁾ …菩提樹下…婆羅痾斯⁽²⁾
- (1) 聚落は、本文中の2人の牧牛女から乳糜を供養されるという記事から、鬱毘羅の斯那聚落と推定。
- (2) 本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03~06、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-2]-01、[5-3]【参考データ】01 を参照。

【参考データ】 Bārāṇasī……Uruvelā……Kapilavatthu

- 〈01〉『中阿含』204「羅摩經」 (大正 01 p.775 下) : [釈尊] 【回想】 (迦毘羅衛城) …阿羅羅伽

羅摩 Ālāra Kālāma の所…鬱陀羅羅摩子の所…象頂山の南にある**鬱鞞羅** 梵志の斯那村…尼連禪河 Nerañjarā nadī…菩提樹下…道中…加戸都邑・**波羅捺** (仙人住処の鹿野園) (1)

- (1) 世尊の出家成道に関する回想なので、出発地を迦毘羅衛城と推定。なお本遊行ルートは [3-⑩]-01、[3-⑩]-03~07、[4-⑤]-01~02、[5-②]-01、[5-③]【参考データ】01を参照。

⑪ Bhaddiya……Kosambi……Rājagaha

〈01〉『五分律』「僧残 010」(大正 22 p.016 下) : [釈尊] 弥那邑 (1) ・阿菟 Anupiyā (林下) …**跋提羅城** (網林樹下) …**拘舍弥国** (瞿師羅園) …**王舍城** (耆闍崛山)

- (1) 弥那邑は、Maineya 族の邑という意。

⑫ Campā……Sāvattihī……Kapilavatthu

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.251 上) : [釈尊] **劫比羅城** (多根樹園 Nigrodhārāma) …**室羅伐** (毘舍佉鹿子母園 Pubbārāma Migāramātipāsāda) …香醉山…**忉利天** (善見城) …(**舍衛城**) 逝多林…**地獄**…**逝多林**…**占波国** (揭伽池 Gaggara pokkharāṇi)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.251 上) : [難陀] **劫比羅城** (難陀家 *城内で乞食中の世尊を追って) …**寺** (多根樹園 *世尊の命により阿難のもとで出家し、知事人に命ぜられ、世尊と共に舍衛城へ) …**室羅伐** (毘舍佉鹿子母園 *妻の孫陀羅との思いを絶つために、世尊に連れられて) …香醉山…**忉利天** (善見城 *天女たちに「世尊のもとで梵行を修し、命終の後に、ここに生まれて来るのを待つ」と言われ、修行に励もうと決意し) …(**舍衛城**) 逝多林…**地獄** (*世尊に「涅槃を求めて梵行を修するように」と教誡されて) …**逝多林** (*世尊と 500 人の比丘らと共に遊行して) …**占波国** (揭伽池 *法眼浄を得、阿羅漢となる)

⑬ Dakkhiṇāgiri……Rājagaha……Sāvattihī

〈01〉『中阿含』027「梵志陀然経」(大正 01 p.456 上) : [舍利弗] **舍衛国** (*雨安居を過ぎした後、世尊のもとへ) …**王舍城** (竹林加蘭哆園 *出家以前の友人である陀然を諫めた後、遊行に出かけて) ⇔**南山村** (北の尸提和林 Simsapāvana *陀然の危篤を知り、見舞いのために戻る)

⑭ Devadaha……Kapilavatthu……Devadaha

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.105 中) : [善悟王の使者] **天示城** ⇔**劫比羅城** (*善悟王の娘を浄飯太子に嫁がせたい旨を師子頰王に伝えるため、善悟王の使者として派遣されて、その返事を持ち帰る)

⑮ Devadaha……Lumbinī……Kapilavatthu

〈01〉『根本有部律』「菓事」(大正 24 p.032 上) : [釈尊] **天指城**…**嵐毘尼園**…**劫比羅城**…**毘輪那羅城**…**俱那聚落** (1) …**犁地村聚落** (2) …**余処** (3) …**洗浴聚落** (4) …**斯迦底聚落 Setaka** (5) (北の勝提波林) …**一車難伽羅聚落** (一林) (6)

- (1) Koṇaka. 過去七仏の第五仏の俱那含牟尼仏 Koṇāgamana の誕生、成道、涅槃の地。
 (2) Kārṣakagrāmaka. 世尊が一瞻部樹下で、初禪を得た場所。
 (3) 俱那含牟尼仏が袈裟を置いた場所。
 (4) 俱那含牟尼仏が洗浴した村。
 (5) SN.046-030 (vol.V p.089) によれば、スンバ (Sumbha) 国の町 (nigama) である。なお『八尾』p.153 では、漢訳の音写にもとづいてシカティン (Sikatin) と還梵している。

(6) この地で2ヵ月間の宴坐を過ごされる。本遊行ルートは『八尾』p.151 以下参照

⑩ Kapilavatthu……Bhaddiya……Rājagaha

- 〈01〉『五分律』「僧残 010」（大正 22 p.016 下）：[提婆達多] 迦維羅衛（*出家するために、世尊のもとへ）…弥那邑⁽¹⁾・阿菟 Anupiyā（林下 *世尊のもとで出家した後、釈迦族の人たちが説得に来るかもしれないという理由で、世尊と共に）…跋提城（網林樹下 Jāṭiyāvana *世尊や比丘らが阿耨達竜王の招待を受けるも、神通力を得ていなかったため、行くことが出来なくて）…王舎城（*神通力を修得すると、阿闍世太子に取り入って、厚遇されるようになる）

(1) 弥那邑は、Maineya 族の邑という意。

⑪ Kapilavatthu……Kusinārā……Kapilavatthu

【参考データ】 Kapilavatthu……Kusinārā……Kapilavatthu

- 〈01〉 DN.016 Mahāparinibbāna-s.（大般涅槃經 vol. II p.164）：[釈迦族] Kapilavatthu ⇔ Kusinārā（*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈02〉『長阿含』002「遊行経」（大正 01 p.029 中）：[釈迦族] 迦維羅衛国 ⇔ 拘尸那竭城（*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈03〉失訳『般泥洹経』（大正 01 p.190 中）：[釈迦族] 赤沢国 ⇔ 拘夷城（*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈04〉 Mahāparinirvāṇasūtra（p.432）：[釈迦族] Kailavastu ⇔ Kuśinagarī（*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈05〉『十誦律』「五百比丘結集三蔵法品」（大正 23 p.446 中）：[釈迦族] 迦毘羅婆国 ⇔ 拘尸城（*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）
- 〈06〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.401 下）：[釈迦族] 劫比羅城 ⇔ 拘尸那城（*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する）

⑫ Kapilavatthu……Sāvattihī……Kapilavatthu

- 〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」（大正 23 p.716 上）：[優陀夷大臣] 劫比羅城 ⇔ 室羅伐城（密護家 *浄飯王の使者として派遣されると、いつも拘薩羅国の大臣である密護の家で宿泊するほどの関係にあったが、密護の死後、彼の財産と妻の笈多を手中にし、両城に居を構えるようになる）
- 〈02〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」（大正 23 p.947 下）：[優陀夷大臣] 劫比羅城 ⇔ 室羅伐城（密護家 *浄飯王の使者として、波斯匿王のもとへ派遣されると、事後に密護大臣の家で宿泊するほどの関係にあったが、密護の死後、彼の財産と妻の笈多を手中にし、両城に居を構える）
- 〈03〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.143 上）：[優陀夷大臣] 劫比羅城（*浄飯王の使者として、舎衛城へ向けて）…室羅筏城（誓多林給孤独園 *3日を経て至り、世尊のもとで出家して）…劫比羅城（*7日後に世尊が到着されることを伝えると、浄飯王が諸臣に命じて、世尊を迎える準備をはじめ）

⑬ Kapilavatthu……Vesālī……Sāvattihī

- 〈01〉『パーリ律』「比丘尼韃度」（vol. II p.253）：[釈尊] Kapilavatthu (Nigrodhārāma) …Vesālī (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …Sāvattihī (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

⑭ Kusinārā……Vesālī……Kusinārā

【参考データ】 Kusinārā……Vesāli……Kusinārā

- 〈01〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [リッチャヴィ族] Vesāli ⇔ Kusinārā (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈02〉 『長阿含』002「遊行經」(大正01 p.029中) : [離車族] 毘舍離国 ⇔ 拘尸城 (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈03〉 失訳『般泥洹經』(大正01 p.190上) : [離車族] 維耶国 ⇔ 拘夷邑 (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈04〉 法顯訳「大般涅槃經」(大正01 p.207上) : [離車族] 毗耶離 ⇔ 鳩尸那城 (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈05〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [リッチャヴィ族] Vaiśālī ⇔ Kuśinagarī (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈06〉 『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」(大正23 p.446中) : [離車族] 毘耶離国 ⇔ 拘尸城 (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈07〉 『根本有部律』「雜事」(大正24 p.401下) : [離車族] 吠舍離城 ⇔ 拘尸那城 (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

㉑ Kosambī……Āḷavi……Kosambī

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.880中) : [紺容] 勝音城⁽¹⁾ (*王位を継いだ頂髻王の悪政で、父の除患大臣が疎んじられると、難を逃れるため、世羅比丘尼の給侍として城を出て) ……橋閃毘城 (*瞿師羅長者に預けられ、成長すると、多数の求婚者がいたにもかかわらず、曠野手王のもとへ行く) ……曠野城 (城外の牛跡捨地 *結婚は叶わず、曠野手王の死後、再び瞿師羅長者のもとへ) ……橋閃毘 (妙音長者家 *長者の家に戻るも、後に優填王の妃としてむかえられる)

(1) 勝音 (Roruka) 城は、*DN.019 Mahā govinda-s.* (大典尊經 vol. II p.220) によれば、ソーヴィーラ (Sovira) 国の首府。

㉒ Kosambī……Āḷavi……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.883下) : [釈尊] 王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹園) ……曠野処⁽¹⁾ ……橋閃毘
- (1) 本文中には「摩揭陀橋薩羅二国中間大曠野処」とあって、この地が摩竭提国と拘薩羅国の上に位置しているとある。

㉓ Kosambī……Sāvatti……Kosambī

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.882上) : [瞿師羅長者] 橋閃毘城 (*南方の隠逸通俗者が義堂にやって来て、3ヵ月の雨期を過ぎた後、彼らと同道して) ……室羅伐城 (*世尊に初めて出会い、預流果を得て、世尊を橋賞弥に招待する。そして世尊に當事として任命された摩訶周那と同道して) ……橋閃毘 (*瞿師羅園 Ghositārāma に精舎を建立する)

㉔ Kosambī……Sāvatti……Rājagaha

- 〈01〉 『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正23 p.873中) : [釈尊] 王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹園) ……室羅伐城 (*雨安居) ……橋閃毘 (妙音園 Ghositārāma)

㉕ Kosambī……Sāvatti……Sānkassa

- 〈01〉 『増一阿含』036-005 (大正02 p.703中) : [優填王] 拔嗟国 Vamsa (橋賞弥) ……

舎衛国（祇樹給孤独園 *切利天で雨安居を過ごされた世尊が僧迦尸に降下されると聞いて）…
僧迦尸国（大池水側）

26 Kosambī……Ujjeni……Kosambī

- 〈01〉『四分律』「雑犍度」（大正 22 p.961 中）：[優填王] 拘睺弥国…恒河 Gaṅgā nadi
（*船遊びに興じていると、王舎城から帰国途中の波羅殊提王に拘束されて）…憍禰国（*捕虜の
身となって7年間を経過、波羅殊提王の娘である王女を連れて逃亡し）…拘睺弥国（*帰国後、
摩訶迦旃延らを供養する）
- 〈02〉『四分律』「雑犍度」（大正 22 p.961 中）：[跋難陀] 拘睺弥国⇔憍禰国（*波羅
殊提王の捕虜の身となっている優填王を訪問した後、帰路に就くとき、優填王に託された紺容夫人
への手紙を携えて戻る）
- 〈03〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.314 上）：[優填王] 橋閃毘国⇔嚧逝尼城
（*夜ばいのために出かけるも、果たせずに帰国する）
- 〈04〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.315 上）：[瑜健那大臣と金鬘] 橋閃毘国⇔嚧
逝尼国（*瑜健那大臣が妹の金鬘を派遣し、優填王の無事を知ると、自ら出向いて王と対面し、妹
と共に帰国する）
- 〈05〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.315 下）：[瑜健那大臣] 橋閃毘国⇔嚧逝尼
国（*優填王の命で、波羅殊提王を拉致するため、隊商を組んで出かけると、波羅殊提王が自ら税
を徴収しようと姿を現わしたので、捕まえて衣で王を隠し、4人に担がせ連れ帰る）

27 Kusinārā……Pāvā……Rājagaha

- 〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.399 中）：[摩訶迦葉と500人の弟子] 王舎
城（羯蘭鐸迦池竹林園 *大地の震動を受け、世尊の般涅槃されたことを察知して）…波波聚落
…道中（*一人の外道梵志と出会い、世尊の入滅後7日を経過していることを聞く）…拘尸那城
（娑羅双樹間）

28 Kusinārā……Vesālī……Rājagaha

- 〈01〉『四分律』「集法毘尼五百人」（大正 22 p.966 上）：[摩訶迦葉、阿難、99人の
阿羅漢比丘] 拘尸城（天觀寺 Makuṭabandhana *世尊の遺体を荼毘に付した後、阿羅漢による
結集が採決され、結集の地と定めた王舎城へ向けて）…毘舍離（*跋耆族の人たちの激励で、阿難
が阿羅漢となって）…王舎城（*房舎や臥具を修理した後、摩訶迦葉が比丘僧を集め、第一結集を
行う）

【参考データ】 Kusinārā……Vesālī……Rājagaha

- 〈01〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」（大正 22 p.489 下）：[釈尊] 王舎城…毘舍離（放弓杖塔）…拘
尸那城（熙連禪河側 Hirañnavatī nadi の力士生地堅固林中双樹間）…天冠塔 (1)

(1) 本文中には「『大泥洹經』に広説する如く」とあって、世尊の捨寿命の地「放弓杖塔
（Cāpāla-cetiya）」、般涅槃の地「力士生地堅固林中双樹間」、荼毘に付した地「天冠
塔（Makuṭabandhana）」を挙げる。

29 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Madhurā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Madhurā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

- 〈01〉『雜阿含』604（大正 02 p.161 中）：[阿育王の使者] 【予言】 巴連弗邑（*耶舎長老から情
報を得た阿育王の命により、優波崛のもとへ派遣されて）…摩偷羅国…優留曼荼 (1) 山（那荼婆低

の阿練若 *優波崛の「自ら王のもとに出向く」という意向を得て) …**巴連弗邑** (*優波崛の意向を王に伝え、王は歓喜する) (2)

(1) 大正藏経は「茶」とするが、宋・元・明の三本、聖本を採る。

(2) 本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.385、『平岡』下 p.112 以下

③⑩ Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Rājagaha……Rāmagrāma

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Rājagaha……Rāmagrāma

〈01〉『雑阿含』604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王] 【予言】 **巴連弗邑** (*仏舎利を配布し、八万四千法王之塔を建立しようとして) …**王舎城** (*阿闍世王建立の仏塔中の舎利を取り出し、塔を修治して) …**羅摩村 Rāmagrāma** (*七仏塔中の舎利を持って、村に至る) (1)

(1) 本遊行ルートは *Divyāvadāna* p.380、『平岡』下 pp.087~9

③⑪ Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Uruvelā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

【参考データ】 Pāṭaligāma, Pāṭaliputta……Uruvelā……Pāṭaligāma, Pāṭaliputta

〈01〉『雑阿含』604 (大正 02 p.161 中) : [低舎羅締多王妃] 【予言】 **巴連弗邑** ⇔ **鬱毘羅** 菩提道場の樹下 (*冷乳を灌ぎ、樹を更生させる) (1)

(1) 王妃が阿育王の関心を自分に取り戻すために、呪術師に菩提樹を枯らさせたが、その結果、王の気力を殺いでしまう。しかし王の決意を聞くに及んで、自ら菩提樹下に冷乳を灌ぎ、樹を更生させるというストーリーである。 *Divyāvadāna* p.397、『平岡』下 p.126 以下

〈02〉『雑阿含』604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王] 【予言】 **巴連弗邑** ⇔ **鬱毘羅** 菩提道場の樹下 (*珍宝を携えて、仏供養を行う) (1)

(1) 上記〈01〉の註(1)と同じ。

③⑫ Pāvā……Kusinārā……Pāvā

【参考データ】 Pāvā……Kusinārā……Pāvā

〈01〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃経 vol. II p.164) : [マウラ族] **Pāvā** ⇔ **Kusinārā** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈02〉『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.029 中) : [末羅族] **波婆国** ⇔ **拘尸城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈03〉失訳『般泥洹経』(大正 01 p.190 上) : [末羅族] **波旬国** ⇔ **拘夷邑** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈04〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [マルラ族] **Pāpā** ⇔ **Kuśinagarī** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈05〉『十誦律』「五百比丘結集三蔵法品」(大正 23 p.446 中) : [末羅族] **波婆城** ⇔ **拘尸城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈06〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.401 下) : [末羅族] **波波邑** ⇔ **拘尸那城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

③⑬ Pāvā……Sāketa……Sāvattthi

〈01〉『五分律』「捨墮 001」(大正 22 p.023 上) : [波利邑の比丘] **波利邑** (*後雨安居を舎衛城で迎えようとして) …**娑鞞陀邑** (*時が至ってしまい、しかたなくこの地で後雨安居を過ごした後に) …**舎衛城** (*泥沼と化した道を 16 日間かけて歩き、衣がぼろぼろとなって、世尊

のもとに到着する)

- 〈02〉 『パーリ律』 「迦絺那衣韃度」 (vol. I p.253) : [パーヴェツヤカー比丘 30 人⁽¹⁾] **Pāvā…Sāketa** (*サーヴァッティ城まで行けず、この地で雨安居に入り、3 ヶ月後に自恣を終えて) …**Sāvattī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *道中雨に濡れて、世尊のもとに至る)

(1) パーヴェツヤカー (Pāveyyakā) 比丘とは、パーヴァー (Pāvā) 在住の比丘という意。なおパーヴェツヤカーの比丘たちがサーケートで雨安居を過ごし、「世尊はこれより6 由旬の近くに住されるも (āsanveva no bhagavā viharati ito chasu yojanesu)、我らは世尊を見ることができない」と述べていることから、サーヴァッティとサーケートの間が6 由旬の距離にあるとする資料である。

- 〈03〉 『五分律』 「迦絺那衣法」 (大正 22 p.153 上) : [波利邑の比丘] **波利邑** (*後雨安居を舎衛城で過ごそうと考えて) …**娑竭陀** (*舎衛城へ至れず、この地で後雨安居を終えた後に) …**舎衛城** (*雨の中を1 6 日間かけ、重衣を担いで、世尊のもとにやって来る)

③4 Pāvāpurī…Nālanda…Pāvāpurī

- 〈01〉 『中阿含』 133 「優婆離經」 (大正 01 p.628 上) : [尼韃若提子] **波和国**⁽¹⁾ (*長苦行から優婆離居士が改宗したことを聞き、事実確認するために) …**(那爛陀)**⁽²⁾ (優婆離居士家 *居士の改宗が事実であることを知り、熱血を吐いて) …**波和国**⁽³⁾ (*この地に至って命終する)

(1) 尼韃若提子の出発地を波和国と推定。ただし対応經 MN.056 *Upāli-s.* (優波離經 vol. I p.371) では、ナーランダ (Nālandā) 内での出来事とする。
 (2) 優婆離居士の家を那爛陀 (Nālandā) と推定。Malalasekera I '4. Upāli' p.411、『赤沼』 'Upāli 3' p.710
 (3) 尼韃若提子の入滅地で、現在ビハール州パトナ地方のパーヴァープリ (Pāvāpurī) に比定される。

③5 Rājagaha…Āḷavi…Sāvattī

- 〈01〉 『パーリ律』 「臥座具韃度」 (vol. II p.170) : [釈尊] **Sāvattī…Kiṭṭigiri…Āḷavi** (Aggāḷava cetiya) …**Rājagaha** (Kalandakanivāpa Veḷuvana)

③6 Rājagaha…Bārāṇasī…Rājagaha

- 〈01〉 『パーリ律』 「衣韃度」 (vol. I p.275) : [ジーヴァカ医師] **Rājagaha** ⇔ **Bārāṇasī** (*ピンピサーラ王の命により、パーラーナシーの長者の子どもを手術した後、再び戻る)

③7 Rājagaha…Bārāṇasī…Ujjeni

- 〈01〉 『四分律』 「捨墮 004」 (大正 22 p.605 下) : [優鉢羅色] **鬱禪国** (*夫と母の私通を知り、娘を置いて離婚し) …**波羅捺城** (*長者と再婚するも、その夫が出張した鬱禪尼国で、自分の娘を見初めて連れ帰り、母娘が夫を同じくするに及んで、家出し) …**羅閱城** (迦蘭陀竹園 *世尊と出会い、摩訶波闍波提比丘尼のもとで出家する)

③8 Rājagaha…Bhaddiya…Rājagaha

- 〈01〉 『パーリ律』 「菓韃度」 (vol. I p.240) : [マガダの庶務大臣] **Rājagaha** ⇔ **Bhaddiya nagara** (*ピンピサーラ王の命により、メーングカ居士の噂を事実確認するため、使者として派遣されると、居士に歓待を受け、戻って王に報告する)

- 〈02〉 『五分律』 「菓法、食法」 (大正 22 p.150 中) : [頻婆娑羅王] **王舎城** ⇔ **跋提城** (*文荼長者の噂を聞いて事実確認した後、再び宮中に戻る)

39 Rājagaha……Campā……Rājagaha

- 〈01〉『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.161 上) : [迦葉氏] 王舎城(一住処) ⇔ 瞻波国
(恒水 Gaṅgā nadi 辺り *王舎城の近くで、比丘らに不見罪拳羯磨で訴えられ、世尊の判定を得る
ために出かけるも、世尊の不犯との判定を得て、再び住処に戻り、雨安居を過ごす)

40 Rājagaha……Dakkhiṇāgiri……Rājagaha

- 〈01〉 SN.016-011 (vol. II p.217) : [阿難と年少比丘] Rājagaha (Kalandakanivāpa
Veḷuvana) ⇔ Dakkhiṇāgiri (*阿難が多数の年少の比丘たちと遊行に出かけると、戻ってきた時
には同行した 30 人の比丘が還俗してしまう)
- 〈02〉『雑阿含』1144 (大正 02 p.302 下) : [阿難と年少比丘] 王舎城(耆闍崛山) ⇔ 南
山国土(*世尊の入滅後間もない頃、飢饉で乞食ができず、遊行に出かけるも、食を求めて 30 人
の年少比丘が還俗し、再び戻る)
- 〈03〉『別訳雑阿含』119 (大正 02 p.417 下) : [阿難と新学比丘] 王舎大城(耆闍崛山)
⇔ 南山聚落(*如来が涅槃しようとしている頃、飢饉で食が得られず、新学比丘を連れて遊行
をし、再び戻った時には 30 人が還俗してしまう)
- 〈04〉『パーリ律』「大犍度」(vol. I p.079) : [釈尊] Rājagaha ⇔ Dakkhiṇāgiri
- 〈05〉『四分律』「受戒犍度」(大正 22 p.805 下) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南山(の人間)
- 〈06〉『五分律』「受戒法」(大正 22 p.116 中) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南方
- 〈07〉『十誦律』「受具足戒法」(大正 23 p.151 上) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南山国土
- 〈08〉『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1032 上) : [釈尊] 王舎城(羯蘭鐸迦池竹林
園 *雨安居) … 南山
- 〈09〉『パーリ律』「衣犍度」(vol. I p.287) : [釈尊] Rājagaha ⇔ Dakkhiṇāgiri
- 〈10〉『四分律』「衣犍度」(大正 22 p.855 上) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南方(の人間)
- 〈11〉『十誦律』「衣法」(大正 23 p.194 下) : [釈尊] 王舎城 ⇔ 南山国土

41 Rājagaha……Gayā, Gayāsīsa……Rājagaha

- 〈01〉『パーリ律』「破僧犍度」(vol. II p.199) : [舍利弗と目連] Rājagaha (Kalan-
dakanivāpa Veḷuvana *世尊の命により、ヴァッジ族出身の新参比丘 500 人を連れ戻すために)
⇔ Gayāsīsa(*世尊のもとへ戻る)
- 〈02〉『四分律』「破僧犍度」(大正 22 p.909 下) : [舍利弗と目連] 王舎城 ⇔ 伽耶山
(*提婆達多居た伽耶山へ行き、彼に代わって説法し、500 人の比丘らを連れ戻す)

42 Rājagaha……Kaṇṇakujja……Ujjeni

- 〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.301 下) : [耆婆医師] 王舎城(*派遣要請に応
じて、波羅殊提王の不眠治療をするため、合成した酥を携え、波羅殊提王の使者と同行して) … 曲
女城(*城内の医童子から波羅殊提王の酥嫌いを聞き、その医師を連れて) … 嚙逝尼国(*王を
治療する)

43 Rājagaha……Kapilavatthu……Sāvatti

- 〈01〉『パーリ律』「大犍度」(vol. I p.082) : [釈尊] Rājagaha … Kapilavatthu (Nig-
rodhārāma) … Sāvatti (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

44 Rājagaha……Kosambī……Ujjeni

- 〈01〉『パーリ律』「衣犍度」(vol. I p.276) : [ジーヴァカ医師] Ujjeni(*パッジョータ

王の黄疸を治療した後、象に乗って) …**Kosambī** (*追手のカーカという奴僕に阿摩勒果を与え、彼を怯ませて) …**Rājagaha** (*帰城後、シヴィの一揃いの布が王より贈られる)

④5 Rājagaha……Kusinārā……Rājagaha

〈01〉 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.164) : [阿闍世王の使者] **Magadha (Rājagaha)** (1) ⇔ **Kusinārā** (*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受けてくると、王が王舎城に塔を建立する)

(1) Rājagaha を出発地、また到着地と推定。

〈02〉 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.029中) : [阿闍世王] 摩竭国 (王舎城) (1) ⇔ **拘尸城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

(1) 王舎城を出発地であり、かつ到着地と推定。

〈03〉 失訳『般泥洹経』(大正01 p.190上) : [阿闍世王] 摩竭 (王舎城) (1) ⇔ **拘夷邑** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

(1) 上記〈02〉の註(1)に同じ。

〈04〉 法顕訳「大般涅槃経」(大正01 p.207上) : [阿闍世王の使者] (王舎城) (1) ⇔ **鳩尸那城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

(1) 上記〈02〉の註(1)に同じ。

〈05〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.432) : [ヴァルシャカーラ大臣] **Magadha (Rājagrha)** (1) ⇔ **Kuśinagarī** (*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受けてくると、王が王舎城に塔を建立する)

(1) ラージャグリハ (Rājagrha) を出発地であり、かつ到着地と推定。

〈06〉 『十誦律』「五百比丘結集三蔵法品」(大正23 p.446中) : [禹舎大臣] **王舎城** ⇔ **拘尸城** (*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

〈07〉 『根本有部律』「雑事」(大正24 p.401下) : [禹舎大臣] 摩伽陀国・**王舎城** ⇔ **拘尸那城** (*阿闍世王の命により派遣され、仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

④6 Rājagaha……Nālandā……Rājagaha

〈01〉 『雑阿含』1266 (大正02 p.347中) : [舎利弗、摩訶俱稀羅] (王舎城) (*病気の闍陀比丘を見舞うために) …**那羅聚落** (好衣菴羅林 *闍陀に教えを説くと、彼が解脱し、その後自害したので、遺体を供養をした後に) …**王舎城** (迦蘭陀竹園 *世尊のもとを訪問し、事の次第を報告する)

(1) 対応経の *SN.035-087* (vol. IV p.055) によれば、マハーチュンダ (Mahācunda) は靈鷲山で亡くなる。なお那羅聚落は Nālaka, Nāla, Nālīka の音写と推定されるが、好衣菴羅林 (Pāvārikambavana) はナーランダ (Nālandā) にあるので、ここではとりあえず、Nālandā の音写として処理した。

④7 Rājagaha……Pāṭaligāma……Vesālī

〈01〉 『パーリ律』「菓犍度」(vol. I p.226) : [釈尊] **Rājagaha**…**Pāṭaligāma**…**Gaṅgā nadī** の此岸…彼岸…**Koṭigāma**…**Nādika**…**Ambapālivana**…**Vesālī**

④8 Rājagaha……Rājagaha……Sāvattihī

〈01〉 『根本有部律』「雑事」(大正24 p.363中) : [婆羅門] **王舎城** (*婬女の優鉢羅色を慕うあまりに、金銭を稼ごうとして) …南方…**王舎城** (*お金を携えて戻るも、優鉢羅色は目

連のもとで出家し、いなかったのので、彼女を探し求めて) … (舎衛城) 逝多林 (*優鉢羅色比丘尼から自らえぐり出した目を差し出されると、彼女の頭を拳で殴って捨て去る)

④9 Rājagaha……Sāketa……Takkasilā

〈01〉『パーリ律』「衣韃度」(vol. I p.268) : [ジーヴァカ童子] **Takkasilā** (*名声四方第一の医者のもとで、7年間修学した後、帰国の途に就いて) … **Sāketa** (*路銀が尽き、長者婦人の病を治療し) … **Rājagaha** (*帰国後、アバヤ王子の後宮に居を構える)

〈02〉『四分律』「衣韃度」(大正 22 p.851 中) : [耆婆童子] **得叉尸羅国** (師の賓迦羅のもとを去って) … **婆伽陀城** (*12年間頭痛に悩まされ続けた長者の婦人を治療し、お金や奴婢や車馬を得て) … **王舎城** (*無畏王子のもとへ帰る)

⑤0 Rājagaha……Sāvattihī……Rājagaha

〈01〉『増一阿含』034-005(大正 02 p.694 上) : [頻婆娑羅王] **羅閱城** ⇔ **舎衛城** (祇洹精舎 *世尊に雨安居を要請するため、世尊のもとへ車でかけつけ、許諾を得ると、再び戻って講堂を建立し、種々の食具を準備する)

〈02〉『根本有部律』「波逸底迦 070」(大正 23 p.852 中) : [王舎城の織師] **王舎城** ⇔ **室羅伐城** (*乱暴者のため、王舎城では妻を娶れず、舎衛城の織師のもとを訪ねたとき、その娘を妻として連れ帰る)

〈03〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.019 下) : [釈尊] **王舎城** (羯蘭鐸迦池竹園) ⇔ **室羅伐城** (逝多林給孤独園) (1)

(1) 『八尾』p.081 以下

⑤1 Rājagaha……Sāvattihī……Sāvattihī

〈01〉『僧祇律』「单提 004」(大正 22 p.328 下) : [比丘尼] **王舎城** (*世尊の処置に不服を抱いたことで、頻婆娑羅王の怒りに触れて追放され、1日の距離をたもちつつ、世尊の後を追って) … **五通居士聚落** (*世尊の經由した地でも供養を受けられず、門外で施食を受けて) … **舎衛城** (*阿難のとりなしで、ようやく世尊に懺悔すると、世尊から「王舎城に戻るように」と指示され) … **五通居士聚落** (*五通居士に招待されて雨安居を過ごした後、舎衛城へ向け) … **舎衛城** (*阿難に報告すると、再び去る)

⑤2 Rājagaha……Vesālī……Rājagaha

〈01〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.677 下) : [阿闍世王と軍隊] 摩揭陀国 (**王舎城**) (1) (*離車族と仲違いし、四兵を率いて戦を仕掛けると) … **殞伽河 Gaṅgā nadi** … [仏栗氏国] (*このとき跋耆国の人が離車族に火急を知らせるために走り去る) … **広嚴城** (*通報を受けた離車族が四兵を整えて迎え撃とうと、城外に出てきたところで交戦するが、彼ら離車族の勢いに撃ち破られ、恒河の岸に押し戻されるも、王は軍団に檄を飛ばし、勢いを取り戻して勝利し) … **殞伽河** … **王舎城** (*凱旋する)

(1) 王舎城を出発地と推定。

〈02〉『パーリ律』「衣韃度」(vol. I p.268) : [王舎城の住人] **Rājagaha** ⇔ **Vesālī** (*ある所用でヴェーサーリーへ出かけ、その繁榮ぶりを目の当たりにし、所用を終えて帰ると、ピンピサーラ王のもとを訪れ、ヴェーサーリーの現況を報告する)

⑤3 Rājagaha……Vesālī……Sāvattihī

〈01〉『根本有部律』「波逸底迦 031」(大正 23 p.810 下) : [釈尊] **王舎城** (羯蘭鐸迦

- 池竹林園) …**広巖城** (彌猴池側の高閣堂) …**室羅伐城** (給孤独園)
- 〈02〉『根本有部律』「波逸底迦 059」(大正 23 p.845 中) : [釈尊] **王舎城** (鷲峯山 Gijjhakūṭa pabbata) …**広巖城** (高閣堂) … [憍薩羅国] …**室羅伐城** (逝多林給孤独園)
- 〈03〉『根本有部律』「(比丘尼)波逸提 044」(大正 23 p.988 中) : [釈尊] **王舎城**…**広巖城**…**室羅伐城** (逝多林)
- 〈04〉『十誦律』「衣法」(大正 23 p.195 上) : [釈尊] **王舎城**…**維耶離国**…(舎衛国) 祇林門⁽¹⁾
- (1) 本遊行ルートは[4-⑦]-01を参照。
- 〈05〉『パーリ律』「臥座具犍度」(vol. II p.154) : [釈尊] **Rājagaha** (Sītavana) …**Vesālī** (Mahāvana Kūṭāgārasālā) …**Sāvattthī** (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma *雨安居)⁽¹⁾
- (1) 須達長者の雨安居要請を受けて、初めてサーヴァッティで過ごされる。
- 〈06〉『四分律』「房舎犍度」(大正 22 p.938 中) : [釈尊] **王舎城** (迦蘭陀竹林園) … [跋闍国] …**毘舍離**… [跋闍国] …**舎衛国** (祇桓園=祇樹給孤独園 *雨安居)⁽¹⁾
- (1) 上記〈05〉の註(1)に同じ。

54 Rāmagāma……Kusinārā……Rāmagāma

【参考データ】Rāmagāma……Kusinārā……Rāmagāma

- 〈01〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃經 vol. II p.164) : [コーリヤ族] **Rāmagāma** ⇔ **Kusinārā** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈02〉『長阿含』002「遊行經」(大正 01 p.029 中) : [拘梨族] **羅摩伽国** ⇔ **拘尸那竭城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈03〉失訳『般泥洹經』(大正 01 p.190 上) : [拘梨族] **可樂国** ⇔ **拘夷城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈04〉Mahāparinirvāṇasūtra (p.432) : [クラウディア族] **Rāmagrāma** ⇔ **Kuśinagarī** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈05〉『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」(大正 23 p.446 中) : [拘梨族] **羅摩聚落** ⇔ **拘尸城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)
- 〈06〉『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.401 下) : [拘梨族] **阿羅摩処** ⇔ **拘尸那城** (*仏舎利の分配を受け、戻って塔を建立する)

55 Saṅkassa……Kaṇṇakujja……Vesālī

- 〈01〉『パーリ律』「七百犍度」(vol. II p.294) : [レーヴァタ比丘] **Soreyya** (*在住中に、長老比丘らの同調者を求める相談を天耳で知って) …**Saṅkassa**…**Kaṇṇakujja**…**Udumbara**…**Aggalapura**…**Sahajāti** (*長老比丘らと出会って、結集に参加するために) …**Vesālī**…**Vālikārāma** (*ヴェーサーリーの第二結集)

56 Sāvattthī……Bārāṇasī……Ujjeni

- 〈01〉『五分律』「捨墮 004」(大正 22 p.025 上) : [優鉢羅色] **優善那邑** (*年少の居士と結婚するも、お産で実家に戻っている間に、夫が母親と私通したのを知り、娘が8歳になるのを待って、家出し) …**波羅奈** (*再婚して8年後に、夫が所用で鬱禪尼へ出かけ、実の娘を連れ帰り、夫を娘と同じくするのを知って、家出し) …(舎衛城) 祇洹門 (=祇樹給孤独園の門 *世尊に出家を願い出て、摩訶波闍波提のもとで出家する)

57) Sāvattī……Kapilavatthu……Sāvattī

- 〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.716 上) : [密護大臣] 憍薩羅国・室羅伐城⇔劫比羅城 (優陀夷家 *波斯匿王の使者として派遣されると、釈迦族の大臣である優陀夷の家を常宿とするほどの関係であったが、死後、優陀夷に財産と妻を奪われる)
- 〈02〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.717 上) : [釈尊] 室羅伐城 (逝多林) …盧呬多河 Rohiṇī nadi…劫比羅城 (屈路陀林 Nigrodhārāma) …室羅伐城 (逝多林) (1)
- (1) 成道後、初めて帰郷される。
- 〈03〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」(大正 23 p.947 下) : [密護大臣] 憍薩羅国・室羅伐城⇔劫比羅城 (優陀夷家 *波斯匿王の使者として、浄飯王のもとへ派遣されると、事後に優陀夷大臣の家を常宿とする関係にあったが、死後、優陀夷に財産と妻を奪われる)
- 〈04〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」(大正 23 p.949 下) : [釈尊] 室羅伐城 (逝多林) …盧呬多河…劫比羅城 (屈路陀林) …室羅伐城 (逝多林) (1)
- (1) 上記〈02〉の註(1)に同じ。
- 〈05〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.140 下) : [琉璃太子] 舍衛城⇔釈迦族 (迦毘羅衛城) (1) (*8歳になると、弓術を学ぶため、釈迦族の摩呵男のもとへ行くが、このとき新築の大堂に入り込んで、釈迦族に罵られ、遺恨を抱いて帰城する)
- (1) 釈迦族とあるのを迦毘羅衛城と推定。
- 〈06〉『五分律』「衣法」(大正 22 p.140 下) : [琉璃王] 舍衛城 (*釈迦族を滅ぼすために) …釈迦族 (迦毘羅衛城) (1) (*釈迦族を滅ぼし) …舍衛城…阿夷河 Aciravatī nadi (*帰城して7日後に、船が転覆して命終する)
- (1) 上記〈05〉の註(1)に同じ。
- 〈07〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.234 下) : [波斯匿王] 憍薩羅城 (*馬で狩猟に出掛けた際、突如、馬が奔走して摩呵男の所有する園内に入って) …釈迦族・劫比羅国 (摩呵男の所有する園内 *後の末利夫人と出会い、彼女を摩呵男の娘として娶って) …(舍衛城) (*王母の反対を押し切って、第一夫人とする) (1)
- (1) 出発地の憍薩羅城を舍衛城と見なし、到着地を舍衛城と推定した。
- 〈08〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.236 中) : [琉璃王子] 憍薩羅城 (1) ⇔劫比羅城 (釈迦族の園 *琉璃王子が同じ年の大臣の子である苦母らと共に城を出て狩猟中に、王子の馬が暴走し、釈迦族の園に至ると、釈迦族が怪しんでやって来たので、見張りを一人残して、急いで本国へ帰る)
- (1) 出発地と到着地の憍薩羅城を舍衛城と見なす。
- 〈09〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.239 中) : [琉璃王] 室羅伐城 (*釈迦族を滅ぼすため、四兵を率いて) …両国界大路側の小樹下 (*世尊と出会って、一旦は引き返すも、後日再び出兵し) …劫比羅国 (*釈迦族を滅ぼし) …室羅伐城 (*500人の釈迦族の女性を連行して本国に帰還すると、高樓で興ずる祇陀太子を臣下に殺させ、釈迦族の500人の女性の手足を切らせて殺害した後、7日後に大臣の子・苦母と共に大火に焼かれ、無間地獄に墮ちる)
- 〈10〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.239 中) : [釈尊] (舍衛城) (1) …劫比羅国 (多根樹園) …外道園…室羅伐城 (波吒羅池辺り=截手足池辺り)

(1) 舎衛城を出発地と推定。

【参考データ】 Sāvattihī……Kapilavattu……Sāvattihī

〈01〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [琉璃王] 【回想】舎衛城 (*王位を継いだ後、釈迦族を滅ぼすために) …迦毘羅越城 (*多くの釈迦族を殺し、流血河となって) …尼拘留園 (*城を焼き払った後、釈迦族の 500 人の女性の手足を切り、穴に埋めて) …舎衛城 (*妓女と戯れていた祇陀王子を殺害して) …阿脂羅河 Aciravati (*兵士らと宮廷の侍女らを引き連れ、河の辺りで宿泊すると、夜半に時ならぬ暴風雨となり、水に押し流され、命終して阿鼻地獄に墮ちる)

〈02〉『増一阿含』034-002 (大正 02 p.690 上) : [釈尊] 【回想】舎衛城…迦毘羅越…尼拘留園…舎衛城 (祇樹給孤独園)

〈03〉『根本有部律』「雑事」 (大正 24 p.239 中) : [釈尊] 室羅伐城…両国界大路側の小樹下 (1) …劫比羅国 (多根樹園) …室羅伐城

(1) 世尊が琉璃王を待ち受けていた場所で、王が一旦は引き返した場所でもある。したがって目的地の迦毘羅衛に赴かれていないが、待ち受けた場所 (両国間) の位置関係を示すために、上記のようなルートで記した。

58 Sāvattihī……Kosambī……Sāvattihī

〈01〉『根本有部律』「波逸底迦 079」 (大正 23 p.857 上) : [釈尊] 室羅伐城 (逝多林給孤独園) ⇔橋閃毘 (失收摩羅山) (1)

(1) 本文中に「橋閃毘失收摩羅山」とあるので、とりあえずそのまま採録したが、失收摩羅山 (Sumsumāragira) は、パーリ文献も他の漢訳聖典もバグガ (Bhagga, 婆耆瘦, 婆耆瘦, 波伽国, 跋祇聚落) とする。

〈02〉『根本有部律』「波逸底迦 079」 (大正 23 p.857 上) : [娑竭陀] 室羅伐城 (*世尊の“娑竭陀の徳を知らしめよう”という計らいで、世尊や阿難らと共に) …橋閃毘 (失收摩羅山) (1) *世尊の命を受け、毒竜を退治し、人々から称讃されて) …室羅伐城 (*父親の旧友である婆羅門の主象大臣から食事に招待され、その席で誤って酒を飲み、道で酔い潰れてしまう)

(1) 上記〈01〉の註(1)と同。

59 Sāvattihī……Puṇṇavaddhana……Sāvattihī

〈01〉『増一阿含』030-003 (大正 02 p.660 上) : [釈尊] 舎衛国 (祇樹給孤独園) ⇔満富城 (1)

(1) 水野弘元「初期仏教の印度に於ける流通分布に就いて」p.008 以降

60 Sāvattihī……Rājagaha……Sāvattihī

〈01〉『増一阿含』033-002 (大正 02 p.683 上) : [尸婆羅比丘と 500 人の比丘] 舎衛国 (祇樹給孤独園 *月光長者の子として 20 歳を迎え、父母の許しを得て、侍者 500 人と共に出家した後、世尊の許可を得て、500 人の比丘らと共に) …羅閱城 (迦蘭陀竹園) …耆闍山 (東の広普山 Vebhāra pabbata *西の方で雨安居を終えた後、世尊のもとへ) …舎衛国 (祇洹精舎 *帰国後、叔父を教化する)

〈02〉『根本有部律』「波羅市迦 002」 (大正 23 p.643 上) : [一人の比丘] 室羅伐城 (給孤独園 *遊行に出かけて) …王舎城 (*雨安居を終えた後、世尊のもとを訪れるために、信仰心を起こした隊商から毳を施与され、同道して) …村 (*乞食中に、同行中の隊商が衣物に入れた毳を抜き取るも、それを確認せずして) …税関 (*税を申告しようとして、衣物の中の毳がない

ことに気づき、隊商が盗んだと誤解するも、税を払おうとする隊商の善意とわかって、一悶着を起こして) …**室羅伐城** (*帰城すると、自責の念にかられる)

〈03〉『パーリ律』「臥座具犍度」(vol.II p.154) : [須達長者] **Sāvattthī** (*所用で、ラージャガハへ向かう) …**Rājagaha** (*城内の妹婿にあたる長者の家に滞在すると、仏陀の出現を聞いて) …**Jetavana** (*世尊と初めて出会い、優婆塞となって) …**Rājagaha** 城内 (*長者の家で、世尊に食事供養をなした後に、サーヴァッティーでの雨安居要請をすると、世尊から許可を得て) …**Sāvattthī** (*ジェータ王子の園を入手し、精舎を建立する)

〈04〉『四分律』「房舎犍度」(大正 22 p.938 中) : [須達居士] **舎衛国** ⇔ **王舎城** (迦蘭陀竹園 *年々訪問していた王舎城の親友のもとへ行くと、仏の出現を聞いて、世尊に初めて出会い、優婆塞となって、舎衛国での雨安居を要請する。世尊から承諾を得ると、帰城して祇陀太子の園林を購入する)

〈05〉『五分律』「臥具法」(大正 22 p.166 下) : [須達長者] **舎衛城** ⇔ **王舎城** (*借金の取り立てで王舎城へやって来ると、仏の出現を知り、世尊に初めて出会い、優婆塞となる。帰路、舍利弗と共に舎衛城に戻る)

〈06〉『十誦律』「臥具法」(大正 23 p.243 下) : [須達居士] **舎衛国** (*少因縁あって) …**王舎城** (*居士の家で、仏の出現を聞き) …**寒林** (*世尊に初めて出会い、優婆塞となり、雨安居を要請すると、世尊の承諾を受け、僧坊師の舍利弗も同道することになって) …**竹園** (=迦蘭陀竹園 *施設を見学した後に) …**舎衛国** (*到着すると、さっそく祇陀王子の園を入手し、舍利弗を師として施設を建立する)

〈07〉『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.415 上) : [須達居士] **舎衛城** (*昵懇であった鬱虔居士のもとへ) …**王舎城** (鬱虔居士の家 *浄飯王の子が出家して仏となったことを聞いて) …**尸陀林** (*世尊に初めて出会い、舎衛城での雨安居を要請すると、世尊の承諾が得られる。このとき世尊は舍利弗と目連を精舎建設の任に当てられる) …**舎衛城** (*舍利弗と目連が到着すると、土地を購入し、僧房を建設する)

〈08〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.138 中) : [須達長者] **室羅筏城** (*縁事ありて) …**王舎城** (一長者家 *仏の出現を知って) …**寒林** (*世尊に初めて出会い、教えを聞いて優婆塞となり、舎衛城での雨安居を要請し、世尊の承諾を得ると、舍利弗と同道して) …**室羅筏城** (*祇陀太子の園林に寺を建設しようとするも、すでに外道らがいたので、舍利弗によって彼らを教化し、その後で 16 の寺と、寺外に 64 院を建設する)

【参考データ】 Sāvattthī……Rājagaha……Sāvattthī

〈01〉『中阿含』028「教化病経」(大正 01 p.458 中) : [須達長者] 【回想】 (**舎衛城**…) **王舎城** (竹林加蘭哆園 *初めて世尊に出会い、優婆塞となり、舎衛城での雨安居を要請し、世尊の快諾を受けて) …**舎衛国** (*舍利弗と共に帰国し、祇陀童子の園林に 16 精舎と 60 倉庫を建てる)

〈02〉『僧祇律』「単提 036、037」(大正 22 p.359 下) : [釈尊] **舎衛城** ⇔ (**王舎城**) 仙人山岐黒方石上 Isigiripassa-Kālasilā (1)

(1) 阿那律が仙人山側黒石室 Isigiripassa-Kālasilā にいて、麦飯を晒したので、その理由を聞くために、世尊が神通力を用い、彼のもとを訪れて制戒された後、再び戻られるというストーリーである。

㊦ Sāvattthī……Sāketa……Sāvattthī

〈01〉『僧祇律』「尼薩耆波夜提 029」（大正 22 p.323 上）：〔優波離〕**舍衛城**（祇洹精舎）⇨**沙祇国**（*沙祇国で雨安居中に争議が起きたとき、世尊の命により派遣されるが、往復に4日間、滞在に2日間を要すると予測するも、争議を収めるには更に日数が必要であることが判明し、戻って世尊に報告する）

〈02〉『パーリ律』「大犍度」（vol. I p.088）：〔王兵〕**Sāvattthī** ⇨ **Sāketa**（*サーヴァッティの王兵が比丘を襲った盗賊を逮捕し、死罪に処すも、一部の者が逃走する）

〈03〉『パーリ律』「大犍度」（vol. I p.089）：〔王兵〕**Sāvattthī** ⇨ **Sāketa**（*サーヴァッティの王兵が比丘尼を襲った盗賊を逮捕し、死罪に処すも、一部の者が逃走する）

62 Sāvattthī……Suppāraka, Sunāparanta……Sāvattthī

【参考データ】 Sāvattthī……Suppāraka, Sunāparanta……Sāvattthī

〈01〉『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.015 上）：〔釈尊〕**室羅伐城**（逝多林）…杵山 Musalaka parvata…**蘇波羅城**（梅檀鬘宮殿 Candanamāla prāsāda）…摩利支世界 Maricika lokadhātu…**室羅伐城**（逝多林）⁽¹⁾

(1) 本データは神話的伝承が強いのので、リアルタイムでの遊行ルートとはいえ、あくまでも参考データ扱いとする。なお本遊行ルートは『八尾』p.065 以下参照。

63 Sāvattthī……Verañjā……Sāvattthī

〈01〉『十誦律』「波夜提 044」（大正 23 p.098 中）：〔釈尊〕**舍衛国**…**毘羅然国**（*雨安居）…〔跋耆〕…**舍衛国**

64 Sāvattthī……Verañjā……Vesālī

〈01〉『僧祇律』「波羅夷 001」（大正 22 p.228 中）：〔釈尊〕**舍衛城**…〔憍薩羅国〕…**耕田婆羅門聚落**（耕田林）⁽¹⁾…〔憍薩羅国〕…〔跋耆国〕…**毘舍離城**（大林重閣精舎）⁽²⁾

(1) 耕田婆羅門聚落は、本文中に「憍薩羅国耕田婆羅門聚落」とある。

(2) 本遊行ルートは[6-5]-01、[3-70]-01を参照。

65 Suppāraka……Sāvattthī……Sunāparanta

〈01〉『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.007 下）：〔富留那〕**輸波羅迦城**（*舍衛城の商人から世尊の話を聞き、世尊のもとへ）…**室羅伐城**（逝多林給孤独園 *世尊のもとで出家し、故郷での布教を決意して）…**輸那鉢羅得伽国**（*500人の優婆塞、500人の優婆夷を教化し、500の精舎を造り、雨安居を過ごす）

66 Takkasilā……Bārāṇasī……Takkasilā

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.352 中）：〔得叉城の名称長者〕**得叉城**⇨**婆羅睺斯城**（瞿答摩長者の家 *交易のために出かけ、お互いの子ども同士を結婚させようと約束し、新しい物を持ち帰る）

67 Ujjeni……Kaṇṇakujja……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.306 上）：〔波羅殊提王の使者〕**嚧逝尼国**⇨**建拏鞠社城**（*王の命により、妙髪の母のもとに向かい、娘を国妃として迎えたい旨を伝えると、母の同意を得たので、帰国してその旨を王に報告する）

68 Ujjeni……Kosambī……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.314 中）：〔機関（からくり）象に忍び込んだ50人の作業者〕**嚧逝尼国**⇨**憍閃毘国**（*増養大臣の命で南方の機巧師が木製のからくり象を

完成させると、そのなかに 50 人のスタッフが忍び込み、橋賞弥へ行って、優填王を拉致してくる)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.315 下) : [猛光王] 嚧逝尼国 ⇄ 橋閃毘国 (* 瑜健那大臣に連れ去られるが、後に解放されて帰国する)

69 Ujjeni……Sāketa……Ujjeni

〈01〉 *Therīgāthā* (p.162) : [イシダーシー] Ujjeni pura (*長者の家の 1 人娘として育つ) …Sāketa (*長者の家へ嫁ぐも、離縁されて) …Ujjeni (*追い返されて 2 度嫁いだ後、父親の家に乞食にやって来たジナダッター比丘尼のもとで出家する)

70 Verañjā……Sankassa……Vesāli

〈01〉『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.001 上) : [釈尊] 須頼婆国 Sūrasena…毘蘭若邑 (林樹下 *雨安居) …僧迦尸国…毘舍離 (獼猴河辺りの重閣講堂) (1)

(1) 本遊行ルートは [6-5]-01、[3-64]-01 を参照。

71 Verañjā……Sāvatthī……Verañjā

〈01〉『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中) : [阿耆達多婆羅門] 毘羅然国 (*因縁あって) …舍衛国 (居士家 *居士に「世尊を訪問するように」と勧められ) …祇桓 (= 祇樹給孤独園 *世尊と初めて出会い、教えを聞いた後、雨安居を要請し、世尊の承諾を得ると、帰国の途へ) …毘羅然国 (帰国後、夏の 4 ヶ月間の食料を用意する)

〈02〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.187 中) : [阿耆達多婆羅門] 毘羅然国 (*小因縁事あって) …舍衛国 (居士家 *宿泊中に世尊の評判を聞いて) …祇樹給孤独園 (*世尊の教えを聞いた後、雨安居を要請し、世尊の承諾を得ると、帰国の途に就いて) …毘羅然国 (*帰国後、食事の準備をして待つ)

72 Vesāli……Kosambī……Vesāli

〈01〉『パーリ律』「七百韃度」(vol. II p.294) : [ヤサ比丘] Vesāli (*同調者の支援を求めて) …Kosambī (*パーヴァー在住の比丘たちと、アヴァンティやダッキナーパタ在住の比丘たちのもとへ使者を派遣し) …Ahogaṅgā pabbata (*サンブータ・サーナヴァーシー比丘在住の地で、彼の賛同を得て) …Sahajāti (*長老比丘たちと出会って) …Vesāli…Vālikārāma (*ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) ヤサ・カーカンドカプッタ (Yasa Kākaṇḍakaputta) の遊行ルートは、[3-73]-01、[3-73]-02、[4-12]-01、[4-13]-01、[6-6]-01 を参照。

〈02〉『五分律』「七百集法」(大正 22 p.193 中) : [跋耆族の比丘] 毘舍離 (*船に衣鉢などを満載し、助力を求めのために) …拘舍弥城 (*離婆多を取り込もうとするも、その画策に失敗して) …毘舍離城 (毘羅耶女所施園 *ヴェーサーリーの第二結集)

73 Vesāli……Madhurā (Sankassa) ……Vesāli

〈01〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正 23 p.450 上) : [耶舍陀迦蘭陀子] 毘耶離国 (*出羯磨にかけられ、城を去って) …[橋薩羅国] (*雨安居を終えた後、三浮陀のもとへ) …摩偷羅国・僧伽遮 (1) (僧伽藍精舎の阿波大羅林中の烏頭婆羅樹下 *三浮陀がいた住処で、長老の離婆多のもとへ、船に乗って) …薩寒若国 Sahajāti (*離婆多のいた地で、彼の賛意を得て) …毘耶離城 (沙樹林 *ヴェーサーリーの第二結集) (2)

(1) 本文中に「摩偷羅国僧伽遮」とあるが、【3】「基礎データをもとに加工した『直近 2 基準地点間』資料」では摩偷羅国 (Madhurā) を指いて、僧伽遮 (Sankassa) でコンピュータ処理してある。

(2) 耶舎陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは、[3-72]-01、[3-73]-02、
[4-12]-01、[4-13]-01、[6-6]-01 を参照。

〈02〉『僧祇律』「雑誦跋渠法」(大正 22 p.493 上) : [耶舎陀迦蘭陀子] **毘舍離** (沙堆
僧伽藍) ⇨ **摩偷羅国** (*陀娑婆羅のもとへ行き、毘舍離の比丘らの非法を訴えると、毘舍離で結
集することになる。 *ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) 耶舎陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは、[3-72]-01、[3-73]-01、
[4-12]-01、[4-13]-01、[6-6]-01 を参照。

74 Vesālī……Sāvattihī……Vesālī

〈01〉『四分律』「単提 030」(大正 22 p.654 上) : [長者婦人] **毘舍離** (*毘舍離から舎
衛城の長者のもとへ嫁いで) …**舎衛国** (*姑と喧嘩して実家に戻るところで、阿那律と同道して)
…**毘舍離** (1)

(1) 実家がある毘舍離へ帰ったかどうかは不明であるが、とりあえず、到着地を「毘舍離」
で処理した。

75 Takkasilā……Ujjeni……Takkasilā

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.307 下) : [円勝王] 北方・**得叉尸羅国** (*鬱
禪尼国の波羅殊提王の治世に嫉妬し、挙兵して) …**嚧逝尼国** (*波羅殊提王の兵や騎馬を散り散
りにさせ) …**得叉尸羅国** (*帰国後、和解の親書を送る)

76 Ujjeni……Takkasilā……Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.317 上) : [波羅殊提王] **嚧逝尼国** (*得叉尸羅
城の円勝王のもとにいる美しい倡女を慕い、大象に乗って) …**石柁山** (*象を留め、城内へ向かう)
…**得叉尸羅城** (*倡女の家を探り当てた大臣の増養に 7 日後に帰ると約束し、その日が来ると石
柁山に向かう) …**石柁山** (*再び象に乗って) …**嚧逝尼国** (*帰城する)

〈02〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.317 上) : [増養大臣] **嚧逝尼国** (*波羅殊提王
を連れ戻すため、馬に乗って) …**得叉尸羅城** (*城内の倡女の家にはいた王に、帰城の約束を取り
付け) …**石柁山** (*7 日後、王と共に) …**嚧逝尼国** (*城に到着する)

[4] 基準地を 4 点含む通商遊行ルートのデータ

1 Bārāṇasī……Uruvelā……Gayā, Gayāsisa……Rājagaha

〈01〉『パーリ律』「大毘度」(vol. I p.023) : [釈尊] **Bārāṇasī**…**aññatara vanasaṇḍa**
…**Uruvelā** (Uruvela-Kassapa の assama) …**aññatara vanasaṇḍa**…**Nerañjarā nadi** 近辺…
Gayā の **Gayāsisa**…**Rājagaha** (Laṭṭhivana の Suppatiṭṭha cetiya) (1)

(1) 世尊の初転法輪から王舎城に戻られるまでの遊行ルートで、[4-1]-02~05、[4-2]-01、
[5-1]-01~02 を参照。

〈02〉『四分律』「受戒毘度」(大正 22 p.793 上) : [釈尊] **波羅捺国** (仙人鹿苑) …**鬱
毘羅** (劫波園 Kappāsika) …**鬱鞞羅婆界**…**象頭山**…〔摩竭国界〕…**杖林 Laṭṭhivana** (善住
尼拘律樹王下) …**王舎城** (迦蘭陀竹園) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-1]-01、[4-1]-03~05、[4-2]-01、[5-1]-01~02 を参照。

〈03〉『五分律』「受戒法」(大正 22 p.107 上) : [釈尊] **波羅捺国** (仙人鹿苑) …**婆羅**

水 Baraṇā (1) 辺り…耶舎の家…鹿苑 (=仙人住处の鹿野苑) …娑羅林 (=劫波園) …優為界 (童室) …一茂林…尼連禪河 Nerañjarā nadi…一茂林…尼連禪河…伽耶山…王舎城 (迦蘭陀竹園) (2)

(1) バーラーナシー (Bārāṇasī) の側を流れる川。『赤沼』 'Baraṇā' p.076

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01~02、[4-①]-04~05、[4-②]-01、[5-①]-01~02 を参照。

〈04〉『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1027 上) : [釈尊] 波羅痾斯…白氈林…軍住 Senāni…憂樓頻螺池…伽耶頂制底…杖林…王舎城 (竹林=迦蘭陀竹園) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-①]-01~03、[4-①]-05、[4-②]-01、[5-①]-01~02 を参照。

〈05〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.127 下) : [釈尊] 迦施那国・波羅痾斯城 (仙人墮処施鹿林) …娑羅捺河 Baraṇā nadi 辺り…波羅痾斯城 (仙人墮処施鹿林) …優樓頻螺聚落 (白氈林) …多軍村 Senāni…尼連禪河辺りの石室 (=優樓頻螺迦提住处) …伽耶山…善住鞞堵波 (竹林) …王舎城 (迦蘭陀竹園) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-①]-01~04、[4-②]-01、[5-①]-01~02 を参照。

② Bārāṇasī…Uruvelā…Rājagaha…Sāvattihī

〈01〉『根本有部律』「(比丘尼) 波羅市迦 001」(大正 23 p.911 上) : [釈尊] 婆羅痾斯国 (仙人墮処施鹿林中) (1) …大軍婆羅門の聚落 (2) …王舎城 (竹林園) (3) …室羅伐城 (4)

(1) 五比丘の教化。

(2) 大軍婆羅門ほか、1,000 人の留髻外道を教化。

(3) 舍利弗と目連の教化。

(4) 波斯匿王等の教化。初転法輪から王舎城までの遊行ルートで、[4-①]-01~05、[5-①]-01~02 を参照。

③ Campā…Rājagaha…Campā…Rājagaha

〈01〉『四分律』「皮革撻度」(大正 22 p.843 中) : [守籠那] 瞻婆城 (*摩竭提国王に招集されて、城主や居士らと共に) …王舎城…耆闍崛山 Gijjhakūṭa pabbata (*王の導きで世尊のもとを訪れると、娑竭陀の案内で、世尊の教えを聞き、出家を決意し、さっそく父母の許可を得るために、帰城し) …瞻婆城 (*ようやく父母の許しを得て) …王舎城 (耆闍崛山 *世尊のもとで出家し) …温水河 Tapodā 辺りの尸陀林 Sītavana (*あまりに勤行精進しすぎて、経行した場所を血で汚す)

〈02〉『五分律』「皮革法」(大正 22 p.145 上) : [守籠那] 瞻婆城 (*頻婆娑羅王の招集に応じ、王子の結婚に 60 家の豪傑の一人として参列するため、船にて) …王舎城…耆闍崛山 (*娑竭陀の案内で、世尊のもとを訪れ、教えを聞いて、出家を願い出るも、父母の許可を必要とするために) …瞻婆城 (*母の許可を得て) …王舎城 (*世尊のもとで出家し) …尸陀林 (*出家して間もなく、経行中に足を傷めて出血する)

④ Dakkhiṇāgiri…Rājagaha…Dakkhiṇāgiri…Rājagaha

〈01〉『根本有部律』「破僧事」(大正 24 p.202 下) : [舍利弗、目連] 南山 (*雨安居を終えた後、提婆達多が破僧を企てたのを知って、世尊のもとへ) …王舎城 (竹林園=迦蘭陀竹林 *世尊の許可を得て、和合をさせるため、提婆達多のもとへ) ⇔ 南山 (*提婆達多ら五人を除き、比丘らは舍利弗の後に随い、世尊のもとへ戻る)

⑤ Kapilavatthu…Rājagaha…Uruvelā…Bārāṇasī

〈01〉『五分律』「受戒法」（大正 22 p.101 上）：〔釈尊〕雪山の北・迦維羅衛城…阿菟耶の林 Anupiyā ambavana…王舎城…波羅捺山⁽¹⁾…鬱鞞羅聚落…菩提樹下…文鱗童所坐の一樹下 Mucalindamūla…鬱鞞羅（斯那聚落 Senānigama）…斯那婆羅門の舎…菩提樹下…斯那婆羅門の舎…菩提樹下 Bodhirukkhamūla…阿豫波羅尼拘類樹 Ajapālanigrodha…鬱鞞羅聚落…中間道⁽²⁾…波羅捺国（仙人鹿苑）⁽³⁾

(1) 頻婆娑羅王と出会うので、パングダバ (Paṅḍava) 山と推定されるが、誤写？。

(2) 優波迦 (Upaka) と出会った場所。

(3) 世尊の出家から成道、初転法輪までのルートで、[3-10]-01、[3-10]-03~07、[3-10]

【参考データ】01、[4-5]-02、[5-2]-01、[5-3] 【参考データ】01 を参照。

〈02〉『根本有部律』「破僧事」（大正 24 p.117 上）：〔釈尊〕劫比羅城…割髮地塔…無比城 Anupiyā…受出家衣塔…林野…婆伽婆仙人 Bhagava の所…彌伽河 Gaṅgā nadi…王舎城…耆闍崛山 Gijjhakūṭa pabbata…烏留頻螺（西那耶尼聚落 Uruvilvā-Senānigama の尼連禪河 Nerañjarā nadi 辺り）…西那延村 Senāni…孤石山…金剛地 (=菩提樹下) …牟枝隣陀竜王 Mucalindanāgarāja 池辺りの一樹下…菩提樹下…道中⁽¹⁾…迦施那国・波羅痾斯城（仙人墮処施鹿林）⁽²⁾

(1) 優波迦 (Upaka) と出会った場所。

(2) 世尊の出家から成道、初転法輪までのルートで、[3-10]-01、[3-10]-03~07、[3-10]

【参考データ】01、[4-5]-01、[5-2]-01、[5-3] 【参考データ】01 を参照。

⑥ Rājagaha…Bhaddiya…Āpaṇa…Pāvā

〈01〉『五分律』「薬法、食法」（大正 22 p.150 中）：〔釈尊〕王舎城…跋提城（罔林樹下）…曠野⁽¹⁾…阿耨那…阿牟聚落 Ātumā…波旬邑（*雨安居）⁽²⁾

(1) 本文中に「漸漸北行」とあり、この地点で北へ向かわれる。

(2) 本遊行ルートは[5-6]-01、[5-7]-01、同[5-8]-01 を参照。

⑦ Rājagaha…Vesālī…Bārāṇasī…Sāvatti

〈01〉『パーリ律』「衣鞞度」（vol. I p.287）：〔釈尊〕Rājagaha…中間の道路…Vesālī (Gotamaka cetiya) …Bārāṇasī (Isipatana Migadāya) …Sāvatti (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma)

(1) 本遊行ルートは[3-9]-04 を参照。

⑧ Takkasilā…Vesālī…Rājagaha…Sāvatti

〈01〉『根本有部律』「波羅底提舍尼 001」（大正 23 p.897 上）：〔優鉢羅色〕得叉尸羅城（*長者の娘として成長し、婿を迎え入れるも、離婚して）…未度城（*商人と再婚するも、再度離婚し）…広巖城（*姪女たちの尊敬の的となるも、複雑な人間関係から逃れて）…王舎城（竹林園=迦蘭陀竹林 *目連の教化を受け、世尊と出会い、世尊の計らいで、舎衛城で出家することになり）…室羅伐城（*摩訶波闍波提比丘尼のもとで出家する）

⑨ Ujjeni…Rājagaha…Kaṇṇakujja…Ujjeni

〈01〉『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.301 下）：〔波羅殊提王の使者〕嚙逝尼国（*波羅殊提王の命により、王の不眠治療のため、書簡を携え、頻婆娑羅王のもとへ派遣されて）…王舎城（*頻婆娑羅王に耆婆医師の派遣要請を行うと、耆婆と共に）…曲女城（*一行に、城中の医童子も加わって）…嚙逝尼国（*帰国する）

⑩ Ujjeni…Rājagaha…Kosambī…Ujjeni

〈01〉『四分律』「雑犍度」(大正 22 p.961 中) : [波羅殊提王] **慰禪国** (*7 年間雨が降らず、頻婆娑羅王の出水珠を手に入れるため、四部兵を率いて) …**摩竭国**・**王舎城** (*兵糧攻めにすると、珠を贈ることで和解し) …**恒河 Gaṅgā** (*帰路、船遊びに興じる優填王と出会い) …**拘睢弥国** (*調象の術と琴をよくするので、優填王を連行し) …**慰禪国** (*7 年間、優填王を捕虜の身とし、その間自分の瞿波羅王子に調象の術を教えさせ、また娘の王女に琴を教えさせる)

⑪ Vesāli……Bhoganagara……Pāvā……Kusinārā

〈01〉法顕訳『大般涅槃經』(大正 01 p.191 中) : [釈尊] **毘耶離**…**遮波羅支提 Cāpāla cetiya**…**重閣講堂**…**大河の此岸…彼岸…乾茶村 Bhaṇḍagāma**…**象村 Hatthigāma**…**菴婆羅村 Ambagāma**…**閻浮村 Jambugāma**…**善伽城**…**鳩娑村…波波城…中路の一樹下と迦屈嗟河 Kakutthā nadi** (1) …**熙連河 Hirañnavatī nadi**…**鳩尸那城** (娑羅双樹間) …**宝冠支提 Makuṭabandhana**…**鳩尸那城** (2)

(1) 世尊が一樹下で休まれたとき、阿難に水を汲ませに行かせた河。

(2) 涅槃經ルートで、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01 を参照。

⑫ Vesāli……Kaṇṇakuja……Saṅkassa……Vesāli

〈01〉『四分律』「七百集法毘尼」(大正 22 p.968 下) : [耶舍陀迦蘭陀子] **毘舍離** (*跋耆族の比丘らに僧伽を罵ったという嫌疑をかけられ、身の潔白を明らかにするために、離婆多比丘のもとへ) …**婆呵河 Vaggumudā nadi** 辺り…**伽那慰闍国**…**阿伽楼羅国 Aggaḷapura**…**僧迦賒国** (*離婆多と会い、さらに三浮陀比丘に応援を求めるために) …**阿吁恒河山 Ahogaṅgā pabbata** (*三浮陀比丘と会い、離婆多の伝言を告げ、協力を依頼して) …**毘舍離** (婆梨林 Vālikārāma *ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) 耶舍陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは、[3-⑫]-01、[3-⑬]-01~02、[4-⑬]-01、[6-⑥]-01 を参照。

⑬ Vesāli……Saṅkassa……Pāṭaliputta……Vesāli

〈01〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.411 下) : [耶舍陀迦蘭陀子] **婆颯婆聚落 Vāsabhaḡāma** (1) (*500 人の弟子と共に、人間を遊行して) …**広巖城** (*毘舍離城の比丘らが十種の非法を犯しているのを知って) …**安住聚落** (2) (*奢陀 (3) に会い、同意を得て) …**僧羯世城** (*婆嗟 (4) に会い、賛意を得て) …**波吒離子城** (*曲安 (5) のもとへ行くも滅尽定にあったので、善意 (6) を訪ね) …**流転城** (7) (*難勝 (8) に会って) …**大惠城** (9) (*善見 (10) に会って) …**俱生城 Sahajāti** (*妙星 (11) に会って) …**広巖城** (*ヴェーサーリーの第二結集) (12)

(1) カーシ (Kāsi) の村。

(2) 安住聚落は **Sukhavihāra** をあてる。塚本啓祥『改訂増補・初期仏教教団史の研究』(山喜房仏書林、1980) p.215

(3) 奢陀は **Śāḍha = Sālha** とする。前掲書 p.215、なお『赤沼』p.546 では奢陀を **Revata** とする。

(4) 婆嗟は **Vatsa** とする。前掲書 p.215

(5) 曲安は **Kubjita** とする。前掲書 p.215

(6) 善意は **Sumana** とする。前掲書 p.215

(7) 流転城は **Śrughna** をあてる。前掲書 p.215

(8) 難勝は **Ajita** とする。前掲書 p.215

(9) 大惠城は **Māhiṣmati**? とする。前掲書 p.215、p.595、そうであれば、パーリ語のマーヒッサティ (**Māhissati**) に相当するであろう。

- (10) 善見は *Sudarśana, Sambhūta* ? とする。前掲書 p.215
 (11) 妙星は *Revata* とする。前掲書 p.215、『赤沼』 p.570 では妙星を *Sālha* とする。
 (12) 耶舎陀迦蘭陀子 (*Yasa Kākaṇḍakaputta*) の本遊行ルートは、[3-7]-01、[3-8]-01~02、[4-12]-01、[6-6]-01 参照。

[5] 基準地を5点含む通商遊行ルート of データ

① *Bārāṇasī*……*Uruvelā*……*Gayāsīs*……*Rājagaha*……*Sāvattihī*

〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.717 上) : [釈尊] 婆羅痾斯…白鬘林 *Kappāsika*…勝軍聚落 *Senānigama*…烏盧頻螺林の側…伽耶山頂…杖林 *Laṭṭhivana*…王舎城…室羅伐城 (1)

(1) 初転法輪以後の本遊行ルートは [4-1]-01~05、[4-2]-01、[5-1]-02 を参照。

〈02〉『根本有部律』「(比丘尼)捨墮 004」(大正 23 p.948 中) : [釈尊] 婆羅痾斯…白鬘林…勝軍聚落…烏盧頻螺林の側…伽耶山頂…杖林…王舎城…室羅伐城 (1)

(1) 初転法輪以後の本遊行ルートは [4-1]-01~05、[4-2]-01、[5-1]-01 を参照。

② *Kapilavatthu*……*Rājagaha*……*Gayāsīs*……*Uruvelā*……*Bārāṇasī*

〈01〉『四分律』「受戒捷度」(大正 22 p.779 中) : [釈尊] 釈迦族 (迦毘羅衛城) …〔摩竭提国界〕…羅閱城…班荼婆山 *Paṇḍava pabbata*…象頭山…鬱毘羅 (大将村) …尼連禪水 *Nerañjarā nadi* 側 (菩提樹下 *Bodhirukkhamūla*) …鬱鞞羅村 ⇄ 離婆那樹下…文驎竜王樹下 *Mucalindamūla*…阿踰波羅尼拘律樹下 *Ajapālanigrodhamūla*…鬱毘羅…波羅捺国 (仙人鹿苑) (1)

(1) 出家成道から初転法輪までの本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03~07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-3]【参考データ】01 を参照。

③ *Kapilavatthu*……*Rājagaha*……*Uruvelā*……*Gayā*……*Bārāṇasī*

【参考データ】*Kapilavatthu*……*Rājagaha*……*Uruvelā*……*Gayā*……*Bārāṇasī*

〈01〉*MN.026 Ariyapariyesana-s.* (聖求経 vol. I p.160) : 釈尊【回想】(*Kapilavatthu*) (1) …*Ājāra Kālāma* を訪問…*Uddaka-Rāmaputta* を訪問…*Magadha (Rājagaha)* (2) …*Uruvelā (Senānigama)* …*Nerañjarā nadi*…*Gayā* と菩提樹との間の街道…*Bārāṇasī (Isipatana Migadāya)* (3)

(1) 世尊の出家成道の回想なので、出発地をカピラヴァットゥと推定。

(2) 本文中には「マガダを次第に遊行して (*Magadhesu anupubbena cārikaṃ caramāno*)、ウルヴェーラーのセーナー町に至った (*yena Uruvelā Senānigamo tad avasariṃ*)」とあり、マガダの首都王舎城にも立ち寄られたことは他の聖典でも明らかである。

(3) 出家成道から初転法輪までの本遊行ルートは [3-10]-01、[3-10]-03~07、[3-10]【参考データ】01、[4-5]-01~02、[5-2]-01 を参照。

④ *Madhurā*……*Vairambhya*……*Ayodhyā*……*Sāketa*……*Sāvattihī*

〈01〉『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.041 下) : [釈尊] 〔勝軍 (1) の人間〕…古王聚落…賢馬聚落…綠色樹林 (=烏盧門荼山 (2)) …〔勇軍国 (1) の人間〕…摩土羅…鄔達羅聚落…〔勇軍の聚落人間〕…鞞闍底城 (3) (*雨安居) …無能敵城 (4) …恒河…童長城…象声城…頻伽爾迦城…施宝城…娑羅力樹…金升城…自来城…都異迦城 (5) …室羅伐城 (逝多林給孤独園) (6)

- (1) Skt. Śūrasena
- (2) Skt. Urumuṇḍa parvata
- (3) Skt. Vairambhya
- (4) Skt. Ayodhyā. 梵文テキストによれば「世尊は南パンチャラ国を遊行して (Dakṣiṇa-pañcāle janapadacārikāṃ caran)」(上掲 *Bagchi I* 「薬事」 p.034) とあり、南パンチャラ (Pañcāla) の地域を遊行して Ayodhyā に赴かれる。なお Ayodhyā は基準地 Sāketa と同一視されてもいるので、基準地扱いとした。したがって [3] 「基礎データをもとに加工した『直近2基準地点間』資料」でも同様にコンピュータ処理がなされている。
- (5) Skt. Toyikā. 梵文によれば、この地を後に「世尊はコーサラ国を遊行して (Kosaleṣu janapadeṣu cārikāṃ caran)」(前掲本「薬事」 p.051) とあり、Śrāvastī へと赴かれる。
- (6) 本遊行ルートは、前掲本「薬事」 p.011 以下、『八尾』 p.239 以下参照。

⑤ Rājagaha……Ujjenī……Kosambī……Kapilavatthu……Sāvattihī

〈01〉『四分律』「雑犍度」(大正 22 p.946 中) : [釈尊] 王舎城…優禪城…拘睺弥国 (瞿師羅園 Ghosita-ārāma) …迦維羅衛国 (尼拘律園 Nigrodhārāma) …舍衛国 (祇桓園)

⑥ Vesālī……Bhaddiya……Āpaṇa……Kusinārā……Sāvattihī

〈01〉『パーリ律』「薬犍度」(vol. I p.240) : [釈尊] Vesālī…Bhaddiya nagara (Jātiyāvana) …Āṅguttarāpa …Āpaṇa …結髮行者 Keniya の assama …Kusinārā …Ātumā (Bhūsāgāra) …Sāvattihī (Jetavana Anāthapiṇḍikārāma) (1)

(1) 本遊行ルートは [4-⑥]-01、[5-⑦]-01、[5-⑥]-01 を参照。

⑦ Vesālī……Bhaddiya……Āpaṇa……Pāvā……Kapilavatthu

〈01〉『四分律』「薬犍度」(大正 22 p.872 中) : [釈尊] 毘舍離…蘇弥…跋提城…曠野…阿牟多羅国 Āṅguttarāpa …阿摩那城 (翅鬘編髮婆羅門園) …〔摩羅 Malla の人間〕…波婆城…阿頭 Ātumā …迦摩羅 Kamāla ? …迦維羅衛国 (1)

(1) 本遊行ルートは [4-⑥]-01、[5-⑥]-01、[5-⑧]-01 を参照。

⑧ Vesālī……Bhaddiya……Āpaṇa……Pāvā……Sāvattihī

〈01〉『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.191 上) : [釈尊] 毘耶離…修摩国…婆提城…頻闍山…漫陀耆尼池…阿摩那国…阿頭佉国 Ātumā …波婆国…舍衛国 (1)

(1) [4-⑥]-01、[5-⑥]-01、[5-⑦]-01 を参照。

[6] 基準地を6点含む通商遊行ルートのデータ

① Kapilavatthu……Sāvattihī……Kapilavatthu……Sāvattihī……Rājagaha……Sāvattihī

〈01〉『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.717 上) : [優陀夷] 劫比羅城 (*浄飯王の使者として、世尊に帰城を促す手紙を託され、舍衛城へ) …室羅伐城 (*世尊の帰城する意志を確かめると、世尊に出家を願い出て、舍利弗のもとで具足戒を受けた後、迦毘羅衛城へ向かい) …劫比羅城 (*浄飯王に報告した後に、再び戻って) …室羅伐城 (*乞食中に、もと妻の笈多の家を訪れ、彼女に出家を促した後、旧妻を比丘尼にしたという風評を恐れて) …王舎城 (*雨安居を過ごした後に) …室羅伐城 (逝多林 Jetavana *戻ると、笈多比丘尼を訪ねるようになる)

(02) 『根本有部律』 「(比丘尼)捨墮 004」 (大正 23 p.947 下) : [優陀夷] 劫比羅城 (*浄飯王の使者として、世尊宛の手紙を携え、舎衛城へ向かって) …室羅伐城 (*世尊に帰城の意志があることを知ると、世尊に出家を願い出て、舍利弗のもとで具足戒を受け) …劫比羅城 (*浄飯王に報告すると、戻って) …室羅伐城 (*乞食中に、旧妻の笈多のもとを訪ね、出家を促した後、風評を恐れて) …王舎城 (竹林精舎 *雨安居後に) …室羅伐城 (逝多林 *戻ると、笈多比丘尼を訪ねる)

② Rājagaha……Pāṭaligāma……Vesālī……Bhoganagara……Pāvā……Kusinārā

(01) 『長阿含』 002 「遊行経」 (大正 01 p.011 上) : [釈尊] 羅闍城 (耆闍崛山 Gijjhakūṭa pabbata) … [摩竭 Magadha] … 竹園 (=迦蘭陀竹園) … [摩竭] … 巴陵弗城 (巴陵樹下) … 講堂…水辺 Gaṅgā nadī の此岸…彼岸… [跋祇 Vajji] … 拘利村 Koṭigāma… [跋祇] … 那陀村 Nādika (毘維処 Giṅjakāvasatha) … [跋祇] … 毘舍離国 (一樹下) … 菴婆婆梨園 Ambapālivana ⇔ 菴婆婆梨の家… [跋祇] … 竹林叢 Beluva-gāmaka ⇔ 毘沙陀耶婆羅門の家 (*雨安居) … 遮婆羅塔 Cāpāla-cetiya… 香塔 (Kūṭāgāra=重閣講堂) … [跋祇] … 菴婆羅村 Ambagāma… [跋祇] … 瞻婆村 Jambugāma… 捷茶村 Bhaṇḍagāma… 婆梨婆村 Hatthigāma … 負弥城 (北の止戸舎婆林 Simsapāvana) … [末羅 Malla] … 波婆城 (闍頭園) ⇔ 淳陀の家 … 拘夷那竭城に至る道の一樹下…河…拘孫河 Kakutthā nadī… 拘尸城 (本生処末羅双樹間) … 灑連禪河 Hirañnavatī nadī… 天冠寺 Makuṭabandhana (1)

(1) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01 を参照。

③ Rājagaha……Pāṭaligāma……Vesālī……Mithilā……Pāvā……Kusinārā

(01) 『根本有部律』 「菓事」 (大正 24 p.019 下) : [釈尊] 王舎城 (竹林精舎) … [摩揭陀] … 波吒離邑 (制多所) ⇔ 禹舎大臣の家… 弥伽河… [仏栗氏国] … 俱胝聚落 (勝林樹) … [仏栗氏国] … 那地迦聚落 (群氏迦堂) … [仏栗氏国] … 広嚴城 (菴羅林) ⇔ 菴婆波利夫人の家… [薛利支 (1)] … 竹林聚落 (北の昇提波樹林) … 無間聚落 (の一処) … 勝身城 Videha の人間… 弥替羅聚落 (莫訶提婆林) … 阿耨井処 Anomā nadī (2) … 牛苑聚落 … 彼城… 梵婆城 (3) … 拘尸那国 (娑羅双樹 *入涅槃地) (4)

(1) Skt. Vṛji の音写。

(2) 『国訳一切経』 律部 23 (p.113) の註 41

(3) 道中にて、入城はされていない。

(4) 『八尾』 pp.081~147、ならびに本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01 を参照。

④ Sāvattihī……Sāketa……Bārāṇasī……Vesālī……Rājagaha……Campā

(01) 『根本有部律』 「菓事」 (大正 24 p.005 中) : [阿帝耶医師] 室羅伐城 (*世尊を罵倒し、波斯匿王に駆出されて) … 娑羅多城… 波羅痾斯城… 薛舎離城… 王舎城… 瞻波城… 流泉池処 (*死して無間地獄に墮す)

⑤ Verañjā……Saṅkassa……Kaṇṇakujja……Payāgapatiṭṭhāna……Bārāṇasī……Vesālī

(01) 『パーリ律』 「波羅夷 001」 (vol.III p.001) : [釈尊] Verañjā (Naḷerupucimandamūla *雨安居) … Soreyya… Saṅkassa… Kaṇṇakujja… Payāgapatiṭṭhāna… Gaṅgā nadī 此岸… 彼岸… Bārāṇasī… Vesālī (Mahāvana Kūṭāgārasālā) (1)

(1) 本遊行ルートは [3-⑦]-01、[3-⑧]-01 を参照。

⑥ Vesālī……Pāvā……Madhurā……Ālavī……Kosambī……Vesālī

〈01〉 『五分律』 「七百集法」 (大正 22 p.192 上) : [耶舍陀迦蘭陀子] **毘舍離** (獼猴水辺りの重閣講堂 *十種の非法を犯した跋耆族の比丘らに、不見罪羯磨にかけられようとしたので、神足で立ち去って) …**波旬国**…**摩偷羅国**…**阿臘脾邑**…**阿呼山** Ahogaṅgā pabbata (*長老の三浮陀に会い、十種の非法を訴え、同意を得て) …**拘舍弥城** (*長老の離婆多に会い、同意を得て) …**毘舍離城** (毘羅耶女所施園 *ヴェーサーリーの第二結集) (1)

(1) 耶舍陀迦蘭陀子 (Yasa Kākaṇḍakaputta) の本遊行ルートは [3-**72**]-01、[3-**73**]-01~02、[4-12]-01、[4-**13**]-01 を参照。

[7] 基準地を 7 点含む通商遊行ルート of データ

① Rājagaha … Pāṭaligāma … Vesālī … Vesālī … Bhoganagara … Pāvā … Kusinārā

〈01〉 白法祖訳 『仏般泥洹経』 (大正 01 p.160 中) : [釈尊] **王舎国** (鷄山 Gijjhakūṭa) …講堂… [摩竭国] …羅致聚…**巴隣聚** (樹下) …阿衛聚 (一樹下) …禹舎大臣の巖舎…江水 Gaṅgā nadī の此岸…彼岸…拘隣聚 Koṭigāma…喜豫国 Nādika (捷提樹下) …棕園…**維耶梨国**…菴婆波利女の家…竹芳聚 Beluva-gāmaka…**維耶梨国**…神樹下…醯連溪水辺りの樹下…大会堂… [華氏 Malla] …拘隣聚 (戸舎洹園) …捷梨聚 Bhaṇḍagāma…金聚 Jambugāma…授手聚 Hatthigāma…掩滿聚…喜豫聚…華氏聚…**夫延城** (北の樹下) …**波旬国** (禪頭園 (1)) ⇔ 淳陀の家…鳩對溪水 Kakutthā nadī…醯連溪 Hiraṇṇavatī nadī…**鳩夷那竭国** (鹽呵沙 Yamakasāla) …周黎波檀殿大講堂 Makuṭabandhana (2)

(1) 禪頭園は、大正藏經に「禪頭国」と校訂するも、宋・元・明の三本により「禪頭園」を採る。

(2) 本遊行ルートは [4-**1**]-01、[6-**2**]-01、[6-**3**]-01、[7-**1**]-02~04、[8-**1**]-01 を参照。

〈02〉 失訳 『般泥洹経』 (大正 01 p.176 上) : [釈尊] **王舎** (鷄山) …講堂…**王舎城**…王園 Ambalaṭṭhikā…**巴連弗** (城外の神樹下) …阿衛聚 (一樹下) …**巴連弗** (城内の禹舎大臣家) …津渚の此岸…彼岸…拘利邑 (樹下) …喜豫邑 (河水辺りの捷祇樹下) …**維耶離国** (城外の奈氏園) ⇔ 菴婆波利の家…竹芳邑 (城北林樹下) (1) …衛沙聚…**維耶離** (猿猴館) …神地…講堂…拘利邑 (城北林樹下) …健持邑 (城北樹下) …掩滿邑…金邑…授手邑…華氏邑…善淨邑…**夫延邑** (城北樹下) …**波旬国** (城外の禪頭園) ⇔ 淳陀の家…拘夷邑へ向かう道中 (2) …**醯連河**の此岸…彼岸… (**拘尸那竭**) 蘇連双樹間…**漚荼地** (3)

(1) 「避雨時補繕衣畢」 (p.180b) とあるので、世尊最後の雨安居地である。

(2) ここで阿難が拘遺河 Kakutthā nadī へ水を取りに行く。

(3) 本遊行ルートは [4-**1**]-01、[6-**2**]-01、[6-**3**]-01、[7-**1**]-01、[7-**1**]-03~04、[8-**1**]-01 を参照。

〈03〉 *Mahāparinirvāṇasūtra* (p.102) : [釈尊] **Rājagṛha**…**Veṇuṣaṭṭhikā**…**Pāṭaligrāma**…**ka**…Gaṅgā 河の此岸 (=Gautamatīrtha) …彼岸…**Kuṭigrāmaka**…**Nādikā**…**Vaiśālī**…**Veṇugrāmaka** (*雨安居) …**Vaiśālī**…**Kuṣṭhagrāmaka**…**Gaṇḍagrāmaka**…**Droṇagrāmaka**…**Śūrpagrāmaka**…**Āmragrāmaka**…**Jambugrāmaka**…**Hastigrāmaka**…**Bhoganagara**…**Pāpāgrāmaka**…**Kukustā** nadī (1) …**Hiraṇṇavatī** nadī…**Hiraṇṇavatī** nadī

と Kuśinagarī 間の道中…**Kuśinagarī**…Makuṭabandhana caitya (2)

(1) パーパー村 (Pāpāgrāmaka) とヒラニヤヴァティー河 (Hiraṇyavatī nadi) との間の道を外れ、一樹下で休憩された世尊は、阿難に「ククスター河 (Kukustā nadi) の水を汲んで来てくれ。水を飲みたい」と告げられる。

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04、[8-①]-01 を参照。

〈04〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.382 中) : [釈尊] **王舎城** (鷲峰山) … [摩揭陀国] …**波吒離邑** (制底処) ⇨ 禹舎大臣の家…**菴伽河**の此岸…彼岸…小舎村 (北の升摂波林) …販葦聚落 (村外の林) …**広巖城** (菴沒羅の林) ⇨ 菴婆波利の家…竹林 (北の升摂波林 *雨安居) …**広巖城** (重閣堂) …取弓制底 (樹下) …重患村 Bhaṇḍagāma (升摂波林) …10 余の聚落…**受用城** (北林) …**波波邑** (折鹿迦林) …俱多河 (1) …**金河**の此岸…彼岸…**拘尸那城** (娑羅双樹) …**繫冠制底** (2)

(1) 金河 (Hiraññavatī nadi) に至らない道中、俱多河 (Kakutthā nadi) で阿難に取水させる。

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~03、[8-①]-01 を参照。

[8] 基準地を 8 点含む通商遊行ルート of データ

① Rājagaha…Nālandā…Pāṭaligāma…Vesālī…Vesālī…Bhoganagara…Pāvā…Kusinārā

〈01〉DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃經 vol. II p.072) : [釈尊] **Rājagaha**…Ambalaṭṭhikā…**Nālandā**…**Pāṭaligāma**…Gaṅgā nadi の此岸 (=Gotamatittha) …彼岸…**Koṭigāma**…**Nādika** 族の所…**Vesālī**…Beluvagāmaka (*雨安居) …**Vesālī**…**Bhaṇḍagāma**…**Hatthigāma**…**Ambagāma**…**Jambugāma**…**Bhoganagara**…**Pāvā**…**Kakutthā nadi** にほど近き道の傍らの一樹下 (1) …**Kakutthā nadi**…**Hiraññavatī nadi** の此岸…彼岸…**Kusinārā**…**Makuṭabandhana**…会議堂 (2)

(1) ここで世尊が阿難に「水を汲んでくるように」と告げられる。

(2) 本遊行ルートは [4-①]-01、[6-②]-01、[6-③]-01、[7-①]-01~04 を参照。

② Pāṭaliputta…Lumbinī…Kapilavatthu…Bārāṇasī…Saṅkassa…Kusinārā…Sāvattihī…Pāṭaliputta

【参考データ】 Pāṭaliputta…Lumbinī…Kapilavatthu…Bārāṇasī…Saṅkassa…Kusinārā…Sāvattihī…Pāṭaliputta

〈01〉『雑阿含』604 (大正 02 p.161 中) : [阿育王、優波崛比丘] 【予言】**巴連弗邑** (*阿育王が随伴比丘として優波崛を伴い、仏址を辿って) …**隆頻林**…**城裏**…天寺…菩薩の学堂 etc …道樹下…**波羅奈国** (仙人園鹿野苑) …(摩竭提国) (1) …(僧迦尸) (2) …**鳩尸那竭国**…**舍衛国** (祇樹給孤獨園) …(巴連弗邑) (3)

(1) 本文中に「如来度優樓頻螺迦葉等仙人…如来為瓶沙王說法」とあるので、摩竭提国の鬱毘羅 (Uruvelā) や伽耶山 (Gayāsīsa)、王舎城と推定されるが、一々の地名は挙げなかった。

(2) 本文中に「如来至天上為母說法…下於人間」とあるので、僧迦尸 (Saṅkassa) と推定。

(4) 到着地を巴連弗邑と推定。本遊行ルートは、*Divyāvadāna* p.389、『平岡』下 p.117

以下参照。

[9] 基準地を 14 点含む通商遊行ルート of データ

- ① Godhāvarī……Patiṭṭhāna……Māhissati……Ujjenī……Vedisa……Kosambī……Sāketa
……Sāvattthī……Kapilavatthu……Kusinārā……Pāvā……Bhoganagara……Vesālī……
Rājagaha

〈01〉 *Suttanipāta 005-001* (p.190) : [バーヴァリン婆羅門の 16 人の弟子] **Godhāvarī**
河 (*バーヴァリン婆羅門の命を受け、世尊のもとへ派遣されて) …**Patiṭṭhāna**…**Māhissati**…
Ujjenī…Gonaddha…**Vedisa**…Vanasa…**Kosambī**…**Sāketa**…**Sāvattthī**…Setavya…
Kapilavatthu…**Kusinārā**…**Pāvā**…**Bhoganagara**…**Vesālī**…**Rājagaha** (*世尊を拜謁し、
教えを受けた後、再び戻る)

[10] 基準地を含まない通商遊行ルート of データ

- ① Aciravatī nadi……Anupiyā……Vajji

〈01〉 『中阿含』 112 「阿奴波経」 (大正 01 p.600 中) : [釈尊] 跋耆瘦…阿奴波 Anupiyā (1)
…阿夷羅和帝河 Aciravatī nadi

(1) 本文中に阿奴波 (Anupiyā) が跋耆 (Vajji) の都邑とするが、パーリ文献ではマッラ
(Malla) に属する。

- ② Aṅga……Assapura

〈01〉 『中阿含』 182 「馬邑経」 卷上 (大正 01 p.724 下) : [釈尊] 鶡騎国 Aṅga…馬邑
Assapura (馬林寺)

〈02〉 『中阿含』 183 「馬邑経」 卷下 (大正 01 p.725 下) : [釈尊] 鶡騎国…馬邑 (馬林寺)

- ③ Aṅguttarāpa……陀婆闍梨迦林

〈01〉 『雜阿含』 1077 (大正 02 p.280 下) : [釈尊] 央瞿多羅国 Aṅguttarāpa…陀婆闍梨
迦林

- ④ Anupiyā……Bhaggavagotta の僧園

〈01〉 *DN.024 Pātika-s.* (波梨経 vol.III p.001) : [釈尊] Malla・Anupiyā…Bhaggava-
gotta の僧園

〈02〉 『長阿含』 015 「阿毘夷経」 (大正 01 p.066 上) : [釈尊] 冥寧国 (1) ・阿奴夷土
Anupiyā…房伽婆梵志の園觀

(1) 冥寧は Maineya の音写と推定され、マッラ族の一支族である Maineya 族の住む地域を
いう。辛島静志「『阿含経』現代語訳第 14 『阿毘夷経』」 (『月刊アーガマ』通巻 60
号、阿含宗出版局、1985) p.085 註 (1)

- ⑤ Avanti……Macchikāsaṇḍa

〈01〉 *SN.041-003* (vol.IV p.285) : [イシダッタという若い比丘] Avanti…Mac-
chikāsaṇḍa (Ambāṭakavana *長老比丘たちとチッタ居士の住居を訪れたとき、居士から質問さ

れるが、長老比丘たちが答えられずにいるので、手際よく答える)

⑥ Beluva……Vaggumudā nadi

- 〈01〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.668 下) : [500 人の漁師] 勝慧河 Vaggumudā nadi の漁師村 (*世尊と出会い教えを聞き、出家して) …竹林聚落 Beluvagāma (北の升楨波林 Siṃsapāvana *飢饉で乞食も得難かったので、自分たちの眷族のいる漁師村へ) ⇒勝慧河 (*草庵で雨安居をむかえ、終えた後に、再び世尊のもとへ戻る)

⑦ Beluva……Vajji

- 〈01〉『根本有部律』「波羅市迦 004」(大正 23 p.675 上) : [比丘] 竹林聚落 (北の升楨波林 *飢饉で乞食も得難かったので、世尊の指示にしたがい親友を頼って、毘舍離の近郊の聚落へ) ⇒仏栗氏・聚落 (*雨安居を終えた後、再び世尊のもとへ戻る)

⑧ Beluva……沙羅提国

- 〈01〉白法祖訳『仏般泥洹經』(大正 01 p.164 中) : [比丘] 竹芳聚 (*飢饉であったので、世尊の指示により、沙羅提国へ) …沙羅提国

⑨ Bhagga……Kammāsadamma

- 〈01〉『中阿含』169「拘楼瘦無諍經」(大正 01 p.701 中) : [釈尊] 婆奇瘦 Bhagga…劍磨瑟曇 Kammāsadamma (1)

(1) 本文中に「拘楼 (Kuru) の都邑」とある。

⑩ Bhagga……Suṃsumāragira

- 〈01〉『中阿含』087「穢品經」(大正 01 p.566 上) : [釈尊] 婆奇瘦…鼉山 Suṃsumāragira (怖林 Bhesakalāvana の鹿野園)
 〈02〉『十誦律』「雜法」(大正 23 p.271 下) : [釈尊] 波伽国 Bhagga…失守羅 (毘師藍 蜜伽藍 Bhesakalāvana) …菩提王子の家 (鳩摩羅新堂)

⑪ Bhiruka……Roruka

- 〈01〉『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.880 中) : [除患大臣] 勝音城 Roruka (1) (*王位を継いだ頂髻王が悪大臣を重用し、斥けられたので、船に珍宝を満載し、立ち去って) …除患城 Bhiruka (*城を築いて、その名を「除患城 Bhirukaccha」とする) (2)

(1) 勝音城は、DN.019 Mahā govinda-s. (大典尊經 vol.II p.220) によれば、ソーヴィーラ (Sovira) 国の首府。

(2) 本遊行ルートは Divyāvādāna p.575、『平岡』下 pp.502~3 参照。

⑫ Caṇḍalakappa……Kosala

- 〈01〉MN.100 Saṅgārava-s. (傷歌邏經 vol.II p.209) : [釈尊] Kosala…Caṇḍalakappa (Todeyya-ambavana)

⑬ Daṇḍakappaka-nigama……Kosala

- 〈01〉AN.006-006-062 (vol.III p.402) : [釈尊] Kosala…Daṇḍakappaka-nigama (一樹下)

⑭ Gaṅgā……Ukkacelā

- 〈01〉『中阿含』076「郁伽支羅經」(大正 01 p.543 下) : [釈尊] 郁伽支羅 Ukkacelā…恒河岸辺

⑮ Gosīṅgasālavanadāya……Vajji

〈01〉 『中阿含』 184 「牛角娑羅林經」 卷上 (大正 01 p.726 下) : [釈尊] 跋耆瘦…牛角娑羅林 *Gosiṅgasālavanadāya* (1)

(1) 牛角娑羅林は、対応經の *MN.031 Cūḷagosiṅga-s.* (牛角林小經 vol. I p.205) によれば、ナーディカ (*Nādika*) のギンジャカーヴァサタ (*Giṅjakāvāsatha*) 付近にある。

16 Hiruka……Roruka

〈01〉 『根本有部律』 「波逸底迦 082」 (大正 23 p.880 中) : [利益大臣] 勝音城 *Roruka* (1) (* 王位を継いだ頂髻王が悪大臣を重用し、斥けられたので、船に珍宝を満載し、立ち去って) …利益城 (*城を築いて、その名を「利益城 (*Hiruka*)」とする)

(1) 上記⑩ 〈01〉 の註 (1) 参照。

17 Icchānaṅgala……Kosala

〈01〉 *DN.003 Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼經 vol. I p.087) : [釈尊] *Kosala*…*Icchānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Icchānaṅgala-vanaśaṇḍa*) …*Ukkaṭṭhā* (*Pokkharasādi* の居宅)

〈02〉 『長阿含』 020 「阿摩昼經」 (大正 01 p.082 上) : [釈尊] 俱薩羅国…伊車能伽羅婆羅門村 (伊車林) …郁伽羅村

〈03〉 『長阿含』 026 「三明經」 (大正 01 p.104 下) : [釈尊] 俱薩羅国…伊車能伽羅婆羅門村 (伊車林)

〈04〉 『雜阿含』 1250 (大正 02 p.343 中) : [釈尊] 拘薩羅…一奢能伽羅聚落 (一奢能伽羅の林)

〈05〉 『雜阿含』 1251 (大正 02 p.344 上) : [釈尊] 拘薩羅…那楞伽羅聚落

〈06〉 *AN.005-003-030* (vol. III p.030) : [釈尊] *Kosala*…*Icchānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Icchānaṅgala-vanaśaṇḍa*)

〈07〉 *AN.006-004-042* (vol. III p.341) : [釈尊] *Kosala*…*Icchānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Icchānaṅgala-vanaśaṇḍa*)

〈08〉 *AN.008-009-086* (vol. IV p.340) : [釈尊] *Kosala*…*Icchānaṅgala brāhmaṇagāma* (*Icchānaṅgala-vanaśaṇḍa*)

〈09〉 『根本有部律』 「雜事」 (大正 24 p.378 中) : [釈尊] 憍薩羅国…欲犁聚落 (園林)

18 Kakkarapatta nigama……Kāsi

【参考データ】 *Kakkarapatta nigama*……*Kāsi*

〈01〉 *AN.008-006-054* (vol. IV p.281) : [物流ルート] *Kāsi*…*Koliyā*・*Kakkarapatta nigama* (*カーシ産の栴檀 *Kāsika-candana*)

19 Kalandagāma……Kalandagāma

〈01〉 『根本有部律』 「波羅市迦 001」 (大正 23 p.628 上) : [須提那] 仏栗氏国・羯蘭鐸迦村 *Kalanda-gāma* (*出家して比丘となり、人間を遊行して) …他方 (*飢饉で食が得難かったため、再び村に戻って) …迦蘭陀村 (付近の阿練若 *小さな房に住し、もとの妻と不浄を犯し、世尊のもとを訪れて、告白する)

20 Kallavālamutta-gāma……Suṃsumāragira

【参考データ】 *Kallavālamutta-gāma*……*Suṃsumāragira*

〈01〉 『中阿含』 083 「長老上尊睡眠經」 (大正 01 p.559 中) : [釈尊] 婆耆瘦・鼈山 (怖林鹿野園) …摩竭国・善知識村 *Kallavāla-gāma* (1)

【2】原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの「基礎データ」

(1) 目連が摩竭提国の善知識村にいて、思惟して居眠りすると、釈尊はそれを天眼で知られて彼のもとに現われ、教えを説かれるというストーリーである。

〈02〉 AN.007-006-058 (vol.IV p.085) : [釈尊] Bhagga・Suṃsumāragira (Bhesakalāvana の鹿野園) …Magadha・Kallavālamutta-gāma (1)

(1) 上記【参考データ】〈01〉の註(1)と同じ。

㉑ Kammāsadamma……Kuru

〈01〉 『根本有部律』 「菜事」 (大正 24 p.031 中) : [釈尊] 俱盧菟 Kuru…調伏縑色 Kammāsadamma (1)

(1) 本文中に「世尊遊行俱盧菟人間至調伏縑色王城」とある。『八尾』p.149

㉒ Kāsi……Kiṭāgiri

〈01〉 MN.070 Kiṭāgirri-s. (枳咤山邑経 vol.I p.473) : [釈尊] Kāsi…Kiṭāgiri

〈02〉 『中阿含』 195 「阿湿貝経」 (大正 01 p.749 下) : [釈尊] 迦尸国…一処…迦羅頼 Kiṭāgiri (北村の尸椽和林 Simsapāvana)

〈03〉 『四分律』 「房舎捷度」 (大正 22 p.943 中) : [釈尊] 迦尸国…羈連

〈04〉 『五分律』 「僧残 013」 (大正 22 p.021 下) : [500 人の比丘] 迦夷国…吉羅邑 (*迦尸国からやって来て、乞食しても食を得られず、空鉢のまま去る)

㉓ Kāsi……Nādika

【参考データ】 Kāsi……Nādika

〈01〉 AN.006-006-059 (vol.III p.391) : [物流ルート] Kāsi…Nādika (Giṅjakāvasatha *カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

㉔ Kāsi……Nālā

【参考データ】 Kāsi……Nālā

〈01〉 Therigāthā (p.151) : [物流ルート] Kāsi…Nālā (*カーシ産の衣服 Kāsika-vattha)

㉕ Kāsi……Macchikāsaṇḍa

〈01〉 『パーリ律』 「羯磨捷度」 (vol.II p.015) : [舍利弗、目連、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、ウパーリ、阿難、ラーフラ] Kāsi (*遊行して) …Macchikāsaṇḍa (*チッタ居士から食事に招待される)

〈02〉 『四分律』 「呵責捷度」 (大正 22 p.892 上) : [舍利弗と目連と 500 人の比丘] 伽尸国 (*500 人の比丘らと共に、人間を遊行して) …(磨叉止陀聚落 Macchikāsaṇḍa) 阿摩梨園 Ambālavana, Ambātakavana (*質多居士から翌日の食事の招待を受ける)

〈03〉 『十誦律』 「般茶盧伽法」 (大正 23 p.224 中) : [優波斯那と 500 人の比丘] 迦尸国 (*500 人の比丘らと共に遊行して) …磨叉止陀聚落 (菴羅林 Ambālavana, Ambātakavana の僧房 *質多居士から食事の招待を受ける)

㉖ Kāsi……Veḷudvāra-brāhmaṇagāma

【参考データ】 Kāsi……Veḷudvāra-brāhmaṇagāma

〈01〉 SN.055-007 (vol.V p.352) : [物流ルート] Kāsi…Kosala・Veḷudvāra-brāhmaṇagāma (*カーシ産の梅檀 Kāsika-candana)

㉗ Kāsi……迦羅山

〈01〉 『十誦律』 「臥具法」 (大正 23 p.247 中) : [釈尊] 迦尸国…迦羅山

28 Kasmīra……Rohitaka

〈01〉 『根本有部律』 「菓事」 (大正 24 p.039 中) : [象力菓叉の使者] 盧醯德迦城 (1)
 (* 屈底迦菓叉という象力の親友に果実を送るよう依頼するため、使者として派遣されて) …迦
 湿弥羅国 (2)

(1) Skt. Rohitaka. 『八尾』 p.227

(2) Skt. Kāsmīra. 『八尾』 同上頁

29 Kesaputta-nigama……Kosala

〈01〉 AN.003-007-065 (vol. I p.188) : [釈尊] Kosala…Kesaputta-nigama (1)

(1) カーラーマ Kālāma 族の町。

30 Khānumata-brāhmaṇagāma……Kosala

〈01〉 『長阿含』 023 「究羅檀頭經」 (大正 01 p.096 下) : [釈尊] 俱薩羅国…佉菟婆堤
 村 (尸舍婆林)

31 Khānumata-brāhmaṇagāma……Magadha

〈01〉 DN.005 Kūṭadanta-s. (究羅檀頭經 vol. I p.127) : [釈尊] Magadha…Khānumata-
 brāhmaṇagāma (Ambalaṭṭhikā)

32 Kiṭāgiri……Kosala

〈01〉 『五分律』 「臥具法」 (大正 22 p.168 下) : [釈尊] 拘薩羅国…訖羅訖列邑

33 Koliyā, Koḷiyā……Rohiṇī……Sākiyā

〈01〉 Theragāthā (p.056) : [釈尊] Sākiya 族…Rohiṇī 河 (1) …Koḷiya 族

(1) 「西に向かってローヒニー河を渡られる (pacchāmukhaṃ Rohiṇiṃ tarantaṃ)」とあ
 るから、世尊がコーリヤ国から釈迦国へ向けて遊行されていることになる。

34 Koliyā, Koḷiyā……Sāpūga

〈01〉 『雜阿含』 565 (大正 02 p.148 下) : [釈尊] 橋池 Koliyā…婆頭聚落 Sāpūga (北の身
 恕林 Siṃsapāvana)

35 Kosala……浮梨聚落

〈01〉 『雜阿含』 1181 (大正 02 p.319 中) : [釈尊] 拘薩羅…浮梨聚落 (1) (天敬婆羅門の
 菴羅園)

(1) 浮梨聚落がブリ族 Buli の聚落であれば、アッラカッパ Allakappa となるが。『赤沼』
 ‘Buli’ p.108

〈02〉 『別訳雜阿含』 095 (大正 02 p.407 中) : [釈尊] 拘薩羅…天敬婆羅門聚落 (1)

(1) 天敬婆羅門聚落は対応經の上記『雜阿含』 1181 によれば、浮梨聚落とする。『赤沼』
 ‘Devahita’ p. 157

36 Kosala……Magadha

【参考データ】 Kosala……Magadha

〈01〉 SN.009-004 (vol. I p.199) : [比丘] 【話題】 Kosala (ある密林 aññantara vanasaṅḍa *3 カ
 月の雨安居を終え、遊行に出かけた後で、神々が悲しんで、比丘たちの遊行先となる国名を唱える)
 …Magadha

〈02〉 『雜阿含』 1331 (大正 02 p.367 下) : [比丘] 【話題】 拘薩羅国 (*人間を遊行して) …ある
 林 (*雨安居を終えると、天神が別れを惜しんで、遊行先となる国名を唱える) …摩伽陀

〈03〉『別訳雑阿含』351 (大正 02 p.489 中) : [比丘] 【話題】俱薩羅国⁽¹⁾ (竹林 *雨安居を過ぎた後、比丘らが自恣を終えて、各地へ遊行に出かけようとする、天神が悲しんで、遊行先の国名を唱える) …摩竭提

(1) 大正藏經には「俱薩羅園」とあるが、俱薩羅国と訂正。

〈04〉『根本有部律』「波逸底迦 082」 (大正 23 p.872 下) : [薩羅陀夫人] 【話題】摩揭陀国 (*生まれて、嫁いで) …室羅伐城 (*波斯匿王の王妃となる) ⁽¹⁾

(1) 末利夫人に「摩竭提国の生まれであり、舍利弗も同じ出身である」と、自分の出身地を語る。

③7 Kosala……Kosala

【参考データ】Kosala……Kosala

〈01〉SN.009-004 (vol.I p.199) : [比丘] 【話題】Kosala (ある密林 aññantara vanasaṅḍa *3カ月の雨安居を終え、遊行に出かけた後で、神々が悲しんで、比丘たちの遊行地である国名を唱える) …Kosala

〈02〉『雑阿含』1331 (大正 02 p.367 下) : [比丘] 【話題】拘薩羅国 (*人間を遊行して) …ある林 (*雨安居を終えると、天神が別れを惜しんで、遊行地の国名を唱える) …拘薩羅

③8 Kosala……Manasākaṭṭha-brāhmaṇagāma

〈01〉DN.013 Tevijja-s. (三明經 vol.I p.235) : [釈尊] Kosala…Manasākaṭṭha-brāhmaṇagāma (Aciravatī nadi 辺りの Ambavana)

③9 Kosala……Nagaravinda

〈01〉MN.150 Nagaravindeyya-s. (頻頭城經 vol.III p.290) : [釈尊] Kosala…Nagaravinda

〈02〉『雑阿含』280 (大正 02 p.076 下) : [釈尊] 拘薩羅国…頻頭城 (北の申恕林)

④0 Kosala……Naḷakapāna

〈01〉AN.010-007-067 (vol.V p.122) : [釈尊] Kosala…Naḷakapāna (Palāsavana)

④1 Kosala……Nālandā

〈01〉SN.042-009 (vol.IV p.322) : [釈尊] Kosala…Nālandā (Pāvārikambavana)

④2 Kosala……Opasāda brāhmaṇagāma

〈01〉MN.095 Caṅkī-s. (商伽經 vol.II p.164) : [釈尊] Kosala…Opasāda brāhmaṇagāma (Devavana sālavana)

④3 Kosala……Pañcasālā brāhmaṇagāma

〈01〉『中阿含』088「求法經」 (大正 01 p.569 下) : [釈尊] 拘娑羅…五娑羅村 Pañcasālā brāhmaṇagāma (北の尸提和林)

④4 Kosala……Sālā-brāhmaṇagāma

〈01〉MN.041 Sāleyyaka-s. (薩羅村婆羅門經 vol.I p.285) : [釈尊] Kosala…Sālā-brāhmaṇagāma

〈02〉MN.060 Apaṇṇaka-s. (無戲論經 vol.I p.400) : [釈尊] Kosala…Sālā-brāhmaṇagāma

〈03〉『雑阿含』053 (大正 02 p.012 下) : [釈尊] 拘薩羅国…薩羅聚落 (北の申恕林)

④5 Kosala……Sālavatikā

- 〈01〉 *DN.012 Lohicca-s.* (露遮経 vol.I p.224) : [釈尊] Kosala…Sālavatikā
 〈02〉 『長阿含』029「露遮経」(大正01 p.112下) : [釈尊] 拘薩羅…娑羅婆提 (1) 娑羅門村 (北の尸舎婆林)

(1) 大正蔵経には「娑羅婆提」とあるが、娑羅婆提と訂正。

46 Kosala……Sedaka

- 〈01〉 『雑阿含』619 (大正02 p.173中) : [釈尊] 拘薩羅…私伽陀聚落 Sedaka, Setaka (1) (北の身恕林)

(1) 私伽陀は対応経の *SN.047-019* (vol.V p.168) のほか、*SN.046-030* (vol.V p.089)、*SN.047-020* (vol.V p.169) によれば、スンバ国 (Sumbha) の聚落である。『モノグラフ』第15号「その他国篇」【補註15】「Sumbha (スンバ国)」p.655

47 Kosala……Setavya

- 〈01〉 *DN.023 Pāyāsi-s.* (弊宿経 vol.II p.316) : [クマーラ・カッサパと500人の比丘] Kosala (*500人の比丘たちと共に遊行して)…Setavya-nagara (Siṃsapāvana *パーヤーシという王族に教えを説くと、三宝に帰依して優婆塞となる)
 〈02〉 『長阿含』007「弊宿経」(大正01 p.042中) : [鳩摩羅迦葉と500人の比丘] 拘薩羅国 (*500人の比丘らと共に遊行して)…斯波醯婆羅門村 Setavya (北の尸舎婆林 *弊宿婆羅門に教えを説くと、帰依して優婆塞となる)
 〈03〉 『中阿含』071「蟬肆経」(大正01 p.525上) : [鳩摩羅迦葉] 拘薩羅国 (*比丘らと共に遊行して)…斯和提村 (北の尸摂和林 *弊宿王を教化する)
 〈04〉 『別訳雑阿含』267 (大正02 p.467上) : [釈尊] 僑薩羅国…沙林聚落 (一樹下)
 〈05〉 『四分律』「雜犍度」(大正22 p.958上) : [釈尊] 拘薩羅国…都子婆羅門村
 〈06〉 『五分律』「雜法」(大正22 p.172上) : [釈尊] 拘薩羅国…都夷婆羅門聚落

48 Kosala……Sundarikā nadi

- 〈01〉 『雑阿含』1184 (大正02 p.320中) : [釈尊] 拘薩羅…孫陀利河
 〈02〉 『雑阿含』1185 (大正02 p.321上) : [釈尊] 拘薩羅…孫陀利河
 〈03〉 『別訳雑阿含』098 (大正02 p.408中) : [釈尊] 拘薩羅国…孫陀利河
 〈04〉 『別訳雑阿含』099 (大正02 p.408下) : [釈尊] 拘薩羅国…孫陀利河

49 Kosala……Vajji

【参考データ】 Kosala……Vajji

- 〈01〉 *SN.009-004* (vol.I p.199) : [比丘] 【話題】 Kosala (ある密林 aññantara vanaṣaṇḍa *3カ月の雨安居を終え、遊行に出かけた後で、神々が悲しんで、比丘たちの遊行地である地域名を唱える)…Vajji-bhūmi
 〈02〉 『雑阿含』1331 (大正02 p.367下) : [比丘] 【話題】 拘薩羅国 (*人間を遊行して)…ある林 (*雨安居を終えると、天神が別れを惜しんで、遊行先の地域名を唱える)…金剛地
 〈03〉 『別訳雑阿含』351 (大正02 p.489中) : [比丘] 【話題】 俱薩羅国 (1) (竹林 *雨安居を過ぎた後、比丘らが自恣を終えて、各地へ遊行に出かけようとする、天神が悲しんで、遊行先の地域名を唱える)…跋耆

(1) 大正蔵経には「俱薩羅園」とあるが、俱薩羅国と訂正。

50 Kosala……Veludvāra brāhmaṇagāma

- 〈01〉 *SN.055-007* (vol.V p.352) : [釈尊] Kosala…Veludvāra brāhmaṇagāma
- 〈02〉 『雑阿含』 1042 (大正 02 p.272 下) : [釈尊] 拘薩羅国…鞞羅磨聚落 (北の身恕林)
- 〈03〉 『雑阿含』 1043 (大正 02 p.273 上) : [釈尊] 拘薩羅国…鞞羅磨聚落 (北の身恕林)
- 〈04〉 『雑阿含』 1044 (大正 02 p.273 中) : [釈尊] 拘薩羅国…鞞紐多羅聚落 (北の身恕林)
- 51 Kosala…Venāgapura-brāhmaṇagāma
- 〈01〉 *AN.003-007-063* (vol.I p.180) : [釈尊] Kosala…Venāgapura-brāhmaṇagāma
- 52 Kosala…Ukkaṭṭhā と Setavya の中間
- 〈01〉 『雑阿含』 101 (大正 02 p.028 上) : [釈尊] 拘薩羅…有從迦帝聚落 Ukkaṭṭhā と墮鳩羅聚落 Setavya の中間 (一樹下)
- 53 Kosala…黒闇河
- 〈01〉 『四分律』 「受戒毘度」 (大正 22 p.811 下) : [比丘] 拘薩羅国 (*比丘らが道を行き) …黒闇河 (*一人の比丘が「在家時代に比丘尼を犯した」と告白する)
- 〈02〉 『五分律』 「受戒法」 (大正 22 p.117 中) : [釈尊] 拘薩羅国…黒闇河辺り (娑羅林) (1)
- (1) 一人の比丘が世尊に「比丘尼を犯した場所である」と告白する。
- 54 Kosala…波利国
- 〈01〉 『五分律』 「衣法」 (大正 22 p.140 中) : [商人] 波利国 (*欽婆羅衣を携えて) …拘舍羅 (*欽婆羅衣を僧伽に布施する)
- 55 Laṭṭhivana…Magadha
- 〈01〉 『雑阿含』 1074 (大正 02 p.279 上) : [釈尊] 摩竭提国…杖林 (善建立支提) (1)
- (1) 頻婆娑羅王が成道後の世尊と 1,000 人の比丘を杖林で迎える。
- 〈02〉 『別訳雑阿含』 013 (大正 02 p.377 上) : [釈尊] 摩竭提国…祠祀林 (善住天寺) (1)
- (1) 上記 〈01〉 の註 (1) に同じ。
- 56 Magadha…Mātulā
- 〈01〉 『長阿含』 006 「転輪聖王修行経」 (大正 01 p.039 上) : [釈尊] 摩羅醯搜…摩楼国 (1)
- (1) 摩楼国は対応経 *DN.026 Cakkavattisihanāda-s.* (転輪聖王師子吼経 vol.III p.058) によれば、マガダ (Magadha) のマートゥラー (Mātulā) とあり、同註釈書 *DN. A.* (vol.III p.845) に、Mātulāyan ti evaṃnāmake nagare とあるので、その規模を示す属性は「都市 (nagara)」である。
- 57 Magadha…Nādika
- 〈01〉 『四分律』 「房舎毘度」 (大正 22 p.943 上) : [釈尊] 摩竭提…那梨 (の林)
- 58 Magadha…Nālandā
- 〈01〉 『雑阿含』 914 (大正 02 p.230 中) : [釈尊] 摩竭提国…那羅聚落 (好衣菴羅園)
- 〈02〉 『別訳雑阿含』 129 (大正 02 p.423 中) : [釈尊] 摩竭提国…那羅健陀城 (売豊園林)
- 59 Malla…Thūṇa brāhmaṇagāma
- 〈01〉 *Udāna 007-009* (p.078) : [釈尊] Malla…Thūṇa brāhmaṇagāma (1)
- (1) Thūṇa は本文中に Mallānaṃ brāhmaṇagāma とあるように、マッラ族の婆羅門村であつ

て、後節【7】で述べる西方の辺国「トゥーナ (Thūṇa)」とは異なる。

60 Malla……Uruvelakappa

〈01〉『雑阿含』913 (大正02 p.229下) : [釈尊] 末羅族…鬱鞞羅住処 Uruvelakappa (鸚鵡閭浮林) (1)

(1) 相応経の AN.009-004-041 (vol.IV p.438) の仏在処・説処には、「あるとき世尊はマッラのウルヴェーラカッパというマッラ族の町に住された (Mallesu viharati Uruvelakappaṃ nāma Mallānaṃ nigamo)」とある。

〈02〉『別訳雑阿含』128 (大正02 p.422下) : [釈尊] 末牢村邑…優樓頻螺聚落 (鸚鵡閭無果林) (1)

(1) 上記〈01〉の註(1)参照。

61 Nālā……Nerañjarā nadī

〈01〉 Therīgāthā (p.151) : [ウパカ獵師] Nālā (1) (*出家することを思い立ち、妻を説得して)…Nerañjarā nadī (*世尊から八正道の教えを聞く)

(1) Nālā は註釈書 Therīgāthā-aṭṭhakathā (p.225) によれば、「彼 [即ちウパカ (Upaka)] の生まれた村 (tassa jātagāmo)」とあり、その規模を示す属性は「村 (gāma)」である。なおこの村は同書によると「マガダ国の菩提道場に近い場所 (Magadha-raṭṭhe bodhimaṇḍassa āsannapadesa)」とする。

62 Rohitaka……Kasmīra……Rohitaka

〈01〉『根本有部律』「薬事」(大正24 p.039下) : [釈尊] 盧醯德迦城 (1) …青林 (=多摩娑林 Tamasāvana) …積集聚落…泥徳勒迦聚落…信度河…仙人住処 (=杖灌仙人の住処) …阿鉢羅竜王 Apalāla-nāgarāja の宮…迦濕弥羅国境 Kāsmīra-maṇḍala を眺めて…足爐聚落…捷陀聚落…稻穀樓閣城…乃理逸多城…緑莎城…護積城…増喜城…軍底城…渴樹羅聚落…盧醯德迦城 (2)

(1) Skt. Rohitaka

(2) 本遊行ルートは『八尾』p.228以下参照。

63 Sāmagāma……Vajji

〈01〉『中阿含』196「周那経」(大正01 p.752下) : [釈尊] 跋耆…舍弥村 Sāmagāma (1)

(1) 舍弥村は対応経 MN.104 Sāmagāma-s. (舍弥村経 vol.II p.243) では、釈迦国のサーマ村 (Sāmagāma) とする。『赤沼』‘Sāmagāma’ p.571

64 Suṃsumāragira……Ceti……Suṃsumāragira

【参考データ】 Suṃsumāragira……Ceti……Suṃsumāragira

〈01〉『中阿含』074「八念経」(大正01 p.540下) : [釈尊] 婆奇瘦 Bhagga・鼈山 Suṃsumāragira (怖林 Bhesakalāvana の鹿野園) …枝提瘦・水渚林…婆奇瘦・鼈山 (怖林の鹿野園) (1)

(1) 阿那律が支提国の水渚林にいて、八大人覺を思惟していたとき、釈尊は彼の心を他心智で知られて出現し、教えを説かれた後、再び戻られるというストーリーである。

〈02〉 AN.008-003-030 (vol.IV p.228) : [釈尊] Bhagga・Suṃsumāragira (Bhesakalāvana の鹿野園) ⇔ Ceti・Pācīnavamsadāya (1)

(1) 本文に「世尊がバग्ガ (Bhagga) 国のスンスマーラギラ (Suṃsumāragira) のベーサカラ林 (Bhesakalāvana) 鹿野園を没して (antarahito)、チェーティ (Ceti) 国のパーチーナヴァンサ林 (Pācīnavamsadāya) にいるアヌルダの面前に現われる (sam-mukhe pāturahosi)」とあるので、参考データにとどめる。

⑥5 Sūsumāragira……Vajji

〈01〉『四分律』「衣掣度」（大正 22 p.857 中）：〔釈尊〕跋耆国…失守摩羅山（恐畏林の鹿野苑）

【3】基礎データをもとに加工した「直近2基準地点間」資料

---【地図Ⅰ】と【地図Ⅱ】---

はじめに

前節で紹介した「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルート

の基礎データ」の、[2]基準地を2点含む通商遊行ルートのデータから[9]基準地を14点含む通商遊行ルートのデータには、「研究の目的と方法」に記したように「飛行機的なルート」や「特急列車的なルート」あるいは「各駅停車的なルート」など様々なレベルのルートが含まれている。特に「基準地を2点含む通商遊行ルートのデータ」や「基準地を3点含む通商遊行ルートのデータ」には「飛行機的なルート」や「特急列車的なルート」の場合が多い。

しかしながらルートというものは、新幹線的なあるいはバイパス的なルートが在来線あるいは在来道路以外に作られないかぎりには、各駅停車的なルートが繋がっていると考えるのがよいであろう。「特急列車的なルート」は各駅停車駅のいくつかを飛ばし、「飛行機的なルート」はその間のすべての各駅停車駅を飛ばしているものと考えられる。

そこで次の作業として、前節の基礎データを元に、それを直近の2点間に分解してみた。例えばA-B-C-Dという「基準地を4点含む通商遊行ルートのデータ」があったとすると、これをA-B、B-C、C-Dに分解してみるということである。2地点間という意味ではA-CやB-DあるいはA-Dなどにも分解することができるが、それはわざわざ「各駅停車的なルート」を「特急列車的なルート」や「飛行機的なルート」に戻すことであるから、そのような分解はしていない。これが「直近」という意味である。

なおこれは基準地点をもとに作成した資料であるから、A-Bという資料には、文献そのものがA-Bとする場合もあれば、文献そのものにはこの間に基準地点として立てられていないいくつかの地名を経由している場合もあるので注意されたい。例えば「基準地を2点含む通商遊行ルートのデータ」中の⑤ Rājagaha~Savatthī データの〈45〉『根本有部律』「波逸底迦082」（大正23 p.873中）は、RājagahaとSavatthīの間に勝音城、大聚落、濫波、一小国、歩迦拏国、雪嶺、布灑城などを經由しているのであるが、これらは基準地点として立てられていないから省略されて、Rājagaha~Savatthī データとなったのである。「直近2基準地点間」資料にはこういう不合理な面も含まれているのでご注意いただきたい。もちろんこのことは、ここに示した番号によって基礎データに帰っていただければ容易に確認できる。

以上のような作業結果をわかりやすいように、次に示すような「凡例」にしたがって一覧表にしてみた。一部「研究の目的と方法」に書いたことも含まれるが、念のために再説する。

- (1) 本表は前節に示した「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの『基礎データ』」の中の[2]基準地を2点含む通商遊行ルートのデータから[9]基準地を14点含む通商遊行ルートのデータまでのすべてのデータを「直近2基準地点

間」資料として分解したものである。

- (2) 地名は起点のローマ字のアルファベット順に示し、起点が同じ地名の中では終点のアルファベット順に示した。
- (3) 「2地点」の地名を示したあとに、「飛行機」「1件」「増根」としたのは、当該の資料が「飛行機資料」であるか「1件資料」であるか「増根資料」であるかの区別を示したものである。
 - ①「飛行機資料」としたのは、2地点間を直線的に結ぶ距離が150kmを越えるものである。2地点間の直線距離が150kmを越える場合は、その間に各駅停車的な基準地があるはずであると想定したからである。
 - ②「1件資料」としたのは、事例が1件ということであって、データが1点しかないということではない。例えば釈尊が初転法輪のために Uruvelā から Bārāṇasī に行かれ、また戻られたというようなデータはいくつもあるが、事例としては1つであるから1件として処理したものである。
 - ③「増根資料」としたのは、その事例が『増一阿含』と『根本有部律』、ないしはそのどちらかにしか見いだせないものである。『増一阿含』と『根本有部律』は他の原始仏教聖典に比して成立が新しいとされ、またこの作業を通して、われわれが経験的に現実的ではない特殊なルートが記されている可能性が高いと考えたからである。
- (4) 「基礎データ番号/典籍名」は前節に示した基礎データの整理番号と文献名である。巻・ページは省略したので、もし必要ならば前節の当該番号を参照されたい。基礎データ番号は次のように記した。[2-①]-02とか[6-②]-13などの整理番号中の、最初の[2]や「6」は「基準地を2点含むデータ」、「基準地を6点含むデータ」に相応する。ただし9は「基準地を14点含むデータ」である。次の①や②などの白抜き数字は、始点と終点のパーリ語の地名のアルファベット順に整理した項目番号であり、その後の-02とか-13という番号は、文献によって整理した〈 〉内に記した番号である。前節【2】「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの『基礎データ』」に記した凡例のうちの(4)「項目」と、(5)「データの並び順」を参照されたい。

なお表内の基礎データの整理番号の並び順は順不同である。例えば[3-②]-01の後に[3-①]-01がきたり、[3-⑤]-01と[3-⑤]-02と[3-⑤]-03が並ばないで飛んでいたりする場合がある。これはコンピュータで処理するときこうなってしまったものであるが、あえてそのままとした。ご了解いただきたい。
- (5) 次にそれぞれのデータの移動者が釈尊であるか仏弟子であるか、その他であるかの区別を示した。「仏弟子」には単に比丘・比丘尼とされるものの外に舍利弗とか目連などの固有名詞を有する者も含まれている。仏弟子は出家修行者のみで優婆塞・優婆夷は含まない。「その他」には商人、長者、婆羅門、王・大臣、外道、職業(医師、放牧人)、使者(王の使者)、少年、種族名(釈迦族)などを含めた。
- (6) 直近2地点間の地名は(2)に記したように実際の移動の方向にはかかわりなく、

アルファベット順に示してある。そこで「釈尊」「仏弟子」「その他」の欄にそれぞれのデータがどの方向に移動しているかを示した。例えば Āḷavi ~ Kosambī 資料の [2-①] -01 『パーリ律』「波逸提 005」の釈尊欄に「→」としたのは、釈尊が Āḷavi から Kosambī に遊行されたということを示す。もし仏弟子欄に逆方向の「←」としてあれば、仏弟子（もしそれが舍利弗だとすれば「基礎データ」に舍利弗と明示してある）が Kosambī から Āḷavi に遊行したことを示す。⇔としたのはこの間を往復したということである。

(7) 備考欄には主に「その他」に分類した移動者の商人、長者、婆羅門などの属性を示した。そのほか婚姻とか王の使者などの情報を記した。

なお文字数の関係上、以下のような要領の略号を用いた。

長者婦人；長婦 王と大臣；王・大 長者使者；長者使
大臣使者；臣使 婆羅門使者；婆使 王舎城住人；王住

[1] 「直近2基準地点間」資料一覧

No.	2点間地名/飛行機・1件・増根 基礎データ番号/典籍名	釈 尊	弟 子	他	備 考
1	Āḷavi~Kosambī (飛行機) [2-①] -01 『パーリ律』「波逸提 005」 [2-②] -02 『五分律』「墮 007」 [3-⑳] -01 『根本有部律』「波逸底迦 082」 [3-㉑] -01 『根本有部律』「波逸底迦 082」 [6-⑥] -01 『五分律』「七百集法」	→ → →			大臣娘
2	Āḷavi~Madhurā (飛行機、1件) [6-⑥] -01 『五分律』「七百集法」		←		
3	Āḷavi~Rājagaha (飛行機) [2-②] -01 『雜阿含』1221 [2-②] -02 『別訳雜阿含』255 [2-②] -03 『パーリ律』「僧残 006」 [2-②] -04 『パーリ律』「僧残 006」 [2-②] -05 『四分律』「僧残 006」 [2-②] -06 『四分律』「僧残 006」 [3-㉒] -01 『根本有部律』「波逸底迦 082」 [2-②] -07 『根本有部律』「波逸底迦 082」 [3-㉓] -01 『パーリ律』「臥座具韃度」	← ← ← ← ← ←	→ → ← ← ←	←	將軍

4	<p>Ālavī~Sāvattthī (飛行機)</p> <p>[2-③] -01 『別訳雑阿含』188</p> <p>[2-③] -02 『五分律』 「僧残 006」</p> <p>[2-③] -03 『五分律』 「墮 006」</p> <p>[3-③5] -01 『パーリ律』 「臥座具捷度」</p>	→			
5	<p>Ālavī~Vesālī (1件)</p> <p>[2-④] -01 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 013」</p>		←		
6	<p>Āpaṇa~Bhaddiya (1件)</p> <p>[5-⑥] -01 『パーリ律』 「藥捷度」</p> <p>[5-⑦] -01 『四分律』 「藥捷度」</p> <p>[4-⑥] -01 『五分律』 「藥法、食法」</p> <p>[5-⑧] -01 『十誦律』 「医藥法」</p>	←			
7	<p>Āpaṇa~Kusinārā (飛行機、1件)</p> <p>[5-⑥] -01 『パーリ律』 「藥捷度」</p>	→			
8	<p>Āpaṇa~Pāvā (飛行機、1件)</p> <p>[5-⑦] -01 『四分律』 「藥捷度」</p> <p>[4-⑥] -01 『五分律』 「藥法、食法」</p> <p>[5-⑧] -01 『十誦律』 「医藥法」</p>	→			
9	<p>Bārāṇasī~Bhaddiya (飛行機、1件)</p> <p>[3-①] -01 『パーリ律』 「皮革捷度」</p>	→			
10	<p>Bārāṇasī~Gayā (飛行機、1件)</p> <p>[3-②] -01 『パーリ律』 「大捷度」</p>	←			
11	<p>Bārāṇasī~Kaṇṇakujja (飛行機、1件、増根)</p> <p>[3-③] -01 『根本有部律』 「雜事」</p>		→		
12	<p>Bārāṇasī~Kapilavatthu (飛行機、1件、増根)</p> <p>[2-⑤] -01 『根本有部律』 「雜事」</p>			←	仙人
13	<p>Bārāṇasī~Kosambī (1件)</p> <p>[2-⑥] -01 SN.022-090</p> <p>[3-④] -01 『雑阿含』262</p>		→		
14	<p>Bārāṇasī~Mithilā (飛行機、1件)</p> <p>[2-⑦] -01 Therīgāthā</p> <p>[3-⑤] -01 Therīgāthā</p>			→	婆羅門
15	<p>Bārāṇasī~Pāṭaliputta (飛行機、1件)</p>			⇌	御者

	[2-⑧] -01 <i>MN.094 Ghoṭamukha-s.</i>			→	婆羅門
16	Bārāṇasī~Payāgapatiṭṭhāna (1件) [6-⑤] -01 『パーリ律』 「波羅夷 001」	←			
17	Bārāṇasī~Rājagaha (飛行機) [3-③7] -01 『四分律』 「捨墮 004」 [2-⑨] -01 『パーリ律』 「皮革鞆度」 [2-⑨] -02 『パーリ律』 「菜鞆度」 [2-⑨] -03 『パーリ律』 「菜鞆度」 [3-⑥] -01 『パーリ律』 「衣鞆度」 [3-③6] -01 『パーリ律』 「衣鞆度」	← ← →		→ ⇔ ⇔	長者娘 長者 医師
18	Bārāṇasī~Sāketa (1件、増根) [6-④] -01 『根本有部律』 「菜事」			←	医師
19	Bārāṇasī~Sāvattthī (飛行機) [2-⑩] -01 <i>Therīgāthā</i> [3-⑤6] -01 『五分律』 「捨墮 004」 [2-⑩] -02 『僧祇律』 「单提 051」 [2-⑩] -03 『四分律』 「菜鞆度」 [4-⑦] -01 『パーリ律』 「衣鞆度」 [2-⑩] -04 『四分律』 「衣鞆度」 [2-⑩] -05 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 [2-⑩] -06 『根本有部律』 「破僧事」 [2-⑩] -07 『根本有部律』 「雜事」	→ → ←		→ → → →	長婦 馬商人 長者娘
20	Bārāṇasī~Takkasilā (飛行機、増根) [2-⑪] -01 『根本有部律』 「雜事」 [3-③] -01 『根本有部律』 「雜事」 [3-⑥6] -01 『根本有部律』 「雜事」 [2-⑪] -02 『根本有部律』 「雜事」			← ⇔ ⇔ ←	竜王 長者 長者 商主
21	Bārāṇasī~Ujjeni (飛行機) [3-③7] -01 『四分律』 「捨墮 004」 [3-⑨] -01 『四分律』 「捨墮 004」 [3-⑤6] -01 『五分律』 「捨墮 004」 [3-⑨] -02 『五分律』 「捨墮 004」			← ⇔ ← ⇔	婚姻 長者 婚姻 長者
22	Bārāṇasī~Uruvelā (飛行機)				

	[3-10] -01 『増一阿含』 024-005	←		
	[3-10] -01 『増一阿含』 024-005	→		
	[3-10] -02 『増一阿含』 024-005		→	
	[3-10] -03 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」	←		
	[5-1] -01 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」	→		
	[3-10] -04 『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦 001」	←		
	[4-2] -01 『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦 001」	→		
	[3-10] -05 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」	←		
	[5-1] -02 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」	→		
	[4-1] -01 『パーリ律』 「大韃度」	→		
	[5-2] -01 『四分律』 「受戒韃度」	←		
	[4-1] -02 『四分律』 「受戒韃度」	→		
	[4-5] -01 『五分律』 「受戒法」	←		
	[4-1] -03 『五分律』 「受戒法」	→		
	[3-10] -06 『根本有部律』 「出家事」	←		
	[4-1] -04 『根本有部律』 「出家事」	→		
	[4-5] -02 『根本有部律』 「破僧事」	←		
	[4-1] -05 『根本有部律』 「破僧事」	→		
	[2-12] -01 『根本有部律』 「破僧事」	←		
	[3-10] -07 『根本有部律』 「雜事」	←		
23	Bārāṇasī~Verañjā (飛行機、1件)			
	[2-13] -01 『十誦律』 「波夜提 044」		→	放牧人
	[2-13] -02 『十誦律』 「医薬法」		→	放牧人
24	Bārāṇasī~Vesālī (飛行機)			
	[6-5] -01 『パーリ律』 「波羅夷 001」	→		
	[6-4] -01 『根本有部律』 「薬事」		→	医師
	[4-7] -01 『パーリ律』 「衣韃度」	←		
25	Bhaddiya~Kapilavatthu (飛行機、1件)			
	[2-14] -01 『五分律』 「僧残 010」		←	
	[3-16] -01 『五分律』 「僧残 010」		←	
26	Bhaddiya~Kosambī (飛行機、1件)			
	[3-11] -01 『五分律』 「僧残 010」	→		
27	Bhaddiya~Rājagaha			

	[3-16] -01 『五分律』 「僧残 010」		→		
	[3-38] -01 『パーリ律』 「薬毘度」			↔	大臣
	[4-6] -01 『五分律』 「薬法、食法」	←			
	[3-38] -02 『五分律』 「薬法、食法」			↔	王
28	Bhaddiya~Sāvattī (飛行機、1件)				
	[3-1] -01 『パーリ律』 「皮革毘度」	→			
29	Bhaddiya~Vesālī (1件)				
	[5-6] -01 『パーリ律』 「薬毘度」	←			
	[5-7] -01 『四分律』 「薬毘度」	←			
	[5-8] -01 『十誦律』 「医薬法」	←			
30	Bhoga~Pāvā				
	[8-1] -01 <i>DN.016 Mahāparinibbāna-s.</i>	→			
	[6-2] -01 『長阿含』 002 「遊行経」	→			
	[9-1] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			←	婆羅門
	[7-1] -01 白法祖訳 『仏般泥洹経』	→			
	[7-1] -02 失訳 『般泥洹経』	→			
	[4-11] -01 法顕訳 『大般涅槃経』	→			
	[7-1] -03 <i>Mahāparinirvāṇasūtra</i>	→			
	[7-1] -04 『根本有部律』 「雑事」	→			
31	Bhoga~Vesālī				
	[8-1] -01 <i>DN.016 Mahāparinibbāna-s.</i>	←			
	[6-2] -01 『長阿含』 002 「遊行経」	←			
	[9-1] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			→	婆羅門
	[7-1] -01 白法祖訳 『仏般泥洹経』	←			
	[7-1] -02 失訳 『般泥洹経』	←			
	[4-11] -01 法顕訳 『大般涅槃経』	←			
	[7-1] -03 <i>Mahāparinirvāṇasūtra</i>	←			
	[7-1] -04 『根本有部律』 「雑事」	←			
32	Campā~Kapilavatthu (飛行機、1件)				
	[2-15] -01 『四分律』 「僧残 010」		←		
33	Campā~Rājagaha				
	[2-17] -01 『パーリ律』 「皮革毘度」			→	長者子
	[4-3] -01 『四分律』 「皮革毘度」			⇔	長者子

	[4-③] -01 『四分律』 「皮革鞞度」			→	長者子
	[4-③] -02 『五分律』 「皮革法」			⇔	長者子
	[4-③] -02 『五分律』 「皮革法」			→	長者子
	[6-④] -01 『根本有部律』 「藥事」			←	医師
	[3-③⑨] -01 『五分律』 「羯磨法」			⇔	
	[2-⑰] -02 『五分律』 「羯磨法」			←	
	[2-⑰] -03 『根本有部律』 「雜事」			→	商人
34	Campā~Sāvattī (飛行機、1件、増根)				
	[3-⑫] -01 『根本有部律』 「雜事」	←			
	[3-⑫] -02 『根本有部律』 「雜事」		←		
35	Campā~Vesālī (飛行機、1件)				
	[2-⑱] -01 『五分律』 「衣法」		←		
36	Dakkhiṇagiri~Rājagaha				
	[2-⑲] -01 <i>MN.097 Dhānañjāni-s.</i>			→	
	[2-⑲] -02 <i>MN.097 Dhānañjāni-s.</i>			←	
	[2-⑲] -03 『中阿含』 027 「梵志陀然經」			←	
	[3-⑬] -01 『中阿含』 027 「梵志陀然經」			⇔	
	[3-④⑩] -01 <i>SN.016-011</i>			⇔	
	[3-④⑩] -02 『雜阿含』 1144			⇔	
	[3-④⑩] -03 『別訳雜阿含』 119			⇔	
	[3-④⑩] -04 『パーリ律』 「大鞞度」	⇔			
	[3-④⑩] -05 『四分律』 「受戒鞞度」	⇔			
	[3-④⑩] -06 『五分律』 「受戒法」	⇔			
	[3-④⑩] -07 『十誦律』 「受具足戒法」	⇔			
	[3-④⑩] -08 『根本有部律』 「出家事」	←			
	[3-④⑩] -09 『パーリ律』 「衣鞞度」	⇔			
	[3-④⑩] -10 『四分律』 「衣鞞度」	⇔			
	[3-④⑩] -11 『十誦律』 「衣法」	⇔			
	[4-④] -01 『根本有部律』 「破僧事」			→	
	[4-④] -01 『根本有部律』 「破僧事」			⇔	
	[2-⑲] -04 『パーリ律』 「五百鞞度」			→	
	[2-⑲] -05 『五分律』 「五百集法」			→	
37	Devadaha~Kapilavatthu (増根)				

	[3-14] -01 『根本有部律』 「破僧事」			⇒	王使者
	[2-20] -01 『根本有部律』 「破僧事」			→	婚姻
	[2-20] -02 『根本有部律』 「破僧事」			←	王使者
38	Devadaha~Lumbinī (増根)				
	[3-15] -01 『根本有部律』 「薬事」	→			
	[2-21] -01 『根本有部律』 「破僧事」			→	王備人
39	Gayā, Gayāsisa~Rājagaha				
	[5-1] -01 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」	→			
	[5-1] -02 『根本有部律』 「(比丘尼)捨墮 004」	→			
	[4-1] -01 『パーリ律』 「大犍度」	→			
	[5-2] -01 『四分律』 「受戒犍度」	←			
	[4-1] -02 『四分律』 「受戒犍度」	→			
	[4-1] -03 『五分律』 「受戒法」	→			
	[4-1] -04 『根本有部律』 「出家事」	→			
	[2-22] -01 『パーリ律』 「破僧犍度」		←		
	[3-41] -01 『パーリ律』 「破僧犍度」		⇔		
	[2-22] -02 『四分律』 「破僧犍度」		←		
	[3-41] -02 『四分律』 「破僧犍度」		⇔		
	[2-22] -03 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」		←		
	[2-22] -04 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」	←			
	[4-1] -05 『根本有部律』 「破僧事」	→			
40	Gayā, Gayāsisa~Uruvelā				
	[5-1] -01 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」	←			
	[5-1] -02 『根本有部律』 「(比丘尼)捨墮 004」	←			
	[3-2] -01 『パーリ律』 「大犍度」	←			
	[4-1] -01 『パーリ律』 「大犍度」	←			
	[5-2] -01 『四分律』 「受戒犍度」	→			
	[4-1] -02 『四分律』 「受戒犍度」	←			
	[4-1] -03 『五分律』 「受戒法」	←			
	[4-1] -04 『根本有部律』 「出家事」	←			
	[4-1] -05 『根本有部律』 「破僧事」	←			
41	Godhāvārī~Patiṭṭhāna (飛行機、1件)				
	[9-1] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			→	婆羅門

42	Godhāvari~Sāvattihī (飛行機、1件) [2- 23] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			←	婆羅門
43	Kaṇṇakuja~Payāgatiṭṭhāna (飛行機、1件) [6- 5] -01 『パーリ律』 「波羅夷 001」	→			
44	Kaṇṇakuja~Rājagaha (飛行機、1件、増根) [3- 42] -01 『根本有部律』 「雑事」 [4- 9] -01 『根本有部律』 「雑事」			← ←	医師 王使者
45	Kaṇṇakuja~Saṅkassa [6- 5] -01 『パーリ律』 「波羅夷 001」 [3- 55] -01 『パーリ律』 「七百犍度」 [4- 12] -01 『四分律』 「七百集法毘尼」	←		← →	
46	Kaṇṇakuja~Ujjeni (飛行機、増根) [3- 42] -01 『根本有部律』 「雑事」 [4- 9] -01 『根本有部律』 「雑事」 [2- 24] -01 『根本有部律』 「雑事」 [3- 3] -01 『根本有部律』 「雑事」 [3- 67] -01 『根本有部律』 「雑事」 [2- 24] -02 『根本有部律』 「雑事」			→ → → → ⇔ →	医師 王使者 医師 王使者 婚姻
47	Kaṇṇakuja~Vesālī (飛行機) [3- 55] -01 『パーリ律』 「七百犍度」 [4- 12] -01 『四分律』 「七百集法毘尼」			→ ←	
48	Kapilavatthu~Kosambī (飛行機、1件) [5- 5] -01 『四分律』 「雑犍度」	←			
49	Kapilavatthu~Kusinārā (1件) [9- 1] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			→	婆羅門
50	Kapilavatthu~Lumbini (増根) [3- 15] -01 『根本有部律』 「薬事」 [2- 25] -01 『根本有部律』 「破僧事」 [2- 25] -02 『根本有部律』 「雑事」 [2- 25] -03 『根本有部律』 「雑事」	← ←		→ →	王妃 王妃
51	Kapilavatthu~Pāvā (1件) [5- 7] -01 『四分律』 「薬犍度」	←			
52	Kapilavatthu~Pāvāpurī (飛行機、1件)				

	[2-26] -01 『長阿含』 017 「清淨經」		←		
53	Kapilavatthu~Rājagaha (飛行機)				
	[2-27] -01 『増一阿含』 049-009	→			
	[2-27] -02 『増一阿含』 049-009		→		
	[2-27] -03 <i>Suttanipāta 003-001</i>	→			
	[2-27] -04 『根本有部律』 「波逸底迦 074」	→			
	[2-27] -05 『根本有部律』 「(比丘尼) 波逸提 057」	→			
	[3-43] -01 『パーリ律』 「大犍度」	←			
	[5-2] -01 『四分律』 「受戒犍度」	→			
	[4-5] -01 『五分律』 「受戒法」	→			
	[2-27] -06 『パーリ律』 「破僧犍度」		→		
	[4-5] -02 『根本有部律』 「破僧事」	→			
54	Kapilavatthu~Sānkassa (飛行機、1件、増根)				
	[2-28] -01 『増一阿含』 036-005			→	釈迦族
55	Kapilavatthu~Sāvattihī				
	[2-29] -01 <i>MN.134 Lomasakaṅgiyabhaddekarata-s.</i>	→			
	[2-29] -02 『中阿含』 166 「釈中禪室尊經」		→		
	[2-29] -03 <i>SN.055-052</i>		←		
	[2-29] -04 <i>AN.011-002-014</i>	→			
	[2-29] -05 <i>AN.011-002-014</i>			→	釈迦族
	[9-1] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			←	婆羅門
	[3-18] -01 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」			⇔	大臣
	[3-57] -01 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」			⇔	大臣
	[2-29] -06 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」			←	王使者
	[6-1] -01 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」			→	王使者
	[6-1] -01 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」			⇔	王使者
	[3-57] -02 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」	⇔			
	[3-18] -02 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」			⇔	大臣
	[3-57] -03 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」			⇔	大臣
	[6-1] -02 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」			→	王使者
	[6-1] -02 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」			⇔	王使者
	[2-29] -07 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」			←	王使者
	[3-57] -04 『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」	⇔			

	[3-43] -01 『パーリ律』 「大毘度」	→		
	[2-29] -08 『十誦律』 「受具足戒法」		←	王
	[2-29] -09 『根本有部律』 「皮革事」		←	太子
	[2-29] -10 『四分律』 「衣毘度」		←	王
	[2-29] -11 『五分律』 「衣法」		←	王使者
	[2-29] -12 『五分律』 「衣法」		→	婚姻
	[3-57] -05 『五分律』 「衣法」		⇔	太子
	[3-57] -06 『五分律』 「衣法」		⇔	王
	[2-29] -13 『十誦律』 「雜法」	→		
	[2-29] -14 『根本有部律』 「破僧事」		←	王使者
	[2-29] -15 『根本有部律』 「破僧事」	←		
	[3-18] -03 『根本有部律』 「破僧事」		⇔	大臣
	[2-29] -16 『四分律』 「比丘尼毘度」	→		
	[2-29] -17 『四分律』 「比丘尼毘度」		→	釈迦族
	[2-29] -18 『五分律』 「比丘尼法」	→		
	[2-29] -19 『五分律』 「比丘尼法」		→	釈迦族
	[5-5] -01 『四分律』 「雜毘度」	→		
	[2-29] -20 『根本有部律』 「雜事」		→	婚姻
	[3-57] -07 『根本有部律』 「雜事」		⇔	王
	[3-57] -08 『根本有部律』 「雜事」		⇔	王子
	[3-57] -09 『根本有部律』 「雜事」		⇔	王
	[3-57] -10 『根本有部律』 「雜事」	⇔		
	[2-29] -21 『根本有部律』 「雜事」		←	王・大
	[2-29] -22 『根本有部律』 「雜事」		←	長者
	[3-12] -01 『根本有部律』 「雜事」	→		
	[3-12] -02 『根本有部律』 「雜事」		→	
	[2-29] -23 <i>Bhikṣuṇī-vinaya</i>	→		
	[2-29] -24 <i>Bhikṣuṇī-vinaya</i>		→	釈迦族
56	Kapilavatthu~Uruvelā (飛行機、増根)			
	[3-10] -01 『増一阿含』 024-005	←		
	[3-10] -02 『増一阿含』 024-005		←	
	[3-10] -03 『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 004」	→		
	[3-10] -04 『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦 001」	→		

	[3-10] -05 『根本有部律』 「(比丘尼)捨墮 004」	→			
	[3-10] -06 『根本有部律』 「出家事」	→			
	[3-10] -07 『根本有部律』 「雜事」	→			
57	Kapilavatthu~Vesāli (飛行機)				
	[2-31] -01 AN.008-006-051	→			
	[2-31] -02 AN.008-006-051			→	釈迦族
	[2-31] -03 『五分律』 「衣法」		←		
	[3-19] -01 『パーリ律』 「比丘尼韃度」	→			
	[2-31] -04 『パーリ律』 「比丘尼韃度」			→	釈迦族
58	Kosambī~Pāvā (飛行機、1件)				
	[2-32] -01 『パーリ律』 「七百韃度」			→	
59	Kosambī~Rājagaha (飛行機)				
	[2-33] -01 『四分律』 「僧残 010」	→			
	[2-33] -02 『五分律』 「僧残 010」		←		
	[3-11] -01 『五分律』 「僧残 010」	→			
	[2-33] -03 『根本有部律』 「波逸底迦 082」		←		
	[3-44] -01 『パーリ律』 「衣韃度」			→	医師
	[2-33] -04 『四分律』 「衣韃度」			→	長者使
	[2-33] -05 『四分律』 「衣韃度」			←	医師
	[2-33] -06 『パーリ律』 「破僧韃度」	→			
	[2-33] -07 『パーリ律』 「五百韃度」		←		
	[2-33] -08 『五分律』 「五百集法」		→		
	[2-33] -09 『五分律』 「五百集法」		←		
	[4-10] -01 『四分律』 「雜韃度」			←	王
60	Kosambī~Sāketa (1件)				
	[9-1] -01 Suttanipāta 005-001			→	婆羅門
61	Kosambī~Sāvattihī (飛行機)				
	[2-34] -01 『増一阿含』 031-002		←		
	[2-34] -02 『増一阿含』 033-001			→	王
	[3-25] -01 『増一阿含』 036-005			→	王
	[2-34] -03 『僧祇律』 「单提 004」		→		
	[2-34] -04 『僧祇律』 「单提 004」		→		
	[2-34] -05 『僧祇律』 「单提 017」	→			

	[2-34] -06	『根本有部律』 「波逸底迦 053」		←	
	[2-34] -07	『根本有部律』 「波逸底迦 076」		←	
	[2-34] -08	『根本有部律』 「波逸底迦 077」		←	
	[2-34] -09	『根本有部律』 「波逸底迦 079」		→	婚姻
	[2-34] -10	『根本有部律』 「波逸底迦 079」		→	長者子
	[3-58] -01	『根本有部律』 「波逸底迦 079」	⇔		
	[3-58] -02	『根本有部律』 「波逸底迦 079」		⇔	
	[2-34] -11	『根本有部律』 「波逸底迦 079」		←	大臣
	[2-34] -12	『根本有部律』 「波逸底迦 082」		→	隠棲者
	[2-34] -13	『根本有部律』 「波逸底迦 082」		←	
	[3-23] -01	『根本有部律』 「波逸底迦 082」		⇔	長者
	[3-24] -01	『根本有部律』 「波逸底迦 082」	←		
	[2-34] -14	『四分律』 「説戒毘度」		→	
	[2-34] -15	『パーリ律』 「コーサンビー毘度」	→		
	[2-34] -16	『四分律』 「拘睺弥毘度」	→		
	[2-34] -17	『四分律』 「拘睺弥毘度」		→	
	[2-34] -18	『五分律』 「羯磨法」	→		
	[2-34] -19	『五分律』 「羯磨法」		→	
	[2-34] -20	『十誦律』 「俱舍弥法」	→		
	[2-34] -21	『十誦律』 「俱舍弥法」		→	
	[2-34] -22	『根本有部律』 「雑事」		→	
	[2-34] -23	『根本有部律』 「雑事」		→	
	[2-34] -24	『根本有部律』 「雑事」		→	
62	Kosambī~Ujjeni (飛行機)				
	[3-44] -01	『パーリ律』 「衣毘度」		←	医師
	[5-5] -01	『四分律』 「雑毘度」	←		
	[3-26] -01	『四分律』 「雑毘度」		⇔	王
	[3-26] -02	『四分律』 「雑毘度」		⇔	
	[4-10] -01	『四分律』 「雑毘度」		→	王
	[3-26] -03	『根本有部律』 「雑事」		⇔	王
	[3-68] -01	『根本有部律』 「雑事」		⇔	工作人員
	[3-26] -04	『根本有部律』 「雑事」		⇔	大臣
	[2-35] -01	『根本有部律』 「雑事」		←	王

	[2-37] -15 <i>Mahāparinirvāṇasūtra</i>		←		
	[2-37] -16 <i>Mahāparinirvāṇasūtra</i>			→	外道
	[6-3] -01 『根本有部律』 「藥事」	←			
	[2-37] -17 『根本有部律』 「雜事」			→	梵志
	[2-37] -18 『四分律』 「集法毘尼五百人」		←		
	[2-37] -19 『四分律』 「集法毘尼五百人」			→	外道
	[2-37] -20 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」		←		
	[2-37] -21 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」			→	外道
	[7-1] -04 『根本有部律』 「雜事」	←			
	[3-27] -01 『根本有部律』 「雜事」		←		
66	Kusinārā~Rājagaha (飛行機)				
	[3-45] -01 <i>DN.016 Mahāparinibbāna-s.</i>			⇔	王使者
	[3-45] -02 『長阿含』 002 「遊行經」			⇔	王
	[3-45] -03 失訳 『般泥洹經』			⇔	王
	[3-45] -04 法顕訳 『大般涅槃經』			⇔	王使者
	[2-38] -01 法顕訳 『大般涅槃經』			→	
	[3-45] -05 <i>Mahāparinirvāṇasūtra</i>			⇔	大臣
	[2-38] -02 『パーリ律』 「五百犍度」			→	
	[3-45] -06 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」			⇔	大臣
	[2-38] -03 『十誦律』 「五百比丘結集三藏法品」			→	
	[2-38] -04 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」		←		
	[2-38] -05 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」			→	
	[3-45] -07 『根本有部律』 「雜事」			⇔	大臣
	[2-38] -06 『根本有部律』 「雜事」			→	
67	Kusinārā~Sāvattihī (飛行機)				
	[2-39] -01 『増一阿含』 016-009			→	
	[5-6] -01 『パーリ律』 「藥犍度」	→			
68	Kusinārā~Vesālī				
	[2-40] -01 『増一阿含』 042-003	←			
	[2-40] -02 『増一阿含』 042-003		←		
	[3-28] -01 『四分律』 「集法毘尼五百人」			→	
69	Madhurā~Pāvā (飛行機、1件)				
	[6-6] -01 『五分律』 「七百集法」		←		

70	Madhurā~Rājagaha (飛行機、1件、増根) [2-42] -01 『根本有部律』 「薬事」	←			
71	Madhurā~Verañjā [2-43] -01 AN.004-006-053 [5-4] -01 『根本有部律』 「薬事」	→ →			
72	Madhurā~Vesālī (飛行機) [3-73] -02 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 [2-44] -01 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」		↔ →		
73	Māhissati~Ujjenī (1件) [9-1] -01 Suttanipāta 005-001			→	婆羅門
74	Māhissati~Patiṭṭhāna (飛行機、1件) [9-1] -01 Suttanipāta 005-001			←	婆羅門
75	Maṅkula (Makula) ~Rājagaha [2-45] -01 『五分律』 「布薩法」 [2-45] -02 『根本有部律』 「雑事」	←	→		
76	Mithilā~Pāvā (1件、増根) [6-3] -01 『根本有部律』 「薬事」	→			
77	Mithilā~Sāvattḥī (飛行機、1件) [2-46] -01 『中阿含』 161 「梵摩經」 卷一	→			
78	Mithilā~Vesālī (1件、増根) [6-3] -01 『根本有部律』 「薬事」	←			
79	Nālandā~Pāṭaligāma (1件) [8-1] -01 DN.016 Mahāparinibbāna-s.	→			
80	Nālandā~Pāvāpurī (1件) [2-47] -01 『中阿含』 133 「優婆離經」 [2-47] -02 『中阿含』 133 「優婆離經」 [3-34] -01 『中阿含』 133 「優婆離經」			→ ← ↔	外道 居士 外道
81	Nālandā~Rājagaha [2-48] -01 DN.001 Brahmajāla-s. [8-1] -01 DN.016 Mahāparinibbāna-s. [3-46] -01 『雑阿含』 1266	← ←		↔	
82	Pāṭaligāma~Rājagaha [6-2] -01 『長阿含』 002 「遊行經」	←			

	[2-49] -01 『雑阿含』 403	←			
	[2-49] -02 『雑阿含』 404	←			
	[7-1] -01 白法祖訳『仏般泥洹経』	←			
	[7-1] -02 失訳『般泥洹経』	←			
	[7-1] -03 <i>Mahāparinirvāṇasūtra</i>	←			
	[3-47] -01 『パーリ律』 「薬鞞度」	←			
	[6-3] -01 『根本有部律』 「薬事」	←			
	[2-49] -03 『パーリ律』 「衣鞞度」		←		
	[7-1] -04 『根本有部律』 「雑事」	←			
	[2-49] -04 『根本有部律』 「雑事」			←	王
83	Pāṭaligāma~Sānkassa (飛行機、1件、増根)				
	[4-13] -01 『根本有部律』 「雑事」		←		
84	Pāṭaligāma~Vesālī				
	[8-1] -01 <i>DN.016 Mahāparinibbāna-s.</i>	→			
	[6-2] -01 『長阿含』 002 「遊行経」	→			
	[2-51] -01 <i>MN.052 Aṭṭhakanāgara-s.</i>			→	長者
	[2-51] -02 『中阿含』 217 「八城経」			→	居士
	[2-51] -03 <i>AN.011-002-017</i>			→	長者
	[7-1] -01 白法祖訳『仏般泥洹経』	→			
	[7-1] -02 失訳『般泥洹経』	→			
	[7-1] -03 <i>Mahāparinirvāṇasūtra</i>	→			
	[3-47] -01 『パーリ律』 「薬鞞度」	→			
	[6-3] -01 『根本有部律』 「薬事」	→			
	[7-1] -04 『根本有部律』 「雑事」	→			
	[2-51] -04 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」		→		
	[2-51] -05 『根本有部律』 「雑事」		→		
	[4-13] -01 『根本有部律』 「雑事」		→		
85	Pāvā~Rājagaha (飛行機)				
	[2-52] -01 <i>SN.015-013</i>		→		
	[2-52] -02 『根本有部律』 「僧伽伐尸沙 008」		←		
	[2-52] -03 『根本有部律』 「僧伽伐尸沙 008」		→		
	[3-47] -01 『根本有部律』 「雑事」		←		
86	Pāvā~Sāketa (1件)				

	[3-33] -01 『五分律』 「捨墮 001」		→		
	[3-33] -02 『パーリ律』 「迦絺那衣犍度」		→		
	[3-33] -03 『五分律』 「迦絺那衣法」		→		
87	Pāvā~Sāvattthī (飛行機)				
	[2-63] -01 『五分律』 「捨墮 007」		→		
	[5-8] -01 『十誦律』 「医薬法」	→			
88	Pāvā~Vesālī				
	[2-54] -01 『雑阿含』 937		→		
	[2-54] -02 『別訳雑阿含』 330		→		
	[6-6] -01 『五分律』 「七百集法」		←		
89	Rājagaha~Sāketa (飛行機、1件)				
	[3-49] -01 『パーリ律』 「衣犍度」			←	医師
	[3-49] -02 『四分律』 「衣犍度」			←	医師
90	Puṇṇa~Sāvattthī (飛行機、増根)				
	[2-55] -01 『増一阿含』 030-003			→	長者
	[2-55] -02 『増一阿含』 030-003			←	婚姻
	[3-59] -01 『増一阿含』 030-003	⇔			
91	Rājagaha~Saṅkassa (飛行機、1件、増根)				
	[2-56] -01 『増一阿含』 036-005			→	王
92	Rājagaha~Sāvattthī (飛行機)				
	[2-57] -01 <i>MN.024 Rathavinīta-s.</i>	→			
	[2-57] -02 『中阿含』 009 「七車経」	→			
	[2-57] -03 『中阿含』 027 「梵志陀然経」		→		
	[3-13] -01 『中阿含』 027 「梵志陀然経」		←		
	[2-57] -04 『中阿含』 152 「鸚鵡経」			←	梵志
	[2-57] -05 <i>SN.003-002-005</i>			⇔	王
	[2-57] -06 <i>SN.010-008</i>			←	長者
	[2-57] -07 『雑阿含』 592			←	長者
	[2-57] -08 『雑阿含』 1237			⇔	王
	[2-57] -09 『別訳雑阿含』 064			⇔	王
	[2-57] -10 『別訳雑阿含』 186			←	長者
	[2-57] -11 『増一阿含』 026-009		←		
	[2-57] -12 『増一阿含』 026-009		←		

[2-57]	-13	『増一阿含』026-009	←		
[2-57]	-14	『増一阿含』033-001		→	王
[3-60]	-01	『増一阿含』033-002		⇔	
[2-57]	-15	『増一阿含』034-005	←		
[3-60]	-01	『増一阿含』034-005		⇔	王
[2-57]	-16	『増一阿含』036-005	←		
[2-57]	-17	『増一阿含』039-010	→		
[2-57]	-18	『根本有部律』「波羅市迦002」	→		
[3-60]	-02	『根本有部律』「波羅市迦002」		⇔	
[2-57]	-19	『根本有部律』「波羅市迦002」	→		
[2-57]	-20	『根本有部律』「波羅市迦003」	←		
[2-57]	-21	『根本有部律』「波羅市迦003」		←	長者
[2-57]	-22	『根本有部律』「波羅市迦003」	→		
[2-57]	-23	『パーリ律』「捨墮005」	←		
[2-57]	-24	『パーリ律』「捨墮023」	→		
[2-57]	-25	『四分律』「捨墮010」		→	臣使
[2-57]	-26	『十誦律』「尼薩耆030」	→		
[2-57]	-27	『僧祇律』「尼薩耆波夜提002」	←		
[2-57]	-28	『僧祇律』「尼薩耆波夜提010」		→	臣使
[5-1]	-01	『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦004」	→		
[6-1]	-01	『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦004」		⇔	
[2-57]	-29	『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦004」	←		
[2-57]	-30	『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦005」	→		
[2-57]	-31	『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦010」	→		
[2-57]	-32	『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦010」	←		
[2-57]	-33	『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦010」		→	商人
[2-57]	-34	『パーリ律』「波逸提066」	→		
[2-57]	-35	『五分律』「墮066」	→		
[2-57]	-36	『十誦律』「波夜提001」	←		
[2-57]	-37	『僧祇律』「單提004」	→		
[3-61]	-01	『僧祇律』「單提004」		→	
[2-57]	-38	『根本有部律』「波逸底迦021」	←		
[2-57]	-39	『根本有部律』「波逸底迦026」	→		

[2-57]	-40	『根本有部律』 「波逸底迦 044」	→		
[2-57]	-41	『根本有部律』 「波逸底迦 052」	←		
[3-60]	-02	『根本有部律』 「波逸底迦 070」		⇔	織師
[2-57]	-42	『根本有部律』 「波逸底迦 070」		←	婚姻
[2-57]	-43	『根本有部律』 「波逸底迦 070」	→		
[2-57]	-44	『根本有部律』 「波逸底迦 071」	→		
[3-24]	-01	『根本有部律』 「波逸底迦 082」	→		
[2-57]	-45	『根本有部律』 「波逸底迦 082」	→		
[4-8]	-01	『根本有部律』 「波羅底提舍尼 001」		→	長者娘
[2-57]	-46	『十誦律』 「滅諍 001」	→		
[2-57]	-47	『十誦律』 「滅諍 002」	→		
[4-2]	-01	『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦 001」	→		
[2-57]	-48	『僧祇律』 「(比丘尼) 僧殘 007」		→	長婦
[2-57]	-49	『僧祇律』 「(比丘尼) 僧殘 007」		→	長者
[6-1]	-02	『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」		⇔	
[2-57]	-50	『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」		←	
[5-1]	-02	『根本有部律』 「(比丘尼) 捨墮 004」	→		
[2-57]	-51	『パーリ律』 「入雨安居犍度」	→		
[2-57]	-52	『十誦律』 「安居法」	→		
[2-57]	-53	『パーリ律』 「藥犍度」	←		
[2-57]	-54	『パーリ律』 「藥犍度」	→		
[2-57]	-55	『パーリ律』 「藥犍度」	←		
[2-57]	-56	『根本有部律』 「藥事」	→		
[2-57]	-57	『根本有部律』 「藥事」		→	王使者
[3-60]	-03	『根本有部律』 「藥事」	⇔		
[2-57]	-58	『根本有部律』 「藥事」	←		
[3-60]	-03	『パーリ律』 「臥座具犍度」		⇔	長者
[3-60]	-04	『四分律』 「房舍犍度」		⇔	長者
[3-60]	-05	『五分律』 「臥具法」		⇔	長者
[2-57]	-59	『五分律』 「臥具法」	→		
[3-60]	-06	『十誦律』 「臥具法」		⇔	居士
[2-57]	-60	『十誦律』 「臥具法」	→		
[2-57]	-61	『十誦律』 「臥具法」	→		

	[3-60] -07 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」		⇔	居士
	[2-67] -62 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」		→	
	[3-60] -08 『根本有部律』 「破僧事」		⇔	長者
	[2-67] -63 『根本有部律』 「破僧事」		→	
	[2-67] -64 『根本有部律』 「破僧事」		←	長者使
	[2-67] -65 『根本有部律』 「破僧事」	→		
	[2-67] -66 『四分律』 「法毘度」		←	
	[2-67] -67 『根本有部律』 「雑事」		←	王
	[2-67] -68 『根本有部律』 「雑事」		←	王妃
	[2-67] -69 『根本有部律』 「雑事」	→		
	[2-67] -70 『根本有部律』 「雑事」	→		
	[2-67] -71 『根本有部律』 「雑事」		→	姪女
	[3-48] -01 『根本有部律』 「雑事」		→	婆羅門
93	Rājagaha~Takkasilā (飛行機、1件)			
	[2-58] -01 『パーリ律』 「衣毘度」		→	医師
	[2-58] -02 『四分律』 「衣毘度」		→	医師
94	Rājagaha~Ujjeni (飛行機)			
	[2-59] -01 『五分律』 「墮031」		←	商人
	[2-59] -02 『パーリ律』 「衣毘度」		←	王使者
	[2-59] -03 『パーリ律』 「衣毘度」		→	医師
	[2-59] -04 『パーリ律』 「衣毘度」		←	王使者
	[2-59] -05 『四分律』 「衣毘度」		←	王使者
	[2-59] -06 『四分律』 「衣毘度」		→	医師
	[2-59] -07 『四分律』 「衣毘度」		←	医師
	[2-59] -08 『四分律』 「衣毘度」		←	王使者
	[5-5] -01 『四分律』 「雑毘度」	→		
	[4-10] -01 『四分律』 「雑毘度」		←	王
	[4-9] -01 『根本有部律』 「雑事」		←	王使者
	[2-59] -09 『根本有部律』 「雑事」		←	医師
	[2-59] -10 『根本有部律』 「雑事」		←	王使者
95	Rājagaha~Uruvelā			
	[4-2] -01 『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦001」	←		
	[4-5] -01 『五分律』 「受戒法」	→		

	[4-⑤] -02 『根本有部律』 「破僧事」	→			
96	Rājagaha~Vesālī				
	[2-⑥0] -01 『増一阿含』 038-011		←	長者	
	[2-⑥0] -02 『増一阿含』 038-011	→			
	[9-①] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>		←	婆羅門	
	[3-⑤2] -01 『根本有部律』 「波羅市迦 004」		⇔	王軍	
	[3-⑤3] -01 『根本有部律』 「波逸底迦 031」	→			
	[3-⑤3] -02 『根本有部律』 「波逸底迦 059」	→			
	[4-⑧] -01 『根本有部律』 「波羅底提舍尼 001」		←	長者娘	
	[2-⑥0] -03 『根本有部律』 「(比丘尼) 波羅市迦 001」		←		
	[2-⑥0] -04 『四分律』 「(比丘尼) 僧殘 005」		←	賊女	
	[2-⑥0] -05 『四分律』 「(比丘尼) 僧殘 005」		→	王使者	
	[3-⑤3] -03 『根本有部律』 「(比丘尼) 波逸提 044」	→			
	[2-⑥0] -06 『四分律』 「藥捷度」	→			
	[2-⑥0] -07 『五分律』 「食法」	→			
	[2-⑥0] -08 『五分律』 「食法」		←	長者	
	[6-④] -01 『根本有部律』 「藥事」		←	醫師	
	[2-⑥0] -09 『根本有部律』 「藥事」		←	婆羅門	
	[2-⑥0] -10 『根本有部律』 「藥事」		→	婆使	
	[3-⑤2] -02 『パーリ律』 「衣捷度」		⇔	王住	
	[4-⑦] -01 『パーリ律』 「衣捷度」	→			
	[2-⑥0] -11 『四分律』 「衣捷度」	→			
	[2-⑥0] -12 『五分律』 「衣法」	→			
	[2-⑥0] -13 『五分律』 「衣法」		←		
	[3-⑤3] -04 『十誦律』 「衣法」	→			
	[2-⑥0] -14 『パーリ律』 「小事捷度」	→			
	[2-⑥0] -15 『パーリ律』 「小事捷度」		→	醫師	
	[3-⑤3] -05 『パーリ律』 「臥座具捷度」	→			
	[3-⑤3] -06 『四分律』 「房舎捷度」	→			
	[3-②8] -01 『四分律』 「集法毘尼五百人」		←		
	[2-⑥0] -16 『五分律』 「五百集法」		←		
97	Sāketa~Sāvattī				
	[2-⑥1] -01 <i>SN.044-001</i>		←		

	[2-61] -02 <i>SN.044-001</i>			→	王
	[9-1] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			→	婆羅門
	[2-61] -03 『パーリ律』 「捨墮 006」			→	
	[3-33] -01 『五分律』 「捨墮 001」			→	
	[3-61] -01 『僧祇律』 「尼薩耆波夜提 029」			⇔	
	[2-61] -04 『五分律』 「捨墮 024」			←	
	[2-61] -05 『パーリ律』 「波逸提 027」			→	
	[2-61] -06 『パーリ律』 「波逸提 028」			→	
	[2-61] -07 『パーリ律』 「波逸提 058」			→	
	[2-61] -08 『パーリ律』 「(比丘尼) 僧殘 006」			→	
	[2-61] -09 『十誦律』 「(比丘尼) 僧殘 007」			→	
	[2-61] -10 『十誦律』 「(比丘尼) 僧殘 007」			→	
	[2-61] -11 『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 035」			→	
	[2-61] -12 『パーリ律』 「(比丘尼) 波逸提 035」			→	
	[2-61] -13 『パーリ律』 「大犍度」			→	
	[2-61] -14 『パーリ律』 「大犍度」			→	盜賊
	[3-61] -02 『パーリ律』 「大犍度」			⇔	王兵
	[2-61] -15 『パーリ律』 「大犍度」			→	
	[2-61] -16 『パーリ律』 「大犍度」			→	盜賊
	[3-61] -03 『パーリ律』 「大犍度」			⇔	王兵
	[2-61] -17 『十誦律』 「受具足戒法」			→	
	[6-4] -01 『根本有部律』 「藥事」			←	医師
	[5-4] -01 『根本有部律』 「藥事」		→		
	[3-33] -02 『パーリ律』 「迦絺那衣犍度」			→	
	[3-33] -03 『五分律』 「迦絺那衣法」			→	
	[2-61] -18 『十誦律』 「迦絺那衣法」			→	
	[2-61] -19 『根本有部律』 「羯恥那衣事」			→	
98	Sāketa~Takkasilā (飛行機、1件)				
	[3-49] -01 『パーリ律』 「衣犍度」			←	医師
	[3-49] -02 『四分律』 「衣犍度」			←	医師
99	Sāketa~Ujjeni (飛行機、1件)				
	[3-69] -01 <i>Therīgāthā</i>			⇔	婚姻
100	Sāketa~Verañjā (飛行機、1件、増根)				

	[5-④] -01 『根本有部律』 「薬事」	←			
101	Sāketa~Vesālī (飛行機)				
	[2-⑥2] -01 『四分律』 「雑毘度」		←		
	[2-⑥2] -02 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」		→		
102	Sāṅkassa~Sāvattḥī (飛行機)				
	[2-⑥3] -01 『雑阿含』 506		←		
	[2-⑥3] -02 『増一阿含』 036-005	←			
	[2-⑥3] -03 『増一阿含』 036-005		←		
	[2-⑥3] -04 『増一阿含』 036-005			←	王
	[3-②5] -01 『増一阿含』 036-005			←	王
	[2-⑥3] -05 『根本有部律』 「雑事」	←			
	[2-⑥3] -06 『根本有部律』 「雑事」		←		
	[2-⑥3] -07 『根本有部律』 「雑事」		←		
	[2-⑥3] -08 『根本有部律』 「雑事」		←		
103	Sāṅkassa~Verañjā (1件)				
	[6-⑤] -01 『パーリ律』 「波羅夷 001」	←			
	[3-⑦0] -01 『五分律』 「波羅夷 001」	←			
104	Sāṅkassa~Vesālī (飛行機)				
	[3-⑦0] -01 『五分律』 「波羅夷 001」	→			
	[4-①2] -01 『四分律』 「七百集法毘尼」		→		
	[2-⑥4] -01 『四分律』 「七百集法毘尼」		→		
	[3-⑦3] -01 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」		↔		
	[2-⑥4] -02 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」		→		
	[2-⑥4] -03 『十誦律』 「七百比丘集滅惡法品」		→		
	[2-⑥4] -04 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」		→		
	[4-①3] -01 『根本有部律』 「雑事」		←		
	[2-⑥4] -05 『根本有部律』 「雑事」		→		
105	Sāvattḥī~Sunāparanta, Suppāraka (飛行機)				
	[2-⑥5] -01 <i>MN.145 Puṅṇovāda-s.</i>		→		
	[2-⑥5] -02 <i>SN.035-088</i>		→		
	[2-⑥5] -03 『雑阿含』 311		→		
	[2-⑥5] -04 <i>Udāna 001-010</i>		←		
	[2-⑥5] -05 『根本有部律』 「薬事」			→	商人

	[3-65] -01 『根本有部律』 「薬事」		⇔		
	[2-65] -06 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」		→		
	[2-65] -07 『僧祇律』 「雑誦跋渠法」		←		
106	Sāvatti~Ujjeni (飛行機)				
	[2-66] -01 『僧祇律』 「波羅夷 001」		←		
	[2-66] -02 『根本有部律』 「波羅市迦 001」			←	商人
107	Sāvatti~Verañjā (飛行機)				
	[2-67] -01 <i>MN.042 Verañjaka-s.</i>			←	婆羅門
	[3-64] -01 『僧祇律』 「波羅夷 001」	→			
	[3-71] -01 『十誦律』 「波夜提 044」			⇔	婆羅門
	[3-63] -01 『十誦律』 「波夜提 044」	⇔			
	[2-67] -02 『十誦律』 「波夜提 044」		→		
	[3-71] -02 『十誦律』 「医薬法」			⇔	婆羅門
	[2-67] -03 『十誦律』 「医薬法」	→			
	[2-67] -04 『十誦律』 「医薬法」		→		
108	Sāvatti~Vesālī (飛行機)				
	[2-68] -01 <i>Udāna 003-003</i>	→			
	[2-68] -02 <i>Udāna 003-003</i>		→		
	[2-68] -03 『四分律』 「单提 027」		→		
	[3-74] -01 『四分律』 「单提 030」			⇔	婚姻
	[2-68] -04 『僧祇律』 「单提 026」		←		
	[2-68] -05 『僧祇律』 「单提 072」			←	賊
	[3-63] -01 『根本有部律』 「波逸底迦 031」	←			
	[3-63] -02 『根本有部律』 「波逸底迦 059」	←			
	[2-68] -06 『パーリ律』 「(比丘尼) 僧残 005」			←	夫婦
	[2-68] -07 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 118」		←		
	[2-68] -08 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 135」		→		
	[2-68] -09 『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 135」		←		
	[3-63] -03 『根本有部律』 「(比丘尼) 波逸提 044」	←			
	[2-68] -10 『五分律』 「衣法」		←		
	[3-63] -04 『十誦律』 「衣法」	←			
	[2-68] -11 『パーリ律』 「小事犍度」	←			
	[3-63] -05 『パーリ律』 「臥座具犍度」	←			

	[3-53] -06 『四分律』 「房舎毘度」	←			
	[3-19] -01 『パーリ律』 「比丘尼毘度」	←			
	[2-68] -12 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」		→		
109	Takkasilā~Ujjeni (飛行機、増根)				
	[3-75] -01 『根本有部律』 「雜事」			⇔	王
	[3-76] -01 『根本有部律』 「雜事」			⇔	王
	[3-76] -02 『根本有部律』 「雜事」			⇔	大臣
110	Takkasilā~Vesāli (飛行機、1件、増根)				
	[4-8] -01 『根本有部律』 「波羅底提舍尼 001」			→	長者娘
111	Ujjeni~Vedisa (飛行機、1件)				
	[9-1] -01 <i>Suttanipāta 005-001</i>			→	婆羅門
112	Verañjā~Vesāli (飛行機、1件)				
	[3-64] -01 『僧祇律』 「波羅夷 001」	→			

[2] 【地図Ⅰ】と【地図Ⅱ】

「研究の目的と方法」に書いたように、われわれは以上の No.1 から No.112 に至るすべての「直近2基準地点間」資料をもとに、これら2点間を結ぶルートを直線で地図上に引いてみた。この地図が【地図Ⅰ】である。これはインド地図の上に上記資料によって112本の線が引かれたものであり、特に仏教中国の範囲、すなわちガンジス河沿岸地帯は無数の線が折り重なるように引かれて、大きな地図でも線が幾重にもかぶさる状態になっている。これをこの『モノグラフ』に掲載できるような大きさに縮小すると真っ黒になるので、ここには掲載しない。

しかしこれには [0] にも書いたように、「飛行機的なルート」や「特急列車的なルート」が含まれている。原始仏教時代に飛行機や特急列車があったはずはないから、これは途中の各駅停車的な地名が省略されたものであり、いわば非現実的なルートといってよいであろう。例えば No.92 の「Rājagaha~Sāvatti」資料は、Rājagaha を始点あるいは終点とし Sāvatti を終点あるいは始点とする「直近2基準地点間」資料を収めたものであるが、飛行機や特急列車で行かない限りは、少なくとも Vesāli やもしくは Bārāṇasi を経由しなければならないはずであるから、非現実的なルートというほかはないわけである。

また1件しかない資料や、『増一阿含』や『根本有部律』などに記される資料には説話的で非現実的なデータや他の原始聖典とは同列に扱えない後代のデータが含まれている可能性がある。そこで、これも注意しなければならない。

ということからこの一覧表にはそれぞれの資料が「飛行機資料」であるか「1件資料」であるか「増根資料」であるかの区別を示した。そして【地図Ⅰ】からひとまず機械的にこれ

ら「飛行機資料」「1件資料」「増根資料」を削除したのが【地図Ⅱ】である。【地図】の①はインド半島全体で、②はこのなかから Ganga 河流域（仏教中国）を抽出したものである。

【地図Ⅱ】は、ここには掲載していない【地図Ⅰ】と比べると一転して各所で道路が寸断され、孤立している都市や町・村が随所に見られる。道路というものは繋がっていてこそ始めて価値があるものであるから、これまた非現実的なルート地図といわざるをえない。

したがって【地図Ⅱ】を修正して、【地図Ⅰ】のルートを復活させたり、時には新設したりして、もう一段進んだ【地図Ⅲ】を作る必要がある。しかしその作業は往々にして恣意的になりがちであるから、この作業を客観的・学術的な立場で行うために、その前に、そもそも道路とはどういうものかという基本的な要件や、古代インドという地理的、風土的、経済的、文化的な背景を考慮しての主に陸上交通路の具体的要件、そして南道・北道や中国・辺国、あるいはインド古代の文献に記されたルートなどを調査・考察してみたい。

【地図】凡例

- (1) 地図はインド半島全体の地図（地図①）と、仏教中国を抜きだした地図（地図②）の2枚構成になっている。
- (2) 仏教中国地図はアメリカ合衆国の the Defence Mapping Agency Aerospace Center 刊行の世界区分地図の TPC H-9C と TPC H-9D を合成したものを下地図として使わせていただいた。

なおいうまでもなくこの地図は現代の地図であって釈尊の時代の地図ではない。基準地点として示した場所は原始仏教聖典に現われる古代の都市あるいは町、村があったと考えられる位置であるが、山はともかくとして河川の流れは大きく変わっている可能性がないではない。現代の地図を用いたのはやむをえない結果でもあるが、しかし本文中にも記したように、それほど大きく変化していないというわれわれの見解に基づいたものでもある。

- (3) 地図にはわれわれが「基準地点」として設定した都市あるいは町あるいは村しか示していない。

ただし括弧をして示した Koṭigāma は基準地点ではない。しかし王舎城から北回りに舎衛城に行くルートは、一般的には Vesāli からそのまま Gandak 河の左岸を北上して Kesariya の遺跡のあるところで左折して Gandak 河を渡るというルートが想定されているが、われわれはそれには反対であって、Vesāli のところですぐに Gandak 河を渡るルートを想定しており、それには Koṭigāma がキーポイントになるので特別に示した⁽¹⁾。

- (4) 上記 Koṭigāma はこの地図レベルの縮尺では実際には Vesāli と重なって区別できない。その他 Pāvāpuri も Nālandā と重なって区別できないが、前者は前述のようにわれわれの考えを示すポイントとなる地点であり、後者はジャイナ教の開祖のマハーヴィーラが入滅したところであって、それは Kusinārā の近くの Pāvā と誤解されているふしがないでもないので、特別に示した。

- (5) 通商・遊行ルートは基準地点を起点あるいは終点として、その間を直線で示して

いる。Bārāṇasi と Ālavī の間も直線で示してあるが、地図に見られるよう Ganga 河は複雑に蛇行しており、実際には Ganga 河の左岸（北岸）に沿って蛇行しながら走っていたものと考えられる。したがってこのルートは単にイメージとして示したものであることをご理解いただきたい。

(6) なおこの地図には水上交通路は示していない。しかしこの地図に表わされている河川はすべて水上交通路として使われていたと考えてよいであろう。

(1) 『モノグラフ』第 19 号に掲載した【研究ノート 9】を参照されたい。

【3】基礎データをもとにした「直近2基準地点間」資料—【地図Ⅰ】と【地図Ⅱ】—

【4】通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件

本稿の目的は、原始仏教時代のいわば考古学の領域に属するような「古道」そのものを探しだそうとするものではなく、原始仏教聖典の記述をもとにして、原始仏教時代にはこのような**幹線道路**があったはずであるという、いわば「あったはずのルート」を想定してみようとするものである。だから地図には基準地点しか示していないし、ルートそのものも2点間を**直線**で結んで示そうとしているのである。端的に言えば河川に沿った道路は河川の流れに沿って蛇行しているはずであるが、ここでは河川に沿って存在したA地点とB地点間を蛇行する河川には関係なしに、直線で結ぶということである。

したがって実際の道路そのものには直接の関係はないのであるが、そもそも道路というものとはどのようなものであり、またインド古代の道路はどのようなものであったかというイメージをもっていなければ、その想定は非現実的なものになりかねない。そこで具体的な作業にとりかかる前に、インド古代の文献と原始仏教聖典に記された記述をもとに、幹線道路たるものの基礎的要件を考えておきたい。

【1】本稿で取り上げるインド古代の文献

ここで取り上げるインド古代の文献は『インド誌』、『アルタシャーストラ』（実利論）と『アショーカ王碑文』である⁽¹⁾。

- (1) 本稿は原始仏教聖典資料を材料としているがゆえに、古代インドの地名や人名などの固有名詞は原則としてパーリ語をもとにしていくが、「アショーカ王碑文」については例外的にサンスクリット語の「アショーカ」を用いる。

【1-1】『インド誌』はフラウィオス・アッリアノス（紀元2世紀）が著した古代インドの地理や風俗などに関する書物である。著者アッリアノスは、「私が誌したのは、およそネアルコスおよびメガステネスという、ふたりの信頼すべきひとによって書かれた、こよなく注目すべきことばかりなのである」⁽¹⁾ といっている。ネアルコスはアレクサンドロスの東征（紀元前334～323年）に同行した人であり、メガステネスはマウリヤ帝国の創始者であるチャンドラグプタ王（紀元前317～293年ごろ在位⁽²⁾）の時代に10年ほどインドに滞在した人である。

もし本書がネアルコスやメガステネスの記述を忠実に再録しているとすれば、紀元前300年前後のインドを伝えていることになる。なおアッリアノスのいうインドとは「インドス川から東の地域をさす」⁽³⁾。ここでは岩波文庫に収録された大牟田章訳『アレクサンドロス大王東征記 付：インド誌』（下巻）⁽⁴⁾を全面的に利用させていただく。また引用は項（漢数字）と文章番号を示すが、（ ）のなかに岩波文庫のページ（すべて下巻）を入れておいた。

- (1) 「岩波文庫」下・p.265。発行年は註(4)参照

- (2) 上村勝彦訳『実利論』（岩波文庫 上巻：1984年9月、下巻：1984年11月）訳者まえがき（「文庫」上）p.003
- (3) p.232
- (4) 上・下とも2001年6月15日発行。本書は1996年に東海大学出版会から出版された『アレクサンドロス東征記およびインド誌』全二冊（本文篇・註釈篇）にもとづいたもの。

[1-2] 『実利論 (Arthasāstra)』は同じくチャンドラグプタの宰相であったカウティリヤ (Kautilya) の著作とされ、この伝承を信じるとすれば本書が著わされたのは紀元前4世紀ごろということになる。しかし岩波文庫版『実利論』の訳者・上村勝彦氏の「まえがき」によれば、この伝承は疑問視され、「本書が現存の形にまとめられたのは、西暦紀元の前後、または更に下って、紀元3、4世紀ごろであるとする説もかなり有力である」⁽¹⁾とし、「訳者としては、紀元前2世紀から紀元後2世紀までの間に本書が作成されたとするのが妥当であると考え」⁽²⁾としている。このように本書の成立はいつ頃かはっきりしないが、ここに記されているのはチャンドラグプタ時代からマウリヤ帝国が滅びるまでの140年くらい間のマウリヤ王朝のような大帝国下のインドをイメージしていると理解しておく。ここでは上村勝彦訳『実利論—古代インドの帝王学—』（岩波文庫上・下）を全面的に利用させていただく。ただし主要な原語についてはこの日本語訳がよっているカングレー本⁽³⁾によって補った。また引用に際してはカングレー本や岩波文庫本に付された巻（ローマ数字）・章・項目・文章の番号を示すが、これに加えて岩波文庫の巻（上・下）とページを入れておいた。

- (1) p.006
- (2) p.008
- (3) R. P. Kangle : *The Kautiliya Arthasāstra, Part I, A Critical Edition with Glossary, Bombay, 1960 (2nd ed. 1969)* なおこの作業は共同研究者の岩井昌悟氏に依頼した。

[1-3] 『アショーカ王碑文』については今更多言を要する必要はない。いうまでもなく紀元前268年に即位したとされるマウリヤ王朝の第3代目の王であるアショーカ（アソーカ）が岩壁あるいは石柱などに残した碑文であって、歴史的価値はきわめて高い。アショーカ王は灌頂第8年のカリングア征伐による戦争の悲惨さを反省して法による統治をめざし⁽¹⁾、灌頂第10年くらいから法勅を發布し始めたとされるから、紀元前250年前後頃のものと考えてよいであろう。しかし残念ながら長文の記述はないため、われわれの考察の役に立つ情報はごくわずかである。この日本語訳は塚本啓祥氏のレグルス文庫版『アショーカ王碑文』⁽²⁾を利用させていただいた。

- (1) 「14章摩崖法勅」第13章
- (2) 1976年1月 第三文明社

[2] 交通手段

交通路は大きく分けると陸上交通路と水上交通路に分けられる。もちろん古代の場合、航空路を想定する必要はない。

後述するようにインドにおいても水上交通は重要な交通手段であったが、とりあえずは陸上交通路を先に考え、しかる後に水上交通路を考える。

まず陸上交通路の交通手段について調査する。

[2-1] 水上交通の場合は船以外の交通手段はないが、陸上交通の場合はさまざまな交通手段がある。しかし古代の場合、鉄道交通を考える必要はないし、現在のように大型のトラックやバスを考慮する必要もない。それではインド古代においては、どのような交通手段が用いられていたのであろうか。『インド誌』は次のように記している。

インド人の大衆的な乗り物は駱駝と馬と驢馬で、裕福な人びとは象に乗る。象はインドでは王侯の乗り物だからだ。威信のうえでこれに次ぐ二番目〔の乗り物〕は四頭立ての馬車であり、駱駝は三番目、一頭の馬に乗るのは賤しい庶民である。十七・1～2 (1) と。

ここでは古代インド人の主な乗り物はラクダ、馬、ロバであったという。しかしこれらの記述がどれだけ正確かということが問われなければならない。訳者は「解説」の部分で、「アッリアノスはメガステネスの豊富な現地経験を十分に信頼しながら、『インドの土地をあらかた踏破したわけでもない』（『インド誌』五・3、七・1）彼がなぜ、全土に分布するインド人種族の総数を118と明示できたのか、その信憑性については疑問をいだかざるを得ない（『インド誌』七・1）。メガステネスといえども、一步実見観察の範囲外のことになると平気で、例の『黄金を掘るアリ』の実在を力説（『インド誌』十五・5～7）したり、口も鼻もない隻眼人などについて語ったり（ストラボン『地理学』二・一・九（70））、木の葉も沈むシラス川の不思議を論じたり（『インド誌』六・2～3）して、信憑性のあやしい、頼りない報告者に豹変するからだだった」(2) としている。

またこの記述は「乗り物」についての記述であって、輸送手段をいっているのではないことも注意しておく必要があるであろう。

(1) 下・p.264

(2) 下・p.467

[2-2] 『実利論』では、

「車路 (cakra-patha)」と「歩路 (pāda-patha)」とでは「車路」の方が、大規模な事業を可能にするから、すぐれている。あるいは、場所と時期に応じては、「驢馬路 (khara-patha)」(1)・「駱駝路 (uṣṭra-patha)」もすぐれている。VII-12-116-(27) (下・p.111)

とし、続けて

「肩路 (aṃsapatha)」の場合も、これらに準じて説明される。VII-12-116-(28) (下・p.111)

としている。「肩路」について和訳者は註において(2) カングレーの「肩に荷をかついだ人のための道(?)」という文章を引用している。

そのほか、肩にかついで(II-21-39-(24)上・p.182)、荷車(II-21-39-(24)上・p.182)でとするものもあり、

6、9、12 ヨーjana (由旬) が、馬車馬 (rathya) [の1日に進む] 道程である。5 ヨーjana、7 ヨーjana半、10 ヨーjanaが、背に荷を積む馬 (prṣṭhavāhin aśva) の道程である。II-30-47-(39)上・p.215

とされているから、人間やロバ（他にII-30-47-(23)上・p.214）・ラクダ・馬の背に荷物を積んで運んだり、ロバや馬に牽かせる荷車もあったわけである。そのほか手でもったり、肩

に担いだりする輸送方法もあったことになる。

また馬は兵馬としても（Ⅱ-30-47-(28)上・p.214）、戦車としても用いられた（Ⅱ-30-47-(42)上・p.216）。ただし馬は特別に保護されて飼育されたようである（Ⅱ-30-47上・pp.211~217）。しかしながら不思議なことに、『実利論』には牛車のことは出てこない。

なお外国との交易などキャラバン隊（sārtha）を組んでなされる大規模な通商もなされた（Ⅱ-21-39-(2)上・p.180、(26)上・p.182、Ⅱ-34-52-(12)上・p.225）。

(1) kharaは駄駟。KṣemendraのDarpadalanaの第1章に登場するkharaが同章の第49偈で「母驢馬」に言及する。騾馬（pārasāma）は雄驢馬と雌馬の配合。

(2) 下・p.359

[2-3] それでは原始仏教聖典からは、陸上交通においてどのような交通手段が用いられていたことがわかるであろうか。「律蔵」には人が乗るためのものとして牛車やヴァイハ車（vayha かご）・ラタ車（ratha 車）・サカタ車（sakaṭa 荷車）・サンダマーニカー車（sandamānikā 戦車）・山かご（sivikā）・椅子かご（pāṭaṅki）などが挙げられている。

ただし「律蔵」がこのような交通手段を挙げるのは、仏教の出家修行者が病気など特別な場合に許容される範囲を挙げたものであって、けっしてこれらを利用することは勧められていない。その規定は、

病者に車乗を許す（*anujānāmi gilānassa yānaṃ*）。『パーリ律』「皮革韃度」vol. I p.192

いかなる比丘尼も無病にて乗り物に乗って行けば（*agilānā yāyena yāyeyya*）波逸提である。病とは歩行することができない。乗り物とはヴァイハ車・ラタ車・サカタ車・サンダマーニカー車・山かご・椅子かごである。『パーリ律』「比丘尼・波逸提085」vol. IV p.338；『四分律』「（比丘尼）波逸提159」大正22 p.771中；『五分律』「（比丘尼）波逸提141」大正22 p.094中；『十誦律』「（比丘尼）波夜提145」大正23 p.338中；『僧祇律』「（比丘尼）波逸提111」大正22 p.537下

牝牛の角・耳・頸・垂肉を捉えるべからず、背に乗るべからず（*na piṭṭhī abhirūhitabbā*）。乗る者は悪作。『パーリ律』「皮革韃度」vol. I p.191

車に乗って行ってはならない（*na yāyena yāyitabbaṃ*）。行く者は悪作。病者には人が御する牝牛の牽くもの（*purisayutta hatthavaṭṭaka*）、山かご（*sivikā*）・椅子かご（*pāṭaṅki*）を許す。『パーリ律』「皮革韃度」vol. I p.191、『十誦律』「皮革法」大正23 p.182（女とともに乗ってはならない）病者は乗ってよい。『四分律』「皮革韃度」大正22 p.848下、『五分律』「皮革法」大正22 p.144下、『四分律』「雜韃度」大正22 p.961下（老病者や、難を避けるために象馬に乗ってよい）、『十誦律』「雜法」大正23 p.276上

比丘尼には人が御する牝牛の牽くもの（*itthiyutta*）、牝牛の牽くものを許す。『パーリ律』「比丘尼韃度」vol. II p.276

象馬車に乗ってはならない。突吉羅。『十誦律』「雜法」大正23 p.290下

人に乗ってはならない。突吉羅。『十誦律』「雜法」大正23 p.290下

比丘尼に山かご（*sivikā*）・椅子かご（*pāṭaṅki*）を許す。車乗の揺れに苦悩したから。『パーリ律』「比丘尼韃度」vol. II p.277

皮で浮袋・草木で筏を作って河を渡ってよい。浮袋はサンガ・四方サンガで蓄えるべ

し。『四分律』「皮革鞣度」大正 22 p.846 下

背負ってよい。『四分律』「皮革鞣度」大正 22 p.848 下

車を淨人に牽かせてよい。『五分律』「皮革鞣度」大正 22 p.145 上、『四分律』「皮革鞣度」大正 22 p.848 下（牽かせてよいもの=比丘、精舎の民、優婆塞、沙弥）

というようなものである。

このように交通手段については、一般人と出家修行者ではまったく異なるということがわかる。ということになれば、仏教の出家修行者が遊行のために使った路と、商人たちが通商のために使った道とはまったく異なるかもしれない。これについては次節に触れるが、とりあえずは遊行路 (anupariyāya-patha) と通商路 (vaṇippatha, vaṇīk-patha, vaṇippattha) は異なっていないという前提で進める。

なお聖典にもキャラバン隊 (sattha) がしばしば出てくる。よく知られたエピソードには次のようなものがある。例えば菩提樹下での仏成道の直後に訪れたタブッサ (Tapussa) とバハリカ (Bhallika) は『五分律』⁽¹⁾によれば500人の賈客のリーダーだったとされており、『根本有部律』「薬事」⁽²⁾によれば波羅夷罪第1条の制定因縁として語られる釈尊がヴェーランジャーでやむを得えず雨安居を過ごされたときに、馬麦を提供したのは500頭の馬を引き連れてきていた隊商であったとしている。また『涅槃経』⁽³⁾ではアーラーラ・カーラーマの弟子であったプクサが「自分の師が500の車両からなる隊商が近くを通りすぎたのに禪定に入っていたので気がつかなかった」と自慢したとされ、DN.023 *Pāyāsi-s.*⁽⁴⁾には500の車両を率いる1人のリーダーは、途中で会った夜叉に行き先では雨が降って水が豊富にあり草木も繁っていると聞いて、持ってきた水や薪を捨てて荷を軽くしようとして、すべてを捨ててしまい、夜叉に食われた。しかしもう一方のリーダーは、見ず知らずの者の言うことは聞けないと、荷を捨てないで進んだため助かったとされている。また比丘や比丘尼が隊商とともに遊行したという記事も存する⁽⁵⁾。

また「律蔵」では村落の定義として、隊商 (sattha) の4ヵ月以上止住するものは村落と見做されるとされ⁽⁶⁾、キャラバン隊の中で雨安居を過ごしてよいとされている⁽⁷⁾。

さらに比丘尼が隊商に伴われることなく遊行していて悪人たちに汚されたので、

危険であり、恐怖を伴うような国内を隊商に伴われずに (a-satthika) 遊行してはならない⁽⁸⁾。

危険であり、恐怖を伴うような国外を隊商に伴われずに遊行してはならない⁽⁹⁾。と定められたとされている。

その他、原始仏教聖典やジャータカにはしばしば隊商主が登場する⁽¹⁰⁾。

また世尊はキャラバン隊を導いて難処を脱する隊商主にも譬えられている⁽¹¹⁾。

(1) 大正 23 p.103 上

(2) 『パーリ律』「波逸提 034」vol.IV p.079 では「隊商が王舎城からパティヤーローカに至ろうとしていた」、『四分律』「单提 034」大正 22 p.659 上には、「隊商が波羅奈の城外に止宿していた」、『五分律』「墮 034」大正 22 p.051 中には「王舎城に止宿していた隊商が出発しようとしていた」、『十誦律』「波夜提 033」大正 23 p.090 上には「隊商が舎衛城内にいて、吉日を用いて他国に出発しようとしていた」、『根本有部律』「波逸底迦 033」大正 23 p.819 中には「北方の隊商が舎衛城の城外に止宿した」、『パーリ律』「波逸提 066」vol.IV p.131 には「1人の比丘が、王舎城 (Rājagaha) からパティヤーロー

[4] 通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件

カ (Paṭiyāloka) に向かう隊商たちと道中を共にしようとしていた」

海にも隊商で出かけた。『十誦律』「皮革法」大正 23 p.178 上には「あるとき海を舞台とする商人が彼のもとにやって来て、彼に海の隊商となることを勧めた」とされている。

『モノグラフ』第 18 号 p.212 以下参照。

- (3) *DN.016* vol. II p.130
- (4) vol. II p.342
- (5) 『パーリ律』「波逸提 066」vol. IV p.131、『根本有部律』「波羅市迦 002」大正 23 p.641 上、『根本有部律』「波羅市迦 002」大正 23 p.643 上、『根本有部律』「波羅市迦 002」大正 23 p.644 中
- (6) 『パーリ律』vol. III p.046
- (7) 一人の比丘が入雨安居の間近に隊商と共に出かけようとした。牛舎 (vaja)、隊商 (sattha)、船 (nāvā) の中で雨安居することを許す。『パーリ律』「入雨安居犍度」vol. I p.152、『四分律』「安居犍度」大正 22 p.832 下、『五分律』「安居法」大正 22 p.130 中
- (8) 『パーリ律』「(比丘尼) 波逸提 037」(国内恐怖処遊行戒) vol. IV p.295、『四分律』「(比丘尼) 单提 098」大正 22 p.747 上、『五分律』「(比丘尼) 墮 095」「198」大正 22 p.089 下、p.099 上、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 097」大正 23 p.323 上、『僧祇律』「(比丘尼) 波夜提 119」大正 22 p.539 下、『根本有部律』「(比丘尼) 波逸底迦 104」大正 23 p.1003 下
- (9) 『パーリ律』「(比丘尼) 波逸提 038」(国外恐怖処遊行戒) vol. IV p.296、『四分律』「(比丘尼) 单提 097」大正 22 p.746 下、『五分律』「(比丘尼) 墮 096」大正 22 p.089 下、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 098」大正 23 p.323 中、『僧祇律』「(比丘尼) 波夜提 118」大正 22 p.539 中、『根本有部律』「(比丘尼) 波逸底迦 103」大正 23 p.1003 下
- (10) *DN.23 Pāyāsi-s.* vol. II p.342, *Vimānavatthu* p.078, p.079, *Jātaka* vol. I p.098, p.100, p.368, *Jātaka* vol. II p.295
- (11) *Mahānidessa* p.446, *Cullanidessa* p.313

[3] 幅員

以上のように古代インドの輸送は手荷物として歩行するほかに、牛・馬・ロバ・ラクダなどの背に積んで、あるいはこれらの動物に車両を引かせて行われたし、キャラバン隊を組んだ大規模な通商も行われた。とするならば、道路はこのようなものの通行に便なることが求められる。その 1 つが道路の幅員であろう。車両が通行する道路となれば、少なくとも往き来する車両がすれ違う余裕がなければならなかったし、500 両などと表現されるように一時に大量の通行がなされることもあった。したがって幹線道路ともなれば、少なくとも片道 2 車線は必要とするであろう。それでは古代インドの道路の幅員はどのくらいだったのであろうか。

[3-1] 道路の幅員については『実利論』に次のような記述がある。長さは「ダンダ」と「アラトニ」という単位によって表わされるが、訳者の上村氏は註において 1 ダンダは 6 フィートとしている。1 アラトニは 1/4 ダンダであるから 1.5 フィートに相当する⁽¹⁾。現代の度量衡では 1 フィート=30.48cm であるから、1 ダンダ=182.9cm、1 アラトニ=45.72cm と

なる。以下には1 ダンダ=1.8mとしてメートルに換算したものを（ ）の中に記入しておく。

王道 (rājamārga)、ドロナムカの道路 (droṇamukhapatha)、スターニーヤの道路 (sthāniyapatha)、地方と牧場の道路 (rāṣṭra-vivīta-patha)、港町の道路 (saṃyāniya-patha)、諸戦陣間の道路 (vyūha-patha)、墓地への道路 (śmaśāna-patha)、村落の道路 (grāma-patha) は8 ダンダ (=14.4m) である。II-4-22-(4) 上・p.101

〔王道以外の (antara) 一般の〕街路 (rathya) は4 ダンダ (=7.2m) の幅である。II-4-22-(3) 上・p.101

灌漑設備と森林の道路 (setu-vana-patha) は4 ダンダ (=7.2m)、象の道と耕作地沿いの道 (hasti-kṣetra-patha) は2 ダンダ (=3.6m)、〔田舎の〕車の通る道は5 アラトニ (=2.25m)、家畜の道 (paśupatha) は4 アラトニ (=1.8m)、小さな家畜と人間の通る道 (kṣudrapaśu-manuṣyapatha) は2 アラトニ (=0.9m) である。II-4-22-(5) 上・p.101

という(III-10-61-(4) 上・p.273にもふれられている)。

この記述は城砦都市に関する記述であるが、ここでは地方(ラーシュトラ)と牧場の道路にも言及されており、その他に道路に関する記述はないから、8 ダンダの幅員をもつとされる牧場の道路、港町の道路、諸戦陣間の道路などのなかに都市と都市を結ぶ幹線道路的なものも含まれると解してよいであろう。

しかしここに換算した幅員はちょっと大きすぎるかもしれない。なぜなら『モノグラフ』第6号に掲載した「由旬論文」で考察したようにダンダ (daṇḍa) は「杖」の意であるが、パーリ語ではダヌ (dhanu) に相当し、これは「弓」の意であって両手を一杯に拡げた長さに相当する。両手を一杯に拡げた長さはだいたい身長に相当するから、時代が下るにしたがって体格がよくなり、平均身長が大きくなれば、この長さを表す度量衡の1単位の長さも大きくなる。それは中国の里が時代が下るにしたがって長くなることと同じである。とするならば、原始仏教時代の古代インド人の平均身長を182.9cmとするのは大きすぎるといわなければならないであろう^②。当時のインド人の平均身長を仮に1.7mとすると**8 ダンダ=13.6m**となる。

ちなみに<http://everyday3day.blogspot.jp/2013/01/37.html>に紹介されている、社団法人全国軽自動車協会連合会のデータによると、日本の道路の道幅は下記のとおりだそうである。資料は平成18年4月1日現在の国土交通省「道路統計調査」で、幅員は車道部のみである(割合は実延長による)。

一般国道 5% 平均幅員 7.8m
都道府県道 11% 平均幅員 6.0m
市町村道 84% 平均幅員 3.7m

また同じホームページによると、車幅の大きいBMW ActiveHybrid 5の場合1,860mmだそうであるが、古代インドの馬車や牛車が通る道路の1車線を余裕をとって2.2mと仮定すると、13.6mの幅員をもつ古代インドの幹線道路は上下3車線ずつ、合計6車線(2.2×6=13.2m)がとれることになる。

『実利論』によれば、古代インドの道路の幅員は、現代の日本の道路（高速道路ではない）に比べるとずいぶん広がったということになる。

(1) p.176

(2) 『インド誌』は「インド人は背丈が高く、実際アジア中でもっとも背が高く、たいてい5ペキュス（約2.2メートル）かそれに少し足りない位はある」（下・p.028）としている。この部分について註釈篇では、「ギリシャ、マケドニア人たちの眼に、……身長（約2.28メートル）という具体例は、後出ポロス王について挙げられている」と解説している。しかしWikipediaのHuman heightによるとインド人の男性の平均身長は2005～2006年の統計では164.7cm、女性は151.9cm、同じ年度の別の統計では男性166.3cm、女性152.6cmとされている（2005～2006年）。ちなみにこれによると、日本人の平均身長は2005年の統計で男性172cm、女性158cm、2004年の統計で男性172.0cm、女性158.7cm、2013年の統計で男性170.7cm、女性158.0cmとされている。統計によってあまりに差がありすぎるように感じられるが、少なくとも『インド誌』の記述は、西北インドのインド人についての記述とも考えられるが、それにしても甚だしく誇張されていることは明らかである。

[3-2] 原始仏教聖典においてはその幅員を推測せしめるような記述は見いだせない。

[3-3] 以上のように、『実利論』は幹線道路の幅員を13.6メートルとしている。しかし自動車時代の現代日本の一般国道の平均の幅員は7.8メートルというのであるから、これはあまりに広すぎると印象を受ける。『実利論』はあるべき姿、ないしは要求すべき値であって、実際の幅員ではないともいえるし、あくまでもマウリヤ帝国という大帝国が成立してからのものであって、原始仏教時代の幹線道路にはあてはまらないのかもしれない。

しかし道路関係の参考書によれば、シュライバーの『道の文化史』には、ローマ人の道は「車の通る野道は、たいてい1.2メートルの幅だった。家畜の群れを山へ、山の牧場から谷へ通っていった。交通路は最小の道幅が法的に決められていて、2.4メートルであった。……のちの帝政時代に交通はげしくなると、道幅は、2つの交通の流れがスムーズに行くのを妨害したり滞らせたりすることのないように、3.5メートル、いや、4メートル、5メートルにまでなった。……小アジアにあるもっとも重要な遠距離交通路は、じつに8メートルの道幅があった」⁽¹⁾とされている。

また木村雅康著『古代の道路事情』にはローマの道について、「道幅は2.7～3.4メートルというのが一般的であった。ローマ人は、道のことをウァアといったが、この言葉は本来2台の車が通行できる車道を意味している。主要幹線道であるアッピア街道の場合は、幅3メートルの車道の外側に幅1～1.5メートルの歩道があるが、さらにその外側に、側溝まで7～7.5メートル程度の余地が存在した」⁽²⁾とし、インカの道については「突き固めた路面幅8メートルに、側溝や側壁を含む全体の道幅15メートルのものを典型に、路面幅6～7.5メートルの道路、路面幅2メートルの石敷の路面の外側に、それぞれ1メートル幅の水路を伴うものなどが認められている。……全体の幅が100メートルを超える場合もあった」⁽³⁾としている。「アンデスには馬はいなかったし、インカは車というものを知らなかった」⁽⁴⁾にもかかわらずである。また古代中国（秦の始皇帝時代）については、「始皇帝が地方巡察道としてつくらせた馳道ちどうの道幅は約70メートルあったといい、……匈奴の侵略に備えた直道ちよくどうには幅30～50メートルのものがいくつも確認されている。道幅160メートルの遺跡も発見されている」⁽⁵⁾としている。

このように一概に古代だからといって必ずしも道路の幅員は狭かったともいえないようである。ともかくわれわれが原始仏教時代の幹線道路の道幅を考えるときには、アッピヤ街道を参考にして、歩道を含む道幅として6メートルくらいは想定しておく必要があるかもしれない。

- (1) 関楠生訳 岩波書店 昭和37年6月 p.168
- (2) 歴史文化ライブラリー108 吉川弘文館 2000年12月 p.005
- (3) p.010
- (4) p.011
- (5) p.006

【4】 舗装

幹線道路というものは大量の車両が通行することを前提としているとするならば、道路の舗装ということも考えなければならない。特にヒンドゥスタン平原はヒマラヤ山脈とデカン高原から流出する土砂が沖積してできたものであるから、非常に細かな粒子状の土であって、風が吹き自動車が通れば土ほこりが巻き上がり、雨が降れば泥んこ道になって、深い轍の跡ができる。このような土をただ盛っただけではたちまち車両の通行に困難をきたすことは自明の理である。

【4-1】 しかしながらインド古典においては、道路の舗装についての記述はほとんどない。『実利論』に道路を耕すものには罰金を科すという記述があるから（Ⅲ-10-61-(7)上・p.274）、舗装というものはされていなかったのかもしれない。

釈尊や仏弟子たちが主に活動したインド平原は雨季になると水浸しになった。『実利論』にも、

雨季には (varṣārātram)、水辺に住む村〔民〕は氾濫した川岸を捨てて他に住むべきである。Ⅳ-3-78-(6)上・p.328

そして、彼等は木材 (kāṣṭha) ・竹 (veṇu) ・舟 (nāvā) を準備すべきである。Ⅳ-3-78-(7)上・p.328

彼らは〔洪水に〕流される者を、〔大きな〕瓢箪 (alābu) ・皮袋 (dṛti) ・小舟 (plava) ・丸木 (gaṇḍikā) ・縄によって救うべきである。Ⅳ-3-68-(8)上・p.328とされている。

したがって雨季を含む年間を通じて通行できる幹線道路というものを想定することは土台無理かもしれないが⁽¹⁾、しかし少々出水に道路が水没するようでは幹線道路の役割は果たせないから、少なくとも幹線道路は周囲の田畑よりは高く土盛りされていたであろうし、水はけをよくするための側溝というものも作られていたであろう。また鉄の車輪をもつ車両が通行するとわだちができ、穴ぼこもできるから、できるだけ土を固め、小石を敷き詰めるなどの舗装は行われたのではなかろうか。

- (1) 原始仏教聖典には雨季に隊商が足止めを食って1ヵ所に長期の滞在を余儀なくされるという記述がある。例えば釈尊がヴェーランジャーで雨期を過ごされたときなどである。

【4-2】 原始仏教聖典には次のような記述がみられる。

ヴェーサーリーの町の真ん中に泥土の難渋な道があった。私は一本の香木をもって橋とし、難渋な地の中においた⁽¹⁾。

というものである。

また仏伝物語であるが、釈尊の遠い過去世でのスメータはディーパンカラ仏のために道路を修復する作業に加わったとされる。しかし間に合わなかったため彼は泥土の中に身を投げだし、自らが橋となった、とされている⁽²⁾。

これらは市街中の道路であるが、舗装などの工事を施さないと雨季にはたちまち通行を阻害することが物語られているわけである。

(1) *Petavatthu* 004-016 p.047

(2) *Jātaka* vol. I p.012

[4-3] 道路に関する参考書には次のように記されている。

鈴木敏著『道 古代エジプトから現代まで』「まえがき」には「道路の舗装を歴史的に眺めると、ヨーロッパ系の道路が石を並べたごつごつしたものに対して、アジア系の道路は土を締め固めたのっぺりとしたものであることに気づく。同じアジア系の民族であるメキシコのマヤ族がつくった道『サクブ』は、石を並べ漆喰で平滑に塗りつぶした、やほりのっぺりとした道路であった」⁽¹⁾とされ、先にも引用した『古代の道路事情』には「ローマ道の場合は、幹線が舗装されることが多かったのに対し、支線は主として砂利道であった」⁽²⁾とされている。

またそれほど学問的な話ではないが、クシナーラーのミャンマー寺の住職（現地では尊敬を込めてババジーと呼ばれている）の話では、Bihar 州の Siwan 県⁽³⁾ にアショーカ王時代の古い道が発見されたということであった。少なくともアショーカ王時代には幹線道路は自然そのままの道ではなく、側溝が造られるとか砂利や石が敷かれるとか、路盤をモルタル（石灰に砂を混ぜて水で練ったもの）などで補強するなどの工事がなされていたのではないか。だから古い道も遺跡として残るのである。

(1) 技報堂出版 1998年4月 p.003

(2) p.005

(3) Gandak 河の右岸にあり、【10】に述べる釈尊が最後の旅において通過されたと考えられる地域。

[4-3] このように原始仏教時代の幹線道路は少なくとも土盛りはされ、側溝が作られ、石や砂利を敷くなどの簡単な舗装はされていたものと考えられる。

[5] 環境

またインドの陸上交通路の場合、その気候風土的な関係で樹木が植えられて日陰としたり、井戸が掘られ水飲み場が作られ、環境整備がなされていた。

[5-1] アショーカ王の「十四章摩崖法勅」第2章には次のような記述がみられる。

道路には人と家畜の受用のために、井泉を掘鑿せしめ樹木を植えしめた⁽¹⁾。

また「七章法勅」第7章には、

道路にもまた、私によってバンヤン樹が栽培され、家畜と人に蔭を与えるであろう。

またマンゴー樹林が栽培された。また、8コーサ⁽²⁾ごとに、私によって、井泉が掘鑿

せしめられ、休息所が設営された。さらに至るところに、家畜と人の受容のために、多くの水飲み場が私によって設営された⁽³⁾。

とされている。

まさしくアショーカ王時代には、道路には日陰を作るためのバンヤン樹やマンゴー林が植えられ、1由旬（8コーサ）ごとに井戸、水飲み場、休息所が作られていたわけである。

また「皇后法勅」にも、第2王妃のためにマンゴー樹林・僧園・布施寮が寄進されたとされているが（レグルス文庫 p.142）、このマンゴー林もこのような目的のためであったであろう。

(1) レグルス文庫 p.086

(2) 8コーサというのは1由旬に相当し、大由旬は約13km、小由旬は6.5kmである。【論文4】「由旬の再検証」『モノグラフ』第6号 p.050

(3) レグルス文庫 p.133

[5-2] 『実利論』にも牧場長官の職務として、

水のない地方には、井戸（*kūpa*）・灌漑設備（*setubandha*）・泉（*utsa*）を、また花園（*puṣpa-vāṭa*）や果樹（*phala-vāṭa*）を設置すべきである（II-34-52-(8) 上・p.225

と定められている。

[5-3] 原始仏教聖典においても、SN.001-047には、

園を設け林を設け、橋を作り、給水所（*papa*）と井戸（*udapāna*）と休息所（*upasaya*）とを作って与える人々、—彼らの善は昼夜に増大す。彼ら、法を求め戒をたもつ人々は天界に赴く⁽¹⁾。

とされている⁽²⁾。

また *Petavatthu* には、

布施には応果なく、自制に対する果報がどこにあるのか [、そのような果報は無意味と考へ]、蓮池、井戸、また木の植えられた庭園、給水所、難処の橋などを破壊した⁽³⁾。とされている。これは破壊したという記述であるが、これは人びとの利益のために蓮池や井戸、樹木の植えられた庭園、橋などが作られていたことを物語る。*Jātaka* には過去世に優婆塞として園林や井戸、給水所のある道（*papāsaṃkamaṇa*）をいくつも作ったという記述もある⁽⁴⁾。

また原始仏教聖典には道端のマンゴー林において休憩を取るという場面がしばしば出てくる。例えば最晩年の釈尊がチュンダの供養したスーカラマツダヴァにあたって下痢をされたとき、カクッター川で沐浴された後ほとりのアンバ林で横になられたとされている⁽⁵⁾。そのほか、DN.013 *Tevijja-s.* には「世尊がマナサーカタの北方を流れるアチラヴァティーのほとりのアンバ林に止住された」⁽⁶⁾とされている。

これらのアンバ林は旅行者の便宜を図って植えられたものではなく、ほとんどは果樹園として植えられた私有地であったようであるが、旅人の憩いの場としても提供されていたのである。

(1) vol. I p.033 G.

(2) これは中村元氏の『インド史II』p.193に指摘されている。

(3) p.028

- (4) vol.VI p.120、p.121、p.122、p.123
- (5) DN.016 Mahāparinibbāna-s. vol.II p.134
- (6) vol. I p.235

〔6〕 付帯する設備

また幹線道路は道路だけが作られればそれで完結するものではない。主要幹線道路の主目的は貨客の輸送であるから、要所要所には交易場（市場 paṇiyasālā）や宿場町がなければならず、そこには倉庫や宿屋あるいは食堂など道路に付帯する諸設備が作られたであろう。

〔6-1〕 『実利論』では「（その周囲に大規模な城砦を造らせた）地方（janapada）の中央に、租税の集積地（samudayasthāna）であるスターニーヤ（sthāniya）⁽¹⁾を置くべきである」（II-3-21-(3)上・p.097）とされ、それは地形に応じて円形か長方形か正方形に作られ、陸路（amsapatha=sthalapatha）と水路を備えた（vāripatha）市場都市（paṇya-putābhedana）とされている。翻訳では「租税の集積地」とされているが、租税というよりは流通する物資の集積地と解釈した方がわかりやすい。なおこのスターニーヤは川の合流点や涸れることのない湖・池・貯水池の岸辺にあるともされている。

- (1) スターニーヤは 800 村の中心につくられるべきであるとされている。なお、400 村の中央にドローナムカ（dronamukha）を、200 村の中央にカールヴァティカ（kārvaṭika）を、10 村を集めてそこにサングラハナ（saṃgrahaṇa）を、それぞれ置くべきであるとされる。II-1-19-(4)上・p.090

〔6-2〕 原始仏教時代の出家修行者の遊行は、【論文 16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」⁽¹⁾に記したごとく、雨安居の前後に釈尊を訪ねるとするのが主な目的で、けっして長期にわたるものではなかった（最長は 2 ヶ月ほど）が、それでも僧院に宿泊できない場合は、一般人と宿屋などに同宿しなければならなかった。ジャイナ教の修行者の遊行は仏教とは異なる目的と様態を持っており、宿泊すべき場所は作業場・集会所・庭園・墓地などとされているが、そのなかに旅行者のための家（āgantara）も含まれている⁽²⁾。

- (1) 『モノグラフ』第 14 号 p.046
- (2) 同上 p.059

〔6-3〕 このような交易場や宿場町が発展して大きな都市となった。幹線道路の沿線には大都市が存在したはずで、あるいは大都市と大都市をつなぐ形で幹線道路が作られたということが出来るかもしれない。幹線道路と大都市は不即不離の関係にあるということは疑いえない事実である。

〔6-4〕 コーサラ国王波斯匿は舎衛城とサーケータの間に急用のため、1 日に行くために「七伝車」を用意していたとされる⁽¹⁾。そもそも宿場というのは宿駅としての役割をも担うものであった。

- (1) MN.024 Rathavinita-s. vol. I p.146、『中阿含』009「七車経」大正 01 p.430 中

〔7〕 通行の安全

また通商や遊行がなされるためには安全が保証される必要があった。そのためには軍隊や警察による警備が必要であるが、その費用をまかなうためには道路税とか関税というものが必要となり、それを徴収するための関所 (suṅka-ṭhāna) も必要とした。

[7-2] 『実利論』では、次のようにあるべきものとされている。

地方長官は通商路 (vaṇīkpatha) すなわち水路 (vāri-patha) ・陸路 (sthala-patha) ・港 (市場 paṇyapattana) を設置し (niveśayet) (II-1-19-(19) 上・p.092)、保護し (śodhayet) (II-1-19-(38) 上・p.094)、監視すべきであり (avekṣeta) (II-6-24-(1) 上・p.107) ⁽¹⁾、盗賊 (cora) や野獣 (vyāla) の恐怖を除去すべきである (śodhayet) (II-34-52-(7) 上・p.227)。

関所は国境 (anta) (II-1-19-(6) 上・p.090、II-21-39-(24) 上・p.182、VIII-4-130-(34)~(36) 下・p.164) や、城門 (dvāra) (II-6-24-(2) 上・p.108、II-21-39-(1) 上・p.179)、船の渡し場 (tara) ・港 (pattana) (II-6-24-(3) 上・p.108) などに設けられ、関税 (śulka) は出入する物資にかけられる (II-21-39 続-(2) 上・p.183)。

実際の関税や通行税、道路税を徴収する担当官は税関長官 (śulkādhyakṣa) ・牧場長官 (vivitādhyakṣa) であるが、その実務担当者は関税徴収者 (śulkādāyin) であり (II-21-39-(1) 上・p.179、II-34-52-(12) 上・p.225、II-21-39-(2) 上・p.180)、また盗賊や野獣から保護し、隊商を護送する担当者は牧場長官であるが (II-34-52-(12) 上・p.225)、これを管理監督するのも地方長官 (主税官 samāharṭṛ) である (II-6-24-(2) 上・p.108、II-35-54-(12) 上・p.227)。

このように通行者に税の負担を求めるのであるから、もし事故があったら損害を賠償すべきであるとされている (II-21-39-(25) 上・p.182)。道路税 (vartanī) は通過する物資の量によって決められるが (II-21-39-(24) 上・p.182、II-28-45-(21) 上・p.205)、関税の額は道路の規模によって定められたのかもしれない (II-35-54-(3) 上・p.226)。

- (1) ここでは「主税官」とされている。「主税官」も地方の行政の最高責任者のことであって、「地方長官」と同じであろう。

[7-3] 原始仏教聖典には、比丘・比丘尼が関所を通るときの模様が記されている。比丘・比丘尼には関税はかからなかったが ⁽¹⁾、そのために商人はそれを利用して関税を免れようとしたありさまがさまざまに描かれている ⁽²⁾。

また遊行は盗賊 ⁽³⁾ や野獣 ⁽⁴⁾ の危険と隣り合わせであったこともわかる。『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 104」 ⁽⁵⁾ には、「虎、狼、獅子が出る恐れがあると知りつつ遊行すれば波逸提」とも定められている。

- (1) ピンピサーラ王や波斯匿王は比丘や比丘尼の税を免除したとされている。『根本有部律』「波羅市迦 002」大正 23 p.641 中
 (2) 『パーリ律』「波羅夷 002」vol. III p.062、『パーリ律』「波羅夷 002」vol. III p.062、『根本有部律』「波羅市迦 002」大正 23 p.641 上、中、下、p.642 上、中、p.643 上、下、p.644 上、中、『パーリ律』「波逸提 066」vol. IV p.131、『四分律』「單提 067」大正 22 p.681 中、『根本有部律』「波逸底迦 071」大正 23 p.852 下
 (3) 遊行中に盗賊にあったという記事：『別訳雜阿含』184 大正 02 p.439 中、『十誦律』「尼薩耆 006」大正 23 p.044 下、『根本有部律』「波逸底迦 065」大正 23 p.849 下、『根本有部律』「波逸底迦 014」大正 23 p.779 下、『根本有部律』「波逸底迦 026」大

[4] 通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件

- 正 23 p.806 上、『四分律』「単提 033」大正 22 p.658 上、『根本有部律』「波逸底迦 082」大正 23 p.883 下、『四分律』「(比丘尼) 単提 098」大正 22 p.747 上、『四分律』「(比丘尼) 単提 097」大正 22 p.746 下、『五分律』「(比丘尼) 墮 092」大正 22 p.089 中、『パーリ律』「大毘度」vol. I p.088、『パーリ律』「大毘度」vol. I p.089
- (4) 遊行中あるいは住所を猛獣に襲われたという記事：『根本有部律』「波逸底迦 052」大正 23 p.835 上、『パーリ律』「波羅夷 003」vol. III p.085、『パーリ律』「入雨安居毘度」vol. I p.148、『四分律』「安居毘度」大正 22 p.832 下、『十誦律』「波夜提 036」大正 23 p.094 中、『十誦律』「雜法」大正 23 p.287 上、『十誦律』「雜法」大正 23 p.280 下
- (5) 大正 23 p.1003 下

[7-4] 以上のように陸上の幹線道路というものは、獣道のような自然にできた道が徐々に発展したというものではない。そもそもは獣道の上につくられたかもしれないが、現に幹線道路として機能している道路は、きわめて人工的なものであるということを十分に認識しておく必要がある。

すなわち幹線道路には要衝要衝に大都市があって、大都市ではいくつかの方面に通じる道が交差し、さらには交易を行い、荷物を積み替え、商品を一時的にストックする倉庫⁽¹⁾や宿泊や食事ができる施設があり、沿線には資材や農産物を供給するための軽工業や農業に従事する人々が住み、村落(gāma)が形成されていなければならない。

また野盗や野獣の危険を防いで安全を確保するために、警備・警察態勢が整えられていなければならないし、そのためには道路の各所に兵隊のいる守衛所あるいは駐屯地が設けられていなければならない⁽²⁾。

(1) 中村元『インド史Ⅱ』p.195

(2) 道路に関する書物には次のように書かれている。

先史時代から中世にいたるまでの商業を危険にさらしたのは、単に難路や氾濫した川、あるいはなだればかりではなかった。最大の危険は、特に、いつでも人間であった。……古い商業路は、ずらりと墓にふちどられている。(『道の文化史』「琥珀の道」p.005)

ヘロドトスの歴史書の第5巻に、……河を渡ろうと思えば関門を通らなければならない。そこにはたくさん兵隊のいる守衛所がある。(『道の文化史』「王の道」p.019)

[8] 軍事的要素

以上陸上交通路について、主に貨客の輸送という視点から調査してきたが、実はもう1つは軍事的な要素もあることを忘れてはならないであろう。今まで紹介してきたインド古典には軍事的な事項は書かれていないが、原始仏教聖典には象軍や馬軍を含む軍隊⁽¹⁾が出勤し、比丘たちがそれを見学に行ったという記述や⁽²⁾、それらが宿営したという記述⁽³⁾がしばしば見いだされる。兵員は付近の宿や民家などに宿営するとしても、車両や象や馬などの畜類は路傍に駐屯したであろう。商人たちのキャラバン隊も同じことであるが、軍隊は規模としてはもっと大きなものとなったであろう。

(1) 『根本有部律』「波逸底迦 045」大正 23 p.831 上

(2) 『パーリ律』「波逸提 048」vol. IV p.104、『四分律』「単提 048」大正 22 p.669 中、『五分律』「墮 045」大正 22 p.056 上、『根本有部律』「波逸底迦 045」大正 23

p.831 上

(3) 『パーリ律』「波逸提 049」vol.IV p.106、『四分律』「単提 049」大正 22 p.670 上

[9] 水上交通路

最後に水上交通路を考えてみよう。しかしここでいう水上交通というのは川を横断するための渡河は含めない。川の流れて沿って上り下りする航行のことである。

[9-1] インドの古典によると古代インドにおいても水上交通は盛んであった。『インド誌』によれば、インドの大河川はほとんどが航行可能であったことが随所に記されている。例えば、

ひとの語るところではガンゲス川というのは、その源を発するとから（ママ）すでに大きな川であってカイナス、エランノボアス、コッソアノスなどすべて舟航可能なこれらの河川をまず受け入れ、次いでソノス、シットカティス、ソロマティスといった、これまた舟航できる諸河川を受け入れる。ガンゲス川はさらにコンドカテス、サンボス、マゴン、アゴラニス、オマリスといった諸河川を取り込んだうえ、大きなコンミナセス川やカクティス、アンドマティスなどの川が、インド族のマデュアンディノイ人の土地から流れ込んでき、ややあってアミュスティス川がカタドゥベの町近くで、またオクシュマギス川がこれはバザライと呼ばれる土地で、さらにはエレンネシス川がインド族のマタイ人の土地で、それぞれガンゲス川に合流しているのである。

メガステネスが言うところによれば、ここに挙げた河川のいずれもが、舟航可能なあたりのマイアンドロス川〔の大きさ〕にも引けをとらないのだ。四-3~6 (p.236)

とする。

ここにはたくさんの川の名が出てくる。ガンゲスは Ganga 河であることはいうまでもないが、註 (p.389) では、「メガステネスに依拠して (F.8=ストラボン 15・1・20 (693)) 以下に列挙されているガンジス川支流は、コンミナセス (カラムナーサ) 川とカクティス (カシア) および、同一の川 (現在のソン川) を重複列挙したと思われるエランノボアス川とソノス川とをのぞき、いずれも今日確実には比定しがたい」とする。

ただし十-5 (p.250) では「インド最大の町はパリンボトラ〔パタリプトラ〕とってプラシオイ人の土地にあり、エランノボアス川とガンゲス川との合流点に位置している」というから、エランノボアス川は現在の Gandak 河 (古名は *Sudānīrā*) をいうのではなかろうか。なおインド最大の川はガンゲス川であるが、「エランノボアス川はインドの河川の中で3番めに位しよう」(十-5 p.250) としている。Son 河は川幅は広いがヴィンディヤ山脈の方から流れる川であるからそれほど流量は多くない。3番めに位するというのも Gandak の方が相当する。このように理解すれば、「重複列挙」という不自然さも解決される。

そのほか、四-12 (p.238)、五-2 (p.239)、八-5 (p.246) にもインドの川の多くが舟航可能だという。

また十一~十二 (pp.251~5) はインド人の種姓には7つあるとして、第4番めの「職人や小売り商人の種姓」のなかに船大工や船で川を往き来する水夫たちも含まれるとし (十二-1

p.253)、第7番めの「王と共にあって公共のために諮る人」の種姓にはいろいろな役人が含まれるが、そのなかに水師提督をあげている(十二-7 p.255)。これも水上交通が盛んであったことを傍証する。

また

町のうちでも川のほとりとか海岸沿いにある町は、いずれも木で建てられている。煉瓦造りだと雨のため、それに川水がよく岸の土手を越えて、平地を一面水浸しにするため、長年にわたって保たないからだ。これに反して平地を見下ろす高台の、〔川筋から〕離れたところに建てられた町はどれも、煉瓦や粘土でできているのである。十-2~4 (p.250)

としている。川沿いの町は水害に具えて建物は木で作られていたというのである。海岸沿いの町も同じであるが、本稿では海上交通は視野の中に入れていない。

[9-2] 『実利論』でも、通商路には水上交通路と陸上交通路があることは当然のように扱われており(II-6-24-(3)上・p.108、II-6-24-(8)上・p.108、II-35-54-(12)上・p.227)、船舶長官(nāvadyakṣa)という職分も設けられている(II-28-45-(1)上・p.203)。この長官は海岸・沿岸にある村落が払うべき定税(kṛpta)(II-28-45-(2)上・p.203)も扱うとされているから、航海とともに河川や湖沼の渡船を管轄したようである。もちろん陸上交通と同様に水上交通の場合も関税を払うべきものとされている(II-28-45-(4)上・p.203、(23)上・p.205)。

そして陸上交通と水上交通の優劣を議論して、

「水路(vāripatha)と陸路(sthalapatha)とでは、水路のほうがすぐれている。わずかな出費と労力ですみ、多量の商品をもたらすからである」と学匠たちは述べる。VII-12-116-(18)下・p.110

「それは正しくない」とカウティリヤは言う。VII-12-116-(19)下・p.110

水路は航行が制限され、常時利用できず、多大な危険を生じ、〔危険を防止する〕対策がない。陸路はその反対である。VII-12-116-(20)下・p.110

という。そして水路については、

水路の場合、沿岸路(kūlapatha)と外洋路(saṃyānapatha)とでは、沿岸路のほうが多くの商港があるからすぐれている。あるいは河川路が、常に利用でき、危険を防止できるから〔すぐれている〕。VII-12-116-(21)下・p.110

とする。

なお水上交通には渡し舟もあり、おそらく次の文章はこれについてふれたものである。

冬と夏とに航行可能な大河(hemanta-griṣmatārya-mahānadī)には、船長(sāsaka)・舵手(niryāmaka)・切断器(dātra)とロープの係(raśmi-grāhaka)・水を汲みだす係(utsecaka)を乗せた大船を用いる。雨季にのみ航行可能な小さな川には小舟を用いる。II-28-45-(13)上・p.204

そして、それらは所定の場所(baddhatīrtha)を渡るべきである。王に敵対する者たちが渡る恐れがあるから。II-28-45-(14)上・p.204

不適當な時間に、渡し場でない場所(atīrtha)を渡る者には、最低のサーハサ罰金を科す。II-28-45-(15)上・p.204

適当な時間に渡し場を渡る場合でも、許可なくして渡る者 (anisṛṣṭatārin) には、26 パナ4分の3の渡河過料を科す。II-28-45-(16)上・p.204

川岸の村落 (ānūpagrāma) は〔渡守に〕規定 (kḷpta) の食物 (bhakta) と奉給 (vetana) を払うべきである。II-28-45-(24)上・p.205

国境 (pratyanta) においては、渡守 (tara) が関税 (śulka) ・護送料 (ātivāhika) ・道路税 (vartanī) を徴収すべきである。II-28-45-(25)上・p.205

アーシャーダ月⁽¹⁾の満月の日から8日目(筆者:古代中国歴では4月23日)と、カールッティカ月⁽²⁾の満月の日から8日目(筆者:古代中国歴では8月23日)との間、渡し (tara) 〔が運行される〕。長官は〔通行者に〕保証を与え、また常に日々の稼ぎをあげるべきである。II-28-45-(27)上・p.206

とされている。

これによれば、渡し舟が運航されたのは、アーシャーダ月の満月の日から8日目と、カールッティカ月の満月の日から8日目との間であり、渡河は所定の場所が定められていて、渡る場合は許可を必要とした。また不適當な時間に、渡し場でない場所を渡る者には罰金が科され、川岸の村落は渡し守に食物を供し奉給を支払うべきもの (II-28-45-(24)上・p.205) とされている。

(1) 註 (p.423) では「6月中旬～7月中旬」とされている。

(2) 註 (p.423) では「10月中旬～11月中旬」とされている。仏教ではアーシャーダ月の黒分の第1日(満月の翌日)から雨安居に入り、後雨安居の自恣に雨安居が明けける。古代中国の暦では4月16日から8月15日に相当する。したがってアーシャーダ月の満月の日から8日目というのは4月23日に相当し、カールッティカ月の満月の日から8日目というのは8月23日に相当する。要するに渡し舟は雨季の間に運航されたということである。

[9-3] 「律藏」の規定においても遊行するための乗船が認められている。

「牛舎 (vaja) 、隊商 (sattha) 、船 (nāvā) の中で雨安居することを許す」⁽¹⁾ とされるように、船上で雨安居を過ごすことさえできたわけである。

また

「比丘尼と約束して船に乗ってはならない。横切る時を除く」⁽²⁾

とされているから、約束していなければ比丘尼といっしょに船に乗ることが許されていたことになる⁽³⁾。

そのほかに乗船時には別衆食が許されるとされている⁽⁴⁾。

(1) 『パーリ律』「入雨安居毘度」vol. I p.152、『四分律』「安居毘度」大正 22 p.832 下、『五分律』「安居法」大正 22 p.130 中

(2) 『パーリ律』「波逸提 028 (与尼同船戒)」vol. IV p.065、『四分律』「单提 028・与尼同船戒」大正 22 p.652 下、『五分律』「墮 029・与尼同船戒」大正 22 p.048 中、『十誦律』「波逸提 025・与尼同船戒」大正 23 p.083 中、『僧祇律』「波夜提 027・与尼同船戒」大正 22 p.349 上、『根本有部律』「波逸底迦 027・与尼同船戒」大正 23 p.807 上

(3) しかし次は渡河をいっているのであろう。「女人と共に船に乗り、直ちに渡れば、坐し、起ち、臥すことを許す」(『四分律』「房舎毘度」大正 22 p.938 上)、「女人と共に船上にて歌い、樂をなしてはならない。突吉羅」(『十誦律』「雜法」大正 23 p.290 下) や、「後からきた上座は下座を起たせてはならない。ただし、白衣や沙弥の下座にあっては

ならない」（『四分律』「房舎犍度」大正 22 p.940 中 ただし、白衣の家や、水辺・樹下・船上など僧地でないところでは起たなければならない）や、「飲食を船に乗せたとき、浄人なきときは自ら船を御し行ってよい」（『五分律』「薬法」大正 22 p.152 下）である。

(4) 【論文 24】「迦絺那衣の研究」『モノグラフ』第 17 号 pp.159~160 参照

[9-4] また原始仏教聖典には実際に船に乗って遊行したという記述もある。

その代表的な例は第二結集の記事である。『パーリ律』「七百犍度」⁽¹⁾によれば、ヴァッジプッタカ (Vajjiputtaka) たちはレーヴァタ (Revata) を味方につけようとして、献上のための多くの沙門の資具 *pahūtaṃ sāmaṇakaṃ paikkhāraṃ* = 鉢衣・坐具・針筒・帯・漉水囊・水甕 = をもって、Vesālī からおそらく現在の Allahabad 辺りではないかと思われるサハージャーティ (Sahajāti) まで舟で流れを遡って行ったとされている。ただしこれはその時争われた十事が非法と判定された側のほうの行動であり、あまり褒められるべきではないというニュアンスもあるように感じられる。他の漢訳律もヴァッジプッタカたちが船に乗っていったとされるが、経由地は次のようである。

『四分律』「七百集法毘尼」⁽²⁾：僧迦尸国……恒河……[船に乗って]……毘舍離

『五分律』「七百集法」⁽³⁾：毘舍離……[船で]……拘舍弥城……毘舍離城

『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」⁽⁴⁾：（船とはされていない）摩偷羅国・僧迦尸……達嚩那婆多国……薩寒若国……毘舍離

また『パーリ律』「五百犍度」⁽⁵⁾でも第一結集が終わった時、阿難はチャンナ (Channa) に梵壇を与えるために船で Kosambi に行ったとされている。

このほかにも比丘・比丘尼が船に乗って移動したという記述が見いだされる。

『十誦律』「波夜提 036」(大正 23 p.094 中)：比丘らはコーサラ国より船に乗って舍衛城を目指した。船を降りて乞食中に船が出ってしまった。

『雜阿含』604 (大正 02 p.161 中)：(未来世の予言の形で)阿育王は摩偷羅から巴連弗邑まで舟航を開安し、航において諸々の幢蓋を懸けた。尊者優波崛は王を愍念して一万八千の阿羅漢等をひきいて水道に随って王国に行った。

『五分律』「皮革法」(大正 22 p.145 上)：仏は王舎城に居られた。そのとき瞻婆国 (Campā) の 60 家の豪傑と守籠那が、頻婆沙羅王に招集された。守籠那は未だ大地を踏んだことがなく、王の許可を得て船でやって来た。

なお最後の『五分律』「皮革法」は「唯だ当に渠を鑿り、船を通じて、日に数里を行かんに、王命を恭しくすべけんのみ」とされている。運河を掘ったとしているわけであるが、これは説話的に誇張されたものであろう。

また後世の文献である *Divyāvadāna*、『阿育王伝』、『阿育王経』は上記の『雜阿含』604 に対応するが、これらもウパグプタ (Upagupta) がマトゥラーからパータリプトラまで船で行ったとしている⁽⁶⁾。

以上のように原始仏教時代においても水上交通路があって船による貨客の輸送が盛んであったことがわかる。

(1) *Vinaya* vol. II p.301

(2) 大正 22 p.968 下

(3) 大正 22 p.193 中

- (4) 大正 23 p.452 上
- (5) vol.II p.290
- (6) *Divyāvadāna* (『ブッダが謎解く三世の物語』下 p.114) は「アショーカ王はウパグプタ長老は水路でやって来られると考え、マトゥラーからパターリプトラの間に船の棧橋を作った。長老は一万八千人の阿羅漢に取り囲まれて船に乗り、パターリプトラに到着した」とし、『阿育王伝』(大正 50 p.102 下) は「尊者掘多はたくさんの船を合わせて大長舫を作り、八千の阿羅漢たちと共に船に乗って花子城に行った」とし、『阿育王経』(大正 50 p.135 下) は「阿育王は船を造って優波笈多を迎えようとした。優波笈多は一万八千の阿羅漢をひきいて摩偷羅国から波吒利弗多国へ行った」とする。

まとめ

以上、原始仏教時代のインドの陸上輸送路としての幹線道路を想定するために勘案しなければならない基本的な要件を考えてみた。

以上を取りまとめてみると次のようになる。

- (1) 幹線道路としての貨客の輸送手段は人力はもとよりのこと、牛・馬ないしはラクダ・ロバなどの動物の背に乗せてする輸送、そして牛・馬などに牽かせた車両輸送があった。
- (2) そのためには幹線道路の幅員はおおよそ 6 メートルくらいは想定しておかなければならない。ただしこれはいわば車道部分であって、この両側には人道があり、その外側には側溝があって、さらにその外側に樹木が植えられていた。これらすべてを含めた道幅ということになれば、この倍はあったであろう。
- (3) 道路は少なくとも周囲の田畑よりかさ上げし、両側に側溝を備え、土を踏み固め小石などで舗装してあった。
- (4) インドの場合は気候風土的なものがあって、道路脇に樹木を植えて日陰を作り、井戸を掘って水飲み場や休憩所を設ける必要があった。
- (5) 道路の要所要所には交易場があり、宿屋などの宿泊施設が作られていた。
- (6) また道路の要所要所には軍隊や警察などの詰め所があり、収税・出入りの管理のための関所があった。

幹線道路というものをこのようなものとしてとらえると、その発端は自然にでき上がった獣道的なものであったとしても、そこに人工的な加工が加えられてはじめて道路になるのであって、したがってわれわれが考えなければならない道路はけっして自然形成的なものではないということになる。

そして幹線道路沿いに大都市が形成されたのか、大都市があったのでそれを結ぶ道路が形成されたのか、その因果関係はどちらが因でどちらが果であるかわからないけれども、主な貨客の輸送路として利用されていた幹線道路は、結果的には大都市と大都市を結ぶものであった。大都市を経由しない道路は少なくとも幹線道路とはいえない。

ただし今まで使用してきた原始仏教聖典を除くインド古典の文献は大帝国を築き上げたマウリヤ王朝時代になってからのもので、特に『実利論』は現実がそうであったというよりも、

大帝国を構成する地方行政官がこのようにすべきであるという、いわばあるべき論が書かれたものと解すべきであろう。

しかるに原始仏教時代は十六大国と呼ばれた諸国（janapada）が、資料によっては国名に異伝がある八大国とか六大国時代を経過して、ようやくマガダ、コーサラ、ヴァンサ、アヴァンティの四大国が強大になりつつある時代であった。だから釈尊が活動したヒンドゥスタン平原のGanga河流域に限っても、けっして統一はされていなかった。

現在でも国道である2号線でさえ、Westbengal州からBihar州に入ると途端に穴ぼこだらけになり、Bihar州では自動車の走行には無理と思われるような荒れ果てた道が、一步Uttar Pradesh州に入るとそれなりに舗装された道となるというようなことがある。したがって原始仏教時代には、おそらく統治する国によって著しく条件は異なっただろう。しかし少なくとも幹線道路を想定するときには、程度の差はあれ、一応は以上のような基本的要件を考慮しなければならないということである。

また原始仏教時代にも水上交通路は盛んに用いられていた。しかしそれは運河という人工的なものではなく、こちらの方は自然の河川を利用したものであった⁽¹⁾。とはいうもののこれまたその要所要所には交易場や宿泊所、あるいは軍隊や警察の詰め所があり、関所もなければならなかった。また水上交通路も貨客の輸送に使われるとすれば、これもまた大都市と大都市を結ぶ水上交通路が幹線水上交通路であったといわなければならない。

次節に検討することになるが、原始仏教時代のヒンドゥスタン平原にあった大都会はほとんど例外なく大河川の岸辺にあって、したがって実は陸上交通路にあった交易場や宿屋、あるいは軍隊・警察の詰め所、関所などは、ほとんど同一市内にあったといえるのではなからうか。ただし例えば陸上交通路の場合は幹線道路脇に、水上交通路の場合は船着き場の側という風に場所が異なるのはいうまでもないが、隣接ないしは兼用されることもあったであろう。

要するに陸上交通路と水上交通路は多くの場合は並行して走っていたのであって、それが要所要所で1つに交わっていた。それが大都会であって、そこにまた渡河のための設備の整った港も作られたと考えてよいであろう。

2つ以上の大河があって、それが合流する上流では、2つの河は別々のところを流れているわけであるから、これら2つの河をつなぐ道路もまた存在したはずであった。渡河のための港湾施設はそのためにつくられたわけであり、次節に書くように、ヒンドゥスタン平原内では陸上交通を阻害するものは大河しかなく、そこでそれを克服するためには渡し船を使わざるをえないわけである。このように大都会に設けられた渡船設備が、ヒンドゥスタン平原に張り巡らされていた道路網の結び目になっていたということがいえるであろう。しかしながら「すべての道はローマに通ず」の諺のとおり、幹線道路は大河に沿って合流地点をめざすのであるが、2つの河の上流地点と上流地点を結ぶ道は幹線道路にはなりえなかったかもしれない。樹葉の平行脈は太いが、網状脈は細いのと同じである。要するに幹線道路が四通八達していたとは考えなくともよいということになる。

またもう1つ上記の基本的な要件につけ加えらるるならば、

(7) 幹線道路は大都市と大都市を結ぶ最短距離にできるだけ近いところに作られた。ということがあげられうるであろう。幹線道路ルートを本稿では基準地点と基準地点を直線

【4】通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件

で示すことにしている。もちろんこれは便宜的な措置なのであるが、上記のような考えにも則っていることを注意しておきたい。

- (1) 現在 Ganga 河周辺のインド各地を自動車で旅してみると、nālī と呼ばれる用水路が縦横に引かれている。しかしこれは輸送用に使われるほどの水量も川幅もない農業用水のための水路である。

【4】 通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件

【5】 通商・遊行路を想定するにあたっての具体的な要件

前節では道路、特に幹線となる道路というべきものの基本的な要件を考えてみた。ここでは古代インドの通商・遊行ルートを考えるについての具体的な要件を考えてみたい。

〔1〕 地理的要件

〔1-1〕 われわれがこの論文において遊行・通商ルートを検討しようとしている地域は、主に「仏教中国」と呼ばれる地域である。この「仏教中国」が厳密にいうとどういう範囲であるかということは【7】「原始仏教聖典に記されたルート②——中国と辺国——」において検討することになるが、大まかにいうとまさにヒンドゥスタン平原の東半分にあたるというてよいであろう。すなわち北は世界最高峰の峰々を持つヒマラヤ山脈の南麓の、釈尊の故国釈迦国もそこにあるが、だいたいが大湿地帯であって密林に覆われ、かつては人間の住めない土地と呼ばれていた。現在はタイ地方と呼ばれるところを限りとし、南はデカン高原のどっぴりを限りとし、東はベンガル湾にのぞむ付近まで、そして西はタール（インド）砂漠（Thar Desert, Great Indian Desert）を限りとする地域である。もっと簡単にいえば Ganga 河流域地方であって、その支流である Yamuna 河、Ghaghara 河、Son 河、Gandak 河などが流れる地域といった方がわかりやすい。

原始仏教聖典にこの地域からはみ出すところにある都市ないしは地名が記されるのはごくわずかであって、例えば西北インドの Takkasilā とか、デカン高原の北西部にある Ujjeni、あるいはアラビヤ海に臨む Bhārukaccha、Suppāraka などなどであるが、そこに至るルートはそういくつもあったとは考えられないから、辺国に至る道を想定することはそう難しくはない。

〔1-2〕 仏教中国に相当する Ganga 河中流域地方全域は、現在ではそのほとんどが開拓されつくされていて、そこそこに疎林を残すだけである⁽¹⁾。もちろんこれは現在のことであって、釈尊が活動された原始仏教時代もそうであったとはいえないが、しかしこの地域には険峻な山もなく、巨大な石がごろごろする岩石地帯もなく、また鬱蒼として人の進入を妨げる密林地帯もなく⁽²⁾、また湖らしい湖もなく、とってカラカラに干上がった砂漠地帯でもないということであって、簡単にいえばこの地域は農地化するに最適な地域であったがゆえに開拓されつくされたといえることができる。

このように仏教中国全域が農地化するに最適の地理的条件にあったとすれば、道路敷設の面からいっても障害になるものはほとんどなく、どこでもすべてが道になりえたということの意味する。ただ障害になったとすれば、この地域を農地に最適の地理的条件に作り上げたヒマラヤ山脈から流れる Ganga 河とその支流や、デカン高原部から流れる Son 河などの大河の流れであったといえることができるであろう。といってもこれらの流れは雨期にはとてつ

もない大河になって、この地方一帯を水浸しにし、交通を阻害したであろうが、乾期には水の流れる部分のごく狭く、また流れも穏やかであるから、おそらくほとんどの流域において小さな舟や簡単な筏さえあれば渡河できた⁽³⁾。そういう意味では仏教中国の範囲内で交通の障害になったのは雨期の大河川のみであったとすることができるであろう。

以上のように仏教中国の範囲内では大河川を渡河しなければならないということを除いてはどこでも至るところが道路になり得る条件を有していた。しかしながら人や獣が踏み固めてできる原始的な自然道ならいざしらず、貨客の大量輸送や軍隊などを移動させるために使われる道は、そのようなわけにはいかないことは前節において述べたとおりである。

したがってわれわれが具体的なルートを設定するときには注意しなければならないのは、大河を横断する渡河地点はどこであったかということと、わざわざ斜面を登る山道を考える必要はないということであろう。仏教中国において山があるのはデカン北部の張り出しがあるところだけであって、この張り出し部分に突きあたる場合には山を迂回すればよいということである。

ただしもう一方では、自然的な条件が整ってはいはしても文化の果て、未開の地には整備された道路そのものの必要性がないということも留意されなければならない。この方面については後節の【7】において改めて考える。

なおこのようなインドの河川は交通を遮断するという面だけではなく、むしろ水上交通路として使われるという面にも注意しなければならないが、これについては後述する。

- (1) 熱帯雨林ではない森林はむしろ徒歩の旅行には好都合であったようである。『道の文化史』「琥珀の道」p.011には「陸地が続く限りは、……広い森が伸びていて、そこにはいれば飢えることはまずないし、渇きに苦しむことは絶対になかった」と書かれている。
- (2) 『法顕伝』には「インダス河を渡ってから南インドに至り、南海に至るまで4、5万里あり、みな平坦で大きな山川もなく、まさに〔都合よく〕河水がある」(p.057)とする。
- (3) 『実利論』には、「雨季には、水辺に住む村〔民〕は氾濫した川岸を捨てて他に住むべきである(IV-3-68-(6))。そして、彼は木材・竹・舟を準備すべきである(IV-3-68-(7))。彼らは〔洪水に〕流される者を、〔大きな〕瓢箪・皮袋・小舟・丸木・縄によって救うべきである(IV-3-68-(8))」とされている。瓢箪・皮袋・小舟・丸木などがあれば十分に渡河できたであろう。

またあくまでも現在のことであるが、乾期のペナレスのガートではたくさんの若者たちが泳いで渡って、中洲でクリケットなどに興じている。

[1-3] 以上のように本稿の主たるテーマは原始仏教時代に幹線道路がどのように走っていたかを想定することであるが、上記のようなインドの地理的要件を考えれば、A地点とB地点を結ぶ幹線道路がないから、AからBには行けないということを意味するものではないということを留意しておいていただきたい。たとい国道はなくとも、県道とか市道、ないしは農道があれば十分ということがありうるわけであり、浸水さえしていなければそれこそ全土が道になるということである。結論の一部を先取りすれば、例えば本稿ではUruvelāからBārāṇasīの鹿野苑へ直通する幹線道路は想定しないけれども、成道直後の釈尊がこのような県道・市道ないしは農道を通して、直接UruvelāとBārāṇasīを往復されたという可能性を否定するものではないということである。

[2] 原始仏教時代の大都市

前節にもふれたように、道路があってそれに沿って町ができるのか、いくつかの町があってそれらの町を結ぶために道路ができるのか、その因果関係は鶏が先か卵が先かの議論に似て明確な答えを出すのは難しいところであるが、結果的には大都市と大都市を結ぶのが幹線道路であるということができる。

[2-1] ところで原始仏教時代のヒンドゥスタン平原にあった大都市は、四大国とか六大城、八大城などとして名が上げられているものと解することができる。それは、

コーサラ国の首都：Sāvattihī

コーサラ国の大都市：Sāketa

マガダ国の首都：Rājagaha

ヴァンサ国の首都：Kosambī (1)

アンガ国の首都：Campā

カーシ国の首都：Bārāṇasī

ヴェッジ国の首都：Vesālī

釈迦国の首都：Kapilavatthu

である (2)。

このほかに釈尊とは縁が乏しかったので仏典に名前が挙がることは稀であるが、

スーラセーナ国の首都：Madhurā

も上げておかなければならないであろう。そのほかアヨッジャー (Ayojjhā) という名が上げられることもあるが、われわれはこれを Sāketa と同じ場所をさすと理解している (3)。

なお釈迦国の Kapilavatthu は仏教に最も縁が深いところであるから、仏典には擯出し、だから大都市として名前も挙がるが、これを他と同じような大都市と考えることはできないであろう。釈迦国そのものがコーサラ国に隷属する小国であった。したがって以下では Kapilavatthu は大都市としては扱わない。

前述のように幹線道路は大都市を通っていたと考えるならば、これら大都市には幹線道路ないしは幹線道路に比肩される道が通じていたと考えてよいであろう。

なおヒンドゥスタン平原以外の大都市としては、デカン高原にあったアヴァンティ国の Ujjeni をはずすことはできない。

(1) 本文中に書いたように、コーサンビーは現在は遺跡が残されるのみであって、かつての大都市の面影はない。この近くの大都会は現在では Allahabad であるが、原始仏教時代にはここは Payāgapatiṭṭhāna と呼ばれていた。

(2) 【論文 19】「コーサンビーの仏教」(『モノグラフ』第 14 号) pp.151~3 参照

(3) 【1】の [31] 参照

[2-2] これらのうち Rājagaha と Sāvattihī を除く他の大都市は Ganga 河の本流ないしはその支流の沿岸にあった。Kosambī は Yamuna 河、Campā と Bārāṇasī は Ganga 河、Sāketa は Ghaghara 河、Vesālī は Gandak 河である。またこれらの都市は前節にも書いたように、陸上交通路とともに水上交通路の要衝であり、したがって陸上交通路にとっては重要な渡河地点ともなっていたものと考えられる。またこれらの都市は複数の幹線道路が交差

する可能性が高いということも意味する (1)。

とするならば当時のインドを代表する大都会であった Rājagaha と Sāvattthī のそばにはなぜ大河がないのであろうか。Sāvattthī のそばにはアチラヴァティー川 (Aciravatī) が流れていたが、これは Ganga 河など他の河に比べられるほどの大河ではない。乾期にはおそらく歩いて渡河できたはずである。

Sāvattthī や Rājagaha は他の大都市がヒンドゥスタン平原の中央部にあるにかかわらず、これらはその縁辺地域にあって、どちらかといえば行き止まりのような地理的状况にあり、またおそらくこれらは商業都市というよりも、軍事上の要請から生まれた比較的新しい都市であったからであろう。したがってこの2つの都市遺跡の周囲には堅牢な城壁が残されている。軍事上からは、水上交通路や陸上交通路の要衝になっているということは、いつでもどこからでも攻められるという危険性があるからである (2)。もっとも Kosambī にも城壁が残されているが、しかし一方では Yamuna 河そのものが自然の堀の役割をはたしている。

- (1) 商業路の交点と、もっとも重要な徒渉点に集落ができた。その名前によって本来の意味が今日でもよくわかる。ポスポロス (牛の徒渉点の意) からオクスフォード、クラーゲンフルトからハーフォード、ストラトフォードからティーフルトに至るまでの地点は、すべて徒渉点を表わしたものである (『道の文化史』「琥珀の道」p.005)。

「道が交差するところに町ができ、峠道が縦谷に入るところに市場が栄え、道が川の流れを征服するところに兩岸の商業が集まって、集落が作られた」 (『道の文化史』「序言」p.002)

「交差点には、宿泊所や保管所ができた」 (『道の文化史』「王の道」p.017)

- (2) なお原始仏教聖典には辺境の王の城には次のような備えが必要であると記されている。

『中阿含』003「城喻経」(大正 01 p.422 下)：「王の辺境には七事が必要である。七事 (①地を築いて堅く楼櫓を築く、②深く広い池塹を掘る、③城を周匝する平博な道を作る、④象軍・馬軍・車軍・歩軍の軍力を集める、⑤兵器を準備する、⑥優秀な守門の大將を立てる、⑦牢固な高墻を築く) が具足し、四食豊饒 (①水草や樵木、②稲穀や麦、③豆類、④甘蔗や魚鹽や脯肉) であれば、外敵に攻め込まれない。そのように聖弟子は七善法 (信、慚恥、羞愧、精進、多聞、正念、智慧) と四増上心 (初禪、第二禪、第三禪、第四禪) を成就すれば、安穩なる涅槃を得る」と説かれる。

AN.007-063 (vol.IV p.106)：王の辺境の都市 (rañño paccantima nagara) は7つの備えが必要である。①深い、よく掘り下げられた柱 (esikā)、②深くて広い濠 (parikhā)、③高くて広い道 (patha)、④多くの武器が蓄えられていること、⑤多くの軍隊が止住していること、⑥すぐれた門衛、⑦高くて広い城壁 (pākāra) である。

『増一阿含』039-004 (大正 02 p.730 中)：遠国にある王には7法が必要である。①城郭が高峻である、②城門が牢固である、③城外の塹が深くて広い、④穀米が備蓄されている、⑤薪草が豊富である、⑥戦具を備えている、⑦城主が聡明高才である。

ただしロミラ・ターパルは『国家の起源と伝承』のなかで、「少なくとも2つの国で、政治の中心としての首都が収容交易路に面した場所に移されている。コーサラ国におけるアヨーディヤーからシュラーヴァステイーへの遷都、マガダ国におけるラージャグリハからパータリプトラへの遷都がそれである」(p.135)と書いている。パータリプトラについては異論はないが、シュラーヴァステイーについてはむしろ逆であって、われわれはこのようには考えない。

[2-3] このように大都市の多くが大河川の岸辺にあったとすると、陸上交通路もそれと並行して走っていたのではなかろうか。前節にも書いたように、陸上交通路は機動性には勝

れているが大量輸送には欠陥があり、水上交通路は大量輸送に適するが機動性には乏しい。したがって両者は競合するのではなく相補いあうという性格を持っていたのである。また素人考えではあるが、河の近くは耕作用の水利を得やすく、そのようなところには田畑が作られ、それに付帯して村落（gāma）ができ、また交易町（nigama）ができ、その村落や町を収斂する形で都市（nagara）が形成され、そして都市と都市を結ぶ幹線道路が形成されたのであろう⁽¹⁾。このように水上交通路と陸上交通路は多くの場合並行して走っていたのではないかと考えられる。

- (1) とはいえ河沿いは河が氾濫して被害に遭いやすい。しかしまた反対に河の氾濫によって土地が肥えるということもある。現在のインドでも今年の雨期にはあのあたりまで水が来たと、鉄道のために築かれた堤のかなり上方を指さしながら、しかし平然と畑仕事をしている。例年の洪水は予定の上で、この洪水は農業をやっていく上で影響はなく、むしろ利益をもたらしたのかもしれない。日本女子大学講師の出野氏の話ではインドの建築学的な書物（原始仏教時代からは約1,000年後の）には道は河から離してつくるとされている（ただしその距離は記されていない）そうである。おそらく氾濫を避けるという意味であって、村はこの道路沿いに作られるが、耕作地は河のそばにあったであろう。

[3] 道路と国境

中村元博士は『原始仏教の成立』の「〔付編〕原始仏教聖典成立史研究の基準について」において、

西北インドのタクシャシラーの大学へバラモンや資産者（gahapati）の子弟が技芸を習いに行くという記事が仏典の散文の部分のうちに盛んに現われる。ところがこのことがガーターの部分には現われない。もしもインド全体の統一ができて、立派な交通路が設定されているのでなければ、ベナレスのあたりからタクシャシラーのような遠いところへ修学に行くことは困難であり、また父兄も子弟を送らなかったであろう。また遊学の謝礼金として貨幣をもって行くのであるが、ある程度まで通貨の流通が円満に行なわれているのでなければ、このようなことは無意義である。またわざわざ西北インドまで遊学するのは、当地の大学の西方のギリシアやペルシアの技術を摂取していたからにはほかならない。ゆえにタクシャシラー大学への遊学を説く『ジャータカ』の散文などはマウリヤ王朝時代、あるいはそれ以後のものである。

とされている⁽¹⁾。要するに原始仏教時代にはまだインド半島に統一国家ができていなかったから、国と国を結ぶような道路は存在しなかったというのである。

しかしながら本稿の【2】「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルート『基礎データ』」に紹介したように、原始仏教聖典には国を越えて通商し遊行したというたくさんの記事が見られ、国境を越えたら繋がらないという道路事情でなかったことは明らかである。

また前節でみたように、そもそも国境に関所が設けられるというのはその道路が1つの国を越えて他の国につながり、1つの地域を越えて他の地域につながっているということを示すものでなければならぬ。閉じられた政治的領域の中にしか道路は繋がらないというのは道路そのものの意味が誤解されているといってもよいのではなかろうか⁽²⁾。

したがって原始仏教の通商・遊行ルートを設定するとき、国の境界を気にすることは無いということになる。ただし前節にも書いたように、国によって道幅や舗装などその道路の状態は大きく異なっていた可能性は高い。

(1) 中村元選集〔決定版〕第14巻(春秋社 1992年11月) p.657

(2) 【論文22】「年齢論文」モノグラフ第16号 p.186 参照

[4] 現代のルートを参照できるか

次に原始仏教時代の道路ルートを想定しようするとき、現代の道路を参照することが許されるかということを考えてみたい。

[4-1] 先に仏教中国では陸上交通路も河川に沿って走っていたのではないかと述べた。したがってまず考えてみなければならないのは、原始仏教時代から現代までの間に、Ganga河をはじめとする河川の流れが変わっていないかということである。山谷を縫うような川はそれほど大きく川筋が変わることはないであろうが、平べったいお盆の底を流れるようなインドの河は、川筋が途方もないところが変わるという可能性があることを否定できない。

しかしながら前項にも書いたように、舎衛城と王舎城以外の原始仏教時代の大都市の多くは現在も大河川のそばにあり、現代のVaranasiは古代のBārāṇasiの上に発展したもので、その脇をGanga河は変わらずに悠然と流れているし、現代のMathuraも古代のMadhurāから引き続いてその脇をYamuna河が流れ、現在の大都市Bhagalpurは古代のCampāの隣に作られ、ここにはGanga河がその脇を流れているし、現代のAyodhyaが古代のSāketaであるとすれば、この脇にはGhaghara河が流れ、VesālīとKosambīは遺跡しか残されていないが、あいかわらずGandak河とYamuna河がそばを流れている。

このことから原始仏教聖典に出てくる大河の流れはおおよそ現在と同様のところを流れていたと考えてよいであろう。われわれは河の流れを億年どころか万年単位でさえ考えていないのであって、せいぜい千年単位で考える時には、河の流れもそれほど変化するものではないというべきであろう。

また道路は都市と都市を結ぶものと考えれば、都市そのものが移転しなければ道路もそのままで、昔の道路の上に現代の道路がつくられていると考えてよいのではなかろうか。もちろん部分的にはバイパスのようなものが作られているとしても、われわれの考えるルートは世界地図帳のレベルであり、しかも都市と都市を直線で結ぶような大ざっぱなものなのであるから、バイパスのようなものも関係がないわけである⁽¹⁾。

(1) 道路に関する参考書には次のようなことが書かれている。

近代的な自動車道路が今日なお、こういう太古の商業路のあとをたどることもしばしばである。『道の文化史』「序言」p.001

琥珀の道は改修された自然の道に過ぎなかったのに、王の道は建設された道だったのである。

『道の文化史』「王の道」p.020

道を作るよりは町を作るほうが早かったようである。さもなければアレキサンドロス大王(前356-323)は、都市の名ばかりではなく道にも自分の名をつけたであろうから。『道

の文化史』「王の道」p.031

現在のペルーの道路網の五分之一は、インカの古道を修理したものか、もしくは当時の道をそのまま利用しているといわれる。『古代の道路事情』p.008

[4-2] 原始仏教時代の陸上輸送手段は牛馬などの牽く荷車が中心であった。しかし現代の輸送手段の主力は大型トラックであって、荷車に比べると車幅は格段に大きいし、しかも高速で走るから車線もよほど広くとらなければならない。したがって道路の幅員は古代よりも現代の方がずっと大きいと考えられる。このような幅員の大きい現代の道路が、古代の道路の上に作られたと考えることは許されるのであろうか。

しかし前節でみたように、インド古代の道路の幅員はわれわれが想像するよりもずっと大きかった。したがって中世の道が古代の道を引き継ぎ、近世の道が中世の道を引き継いで、現代の道はこれらを改修したと考えることはなんら不自然ではないということになる。

といっても古代から連綿と引き継がれてきた大都市内部の市街道路はどれも狭苦しく、人と動物であふれ返っている。しかも都市部ではすでにその両側に建築物が建っているから、それを拡幅することは容易ではなく、したがって都市内部では昔の道の上に新しい道が造られるということは難しい。したがって現在では都市の中心を迂回する形で新しい道、すなわちバイパスが作られている。

といってもインド地図レベルの巨視的な観点からすれば、バイパスを気にする必要のないのは前述のとおりである。

[5] 都市の盛衰

大都市と大都市を結ぶ道路が幹線道路だとすれば、都市には盛衰があるから、その盛衰に応じて道路は変化する可能性がある。現在の道路は現在の大都市を中心として結ばれているから、先に上げた原始仏教時代の大都市と現在を比定してみなければならない。

原始仏教時代の都市が現代までそのまま引き続き繁栄しているのは、実は *Bārāṇasī* と *Madhurā* それに *Sāketa* しかない。また *Campā* は現在の大都市 *Bhagalpur* のすぐ隣であるからこれもこの部類に入れてよいかもしれない。したがってこれら現在の大都市を通る道は原始仏教時代の幹線道路の上につくられた可能性がある。

しかし *Kosambī*、*Vesālī* は遺跡しか残されておらず、現在は寒村である。また王舎城・舎衛城は大河のそばにない特殊な大都会であったが、これも遺跡しか残されていない。したがって現在はこれらの都市を通る幹線道路はない。しかし原始仏教時代には幹線道路が通じていたと考えなければならないであろう。

ただし *Sāvattī* と *Rājagaha* は商業都市というよりも要塞都市であり、*Sāvattī* は波斯匿王の時代にコーサラ国の首都が *Sāketa* (*Ayojjhā*) から遷都されたもので新しい都市であったし、*Rājagaha* はビンピサーラ以前からマガダ国の首都であったが、国の力が強大になったのはビンピサーラのとときであって、今の王舎城のところに大規模な王城が建設されたのはビンピサーラのとときであった。したがってこの2つの都市は新興都市というべきであり、万事が人間の手作業で行われた古代にあっては、都市の建設に道路が追いつかないということ

もあったであろう。そういう意味では今もそうであるが原始仏教時代も、Rājagaha や Sāvattīhī につながる幹線道路は軍備上の理由もあって存在しなかったかもしれない。

逆に現在の Bihar 州の州都 Patna はマウリヤ王朝の首都パータリプトラ (Pāṭaliputra) であるが、原始仏教時代にはまだ Pāṭali 村とよばれる村落にすぎなかった。マウリヤ王朝時代にはここは交通の要衝として大発展したわけであるが、原始仏教時代にはどのような状態であったのかについては別稿⁽¹⁾においてすでに論じた。

- (1) 『モノグラフ』第 19 号に掲載した【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート——特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について——」参照

[6] 通商と遊行

前節に述べたように、通商と遊行はその交通手段において決定的に相違していた。陸上交通については物資の輸送には牛車や馬車の車両が用いられ、あるいはラクダなどの背などに積まれて輸送された。しかるに仏教の出家者の遊行はこのようなものに乗ることが原則的には禁止されていた。要するに歩行が原則であったわけで、歩行ならインダス平原の範囲であれば道なき道も行くことが可能であるから、大規模で整備された道路を必要としない。したがって通商路 (vaṇippatha, vaṇik-patha, vaṇippattha) と遊行路 (anupariyāya-patha) とはまったく相違し、両者は重なってはいなかったかもしれない。

しかしながら村内や近郊への遊行ならともかく、数週間ないしは 1 ヶ月を越えるような遠方への遊行は、道中に日陰も水も必要としたし、また盗賊や猛獣の危険から身を避け、安全を確保することも必要であった。また彼らはほとんどの場合は僧院に泊まったであろうが、その僧院は町や村のすぐそばにあるのが普通であって、町や村や人里から離れたところにはなかった。もちろん町や村は道路沿いに作られたし、幹線道路沿いには大都会や都市があったから、僧院は街道の近くにあったわけである。したがって仏教の出家修行者も街道を遊行し、街道沿いにある僧院に宿泊したわけであるから、交通手段は異なっても遊行ルートは通商ルートと重なっていたものと考えられる。

一方の水上交通はどうであったであろうか。先に書いたように仏教の出家修行者が船に乗って遊行することは禁止されていなかったが、釈尊が船に乗られたという記述がないように、一般の修行者も船に乗るということは少なかったであろう。したがって遊行には水上交通路はあまり関係がなく、陸上交通路を考えればよいことになる。

ただし陸上交通路と水上交通路は並行して通っていることが多く、水上交通を利用する場合も宿泊などは当然僧院に泊まったであろう。いずれにしても運河などの人工的に構築された水路でないかぎり、船は自然の河水を利用するほかはないのであるから、特段の水上交通路を想定する必要はない。

[7] 水上交通

もっとも河を利用する場合の水上交通には雨期も乾期もそれなりの水量がなければならぬ。『インド誌』はインドの川はどれでも航行が可能であるように書いているが、必ずしもそうではないであろう。おそらく幹線水上交通路として利用された河川はインドの地図帳に記載されるくらいの規模をもった河川でなければならなかったのではなかろうか。例えば、Ganga 河本流とこれに合流する Yamuna、Ghaghara、Son、Gandak などの諸川である。

ところでインドの河川は水の流れはゆるやかで、ゴミなどの流れなどを目測した結果にすぎないが、乾期の Ganga 河や Yamuna、Ghaghara、Gandak、Son 河などの流速は、だいたい時速 2 キロかせいぜい 2.5 キロである。その中では Gandak 河の流れが一番速い。比較的水源から Ganga 本流に合流するまでの距離が短いからであろう。これでは歩行するスピードよりも遅いのであるから、特別な事情がないかぎり仏教の修行者が水上交通を利用しなかったのも道理である。しかし大量の物資を一度に輸送する際には便利であった。



舟をロープでひく人



ロープで引っ張られる舟 左端に小さく舟をひく人が映っている

2人でかなり大きな船を引っ張っているのを見たことがある。写真がそれである。

しかし下流から上流に遡るときには、緩い流れであるとはいえ流れに逆らって上るのであるから、何らかの動力を加える必要がある。素人考えであるが、このときには船をロープで結んで、河岸を牛馬の力でも借りて引たのであろう。筆者は古の Kosambi 城の脇の Yamuna 河を人間

まとめ

以上、原始仏教時代の通商・遊行ルートを設定するための具体的要件を考えてみた。この結論を達意的にまとめてみると次のようになる。

- (1) 仏教中国の範囲内すなわちヒンドゥスタン平原部の Ganga 河の流域地域についていえば、どこでも道になりえた。しかし道路の基礎的要件を考慮すれば、幹線道路は自然にできたのではなく、人工的な造作が加えられる必要があった。
- (2) 仏教中国の範囲内であれば、陸上交通路の障害となるものは大河川しかない。すなわちルートを考える場合は、どこで渡河するかということが問題となる。
- (3) 古代も現代も大都市の多くは大河川の沿岸に作られている。したがって幹線道は大河川に沿って発達した可能性が高い。これらの河川は水上交通路としても使われたから、陸上交通路と水上交通路は並行している場合が多い。
- (4) ただし *Sāvatthī* と *Rājagaha* は商業都市ではなくヒンドゥスタン平原部の縁辺部にある要塞都市でありまた新しい都市であって、大河川のそばに発達した大都市とは異なる性格を有する。換言すれば交通の要衝たることを拒否する側面がある。
- (5) 古代といえども幹線道路は国境を越えてたくさんの国と繋がっていた。
- (6) 古代の陸上交通ルートを想定するときに現代の交通ルートを参考にしてもさしつかえない。
- (7) 通商ルートと遊行ルートを分けて考える必要はない。

【6】原始仏教聖典に記されたルート①——南道と北道——

原始仏教聖典には「南道 (P.: *dakkhiṇāpatha*, Skt.: *dakṣiṇāpatha*) 」と「北道 (P., Skt.: *uttarāpatha*) 」という言葉が見られる。これは具体的なルートをさすかもしれないので検討する。

[1] ‘*dakkhiṇāpatha*’ と ‘*uttarāpatha*’

資料を紹介し、検討する前に確認しておかなければならないことがある。

まず第1は、‘*dakkhiṇāpatha*’ ‘*uttarāpatha*’ は常に単数形で用いられ、複数形で用いられることはないということである。問題を先取りしていえば、「南道」「北道」の最大の問題は、これが具体的な「道路」をいうのか、あるいは漠然とした「地域」をいうのかということである。もし具体的な「道路」をいうのなら、単数で用いられるということは特定の1つのいわば固有名詞としての道路をいうのであって、「南にあるいくつもの道路」「北にある複数の道路」をいうのではないということである。もちろんこれが「地域」という意味なら単数で当然である。

第2は、‘*dakkhiṇāpatha*’ ‘*uttarāpatha*’ があるのなら「中央道」すなわち ‘*majjhimāpatha*’ という用語があってもおかしくないが、しかしながらこのような用語は存在しないということである。今のところこれが何を意味するかわからないが、事前に紹介しておいた方がよいであろう。

そして第3は、「南道」「北道」は ‘*dakkhiṇāpatha*’ ‘*uttarāpatha*’ と方角を表わす部分に長母音が用いられ、‘*dakkhiṇapatha*’ ‘*uttarapatha*’ とは表わされないということである。すなわちこの言葉はなぜ単純に「南」「北」を意味する ‘*dakṣiṇā*’ ‘*uttara*’ と「道」を意味する ‘*patha*’ が合わさった複合名詞ではないのかということである。

[1-1] 次に紹介するのは、研究会会員である岩井昌悟氏の意見である。

uttarā と *dakṣiṇā* の語尾の ‘-ā’ は Böhtlingk と Monier は具格の古形の格語尾であるとする。このことは Macdonell の *Vedic Grammar* (p. 256) でも確認できる。すなわち男性と中性の単数・具格である。

しかしパーニニ (Pāṇini) は 5.3.36 のストロアでこの ‘-ā’ を、*purastāt* (前方に) や *adhastāt* (下に) の ‘-astāt’ と同様の機能をもつ *taddhita* 接尾辞であるという。

‘-astāt’ は方角、地点、時が話題になっている時に、処格・奪格・主格として機能する。‘-ā’ はただし、処格 (*dakṣiṇā vasati* 南に住む) と主格 (*dakṣiṇā ramaṇīyaṃ* 南は好ましい) として用いることができても、奪格としては使えないと規定されている (「南から来た」を *dakṣiṇā āgataḥ* とは言えず、この場合は *dakṣiṇata āgataḥ* としなければならない) 。

たとい Vedic の具格の格語尾の形であるとはいっても、この -ā はすでに具格としては機能していないということになると思われる。

そして複合語の前分となった時にどう理解すべきかという問題が残るが、恐らく処格でとるべきだと考えられる。

dakṣiṇāpatha は原意は「南における道」、あるいは処格は移動の目標・到達点を示すこともできるから「南への道」となると考えられる。

ただしこれを *bahuvrihi* で解釈すれば「南における道を有する地域」「南への道を有する地域」という意味に解釈することもできる。

以上のように '*dakṣiṇāpatha*' は文法的には「南における道」「南への道」、'*uttarāpatha*' は「北における道」「北への道」という意味になる。もちろんこれは '*patha*' を字義通りの「道」と訳した場合である。また「南における道を有する地域」「南への道を有する地域」あるいは「北における道を有する地域」「北への道を有する地域」という意味にもなりうるということになる。

[1-2] なお次項以降においてデータを紹介するが、註釈書文献では例えば '*dakṣiṇa-janapadan ti dakṣiṇāpatho ti pākāṣaṃ Gaṅgāya dakṣiṇato janapadaṃ.*' すなわち「南の国土とは南道のことであって、いわゆる Ganga 河の南の国土である」とされている (DN. A. vol. I p.265)。要するに '*patha*' は「道」ではなく「地域」「国土」を意味する '*janapada*' とされているわけである。

このように '*dakṣiṇāpatha*' '*uttarāpatha*' の語形そのものに問題があるのであるが⁽¹⁾、これについてはここでは深入りしないで、先に進みたい。

- (1) ちなみに '*dakṣiṇāpatha*' '*uttarāpatha*' という言葉は、PTS の *Pāli-English Dictionary* にも水野弘元『パーリ語辞典』にも採取されていない。これも不思議といえば不思議である。

[2] '*dakṣiṇāpatha*' と '*uttarāpatha*' の使用例

以下に原始仏教聖典と後期の原始仏教文献に用いられている '*dakṣiṇāpatha*' '*uttarāpatha*' の使用例を紹介する。後に議論する際の便宜を考えて、データには〈 〉のなかに番号を付す。「原始仏教聖典」(われわれのいう A 文献)には〈100〉番台、「後期の原始仏教文献」(われわれのいう B 文献)のうちアッタカターや仏伝経典には〈200〉番台、さらに遅くに成立した複註文献には〈300〉番台をつける。

なお本稿では漢訳聖典も使っているが、漢語として「南道」や「南方」などが用いられていても、その原語が上記のようなパーリ語・サンスクリット語であると確認されないケースは取り上げていない⁽¹⁾。したがって漢訳文献はそれに対応するパーリ文献やサンスクリット文献の直後に置いてある。その他ただ 1 例であるが「達睹那国」としてその原語が '*dakṣiṇāpatha*' であると推測されるデータを含めた。なおここでは原語 '*dakṣiṇāpatha*' '*uttarāpatha*' の訳語にはとりあえずすべて「南道」「北道」という言葉を使っておく。

- (1) 本稿の【2】「原始仏教聖典に記された通商・遊行ルートの『基礎データ』」では、「南道」あるいは「北道」の後に‘*dakkhiṇāpatha*’ ‘*uttarāpatha*’を補っているものがある。しかしこれはこのように推定できるという範囲で使っているものであるため、本節では厳密を期してこのようなものは採用していない。

[2-1] 原始仏教聖典 (A 文献) に見られる「*dakkhiṇāpatha* (南道)」と「*uttarāpatha* (北道)」データ

- 〈101〉 *Udāna* 005-006 (p.057) : そのとき**アヴァンティ南道** (*Avantidakkhiṇāpatha*) には比丘が少なかった。
*PTS テキストには ‘*Avantisudakkhiṇāpatha*’ とされているが、註の D をとって ‘*Avantidakkhiṇāpatha*’ を採用した。
- 〈102〉 *Suttanipāta* 005-001 (p.190) : パーヴァリン婆羅門がコーサラの美しい都 (舎衛城) から**南道**にやって来た (*Kosalānaṃ purā rammā, agamā dakkhiṇāpatham*) 。
- 〈103〉 『パーリ律』 「皮革韃度」 (vol. I p.194) : そのとき**アヴァンティ南道**には比丘が少なかった (*tena kho pana samayena Avanti-dakkhiṇāpatho appabhikkhuko hoti.*) 。
- 〈104〉 『パーリ律』 「羯磨韃度」 (vol. II p.015) : そのときスダンマ長老はマツチカーサンダ (*Macchikāsaṇḍa*) のチッタ居士の住処にいた。チッタ居士がスダンマ長老に「尊者よ、昔、**南道**の商人たちが東方の地方へ交易のために行つて (*dakkhiṇāpathakā vāṇijā puratthimaṃ janapadaṃ agamaṃsu vaṇijjāya*) 雌鶏を持ち帰つた」と語つた。
- 〈105〉 『五分律』 「羯磨法」 (大正 22 p.163 中) : 「昔、商人が**北方**より 1 羽の雌鶏を持って波婆国 (*Pāvā*) に来て、雄鶏がないので、鳥と共合して卵を生んだ……」。
- 〈106〉 『十誦律』 「般茶盧伽法」 (大正 23 p.224 中) : 「**北方**に估客衆があつて雌をもつて東方に来て鳥が共合して子を生んだ」。
- 〈107〉 『パーリ律』 「波羅夷 001」 (vol. III p.001) : 世尊はヴェーランジャーのナレール・プチマンダ樹下に 500 人の比丘たちと共に住された。…そのとき**北道**の馬商人たち (*uttarāpathakā assavāṇijā*) が 500 頭からなる馬をつれてヴェーランジャー (*Verañjā*) で雨期に入った。
- 〈108〉 『梵文僧祇律』 (p.179) : 世尊はヴァイシャーリーに住された (*Bhagavān Vaiśāliyaṃ viharati*) 。そのとき商人が 1 万の価格のガチョウ模様の織物を携えて南道からやって来た (*aparo dāni vāṇijako dakṣiṇa-pathāto āgato, daśa-sahasra-mūlyam haṃsa-lakṣaṇa-ṇa-paṭam ādāya*) 。
- 〈109〉 『僧祇律』 「(比丘尼) 捨墮 020」 (大正 22 p.526 下) : 仏は毘舍離に住された。その時**南方**に商人があつて、細鵝の相紋の氈を持ち来るに、人が問うて言った。「此の衣は幾許を索めるのか」と。答えて言った。「百千なり」と。
- 〈110〉 『梵文根本有部律』 「皮革事」 (p.172) : ある三衣比丘が南道からシュラーヴァステーに到着し、世尊に挨拶した (*anyatamo bhikṣus tricīvarako dakṣiṇāpathāt Śrāvastim anuprāpto Bhagavataḥ pādābhivandakaḥ*) 。
- 〈111〉 『根本有部律』 「皮革事」 (大正 23 p.1054 上) : 時に**南方**に一苾芻あつて、身に但だ三衣を着て室羅筏城に至り、世尊に頂礼した。

- 〈112〉『梵文僧祇律』(p.178) : 世尊はヴァイシャーリーに住された。そのとき商人が 1 万の価格のカンバラ宝珠を携えて北道からやって来た (Bhagavān Vaiśāliyaṃ viharati, aparo dāni vāṇijako śatasahasra-mūlyam kambala-ratanam ādāya uttarā pathāto āgato) 。
- 〈113〉『僧祇律』「(比丘尼)捨墮019」(大正22 p.526中) : 仏は毘舍離に住された。その時**北方**に商人あって貴品の好欽婆羅を持して行き、これを売った
- 〈114〉『梵文根本有部律』「薬事」(p.025) : 北道から隊商主が500頭の馬に貨物を載せてヴァイランブヤに到ると、彼は考えた (yāvad uttarāpathāt sārthavāhaḥ paṃcāśvaśatāni paṇyam ādāya Vairambhyaṃ anuprāptaḥ sa saṃlakṣayati) 。
- 〈115〉『根本有部律』「薬事」(大正24 p.045上) : 世尊は勇軍聚落 (Śūrasena 国) に於いて人間を遊行し鞞闍底 (Vairambhya) 城に至って練木樹の下に住された。時に商主あって**北方**より来り、五百匹馬を將いて此の城中に至った。
- 〈116〉『十誦律』「七百比丘集滅惡法品」(大正23 p.451上) : 長老三菩伽は是の事を聞き已って、即ち使を**達嚩那国阿槃提国**や諸国に派遣して、「汝らは知らないか、毘耶離国に十事が出たことを」と言させた。その時**達嚩那国阿槃提国**等の諸比丘は即ち皆な毘耶離に集会した。

[2-2] 後期原始仏教聖典 (B 文献) に見られる「dakkhiṇāpatha (南道)」と「uttarā-patha (北道)」データ

- 〈201〉DN. A. (vol. I p.265) : ‘dakkhiṇa-janapada’ とは、**dakkhiṇāpatha** として知られ、Ganga [河] 以南の janapada のことである (dakkhiṇa-janapadan ti dakkhiṇā-patho ti pākaṭam Gaṅgāya dakkhiṇato janapadam) 。
- * PTS の脚注 8 のビルマ版を採用し、pākaṭa-janapadam の pākaṭa を削除して読む。
- 〈202〉SN. A. (vol. III p.092) に SN.41-3 (vol. IV p.288) の「Isidatta がアヴァンティ国から来た」というなかの ‘Avantiyā’ を解説して、「‘Avantiyā’ とは、**南道**のアヴァンティ国に、である (Avantiyā ti dakkhiṇāpathe Avanti-raṭṭhe) 。
- * ただし PTS 版は ‘Avantiyā ti Avanti-dakkhiṇā-pathe Avanti’ としている。
- 〈203〉Jātaka-A. 423 ‘Indriya-j.’ (vol. III p.463) : カーラデーヴァラという仙人が**アヴァンティ南道**において、ひとかたまりの岩山の近くに、数千の仙人に圍繞されて住していた (Kāḷadevalo nāma isi Avanti-dakkhiṇāpathe ekagghana-selaṃ nissāya aneka- sahassa-isi-parivāro vasi) 。
- 〈204〉Jātaka-A. 522 ‘Sarabhaṅga-j.’ (vol. V p.133) : (菩薩は) 第四番目には、カーラデーヴィラに「カーラデーヴィラよ、そなたは**南道のアヴァンティ国**にガナセーラという名の山がある。その近くに住むように」と送り出した (catutthavāre kāḷadevilaṃ āmantetvā "kāḷadevila, tvam dakkhiṇāpathe Avanti-raṭṭhe Ghana-sela-pabbato nāma atthi, tam upanissāya vasāhī" ti pesesi) 。
- 〈205〉Petavatthu-A. (p.133) : アンクラ [王子] は**南道**に行つて、ドラヴィダ地方⁽¹⁾の海の近くにたくさんの布施堂を建て… (Aṅkuro dakkhiṇāpatham gantvā Damīla-visayesamuddassa avidūraṭṭhāne mahatiyo aneka-dānasālāyokārāpetvā…) 。
- 〈206〉Samantapāsādikā (vol. I p.176) : 「(パーリ律の「北道の馬商人 (uttarā-

pathakā assa-vāṇijā)」の箇所を註釈するなかで、**uttarāpathaka**とは**北道**の住人たち、あるいは**北道**からやって来た人たち（**uttarāpathavāsikā uttarāpathato vā āgatattā**）」とし、同じ文脈に「彼らは**南道**の人たちのように不信仰ではなく、彼らは信を持ち、有信で、ブツダを信奉し、法を信奉し、サンガを信奉する（**na hi te dakkhiṇāpathamanussā viya appasannā te pana saddhā pasannā buddhamāmakā dhammamāmakā saṅghamāmakā**）。

- 〈207〉 *Theragāthā-A.* (vol. II p.083) : (アンガニカ・バーラドゥヴァーージャ比丘は) クル国のクンディヤという町の近郊にある阿蘭若に住していて、ある用事でウツガ園に行き、**北道**からやって来たかれら知人の婆羅門たちと会合し…… (**Kururaṭṭhe Kuṇḍiyassa nāma nigamassa avidūre aranne vasanto kenacideva karaṇīyena Uggārāmaṃ gato uttarāpathato āgatehi sandiṭṭhehi brāhmaṇehi samāgato tehi**)
- 〈208〉 *Jātaka-A. 005 ‘Taṇḍulanāli-j.’* (vol. I p.123) : 昔、カーシ国のバーラーナシーに (**Kāsiraṭṭhe Bārāṇasiyaṃ**) ブラフマダッタ王がいた。……そのとき**北道**から一人の馬商人が500頭の馬を引き連れて来た (**tasmim kāle uttarāpathato eko assavāṇijo pañca assasatāni ānesi**) 。
- 〈209〉 *Jātaka-A. 158 ‘Suhanu-j.’* (vol. II p.030) : 昔、バーラーナシーでブラフマダッタが統治していた。ときに**北道**の馬商人たちが五百頭の馬を引き連れてきた (**atha uttarāpathakā assavāṇijā pañca assasatāni ānesuṃ, assānaṃ āgatabhāvaṃ rañño ārocesuṃ**)
- 〈210〉 *Jātaka-A. 254 ‘Kuṇḍakakucchisindhava-j.’* (vol. II p.286) : 昔、バーラーナシーでブラフマダッタが統治していたとき、菩薩が**北道**の馬商人の家に生まれた (**atīte Bārāṇasiyaṃ Brahmadaṭṭe rajjaṃ kārente Bodhisatto uttarāpathe assavāṇijakule nibbatti**) 。…あるとき菩薩も500頭の馬を連れて、その家 (=バーラーナシーへ向かう道中のある老婆の家) で宿を借りた (**athāparabhāge Bodhisatto pañca assasatāni ādāya āgacchanto tasmim gehe nivāsaṃ gaṇhi**) 。
- 〈211〉 *Jātaka-A. 454 ‘Ghata-j.’* (vol. IV p.079) : 昔、**北道**のカンサボーガのアシタンジャナ市に、マハーカンサと名づける王が統治していた (**atīte uttarapathe Kaṃsabhoge Asitañjana-nagare Mahākamsa nāma rājā rajjaṃ kāresi**) 。
- 〈212〉 *Petavatthu-A.* (p.100) : 舎衛城在住の商人たちが500台の車に品物を積んで、**北道**へ行って (**Sāvattvivāsino vāṇijā pañcamattāni sakaṭasatāni bhaṇḍassa pūretvā uttarāpathaṃ gantvā**) ……。
- 〈213〉 *Petavatthu-A.* (p.111) : **北道**のカンサボーガのアシタンジャナ市のウツラマルダー地区の領主にしてマハーサーガラ王の息子ウパサーガラと、マハーカンサの娘デーヴァガッパには、アンジャナデーヴィーという娘一人と (**Uttaramadhurādhipatino rañño Mahāsāgarassa puttāṃ Upasāgaraṃ paṭicca uttarāpathe Kaṃsabhoge Asitañjana-nagare Mahākamsassa dhītuyā Devagabbhāya kucchiyaṃ uppannā Añjanadevī**) 。
- 〈214〉 *Mahāvastu* (vol. II p.030, 『平岡』上 p.281) : 「**南道**のウツジェーニーに、婆羅門の青年がいて、婆羅門の大資産家の子であった (**dakṣiṇāpathe**

brāhmaṇa-kumāro Ujjeniyam brāhmaṇa-mahāsālasya putro) 。 [後に聖仙アシタと
なって、菩薩の将来を占う]

〈215〉 『仏本行集経』 (大正 03 p.693 下) : 南天竺の地に城があつて名は優禪禪耶尼と
いった。城から遠からざるところに頻陀と名づける山があつてその中間にさらに一山
があり名を阿私陀といった。この時仙人が彼の山におり、その山に仙人がいて名を阿
私陀といった。

〈216〉 *Mahāvastu* (vol.III p.258, 『平岡』下 p.361) : ヤショーダラーは「子 (ラーフラ)
よ、 [そなたの父はカピラヴァストゥを去って] 南道に行った」と答えた
(Yaśodharā āha, putra dakṣiṇāpatham gataḥ) 。ラーフラは「母よ、何のために
南道へ行ったのか」と質問した (Rāhula āha, ambe kenārthena dakṣiṇāpatham
gataḥ) 。ヤショーダラーは「交易に行った」と答えた (Yaśodharā āha, vāṇijyena
gato) 。

*このときヤショーダラーは嘘をついたことになっている。したがって南道はマガダ国方面をいっ
たものではないであろう。

〈217〉 *Mahāvastu* (vol.III p.350, 『平岡』下 p.431) : コーシャラ王は一人でお伴もなく、
知られざる格好で南道に行った (eka advitiyo ajñāta-veśena dakṣiṇāpatham
gacchati) 。

〈218〉 *Mahāvastu* (vol.III p.350, 『平岡』下 p.431) : そのとき彼 (隊商主) はコーシャ
ラ王に望みを託し、次第に南道よりコーシャラ王の境界に至った (so dāni taṃ
Kośala-rājam āśāṃ kṛtvā dakṣiṇāpathāto anupūrveṇa Kośala-rājño viṣayam
anuprāptaḥ) 。

〈219〉 *Mahāvastu* (vol.III p.351, 『平岡』下 p.431) : 私の王国 (コーシャラ) はカーシ
王に蹂躪され、身体のみで南道に赴いて (rājyaṃ Kāśirājñā ākrāntaṃ
śarīra-mātreṇa dakṣiṇāpatham prayāto) ……。

〈220〉 *Mahāvastu* (vol.III p.361, 『平岡』下 p.440) : カンピッラ城 (Kāmpilla nagara)
のブラフマダッタ王の百人の王子に弓術を教えようと、南道からの弓術師が
(dakṣiṇāpathāto iṣvastrācāryo) カンピッラにやって来た。

〈221〉 *Mahāvastu* (vol.III p.363, 『平岡』下 p.441) : 彼 [聖仙シャラバンガ] は [ヴェー
ラーナシーの北にあるヒマラヤ山麓から] 南道へ行き、アスマカ国領のゴードーヴァ
リー河 (so dakṣiṇāpatha-gato, Asmakeṣu Godāvarī nadi) のその岸辺にカピッタカ
という住処を用意して過ごした (tasyā kūle Kapitthakaṃ nāma āśramaṃ sādhetvā
prativasati) 。

〈222〉 *Mahāvastu* (vol.III p.363, 『平岡』下 p.441) : 彼 [聖仙ヴェアツツア] はヒマラヤ
山麓の寒さに耐えられず、南道のゴードーヴァルダナという市に行った (so
anuhimavante śītam asahanto dakṣiṇāpatham gato Govardhanaṃ nāma nagaram) 。

〈223〉 *Mahāvastu* (vol.III p.390, 『平岡』下 p.460) : ある婆羅門が南道からマトウラー
にやって来て (dakṣiṇāpathāto Mathurāṃ āgato) 、銅器を脇に巻き、大きな松明を
燃やしてマトウラーに入る (mahantīm ulkāṃ prajvāletvā Mathurāṃ praviśati) 。

南道から [マトウラーに] やって来る婆羅門は論争者で、ヴェーダに精通している

(dakṣiṇāpathāto brāhmaṇo āgato vādī veda-pārago)。7日後、ある出家女が南道から [マトゥラーに] やって来た婆羅門と討論するだろう (saptamaṃ divasaṃ amukāye parivrājikāye dakṣiṇāpathikena brāhmaṇena vādinā sārddhaṃ kathā-saṃlāpaṃ bhaviṣyati)。

- 〈224〉『仏本行集経』(大正03 p.831下)：諸の外道を見めるであろう、共に論議し、折伏せんと欲するが故であり。而して漸漸に行きて最妙と名づける一波梨婆闍道人に値い自在に他に勝ち、処々に遊歴して南天竺より来りて北天に往くであろう。
- 〈225〉*Mahāvastu* (vol.III p.394、『平岡』下 p.462)：そこで彼ら [婆羅門と出家女] はマトゥラーを出立して、南道の諸地域を遊行し (te dāni Mathurāyā nirgamyā dakṣiṇāpathe janapada-cārikāṃ caramāṇā)、9ヵ月、10ヵ月経過後にシュヴェータヴァラーカーに至った (navānāṃ vā daśānāṃ vā māsānāṃ atyayena Śvetavalākāṃ anuprāptā)。
- 〈226〉『仏本行集経』(大正03 p.832上)：時彼波梨婆闍道人。離心既決。与彼女人一金指環。用以為記。復告女言。汝若生女。用此指環。貨易取財。持以養育。若生男者。汝当与此指環為記。令尋覓我。付指環已。捨彼女去。偕面還向南天竺行。
- 〈227〉*Mahāvastu* (vol.II p.166、『平岡』上 p.391)：昔、いにしえの道である北道にはタクシャシラーという名の都市があり、そこにヴァジュラセーナという名前の隊商の子が馬の交易で、商品の馬を引き連れて、タクシャシラーからヴァーラーナシーにやって来た (bhūtapūrvam bhikṣavo 'tītam-adhvāne uttarāpathe Takṣaśilā nāma nagaram tatra Vajraseno nāma śreṣṭhiputro aśva-vāṇijyena Takṣaśilāto Vārāṇasim gacchati aśva-paṇyam ādāya)。
- 〈228〉*Mahāvastu* (vol.II p.175、『平岡』上 p.398)：あるときタクシャシラーの俳優たちがヴァーラーナシーにやって来た (kadācid dāni Takṣaśilakā naṭā Vārāṇasim āgatāḥ)。…(長者が)「君たちはどこから来たのか (kuto yūyam)」と質問すると、彼ら(俳優の男児)は「僕たちは北道から (uttarāpathakā vayam)」と答えた。
- 〈229〉*Divyāvadāna* (p.022)：北道より隊商主が商品を携えてヴァーラーナシーに到着した (uttarāpathāt sārthavāhaḥ paṇyam ādāya Vārāṇasim anuprāptaḥ)。
- 〈230〉*Divyāvadāna* (p.315)：かつて過去世において、北道にバドラシラーという名の城、王都があった (atīte 'dhvany uttarāpathe Bhadrāśilā nāma nagarī rājadhāny abhūvan)。
- 〈231〉*Divyāvadāna* (p.353)：ある隊商主が北道より商品を載せた500匹の馬を引き連れてマトゥラーに到着した (anyataraś ca sārthavāha uttarāpathāt pañcaśatam aśvapaṇyam gṛhītvā Mathurām anuprāptaḥ)。
- 〈232〉*Divyāvadāna* (p.407)：アショーカ王に対して北道の都市タクシャシラーが反乱を起こした (rājño Aśokasy^ottarāpathe Takṣaśilā nagaram viruddham)。(この事態にアショーカ王が自ら出向こうとしたが、大臣たちの進言を受けてクナラ王子を派遣することになった。王子はパータリプトラから出て行った (Pāṭaliputrān nirgataḥ)。…次第に王子はタクシャシラーに到着した (anupūrveṇa Takṣaśilām anuprāptaḥ)。
- 〈233〉『阿育王経』(大正50 p.144下)：於北有国名徳叉尸羅拒逆不従阿育王令。

[2-3] パーリ複註文献

- 〈301〉 *Salāyatanavagga-ṭīkā* (MYANMAR vol. II p.371) (SN.041-003 (vol. IV p.285) の復註) : ‘アヴァンティに’ というのは、アヴァンティ国に、であり、またそれは中国より南の方角に (*majjhima-padesato dakkhiṇa-disāyaṃ*) あるので ‘南道において (*dakkhiṇāpathe*) ’ とされる。
- 〈302〉 *Sāratthadīpani-ṭīkā* (MYANMAR 版 vol. I p.427) = 波羅夷罪第1条のヴェーランジャーでの雨安居の部分のアッタカターの註釈で、北道の馬商人 (*uttarāpathakā assa-vāṇijā*) の語釈に関連して：ガンガーより南方は不適切な地域 (*Gaṅgāya dakkhiṇā disā apatirūpa-deso*)、北方は適切な地域 (*uttarā disā patirūpa-deso*) という意味で、「彼らは南道人のように不信心でなく…」と言われるガンガーの南岸に生まれた人が南道人である。
- 〈303〉 *Vimativinodani-ṭīkā* (MYANMAR 版 vol. I p.089) : ガンガーより北方の地域が北道であり、そこに住む人 (*Gaṅgāya uttaradisā-padeso uttarāpatho, so nivāso etesaṃ*)、あるいはそこから来た人が北道人である (*tato vā āgatā ti uttarāpathakā*)。』かれら (馬商人) の居住地が北道
- 〈304〉 *Sāratthadīpani-ṭīkā* (MYANMAR 版 vol. I p.427) : 北道から来た (*uttarāpathato āgatā*) 人、あるいは北道に住む人が (*uttarāpatho vā nivāso*) 北道人である、と。
- 〈305〉 *Sāratthadīpani-ṭīkā* (MYANMAR 版 vol. I p.427) : ‘北道人 (*uttarāpathaka*) は他の言い方では北道人 (*uttarāhakā*) ともされる。
- 〈306〉 *Silakkhandhavagga-abhinavaṭṭīkā* (MYANMAR vol.2 p.292) : 一人の王の領土になっているカーシ・コーサラ等は大国土と呼ばれ、一人の王の領土の中の1つ1つの区画が北道・南道等の小国土である (*ekassa rañño rajje ekeka-koṭṭhāsa-bhūtā uttarāpatha-dakkhiṇapathādi-khuddakajanapadā*)。

[3] ‘*dakkhiṇāpatha*’ と ‘*uttarāpatha*’ が意味するもの

以上が ‘*dakkhiṇāpatha*’ ‘*uttarāpatha*’ とこの漢訳語と考えられるデータである。読んでいただければわかるように、この中にはさまざまな情報が含まれていて、これが具体的な「道路」をいうのか、あるいは漠然とした「地域」をいうのか容易には判断できない。要するにどちらの解釈が正しいか確言できるようなデータは存しない。

そこで状況証拠として、これらのうちのどちらかをさすのではないかと考えられる材料をあげてみる。

[3-1] まずは ‘*dakkhiṇāpatha*’ が「南の地域」「南の国土」、‘*uttarāpatha*’ が「北の地域」「北の国土」を意味するのではないかと理解できるようなデータを紹介する。

「地域」と解すべき材料の第1は、‘*dakkhiṇāpatha*’ や ‘*uttarāpatha*’ が漢訳文献において南方あるいは北方と翻訳されたり = 〈109〉 〈111〉 〈113〉 〈115〉、あるいは南天竺と翻訳されたり = 〈215〉 〈224〉 〈226〉 するデータがあることである。これらは少なくとも

も漢訳者たちはこの語が具体的な道ではなく、ぼんやりした地域を表わすと理解していた証拠である。なお〈105〉〈106〉はパーリが‘dakkhiṇāpatha’であるにもかかわらず、漢訳では「北方」と訳されているが、これもこの1つの証拠としてあげておいてよいであろう。

「地域」と解すべき材料の第2は、‘dakkhiṇāpatha’が註釈書において「南の国土（dakkhiṇa-janapada）」と解説されたり＝〈201〉、また‘uttarāpatha’が「Ganga河の北の方角」＝〈201〉〈302〉〈303〉、‘dakkhiṇāpatha’が「中国よりも南の方角」＝〈301〉〈302〉と解説されたりすることである。これらも「南道」「北道」が具体的な道ではなく、ぼんやりと南の地域、北の地域を表わすという証拠である。

またきちんと理論づけすることはできず、感覚的にいうにすぎないが、〈102〉〈104〉〈107〉〈108〉〈110〉〈112〉〈114〉〈206〉〈207〉〈208〉〈209〉〈210〉〈212〉〈217〉〈218〉〈219〉〈220〉〈223〉〈225〉〈229〉〈231〉〈233〉〈304〉〈305〉〈306〉などは「具体的な道」というよりは、ぼんやりした地域を表わすと見た方がわかりやすい。これに対して具体的な「道路」と解した方がわかりやすいという用例はない。

[3-2] これに対して、‘dakkhiṇāpatha’ ‘uttarāpatha’がぼんやりした地域ではなく、具体的な「道路」、いわば**固有名詞**としての「南道」「北道」を表わすと解釈できる材料もある。

その証拠の第1は、まず何といてもこれらの原語が‘patha’ということばで表わされていることである。‘patha’は「道」という意味であって、岩井氏がいうように bahuvrīhi で解釈しない限り「地域」「国土」を意味するものではないからである。だからこれは本来は具体的な道路を意味するものでなければならない。

「道路」と解すべき証拠の第2は、‘Avantidakkhiṇāpatha’という熟語化された固有名詞がある＝〈116〉〈203〉ことである——〈306〉によればこの語は Avanti 国の中の一区画として捉えることができることになるが、他に例がない特殊情報として今は無視した——。そのほか、「南道の Avanti 国」＝〈202〉〈204〉、「南道の Ujjeni」＝〈214〉、「南道のアスマカ国領の Godhāvāri 河」＝〈221〉、「南道のゴーヴァルダナという市」＝〈222〉、「北道の Takkasilā」＝〈227〉〈228〉〈232〉、「北道のカンサボーガのアシタンジャナ市」＝〈211〉〈213〉、「北道のバドラシラーという名の王都」＝〈230〉、「北道のウツカラ」＝〈233〉などとするデータがあり、このほかにも「南道において」というのは「ドラヴィダ地方において」とする＝〈205〉データがあり、これらは具体的な「南道」沿いにあった国あるいは都市を意味すると解釈した方がよいかもしれない。しかしながら実は、‘Avantidakkhiṇāpatha’ 以外は、インドの「南方地域にある国・都市」「北方地方にある国・都市」という意味であると解釈することもできる。

「道路」と解すべき証拠の第3は反証（disproof）的なものであるが、南道・北道が南の地域、北の地域だとするとなぜ‘majjhimāpatha’という術語がないかということである。「南部地方」「北部地方」があれば、当然「中部地方」もなければならないと考えられる。しかしこれが南北を結んでずっとつながる1本の道であるとすれば、これをどこかの地点で二分割して「南道」「北道」としても不自然ではない。

[3-3] 以上のようにデータから‘dakkhiṇāpatha’ ‘uttarāpatha’を、「地域」と理解することも、具体的な「道路」と理解することも可能である。しかし「道路」と理解すべき

材料としてあげたものは「地域」と理解してもそう不自然ではないから、どちらかといえばこれらを「南の地域」「北の地域」と理解する方に分がありそうである。

[4] ‘dakkhiṇāpatha’ と ‘uttarāpatha’ が示す地域

それではもし ‘dakkhiṇāpatha’ や ‘uttarāpatha’ が「南の地域」あるいは「北の地域」を意味するとすれば、これらは具体的にはどのような地域をイメージしているのでしょうか。

そのイメージを助けてくれるのが前項において「道路」として理解すべき証拠としてあげた地名である。すなわち、

南の地域にあった国名・地名＝Avanti 国、Ujjeni、Godhāvāri 河、ドラヴィダ地方

北の地域にあった国名・地名＝Takkasilā、バドラシラー、ウッカラ、カンサボーガのアシタンジャナ市

であって、これからすると「南の地域」はデカン高原部をイメージすることは明らかである。これに対して「北の地域」はその所在がわからない地名が多いけれども、「北の地域」のイメージは Takkasilā に代表されるといってよいであろう。すなわちインドの西北部、現在のパキスタン地方であって、「北の地方」が「馬」と密接に関連していることによってもわかる。すなわちデータの〈107〉〈115〉〈206〉〈208〉〈209〉〈210〉〈227〉〈231〉がこれを表わしている。

馬は遊牧民と密接な関連を有し、農耕が中心であった Ganga 河流域地方では馬は家畜としてそれほど重要ではなかった。そこで原始仏教聖典においても交通手段としての馬はほとんど現われない。要するに馬は地理上遊牧が中心とならざるをえなかった草原地帯の、現在のパキスタンやアフガニスタン、すなわち中央アジア寄りのインド西北部でこそ重要な家畜であり、そこで北の地方の商人たちは馬そのものを商ったり、輸送手段として馬を使ったりしたのである。

このように ‘dakkhiṇāpatha’ はデカン高原部、‘uttarāpatha’ はインド西北部をイメージしていた。これは次節において考察するように「仏教中国」に対する「辺国」にあたり、この辺国の南の地域が ‘dakkhiṇajanapada’ であり、北の地域が ‘uttarajanapada’ である。そしてこの「南の地域」と「北の地域」は1本の幹線道路で結ばれていたから、前者は ‘dakkhiṇāpatha’ と呼ばれ、後者は ‘uttarāpatha’ と呼ばれるようになったのではないであろうか。そしてデカン高原部を代表する国がアヴァンティであり、インド西北部を代表する都市が Takkasilā であって、この南のアヴァンティ＝Ujjeni と北の Takkasilā を結ぶ一本の幹線道路があった。そこで「南道アヴァンティ」や「北道タッカシラー」という熟語も生まれたのであろう。もちろんこの道は南は Ujjeni を越えて Godhāvāri 河やもっと南のドラヴィダの土地まで延びており、北西は Takkasilā を越えて今の Peshawar やアフガニスタンまでつながっていたであろう。

この道はおそらく南の半分は Godhāvāri 河の河畔を出発したバーヴァリン (Bāvarin) の弟子たちが釈尊に会いにいった道と重なり、西北の部分は Takkasilā に留学した若かりし時の医師ジーヴァカ (Jivaka) のたどった道と重なる。

この道はもちろん中央部分は「中国」すなわち ‘majjhimanapada’ を通過しているの
あるが、この部分は道路網が張り巡らされていたから、1本の「道路」で表わすことはでき
ず、そこで ‘majjhīpatha’ という用語は存在しえなかったのであろう。

以上のような理解からすれば、 ‘dakkhiṇāpatha’ ‘uttarāpatha’ はもともと「南の地域
に通じる道」「北の地域に通じる道」を意味したが、同時に bahuvrīhi 的用法として「南の
地域に通じる道を有する地域」「北の地域に通じる道を有する地域」を意味し、ここから
「南の地域」「北の地域」そのものを意味するようにも用いられたと解釈するのが妥当であ
らう。

【6】 原始仏教聖典に記されたルート①—南道と北道—

【7】原始仏教聖典に記されたルート②—中国と辺国—

原始仏教聖典には「中国 (majjhima janapada)」と「辺国 (paccantimā janapadā)」ということばが使われている。

「律蔵」の規定では、中国は「十衆白四羯磨具足戒」によって具足戒を受けなければならない地域という意味であり、辺国は「持律五衆白四羯磨具足戒」によって具足を受けることが許される地域であって、この規定がつくられたとき「数重の履をはくこと」「しばしば水浴すること」「獣皮をもって敷き具とすること」「衣法を説くこと」など合計5項目の除外項目も定められた⁽¹⁾。この規定は、法律文書としての「律蔵」の規定であるからけっして曖昧で観念的なものではなく、具体的に中国はどどこ以内、辺国はどどこ以遠というようにきちんとした具体的な規定であった⁽²⁾。

したがってこの境界を示す地名は、以下に考察するようにそれぞれの方角にある交通ルート上の特定の1地点を意味するものと考えられる。すなわちルート上のこの地点以内が中国であって、この地点より外が辺国であるということである。とするならば、これも原始仏教聖典に記されたルート資料と考えることができる。

しかし「経蔵」においては、中国と辺国はもう少し感覚的に漠然とした意味に用いられているから、ついでにこれについてもふれる。

本節では以上のような問題意識を持って、中国と辺国を検討する⁽³⁾。

(1) 「律蔵」によって相違がある。【論文 25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」p.188 以降参照。

(2) 「本郷もかねやすまでは江戸のうち」という川柳もある。享保15年に江戸に大火事が起こってこれを復興する際、大岡忠相が本郷の「かねやす」のあったところから南は塗屋・土蔵造で瓦葺きの家を建てることを許したところから、「かねやす」が江戸の北限という認識が生じたとされている。Wikipedia

実際には、文政元年12月に老中阿部正精によって、下記の範囲が御府内という正式見解を示したとされる。すなわち「東は中川限り、西は神田上水限り、南は南品川町を含む目黒川辺、北は荒川・石神井川下流限り」とするものである(東京都公文書館ホームページ)。これは線で示されているからある一定の範囲を示すことになるが、広大なインドではこのような示し方ができなかつたのであろう。しかし東西南北に延びる幹線道路上の一点を示せば、現実的な規定としての法的効果は発生したのであろう。

(3) 法顕はマトゥラー以南を名づけて中国というとしている。『法顕伝』p.054

玄奘の『大唐西域記』では、波理夜咄羅国から中国であるが、この次がマトゥラー国であり、チャンバーの次にカジャンガラ、その次にブンナヴァッダナが記されて、東インドに入ることになっている。『西域記』2 p.139、『西域記』3 p.207

[1] 「律蔵」に規定された中国と辺国

まず「律藏」に規定された中国と辺国を検討する。

[1-1] 以下は、辺国における「五衆白四羯磨具足戒」が許された際の各「律藏」の規定である。他の項目も同様である。

『パーリ律』「皮革犍度」(vol. I p.197)：一切の辺地においては持律者を交えた5人の衆をもって具足戒を与えることを許す。辺地とは以下のとおりである。

東方に**カジャンガラ (Kajaṅgala)** という聚落 (nigama) あり、その外に**マハーサーラー (Mahāsālā)** あり、これより外を辺地 (paccantimā janapadā) となし、これより内を中国 (majjhe) となす。

東南に**サツラヴァティ**という河 (**Sallavatī nāma nadi**) あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

南方に**セータカンニカ**という聚落 (**Setakaṇṇikaṃ nāma nigama**) あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

西方に**トゥーナ**という**バラモン村 (Thūṇaṃ nāma brāhmaṇagāma)** あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

北方に**ウシーラッダジャ**という山 (**Usiraddhajo nāma pabbata**) あり、これより外を辺地となし、これより内を中国となす。

『四分律』「皮革犍度」(大正 22 p.846 上)：聽阿濕婆阿盤提国持律五人得受大戒。若有余方亦聽。余方者。

東方有国。名**白木調国**。已外便聽。

南方有塔。名**静善塔**。已外便聽。

西方有国。山名**一師梨仙人種山**。方外便聽。

北方有国。名**柱**。方外便聽。

如是諸方外聽持律五人得受大戒。

『五分律』「皮革法」(大正 22 p.144 中)：從今聽阿濕波阿雲頭国及一切辺地少比丘處持律五人授具足戒。……(地名を挙げない)

『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.181 下)：從今日聽辺國中持律第五受具足戒。

是**中南方白木聚落**。白木聚落外是辺国也。

西方有**住婆羅門聚落**。婆羅門聚落外是辺国。

北方**優尸羅山**。去山不遠。有**蒲泉薩羅樹**。薩羅樹外是辺国。

東方有**婆羅聚落**。字**伽郎**。伽郎外是辺国。

東北方有**竹河**。竹河外是辺国。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.416 上)：從今日後聽輸那辺国五願。何等五。… …(地名を挙げない)

『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1053 上)：從今已後。聽諸苾芻。於辺方国。持律苾芻五人。得為近門。……不知從何處以來。是辺方處。仏言。

從此東方。有**奔荼林**。彼有水。名曰**奔荼**。從此已去。名為辺国。

南方有国。名**掇伐羅仏底**。有水亦名**掇伐羅仏底**。從此已外。亦名辺方。

西方有国。名**率吐奴**。**波率鄢婆羅門村**。此外名辺方。

北方有山。名**嘸尸羅**。此山之外。名曰**辺方**。

『梵文』「皮革事」(p.169) (1) : 東には**プンドラヴァルダナ (Puṇḍravardhana)** という町 (nagara) があり、その東に**プンドラカクシャ (Puṇḍrakakṣa)** という森 (dāva) があって、ここより向こうが辺境である。

南方には**シャラーヴァティー (Śarāvati)** という町 (nagari) があり、その向こうに**シャラーヴァティー (Śarāvati)** という川があるが、ここより向こうが辺境である。

西方には**ストゥーナ (Sthūṇa)** と**ウパストゥーナカ (Upasthūṇaka)** という婆羅門村 (brāhmaṇagrāmaka) があり、ここより向こうが辺境である。

北方には**ウシーラ (Uśīra)** という山 (giri) があり、ここより向こうが辺境である。

『根本有部律』「百一羯磨」(大正24 p.477下) : 具寿鄒波離請世尊曰。如世尊説。辺方之國解毘奈耶。為第五人。得受近門。大徳。齊何為辺國。仏言。

東方有國。名**奔荼跋達那**。城東不遠有**娑羅樹**。名**奔荼各叉**。此謂東邊。自茲已去名為辺國 (2)。

南方有城名**掇跋羅伐底城**。南有河名**掇跋羅伐底**。此謂南邊。自茲已去名為辺國。

西方有村名**宰吐奴**、**鄒波宰吐奴**。二村俱是婆羅門處。此謂西邊。自茲已去名為辺國。

北方有山名**嚙尸羅祇利**。此謂北邊。

『根本薩婆多部律撰』(大正24 p.554上) : 齊何處是辺方耶。

東至**奔荼林**。

西至**二宰吐奴村**

南至**掇伐羅伐底河**。

北至**嚙尸羅山**

撰頌曰

東至**奔荼林** 西**二吐奴村**

南**邊伐底河** 北**嚙尸羅山**

此限域外名曰辺國。内名中方。

『根本有部毘奈耶頌』(大正24 p.618上) : 方受具者齊五過隨意

東境**奔荼跋達那**此界有樹号**娑羅**

北山名曰**嚙尸羅**、寺名**答摩娑畔那**

西界村名**宰吐奴**

南邊城号**掇伐羅**

仏説此内是中方於斯界外名辺國

『毘尼母經』(大正24 p.821下) : 仏知諸比丘疲苦。即問諸比丘方所。隨其方所住處説戒。是名為方。

東方塔名**羅多跋陀羅**。乃至北方有山名**無之羅毘羅**。

是名為方。如是等辺方。有律師五人得受具足。

『毘尼母經』(大正24 p.846下) : 仏在王舍城中。月尽十五日説戒時衆僧皆來集。仏問。

汝等從何處來。諸比丘説其方所。是名為方。

東方有羅睺跋陀塔。

南方有処所名多奴。

西方有処所。名書毘陀樓陀。

北方有処所。名無至羅毘闍。

此四処最是辺方。通律師得五人受戒。是名方所相応法。

Divyāvadāna (p.021、『平岡』上 p.027) : 世尊はウパーリンに辺境地の境目を説かれた。

東方にはプンダヴァルダナ (*Puṇḍavardhana*) という都城があり、その東方にはプンダカクシャ (*Puṇḍakakṣa*) という山があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境地となる。

南方にはサラヴァティー (*Sarāvati*) という都城があり、その向こう側にサラヴァティー (*Sarāvati*) という川があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境地となる。

西方にはストゥーナ (*Sthūṇa*) とウパストゥーナ (*Upasthūṇa*) というバラモン村があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境地となる。

北方にはウシーラという山 (*Usiragiri*) があるが、そこが境目となり、そこより向こう側が辺境となる。

Jātaka の *Avidūrenidāna* (vol. I p.049) にも、ブッダが生まれるべき中部地方 (*Majjhimadesa*) として、『パーリ律』と同様の記述がなされている。

なお今の問題と直接の関係はないが、『マヌ法典』には次のように記されている。「ヒマラーヤおよびヴィンディヤ〔両山脈〕の中間にあつて、ヴィナシャナの東、プラヤーガの西は『マディヤデーシャ』」(中原の地) と呼ばれる (2・21)。これらの両山脈に挟まれかつ東方の海および西方の海にまで達する地を賢者たちは『アーリヤヴァルダ (アーリヤの地)』と知る (2・22) 」と (3)。

(1) S. Bagchi, *Mūlasarvāstivāda-vinayavastu* vol. II, BST No.16, 1970

(2) なお『根本有部律』「百一羯磨」(大正 24 p.477 下) の挾註に、

梗概大数中間遠近東西兩界三百余駅南北二辺四百余駅 (中間の遠近を梗概して大まかに数えれば、東西の兩界には 300 余駅あり、南北の二辺には 400 余駅がある=東西よりも南北の距離が長いということは不審である)。雖非目撃詳而問知 (目撃するにあらずといえども詳かにして問うて知る)。

然東界南四十駅許到耽摩立底国、寺有五六所時人殷富統属 (しかれども、東界の南に 40 駅ばかりしてタームラリプティ国に至る=東界はほぼ東の果てであつてベンガル湾に近いのであろう。したがつてその南とするのであろう=寺が 5、6 ヲ所あり、今は人で賑わい、富んでいる)。

東天此去莫訶菩提及室利那爛陀寺有六十許駅即是昇舶入海歸唐之処 (東の方に向かつて莫訶菩提=Mahābodhi すなわち現在のブッダガヤー。『南海寄歸伝』p.122、p.312=および室利那爛陀寺を去ること 60 ばかりの駅のところであつて、船に乗り海に入り唐に帰ったところである)。従斯兩月汎舶東南到羯荼国而此属仏逝 (室利仏逝は Śrīvijayai。) 舶到之時当正二月。若向師子洲西南進舶伝有七百駅、停此至冬汎舶南上一月許到未羅遊洲今為仏逝多国矣。亦以正二月而達停至夏半汎舶北行可一月余便達広府經停向当年半矣若有福力扶持所在則樂如行市如其宿因業薄到处実危若傾巢因序四辺略言還路冀通識者漸広知聞又南海諸洲咸多敬信人王国主崇福為懷此仏逝廓下僧衆千余学問為懷並多行鉢所有尋説乃与中国不殊沙門軌儀

悉皆無別若其唐僧向西方為聽誦者停斯一二截習其法式方進中天亦是佳也。
とされている。

これは東方の辺国について述べたもののようで、東方の境は「奔茶林」であるが、ここから東南に40 駅ほど行くと「耽摩立底国（タームラリプティ国）」に至る。ブツガヤやナーランダールからは東方60 駅ばかりのところで、ここは義浄が唐に向けて船に乗ったところとしている。『南海寄帰伝』によれば、義浄は行きは船で耽摩立底国に着き、帰りもここから船に乗ったようである。宮林昭彦・加藤栄司訳『現代語訳南海寄帰内法伝 七世紀インド仏教僧伽の日常生活』（法蔵館、2004）p.420 参照

(3) 渡瀬信之訳「中公文庫」p.043

[1-2] 以上を表にしてみると次のようになる。

なお『四分律』は上記のように「西方有国。山名一師梨仙人種山。方外便聽。北方有国。名柱。方外便聽如是諸方外」とするが、北方の「柱」は『パーリ律』の西方の‘Thūṇa’すなわち「柱」に相応し、他の律もこの音を移しているように考えられるから、この「北方」は「西方」の誤りであり、西方の「一師梨仙人種山」は『パーリ律』の北方の「Usiraddhaja 山」や他の「優尸羅山」「唵尸羅山」「Usiragiri」に相応するであろうから、この西方は北方であると解釈して、表ではそのように修正した。

文献	東方	東南方	南方	西方	北方
『パーリ律』	Kajaṅgala 町外の Mahāsālā	Sallavatī 河	Setakaṅṅika 町	Thūṇa バラモン村	Usiraddhaja 山
『四分律』	白木調国		静善塔	柱国	一師梨仙人種山
『五分律』	-		-	-	-
『十誦律』	伽郎婆羅聚落	(東北方) 竹河	白木聚落	住婆羅門聚落	優尸羅山の蒲泉薩羅樹
『僧祇律』	-		-	-	-
「皮革事」	奔茶林の奔茶水		摂伐羅仏底国の 摂伐羅仏底水	率吐奴・波率鄒 婆羅門村	唵尸羅山
梵文「皮革事」	Puṇḍravardhana 町 Puṇḍrakakṣa の森		Śarāvati 町	Sthūṇa・Upa- sthūṇaka 村	Uśira 山
「百一羯磨」	奔茶跋達那国の奔 茶各叉娑羅樹		摂跋羅伐底城の 摂跋羅伐底河	率吐奴・鄒波率 吐奴村	唵尸羅祇利山
「律撰」	奔茶林		摂伐羅伐底河	二率吐奴村	唵尸羅山
「毘奈耶頌」	奔茶跋達那の娑羅 樹		摂伐羅城	率吐奴村	唵尸羅山の答摩 娑畔那寺
『毘尼母経』①	羅多跋陀羅塔		-	-	無之羅毘羅山
『毘尼母経』②	羅睺跋陀塔		多奴	書毘陀楼陀	無至羅毘閣
Divyāvadāna	Puṇḍavardhana 町 の Puṇḍakakṣa 山		Sarāvati 町の Sarāvati 川	Sthūṇa バラモン 村	Usiragiri

[2] 中国と辺国をきめる中心点

以上のように、中国・辺国の定義は東西南北の地名を示している。この東西南北は「中国」から見ての東西南北であろうが、ある地点からということになれば、例えば名古屋は東京から見れば西であるが、大阪から見れば東となるように、方角はその中心点がどこかによって異なる。その中心点はこの規定が定められた場所という可能性もあるから、その仏在処を調査しておこう。

広律についてのみいえば、その仏在処は『四分律』「皮革鞞度」のみは王舎城とするが、その他の『パーリ律』「皮革鞞度」、『四分律』「皮革鞞度」、『十誦律』「皮革法」、『僧祇律』「雑誦跋渠法」、『根本有部律』「皮革事」はすべて舎衛城である。この規定の因縁は Ujjeni にいたソーナ・クティカンナ (Sona Kuṭṭikaṇṇa、あるいはソーナ・コーティカンナ *Soṇa Koṭṭikaṇṇa*) にかかわるものであり、われわれはこれを釈尊 65 歳＝成道第 31 年目のことであり、釈尊はこの年の雨安居を舎衛城で過ごされたと考えているから、この制定の場所は舎衛城と見てよいであろう。

また先述のように筆者はこの地点はあるルート上の 1 点と考え、そのルートにおいてはその地点より内側が「中国」で、その外側が「辺地」ということになるが、それでは一定の面積を持った範囲ということにはならないから、あるいはこれらの地点を結んだ四角形の内側を中国とし、この外側を辺地と考えるべきかもしれない。

しかし以下のような理由で、筆者はこの地点は中国ないしは舎衛城から東西南北の方向に向かって延びる道路上のある地点を示したものとする。その理由とは、

- ①「律蔵」には例えば「東方にカジャンガラ (Kajāṅgala) という聚落 (nigama) あり、その外にマハーサーラー (Mahāsālā) あり、これより外を辺地 (paccantimā janapadā) となし、これより内を中国 (majjhe) とす」と記されるのみであり、ここに上げられた地点と地点を結ぶ四角形の内側が中国、外側が辺地という表記の仕方ではない。
- ②正確な地図を持つ現在のわれわれとは違って、当時の人びとはここに上げられた地点と地点を結ぶ四角形というようなイメージは持ちえないであろう。
- ③『パーリ律』や『十誦律』は東南方あるいは東北方にも言及する。そうすると五角形ということになるが、このような地図上のイメージを持つことはさらに困難である。
- ④『根本有部律』「百一羯磨」の訳者である義浄三蔵は、その挾註において「中間遠近東西両界三百余駅南北二辺四百余駅」と書いている。少なくとも翻訳者の義浄は、この東西・南北をルートとして理解していた。
- ⑤厳密な理解が要求される「律蔵」において、地図上に描かれるいわば観念的な境界を設定するとは考えられない。もっとも 1 つのサンガのテリトリーを示す「界 (sīmā)」は、例えば東西南北にある岩とか樹木とか池などを直線で結んだ範囲を意味した。そのような意味では筆者の考えに反するが、これは目に見える次元のことであって、今ここで問題としている中国はとてつもなく大きな地域であり、まさしくインド地図レヴェルの問題である。②にも書いたようにこれには正確な地図を持っていなければならない。

⑥ある領域を示すためにはその目印はある長さを持つ川や山麓などが指標とされたはずである。確かに『パーリ律』では東南方の区切りはサーラヴァティー川、『十誦律』の東北方は竹河とされ、『根本薩婆多部律撰』と『根本有部律』「百一羯磨」の南方は撰跋羅伐底河あるいは撰跋羅伐底河とされているが、その他の方向の区切りに川が上げられることはない。また『根本有部律』「百一羯磨」や *Divyāvadāna* の南方には撰跋羅伐底あるいはサーラヴァティー (*Sarāvati*) という川が上げられるが、これは撰跋羅伐底城あるいはサーラヴァティー (*Sarāvati*) という都城の南にある川とされているから、この川は長さを持つ流域をさすのではなく1地点としての河を挙げたものである。とするならば『根本薩婆多部律撰』と『根本有部律』「百一羯磨」が撰跋羅伐底河あるいは撰跋羅伐底河を上げるのも同様の意味でなければならない。このように東西南北の区切りを一定の長さを持つもの——その典型が川である——によって示されるのなら、それはある面積を持つ一定の地域を示すということができるであろうが、律蔵の規定はこのように理解することはできない。

以上のように、「律蔵」のこの規定は中国あるいは舍衛城を中心として東・西・南・北あるいは東南方、あるいは東北方につながる道があって、その途中のある特定の地点を境界にして、その内側では十衆白四羯磨具足戒法で具足戒を与えるべきであり、その外側では持律五衆白四羯磨具足戒法で与えてもよい、などという意味であるとする事ができる。

[3] 辺国の地点は現在のどこに比定されるか

以上のように理解するならば、ここに上げられた地名がどこにあったかを考察することは、当時のルートを知るよすがとなるであろう。そこでここに上げられる各方向の地名が、現在ではどこに比定されるかを考えてみる。

[3-1] まず東方の標識である。

『パーリ律』は「カジャンガラ (*Kajāṅgara*) という町 (*nigama*) 」とし、『四分律』は「白木調国」、『十誦律』は「伽郎婆羅聚落」、『根本有部律』系は「奔茶林の奔茶水」「奔茶跋達那国の奔茶各叉娑羅樹」「奔茶跋達那の娑羅樹」とし、同じく『根本有部律』系の系統の *Divyāvadāna* は「*Puṇḍavardhana* 町の *Puṇḍakakṣa* 山」とする。このうち『十誦律』の「伽郎婆羅聚落」は『パーリ律』の「カジャンガラ (*Kajāṅgala*) 」をさす可能性があるが、『根本有部律』系の「奔茶林の奔茶水」はこれとは別の地名であると考えられる。

[3-1-1] まず *Kajāṅgala* であるが、『大唐西域記』の訳註者の水谷真成氏によれば、「羯朱嚙祇羅国」がこれに比定されている（訳註者は *Kajāṅghara* と綴る）⁽¹⁾。そしてここはもとは *Kāṅkjol* と呼ばれていた現在の Jharkhand 州 Sahebganj district の Ganga 河右岸にある *Rajmahal* に相当するとしている⁽²⁾。この「羯朱嚙祇羅国」は、『大唐西域記』ではマガダ国中のナーランダールの記述の後に東方へ向かい、伊爛拏鉢伐多国、瞻波国の記述の次に上げられ、中印度の境から東印度の境に入る2つ手前の国である。筆者は *Rajmahal* がもとは *Kāṅkjol* と呼ばれていたことを確認していないが、とりあえずわれわれもこれを採用しておく⁽³⁾。

なお *Avadānaśataka* (4) には、「律蔵」のような意味で使われているわけではないが *Kacaṅgalā* という地名を出している。

- (1) 『西域記』3 p.206
- (2) *Cunningham* p.478
- (3) われわれはこれによって *Kajaṅgala* を *Rajmahal* に比定したが、*Debarchana Sarkar* の *Geography of Ancient Literature* (p.072) は *Kankjor* は *Rajmahal* の真南の方向 16 マイルのところにあるとする。確かに *Rajmahal* から南に 17.8 マイル (28.6km) のガンジス河東岸 (右岸) に *Kankjol* (北緯 24° 47′、東経 87° 48′) という地がある。
- (4) II p.041

[3-1-2] 次に「根本説一切有部律」系の「奔茶林の奔茶水」「奔茶跋達那国の奔茶各叉娑羅樹」「奔茶跋達那の娑羅樹」「*Puṇḍavardhana*」であるが、『西域記』では羯朱嚙祇羅国の次に記される国は「**奔那伐弾那国**」であって、これが「*Puṇḍavardhana*」に相当する。

『西域記』はここで中インドを離れて、次の迦摩楼波国から東インドとしているから、まさしく「**奔那伐弾那国**」は東方の境界であったということになる。「*Puṇḍavardhana*」はあるいは『毘尼母経』①の「羅多跋陀羅」、『毘尼母経』②の「羅睺跋陀」にも相当するかもしれない。

水谷真成氏はこの**奔那伐弾那**すなわちパーリ語の *puṇṇavaddhana* (skt. *puṇṇavardhana*) を今の東パキスタン (現在のバングラデシュ) の **Rajshahi, Bogra 近辺** に当たる、としている (1)。Rajshahi は Ganga 河最下流の左岸にある町でバングラデシュ国にあり、その対岸はインドの西ベンガル州である。またもう一つの Bogra はさらに東にあって、北から南に流れる Jamuna 河の左岸にある。東経からいえば Rajshahi は Kolkata と同じくらいで、Bogra はさらに東である。ただし訳註ではこれが Rajshahi, Bogra 近辺に比定される根拠は示されていない。

なおカニンガムは Pubna あるいは Pobna を提案している (2)。Google map で調べると、Ganga 河が Jamuna 河と合流する地点の少し上流の左岸に Pabna という町があり、バングラデシュの Rajshahi Division に属する。カニンガムのいう Pubna あるいは Pobna はおそらくここをさし、『大唐西域記』の訳註者のいう Rajshahi に相応するであろう。

ところで先にも注意したように、『根本有部律』「百一羯磨」では四方の境界地を上げた後、これに続けて挾註を入れているが、それは東方の辺国について述べたもののようで、東方の境は「奔茶林」であるが、ここから南に 40 駅ほど行くと、「耽摩立底国 (タームラリプティ国)」に至るとしている。『南海寄帰伝』によれば義浄は行きも帰りも船を利用し、行きに着いたところも、帰りに出発したところも耽摩立底国であった。このような地理的条件を考えると、「奔茶林」はベンガル湾の間近にあったということになる。

以上から『根本有部律』やその系統の文献がいう東方の境界である「**奔茶跋達那**」すなわち「*Puṇḍavardhana*」は『大唐西域記』の訳註者が示すうちの Rajshahi division の Pubna (現在 Pabna と綴る) に比定しておく。

- (1) pp.313~4
- (2) I would propose Pubna, which is just 100miles from Kankjol and on the opposite bank of the Gauges, but its direction is nearly south-east instead of east. インターネット版 p.480

[3-1-3] 以上のように『パーリ律』のいう東方の境界であるカジャンガラ (*Kajaṅgala*) と、『根本有部律』やその系統の文献がいう東方の境界である「奔荼跋達那」すなわち '*Puṇḍavardhana*' とは、一つの地名の異称ではなく別の地名ということになる。

要するに『パーリ律』と『根本有部律』系では規定の中身が異なっているのであり、『パーリ律』は『根本有部律』や *Divyāvadāna* などよりも成立が早いことはいうまでもないから、仏教の伝播地域が時代が下るにしたがって次第に拡がり、これによって中国の範囲が拡がって、辺境にのみ許された特例の適用される範囲が東の方にずれたということをお話するのであろう。

なお「仏在処説処一覧—その他国篇【資料集 2-4】—」(1)によれば、*MN.152 Indriyabhāvā-s.* (2) と内容的にこれに対応する『雑阿含』282 (3) と *AN.010-003-028* (4) の仏在処は *Kajaṅgala* であり、また『増一阿含』030-003 (5) は満富城すなわち *Puṇṇavaddhana* を仏在処とする。もしこれらが史実であるとすれば、釈尊は実際に *Kajaṅgala* や *Puṇṇavaddhana* にも足を運ばれたことがあり(『増一阿含』の成立はやや遅く、『パーリ律』と『根本有部律』から推測される仏教の勢力範囲の拡大に相応するのかもしれない)、辺境の標識となっている地は、実際に釈尊が土地の状況や仏教の現況を实地検分された上で定められたのかもしれない(6)。とするならば、その他の方角の辺境の標識となっている地も、このような視点で考察しなければならないのかもしれない。

なお余談であるが、『西域記』は「五印度」の区分法を用いて、「北印度」「中印度の境」「東印度の境」「南印度の境」「西印度の境」という区分のもとに記述しているわけであって(7)、そうすると「五印度」の区分は、今ここで議論している「中国」と「辺国」が基礎となっているのかもしれない。

(1) 『モノグラフ』第15号 pp.595~7

(2) vol.III p.298

(3) 大正02 p.078上

(4) vol.V p.054

(5) 大正02 p.660上

(6) 釈尊が実際に行かれた土地でないとしても、少なくとも釈尊にその土地の情報がなければならぬ。またその土地が一般の出家比丘が知らないような土地では、規定としての意味はない。したがってここに定められた東西南北の辺境の指標となる土地は、一般にも知られ、認識されている土地であったと思われる。

(7) 『西域記』1 pp.294~304

[3-2] 次に南方である。

南方の辺国の指標は、『パーリ律』は「セータカンニカという町 (*Setakaṇṇikaṃ nāma nigama*)」とし、『四分律』は「静善塔」、『十誦律』は「白木聚落」、『根本有部律』系は「摂伐羅仏底国の摂伐羅仏底水」「*Sarāvati* 町の *Sarāvati* 川」などとする。パーリ語の '*seta*' は「白い」という意味であるから、『十誦律』の「白木聚落」は『パーリ律』の '*Setakaṇṇika*' をさすのかもしれない。

しかしむしろ『根本有部律』系の「摂伐羅仏底水」「*Sarāvati* 川」の方に注目すべきであろう。『パーリ律』は東南方の境界として「*Sallavati* 河」をあげ、これは「摂伐羅仏底水」「*Sarāvati* 川」に相当するであろうからである。

『パーリ律』のいう「**Sarāvati** 川」については **Debarchana Sarkar** は、「**Sallavati** あるいは **Salalavati** は明らかに **Divyāvādāna** のいう **Sarāvati** であり、この川は現在の Silai 川に相当し、この川は Chhotonagpur hills から流れて Dalkiser (**Dvārikeśvari**) と合流して Bankura と Midnapore district を通る **Rūpnārāyan** として流れ下る」⁽¹⁾ としている。Bankura district と Midnapore district はともに West Begal 州にある地域である。しかし「別の説ではそれを **Suvarṇarekhā** あるいは **Svarṇarekhā** に比定し、この川は Chhotonagpur hills から流れて Ranchi, Dhalbhum, Midnapore district を通って流れ下る」としている。Ranchi は Jharkhand 州にある district であるが、Dhalbhum は West Begal 州にある district である。したがってこれらは中国からみると確かに南東であるが、しかし南東というのは『パーリ律』のいうところであって、**Divyāvādāna** のいう **Sarāvati** 町の **Sarāvati** 川や『根本有部律』などのいう撰伐羅仏底国の撰伐羅仏底水は南方であるから、南方にしては東に寄りすぎている⁽²⁾。

南方はこの規定の仏在処である舎衛城の方から見ると、**Kosambī** ないしは **Bārāṇasī** の方角であるが、**Kosambī**、**Bārāṇasī** を通り越してさらに南の方向はヴィンディヤ山脈に突き当たる。したがってこの「南」は南道・北道というときの「南」をイメージしているのではなかろうか。とするならば、それは舎衛城から **Ujjeni** につながる道ということになる。この規定はそもそも **Ujjeni** に住んでいたソーナ・クティカンナがきっかけで、五衆白四羯磨具足戒が許されるべきことがそもそもの主題であったから、**Ujjeni** 方面の中国と辺国の境が明示されないわけではないであろう。とするならば **Sarāvati** という河や **Setakaṇṇika** という町は **Kosambī** から辺国の大都会であった **Ujjeni** に行く道の途中にあったのではなかろうか。

としても **Sallavati** 川や **Setakaṇṇika** を現在のどこに比定すべきか皆目見当がつかない。ちなみに **Malalasekera** も **Setakaṇṇika** については ‘A villige forming the southern boundary of **Majjhimadesa**’ とするのみである⁽³⁾。

しかしながらこれが **Ujjeni** と **Kosambī** を結ぶ道の途中にあったとすると、**Suttanipāta** のパーヴァリンの弟子たちが通った道と重なる。**Suttanipāta** ではその中間には **Vedisa** という町があったとされるから、この近くに **Sallavati** という川があって、**Setakaṇṇika** という町があったのかもしれない。われわれはこの **Vedisa** は現在の Madhya Pradesh 州の Vidisha に比定しており、この町の側を Betwa 川という川が流れているから、あるいは南の境界はこの辺りだったのかもしれない。ここはちょうど **Kosambī** の方から来ると Vindhya 山脈にかかる手前である。

(1) *Geography of Ancient Literature* p.073

(2) シカゴ大学の歴史地図 (p.019 地図 b) は、**Debarchana Sarkar** のいうあたりに **Salalavati** 川を描いているが、? マークをつけている。

(3) vol. II p.1277

[3-3] 次に西方の辺国の境界である。

『パーリ律』は「トゥーナというバラモン村 (**Thūṇaṃ nāma brāhmaṅgāma**)」とし、『四分律』は「柱国」、『十誦律』は「住婆羅門聚落」、『根本有部律』系は「鞞吐奴・波鞞邸婆羅門村」「**Sthūṇa** バラモン村」などとする。『パーリ律』と『根本有部律』系はよく一致し、前述のようにパーリ語の ‘**Thūṇa**’ は「柱」の意味であるから、『四分律』の

「柱国」とも一致する。『十誦律』は「住婆羅門聚落」とするが、この「住」は「柱」の誤記かもしれない。

Ganga 河流域地方を中心として西方はインド砂漠（タール砂漠）であるから、この砂漠を貫通する道があったとは考えられない。もしこの規定の仏在処である *Sāvattthī* を中心として西方とすれば、これは *Madhurā* を経由して *Takkasilā* までつづく道しか考えられず、おそらく *Madhurā* の北方向にあった聚落であろう。いずれにしても原始仏教時代においてさえ「聚落」とするのであるから、現在の地名に比定することは難しいであろう。

しかし B. C. Law の *Geography of Early Buddhism* によると、「*Thūṇa* はいかなる学者によっても比定されていない」としつつ、S. N. Mazumdar が Cunningham の *Geography of Ancient India* の Introduction の部分で、現在の Haryana 州の *Sthāniswara* (Thanesar) に比定していることを紹介している⁽¹⁾。現在の Thanesar はヒンドゥー教の重要な巡礼地となっている。ここは『大唐西域記』の「薩他泥湿伐羅国」に比定されるところで、『大唐西域記』では中インドの境界の最初の波理夜咄羅国 (Bairat) に入ってから秣菟羅国 (Mathura) を経由してその次に記されているが、方角としては秣菟羅国の真北に位置する（「『大唐西域記』玄奘紀行図」参照）。したがって地理的にはここが中インドと北インドの境界と理解してもよさそうであり、*Thūṇa* は Thanesar と音が近いから、とりあえずここに比定しておきたい。

(1) p.034. また I. B. Horner の *Vinaya* の英訳 *The Book of the Discipline* の p.266 の註 (8) 参照。

[3-4] 次に北方の辺国の境界である。

『パーリ律』は *Usīraddhaja* 山とし、『四分律』は「一師梨仙人種山」、『十誦律』は「優尸羅山の蒲泉薩羅樹」、『根本有部律』系は「唵尸羅山」「*Usīragiri*」とし、すべてがよく一致する。舎衛城そのものがヒンドゥスタン平原の北限に近いところに位置するのであるから、その北が山であるのは当然である。

これについても B. C. Law の *Geography of Early Buddhism* は、「Roy Chaundhuri は、これは *Usīragiri*、Roy Chaundhuri は *Kathāsaritsāgara* に記されている *Usīnaragiri* で *Kaṅkhal* の北にある山である」という説を紹介している⁽¹⁾。この山は現在の Uttarakhand 州北部の都市 Haridwar (北緯 29° 56′、東経 78° 09′) の北に位置する。Haridwar は Ganga 河の上流にあり、ヒンドゥー教の聖地である Rishikesh の入り口となる町である。*Sāvattthī* の真北にはすぐ近くにヒマラヤ山脈が迫っているのであるから、そういう意味では Ganga 河の源流に近い Haridwar 方面が北方のカシミールまでつながる門口になり、北の辺境地への出口であったということは感覚的にも納得できる。

しかしながら西方の辺国の境界地に比定される Thanesar はこのすぐ近くにあり、東西南北の四方の辺境の指標を示した地名としては西と北があまりに近すぎるようにも考えられる。しかし辺境としてあげられた地名が四角形を構成する 4 点でなく、東西南北に伸びるルートの一点であるとすれば、このようなこともありうるのであろう。

(1) p.34

[3-5] 以上、東西南北の辺地の標識となる地名を、中国ないしはこの規定の仏在処である舎衛城につながるルート上にあったと考えたうえで、現在の地名に比定してきた。

これによれば「律蔵」の中国と辺国の境界の指標地は、東西と南北に繋がる幹線道路の一地点であったということがわかる。次節の【8】「インド古典に記されたルート」を先取りすることになるが、すなわち東の境界は『インド誌』のいう「王の道」の東端の *Kajaṅgala* ないしは *Puṇṇavaddhana* であり、西の境界はこれまた「王の道」が *Takkasilā* に至るその中間の、現在の *Delhi* の近くであり、そして南の境界は前節に書いた「南道」が *Kosambī* から *Ujjenī* に至るその中間であり、北の境界は *Ganga* 河の源流の *Haridwar* あたりであったということになる。ただしこの北方はおそらく「北道」とは関係がなかったであろう。「北道」は *Takkasilā* 方面に繋がっていたのであるから、むしろ「王の道」の西北インド部分と重なっていた。これに対して純然たる北方はヒマラヤ山脈に突き当たるのであるから、*Haridwar* あたりが幹線道路の重要な地点であったとは考えられない。

[3-6] 余談であるが、前節にもふれたようにアヴァンティ国の首都であった *Ujjenī* は、*Kosambī* を首都とするヴァンサ国はもちろん、*Sāvattihī* を首都とするコーサラ国、*Rājagaha* を首都とするマガダ国とも日常的で密接な通商関係を有していた。*Ujjenī* はまさしく「南道 (*Dakkhiṇāpatha*)」を代表する大都市であった。そういう意味では文化的にも経済的にも、*Ujjenī* はけっして辺国ではなかったはずである。

また西北の辺国に向かう幹線道路の先には *Takkasilā* があった。医師ジーヴァカがここに留学したように *Takkasilā* も原始仏教時代からの大都市であって、西方世界とつながっているがゆえに、文化的・経済的にはむしろ舎衛城や王舎城よりも発展していたはずである。しかしここも仏典では辺国に位置づけられるわけである。

要するに「律蔵」のいう「辺国」はけっして文化果つるところではなく、文化的・経済的には「中国」よりもより発展していたところもあったが、しかし「持律五衆白四羯磨法」制定の因縁が物語るように、釈尊の時代には仏教が十分に浸透していなかったから比丘が少なく、また生活習慣が異なっていたということを表わすにすぎない。すなわち仏教の勢力圏からする仏教中国の範囲は、残念ながら当時のインドの範囲よりもずっと小さかったということになる。しかし東方の境界が『根本有部律』が作られた時にはより東にずれていたように、時代が下れば仏教中国の範囲はついには西北インドや東南アジア各地域にまで広がることになった。

[4] 「経蔵」における中国と辺国

なお本論文の主題と直接に関連するのではないが、ついでに「経蔵」に用いられている中国と辺国を検討しておく。

[4-1] いずれも後期の原始仏教文献（われわれの用語では B 文献）であるが、ブッダは中国に生まれ、辺国には生まれないとされる。

Nidāna-kathā (*Jātaka* vol. I p.049) : 諸仏は 3 つの洲には生まれない。ただ閻浮提のみに生まれる。またその中国 (*Majjhimadesa*) に生まれる。中国というのは、東はカジャンガラ (*Kajaṅgala*)、マハーサーラー (*Mahāsālā*) の内側、東南はサララヴァティーという川 (*Salaḷavatī nāma nadi*) の内側、南はセータカンニカという町

(Setakaṇṇikan nāma nigama) の内側、西はトゥーナという婆羅門村 (Thūṇan nāma brāhmaṇagāma) の内側、北はウシーラッダジャという山 (Usiraddhajo nāma pabbata) の内側である。これが律蔵の中に説いてある国 (padesa) であって、長さは 300 由旬、幅が 250 由旬、周囲が 900 由旬である (1)。

『根本有部律破僧事』(大正 24 p.106 中) : 我(菩薩)今彼の**中天竺国**に生まる。何をもつての故に。若し**辺地**に生ずれば或いは時に有情の我を誹謗するが故なり。

『出曜経』(大正 04 p.717 下) : 仏の世に興出するはかならず閻浮利地にあり、**中国**に生じ**辺地**に在らず。

『方广大莊嚴経』(大正 03 p.541 下) : 菩薩は**辺地**に生ぜず。**辺地**人は頑鈍にして根器あることなく、羶羊の善と不善の義を知ることができないがごとくであるからである。この故に菩薩はただ**中国**に生じる。

Lalitavistara (外蘭 p.306、訳 p.729) : 菩薩は**辺境の国土** (pratyantajanapadeṣu) にして、その人民が遅鈍かつ暗愚で、羊のごとき唾の類に属し、善説と悪説の義を知ることができないようなところには生じない。菩薩は**中央の国土**に (madhyameṣu janapadeṣu) 生じる。

『衆許摩訶帝経』(大正 03 p.938 中) : 二に国土を観じる。その国が最上殊勝であり、上味の甘蔗、香美の稲米、肥力の大牛あって、貧乞および闘争がなければ、このような国土を名づけて**中国**となし、私はすなわち往って生まれる。どうして今却って**辺地**に生まれようか。

このようにブツダ(菩薩)は中国にしか生まれないのであるが、*Nidāna-kathā*はこのブツダの生まれる中国は「律蔵」の定義する中国と理解している。

(1) これは「律蔵」の中国・辺国の定義を踏襲したものであるが、長さや幅や周囲をいうところを見ると、ここではこれらの地点と地点を結んだ四角形(五角形?)の範囲を中国と呼び、その外側を辺国と呼ぶと解釈していたことになる。ただし長さが 300 由旬、幅が 250 由旬なら、これが正四角形であるとするとも周囲は 1,100 由旬になるがここでは 900 由旬とするから、楕円形をイメージしていると考えられる(ただし円として計算している)。

[4-2] ブツダが中国にしか生まれないということに関係するのであろうが、仏道修行に適した地域は中国とされる。これには原始仏教聖典も含まれる。

『長阿含』010「十上経」(大正 01 p.053 中) : 云何が四成法なりや。謂く四輪法なり。

一は**中国**に住し、二は善友に近づき、三は自ら謹慎にして、四は善本を宿植す。

『長阿含』011「増一経」(大正 01 p.057 下) : 云何が四成法なりや。一は**中国**に住し、

二は善友に近づき、三は自ら謹慎にして、四は善本を宿植す。

『仏為首迦長者説業報差別経』(大正 01 p.891 中) : あるいは業ありてよく衆生をして**辺地**の報を得せしむ。あるいは業ありてよく衆生して**中国**の報を得せしむ。……業あってよく衆生をして**辺地**の報を得せしむとは、もし業あって仏法僧において浄持戒人および大衆の所において増上心ならずして施し、この善根をもって**辺地**に生ぜんと願う。この願をもつての故に**辺地**に生じ浄不浄の報を受く。また業あって衆生をして**中国**の報を得せしむとは、もし業をなす時仏法僧において清浄にして戒をたもち、梵行人の**辺**、および大衆の所において増上心を起こし、殷重に布施す。この善根をもって決定して求めて**中国**に生まれ、還りて仏に値い、正法を聞かんと発願し、上妙清浄

の果報を受く。

『増一阿含』048-001 (大正 02 p.786 上) : 慈仁あることなく、若し衆生あって邪見を行ぜば三悪道を種え、若し人中に生ずれども**辺地**に在り、**中国**に生ぜず。

Kathāvatthu (p.099) : **辺地** (*paccantimesu janapadesu*)、夷狄中に無知中に (*milakkhesu aviññātāresu*) 梵行住なく、**中国**に (*majjhimesu janapadesu*) 梵住あり。

以上のように中国はよく仏道を行じる環境にあり**辺境**はそうではない。したがって修道の目的を成就するためには中国に生まれなければならない。

[4-3] 以上のように中国は仏道修行に適した地域であるから、中国に生まれることを願わなければならないが、この中国に生まれることは難しいとされる。これが大地の土の量に比べて爪の上の土の量が極めて少ないことに喩えられる。

SN.012-062 (vol.V p.466) : 世尊は爪の上に少しばかりの土をのせて、「比丘らよこの爪の上にのせた土と大地とはどちらが多いか」と尋ねられた。そして「このように**中国**に (*majjhimesu janapadesu*) 生まれ変わる衆生は少なく、**辺地**の (*paccantimesu janapadesu*) 無知の夷狄中に (*aviññātāresu milakkhesu*) 生まれ変わる衆生は多い」と説かれた。

『雑阿含』442 (大正 02 p.114 中) : 甲上の土のように衆生が人道にあるもまさにそのようである。大地の土のように非人にあるもまさにそのようである。甲上の土のように衆生が**中国**に生まれるのもまさにそのようである。大地の土のように**辺地**に生まれるのもまさにそのようである。

もちろんその他の表現もある。

『出曜経』(大正 04 p.725 中) : 人身は得難く仏世に遇い難し。生まれて**中国**に値うも亦た復た遭い難し。

『出曜経』(大正 04 p.751 上) : 希有なるは衆生の**中国**に生まれることである。

また仏に会って仏道修行ができない所あるいは時期として8項目、あるいは9項目 (DN. vol. III p.264) が上げられることがあり、この中に中国はそれに適したところ、**辺地**は適しないところという意味を読み取ることができる。

AN.008-029 (vol.IV p.225) : 梵行住に8の難・非時あり。8の難・非時とは、①如来が生まれても地獄に生まれる、②畜生に生まれる、③餓鬼道に生まれる、④長寿天に生まれる、⑤**辺国**の無知の夷狄中に (*paccantimesu janapadesu*) 生まれる。⑥**中国**に生まれて (*majjhimesu janapadesu*) も邪見がある、⑦**中国**に生まれても義を知ることができない、⑧如来が出現しない時に**中国**に生まれ慧がある、である。

『長阿含』010「十上経」(大正 01 p.055 下) : 八不閑ありて梵行を修するを妨ぐ。八不閑とは、①地獄中に生まれる、②畜生中に生まれる、③餓鬼中に生まれる、④長寿天中に生まれる、⑤**辺地**の無識無仏法処に生まれる、⑥**中国**に生まれても邪見あって顛倒心を抱く、⑦**中国**に生まれても聾盲瘖啞にして聞法できない、⑧**中国**に生まれても仏に値えない、である。

『中阿含』124「八難経」(大正 01 p.613 中) : 八難八非時がある。八難八非時とは、①仏が世に在る時に地獄中に生まれる、②畜生中に生まれる、③餓鬼中に生まれる、

④長寿天中に生まれる、⑤**辺国**夷狄中に生まれる、⑥**中国**に生まれても聾啞である、⑦**中国**に生まれて聾啞でなくとも邪見顛倒の見がある、⑧**仏**が不在の時に**中国**に生まれて聾啞でなく正見不顛倒の見があって自知自覚して自ら作証成就して遊ぶ、である。

『増一阿含』042-002（大正02 p.747下）：八不聞時節がある。八不聞時節とは、①**仏**が世に在る時に地獄中に生まれる、②畜生中に生まれる、③餓鬼中に生まれる、④長寿天上に生まれる、⑤**辺地**に生まれる、⑥**中国**に生まれても六情が不完具である、⑦**中国**に生まれて六情が完具していても邪見がある、⑧**仏**が世にない時に**中国**に生まれて六情が完具しており、正見がある、である。

『出曜経』（大正04 p.653上）：善心を起こすことができない八無閑として、①喪難に遭い親族が死亡する、②地獄に生まれる、③餓鬼に生まれる、④六天に生まれる、⑤**辺地**の夷狄に生まれる、⑥**中国**に生まれても手脚具わず六情が完全でない、⑦**仏**後に五無間処に生まれる、⑧**仏**が出ても邪見を起こし三宝を信じない。

なお以下にも「八難の処」などのような語句が用いられている。それが細説されていないので、同じ内容をいうのかどうか不明であるが、中国と辺地が対称的に使われており、その使い方は先に紹介したものと趣を一にするので紹介しておく。

『増一阿含』043-002（大正02 p.757上）：どのように発願すべきでしょうか。世尊は説かれた。発願の時に我は今此八関斎法をもって、地獄・餓鬼・畜生に墮す莫れ、また八難之処に墮す莫れ、**辺境**に処す莫れ。……**中国**中に生じて善法を聞き、分別思惟して法法成就し……。

『出曜経』（大正04 p.764上）：邪見を習わざる者は天上に生まれ、人中に処しては**中国**に在り、**辺地**八不閑処に在らず。

[4-4] 文化・経済の中心地を中国とする用例も存する。この場合は必ずしも辺国と対称的に用いられているわけではないが、中心から離れた地域を辺国とする認識があったと考えてよいであろう。

『根本有部律』（大正23 p.631下）：商主に子が産まれた。父が児の親族に言った。「此の児にどのような名をつけようか。**中国**の法にしたがえば、生まれた子の儀容が端で人が観て楽しまされるような者には孫陀羅難陀と名づける」と。そこで親族たちは相談して、この商主難陀の子に孫陀羅難陀という名をつけた。

『根本有部律』（大正23 p.671上）：東西南北からやってきた童子らが「智慧は東方に出、両舌は西国に在り、敬順は南国に生じ、悪口は北方に居す」などと話し合っていた。そして中国はどうかと中国からやってきた童子に聞いた。童子は「我が**中国**は特に諸方に勝れ、甘蔗・香稻・果実充足し、畜産豊饒、快樂安穩にして人物繁多にしてみな慈濟を重んじ、聰明福德にして技芸は人に過ぎ、殞伽河の有りて吉祥清潔にして、河の兩岸において水は平流し、十八処あって仙人住止し、各々大精苦して現に昇天を得る」と答えた。

『出曜経』（大正04 p.658上）：旃檀・木櫛は**中国**に貴ばれ、**辺土**には無し。

『出曜経』（大正04 p.658上）：当に大報を獲べきこと種えて実を獲るがごとし」とは、後に天人自然の福を受け、顔色従容として、恒に**中国**に処し**辺境**に在らず。……

『出曜経』(大正04 p.756下)：眷族は成就し、**中国**に処在して邪僻に在らず。この故に説いて、「設し当に生を託すべきの処は彼の家必ず慶を蒙るなり」という。

『仏本行集経』(大正03 p.678下)：此等は並びにこれ**中国**の王なり。またさらに別に**辺地**の国に邪見の諸王あり。

[4-5] もちろん上記のような価値判断を伴わず、単に地理的にみて中国と辺国をいう場合もある。

サンガにおいて受具足戒を請うたり、あるいは捨戒を請うたりする時には、自分の意思を身体あるいは言葉によって表明して、これがきちんと受け取られなければならない。例えば捨戒したい時には、中国語を話す人が辺地語を話す人の前で、あるいは辺地語を話す人が中国語を話す人の前で「捨戒したい」と言っても、それが了解されなければ捨戒したことにならないとされている。もっとも中国語を話す人が中国語を話す人の前で、あるいは辺地語を話す人が辺地語を話す人の前で、「捨戒したい」と言っても了解されなければ捨戒したことにはならないとされているから、意思の疎通ができないことはいつでも起こりうることであるが、中国語を話す人が辺地語を話す人の前で表明したり、辺地語を話す人が中国語を話す人の前で表明したりする場合は、了解されない割合が格段に高いであろう。

このことは、『パーリ律』「波羅夷001」⁽¹⁾、『十誦律』「波羅夷001」⁽²⁾、『十誦律』「比丘誦」⁽³⁾、『五分律』「波羅夷001」⁽⁴⁾、『四分律』「波羅夷001」⁽⁵⁾に説かれている。

また波羅夷罪の第4条「大妄語戒」や『パーリ律』でいえば波逸提第7条の「未受具足戒者に上人法があると説く罪」などでは、中国語を話す人が辺地語を話す人に説き、辺地語を話す人が中国語を話す人に説いて、相手に理解されない場合は罪一等が減じられるとされている。この反対に人を侮辱する場合も同じである。このようなことは、『僧祇律』「波羅夷004」⁽⁶⁾、『僧祇律』「単提092」⁽⁷⁾、『十誦律』「問波夜提事之一」⁽⁸⁾、『薩婆多部毘尼摩得勒迦』⁽⁹⁾などに説かれている。

なお『清浄道論』⁽¹⁰⁾には「四無礙解(義無礙解、法……、詞……、弁……)」の解説のなかで、「一切有情の根本語なるマガダ語を自性語となす」とし、地方語を獲ることは無礙解の縁であるとして、「地方語(*desa-bhāsā*)とは101の言語に精通するなり。特にマガダ語に巧みなることなり」と解説している。マガダ語も地方語には違いないのであるが、特にマガダ語が尊ばれていたことがわかる。

ただし「比丘らよ、仏語を雅語に転ずべからず。転じるものは悪作に出す。比丘らよ、各自の言辞をもって仏語を学ぶことを許す(*na buddhavacanam chandaso āropetabbam. yo āropeyya, āpatti dukkaṭṭssa. anujānāmi sakāya niruttīyā buddhavacanam pariyāpuṇitum*)」

⁽¹¹⁾とされていることも承知しておかなければならないであろう。

(1) vol.Ⅲ p.027

(2) 大正23 p.002 中

(3) 大正23 p.410 上

(4) 大正22 p.004 中

(5) 大正22 p.571 中

(6) 大正22 p.261 下

(7) 大正22 p.337 中

- (8) 大正 23 p.392 上
- (9) 大正 23 p.620 中
- (10) pp.441～2
- (11) 『パーリ律』 「小事毘度」 vol. II p.139

[4-6] 具体的な国名・地名が中国と表現されることがある。引用した文章の最後に中国とされる具体的な名を記しておいた。

『薩婆多毘尼毘婆沙』 (大正 23 p.538 上) : (阿蘭若処を解説する中で) 四百弓は摩竭国は一拘屡舎にして北方においては半拘屡舎なり。中国は地平らなるがゆえに近きなり。北方は山陵高下するがゆえに遠きのみ。また云う。中国多風にして遠くば則ち鼓声を聞かず。近ければ則ち之を聞く。是の故に近きのみ。北方は風少なく、遠くに鼓声を聞く。この故に遠き也。南北に遠近ある所以は鼓声を聞くに遠近有るをもつての故なり。=マガダ

『根本有部律』 (大正 23 p.864 上) : そのとき一壮士が南方から**中国**に人の拵力(相撲のこと)するを求めてやってきて室羅伐城に至った。=Sāvattḥī

『賢愚経』 (大正 04 p.398 上) : その時南方に国があつて金地といった。王が崩じて太子が国を継ぐと国が大いに栄えた。しかし中国とは交通がなく、たまたま商人がやってきて四端細氈を王に献上した。それが甚だしく好いので王はこれはどこに産するかと尋ねた。商人は中国ですと答えた。王はその**中国**というのどこかと尋ねた。羅悦祇といい、また舍衛といいますが、其数は衆多で具には説くことができません、と答えた。=Rājagaha、Sāvattḥī その他

『根本有部律雜事』 (大正 24 p.353 上) : ある商主が多くの賄貨をもつ五百人の商人を将いて、南して中国に往こうとする時、毎に諸人に対して女色を厭えと説いた。そうして漸次に遊行して婆羅痾斯に至った。=Bārāṇasī

『僧祇律』 (大正 22 p.493 中) : 爾の時中国に都て七百の僧が有つて集まり、……七百の僧が毘舍離の沙堆僧伽藍に集まった。=Vesālī

以上からすると、マガダ国 (Rājagaha)、コーサラ国 (Sāvattḥī)、カーシ国 (Bārāṇasī)、ヴァジジ国 (Vesālī) などは「中国」として認識されていた。なお菩薩は国土を觀察して、中国に生まれるとして Kapilavatthu に生まれたのであるから、釈迦国も中国ということになる。

[4-7] ただし「中国」という語感と「大国」という語感は重なるものではない。例えば【論文 19】「コーサンビーの仏教」⁽¹⁾において調査したように「四大国」の中には辺国に配属されるアヴァンテイ国 (Ujjeni) が含まれ、また【資料集 2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—その他国篇」の [付 1] に示したように、「十六大国」の中にはアヴァンテイ国 (Ujjeni) やガンダーラ国などが含まれている。

(1) 『モノグラフ』第 14 号に掲載

[4-8] 以上、本縁部の経典も含めながら、原始仏教聖典のなかでの中国と辺国という言葉の使用例を調べてきた。網羅的に調査したものではないので、たくさんの漏れはあるであろうが、しかしこれによって大体の傾向を探ることは許されるであろう。

そもそも「中 (majjhima)」は「真ん中」、「辺 (paccantima)」は「はしっこ」という

意味であるから、「中」は単に地理的な中央を意味し、「辺」は地理的な周辺を意味するのみでなく、中国人の中華意識に似て、「中」には勝れている、「辺」には劣るという価値判断的な感覚が含まれているといえるであろう。現代の日本語では「中央」に対する「地方」という言葉が一種の差別語として理解されているのと同様である。

しかしながら文化的・経済的な要素も含めて客観的にインド亜大陸全体を眺めたときには、必ずしもそれは正しくないことがわかる。たとえば先の辺国に含まれるガンダーラ地方にあった *Takkasilā* は医師ジーヴァカがそこに留学したように非常に進んだ文化を有していたし、これまた辺国に位置づけられるアヴァンティ国の *Ujjeni* は四大国に数えられるように睥睨すべからざる力を有していた。またその西のアラビヤ海に面する港町は西洋に門戸を開くとともに、豊富な海産物によってこれまた先進的な地域であったと考えられる。すなわち原始仏教時代にも、Ganga 河流域地方は先進的かつ文化的・経済的に繁栄していて、辺国とよばれるその周辺地方は未開で文化果つるところであった、というわけではなかったということである。

それにもかかわらず原始仏教聖典においてはヒンドゥスタン平原の Ganga 河流域が「中国」として尊ばれ、それ以外は「辺国」として蔑視されるという傾向が生じたのは、一にたまたま釈尊が中国に誕生し、活動して仏教が盛んとなったという点にあったといえるであろう。だから中国に住む住民は文化的で幸せな生活を享受し、辺国に住む住民は非文化的で不幸せな生活を余儀なくされているという偏見も生んだのである。

しかしながら原始仏教時代をすぎてマガダに強大なマウリヤ帝国が生まれてからは、文化的にも経済的にも、そしてもちろん政治的にも Ganga 河流域地方がインド亜大陸の中心となった。『インド誌』も『実利論』もそれを反映しているのである。

【8】インド古典に記されたルート

本稿は「原始仏教時代の通商・遊行ルート」を表題とする。「原始仏教時代」とは換言すれば「釈尊時代」ということになるが、このような曖昧な表現を避けるとすれば、「原始仏教聖典による」ということになる。インド古代の諸文献の中で、もっとも釈尊の時代あるいはもう少し範囲を拡げれば原始仏教時代のもっとも豊富な通商・遊行ルートのデータをもつのが原始仏教聖典であるという認識のもとに成り立っているわけである。

そのなかでも長い距離の、経由地を各駅停車的に記録しているという意味で、「原始仏教聖典における通商・遊行ルートの三大データ」と呼んでよいのは、第1に *Suttanipāta* の第5章 *Pārāyanavagga* に記されるバーヴァリン (Bāvarin) の16人の弟子たちが Godhāvārī 川の岸辺から釈尊を求めて王舎城まで旅したルートのデータであり⁽¹⁾、第2は「律蔵」波羅夷罪第1条の釈尊が Verañjā から Vesālī まで遊行したルートのデータであり⁽²⁾、第3は『涅槃経』に描かれる入滅直前の釈尊が王舎城から Kusinārā まで遊行したルートのデータである⁽³⁾。

これらはすでに【2】において紹介したのでここには繰り返さない。ここにインド古典というのは原始仏教聖典以外の古典という意味である。

- (1) 【2】の基礎データの [9-①]-01 を参照されたい。
- (2) [6-⑤]-01、[3-⑥]-01、[3-⑦]-01 を参照されたい。
- (3) [8-①]-01、[7-①]-01~04、[6-②]-01、[6-③]-01、[4-⑩]-01 を参照されたい。

[1] 『インド誌』の記すルート

そのひとつが『インド誌』であって、ここには次のような記述がある。

西から東へパリンボトラ（原訳者註：パタリプトラ）市にいたる長さの方は彼の記述によると、「スコイノス」〔単位〕で測った結果は——王の道が走っているからのことだが——、延長およそ1万スタディア〔約1,776キロメートル〕になるのである。それから先のことになるのはもう、それ程正確ではない。ただ俗に言われるところを記録してきたかぎりのひとは、大洋に突き出ている岬の部分もふくめ、〔奥行きはさらに〕およそ1万スタディアに及ぶと伝えている。そうなるインドの〔東西の〕長さは実に、約2万スタディア〔約3,552キロメートル〕にも達することになるだろう。三-4~5 (p.234)

このなかの「王の道」について、訳者の大牟田章氏は「rājamarga (ママ) あるいは rājapatha. ストラボン (15・1・11 (689)) 所引のメガステネス (F.6c) によれば、マウリヤ朝時代、王都パタリプトラと北西地方、おそらくはインドス川渡河地点 (アトック) とを結んで建設された公道。里程が計測されて道標、宿駅の制も整備されていた」と註記している⁽¹⁾。

Attock はパキスタンの Panjab 州 Attock district にあり、Taxila から西約 40km ほどのところである。したがってチャンドラグプタ時代には Patna から Taxila あたりまで「王の道」が走っていたということになる。『インド誌』の作者は、東の方については「それから先のことになるとこれはもう、それほど正確ではない」というから、道路をふくめてよく解らないということであろうが、この王の道はさらに東に伸びていたのである。

管見するところ、インド古典にはこれ以外に具体的なルートに関する記述は見いだせない。

(1) 下・p.389

[2] 『実利論』の記すルート

『実利論』には、「北路」と「南路」が記されている。

[2-1] これも本来は具体的な道をさしたようであるが、bahu-vrihi 的にぼんやりと「南の地域」「北の地域」を意味しているようにも見える。

陸路の場合は、「ヒマラヤ路 (haimavata 北路) の方が南路 (dakṣiṇāpathā) よりもすぐれている。象・馬・香・象牙・銀・金のような商品は、非常に高価であるから」と学匠たちは述べる。VII-12-116-(22)

「それは正しくない」とカウティリヤは言う。VII-12-116-(23)

毛布・皮・馬のような商品を除けば、螺貝・ダイヤモンド・宝珠 (マニ) ・真珠・金などの商品は、南路においてより豊富であるから。VII-12-116-(24)

南路の場合も、多くの鉱山があり、高価な商品があり、周知のルート (prasiddhagati) であり、わずかな出費と労力しか要しない商路の方がすぐれている。あるいは、低価の商品しかなくとも、多くの市場のあるものがすぐれている。VII-12-116-(25)

という。「北路」は 'haimavata' と表現されているからヒマラヤ山麓に至る道であろうが、実際にどのようなルートを指しているのかわからない。しかしこの記述はマウリヤ帝国の首都 Pāṭaliputra が中心となっているとすれば、Pāṭaliputra からヒマラヤ山麓に至る道ということになるであろう。

同様に「南路」もよくわからないが、螺貝や真珠など海に産する貴金属が取り上げられているところをみれば、アラビア海の沿岸の町と Pāṭaliputra を結ぶ道と解釈することができるかもしれない。

また、

東西の商路 (pūrva paścima ca vaṇikpatha) も、これに準じて説明される。VII-12-116-(26)

とするから東南を結ぶ道もあったことはいうまでもない。これは前項に書いた『インド誌』の「王の道」に相当するかもしれない。またこの東西は Pāṭaliputra を中心としているのであろうから、この道は Pāṭaliputra よりも東にまでつながっていたことになる。

[2-2] この北道と南道をいうものであるかどうかかわからないが、ロミラ・ターパルの『国家の起源と伝承』のなかには次のように記されている。

「北道はヒマラヤ山脈沿いの道で、後にガンダック河に沿って南下する道となった。これ

に対して**南道**はヴィンディヤ山脈のいくつもの支脈をヤムナー河・ガンジス河の南岸に沿って通じている道で、パータリプトラ辺りでこの2本は交わった」⁽¹⁾とする。

この記述では南道がどのようなルートであったかイメージすることができないが、他の箇所には、「ダクシナーバタ、すなわちウッジャインを通過して南下する『南道』については、ナルマダー川近くで分岐すると見る説とプラティシュターナ（パイタン）まで延長されていると見る説があるが、いずれにせよガンジス河と西海岸とを連結する目的をもつものであった」⁽²⁾とされているから、著者は南道とはヤムナー河・ガンジス河の南岸に沿って、ウッジャインを通り、アラビヤ海の方に通じている道と理解していたのであろう。そうとすれば南道は『インド誌』のいう「南道」と一致するといつてよいであろう。なお西海岸にはブリグカッチャ（パールカッチャ）港とソーパーラ港があったとしている⁽³⁾。

ロミラ・ターバルが北道は、「後に Gandak 河に沿って南下する道となった」とする「後に」がいつのことかわからないが、前項に記したように『インド誌』の北道はパータリプトラに通じていなければ意味がないとすれば、『インド誌』の北道は舍衛城あたりからヒマラヤ山脈の山麓沿いに東行し、Gandak 河にぶつかるところで南下するルートということになるであろう。

(1) p.097. ほかの箇所 p.135 にも同趣旨のことが書かれている。

(2) p.137

(3) p.136

【3】中国求法僧の旅ルート

次にインド古典とは呼べないが、中国の求法僧の旅行記も調べておこう。

[3-1] まず第1には『高僧法顕伝』に記されている法顕のインド求法のルートを紹介する。ただしここにはこの論文が主題とする範囲しか扱わない。またここには東西南北の方角やら距離やらが記されているが、ここには地名のみを掲げる。地理的關係については『東洋文庫』の p.138 と 139 の間に地図が差し込まれているのでこれを参照されたい。地名には（ ）のなかにパーリ語に相当する地名があればそれを記入し、またそれが基準地であれば太字とする。

ちなみに法顕は弘始元年（西暦 399）に長安を出発し、義熙 8 年（西暦 412）に青州の海岸に帰着した。

（中央アジアを経て）西北インド

烏長国……宿呵多国……捷陀衛国……竺刹尸羅（**Takkasilā**）……弗楼沙国……醯羅城……那竭国……羅夷国……跋那国……毘荼国……

中国

摩頭羅国（**Madhurā**）……僧迦施国（**Saṅkassa**）……罽饒夷城（**Kaṇṇakuja**）……沙祇大国（**Sāketa**）……拘薩羅国舍衛城（**Sāvattihī**）……迦維羅衛城（**Kapilavatthu**）……論民園（**Lumbinī**）……藍莫国（**Rāmagāma**）……拘夷那竭城（**Kusinārā**）……毘舍離国（**Vesālī**）……摩竭提国巴連弗邑（**Pāṭaligāma**）……那羅聚落（**Nālandā**）……王

舎城 (**Rājagaha**) ……伽耶城 (**Gayā**) ……苦行六年処 (**Uruvelā**) …… (再び) 巴連弗
邑 ……曠野 (**Āḷavī**) ……迦尸国波羅捺城 (**Bārāṇasī**) ……拘睺弥国 (**Kosambī**) ……
(さらに再び) 巴連弗邑 ……

東インド

瞻波大国 (**Campā**) ……多摩梨帝国 …… (師子国に行つて帰国の途につく)

[3-2] 次に玄奘の『大唐西域記』における玄奘のルートを紹介する。諸事は前項に倣う。
地理的關係は巻末に付された「『大唐西域記』玄奘紀行図」を参照されたい。

ちなみに玄奘は貞観3年(西暦629)に長安を出発して、同19年(西暦645)に長安に
帰着した。

(中央アジアを経て) 北インド

濫波国 ……那揭羅曷国 ……醯羅城 ……健馱邏国 (国の大都・布路沙布邏城) ……布色羯
邏伐底城 ……跋虜沙城 ……烏鐸迦漢茶城 ……婆羅靚邏邑 ……烏仗那国 ……鉢露羅国 ……
呬叉始羅国 (**Takkasilā**) ……僧訶補羅国 ……烏刺尸国 ……迦湿弥羅国 ……半笈嗟国 ……
…曷邏闍補羅国 ……磔迦国 ……至那僕底国 ……闍爛達邏国 ……屈露多国 ……設多凶盧国
…

中インド

波理夜呬羅国 ……秣菟羅国 (**Madhurā**) ……薩他泥湿伐羅国 ……率禄勤那国 ……秣底補
羅国 ……婆羅吸摩補羅国 ……瞿毘霜那国 ……恶醯掣呬邏国 ……毘羅那拏国 (**Verañjā**?)
……劫比他国 (**Sāṅkassa**) ……羯若鞠闍国 (**Kaṅṅakuja**) ……阿踰陀国 (**Ayojdhā**?,
Sāketa?) ……阿耶穆佉国 ……鉢邏耶伽国 (**Payāgapatiṭṭhāna**) ……僑賞弥国
(**Kosambī**) ……迦奢布羅城 ……鞞索伽国 (**Sāketa**?) ……室羅伐悉底国 (**Sāvattihī**)
……劫比羅伐率堵国 (**Kapilavatthu**) ……臘伐尼林 (**Lumbinī**) ……藍摩国
(**Rāmagāma**) ……拘尸那揭羅国 (**Kusinārā**) ……婆羅痾斯国 (**Bārāṇasī**) ……戰主国
……阿避陀羯刺拏僧伽藍 ……摩訶娑羅邑 (**Āḷavī**?) ……吠舍釐国 (**Vesālī**) ……弗栗特
国 ……尼波羅国 ……蘇摩補羅城 (波吒釐子城 **Pāṭaligāma**) ……鞞羅呬迦伽藍 ……伽耶
城 (**Gayā**) ……菩提樹 (**Uruvelā**) ……矩奢揭羅補羅城 (**Rājagaha**) ……那爛陀僧伽藍
(**Nālandā**) ……伊爛拏鉢伐多国 (**Maṅkulapabbata**) ……瞻波国 (**Campā**) ……羯朱
嚧祇羅国 (**Kajāṅgala**) ……奔那伐彈那国 (**Puṇṇavaddhana**) ……

東インド

伽摩縷波国から東インドと南インドの国々を経て、

南インド

摩訶刺佉国 (アジャンター石窟) ……跋祿羯咄婆国 (**Bhārukaccha**) ……摩臘婆国 ……
阿吒釐国 ……契吒国 ……伐臘毘国 ……

西インド

阿難陀補羅国 ……蘇刺佉国 ……瞿折羅国 ……鄔闍衍那国 (**Ujjeni**) ……擲枳陀国 ……摩
醯湿伐羅補羅国から再び瞿折羅国を通してインダス河の河口にいたり、インダス河を溯っ
て西北インドを經由し、中央アジアを通して帰国の途についている。

【9】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」地図の想定

---【地図Ⅲ】---

先に【3】の【2】で示した【地図Ⅱ】（巻末【地図Ⅱ】-①、【地図Ⅱ】-②参照）は、「直近2基準地点間」資料をもとに描いた、線が重なり合い真っ黒になるので本稿では示すことのできなかつた【地図Ⅰ】から、機械的に「飛行機資料」「1件資料」「増根資料」を削除したものである。

しかしながらこの【地図Ⅱ】では一転して各所で道路が寸断されているし、孤立している都市や町、村が随所に見られる。道路というものは繋がっていてこそ意味があり、また孤立した場所がないようにするというのもまた道路の存在意味である。しかしこのようになってしまったのは、【地図Ⅰ】から機械的に「飛行機資料」「1件資料」「増根資料」を削除してしまったために、意図に反して非現実的かつ非合理的なルートになってしまったのである。

とはいいながら【地図Ⅰ】はあまりにも線が重なりすぎており、これもまた非現実的かつ非合理的である。

そこで【地図Ⅱ】と【地図Ⅰ】を突き合わせながら、【地図Ⅰ】によって復活させるべきルート、あるいは【地図Ⅱ】を参照しながら【地図Ⅰ】を修正すべきルート、あるいは【地図Ⅱ】と【地図Ⅰ】の両者を付き合わせて新設すべきルートを考察して、【地図Ⅲ】を作ってみたい。

ただし【地図Ⅲ】を作る作業が恣意的で場当たりのにならないために、先に【4】「通商・遊行路を想定するにあたっての基礎的要件」、【5】「通商・遊行路を想定するにあたっての具体的要件」を書いて、そもそも道路というものはどのようなものであるかという基礎的な要件やインドの地理・風土・生活慣習などを背景としたインドならではの道路事情を考え、また【6】「原始仏教聖典に記されたルート①—南道と北道—」、【7】「原始仏教聖典に記されたルート②—中国と辺国—」、【8】「インド古典に記されたルート」を書いて、古代インドにおける実際のルート情報を蒐集して、原始仏教聖典に記された通商・遊行データをできるだけ客観的に、あるいは状況証拠的なものから補強しようとしたのである。この作業を行う際にこれらを参照するのはもちろんであるが、またこの作業を後に検証するためにもその作業手順をできるだけ詳しく記録することとしたい。

なおこの地図で描こうとするルートは幹線道路ルートであって、この幹線道路ルートはそれなりの道幅があって、道路脇には街路樹が植えられ、適当な間隔で水飲み場が作られ、政府によって安全が保持されているような道をイメージしていることを付言しておく。

[1] Ganga 河の渡河地点

実際の作業に入る前に仏教中国の中央を横切る Ganga 河の渡河地点を考えておきたい。

「研究の目的と方法」にも書いたようにわれわれが「基準地点」としたのは原始仏教聖典に記される地名が地図上で確定されているところである。この地点には次の4つが含まれる。すなわち、

- (1) 【資料集 2】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」において仏在処・仏説処として挙げられているところ
- (2) 仏在処・仏説処にはなっていないが、釈尊が遊行の途中に通過したところ
- (3) 仏在処・仏説処にはなっていないが、仏弟子が遊行し活動したところ
- (4) 仏在処・仏説処でも仏弟子が遊行し活動したところでもないが、本論文において幹線道路が通過していたであろうと想定したところ

である。

そして原始仏教聖典において地名があらわれる頻度は(1)のケースがもっとも多いことはいうまでもないが、これは必ずしも現実的な通商・遊行ルート情報を示しているとはいえない。なぜなら原始仏教聖典は大まかにいえば釈尊や仏弟子たちの活動を記したものであり、必ずしも原始仏教時代の通商を客観的な立場で記録したものではないからである。

[1-1] その典型的な例は *Kosambī* である。われわれが「釈尊伝データ」と呼んでいるデータの中で仏在処・説処が記されているデータはすべてで 9,409 件であるが、このうち *Kosambī* を仏在処・説処（含む、仏弟子の在処・説処）とするデータは 184 件（コーサンビー 68 件、ゴーシタ園 109 件、バダリカ園ほか 7）であり、全体の 1.96% に相当する⁽¹⁾。

一方「基礎データをもとに加工した『直近 2 基準地点間』資料」（以下、この資料を「直近 2 地点間資料」とよぶ）によれば、*Kosambī* が起点・終点のいずれかの基準地となっている資料は、

- No.1、*Āḷavi*~*Kosambī*
 13、*Bārāṇasī*~*Kosambī*
 26、*Bhaddiya*~*Kosambī*
 48、*Kapilavatthu*~*Kosambī*
 58、*Kosambī*~*Pāvā*
 59、*Kosambī*~*Rājagaha*
 60、*Kosambī*~*Sāketa*
 61、*Kosambī*~*Sāvattī*
 62、*Kosambī*~*Ujjeni*
 63、*Kosambī*~*Vedisa*
 64、*Kosambī*~*Vesālī*

の 11 である。

このうち No.62 の *Ujjeni* と 63 の *Vedisa* はデカン地方にある地点で、これらは南の方から直接 *Kosambī* と結ばれていたと考えてもよいが（ただし *Yamuna* 河は渡らなければならない）、それ以外の 9 つに含まれる地点は、どこかで *Ganga* 河を渡らなければならない。*Kosambī* は *Ganga* 河と *Yamuna* 河の合流地点からほぼ 50km ほど *Yamuna* 河にそって遡ったところにあり、*Ganga* 河からはもっとも近いところでも 30km ほども離れているから、*Kosambī* の地点で直接 *Ganga* 河を渡るということはいえない。

そうとすれば、おそらく Ganga 河を渡ったのは、【8】「インド古典に記されたルート」の冒頭に紹介した「原始仏教聖典における通商・遊行ルートに係わる三大データ」（以後は「三大遊行データ」と呼ぶ）中の「律蔵」波羅夷罪第 1 条に記される、釈尊が *Verañjā* での雨安居の後に *Kaṇṇakujja* から *Payāgapatiṭṭhāna* に至り、ここで Ganga 河を渡ってさらに *Bārāṇasī* を経由して *Vesālī* に行かれたとする記述の中にある *Payāgapatiṭṭhāna* であろう。*Payāgapatiṭṭhāna* は【1】の「基準地点とその位置確定」に書いたように、Ganga 河と Yamuna 河が合流する地点にある現在の大都市 Allahabad（古代の *Payāga*）と Ganga 河をはさんでその対岸にある *Jhunsi*（古代の *Patiṭṭhāna*）を併せた地名である。もちろんこの両都市には渡し場があって、渡し舟が往き来していたであろう。

したがって北方あるいは東方から *Kosambī* に行くためには、*Payāga* と *Patiṭṭhāna* を結ぶこの「渡し」のところを通ったに違いないのであるが、原始仏教聖典では *Payāgapatiṭṭhāna* という地名が現われるのは上記の波羅夷罪第 1 条しかない。例えば No.1、*Ālavī* ~ *Kosambī* もここを經由しなければならなかったはずであるが、おそらく原始仏教聖典の編集者にはそこまで細部の情報を記す意図も必要性もなかったからであろう、*Ālavī* と *Kosambī* を直接に結んでいる。また釈尊の時代には *Payāga* と *Patiṭṭhāna* には僧院がなかったと見えて、ここが仏在処や仏説処になっている聖典もない。

このように原始仏教聖典の編集者が持っていた関心と、今われわれが持っている関心とは必ずしも一致しないので、われわれの関心を満たすためには原始仏教聖典の記述を読み替える必要があるということになる。すなわち北あるいは東の方から *Kosambī* に至るには *Payāga-patiṭṭhāna* を経由したはずであって、聖典の編集者は *Kosambī* = *Payāga-patiṭṭhāna* と考えていたのである。しかしながら【地図Ⅱ】では *Kosambī* と *Payāga-patiṭṭhāna* の間がつながっていないし、これを結ぶ「直近 2 点間資料」もない。しかしこれは *Kosambī* = *Payāga-patiṭṭhāna* という認識であったがゆえであって、したがってこの間のルートが「新設」されなければならない。

(1) 『モノグラフ』第 14 号 p.157 において同様の作業をしたが、今回最新データに基づいて調査し直した。したがってデータ数が異なっている。

[1-2] これと似た事情にあるのは *Pāṭaligāma* である。*Pāṭaligāma* は「直近 2 点間資料」にも以下のような資料がある。しかしこの資料中のデータのほとんどは『涅槃経』関連（「律蔵」の薬鞞度にも『涅槃経』と対応するものがあり、これも含む）であって、それ以外には少数である。それ以外のデータのみを掲げておく。

No.79、*Nālandā* ~ *Pāṭaligāma*

82、*Pāṭaligāma* ~ *Rājagaha* : 『雑阿含』403、404、『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.019 下）、『パーリ律』「衣鞞度」（vol. I p.299）、『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.410 中）

83、*Pāṭaligāma* ~ *Saṅkassa* : 『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.411 下）

84、*Pāṭaligāma* ~ *Vesālī* : *MN.052 Aatṭhakanāgara-s.*、『中阿含』217「八城経」、*AN.011-002-017*、『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.019 下）、『パーリ律』「薬鞞度」（vol. I p.226）、『十誦律』「七百比丘集滅悪法品」（大正 23 p.452 下）、『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.411 下）、『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.411 下）

このように Pāṭaligāma を経由するデータのほとんどは入滅直前の釈尊が Rājagaha から Vesāli に行かれる途中に、城を建設中であった Pāṭaligāma に宿泊され、ここで Ganga 河を渡ったというものである。

このように Rājagaha から Vesāli に行くときには Pāṭaligāma のところで Ganga 河を渡ったはずであるが、No.96 の Rājagaha～Vesāli の「直近 2 点間資料」が 29 件もあるにもかかわらず、どこで Ganga 河を渡河したかは示さない。また【地図Ⅱ】はルートがぶつぶつと途切れているけれども線のつながり具合から見ると、Rājagaha と Sāvattihī を結ぶルートも Vesāli を経由していたことが想像される。しかし No.92 の Rājagaha～Sāvattihī の同資料の 92 件はどこで Ganga 河を渡ったかを示さない。しかしこれらは‘Pāṭaligāma’のところで Ganga 河を渡ったと解釈するほかはない。ほかの地点で Ganga 河を渡ったということを示唆するデータは 1 つもないからである。

[1-3] 以上のように Payāga-patiṭṭhāna や Pāṭaligāma は釈尊の時代から交通の要衝であったに違いないのであるが、なぜ Payāgapatiṭṭhāna には仏在処・説処データが 1 件もなく、‘Pāṭaligāma’は『涅槃経』においてまだ渡しの設備が十分に整えられていなかったとするのであろうか⁽¹⁾。

想像の域を越えるものではないが、「Payāga-patiṭṭhāna の渡し」や「Pāṭaligāma の渡し」は交通の要衝であったけれども、「渡し」として港湾設備を整備すると通商には便益をもたらすけれども、反面では他国からの侵入を容易にして軍事的には危険であるので、わざと整備されずに放置されていたのではなかろうか。しかし Pāṭaligāma のほうは釈尊の晩年には、阿闍世王がヴァジジ国への侵攻の野心を持って広大で堅固な城砦の建設をしていたので、港湾整備も同時に進められていた。

現在の Allahabad の繁栄ぶりを鑑みれば「Payāga-patiṭṭhāna の渡し」も、ヒンドウスタン平原が統一された時代には他国からの侵攻の恐れはないから、そのときには整備されたのではないであろうか。それは釈尊入滅後 200 年あまり後のことであった⁽²⁾。

(1) 『モノグラフ』第 19 号に掲載した【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート—特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について—」 p.209 参照

(2) われわれはインドの歴史を南伝伝承に基づいて考えている。

[2] 【地図Ⅱ】の検討

続いて【地図Ⅱ】の具体的な検討に入る。

前述したようにこの地図のルートは寸断され、孤立した基準地点がいくつもあり、これでは道路の意味をなさない。そこで【地図Ⅰ】によってルートを「復活」させたり、【地図Ⅰ】の何本かのルートを 1 本化するなどの「修正」を施したり、あるいは【地図Ⅰ】にもなかったルートを「新設」したりする作業を行う。

まずは仏教中国内のルートを検討する。

[2-1] 何よりも問題なのは No.92 の Rājagaha～Sāvattihī 資料にデータが 92 件もあるにもかかわらず、【地図Ⅱ】では Rājagaha と Sāvattihī の間が途中で切れてしまっていることで

ある。92件はこの資料では最多のデータ数であって、92件中31件が釈尊や比丘・比丘尼の仏弟子でない王や長者たちが移動者であるから、この間を仏教の修行者のみならず種々の人びとが往来したことを表わす。また Rājagaha と Sāvattī は当時の二大強国であったマガダ国とコーサラ国の首都であったから、この間に通商路があったのは当然であって、この間が繋がっていないのは不合理である。

これが繋がっていない理由は、No.49の Kapilavatthu～Kusinārā が1件資料であるがゆえに【地図Ⅰ】から削除したからである。しかしその1件は「基礎データ」中の [9-①]-01 であって、これは「三大遊行データ」の第1の *Suttanipāta 005-001* データであり、この中に Sāvattī……Kapilavatthu……Kusinārā……Pāvā……Bhoganagara……Vesālī……Rājagaha というルートが含まれるから、Kapilavatthu と Kusinārā の間にルートを設定すべきであろう。また次節【10】でルートを検証する中で書くように、ゴータマ・シッダッタが出家して Kapilavatthu から Rājagaha へ行った時にもこのルートをたどったものと考えられる。

このような理由で No.49 の Kapilavatthu～Kusinārā 資料を「復活」させる。

[2-2] また Kosambī と Sāvattī を結ぶ No.61 資料のデータ数も29件と多いが、これも「飛行機資料」として採用されていないがために、【地図Ⅱ】ではこの間が途中で切れている。ただし上記 [1-1] によって Kosambī=Payāgapatiṭṭhāna と理解することにしたから、Kosambī=Payāgapatiṭṭhāna 間はすでに繋がっている。

しかしまだ Sāketa と Kosambī=Payāgapatiṭṭhāna 間が繋がっていない。これは No.60 の Kosambī～Sāketa 間が「1件資料」として採用されていないからである。しかしこのデータは「三大遊行データ」の第1の *Suttanipāta 005-001* の記述であるから、これも「復活」させる。

[2-3] また【地図Ⅱ】では Bārāṇasī という大都市が孤立してしまっている。

まず Bārāṇasī と Kosambī 間であるが、No.13に Bārāṇasī～Kosambī 資料があるにもかかわらず、これは「1件資料」として削除されてしまっているからである。しかしこの1件は SN.022-090⁽¹⁾ と『雑阿含』262⁽²⁾ であって、チャンナがおそらく釈尊滅後に Bārāṇasī から Kosambī にいる阿難に教を請いに行くというものであり、具体的でかつ史実的要素の高いものと解釈してよいであろう。しかも「三大遊行データ」の1つである波羅夷罪第1条は Verañjā から Vesālī への遊行の途中にこの2つの場所を経由したことになる。さらに先述の「王の道」はガンジス河の沿岸をPARTARIPUTRAから Payāgapatiṭṭhāna を経由して北西インドにつながっていたはずである。

ということで Bārāṇasī と Kosambī の間のルートを「復活」させる。

(1) vol.III p.132

(2) 大正02 p.066中

[2-4] それでもまだ Bārāṇasī と Pāṭaligāma の間が繋がっていない。しかしながら「王の道」は Pāṭaligāma から Bārāṇasī を経由して Payāgapatiṭṭhāna に繋がっていたはずであるから、このルートがなかったとは考えられない。

また「三大遊行データ」の1つである波羅夷罪第1条の記述は Verañjā から Payāgapatiṭṭhāna で Ganga 河を渡り、Bārāṇasī を経由して Vesālī まで至るルートである。これは

Pāṭaligāma を経由したとはしていないが、しかし Bārāṇasī と Vesālī を結ぶルートは存在したと考えなければならない。実は No.24 にも Bārāṇasī と Vesālī を結ぶ資料があり、データも 3 件あるのであるが、これは「飛行機資料」として削除されてしまったのである。したがってこの資料は「復活」させなければならないであろう。

このルートは Āḷavi を経由していたであろうことは推測できるが、Bārāṇasī と Āḷavi を結ぶ「直近基準地 2 点間資料」がない。また Āḷavi~Pāṭaligāma 資料もない。ただし Āḷavi と Vesālī を結ぶルート資料 (No.5) はあるが、これは「1 件資料」として削除されたものであり、これを「復活」させてもあまり意味はない。

しかしながら「王の道」があり、また【7】の「中国と辺国」に書いたように、東の Kajaṅgala や Puṇṇavaddhana には Payāgapatiṭṭhāna から延々と Ganga 河沿いに道が続いており、また【6】の「南道と北道」に書いたように、これが「北道」と「南道」に繋がることを考えれば、Pāṭaligāma と Āḷavi の間にもルートがあり、Āḷavi と Bārāṇasī の間にもルートがあったと想定せざるをえないであろう。したがって Pāṭaligāma と Āḷavi 間ルートと Āḷavi と Bārāṇasī 間ルートを「新設」する。

[2-5] 【地図Ⅱ】では Sāketa と Kusinārā あるいは Pāvā をつなぐ道はない。Pāvā~Sāketa 資料 (No.86) はあるが「1 件資料」として削除したのである。これは「基礎データ」

[3-③]-01~03 であって、文献としては『五分律』「捨墮 001」、『パーリ律』「迦絺那衣犍度」、『五分律』「迦絺那衣法」であるが、いずれも Pāvā の比丘が Sāvattthī で雨安居を過ごすつもりで出発したが間に合わず Sāketa で雨安居を過ごしてから Sāvattthī に行ったという内容で、同一事例であるから「1 件資料」として処理したのである。しかしながら 3 つの異なる文献が同じ 1 つのエピソードを語っていることではむしろ信頼できるし、かなり具体的で史実的なデータでもあるからこれを「復活」し、かつ Sāketa には Pāvā よりも Kusinārā のほうが近く、「直近 2 点間資料」の No.65 に示したように Kusinārā~Pāvā データは 31 件もあるから、これは Kusinārā を経由したものと「修正」して、Sāketa と Kusinārā の間のルートを設定する。

[2-6] また【地図Ⅱ】には Kaṇṇakujja と Payāgapatiṭṭhāna をつなぐルートがない。

「直近 2 点間資料」No.43 に記したごとく資料はあるのであるが、「飛行機資料」でありまた「1 件資料」であるがゆえに削除したのである。しかしこのデータは「三大遊行データ」の 1 つの波羅夷罪第 1 条の記事であるから、これを「復活」させることとする。

[2-7] またもうひとつ【地図Ⅱ】には Kaṇṇakujja と Sāketa 間が通じていない。このルートは「直近 2 点間資料」にもないのであるが、「基礎データ」の [3-④]-01 に記したように、名医ジーヴァカは Takkasilā に留学した帰途 Takkasilā から Sāketa を経由し、そこで路銀を得るために老婦人を治療して Rājagaha に帰っており⁽¹⁾、そのときにはこの道を通っているに違いないと考えられる。そこでこのルートを「新設」する。

(1) 『モノグラフ』第 19 号所載の【研究ノート 2】を参照されたい。

[2-8] このルートに繋がる Saṅkassa と Veraṅjā の間も【地図Ⅱ】では繋がっていない。「直近 2 点間資料」には No.103 としてこのルートが存在するのであるが、「1 件資料」ということで削除したのである。しかしこれも「三大遊行データ」の 1 つである波羅夷罪第 1 条の記事であり、『インド誌』の「王の道」もこのルートを通っていたものと推測されるか

ら、これも「復活」させる。

[2-9] 仏教中国の範囲で基準地点間が孤立している地点があり、その1つが *Bhaddiya* である。No.29 資料は *Bhaddiya*~*Vesāli* であるが「1件資料」として削除されたのである。このデータは [5-⑥] -01『パーリ律』「薬捷度」と [5-⑦] -01『四分律』「薬捷度」、[5-⑧] -01『十誦律』「医薬法」であって、これらはすべて釈尊が *Vesāli* から *Bhaddiya* を通って *Āpaṇa* に至り、しかる後にマツラ国、釈迦国あるいはコーサラ国方面に行かれたとするものである。文献は3つあるがすべて1つの遊行記事であるから「1件資料」である。

この後半の *Āpaṇa* から一転してマツラ国・釈迦国・コーサラ国方面に行ったというのは遊行ルートとしては信じがたいが、しかしこれがないと *Vesāli* と *Bhaddiya* の間が繋がらないからこれを「復活」させる。またこれに繋がる *Bhaddiya* と *Āpaṇa* を結ぶルート (No.6) も「復活」させる。

[2-10] そしてこのルートは当然ながら *Campā* に繋がっていたであろう。しかし *Bhaddiya* ないしは *Āpaṇa* から *Campā* に至るルートの「直近2点間資料」はない。しかし道というものは繋がっていてこそ意味があると考えれば、このルートはなければならぬ。したがって「新設」する。

[2-11] *Campā* はいうまでもなく *Ganga* 河沿いの町であって、データはないが *Maṅkulapabbata* に繋がっていたであろう。そうでないと東西を結ぶ「王の道」や中国と東方の辺国を結ぶ *Ganga* 河沿いの道がここで途切れることになるからである。そこでこれも「新設」する。

[2-12] それでもまだこの道は *Pāṭaligāma* には繋がっていない。「王の道」や中国と東方の辺国を結ぶ *Ganga* 河沿いの道があったと考えるならば、*Maṅkulapabbata* と *Pāṭaligāma* の間も繋がっていなければならぬ。そこでこれらを結ぶルートも「新設」する。

なお No.35 に *Campā* と *Vesāli* を結ぶ「直近2点間資料」が存するが、「飛行機資料」「1件資料」として削除されたのである。この飛行機的ルートは、今引いたルートによれば *Bhaddiya* 経由と *Maṅkulapabbata*、*Pāṭaligāma* 経由の2ルートがあり、その中間地点が省略されていると理解される。

[2-13] なおこの東西を結ぶ「王の道」はさらに東に延びて *Kajaṅgala*、*Puṇṇavaddhana* を経由してベンガル湾まで達していたのではないかと思われる。「基礎データ」にはないが、

【7】「中国と辺国」で述べたように『パーリ律』『十誦律』では *Kajaṅgala* が東の辺国の境とされ、『根本有部律』系の「律蔵」や *Divyāvadāna* では *Puṇṇavaddhana* が東の辺国の境とされており、この辺国の境はルート上のある一点を記したものと考えられるから、*Campā* から *Kajaṅgala*、*Puṇṇavaddhana* を経由してベンガル湾にまで達するルートを「新設」する。

なお【資料集 2-4】「原始仏教聖典における仏在処・説処—その他国篇—」に紹介したように *Kajaṅgala* は *MN.* や *AN.* 『雑阿含』において仏在処とされており、*Puṇṇavaddhana* は『増一阿含』において阿難や目連などの仏弟子たちが遊行した場所とされている (1)。

(1) 『モノグラフ』第15号 pp.595~7 を参照されたい。

[2-14] また今一つ孤立している *Mithilā* である。「直近2点間資料」によれば *Mithilā* には No.14 の *Bārāṇasi* からと、No.76 の *Pāvā* からと、No.77 の *Sāvattī* からと、No.78

の Vesāli から繋がる道があるが、それぞれ「飛行機、1件」「1件、増根」「飛行機、1件」「1件、増根」であるがゆえに採用しなかったのである。このうち常識的に考えれば Vesāli と繋がっていたとするのがいちばん合理的であろう。かつて Mithilā はヴィデーハ (Videha) 国の首都であったが釈尊の時代にはヴァッジ連合に取り込まれとされる。したがって Vesāli との関係がもっとも深かったはずである。したがって No.78 の Vesāli から繋がる道を「復活」させる。

[2-15] また Devadaha も陸の孤島のようにになっている。「直近2点間資料」によれば、Devadaha には No.37 の Kapilavatthu からと、No.38 の Lumbinī からと繋がる道があるが、これらは「増根資料」であるから採用しなかったのである。Kapilavatthu と Devadaha とは親密な関係にあったことはいまでもなく、したがってこの間に直通道路があったことは十分に考えられる。しかし母親のマハーマヤーは Kapilavatthu から実家のあった Devadaha へ里帰りしようとする途中の Lumbinī で菩薩を生んでいる。したがって Kapilavatthu と Devadaha を結ぶ道は Lumbinī を経由していたことになる。

ということになると Kapilavatthu の位置が問題となる。Kapilavatthu の古都については Tilaura Kot 説と Piprahwa 説が行われ、本稿の【補註】に示した釈迦国内の地図を見ていただければ、Piprahwa は Lumbinī と Devadaha を結ぶほぼ直線上にあるが、Tilaura Kot からでは迂回しなければならない。したがってこの三者の関係では Kapilavatthu は現在の Piprahwa とする方が合理的であるように考えられるが、われわれは Tilaura Kot 説をとることは【1】に記したとおりである。

もしこの説を取るとすれば Kapilavatthu と Devadaha を結ぶ道は迂回して Lumbinī を経由していたことになるが、今はこれを採用する。

[2-16] 以上で仏教中国内の主要な基準地はすべて道路で繋がったことになるが、なお孤立しているのは Pāvāpurī である。

これは No.80 の Nālandā～Pāvāpurī があるが、ジャイナ教の教祖であるマハーヴィーラが死亡したという1つのエピソードを語るものの中にしか現われないので「1件資料」として削除したのである。これを「復活」することに異論はないであろう。

[2-17] そして仏教中国についてなお残された問題は、ルートが繋がっていないということとは違って、【地図Ⅱ】においては Vesāli (Koṭigāma) と Bhoganagara、Vesāli (Koṭigāma) と Pāvā、Vesāli (Koṭigāma) と Kusinārā 間にそれぞれ線が引かれ、輻輳しているということである。これはこれらのルート資料がすべて「飛行機資料」でもなく「1件資料」でもなく「増根資料」でもないために削除されないで残ったまでのことで、このような輻輳するルートを想定しなければならない必然性はないから、Vesāli (Koṭigāma) から Bhoganagara、Pāvā を経由して Kusinārā に至るルート1本に統一する形で「修正」する。

[3] 辺国のルート

次に仏教中国から外れた辺国部分のルートを検討する。しかしこの部分は釈尊が活動された地域の外になるから、原始仏教聖典にはそれほどデータがあるわけではないし、またそれ

ほど難しくもない。

[3-1] まずは中国の西北方の辺国部分である。これは【7】の「中国と辺国」で検討したように、MadhurāからTakkasilāに至るルートがどこを経由していたかを検討すれば十分である。まずMadhurāから最初の経由地は西方の辺国の境界とされるThūṇa (Skt.: Sthūṇa) 婆羅門村であろう。これが中国と西方の辺国の境にある場所とされているからである。これは「村」と表現されるのであるから当時はもちろんそれほど大きな都市ではなかったであろうが、【1】「基準地点とその位置確定」に記したように、歴史的な町でヒンドゥー教の重要な巡礼地であるThanesarに比定されている。

辺国はあるルートの1点をさし、ここが西国の辺国との境であるとすれば、ここをTakkasilāにいたる『インド誌』のいう「王の道」やインド古典のいう「北道」が通っていたと考えるのはそれほど無理なことではないであろう。

SāgalaはTakkasilāに近くその東南方にあるから、ルートとしてここを経由させたにすぎない。

[3-2] 次に仏教中国から南の方角に向かうデカン高原部に至るルートである。このルートは「南道」に相当するが、これは「三大遊行データ」の筆頭のSuttanipātaの第5章Pārāyanavaggaに記されるバーヴァリン(Bāvārin)の16人の弟子たちがGodhāvāri河の岸辺から釈尊を求めて王舎城まで旅したルートの前半部であって、「基礎データ」の[9-①]-01に記したルートである。その遊行全体の基準地点のみを書きだすと次のようになる。

Godhāvāri……Patiṭṭhāna……Māhissati……Ujjeni……Vedisa……Kosambī……Sāketa
 ……Sāvattihī……Kapilavatthu……Kusinārā……Pāvā……Bhoganagara……Vesālī……
 Rājagaha

そして今問題としている部分はGodhāvāriからKosambīに至るまでで、このルートは釈尊の時代に存在した「南道」ルートを反映していると考えてよいであろう。

Ujjeniは【1】「通商・遊行ルートを想定するための基準地点とその位置確定」にも書いておいたが「五衆白四羯磨」制定の因縁になったところであって辺国に属したが、大都会であってアヴァンティ国の首都であった。【7】「原始仏教聖典に記されたルート②—中国と辺国—」にも書いたように、中国と辺国は釈尊の時代に仏教が盛んに行われていた地域と行われていなかった地域というだけの相違であって、辺国は必ずしも経済力・文化力が劣っていた地域ではない。

なおKosambīとUjjeniを結ぶルートはNo.62にも見いだされる。ただしこれは「飛行機資料」であるが、確かにKosambīとUjjeniを結ぶルートがあったことの一証左となるであろう。

この「南道」において多少の検討を要するのはSuppārakaである。Bhārukacchaは先のSuttanipātaのルートのうちのMāhissatiの西方にあるから、Māhissatiあたりでまっすぐ南下してPatiṭṭhānaへ行く道と、右折してBhārukacchaへ行く道が分岐していたのであろう。ただこの先のSuppārakaはBhārukacchaから繋がっていたのか、あるいはPatiṭṭhānaから繋がっていたのかはわからない。

しかし常識的に考えればSuppārakaへはBhārukacchaからアラビヤ海沿いに南下する道があったのであって、一方のPatiṭṭhānaからはさらに南下してデカン高原部の中央に

繋がる道があったということになるであろう。

[4] 【地図Ⅲ】

以上、【地図Ⅱ】と【地図Ⅰ】を突き合わせながら、【地図Ⅰ】によって復活させるべきルート、あるいは【地図Ⅱ】を参照しながら【地図Ⅰ】を修正すべきルート、あるいは【地図Ⅱ】と【地図Ⅰ】の両者を付き合わせて新設すべきルートを考察した。

【地図Ⅰ】というのは、【3】に記した「基礎データをもとに加工した『直近2基準地点間』資料」をそのままインド地図の上に描いたものである。この資料の中には現実のルートにはありえないような飛行機的なルート資料や、事例が1件しかない特殊な情報とも考えられる「1件資料」や、他の原始仏教聖典よりはいくらか後に編集され説話的な要素も強い『増一阿含』あるいは『根本有部律』に記された「増根資料」が含まれている。いわば虚実取り混ぜた資料が無批判的にそのまま含まれているということである。そこで畳一枚分もあるような大きな仏教中国部のインド地図にルートを引いてさえ、線が折り重なるようになって、この『モノグラフ』に掲載できるような小さな地図では示しえないのでこれは掲載していない。

そこで【地図Ⅰ】から「飛行機資料」「1件資料」「増根資料」を機械的に削除して、残ったルートのみを地図上に描いてみたのが【地図Ⅱ】である。しかし今度はこれは一転して道路が各所で切断され、随所に孤立した地点が散見される、空虚なものとなった。【地図Ⅰ】を非現実的で非合理的なルート地図というなら、意に反して【地図Ⅱ】も非現実的で非合理的なルート地図といわなければならない。道路というものは繋がっていてこそ意味があるのに、それに相反するものとなっているからである。

そこで道路というものの基礎的な要件やインドという具体的な要件のもとでの道路のあり方や、またインドの古典に記されたルート情報などを採取したうえで、【地図Ⅱ】と【地図Ⅰ】を突き合わせながら、【地図Ⅰ】によって復活させるべきルート、あるいは【地図Ⅱ】を参照しながら【地図Ⅰ】を修正すべきルート、あるいは【地図Ⅱ】と【地図Ⅰ】の両者を付き合わせて新設すべきルートを考察したのである。

その結果を【地図Ⅲ】として掲げると次のようになる（【地図Ⅲ】参照）。

【10】想定してみた通商・遊行ルート【地図Ⅲ】の検証

---【完成地図】---

前節では【地図Ⅱ】に基づき、様々な証拠を勘案して、ここには掲載していないが「直近2点間資料」をそのまま地図に描き込んでみた【地図Ⅰ】のルートを、ある場合には「復活」し、ある場合には「修正」し、そしてある場合には「新設」して【地図Ⅲ】を作ってみた（巻末【地図Ⅲ】参照）。これは一定の手続きを経て、現実的かつ合理的と考えられる原始仏教時代の通商・遊行ルートを地図上に描いたものである。

ただしこの地図に示したルートは幹線道路とでもいうべきものであり、これ以外にもいわば県道や市道に相当する支線道路が四通八達していたと考えていただきたい。極端に言えばヒンドゥスタン平原部分は道でないところはなかったとってよいかもしれない。筆者（森）も Bodh Gaya から Gaya 行く道路から干上がった Phalgu 川（Niranjana 川と Mohana 川が合流した川）を徒歩で渡り畑を突っ切って前正覚山まで往復したことがある。

またこの地図はあくまでも陸上交通路を示したものであって、この地図にも表わされているような河川のほとんどすべては水上交通路でもあったとお考えいただきたい。これらの河川は流れが非常にゆるやかで、しかも乾期でも涸れることがないから、船による航行にはもってこいであったであろう。

さてこの【地図Ⅲ】は現実的かつ合理的であることを心がけたとはいえ、いわば仮説のようなものであるから、はたしてこの仮説が妥当であるかどうかが問題である。様々な視点からこれを検証してみたい。

[1] 仏教聖典を資料とすること

まず第1に注意しなければならないのは、この地図が原始仏教聖典に記された通商・遊行データを材料としているということである。すなわち原始仏教聖典時代に釈尊や仏弟子たちが活発に活動していたところは必然的にデータ数が多くなり、データ数が多ければそのルートは幹線道路らしく見えるという危険性が存することになる。

[1-1] その典型は釈迦国内の Lumbinī と Kapilavatthu、Devadaha などを結ぶ道である。アショーカ碑文に見られるように、アショーカ王の時代には Lumbinī は1寒村にすぎなかった⁽¹⁾から、それを遡る釈尊の時代にもそこを通過する幹線道路があったとは思われない。しかしながらそこが釈尊の誕生地であったがゆえにこれらの地名が仏典にしばしば現われ、そこで Kapilavatthu や Devadaha から Lumbinī に至る道が幹線道路があったように思わせているにすぎないであろう。

Kapilavatthu と Kusinārā を結ぶ道も同様である可能性が高い。後述するように釈尊は出家するとき Kapilavatthu から Kusinārā を結ぶ道を通してマガダ国方面に向かったのである

からこのルートがなかったとは考えられないが、しかしそれが幹線道路でなければならないということはない。

(1) 『アショーカ王碑文』では Lumbini は ‘luṃminigāma’ とされている。

[1-2] ところでこの幹線道路をどのような道路と規定するかが問題である。今まで幹線道路を「それなりの道幅があって、道路脇には街路樹が植えられ、適当な間隔で水飲み場が作られ、行政府によって安全が保持されているような道」をイメージしてきたが、もう少し具体的にはアジアハイウェイをイメージしたらよいのではないかと思う。

アジアハイウェイ (Asian Highway) は、少し古いが 1981 年 4 月発行の『平凡社・世界大百科事典』の解説によれば、「西アジア、南アジアおよび東南アジアの各国を結ぶ国際道路。1959 年の国連のアジア極東経済委員会 (ECAFE) 総会で、アジアの後進地域開発を促進するための〈アジア・ハイウェイ計画〉The Asian Highway Project が採択され、これにもとづき、関係各国において建設されている国際道路である。実際の道路建設事業の進行は 1965 年に ECAFE の中に〈アジア・ハイウェイ調整委員会〉が発足してから始まっている。上述の計画によると、アジア・ハイウェイはイランのトルコ国境から南ベトナムおよびインドネシアまでの 14 カ国 (セイロンを含む) を通る 36 路線、総延長 55,000km からなっている。しかし、この中で新規に計画・建設される道路は少なく、既存の道路の改良・舗装が建設事業の中心となっており、シルク・ロードの一部やアレクサンドロス大王が遠征に利用した道路などもこの中に含まれている」とされている。Wikipedia によれば「アジアの 32 カ国を横断する全長 14 万 km にわたる高速道路」とされているから、現在では関係国が増え、その総延長距離は延びているようである。

このようにアジアハイウェイの実態はアジア各国の既存の道路を結び合わせたものであるから、したがって道路事情は国それぞれによって著しく異なるであろう。とはいってもヨーロッパからアジアの東端にまで道路を繋げることが意識されている。道路というものは今までもしばしば述べてきたように繋がってこそ機能するのであり、ちょうど原始仏教時代の幹線道路というものも、これに似たものであったであろう。

原始仏教時代のインドは、Ganga 河沿岸地帯といえども未だ統一国家とはなっておらず、徐々にマガダ国、コーサラ国、ヴァッジ国、ヴァンサ国の四大国に収斂されようとしているときであって、このほかにもカーシ国、マッラ国、クル国、スーラセーナ国、パンチャラ国、アンガ国などがあり、そしてこの外側のデカン高原部の北部にアヴァンティ国があって、インドの西北部にはガンダーラを中心とする国々があった。一概に「それなりの道幅があって、道路脇には街路樹が植えられ、適当な間隔で水飲み場が作られ、行政府によって安全が保持されているような道」といっても、これら国々において道路事情はかなり相違していたであろう。しかしこれらを結ぶ道路として機能していたのが幹線道路ということになる。

これにたいして幹線道でない道路はそれぞれの国の国力や必要性に応じて敷設され運用されるものであって、全世界に繋がるという意識は持たれていない。

このような意味では日本国内でいえば、幹線道は一般国道あるいは高速自動車国道に相当するといつてよいであろう。いっぽう幹線道ではない支線道は一様ではない。「県道」も「市道」も存在し、これらに分類しえない「農道」その他も存在するからである。そして「県道」は他府県に繋げることが主目的でないがゆえに「県道」であり、「市道」は他町村

に繋げることが主目的で敷設された道でないがゆえに「市道」なのである。

このような意味で【地図Ⅲ】には「国道」も「県道」も「市道」も含まれてしまっており、特に仏典の舞台になることが多い地域においては、「市道」さえも「国道」に見えてしまうという問題があるわけである。

いま問題としている釈迦国内と国外から釈迦国に至る道は、まさしくこの範疇に入るであろう。おそらく *Kapilavatthu* と *Kusinārā* を繋ぐルートは「県道」に相当し、*Kapilavatthu* と *Lumbinī* を経由して *Devadaha* を繋ぐルートは「市道」に相当するであろう。といってもこれは原始仏教聖典を材料としているということから推測する状況判断にすぎない。本稿の方法論からすれば、データが存するものをこういう状況判断で抹消することはできない。そこで地図には「県道」あるいは「市道」と思われるルートは、幹線道路よりは細い線で示すことにしたい。上述した釈迦国内のルートと釈迦国に至るルートは細線で示すことになる。

ただし *Kapilavatthu* にかかわるルートでは、これと *Sāvattī* を繋ぐ「直近2点間資料」No.55のルートが問題である。これには46データがあり、頻度数としてはNo.92の *Rājagaha*～*Sāvattī* 間の92件に次ぐデータ数である。またこのデータには釈尊・仏弟子以外のその他データが30件も含まれている。このデータ数も仏教文献ならではのものであるが、釈迦国はコーサラ国の属国であり、人びとや物資が頻繁に往来したかもしれない。ともかくこのデータ数は無視できないから *Kapilavatthu*～*Sāvattī* は幹線道路として残しておくことにしたい。

[1-3] 上記のような意味ではヴァッジ国の首都 *Vesāli* からマガダ国の影響下にあった *Bhaddiya* と *Āpaṇa* を経由して *Campā* に至る道もそうであろう。このルートは「律蔵」の葉韃度のみに見られる「1件資料」を *Vesāli* から *Bhaddiya* に繋がる道がないとして復活させたものである。Ganga 河沿いに「王の道」があればそれで十分という気もするし、*Āpaṇa* と *Campā* を結ぶ「直近2点間資料」が存在しないのもその故であったかもしれない。だからこの *Vesāli* から *Bhaddiya*、*Āpaṇa* を経由して *Campā* に至るルートも「県道」扱いとしたい。

[1-3] またこのように考えると *Rājagaha* から *Maṅkulapabbata* をへて *Campā* へ行く道も幹線道路ではなかったという公算が強い。*Campā* はアンガ国の首都であったが、アンガ国そのものがマガダ国の属国であったから、*Rājagaha* から直接的に *Campā* へ行く道はあったであろうが（データも9件ある）、文字通りこれは国内、すなわち現代的に言えば県内を結ぶ「県道」であったわけである。

もちろんマガダ国内の *Rājagaha* と *Gayā* を経由して *Uruvelā* を結ぶルートも「県道」であり、*Rājagaha* と *Dakkhiṇāgiri* を結ぶルート、*Nālandā* ⁽¹⁾ と *Pāvāpurī* を結ぶルートは、*Dakkhiṇāgiri*、*Nālandā*、*Pāvāpurī* の都市規模を考えると「県道」よりもむしろ「市道」であったとすることができるであろう。

(1) 【1】に記したように、*Nālandā* に大僧院が建設されたのはグプタ王朝のころであって、釈尊の時代はまだ寒村であった。

[1-4] また *Mithilā* を仏在処・説処とする経には10経があり ⁽¹⁾、*Mithilā* は釈尊時代には *Vesāli* を首都とするヴァッジ (*Vajji*) 連合に含まれていたが、かつてはヴィデーハ (*Videha*) 族の首都であったから、それなりの規模の都市であったであろう。

だったとしても両基準地ともヴァッジ国内にあり、また【地図Ⅲ】に見る限りは Mithilā は終点のようになってどこにも繋がっていないから、この両都市を繋ぐ道は「県道」相当のルートと見てよいであろう。

(1) 『モノグラフ』第15号に掲載した「その他国篇」pp.204~7 参照

[1-5] 以上は仏教文献を材料とするがゆえに、釈尊や仏弟子たちの活動範囲は必然的にデータが多くなるというところから生じるひずみであって、これを上記のように処理すると、【地図Ⅲ】では中央の上辺と右辺あたりが他と比べるとかなり稠密に見えるという違和感は細線にすることによって緩和される。巻末に付した【完成地図】をご参照いただきたい。

[2] 通商路と遊行路

仏教文献を材料とするがゆえに生じるかもしれない問題がもう1つある。仏教文献に通商記事が主題となるはずもないから、そのほとんどが遊行記事であるといっても過言ではないように思われるにかかわらず、われわれは通商路と遊行路とは1つであって分ける必要はないという前提で進めてきたことである。したがってこのことをもう少し詳しく検討してみることが必要であろう。

[2-1] まずわれわれが通商遊行ルート地図を描くために用いた「直近2点間資料」の元データの数は676件である。これを移動者別に分類してみると次のようになる。

釈尊	246 データ	36.39%
仏弟子	207 データ	30.62%
その他	223 データ	32.99%
合計	676 データ	100%

大ざっぱに言えば、「釈尊」と「仏弟子」のデータは遊行路を通過してなされたデータであり、「その他」は通商路を通過してなされたデータであると考えたとするならば、通商データは遊行データに比べるとちょうど半分に止まる。

そしてこの676データは全部で112の「直近2点間資料」に分けられている。ここから「1件資料」を除くと、すなわち事例が2点以上ある資料は、No.1、3、4、17、19、20、21、22、24、27、30、31、33、36、37、38、39、40、45、46、47、50、53、55、56、57、59、61、62、64、65、66、67、68、71、72、75、81、82、84、85、87、88、90、92、94、95、96、97、101、102、104、105、106、107、108、109の57資料である。

このなかで「釈尊」「仏弟子」にのみデータがあって「その他」にデータがない資料はNo.67、68、81、85、87、101、104の7例があり、「その他」にのみデータがあって「釈尊」「仏弟子」にデータがない資料はNo.20、21、37、109の4例がある。「1件資料」は事例が1件しかないのであるから、どちらか一方になるのは当然であるが、「2点以上資料」に遊行記事のみとか通商記事のみとかがいくつもあれば、遊行路と通商路は別であったと想像することも可能である。しかしながらほとんどの「2点以上資料」には遊行記事と通商記事の両方が見いだされ、しかも通商記事のみのものもあるのであるから、遊行路と通商路は別ではなく、遊行も通商も同じ道を使ってなされたことを証明するであろう。

[2-2] ただし以上のようなことを議論しなければならないのは仏教中国の範囲内に限られる。「2点以上資料」であって両方の基準地点が仏教中国以外である資料はNo.109のTakkasilā~Ujjeniしかないように、辺国となると事情は一変する。【6】「原始仏教聖典に記されたルート①—南道と北道—」の[2-1] [2-2] [2-3]に紹介したデータに記されるように、南道と北道には比丘が少ないとされ、移動者のほとんどすべては比丘以外の者であって、比丘が移動者本人となっているのは[2-1]の(111) (116)のみである。

このように辺国では事情が異なるが、これは原始仏教時代においては釈尊はもちろん仏弟子たちもまだ辺国では活発に活動していなかったというだけのことで、通商路と遊行路が異なるということを意味しているわけではない。もちろん仏教中国内と同様に通商路と遊行路は重なっていたと考えてよいであろう。

先に【4】「遊行・通商路を想定するにあたっての基礎的要件」にも書いたように、比丘は通商のために移動する隊商のなかで雨安居することが許されており、また比丘尼は「危険であり、恐怖を伴うような国内を隊商に伴わずに遊行してはならない」とも定められている。しかも僧院は深山幽谷にではなく、町のそばや街道沿いに建てられていたのであるから、これら僧院を宿としながらの遊行は、必然的に通商路を利用することになるわけである。

以上のように遊行と通商は同じ道を使って行われたことは明らかである。

[3] ルートの具体的検証

次にルートの具体的な検証に入る。

[3-1] まず『インド誌』のいう「王の道」は、【地図Ⅲ】のどのルートに相当するのだろうか。「王の道」は【8】の[1]で紹介したように、PāṭaliputtaからTakkasilāまでの道であって、東の方はよくわからないとされている。

しかしこれが【地図Ⅲ】に描いた、ベンガル湾に近いPuṇṇavaddhanaからGanga河沿いにKajāṅgala、Campā、Maṅkulapabbata、Pāṭaligāma、Āḷavi、Bārāṇasī、Payāga-patiṭṭhānaを通り、しばらくそのままGanga河を遡ってKaṇṇakujjaまで行き、そこからGanga河とYamuna河に挟まれた地域をSaṅkassa、Verañjāを経由してYamuna河沿岸のMadhurāに至り、ここから西方の辺国の境界であったThūṇaを過ぎて西北インドに入り、SāgalaをへてTakkasilāに至る道に相当することは、疑問の余地がないといってよいであろう。

もっとも上記のようにこの地図ではPayāga-patiṭṭhānaからMadhurāまで行く道はKosambīを通らないでGanga河沿いに行くことになっている。しかしむしろPayāga-patiṭṭhānaからYamuna河を遡ってKosambīを経由してMadhurāまで行った方が多少は近いような感じを受ける。しかしこの道はなかったであろうことは後述する。

[3-2] 次に原始仏教聖典や『実利論』のいう「南道」「北道」は【地図Ⅲ】のどのルートに相当するのだろうか。

このうち「南道」は南のデカン高原部にあるGodhāvarīからPatiṭṭhāna、Māhissati、Ujjeni、VedisaをへてKosambīに繋がるSuttanipātaのいうバーヴァリン(Bāvarin)の16

人の弟子たちが通った道に相当するであろう。ただし【地図Ⅲ】に描いた Godhāvarī は【1】の「基準地点とその位置確定」で書いたように、大体の見当で Nanded にあてているにすぎない。【7】の「中国と辺国」に書いたように、おそらく Patitṭhāṇa から真南の方角にも「デカン道」があったのであって、この道は Godhāvarī 河を渡ってもう少し直線的に南下していたのではなかろうか。おそらくこの道が幹線道路としての「南道」であったであろう。したがって Patitṭhāṇa と Godhāvarī を結ぶ道は「県道」扱いにしておく。

なお Māhissati から南下しないで、西方のアラビヤ海沿岸にあった国際的な港町 Bhārukaccha に至る道も「南道」の一部だったのではなかろうか。そうすると「南道」は Payāgapatitṭhāṇa のところで「王の道」と繋がり、これによって西のアラビヤ海と東のベンガル湾が1本の道によって結ばれることになる。

といっても釈尊の時代の Kajaṅgala は中国と辺国の境とされるから、これ以東のベンガル湾に近いところはあまり文化の発達していない地域であったのかもしれない。ところが『根本有部律』や *Divyāvadāna* が作られた時代には東の境界は Puṇṇavaddhana (Puṇḍavaradhana) まで延びていた。その間にベンガル湾沿いのインド最東部も徐々に開発されていったのであろう。

なおアラビヤ海沿岸の Suppāraka は、プナが布教に行きたいと申し出たにもかかわらず、釈尊はそこは狂暴な人たちがいるのでよしたがよいと止められたというところである⁽¹⁾。おそらく道中の安全性も確保されていなかったのであろうから、Bhārukaccha から Suppāraka に至る間は幹線道路とはいえないであろう。したがってこの間は「県道」扱いとして細線とする。

この「南道」に対する「北道」は、Madhurā から Thūṇa、Sāgala をへて西北の Takkasilā につながる道であって、これは「王の道」に重なり、この道以外に「北道」に相当する幹線道路はなかったであろう。もちろん『インド誌』では、「王の道」は Takkasilā が終点のように記述されているが、おそらく原始仏教時代においてもこの道はさらに西に繋がり、中央アジア、西アジアを経てヨーロッパにも至っていたであろう。釈尊の時代から200年もたたない頃にこの道を通してアレキサンダー大王がインド半島に進攻しようとしたのである。

(1) 『モノグラフ』第19号に掲載した【研究ノート4】「4人のプナとそれぞれの事績年代の推定」p.100 以下参照

[4] Sāvattihī と Rājagaha を結ぶルート

釈尊当時の二大国といってもよいコーサラ国の首都であった Sāvattihī とマガダ国の首都であった Rājagaha を結ぶルートについて検証する。

【地図Ⅲ】によれば、このルートは Vesālī を経由するルートのみであったことになっている。われわれは本稿を書くまでは Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ道にはもうひとつ Bārāṇasī を経由する道があったものと考えていた⁽¹⁾。しかしこのルートは Sāketa と Bārāṇasī を結ぶルートと、Bārāṇasī と Rājagaha を結ぶルートがあってこそ成り立ちうるといえるであろう。しかしながら【地図Ⅲ】にはこの2つとも想定されていない。

- (1) 『モノグラフ』第6号に掲載した【論文4】「由旬 (yojana) の再検証」p.038、『モノグラフ』第17号に掲載した【論文24】「迦絺那衣 (kaṭhina) の研究」p.190など。

[4-1] 成道直後の釈尊が初転法輪のために Uruvelā から Bārāṇasī へ行き、その後また Uruvelā へ戻られたとする事績はよく知られている。しかしながらこの地図によるかぎり釈尊は Uruvelā からいったん Pāṭaligāma まで北上され、そのあと Ganga 河沿いの「王の道」によって Bārāṇasī へ行かれ、またこの道を引き返されたことになる。

もちろん釈尊はこの地図には表わされていない「県道」や「市道」のようなものをたどって Uruvelā と Bārāṇasī の間を直接往復された可能性も否定できない。しかしながら [9-1] に述べるように、法頭の求法の旅のルートは Vesālī から Pāṭaligāma、Nālandā を経由して Rājagaha に至り、Gayā、Uruvelā を巡礼した後、再び Pāṭaligāma に戻り、今度は「王の道」を西行して Āḷavi を経由して Bārāṇasī に至っている。すなわち法頭もこの地図のとおり Uruvelā から Bārāṇasī へ行くときに Pāṭaligāma を経由し迂回していることになる。

またわれわれは釈尊は成道後の第1回目の雨季を Uruvelā で過ごされ、雨季をすぎてから Bārāṇasī へと出発されたと考えているから、時間的に制約される旅ではなかったことになる。

このように考えると釈尊は Uruvelā から直接 Bārāṇasī に行かれたのではなく、Pāṭaligāma を経由したのであって、したがって Bārāṇasī と Rājagaha を直線的に結ぶ道路はなかったと考えてよいことになる。

またもう1つの Sāketa と Bārāṇasī を直接に結ぶルートであるが、この「直近2点間資料」は No.18 で、これには基礎データ [6-4] -01 の『根本有部律』「薬事」しかない。要するに「1件資料」であり、さらに「増根資料」であって、したがってこのような幹線道路があったと想定するわけにはいかない。

上記のような理由で、Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ道路は Vesālī を経由するルートのみであったことになる。

[4-2] なぜ当時の二大国といってもよい首都の Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ幹線ルートは1本しかなかったのであろうか。江戸と京都を結ぶ街道には東海道と中山道があったように、他のルートがあってもよさそうなものである。この疑問に答えるのは容易ではないが、次のようなことを想像してよいのかもしれない。

まず第1は、前ページの註に紹介した【論文4】「由旬 (yojana) の再検証」の p.038 に示した表によれば、Vesālī を経由した Sāvattihī と Rājagaha を結ぶ直線的な距離と、Bārāṇasī を経由した距離は両方とも 432km と同じであるが、現在の道路距離を測ってみると Vesālī を経由するときには 585km であるに対し、Bārāṇasī を経由する場合は 649km であって、後者のほうが 60km 余も長い。必ずしも頭で想像するほど Bārāṇasī を経由する道は Pāṭaligāma を経由する道に比して近道ではない、かえって遠道になるということである。

ただしもし現在の Ghaghara 河に沿って Sāketa から Pāṭaligāma に直通する道があったとすれば、この道が最短距離になる。しかしこの流域には現在でも大都市が1つも存在しないし、目立った仏教遺跡もない（アショーカ碑文も存在しない）。だからこのルートを想定するわけにもいかない。ただしこの河は大河であって乾期でも干上がることはないから船の交通路として使うことは可能であったであろう。しかし河を水上交通路として通商に使う場合は要所要所に宿場や食料・水などの補給所があり交通の安全が図られていなければならな

い。また原始仏教時代のことであるから、船は河の流れを自力で遡ることはできない。おそらく岸边からロープで船を引っ張り上げなければならず、そのためには岸边もそれなりに整備されていなければならなかったであろう。河水が涸れないというだけでは水上交通路とはならないわけで、したがってこの河は水上交通路としても利用されていなかったのではなかろうか。

第2は、Sāvattihī も Rājagaha も双方ともに新しい都市であったということである。もっともコーサラ国の首都が Sāvattihī へ遷される前は Sāketa が首都であって、釈尊の時代にも大都市であったが、原始仏教聖典においてはこの地域は危険な地域であったとされている⁽¹⁾。また一方の Rājagaha は新しい町ではなかったが、マガダ国の首都として大発展してから短時日しかたっていない。それゆえに Sāvattihī と Rājagaha を結ぶルートがそう何本もあるわけはなかった、ということである。

第3の理由は、Sāvattihī はコーサラ国という専制君主国の城砦都市であり、Rājagaha もマガダ国という専制君主国の城砦都市ということである。両都市の遺跡は堅牢な城壁で取り囲まれている。城砦都市は商業都市ではなかったから、城砦としては道路が四通八達することはむしろ危険であった。

先にも書いたように交通の要衝であった Pāṭaligāma が港湾設備も整備されないままであったのは軍事上の理由であって、Pāṭaligāma の港湾が整備されたのは、ここに一大要塞が建設されるという条件が満たされたからであった。

このように Sāvattihī も Rājagaha も大きく門戸を拡げた都市としての性格をもっていなかったから、この両都市を結ぶルートが何本も存在しなければならない理由はなかった。

第4には、Sāvattihī も Rājagaha もヒンドゥスタン平原という地理上からいえばその縁辺にある。Sāvattihī の北側にはヒマラヤ山脈が迫っているし、Rājagaha の南側にはデカン高原部が迫っていて交通を遮断している。このような立地条件にある両都市が交通の要衝にならないということは当然であるといえるであろう。

- (1) 原始仏教聖典には次のような記述が見られる。『パーリ律』「大鍵度」(vol. I p.088) : 多数の比丘たちが Sāketa より Sāvattihī へ向かう途中で盗賊たちに遭って強奪されたり殺害された。『パーリ律』「捨墮 006」(vol. III p.210) : 多数の比丘たちが Sāketa より Sāvattihī へ向かう途中で賊に遭い、衣類を奪われた。『パーリ律』「波逸提 027」(vol. IV p.062) : Sāketa から Sāvattihī へ行く途中に比丘尼たちが賊に遭って衣類を奪われ汚された。『パーリ律』「波逸提 028」(vol. IV p.065) : Sāketa から Sāvattihī へ行く途中に川を渡ろうとして賊に遭い、比丘尼たちが衣類を奪われて汚された。『パーリ律』「波逸提 088」(vol. IV p.120) : 多数の比丘たちが遊行者たちと Sāketa より Sāvattihī へ向かう途中で賊に遭って身ぐるみを剥がされた。『パーリ律』「(比丘尼)僧残 006」(vol. IV p.228) : 2人の比丘尼が Sāketa から Sāvattihī に行く途中の河を渡る船の中で辱めを受けた。『十誦律』「受具足戒法」(大正 23 p.152 下) : 比丘尼たちがコーサラの婆岐陀国近辺を遊行しているときに賊が来て比丘尼たちに乱暴した。

[5] 交通の要衝

【地図Ⅲ】によれば一箇所に4方向から大きな道が通じていて交通の要衝であったと考え

られる地点は Pāṭaligāma と Payāgapatiṭṭhāna のほかには Vesāli と Sāketa しかない。Rājagaha も地図上は4方向から道路が通じているが、Gayā 方面と Dakkhiṇāgiri 方面は行き止まりになっており⁽¹⁾ 幹線道路ということはできない。このような意味で Vesāli と Sāketa の両都市は商業都市という性格を有する町であったといえるであろう。コーサラ国がこの Sāketa から Sāvattṭhi に遷都したのも防衛上の要素を考えれば必然的な成り行きであったのであろう。

- (1) 【1】の基準地の Dakkhiṇāgiri について述べたところで、ここからデカン高原に向かう道路があったように書いた。確かに現在は Kolkata から Delhi 方面に向かう国道2号線を Shantiniketan のところで右折して Ganga 河の方面に抜ける道がある。われわれは1999年11月にガンジス河周辺の仏教遺跡調査をしたとき、この道から Siuri のところで左折してさらに支線に入り、Dumka を経由して Bhagalpur まで行ったことがある。しかしこの道はヒンドゥスタン平原におりるところで巨大な岩がごろごろと積み重なったところを通る。おそらく Dakkhiṇāgiri も同様の地形であろう。このような地形のところを牛車もしくは馬車が通れる道があったとは思われない。

[6] Gandak 河上流左岸ルートはあったか——菩薩の出家ルート

より具体的な問題であるが、次には Gandak 河上流左岸ルートがあったのかどうかを考えてみたい。以前【研究ノート9】「『涅槃経』の遊行ルート——特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について——」（『モノグラフ』第19号に掲載）において、「ガンダク河左岸北上ルート」とか「ガンダク河右岸北上ルート」ということばを使ったことがあるが、今もこれにならうなら「ガンダク河左岸南下ルート」というべきである。

「ガンダク河左岸北上ルート」「ガンダク河右岸北上ルート」というのは簡単にいうと、釈尊が入滅する前の最後の旅において Pāṭaligāma で Ganga 河を渡って Vesāli に行くとき、Gandak 河の左岸（東岸）を遡ったか右岸（西岸）を遡ったかということであるが、今の「Gandak 河左岸南下ルート」というのは釈尊（菩薩）が出家したとき、Kapilavatthu から南に下って Kusinārā、Pāvā を通って Vesāli に行かれたか、それともいったん Kapilavatthu から東に行って Gandak 河を渡ってから、その左岸に沿って南下されたかということと関連する。換言すれば【地図Ⅲ】に描いたように Kapilavatthu から Vesāli に行くとき Kusinārā、Pāvā を通るルートしかなかったのか、それとも Gandak 河の上流から河に沿って下るルートがあったのかということになる。

例えばロミラ・ターパルの『国家の起源と伝承』⁽¹⁾では、「北道はヒマラヤ山脈沿いの道で、後に Gandak 河に沿って南下する道となった」としている。詳しいことはわからないし、「後に」というのがいつのことかも詳らかにしないが、ロミラ・ターパルが Gandak 河に沿って南下するルートがあったと考えていたことは確かであるし、以前（1993年）にパटना博物館の学芸員たち（すべて Dr.）と議論したときにも彼らは釈尊の出家は Gandak 河沿いの道であったと主張していた。

また Dr. Jagdishwar Pandey の *Footprints* では、出家した菩薩が落飾して糞掃衣に着替えた Anomā 川は現在の Gandak 河上流左岸の Bengal 州の West Champaran district にある

Haraborāh 川に比定されている⁽²⁾。

しかし【地図Ⅲ】にはこのようなルートはない。原始仏教聖典にはこのような通商・遊行ルート資料が存在しないということである。確かに Gandak 河の上流は釈迦族の国であったコーリヤ (Koliya) 国⁽³⁾の東端を流れているから、もし道路は河に沿ってできていたとすると、この河の左岸を通る Kapilavatthu と Vesāli を結ぶルートも想定しなければならないかもしれない。

このように Gandak 河左岸南下ルートがあったかどうかは、ゴータマ・シッダッタが出家した時、このルートを通して王舎城に行ったのか、それともマッラ国を通して行ったのかということと関連する。この論文は原始仏教時代の幹線ルートを探ることであって、必ずしもゴータマ・シッダッタが出家した際のルートを探ろうとするものではないが、しかしこれも明らかになるに越したことはないから、脇道にそれるがしばらくこれを検討してみたい。

(1) 山崎元一・成沢光訳、法政大学出版局 1986年6月 p.097. Romila Thapar : *From Lineage to State, Social formations in the Mid-First Millennium B.C. in the Ganga Valley*, 1984

(2) p.006 Pandey 氏は Bihar 州 Champaran 県の Rampurva と Lauriya-Nandangarh において発見されたアショーカ王の7章法勅との関連も指摘している。ただし「七章法勅」は主に地方に派遣されている官吏に向けた詔を内容とするものであり、釈尊の事績に因縁があるものではない。なお同氏はブッダ時代には Śrāvastī から Bodh Gaya に至るまでに、modern Rampurvā, Lauriā Nandanagarh, Bettiah, Larriyā Arerāja, Kesariā, Vaiśālī, Patna, Rajgir を経由する main highway があったとしている。

なおこの説は Anomā 川を UP 州の Gorakhpur district にある Aumi 川に比定する Cunningham の説や、同じく UP 州の Basti district にある Kudawa Nālā に比定する Carlleye の説を否定した上での立論である。

(3) 『モノグラフ』第15号に掲載した【資料集2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—その他国篇—」の本澤綱夫執筆による【補註2】p.618 右以下を参照されたい。

[6-1] ゴータマ・シッダッタ (以下菩薩という) の出家記事には、【資料集3】「仏伝諸經典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」(『モノグラフ』第3号に掲載)によれば以下のようなものがある。これによって出城から Vesāli (あるいは王舎城) に至るまでの道筋とそこに記される地名、特に獵師と交換した袈裟衣を著する場所に注意してその内容を要約し摘記する。地名は太字にした。

まずA文献である。

『雑阿含』604⁽¹⁾は、闍那童子が後に阿育王になり、王が仏跡を巡行する記述の中で、この処は菩薩が百千の天神を將いて出城して去ったところ、この処は菩薩が瓔珞を脱して車匿に与え馬を遣って国に還したところ……。

とするのみで地名は示さない。

『四分律』「受戒韃度」⁽²⁾もその仏伝部分において、

時に菩薩は強いて父母に違ひ、自ら髪を剃つて袈裟を著て捨家して非家に入った。そのとき菩薩は漸漸に遊行して**摩竭国界**より**羅閱城**に往つた。

とするのみである。

『五分律』「受戒法」⁽³⁾はこれも仏伝部分であるが、

菩薩は馬にまたがって闍に向かうと闍はひとりでに開いた、門に向かうとまたひとり

でに開いた。出門して**阿菟耶林**に向かい、城を去ること遠からざるに下馬して宝衣を脱ぎ、闍陀に馬を牽き宝衣を持って宮に還って父母に伝えよ、と言った。菩薩は前行して獵師の着ていた袈裟衣と交換し、須摩那樹の下で剃頭師に髪を剃らせ、こうして漸漸に**王舎城**に到った。

とし、袈裟衣を着けたのは「阿菟耶林」とする。国訳一切経の訳註者（西本龍山）はこの「阿菟耶林」に註をつけて、これは「僧残罪第 10」破僧違諫戒において釈摩男や阿那律が出家した弥那邑阿菟林であるとし⁽⁴⁾、その僧残罪の箇所⁽⁵⁾の註では、「四分律には弥尼搜国阿奴夷界或は阿菟夷弥尼搜国とせり。阿菟・阿奴夷共に Anupiyā の音写にして未羅族の邑なり。世尊成道後に帰城して、それより此邑に到りたまひし時にして、迦毘羅衛城を去ること 30 由旬なり。阿菟林は阿菟界にある椋樹林 (ambavana) と解すべきなり」⁽⁶⁾としてゐる。大正蔵経の脚注でもこれを Anupiyā としている。確かに『五分律』の釈摩男 (Mahānāma) や阿那律 (Anuruddha) が出家した場所は弥那邑の阿菟林下とされており、ここにいう「阿菟耶林」は僧残罪の釈摩男や阿那律が出家したとする「阿菟林」と同じ場所であろう。

国訳者がいうこの釈摩男や阿那律の出家は、提婆達多 (Devadatta) や阿難 (Ānanda) あるいは跋提 (Bhaddiya) たちの出家と同時であって、この詳細は【論文 11】「提婆達多 (Devadatta) の研究」(『モノグラフ』第 11 号に掲載) に紹介してある⁽⁷⁾。そのときの仏在処のみを改めて掲げると、

Vinaya 「破僧毘度」 (vol. II p.180) : アヌピヤー (Anupiyā) 国のアヌピヤーという名のマッラ族の町 (Anupiyaṃ nāma Mallānaṃ nigama)

『四分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.590 中) : 弥尼搜国の阿奴夷界

『五分律』 「僧残 010」 (大正 22 p.016 下) : 弥那邑の阿菟林下

Dhammapada-A. (vol. I p.133) : アヌピヤーという名のマッラ族の町 (Anupiyaṃ nāma Mallānaṃ nigama)

『仏本行集経』 (大正 03 p.918 上) : 阿奴弥迦耶聚落

である。また *Udāna* 002-010⁽⁸⁾ は、バツディヤが「ああ、楽しいかな。ああ、楽しいかな」との感興のことばを発したとするもので、これも釈摩男や阿那律の出家と関連し、この仏在処もアヌピヤーのアンバ林 (Anupiyāyaṃ Ambavana) である。

このように『五分律』が菩薩の袈裟衣を着たとする「阿菟耶林」が、釈摩男・阿那律・提婆達多・阿難・跋提などが出家した「弥那邑の阿菟林」と同じ場所であるとすれば、これは「Anupiyā という名の Malla 族の町」ということになる。もしそうだとすれば、菩薩の出家の場所と釈摩男や阿那律などの出家の場所と重なるわけであり、『五分律』の仏伝部分はこのイメージしているのかもしれない。菩薩の出家は両親はおろか釈迦族の人たちからもあまり歓迎されないものであったし、釈摩男・阿那律や跋提たちの出家も両親たちから祝福されるものではなかったから、この Anupiyā という土地は、釈迦族の若者たちがその種族民たちから逃れるような形で出家するにふさわしい土地であったのであろう。

なお国訳者は注意しないが「弥尼搜国」というのは後に紹介する『方广大莊嚴経』がいう「弥尼国」、『仏本行集経』のいう「弥尼迦」、そして *Lalitavistara* のいう ‘Maineya’ に相当するであろう。

次に紹介する『根本有部律』「菓事」(9)は、『涅槃経』と同じく釈尊の最後の遊行を記したところであるが、これによると釈尊は菴羅夫人(Ambapāli)に会ったのち、竹林聚落で阿難陀とともに雨安居を過ごし、そののち無間聚落に行つて、そこから勝身城の人間を遊行して弥替羅聚落に行つて莫訶提婆林中に住し、そこから阿耨井処に行き、「随路而至」したところで出家の時のことをふり返つて阿難陀に、

私がむかし菩薩であったときに跋伽婆仙人の住処に行つた。彼は私に坐るように請うて花果を供養した。また私がむかし菩薩であったとき、天帝釈が化作した獵師の着ていた雑色の衣と私の細軟上服を脱いでこれと交換した。有信の婆羅門居士等はこの地に「受袈裟塔」を建立し今日に至っている。……「割髻塔」……「馬廻塔」を建立し今に至っている。

とする。阿耨井処＝跋伽婆仙人の住処が袈裟衣を着けたところということになる。

ここに出る地名のうち「無間聚落」と「勝身城」は大正新脩大藏経の検索サイトSATでその全巻を対象に検索してもこの箇所しかヒットしないからよくわからないが、「弥替羅」はMithilāの音写語であるから「勝身城」はVidehaをさすのであろう。それはVedehī(韋提希夫人)は「勝身」とも「勝妙身」と意識される(10)ことをみても明らかである。また「阿耨井処」は‘Anupiyā’であろう。

なお「莫訶提婆林」の箇所には「広如莫訶提婆及国王相应品中説」という言葉がはさまれており、これはMN.083 *Makhādeva-s.* (11) = 『中阿含』067経「大天捺林経」(12)をさす。この経の内容は、「むかしMithilāにマカーデーヴァ(Makhādeva)という王が正法で治世をしており、白髪が生じると長子に王位を譲つて出家するという相続法を定めた。ところが最後のニミ(Nimi)王が王子であるカララジャナカ(Kalārajanaka)に王位を譲つて出家した後、王位を譲られた王が出家しなかつたので伝来の相続法が断たれた」というMithilāの王室の伝承にかかわる内容である。したがつて菩薩の出家の場面とは関係がないが、これによつて「弥替羅」がMithilāであり、莫訶提婆林はMithilā国内にあつたのであつて、そこから「我復欲往阿耨井処」とするのであるから、「阿耨井処」は「弥替羅」と同じ場所ではないということが知られる。

そして「阿耨井処の跋伽婆仙人の住処」においてかつて自分が出家したときのことを話され、その後に牛苑聚落へと向かわれるが、この牛苑聚落に住んでいた人々は「刹利力士」とされている(13)。「力士」というまでもなくマツラ族を意味するから、牛苑聚落はマツラ族の人々の村であつたわけである。またこの後さらに釈尊は娑羅双樹のあつた拘尸那竭国(Kusinārā)に向かわれたとしている(14)。このようなルートからすると、「阿耨井処」はマツラ国にあつたと理解してよいであろう。

このように『根本有部律』「菓事」は釈尊がKusinārāで入滅される前に、Vesāliから無間聚落を経由していったんMithilāに行き、阿耨井処に立ち寄つてからマツラ国内を遊行して入滅の地Kusinārāに行かれたとしているわけである。MithilāはVesāliの東北にあり、しかも直線で110kmも離れている。したがつてVesāliからKusinārāに行くにははたいへん奇妙な回り道をしたもので、他の『涅槃経』とは異なる奇想天外なルートということになる。この部分を除外して考えると、「菓事」のいう「阿耨井処」はマツラ国にあつたと理解するほかはない。

同じ『根本有部律』の「破僧事」(15)は、

菩薩は出城するとき諸仏の法を了知しないかぎりはこの劫比城には帰らないと誓い、二更(16)中に十二踰膳那を行って、馬より下りて自ら髪を截り、車匿と乾陟を帰城させた。後にここに割髪地塔が建立された。車匿は来るときには神徳力によって二更しかかからなかったが帰る時には7日かかった。

(そのとき)無比城中に居士がありその夫人が10人の息子のために作った衣を獵師に化作した天帝釈が着て現われたので、菩薩は自分の着ていた衣と交換した。そこに受出家衣塔が作られた。

そして菩薩は林野中の処々を遊行して、婆伽婆仙人の所に行った。仙人は菩薩を恭敬供養した。菩薩はこの地から劫比羅城までの距離が十二踰膳那であることを知ると、「ここは城に近いので釈種子に悩まされるであろう。まさに彌伽河を渡るべきだ」と考えて、彌伽河を渡って王舎城に行った。

とするから、「無比城」が袈裟衣を着けたところとなり、ここはKapilavatthuから12由旬離れたところとされている。「菓事」の記述からすると、この「無比城」は「阿耨井処」に相応することになるが、無比はAnomāの訳語かもしれない。anomaは「卑しくない、低くない、勝れた、最高の」という意味であるからである。ただしAnomāは次項で紹介するようにパーリでは川の名であるが、『修行本起経』のいう阿奴摩国(漢言常満)がAnomāに相当するなら国名をさすかもしれない。とするならば「阿耨井処」もAnomāの訳語かもしれないが、とりあえず「無比城」はAnomāの訳語、「阿耨井処」はAnupiyāの訳語と考える。次項の最初に紹介するNidāna-kathāの文章からわかるように、この2つの地名は実は異なる場所を指しているのではない。

- (1) 大正02 p.167 上
- (2) 大正22 p.779 下
- (3) 大正22 p.102 上
- (4) 国訳・律部14 p.005
- (5) 大正22 p.016 下
- (6) 国訳・律部13 p.079の註50
- (7) p.019 以下
- (8) p.018
- (9) 大正24 p.028 中
- (10) 『赤沼』p.747
- (11) vol.Ⅱ p.074
- (12) 大正01 p.511 下
- (13) p.030 下
- (14) p.031 中
- (15) 大正24 p.115 中、大正24 p.117 下
- (16) およそ午後9時から11時ごろ。

[6-2] 次にB文献の記すところを調査する。

Nidāna-kathā⁽¹⁾は、

菩薩はアーサールハの満月の夜、月が天秤座にある時に(āsāḥhipuṇṇamāya uttarāsāḥhanakkhatte) 城を出た。そしてただ一夜のうち3つの王国を通り過ぎ、30由旬ほ

ど隔たっているアノーマーという河のほとり (Anomānāmanaditira) に着いた。そこで菩薩は髪を落とし、ガティーカーラ (Ghaṭṭikāra) という梵天から三枚の法衣 (ticivara) と鉢などの資具を供養され、チャンナは城に帰ったが、カンタカはそこで死んだ。このようにして菩薩は出家し、アヌピヤーというアンバ林 (Anupiyāṃ nāma amabavana) で7日間を過ごし (tattha sattāhaṃ pabbajjāsukhena vītināmetvā)、1日に30由旬の道を歩いて王舎城に入った (ekadivāsen' eva tiṃsayojanamaggaṃ padasā gatvā Rājagahaṃ)。

とする。袈裟衣を着けたのは Anomā という河のほとりであったことになる。

Suttanipāta-A. (2) にも、

菩薩はアノーマー川のほとり (Anomānaditira) で髪を落とし、ガティーカーラ (Ghāṭṭikāra) 梵天によってもたらされた8つの資具を持ち (aṭṭha parikkhāre gahetvā)、アノーマー川の岸边から30由旬を7日かけて王舎城に行った (tiṃsayojanappamāṇaṃ sattāhena agamā Rājagahaṃ)。

とされている。袈裟衣を着たのは Anomā 川のほとりである。

なお *Nidāna-kathā* は Anomā 川のほとりから Anupiyā というアンバ林に行き、そこで7日間を過ごしたとするから、地理的には Anomā 川のほとりは Anupiyā というアンバ林と同じ地域であると解してよいであろう。ただし *Nidāna-kathā* はそこから1日に30由旬を歩いて王舎城に行ったとするのに、*Suttanipāta-A.* は30由旬を7日かけて王舎城に行ったとするところが異なる。

『仏説太子瑞応本起経』 (3) は、

太子は起瞻沸星の夜の過半をすぎたころ車匿と褰裳とともに出城し、行くこと数十里のところ、五道大神の名づけて責識という者が道を阻んだがこれを屈服させ、また行くこと数十里のところ、両りの獵客と逢って衣を交換して車匿と馬を帰した。そして太子は名山を越えて摩竭界に至った。

とし、

『異出菩薩本起経』 (4) は、

夜半に太子は車匿と韃徳とともに出城した。行くこと数十里にして責識に会ってこれを屈服させ、さらに行くこと数十里にして獵者に会って鹿皮衣と珍物を交換し、さらに行くこと数十里にして車匿と韃徳を帰らせた。

とし、

『普曜経』 (5) は、

菩薩は夜半の沸星がまさに現われようとするときに車匿と白馬躡陟とともに出城した。稍前行して五道神の奔識に会ってこれを屈服させ、前行して2人の獵師に会って衣を鹿皮衣と交換し、車匿と躡陟を還した。そして沙門になろうと髪を落とし、これを帝釈が受けた。そうして羅閱祇に入った。

とする。このように『仏説太子瑞応本起経』と『異出菩薩本起経』と『普曜経』のいうところは似ており、地名も記さない。

『修行本起経』 (6) は

太子は明星の出るとき車匿と騫特とともに出城し、天曉に行くこと四百八十里にして

阿奴摩国(漢言常満)に到った。ここで車匿と騫特を還し、髪を落としてから前行して摩竭国に到った。

とする。袈裟衣を着たのは「阿奴摩国」ということになるが、これには挾注して「漢言常満」とされている。anomaが「卑しくない、低くない、勝れた、最高の」という意味であることからしても音からしても、「阿奴摩国」はAnomāであろう。

『方廣大莊嚴經』(7)は、

菩薩は夜半の弗沙の星が月と合する所に車匿と乾陟とともに出城した。菩薩はそのとき生死の辺際を尽くすまでは迦毘羅城に帰らないと誓った。菩薩は迦毘羅城を去ってその夜は已に暁けて所行の道路六由旬を過ぎて弥尼国に至り、そこで菩薩は自ら剃髪した。そのとき浄居天が獵師に化作して現われ、着けていた袈裟衣と衣を交換した。後にここに塔が建てられた。またここで車匿と乾陟を帰らせ、徐ろに歩いて跋渠仙人苦行林を経た。後にここにも塔が建てられた。

そして鞞留梵志苦行女人所、波頭摩梵志苦行女人所、利婆陀梵行仙人所、光明調伏二仙人所をへて、次第して毘舍離城に至って阿羅邏仙人と会った。

とする。袈裟衣を着たのは「弥尼国」ということになるが、「弥尼国」はLalitavistaraのいうマイネーヤ族Maineyaの音写語である。大正蔵の脚注(p.576の③)でもそうしている。また跋渠仙人苦行林も同じ地域内にあったと理解してよいであろう。

Lalitavistara(8)は、

真夜中の星の王のプシュヤ星が合の位置にあるとき菩薩はチャンダカとカンタカとともに出城した。そのとき菩薩は生と死を終わらせないかぎりこの城には帰らないと誓った。こうして菩薩は出発してシャーキャ族(Śākya)の国を過ぎ、クローディヤ族(Krodḍya)の国を過ぎ、マツラ族(Malla)の国を過ぎ、夜が明けるころ6由旬(ṣaṭyojana)離れたマイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤという町(Maineyānām Anuvaineya nigama)に到着された。そこで菩薩はチャンダカとカンタカを帰らせた。そこに祠堂が建てられた。また自ら頭髪を切った。そこにも祠堂が建てられた。浄居天が獵師の姿に化作してやってきて着ていた袈裟衣と交換した。そこにも祠堂が建てられた。菩薩はそれから1人のシャーキャ族出身の婆羅門の女修行者の隠棲処、婆羅門の女修行者パドマー(Padmā)の隠棲処、隠者ライヴァタ(Raivata)の隠棲処に行き、旅を続けてヴァイシャーリーに着き、アーラータ・カーラーマに会った。このあとヴァイシャーリーで随意に住された後、マガダ国のラージャグリハ城へ行った。

とする。当然ながらこれも袈裟衣を着たのはマイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤという町ということになる。これによればマイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤはカピラヴァットから6由旬のところであり、マツラ国を過ぎたところにあったことになる。

『僧伽羅刹所集經』(9)は、

菩薩は城門を出るとき道を得なければ帰らないと誓った。瓔珞を解いて車匿に与えるとき「この宝衣は私の最後の所有である」、車匿に馬を授けるとき「これは私の最後の乗馬である」、菩薩が自ら頭髪を剃ったとき「これは私の遺余の鬚髪である」、菩薩は宝衣を鹿衣と交換し袈裟としたとき「これが私の著るべき衣である」、道場に坐したとき「一切智を得なければ座より起たない」と考えた。

とするのみで地名は記さない。

『仏所行讃』⁽¹⁰⁾は、

菩薩は城門を出る時に王宮をふり返って、「私は生死を度さなければ還らない」と誓った。東方が未だ暁けないあいだに三由旬進んで、須臾にして夜が過ぎ、跋伽仙人処に至り、そこで自ら髪を截り、獵師の姿に化作していた浄居天と衣を交換して袈裟衣を着、馬と車匿を帰らせた。報告を受けた王は王師と大臣を菩薩のもとに派遣したが、説得できずに帰った。太子は恒河を渡り、靈鷲巖へと路をとった。

とする。袈裟衣を着たのは跋伽仙人処ということになる。

Buddha-carita (05-84~10-01)⁽¹¹⁾は、

菩薩はチャンダカとカンタカとともに出城するとき都をふり返って、「生死の彼岸を見なければ再び帰らない」と誓った。そして天の星の光が曙光によって色あせたころには、かの王子は多くの由旬 (*subahūni yojanāni*) を進み、ブリグの末裔の住む庵 (*Bhārgavasyāśramapadaṃ*) 至った。そこで菩薩は髪を截り、鹿狩りの姿に身を変えた天界の住人と衣を交換して袈裟衣を着て、チャンダカとカンタカを帰らせた。

チャンダカは一晩で来たその道を 8日もかかって (*ahobhiraṣṭabhiḥ*) 城に帰って 報告した。王は大臣と宮庭祭官の2人を太子のもとへ派遣した。しかし2人は王子を説得できずに帰った。王子はガンジス河を渡り (*uttīrya Gaṅgāṃ*)、マガダ国の都王舎城へ行った (*Rājagṛhaṃ jagāma*)。

とする。当然のことながら全体の文脈は『仏所行讃』に等しいが、袈裟衣を着たのはブリグ (*Bhṛgu*) の末裔の住む庵とする。『仏所行讃』の跋伽仙人処がブリグの末裔の住む庵に相当するわけである。

『仏本行経』⁽¹²⁾は、

夜中に車匿と良馬犍陟を引き連れて斯須の頃に釈迦国を出、しばらく(尋時)行って日が西山之岳に到ったとき(尋時即至猶日到于西山之岳)下馬して山沢中に入り、自ら髪を截って車匿と犍陟を帰らせた。そして衣を獵師の袈裟と交換し、林藪のなかで梵志と問答した。そして恒水を渡って王舎に至った。

とするのみである。「即至猶日到于西山之岳」というのは、太陽が出て西山の頂を照らすという意味で固有名詞ではないであろう。袈裟衣を着たのは山沢中ということになるが、これも固有名詞ではないであろう。

『過去現在因果経』⁽¹³⁾は、

明相が出た時太子は車匿と犍陟とともに出城し、天暁に至った時所行の路はすでに三踰闍那であった。太子はさらに進んで跋伽仙人の苦行林に至り⁽¹⁴⁾、自ら利剣をとって鬚髪を剃り、獵師に姿を変えていた浄居天と衣服を交換して袈裟を着た。それを見て車匿と犍陟は泣く泣く還った。そこに1人の仙人があり、太子に北に向かつて行け、阿羅邏加蘭という大仙人がいるから対話せよと勧めた⁽¹⁵⁾。

帰城した車匿は白浄王に報告し、王は王師と大臣を太子を追うように命じたが2人は太子を説得することができなかった。そして太子は阿羅邏加蘭のところに行こうとして恒河を渡り王舎城に入った⁽¹⁶⁾。

とする。袈裟衣を着たのは跋伽仙人の苦行林ということになる。菩薩はここより「北行」し

たというが、しかし恒河を渡って王舎城に行っているのであるから「南行」したというべきであろう。

『仏本行集経』⁽¹⁷⁾は、

太子は中夜の鬼宿が合する所に車匿と躡陟とともに出城した。そのときふり返って迦毘羅城を見て、「生死を度脱しないかぎり帰らない」と誓った。後にここに塔が作られた。そして羅摩村 (Rāma-grāma) に向かい、夜半より行って明星の出るとき行くこと十二由旬であった。摩訶僧祇師は「半夜に行くこと十二由旬」というが、諸師は夜半に起ち明星が出るに至って百由旬を歩き、弥尼迦 (Maineyya) と名づける一聚落に至った、とする。そして日出時に跋伽婆仙人の居処に到った。太子がここはどういうところだと尋ねると、車匿は「去羅摩村。勢不遙遠」と答えた。

ここで太子は髻髪を剃り、獵師に化作した浄居天と衣服を交換して袈裟衣を着た。それを見て車匿と乾陟は泣く泣く還っていった⁽¹⁸⁾。後に割髻したところに割髻塔、袈裟衣を着たところに救受袈裟塔、車匿と乾陟に別れたところに車匿乾陟廻還塔が建てられた⁽¹⁹⁾。

そのとき太子は阿尼弥迦聚落 (Anumaineyya) から漸漸に毘耶離 (Vaiśālī) に行こうとして、その途中の跋伽婆 (Bhārgava) 仙人 (隋言瓦師) の居処に至った。菩薩はそこに一夜停宿し、翌朝に出発して⁽²⁰⁾、ここを去ること遠くない日穿蔵という阿羅邏 (Ārāḍa) と名づける仙人のところに行こうとした⁽²¹⁾。その途中で浄飯王が遣わした国師と大臣に会ったが、彼らは説得できずに帰った。

菩薩は毘舍離城に向かい、いまだ毘舍離城に至らないところで名を阿羅邏といい、姓を迦藍という仙人に会った。

とする。()の中に入れた原語は国訳一切経の国訳者(常磐大定・美濃晃順)がつけたものであり、本稿もこれにしたがう。

これによれば袈裟衣を着たのは跋伽婆仙人の居処ということになるが、その位置関係は、摩訶僧祇師は、

カピラヴァットウ城……(12由旬)……羅摩村=跋伽婆仙人の居処=阿尼弥迦聚落とし、諸師は

カピラヴァットウ城……(百由旬)……弥尼迦=跋伽婆仙人の居処=阿尼弥迦聚落とするということになるであろうか。

このように理解すると、跋伽婆仙人の居処=阿尼弥迦聚落は摩訶僧祇師の説によれば羅摩村にあったということになり、諸師の説によると弥尼迦にあったということになる。

‘Rāma-gāma’は【1】の基準地点[14]「カピラヴァットウ (Kapilavatthu)」に載せた【釈迦国地図】からわかるとおり、Kapilavatthuのほぼ真東62.5kmのところにある。それからVesālīに行く途中の日穿蔵というところで‘Ārāḍa’に会ったとする。

これに対応するMahāvastu⁽²²⁾は

菩薩はプシュヤの星宿の時に出家しようと考えた。夜半過ぎにラーフラが母親の胎に入り菩薩はチャンダカとカンタカとともに出城した。そのとき菩薩は「生死の彼岸に達しなければ再びここには帰らない」と誓った。

何人もの天や四天王は菩薩をKapilavatthuから南に12由旬 (dvādaśa yojana) のと

ころへ連れて行った。そこはマッラ族 (Malla) の領域でアノーミヤ (Anomiya) と呼ばれる地方であり、**聖仙ヴァシシュタの隠遁処** のふもとから遠くないところであった⁽²³⁾。そこで菩薩は自ら鬚を切り落とし、チャンダカとカンタカを還した⁽²⁴⁾。菩薩は獵師に化作していた浄居天と衣を交換し、袈裟衣を着て**ヴァシシュタ仙人の隠遁所** に行った。そして**ヴァイシャーリー**に行きアーラーダ・カーラーマに会ったが、これは解脱の道ではないと知って**ラージャグリハ** (王舎城) に行った⁽²⁵⁾。とする。袈裟衣を着たのはマッラ族 (Malla) の領域であるアノーミヤ (Anomiya) ということになる。

『衆許摩訶帝経』⁽²⁶⁾は

悉達多太子は半夜に滄那 (チャンダカ) と迦蹉迦 (カンタカ) を連れて城外に出、須臾の間に 12 由旬 離れた**雪山中**に至った。菩薩はそこで自ら髪を截り、滄那と迦蹉迦を帰城させた。滄那は行くこと七昼夜、二更の初めに至って城に帰った。

菩薩は**阿耨波摩城**中で1人の長者の息子が寄進した袈裟衣を着た獵師に化作した帝釈天と衣を交換した。そこから菩薩は漸次に経行して**婆哩識嚩と名づける仙人の**ところに行き、彼をして法眼浄を得さしめた。菩薩は彼に「迦毘羅城はここからどのくらいの距離か」と問うと、「ここからは 12 由旬だ」という答えだったので、「城からは近い、もし釈種が来れば必ず魔難をなすだろう」と考えて、仙人と別れ、**殑伽河**を過ぎて**王舎城**に行った。

とする。袈裟衣を着たのは阿耨波摩城であったということになるが、国訳一切経の国訳者 (寺崎修一) は阿耨波摩城に **Anupama** という註をつけているので⁽²⁷⁾、とりあえずこれを採用しておく。これによれば阿耨波摩城は雪山中にあったことになる。

- (1) vol. I p.063
- (2) p.382、村上Ⅲ pp.004~6
- (3) 大正 03 p.475 中
- (4) 大正 03 p.619 中
- (5) 大正 03 p.508 中
- (6) 大正 03 p.468 上
- (7) 大正 03 p.572 上
- (8) Lefmann 本 (名著普及会、1977) p.210、溝口史郎訳『ブッダの境涯』 (東方出版、1996) p.190
- (9) 大正 04 p.122 下
- (10) 大正 04 p.010 中
- (11) Johnston 本 (Lahore、1936) p.057 (~p.108)、講談社版 pp.048~069 (王子が進んだのは「幾十里」と訳する)、原実訳『大乘仏典 13 ブッダ・チャリタ』 (中央公論社、1974) pp.113~202 (太子が進んだのは「幾千里」と訳する)
- (12) 大正 04 p.067 中
- (13) 大正 03 p.628 中
- (14) p.633 中
- (15) p.634 下
- (16) p.637 上
- (17) 大正 03 p.730 中
- (18) 大正 03 p.737 中

- (19) 大正 03 p.744 下
- (20) 大正 03 p.747 中
- (21) 大正 03 p.748 上
- (22) Senart 本 vol.II (名著普及会、1977) pp.158~198、『平岡』上 pp.383~414
- (23) 同上 p.164、『平岡』上 p.389
- (24) 同上 p.165、『平岡』上 p.390
- (25) 同上 pp.195~8、『平岡』上 p.412~4
- (26) 大正 03 p.945 下
- (27) 国訳・本縁部 4 p.183 の註 30

[6-3] 以上、菩薩の出家について記す A 文献と B 文献の、菩薩が **Kapilavatthu** 城を出てから **Vesāli** (乃至は **Rājagaha**) へ至るまでの道筋を、特に菩薩が自分の衣と獵師が着ていた袈裟衣を交換して出家したとされるその場所に注目して調査してきた。その地名とその場所の位置を示す何らかの情報を、地名の表記が類似しているものをまとめるような形で整理してみると次のようになる。なおこの整理は文献の表面上に現われた語句によるものではなく、紹介した際にコメントしたさまざまな情報による処理を行った結果を示したものである。

なお以上には『根本有部律』を A 文献として扱ったが、それは「広律」の 1 つであるということからであって、現実的にはむしろ B 文献として扱うべきものである。また『四分律』『五分律』は後世の付加と考えられる仏伝の部分であり、『雑阿含』には地名が記されないので問題にすることもないが、この部分は阿育王の事績に係わるものであるから原始仏教聖典としては扱えない。したがってここに扱った菩薩の出家記事には、本当の意味で A 文献に属するものはないから、ここではその区別を注意しないことにする。

‘**Anupiyā**’ とするもの

『五分律』 「受戒法」：阿菟耶林=**Kapilavatthu** 城を去ること遠からず (マッラ国内?)

『根本有部律』 「菓事」：阿耨井処=跋伽婆仙人の住処=マッラ国内?

Nidāna-kathā：アノーマーという川のほとりのアヌピヤーというアンバ林=**Kapilavatthu** 城から 3 つの国を過ぎた 30 由旬のところ

Suttanipāta-A：アノーマー川のほとり

‘**Anomā**’ とするもの

『根本有部律』 「破僧事」：無比城=**Kapilavatthu** 城から 12 由旬

『修行本起経』：阿奴摩国 (漢言常満)=**Kapilavatthu** 城から 480 里

‘**Anomiya**’ とするもの

Mahāvastu：**Kapilavatthu** 城から南に 12 由旬のマッラ族 (Malla) の領域でアノミヤ (**Anomiya**) =ヴァシシュタ仙人の隠遁所

‘**Anupama**’ とするもの

『衆許摩訶帝経』：阿耨波摩 (**Anupama**) 城=**Kapilavatthu** 城から 12 由旬離れた雪山中

‘**Maineya**’ とするもの

『方広大莊嚴経』：弥尼国=**Kapilavatthu** 城から 6 由旬 (この後) =跋渠仙人苦行林

Lalitavistara : マイネーヤ族の都アヌヴァイネーヤ (*Maineyānāmanuvaineya*) = シャーキャ族の国、コーディヤ族の国、マウラ族の国を過ぎたところで *Kapilavatthu* 城から 6 由旬

『仏本行集経』 : (諸師の説) *Kapilavatthu* 城から 100 由旬のところにある ‘*Maineyya*’ の ‘*Anumaineyya*’ の跋伽婆仙人の居処

「羅摩村」とするもの

『仏本行集経』 : (摩訶僧祇師の説) *Kapilavatthu* 城から 12 由旬の羅摩村からいくばくかのところにある跋伽婆仙人の居処

「跋伽仙人処」とするもの

『仏所行讚』 : 跋伽仙人処=*Kapilavatthu* 城から 3 由旬

Buddha-carita : ブリグの末裔の住む庵=*Kapilavatthu* 城から多くの由旬

『過去現在因果経』 : 跋伽仙人の苦行林=*Kapilavatthu* 城から 3 由旬+ α

地名を記さないもの

『雑阿含』 604

『四分律』 「受戒捷度」

『仏説太子瑞応本起経』 : =数十里+数十里

『異出菩薩本起経』 : =数十里+数十里

『普曜経』

『僧伽羅刹所集経』

『仏本行経』

[6-4] 菩薩が出家したとき自分の衣と袈裟衣を交換してそれを身につけられたところを整理すると以上ようになる。

しかし文献の記事を紹介したときにも記したように、‘*Anomā*’ は ‘*Anupiyā*’ と同じ地域を指しているのであるからこれを区別する必要はなく、‘*Anomiya*’ も ‘*Anupama*’ も同じ地名の訛語であろうと考えられる。おそらく ‘*Maineya*’ も訛語の 1 つであろう。

‘*Anuvaineya*’ もそこに住む部族名 ‘*Maineya*’ を冠に付して *Maineya* 族の *Anuvaineya nigama* と称したのであるが、その ‘*Anuvaineya*’ もおそらく同じ上記の地名の訛語の一つであろう。

また「跋伽仙人処」は『根本有部律』「薬事」や *Mahāvastu*、『方广大莊嚴経』、『仏本行集経』などがいうように ‘*Anupiyā*’ の 1 地域にすぎない。とするならば「羅摩村」とする『仏本行集経』の摩訶僧祇師の説を除いては、菩薩が袈裟衣を着けられたところはすべての文献が ‘*Anupiyā*’ であるとしていると理解してよい。しかしながら『仏本行集経』の摩訶僧祇師のいう「羅摩村 (*Rāmagāma*)」は、*Kapilavatthu* 城から 12 由旬とするのであるが、現実の *Rāmagāma* は *Kapilavatthu* のほぼ真東に 62.5km ほどのところであり、*Kapilavatthu* 城からそう離れていない。これに対して諸師のいうもう一方の「弥尼迦 (*Maineyya*)」は 100 由旬とされているから、*Kapilavatthu* 城からはかなり離れたところにあることを示唆しているわけであって、とするならば「羅摩村」はその途中にあった村と理解してもよいのではなかろうか。

このように考えると、すべての文献は菩薩が袈裟衣を着けた場所を ‘*Anupiyā*’ と考えて

いたということになる。

[6-5] それではこの‘Anupiyā’は地理的にはどこにあったのであろうか。

Mahāvastu はこれがマッラ国中にあったといい、『五分律』「受戒法」、『根本有部律』「業事」もこれを示唆する。また *Lalitavistara* は釈迦国、コーリヤ国、マッラ国を過ぎたところにあったといい、*Nidāna-kathā* もそれを示唆する。これは釈迦国、コーリヤ国を通り越したことを意味するであろうが、マッラ国を通り越したと理解する必要はなかろう。コーサラ国中を遊行して舎衛城に着いたというような表現と同じく、むしろ‘Anupiyā’がマッラ国中にあったということを意味すると理解してよいのではなかろうか。*Rāmagāma* はコーリヤ国内にあったから、上記の『仏本行集経』の摩訶僧祇師の説はその経由地をいっているものと解される。

『衆許摩訶帝経』が雪山中とするのは論外である。

[6-6] 上述のように原始聖典では‘Anupiyā’は釈摩男、阿那律や提婆達多、阿難などの出家した場所とされているが、その他の経典の仏在処にもなっている。

1つはスナッカッタ (*Sunakkhatta* 善星) が釈尊の教えから退転するという内容の経であって、その仏在処を *DN.024 Pātika-s.* (1) はマッラ国のアヌピヤーと名づけるマッラ族の町 (*Anupiyam nāma Mallānam nigama*) とし、『長阿含』015「阿菟夷経」(2) は冥寧国の阿奴夷 (*Anupiyā*) としている。『長阿含』のいう冥寧国は *Maineya* に相当するであろう(3)。したがってここでも *Anupiyā* はマッラ国にあったとしているわけである。なおスナッカッタはそれぞれリッチャヴィ族の子スナッカッタ、離車族の善宿比丘としているが、これはスナッカッタの出身地であって *Anupiyā* の所在とは関係がない。

もう1つは、提婆達多が地獄に墮ちるであろうと記別されたという内容の『中阿含』112「阿奴波経」(4) であって、この経の仏在処は阿奴夷という跋耆族の都邑とされており、世尊は阿難とともに阿夷羅河に沐浴に行かれたとされている。この「阿奴夷」が *Anupiyā* であるとする *Anupiyā* はヴァッジ国にあったことになる。しかし阿夷羅河は *Aciravatī* であろう(5) が、この川は舎衛城のそばを流れていた川であるから、ヴァッジ国内を流れていたとは考えられない。したがってヴァッジ国の *Anupiyā* は何らかの誤情報と考えるべきであろう。

以上のように考えると、‘Anupiyā’はマッラ国内にあったと結論づけてよい。

(1) vol.III p.001

(2) 大正01 p.066 上

(3) 辛島静志『阿含経』現代語訳第14『阿菟夷経』では、「冥寧 (*Maineya*) 国」をマッラ族の一支族である *Maineya* 族 [の住む地域] としている。

(4) 大正01 p.600 中

(5) 『赤沼』p.005 参照

[6-7] それでは‘Anupiyā’がマッラ国内にあったとして、そのどのあたりにあったのであろうか。もし *Anomā* 川がどこからどこへどのように流れていたかということがわかれば‘Anupiyā’の位置がある程度推定できるかもしれないが、しかしこの川名は原始仏教聖典には出てこない。現実には存在しなかったという説もあるほどである(1)。

そこで‘Anupiyā’の細かな位置は、上に紹介した菩薩の出家記事の記述から推測するほかはない。

出家記事には‘Anupiyā’の *Kapilavatthu* 城からの距離が記されているが、それは3由旬、

6由旬、12由旬、14由旬、30由旬、100由旬とか480里、数十里などとして区々であるからあてにはならない。

方角にふれるのは *Mahāvastu* のみで「南に12由旬 (*dakṣiṇena dvādaśa yojanāni*) 」とする。

このほかに多少とも位置関係がわかるのは『根本有部律』「薬事」の記事であって、これは釈尊の最後の旅のルートを記したものであるが、この記述では釈尊は *Mithilā* (弥替羅) から *Anupiyā* (阿耨井処) に行き、ここからマツラ国の牛苑聚落、拘尸那竭国 (*Kusinārā*) に行ったことになっている。この記述を参考にすると、牛苑聚落の位置はわからないが、‘*Anupiyā*’ はマツラ国内の拘尸那竭国 (*Kusinārā*) よりも東にあったことになる。

ところが『法顕伝』『西域記』ともに菩薩が落飾し、袈裟衣を着けたところは *Kusinārā* よりも西としている。場所の名は出さないが、これが ‘*Anupiyā*’ ということになるであろう。

『法顕伝』は藍莫国 (*Rāmagāma*) の舍利塔から「東行3由旬に太子が車匿と白馬を還らせた処があり、ここからさらに東方へ4由旬行くと炭塔に至り、また東に行くこと12由旬で拘夷那竭城に到る」とする⁽²⁾。袈裟衣を着けた場所は *Rāmagāma* から東に3由旬、*Kusinārā* からは西に16由旬のところであったことになる。

『西域記』は藍真国 (*Rāmagāma*) の率堵波から東に百余里のところに落飾し剃髪したことを率堵波があり、そこから東南に曠野の中を行くこと百八、九十里のところに灰炭率堵波があり、そこから野獣や盗賊などのいる危険な大林を出ると拘尸那揭羅国 (*Kusinārā*) に至るとする⁽³⁾。袈裟衣を着けた場所は *Rāmagāma* から東に百余里にあり、*Kusinārā* からは西北に200里という見当になるであろう。

このように『法顕伝』『西域記』は ‘*Anupiyā*’ を *Kusinārā* よりも西にあったとするのであり、「薬事」の記述とは矛盾するし、*Nidāna-kathā* や *Lalitavistara* が釈迦国、コーリヤ国、マツラ国を過ぎたところとするのとも合致しないといつてよいであろう。

しかし法顕、玄奘は実地に検証したのであるから法顕・玄奘のいうところを採用すべきであろう。そうとすれば *Kusinārā* から ‘*Anupiyā*’ までの距離を、法顕は西に16由旬、玄奘は西北に200里とするのであるから、1由旬の長さは体感距離を基準とすれば約11.5kmであるから16由旬は184km、度量衡としての小由旬は約6.5kmであるから104kmとなり⁽⁴⁾、玄奘時代の1里は訳註者によれば400m~440mほどとするから⁽⁵⁾、試みに420mで計算してみると84kmということになる。

(1) *Malalasekera* I p.102

(2) 『法顕伝』 p.085

(3) 『西域記』2 p.297、大系本 p.201

(4) 『モノグラフ』第6号 p.050 参照

(5) 『西域記』1 pp.264~5、大系本 p.416

[6-8] 以上のように ‘*Anupiyā*’ の位置ははっきりしないが、当面の課題である菩薩が出家したときのルートということについては、‘*Anupiyā*’ はマツラ国にあったということだけは確からしいし、法顕や玄奘はここを通過して *Kusinārā* に行っており、少なくとも *Kusinārā* の西ないしは西北にあたるのであるから、*Kapilavatthu* 城から真東に行つてガン

ダク河を渡るガンダク河左岸南下ルートではなく、Kapilavatthu 城から東南に行って Kusinārā を経由するルートであったということだけは確言できるであろう。あるいは法顕や玄奘の旅行ルートや『仏本行集経』の摩訶僧祇師説がいうように Rāmagāma を経由したのかもしれない。しかしわれわれの「基礎データ」にはこのようなルートはない。おそらく法顕や玄奘は Rāmagāma に舍利八分の1つを祀る仏塔があったから、わざわざそこに足を運んだのであろう。Rāmagāma に仏塔が作られたのはもちろん釈尊入滅後のことである。したがって菩薩出家の旅は‘Anupiyā’からはまさしく釈尊最後の旅を逆にたどったということになるのではなかろうか。すなわち菩薩は Kapilavatthu 城から東南の方に下って Kusinārā に至り、そこから Pāvā や Boghanagara を経由して、その後に Vesāli に行ったのである。

なお試みに‘Anupiyā’を Kusinārā の西北 100km のところにあったと仮定して、Kapilavatthu と‘Anupiyā’間の直線距離を計ってみると約 25km である。したがって Kapilavatthu から‘Anupiyā’までの距離は体感由旬では 2.2 由旬、度量由旬では 3.8 由旬となる。先の諸文献が記す距離はほとんどあてにはならないであろうが、この距離は菩薩が Kapilavatthu の人びとの追求を免れたかと感じられるような距離であり、それは摩訶男や阿那律などの出家の場面とも重なるように感じられる。

[6-9] 『涅槃経』に描かれる釈尊の最後の遊行ルートは、【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート—特に Ganga 河と Gandak 河の渡河地点について—」に述べたように、釈尊は Pāṭaligāma のそのときに「ゴータマの渡し」と名づけられた Ganga 河の渡し場から Ganga 河を渡られて、今の Sonpur に上がられ、そのまま Gandak 河の右岸（西岸）を遡ってコーティ村（Koṭigāma）まで行かれ、そこで Gandak 河を左岸（東岸）に向かって渡河されて Vesāli に行かれた。そして Vesāli から Kusinārā に行かれる時には、再びコーティ村のところで Gandak 河を右岸（西岸）にわたって、そこから Boghanagara を経由して、Pāvā、Kusinārā に行かれた。

菩薩の出家ルートは反対に Kapilavatthu から‘Anupiyā’に至り、そこから Kusinārā に行ったのであり、その先は釈尊の最後の遊行ルートの逆をたどっていったん Vesāli に行き、そこから Pāṭaligāma のところで Ganga 河を渡って Rājagaha の方向に進んだのである。結論を言えば、原始仏教時代にヒマラヤ山脈の麓から Gandak 河左岸（東岸）に沿って南下する幹線ルートがあったと考える証拠はないということになる。

[7] Yamuna 河沿いのルート

また【地図Ⅲ】においては Madhurā と Kosambī を結ぶ Yamuna 河沿いのルートも想定されていないがこれも気にかかる。

[7-1] Madhurā と Kosambī を結ぶ「直近 2 点間資料」はない。しかし Kosambī = Payāgapatiṭṭhāna と考えれば、Madhurā と Kosambī を結ぶ資料には「律蔵」の「波羅夷罪第 1 条」の記述が見いだされる。これは「原始仏教聖典における通商・遊行ルートに係わる三大データ」の 1 つであって、Verañjā……Soreyya……Saṅkassa……Payāgapatiṭṭhāna と

いうルートである。これはけっして Madhurā から出発しているわけではないが、われわれは釈尊は Verañjā には Madhurā から来られたものと考えている。またこのルートは Kosambī に行っているのではないが、われわれは Payāgapatiṭṭhāna はそのまま Kosambī につながるとも考えている。したがってこれは Yamuna 河沿いの Madhurā からいったん Ganga 河の方に東進し、それから Ganga 河に沿って南下して Payāgapatiṭṭhāna を経て Kosambī に至るというルートになる。

しかしながら現実の地図上では、Madhurā から Kosambī に行こうとすると、このルートはかなりの遠回りである。Madhurā は Yamuna 河の河岸にあり、Kosambī も Yamuna 河のほとりにあって、Kosambī は Ganga 河の本流とはもっとも近いところでも約 30km も離れている。したがって Madhurā から Kosambī に行くには Yamuna 河をそのまま河沿いに下るのが最短距離である。

しかしながらもし原始仏教聖典に Madhurā と Kosambī を直接に結ぶ Yamuna 河沿いのルートデータがないのであれば、われわれは原始仏教聖典に記されたデータに基づくという大前提に立つ以上、このようなルートを措定することはできない。

そこで思いつかれるのは水上交通路であるが、これは [4-3] に記した Sarayū (Ghaghara) 河と同様に考えてよいのではなかろうか。もしこの河沿いに陸上交通路がないとすれば、水上交通路もなかったであろうということである。

[7-2] 以上のように考えると、Ganga 本流についてはそれに沿って幹線道路が東西に貫通しており、これに付随して水上交通路も発達していたであろうと考えられる。しかしながら現代の川名でいうと Yamuna 河や Ghaghara 河、Gandak 河などの沿岸には道路は通じていなかった。もっともこれは幹線道路という意味であって、「県道」「市道」レベルの道が通じていることを否定するものではない。また幹線水上交通路とはなっていないとも、これらの河は 1 年中涸れることはないから、十分に船の航行が可能であった。しかしただ航行が可能だからといってそれが幹線水上交通路となりうるかといえばそうではないということである。

[8] 【完成地図】

以上のようにわれわれが作成した仮説としての【地図Ⅲ】は、原始仏教聖典という仏教文献を材料にしてつくられているために、釈尊や仏弟子たちの活動中心にモディファイされている傾向があるので、ルートを幹線道と非幹線道に分け、前者を太線、後者を細線に修正したい。

その上で【地図Ⅲ】に問題点はないかをいくつかの課題を掲げて検討したが、この地図は今から 2 千余年も前の原始仏教時代の道路網を推定したものであるから、依然として仮説であることに変わりはないけれども、われわれの考える範囲においてはおおむね妥当ではないかというのが結論である。

この結論にもとづき【完成地図】を作成した。（【完成地図】参照）

[9] 法顕・玄奘の求法の旅ルートによる検証

最後に法顕、玄奘の旅行記によって検証してみよう。

[9-1] 【8】の[3-1]に記した法顕の求法の旅のルートは、まさしくこの【完成地図】のルートをたどったといえることができる。

すなわち法顕は中央アジアから西北インドの Takkasilā に入って、幹線道路たる「王の道」をたどって Madhurā、Sānkassa、Kaṇṇakujja を経由し、そこから左折するような形で Sāketa に至り、重要な仏教遺跡があった Sāvattihī、Kapilavatthu を巡拝し、ここから支線道路によって Lumbini やわれわれは基準地点として立てていないラーマガーマ (Rāmagāma) に立ち寄った後、Kusinārā でまた幹線道路に戻って、Vesālī、Pāṭaligāma、Nālandā を経由して Rājagaha に至り、これまた重要な仏教遺跡があった Gayā、Uruvelā などを支線で回ると、再び幹線道路によって Pāṭaligāma に戻り、今度はいったん Ganga 河に沿った東西を結ぶ「王の道」を西行して Āḷavī、Bārāṇasī を経由して Kosambī に至ると、そこからバックして今度は東行して三度目の Pāṭaligāma を通って Campā に至り、Ganga 河に沿っておそらく原始仏教時代には仏教が伝わっていなかったベンガル湾沿岸の町タームラリプティ (Tāmuralipti) ⁽¹⁾ に至って、そこから船に乗ってスリランカを経由して中国に戻ったのである。

(1) Hooghly 河口にある Tamluk (北緯 22° 17′、東経 87° 55′) に比定されている。『法顕伝』p.133

[9-2] これに比べると玄奘は法顕よりも、インドの地理や歴史にはるかに広くて深い関心をもっていたうえに、より長期間インドに滞在しているので法顕が行かなかったところにも行っており、われわれが描いた地図からずいぶん外れたルートをたどっている。

しかし仏教中国の範囲を中心にいえば、Takkasilā を通って Madhurā において中インドに入り、Sānkassa を経由して Kaṇṇakujja に至るまでは同じである。しかしここからは法顕とは異なる。すなわち Kaṇṇakujja からは Ganga 河に沿って下る幹線ルートを取り、阿踰陀国 (Ayojjhā?)、阿耶穆佉国を経由して Payāgapatiṭṭhāna = Kosambī に行き、このあと迦奢布羅城、鞞索伽国 (Sāketa?) を経由して Sāvattihī に至るといった経路をとっている。もしこのなかの阿踰陀国が Ayojjhā (Ayodhyā) であり、鞞索伽国が Sāketa であるとする、玄奘のいう Ayodhyā は Ganga 河本流の沿岸にあることになり、また Ayojjhā は Sāketa ではないということになる。

しかしながら実は基礎データの「〈基準地 5 点間〉通商・遊行ルートのデータ」の [5-④] -1 に紹介した『根本有部律』「薬事」の釈尊の遊行ルートは基準地だけを取り上げると Madhurā……Vairāmbhya (Verañjā) ……Ayodhyā……Sāketa……Sāvattihī というルートになるから玄奘とほぼ同じルートとなり、そうすると改めて Ayodhya と Sāketa との異同やその位置が問題になるが、これについてはひとまずわれわれの結論にしたがうことにして、この検討は改めて別稿を期すことにしたい。

それはともかく玄奘は Kosambī から Sāvattihī に行っているのであるが、この途中の鞞索伽国を Cunningham は Sāketa に比定しているから ⁽¹⁾、それを採用するならわれわれの地

図の Payāga-patiṭṭhāna と Sāketa を結ぶルートをとったことになる。そしてそこから Sāvattḥī に至り、釈迦国の Kapilavatthu、Lumbinī、Rāmagāma などの故地を訪ね Kusinārā に至っているから法顕と同じである。

しかしながら玄奘は Kusinārā から直接 Bārāṇasi に行っているから、このルートはわれわれの地図にはない、法顕とも異なるルートをとったことになる。

そしてそこからおそらく Āḷavi を経由して Vesālī に至っている。ここでは Pāṭaligāma にふれないから、Pāṭaligāma を経由しないで Āḷavi から直接 Vesālī に行ったのかもしれない。もしそうとするならこのルートもわれわれの地図にはない。

Vesālī に行ったあと玄奘は Pāṭaligāma を通って Gayā、Uruvelā、Rājagaha などを回り、そして Nālandā を経由して Maṅkulapabbata へ行き Campā に至っている。もっとも『西域記』はいったん記述したところは再びそれについてはふれないことにしていたようであるから、われわれの作った地図のように Nālandā をからいったん Rājagaha に戻って、それから Maṅkulapabbata へ行ったのかもしれない。

そして玄奘は Campā から Ganga 河にそって Kajaṅgala、Puṇṇavaddhana を経由してベンガル湾の近くにまで至っている。

玄奘はその後、東インド・南インドをめぐって Bhārukaccha、Ujjeni などデカン高原西部の都市を訪れており、幹線道路としては「南道」を軸にして行動したものと思われるが、この具体的な経路はわれわれの想定外というほかはない。この地域はそもそも原始仏教時代にはまだ仏教とはあまり縁のない地域で、われわれが作ったルート地図は原始仏教聖典のデータをもとにしているのであるからほとんど空白のままに残されている。したがってこの部分の玄奘の記述はあまり検証の材料とはならない。

(1) *Cunningham* p.401

まとめに代えて

以上原始仏教聖典に記された記事をもとに、原始仏教時代における通商・遊行ルートを設定する作業を進め、前節の最後にわれわれの結論としての地図すなわち【完成地図】（以下【地図】という）を作成した。

したがってこの地図自体が「結論」であって、このほかに記すのは蛇足というほかはないが、最後に釈尊と仏弟子たちの活動範囲をまとめ、「増根資料」について付言しておく。

[1] 釈尊と仏弟子たちの活動範囲

まず釈尊と仏弟子たちの活動範囲と仏教の修行者が行っていない地名について調べてみたい。

[1-1] 「直近2点間資料」によって、比較的辺境にあたり釈尊が足を踏み入れられた形跡の乏しい地名について、釈尊や仏弟子やその他の移動者通商遊行記事があるかどうかを調べて表にしてみた。

「地名」とは比較的辺境にあつて釈尊が足を踏み入れられた形跡の乏しい地名であり、「資料No.: 2地点名」とは、その地名を含む【3】に掲げた「直近2点間資料」の2基準地点の地名と資料番号である。

なお「釈尊」「仏弟子」「その他」というのは移動者の種類であり、該当データがあるものは○、ないものには印をつけなかった。もちろん釈尊がおられるところには弟子たちもいたであろうから、釈尊の欄に○がついていて仏弟子のところにも○がついていなくとも、○がついているものとお考えいただきたい。

地名はローマ字のアルファベット順である。

地名	資料No.: 2基準地点名	釈尊	仏弟子	その他
Godhāvārī	41: Godhāvārī~Patiṭṭhāṇa			○
	42: Godhāvārī~Sāvattihī			○
Māhissati	73: Māhissati~Ujjenī			○
	74: Māhissati~Patiṭṭhāṇa			○
Madhurā	02: Āḷavi~Madhurā		○	
	69: Madhurā~Pāvā		○	
	70: Madhurā~Rājagaha	○		
	71: Madhurā~Verañjā	○		
	72: Madhurā~Vesālī		○	
Patiṭṭhāṇa	41: Godhāvārī~Patiṭṭhāṇa			○

まとめに代えて

	74 : Māhissati~Patiṭṭhāṇa			○
Pāvāpurī	52 : Kapilavatthu~Pāvāpurī 80 : Nālandā~Pāvāpurī		○	○
Puṇṇavaddhana	90 : Puṇṇavaddhana~Sāvattḥī	○		○
Suppāraka	105 : Sāvattḥī~Suppāraka		○	
Takkasilā	20 : Bārāṇasī~Takkasilā 93 : Rājagaha~Takkasilā 98 : Sāketa~Takkasilā 109 : Takkasilā~Ujjenī 110 : Takkasilā~Vesālī			○ ○ ○ ○ ○
Ujjenī	21 : Bārāṇasī~Ujjenī 46 : Kaṇṇakujja~Ujjenī 62 : Kosambī~Ujjenī 73 : Māhissati~Ujjenī 94 : Rājagaha~Ujjenī 99 : Sāketa~Ujjenī 106 : Sāvattḥī~Ujjenī 109 : Takkasilā~Ujjenī 111 : Ujjenī~Vedisa	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
Vedisa	63 : Kosambī~Vedisa 111 : Ujjenī~Vedisa			○ ○

なお通商遊行データがないために表には入っていないが、地図には仏教中国の外の辺国にある地名で西北インドの Takkasilā に近い位置に Sāgala を示し、アラビア海沿岸に Bhārukaccha を示し、Ganga 河下流には Kajaṅgala を示してある。データがないのになぜ示したかという、これらは仏在処もしくは仏弟子のいたところとされ、【1】において記したようにその位置が明確になっていて各駅停車的なルートをつくるのに有益であると判断したからである。そこでこれらも含めて上の表につけ加えると、

地名	文献名	釈尊	弟子	他
Sāgala	『パーリ律』 「波羅夷 002」 (1) AN.008-001-008 (2)		○ ○	
Bhārukaccha	『パーリ律』 「波羅夷 001」 (3)		○	
Kajaṅgala	MN.152 'Indriyabhāvanā-s.' AN.010-003-028 『雑阿含』 282 (4)	○ ○ ○		

ということになる。ここでは便宜的に上の表を [第 1 表] といい、この表を [第 2 表] と呼ぶことにする。

まとめに代えて

- (1) 『モノグラフ』15号 p.584
- (2) 『モノグラフ』15号 p.585
- (3) 『モノグラフ』15号 p.582
- (4) 以上3経は『モノグラフ』15号 p.595

[1-2] まず [第1表] によれば、釈尊や仏弟子がその地に至ったことがないということを示す「その他」欄だけに○がつけられた地名は *Godhāvārī*、*Māhissati*、*Paṭiṭṭhāṇa*、*Vediśa* と *Takkasilā* である。*Takkasilā* 以外は *Suttanipāta* に記されるヴァーバリン (*Bāvarin*) の16人の弟子たちの遊行経路に含まれ、*Kosambī* からデカン高原部にいたるルートにある地名である。しかしながらこれのすべてが仏教に縁がなかったというわけではなく、*Vediśa* と *Māhissati* の間には *Ujjeni* があり、ここにはマハーカッチャーナ (*Mahākaccāna* 摩訶迦施延) が仏教を伝え、その弟子になったソーナ (*Soṇa Kuṭikaṇṇa*, *Soṇa Koṭikaṇṇa*) が「十衆白四羯磨具足戒」を受けたいのに、それに足るだけの比丘がそろわなかったという因縁で「辺国」では例外的に「五衆白四羯磨具足戒」でよいと定められたという因縁が語るように⁽¹⁾、釈尊在世時代にすでに仏教が伝わっていた。

また【完成地図】には *Māhissati* から分かれて *Bhārukaccha* に行き、そこから *Suppāraka* に行くルートを作っておいたが、この *Suppāraka* にはブンナ (*Puṇṇa*) が仏教を伝えた。

またヴァーバリンの弟子たちも釈尊に会って梵行を修するようになり、このうちのピンギヤ (*Piṅgiya*) はヴァーバリンのもとに帰って師に報告したあと、おそらく死ぬまでそこに住したのであろう⁽²⁾。このように釈尊の時代にデカン高原部の中央辺りまでは仏教が伝わり、比丘も存在したものと考えられる。

また西北インドの *Takkasilā* には「その他」にしか○が付されていないが、[第2表]には *Sāgala* には仏弟子がいたとされている。【完成地図】に見るように *Sāgala* は *Takkasilā* にほど近いから、もし *Sāgala* に仏教が伝えられていたら *Takkasilā* にも伝わっていたと考えよう。

さらに東インドに関しては [第1表] によれば *Puṇṇavaddhana* に釈尊が行かれたことになっている。また [第2表] でもインドの中央部からいうとその手前になる *Kajāṅgala* を仏在処とする経があることを示している。*Puṇṇavaddhana* は *Padma* 河沿いにある町 *Pabna* (北緯 24° 00′、東経 89° 14′ E.) で経度からいうと現在の *Kolkata* (北緯 22° 34′、東経 88° 22′ E.) よりも東である。だからもうベンガル湾にほど近いところであって、したがって東方の奥深くにも釈尊自らが足を踏み入れていたことになる。

とはいいながら「律蔵」の「五衆白四羯磨具足戒」にかかわる中国と辺国の東方の境は『パーリ律』や『十誦律』は *Kajāṅgala* とするが、『根本有部律』の「律蔵」と *Divyāvādāna* は *Puṇṇavaddhana* とする。この境界は【7】「原始仏教聖典に記されたルート②——中国と辺国——」に書いたように仏教の流通範囲からみた中国と辺国の境を表わすのであって、後者は時代的には後にできた文献であるから釈尊の時代よりも後の事情を伝えるのであろう。とするならば釈尊自身が *Kajāṅgala* の境を越えてより深く足を踏み入れていたとは考えにくい。*Puṇṇavaddhana* を仏在処とするのは遅い成立にかかる『増一阿含』030-003⁽³⁾ であって、しかも釈尊や仏弟子たちは神足でもって行ったという神話的なものである。したがって

釈尊自身が足を運んだ東限は *Kajāṅgala* と考えておいたほうがよいであろう。

- (1) 『モノグラフ』第18号 pp.188~196 参照
- (2) 中村元『ブツダのことば』（岩波文庫、1984）p.240 v.1144 参照
- (3) 大正02 p.660 上

[1-3] [第1表] で「釈尊」の欄に○がなく「弟子」のみに○が付されているのは、*Pāvāpurī* と *Suppāraka* のみである。

先にも記しように *Suppāraka* は釈尊が危険だからとブンナの布教を止めたぐらいのところであるから釈尊自身が足をのばされていないことは確実であるが、その手前の *Bhārukaccha*、*Māhissati*、*Vedisa* にも釈尊はもとより仏弟子にも○が付されていない。しかし *Vedisa* と *Māhissati* の中間にある *Ujjeni* には仏弟子はもちろん釈尊にも○が付されている。釈尊に○が付されているのは No.62 の *Kosambī~Ujjeni* という「直近2点間資料」と No.94 の *Rājagaha~Ujjeni* という「直近2点間資料」のなかに釈尊の遊行記事があるからであるが、それを記す文献は『四分律』「菓鞞度」(1) 1つであり、それが「直近2点間資料」として2つに分解されたものである。この遊行経路は王舎城……優禪城……拘睺弥国・瞿師羅園……迦維羅衛国・尼拘律園……舎衛国・祇桓園となっている。

これは王舎城の長者が栴檀で鉢を作らせ、竹竿の先に括りつけて取った者に与えると神通力を六師外道に競わせたがよくこれを取るものがなく、そこで目連がピンドーラ・バーラドヴァージャ (*Piṇḍora-bhāradvāja*) をそそのかしたのでピンドーラが取り、このために釈尊は「在家信者のまゝで神通力を使つてはならない」と定められたとする『パーリ律』「小事鞞度」(2) や『五分律』「雑法」(3)、『十誦律』「雑法」(4)、『鼻奈耶』(5) などに共通するエピソード(6) に関するものであるが、『四分律』のみはこの後外道たちから神通力比べを要求され、前述のような経路で舎衛城まで行って、そこで種々の神通を示されたとする。

この舎衛城神変のエピソードは、このほかにも知られるが、『根本有部律』「雑事」は「次に室羅伐城為人天衆現大神通」(7) とするのみであり、仏伝經典も『仏所行讚』(8) は「時諸外道 見王信敬仏 咸求於大王 与仏決神通 時王白世尊 願從彼所求 仏即默然許 種種諸異見 五通神仙士 悉來詣仏所 仏即現神力 正基坐空中 普放大光明 如日耀朝陽 外道悉降伏 国民普歸宗」とし、*Buddhacarita* (9) も「大地の主たるかの王が〔ブツダを〕拝礼したと知つて他の異教徒たちは、その場で十力〔を具せるブツダ〕に神通の試合を挑んだ。地の守護神〔たる王〕に依頼されたときに、自己を克服せる仙人(ブツダ)は神通を示すことに同意された。かくて牟尼は、明らかで光明を放つ円輪を示し、あたかも諸星を焼き尽くす日の出のように、勇躍して、種々様々の見解をもつ〔異教の〕教師たちを多くの種類の神通をもって降伏された」とするのみである。

後世の仏伝資料 *Jinakālamāli* (10)、*Bigandet* (11) は、例えば *Jinakālamāli* は「ウツラーサールハ星宿に満月が宿るアールサール八月の満月の日に (*Āsāḥpuṇṇamāyaṃ uttarāsāḥhanakkhattayoge vattamāne*)、*Sāvattihī* (舎衛城) の城門の近くにある *gaṇḍamba* 樹のもとで二重の神変を行なおうとして、〔そこに〕集まった人々が36由旬の会衆となり、影が長く身を落とす時分、空中に経行処を築いた。そしてそれは、1鉄圍山ほどの長さがあった。世尊は、そこで神変を行なった」とし、*Bigandet* は「タバオング月 (*Tabaong* 二月) の満月の日、世尊は大衆を率いて王舎城を去り、ワチャウ (*Watso*) 月

の上弦の第七日に舎衛城の国に入り給うた。……仏陀は……群衆の前で、今こそ神通を顕わす時であると思召してその空中道へ飛び上っていろいろの神通を顕わし給うた」として、王舎城から舎衛城に直通されたとしている。

このように『四分律』の対応文献にも、「舎衛城の神変」を伝える文献にも釈尊が上記のようなルートをとって舎衛城に行ったとするものはない。『四分律』では優禅城の王を波羅殊提としており⁽¹²⁾、釈尊当時のアヴァンティ国の国王はチャンダパッジョータ (P.: Caṇḍapajjota, Skt.: Caṇḍapradhyota) であるからこれに相応するであろう。したがって『四分律』自身は上記のようなルートをとって釈尊は王舎城から舎衛城へ行ったという伝承をもっていたのであろうが、これは『四分律』にしかない特殊な伝承であるからこのデータは信頼できない。したがって釈尊自身は Ujjeni には行かれたことがないと結論づけてよいであろう。

とするならば釈尊の活動範囲は【完成地図】-②に示したような Puṇṇavaddhana を除く仏教中国の範囲にとどまったと考えてよいであろう。釈尊が Madhurā に行かれたかどうかの問題であるが、われわれは行かれたことがあると考えていることはすでに述べた⁽¹³⁾。

そして仏弟子たちが活動した範囲は【完成地図】-①にルートを示した全域にわたるといふことになる。

- (1) 大正 22 p.946 中
- (2) vol. II p.110
- (3) 大正 22 p.170 上
- (4) 大正 23 pp.268 下~269 中
- (5) 大正 24 p.877 中
- (6) 『モノグラフ』第 14 号 pp.209~210 参照
- (7) 大正 24 p.399 下
- (8) 大正 04 p.039 下
- (9) 『モノグラフ』第 3 号 p.178
- (10) p.033, 畑中 p.147
- (11) vol. I p.216, 赤沼 p.270
- (12) 大正 22 p.947 下
- (13) 『モノグラフ』第 18 号に掲載した【論文 18】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」pp.219~220 を参照されたい。

[2] 原始仏教時代のタイム・スパン

この論文は題目を「原始仏教時代における通商・遊行ルート」としている。ここで「原始仏教時代」というのは原始仏教聖典（研究チームがいうところの A 文献）に見られる通商・遊行ルートという意味で使っているにすぎないが、厳密に言えば原始仏教時代とはどのくらいの時代的なタイム・スパンを含めているのかということが問題となる。

確かに一言で原始仏教聖典といっても文献によってその成立の過程や時期は様々であり、かなり早い時代、それこそ釈尊の生存した時代の情報を伝えている文献もあるし、一方では釈尊入滅後 100 年も 200 年も経過した時代の情報を伝えると思われる文献もあると考えられる。「直近 2 点間資料」では遅い時代のことが反映されているかもしれないということで

『増一阿含』と『根本有部律』にしか現われない資料は「増根資料」として第一義的には信頼しないという態度をとったのは、そうした資料観によったものである。

こうした資料観によってデータを整理したのであるから、「増根資料」のいう情報にはどういう特徴があるかを調べておこう。

[2-1] 「直近2点間資料」から「増根資料」、すなわち『増一阿含』『根本有部律』にしか現われない資料を抜き出してみると次のようになる。後の検討に便なるように、これらが『増一阿含』と『根本有部律』のどちらであるか、そしてそれが「飛行機資料」（飛）であるか、「1件資料」（1件）であるかも記しておいた。『増一阿含』は「増」、『根本有部律』は「根」と記した。

- No.11 Bārāṇasī~Kaṇṇakujja : 「根」（飛/1件）
12 Bārāṇasī~Kapilavatthu : 「根」（飛/1件）
18 Bārāṇasī~Sāketa : 「根」（1件）
20 Bārāṇasī~Takkasilā : 「根」（飛）
34 Campā~Sāvattī : 「根」（飛/1件）
37 Devadaha~Kapilavatthu : 「根」
38 Devadaha~Lumbinī : 「根」
44 Kaṇṇakujja~Rājagaha : 「根」（飛/1件）
46 Kaṇṇakujja~Ujjeni : 「根」（飛）
50 Kapilavatthu~Lumbinī : 「根」
54 Kapilavatthu~Saṅkassa : 「増」（飛/1件）
56 Kapilavatthu~Uruvelā : 「増」「根」（飛）
70 Madhurā~Rājagaha : 「根」（飛/1件）
76 Mithilā~Pāvā : 「根」（1件）
78 Mithilā~Vesālī : 「根」（1件）
83 Pāṭaligāma~Saṅkassa : 「根」（飛/1件）
90 Puṇṇavaddhana~Sāvattī : 「増」（飛）
91 Rājagaha~Saṅkassa : 「増」（飛/1件）
100 Sāketa~Verañjā : 「根」（飛/1件）
109 Takkasilā~Ujjeni : 「根」（飛）
110 Takkasilā~Vesālī : 「根」（飛/1件）

[2-2] このうちこの「増根資料」にしか現われない基準地点はNo.90のPuṇṇavaddhanaだけで、文献は『増一阿含』である。そのほかの地名は他の原始仏教聖典にも見いだされる。

前項にも書いたように、Puṇṇavaddhanaは『根本有部律』系の律蔵とこれを系統を同じくする*Divyāvadāna*が中国と東の辺国の境界とするが、『パーリ律』や『十誦律』はこれをKajaṅgalaとするから、これは釈尊時代よりも後の情報であると考えられる。『増一阿含』の情報も信じるべきではないことも先に記した。しかしこれは仏教の伝播範囲が時代が下るにしたがって拡大したという貴重なデータと考えることもできる。

[2-3] 先に示した『増一阿含』『根本有部律』にしか現われない「直近2点間資料」の

一覧リストから次のようなことがわかる。

第1に、このリストには「飛行機ルート」が多いということである。ここには21の資料を挙げたが、そのうちの15資料が「飛行機ルート」であって、71%がこれに相当する。この「飛行機ルート」は単に各駅停車を飛ばしたというだけではなく、Bārāṇasī～KaṇṇakujjaやBārāṇasī～Kapilavatthuをはじめとして非現実的で観念的、空想的記事に含まれることが多く、神通力によると明示しているものは参考データとして本稿執筆の材料とはしていないが、むしろこれに近いといってよいであろう。

第2に、「増根資料」とはいいながら、実はこのほとんどが『根本有部律』データであるということである。客観的な表現をすれば『根本有部律』には特異な情報が含まれるということになるが、批判的にいえば『根本有部律』情報はあまり信頼できないということになる。その典型例は基礎データの[2-⑦]-45『根本有部律』「波逸底迦082」である。

以上からすると、われわれは通商・遊行ルートを『増一阿含』『根本有部律』にしかないものを「増根資料」として別扱いにしたのであるが、『増一阿含』はともかく、『根本有部律』についてはこの扱いは正しかったといえるであろう。